【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出日】 2016年6月22日

【事業年度】 自 2015年1月1日 至 2015年12月31日

【会社名】 ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー

(The Royal Bank of Scotland plc)

【代表者の役職氏名】 会社秘書役

(Company Secretary) アイリーン・テイラー

(Aileen Taylor)

【本店の所在の場所】 連合王国EH12 1HQエジンバラ市ゴガバーン私書箱1000

(Gogarburn, PO Box 1000, Edinburgh EH12 1HQ, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 門 田 正 行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 6889 7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 長谷川 紘

 弁護士
 白水克典

 弁護士
 一色健太

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 6889 7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

注:

(1) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有するものとする。

「当行」、「RBS plc」又は「RBS」 ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー

「当行グループ」 ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー並びにその子会

社及び関連会社

「RBSG」 ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループ・ピーエルシー

「RBSグループ」 ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループ・ピーエルシー並び

にその子会社及び関連会社

「英国」又は「連合王国」 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国

- (2) 別段の記載のない限り、本書中の「ポンド」又は「」は英国スターリングポンドを、「ペンス」又は「p」は英国ペンスを、「円」は日本円を、「ユーロ」は欧州共同体設立条約(その後の修正を含む。)に基づき1999年1月1日に導入された単一通貨を、「米ドル」、「ドル」又は「\$」はアメリカ合衆国ドルを指す。2016年5月27日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行発表の()ポンドの日本円に対する対顧客電信直物売買相場の仲値は、1ポンド=160.99円、()ユーロの日本円に対する対顧客電信直物売買相場の仲値は、1ユーロ=122.81円、及び()米ドルの日本円に対する対顧客電信直物売買相場の仲値は、1ユーロ=522.81円、及び()米ドルの日本円に対する対顧客電信直物売買相場の仲値は、1米ドル=109.79円であった。本書において記載されているポンド、ユーロ及び米ドルの日本円への換算はかかる換算率によって便宜上なされているもので、将来の換算率を表するものではない
- (3) 本書の表の計数が四捨五入されている場合、合計は必ずしも計数の総和と一致しない。
- (4) 将来予想に関する記述

本書の一部の項目には、1995年米国私募証券訴訟改革法で定義されている「将来予想に関する記述」、例えば「予想する」、「見積もる」、「予測する」、「期待する」、「考える」、「~すべき」、「意図する」、「計画する」、「~し得る」、「蓋然性」、「リスク」、「バリューアットリスク(VaR)」、「ターゲット」、「目標」、「目的」、「可能性がある」、「努力」、「見通し」、「楽観的」、「見込み」といった用語及びこれらと類似の表現又はそのバリエーションを含む記述が含まれている。

特に、本書には、RBSG及び当行グループの再編(これには、ウィリアムズ&グリンの分離及び売却、RBSGのCIB事業の再編案、英国のリングフェンス制度の実施、RBSG及び当行グループのITインフラを更新するための主要な開発プログラムの実施、並びに貸借対照表の規模縮小計画の継続が含まれる。)、並びに資本計画及び戦略的計画、事業売却、資本組入れ、ポートフォリオ、預貸利鞘、自己資本比率及びレバレッジ比率及び要件、流動性、リスク・アセット(RWA)、RWA相当額(RWAe)、ピラー2A、自己資本利益率(ROE)、収益性、経費率、預貸率、AT1その他の資金調達計画、資金調達リスク及び信用リスク・プロファイル、訴訟、政府及び規制機関による調査、RBSG及び当行グループの将来の財務成績、将来の減損及び評価損の水準及び範囲(のれんに関するものを含む。)、将来の年金拠出、並びに政治的リスク、業務リスク、行為規制違反リスク及び信用格付リスク並びに様々な種類の市場リスク(金利リスク、為替リスク、商品価格及び株価リスク等)に対するRBSG及び当行グループのエクスポージャーに関連する(但し、これらに限定されない。)将来予想に関する記述が含まれる。かかる記述は現時点での計画、見積り、目標及び予測に基づいており、実際の結果がかかる将来予想に関する記述で明示又は黙示される将来の結果と大きく乖離する原因となり得る固有のリスク、不確実性その他の要因によって左右される。例えば、一定の市場リスクの開示は、主要なモデルの特性及び前提条件に基づく選択に依拠しており、様々な制約を受ける。その性質上、一定の市場リスクの開示は、見積りにすぎず、結果として、実際の将来の利益及び損失は、見積られたものと大きく異なる可能性がある。

我々の業績及び本書における将来予想に関する記述の正確性に悪影響を及ぼす可能性があるその他の要因には、本書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」に記載されるリスク要因及びその他の不確実性が含まれる。これには、RBSGが服する法律上、規制上及び政府の措置及び調査(活発な民事及び刑事調査を含む。)の結果並びにそれにより生じる不利な結果(和解により解決した場合を含む。)のRBSGに対する重大な悪影響、英国の欧州連合離脱に関する国民投票及びその結果に関する不確実性、ウィリアムズ&グリンの分離及び売却、RBSG及び当行グループがその再編計画に含まれる各種のイニシアティブ(特に、CIB事業の再編案及び貸借対照表の規模縮小計画、並びに英国リングフェンス制度を実施するためにRBSG及び当行グループが行うことを要求される重大な再編)を成功裏に実施することができるか否か、その再編、ウィリアムズ&グリンの分離及び売却並びに英国リングフェンス制度の実施に関

する重大な変更、複雑性及び費用、当行グループがその再編及び英国リングフェンス制度の後に存続可能で競争力があり顧客志向でかつ収益性の高い銀行となるか否か、RBSGがその資本及びレバレッジの要件又は目標を達成することができるか否か(これは、RBSG及び当行グループによる事業規模縮小の成功並びに将来の収益性に依存する。)、非効果的な資本管理若しくは自己資本及び流動性に関する規制上の要件の変更又は義務的なストレステストに合格できないこと、十分な資本、流動性及び資金調達の源泉に必要時にアクセスできるか否か、RBSG、当行又は英国政府の信用格付の変更、RBSG及び当行グループによる英国に戦略的に再度焦点を当てたことによる顧客維持及び収益創出の低下から生じる収益低下、全世界的な経済及び金融市況(低金利又はマイナス金利を含む。)の影響並びに競争の激化により生じるRBSG及び当行グループに対する重大なリスクが含まれる。

更に、その他のリスク及び不確実性がある。これには、当行グループの事業に内在しており、当行グループの重大な 再編の結果として増大する業務リスク、現実の又は認識された全世界的な経済及び金融市場の状況並びにその他の全世 界的リスクが当行グループの事業に与える潜在的な悪影響、金利、利回り曲線、外国為替レート、信用スプレッド、債 券価格、コモディティ価格及び株価における予期せぬ混乱の影響、ベーシス、ボラティリティ及び相関リスク、規制及 び政府の監視の強化並びにRBSG及び当行グループが事業を行う環境の規制増大、当行グループの情報技術及びシステム に対する多額の投資の利益を実現することができないリスク、RBSG又は当行グループのITシステムの機能停止を防止す ることができない又は自社及びその顧客をサイバー脅威から保護することができないリスク、風評リスク、強靭な管理 及びリスクの文化を組織全体に組み込み、維持することができない場合又はそのリスク管理フレームワークが効果的で ない場合に関連するリスク、年金債務の増加並びにRBSG及び当行グループの自己資本基盤に対する年金リスクの影響に 関連するリスク、新たな既存企業及び破壊的な技術から生じる競争圧力の増加、当行グループが資質のある人材を引き つけその雇用を維持することができるか否か、英国財務省によるRBSGの運営に対する影響の行使、英国財務省による RBSGへの出資の結果として当行グループの活動に課される制限又は追加要件、低下した資産評価から発生する将来の評 価損及び減損損失の程度、借手及び契約相手先の信用の質の低下、当行グループが購入する信用プロテクションの価値 及び有効性、評価、資本及びストレス・テストのモデルへの依拠並びにそれらから生じる誤り又は当行グループが事業 を行うミクロ及びマクロ経済における変化を正確に反映していないことに関連するリスク、当行グループの財務書類の 作成に影響を与える可能性がある適用ある会計方針又は規則の変更に関連するリスク、当行グループが服する回復及び 破綻処理のフレームワーク並びにその他のプルーデンス規則の影響、当行グループによる繰延税金資産の回収可能性、 並びにRBSG及び当行グループが上記に伴うリスクの管理に成功するか否かといった要因が含まれる。

本書に含まれる将来予想に関する記述は、本書作成日現在においてのみの記述であり、当行グループは本書作成日以降に発生した事象若しくは状況を反映させるため又は不測の事象の発生を反映させるために、いかなる将来予想に関する記述も更新する義務又は責任を負わない。

本書に含まれる情報、記述及び意見は、いかなる適用法令に基づく公募をも構成せず、また、有価証券若しくは金融商品の販売の申し出、購入の申し出の勧誘、又はかかる有価証券若しくはその他の金融商品に関する助言若しくは推奨を行うためのものではない。

本注(4)において使用される用語については、本有価証券報告書の本文を参照のこと。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】

スコットランドの会社制度

本書の日付現在、当行の会社制度に関する法律事項を規制する主たる法律は、2006年会社法(以下「2006年法」という。)の規定である。以下は、本書の日付現在の当行を含む会社に適用される2006年法の主要規定を要約したものである。2006年法は、1985年会社法の実質的全部に替わった。

会社の設立手続には、発起人による基本定款への署名、及び通常の場合通常定款への署名が含まれる。登録官が設立証書を交付する前に署名済の基本定款及び通常定款を会社登録機関に登録しなければならない。会社は登録官が設立証書を交付したときに法人として成立する。当行はアールビーエスジー・パブリック・リミテッド・カンパニー(RBSG public limited company)の名称で1984年10月31日に、1948年から1980年の会社法に基づき、有限責任会社としてスコットランドにおいて設立され登録された。当行は1985年9月30日に現在の社名に変更している。当行は、会社番号SC90312で登録されている。

2009年10月1日以降、基本定款は、会社の設立及び登録後には会社の基本的規約に継続的な関連性を有さないこととなった。

通常定款には、会社の内部的経営・管理に関する規則が記載される。通常定款には、法律又は基本定款に反しない限り、会社の事業、業務、権利及び権限、並びに株主、取締役、その他の役員及び従業員の権利及び権限に関する規定を設けることができる。通常定款は、特別決議によってのみ(例外的に普通決議により)変更することができる(但し、基本定款又は2006年法に定める要件に従う。)。

通常定款には通常の場合、以下の事項に関する規定が含まれる。

- (a) 会社の株式に付随する権利及び義務(株式の割当、登録及び名義書換並びに株式資本の変更に関する事項を含む。)
- (b) 株主総会の議決及び運営
- (c) 取締役(取締役の員数、借入権限を含む権限及び義務、報酬、費用及び利益、並びに選任及び解任の手続並びに議事手続に関する事項を含む。)
- (d) 会社の秘書役の選任及び社印の使用
- (e) 配当の宣言及び支払
- (f) 財務書類の作成及び株主総会への提出並びに株主への通知手続

会社は、会社の取引を表示及び説明するのに足りる会計記録を保持することを2006年法によって義務付けられている。会計記録は、会社の財務状態をいかなる時にも合理的な正確性をもって表示し、かつ取締役会が会社の貸借対照表及び損益計算書上に会社の状況及び損益の状態が真実かつ公正に表示されていることを確認するのに足りるものでなければならない。取締役会は、各事業年度ごとに、2006年法及び会計基準の要件に従った貸借対照表、損益計算書及び注記からなる財務書類を作成しなければならない。これらの個別及び連結財務書類は独立の公認会計士(以下「会計監査人」という。)による会計士の専門家団体が定めた手続及び基準に従った監査を受けなければならない。会計監査人は、法律により会計監査人の判断において、貸借対照表及び損益計算書が法的要件に従って適正に作成されているかどうか、特に当該貸借対照表が会社(又はグループ)のその事業年度末における財務状況及び当該事業年度中の損益について真実かつ公正に表示したものであるかどうかを記載した報告書を作成して会社に

提出しなければならない。また、会計監査人は事業年度についての<u>戦略報告書及び</u>取締役会の報告書が 当該事業年度の財務書類に合致しているか否かを検討し、合致していないと判断する場合には、その事 実を報告書に記載しなくてはならない。中小規模企業の要件を満たす会社は、一般的な会計及び監査要 件の一定の免除を受けることを選択することができるが、当行はこの要件を満たしていない。銀行その 他の金融機関の年次財務書類については一定の法的要件が特別に適用されており、当行はかかる要件に 服している。

年次財務書類は、会計監査人の報告書並びに当該事業年度中の会社及びその子会社の事業の推移及び 当該事業年度末における状況に関する公正な検討を含む取締役会の報告書及び取締役の報酬報告書と共 に株主総会に提出されなければならず、当該財務書類が提出される株主総会の21日以上前に会社の株主 名簿に登録された会社の全株主等に送付されなければならない。当行のような公開会社の場合、当該事 業年度末から6ヶ月以内に、財務書類を株主総会に提出し、かつ会社登録機関に交付しなければならな い。ロンドン・ストック・エクスチェンジ・ピーエルシーの市場(以下「ロンドン証券取引所」とい う。)において株式が取引されている会社の場合、財務書類は、当該事業年度末から4ヶ月以内に公開 しなければならず、会社ウェブサイトにおいて閲覧に供しなければならない。かかる会社は、ビジネ ス・イノベーション・技能大臣が定める一定の場合には、株主に対して戦略報告書及び補足資料のみを 送付することができる。取締役会の報告書には、特に2006年法に定める一定の事項(会社が宣言する配 当に関する取締役会の勧告を含む。) を記載しなければならない。通常定款には、期末配当の支払につ いては株主総会の承認を受けなければならない旨、株主総会は取締役会がその報告書の中で勧告した金 額を超えて配当を支払うことを決議できない旨、及び取締役会が株主の承認なく中間配当を支払うこと ができる旨を規定するのが通常である。2006年法は、配当は、その配当支払のための十分な配当可能利 益(2006年法に定める方法で計算する。概ね会社の累積実現利益から累積実現損失を控除した額)があ る場合にのみ支払うことができる旨を定めている。さらに、当行のような公開会社は、純資産が払込済 資本金総額と配当不能な準備金の合計額を下回る場合、又はそのおそれがある場合には、配当を実施す ることを禁止されている。

株主

株主総会は、少なくとも毎暦年に1回開催されなければならない(これを年次株主総会という。)。 慣例上、年次株主総会の開催及び年次報告書の受領の主な目的は、取締役の選任又は再任、配当の支払 の承認、会計監査人の選任並びにその報酬額について決定することにある。また、通常定款の定めに よっては、取締役会は株主総会を招集することができ、一定割合の株式を保有する株主は、取締役会に 対して株主総会の招集を請求することができる。

会社の株式に付随する議決権、及び株主総会におけるその行使方法については、通常、会社の通常定 款に規定されている。

株主総会に出席し議決権を行使することのできる株主は、1名又は複数の代理人を総会に出席させることができる。代理人は会社の株主でなくてもよい。代理人は挙手及び投票の両方により、株主総会において議決権を行使する権限を有する。通常定款において、定足数及び総会の議長の選任など株主総会に関するその他の事項が定められる。

株主総会の決議は、通常、普通決議、すなわち本人若しくは代理人により議決権を行使した株主の単純過半数の挙手、又は投票の場合は行使された議決権の単純過半数により採択される。但し、2006年法又は通常定款に定めのある場合は、通常定款の修正その他の一定の事項については、議決権を行使した者又は投票の場合は行使された議決権の4分の3以上の多数の特別決議によらなくてはならない。

経営及び運営

公開会社には、2名以上の取締役(そのうち少なくとも1名は個人でなければならない。)及び1名以上の秘書役を置かなければならないが、法律上それ以外の特定の役員を選任することは要求されていない。秘書役は、2006年法上特定の義務及び責任を負い、2006年法に定める資格を満たさなくてはならない。

通常定款は会社の業務が取締役会により経営されると定めている。取締役は、通常の場合、取締役会として行動し、会議により、又は通常定款にその旨の定めがあるときは、会議を招集せずに決議する。 通常の場合、取締役会は、通常定款に基づき取締役により構成される委員会又は業務執行取締役に対して特定の権限を付与することができる。

通常の場合、通常定款の規定により、取締役会は包括的に又は特定の事項に関して、会社を代表する 権限をいかなる者(会社の従業員を含む。)に対しても付与することができる。

株主は、いつでも普通決議(単純多数決)により取締役の一部又は全部を解任する権限を有する。

新株引受権及び株式の発行

2006年法によれば、株式の割当又は株式を引き受ける権利若しくは証券を株式へ転換する権利の付与を行うためには、取締役会は、一定の例外を除き通常定款の定め又は株主総会の普通決議による授権が必要とされる。いずれの場合も割り当てることのできる関連証券の最高額及び授権が失効する日(授権の効力は5年を超えることができない。)を明示して授権を得る必要がある。

2006年法の規定により、株主は全額現金で払い込まれる持分証券(2006年法に定義されている。)の割当に関して優先的引受権を有する。但し、かかる優先的引受権は株主による特別決議、又は通常定款により排除又は修正される可能性がある。2006年法上、かかる特別決議による授権は5年間に限り有効である。

株式の大量保有

株式が市場における取引を認められている会社の株式の大量保有の通知に関する制度は、2000年金融サービス市場法(以下「FSMA」という。)及び金融行為規制機構(以下「FCA」という。)が策定した規則に規定されている。会社の株式資本における議決権の保有割合が定められた基準値を超える者は、その事実を当該会社に通知することが要求される。英国会社法に基づき設立された会社の場合、基準値は3%及び3%を超える1%単位(但し、重要ではないとされるカテゴリーに属する持分については、5%、10%及び10%を超える1%単位)である。通知義務は、登録株主のみならず、議決権を支配する者にも及ぶ。直接保有及び間接保有は合算しなければならず、一定の金融商品も同様である。当該基準値を超えた旨の通知は、2営業日以内に会社に対して行う必要がある。通知を受けた場合、会社は詳細を市場に公表し、また金融行為規制機構に提出しなければならない。

株式に関する利害関係の調査

2006年法は、公開会社に対して、議決権付株式につき利害関係を有すると当該会社が知っている者又は利害関係を現に有している若しくは過去3年以内に権利を有していたと信じるに足る合理的な理由がある者に対して当該利害関係に関する事項の開示を要求する権利を付与している。要求された情報を提供しない場合、裁判所の決定を受けた後、会社は当該株式に関する権利を剥奪し、かつその譲渡及び当該株式に関する配当その他の支払並びに当該株式に関する追加株式の発行を禁止することができる。会社は、また、通常定款により(当行の通常定款も当該条項を有する。)、2006年法に基づく当該開示義務を怠った者がいた場合に株式に対し取締役会による制裁措置を課すことができる。

重要支配者の登録

2016年4月6日から、2006年法及び2016年重要支配者登録規則に基づき、会社は、自社に対して重要な支配力を有する個人又は法人を特定し、その名簿を維持しなければならない。2016年6月30日以降、会社はこの情報を、中央公開名簿上での提供のために会社登録機関に毎年交付しなければならない。法令には、ある者が会社に対して重要な支配力を有するとされる条件が定められている。株式がロンドン証券取引所又はその他の規制市場での取引を認められている会社は他の透明性規則の適用を受けているため、名簿維持の要件はかかる会社には適用されない。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

2010年4月28日、当行の現行の通常定款が採択された。当該通常定款の一定の条項の要旨は下記 からに要約されている。

株式の種類

当行は下記の条項が適用される大要2つの種類の株式、すなわち優先株式及び普通株式を有している。当行の発行済資本株式は全て、RBSGによって又はそのために保有されている。

優先株式

以下の表は、本有価証券報告書の提出日現在発行済である当行の非累積型優先株式を示したものである。額面0.01ユーロ非累積型優先株式シリーズ3の全て並びにカテゴリー 額面0.01米ドル非累積型優先株式のうちシリーズO及びシリーズPは、2015年12月末以降に償還された。当行には、また、発行が授権されている非累積型ポンド建て優先株式、永久ゼロクーポン優先株式及び非累積型ドル建て優先株式が存在するが、現在発行済のものはない。

非累積型優先株式の種類	発行済株式数		
額面0.01ユーロ非累積型優先株式			
シリーズ3	<u>0</u>		
カテゴリー 額面0.01米ドル非累積型優先株式			
シリーズF	8,000,000		
シリーズH	12,000,000		
シリーズL	750,000		
シリーズM	850,000		
シリーズN	650,000		
シリーズO	<u>0</u>		
シリーズP	<u>0</u>		
シリーズR	34,000,000		
シリーズ 1	1,000,000		

非累積型ポンド建て優先株式、非累積型ユーロ建て優先株式及び非累積型ドル建て優先株式の各シリーズ、並びに永久ゼロクーポン優先株式に付された主な権利の要約は以下の通りである。

(a) 配当

各非累積型優先株式は、当該株式の通貨により支払われる優先的で累積しない配当を受ける権利を 有する。かかる配当の配当率及び支払日、並びに配当の条件は、割当に先立って取締役会により決定 される。非累積型ユーロ建て優先株式については、取締役会はその割当に先立って、配当の支払は任 意である旨を決定することができる。その場合、取締役会は、特定の配当期間について、配当の宣言 若しくは支払を行わないこと、又は配当の宣言若しくは支払を一部についてのみ行うことを選択することができる。非累積型優先株式に対して支払うべき配当が全額支払われなかった場合、当行の普通株式に対する配当は制限される。

上記を除き、非累積型優先株式の株主は、当行の利益に参加する権利を有しない。 永久ゼロクーポン優先株式は、配当を受ける権利を有しない。

(b) 資本の償還

各優先株式は、解散又は清算の際に、株主間で分配可能な当行の残余財産の中から、普通株主に優先して、優先株式の払込金額又は払込済とされる金額(発行に際し支払われたプレミアムを含む。)の払戻し及び発生したが未払の配当に相当する金額を受領する権利を有する。非累積型優先株式の各シリーズにつき払い戻される金額は、上記の表の通りである。

上記を除き、優先株式の株主は、当行の残余財産に参加する権利を有しない。

(c) 償還

非累積型優先株式は、取締役会が当該株式の割当に先立って定める日より後に到来する日にいつで も、当行の選択により償還することができる。各シリーズに関して定められた日は、上記の表の通り である。非累積型ユーロ建て優先株式の場合を除き、非累積型優先株式は、当該株式の株主の同意を 得た場合にのみ償還可能である。

償還の際に、各非累積型優先株式に対して、その額面金額の総額が、発行時に支払われたプレミアム及び(該当する場合には)償還プレミアム、並びに未払配当と共に支払われる。各シリーズについて償還時に支払われる金額は、上記の表の通りである。

永久ゼロクーポン優先株式は、いつでも当行の選択により償還することができる。償還の際に、各株式に対して、その額面金額及び発行時に支払われたプレミアムが支払われる。

(d) 議決権

下記の2段落に従うことを条件として、非累積型優先株式の株主は、その割当に先立って取締役会が決定する状況及び範囲に限り、当行の株主総会に出席し、議決権を行使する権利を有する。

非累積型ドル建て優先株式及び非累積型ユーロ建て優先株式の株主は、また、当行の解散の決議案 又は同株式に付された権利を直接変更若しくは廃止する決議案について議決権を行使する権利を有す る。

非累積型ユーロ建て優先株式の株主は、また、その株式に対して支払われるべき配当が、取締役会が割当に先立って決定した配当期間にわたり全額宣言されなかった場合に議決権を有する。

永久ゼロクーポン優先株式の株主は、当行の解散の決議案又は同株式に付された権利を直接変更若 しくは廃止する決議案について議決権を行使する権利を有する。

株主が株主総会において議決権を有する場合はいつでも、株主は、挙手の場合には本人が出席した 者及び代理人として議決権を行使する者がそれぞれ1個の議決権を有し、投票の場合には本人又は代 理人により出席した場合に保有する株式1株につき1個の議決権を有する。但し、非累積型ユーロ建 て優先株式の場合には、投票の場合、本人又は代理人により出席した場合に取締役会が割当に先立っ て決定する数の議決権を有する。

普通株式

(a) 配当

優先株式又はその他の株式に付与された優先権又は特別の権利に従うことを条件として、普通株式の保有者は、配当可能であり、かつ配当決議された当行の収益について、保有している普通株式に関し払込額の割合に応じて権利を有する。配当可能利益があり、かつ取締役会が配当決議をした場合、中間配当が支払われる。普通株式について支払われる配当には、利息は付されない。当行が先取特権を有する株式に対する配当は留保され、先取特権の被担保債権の弁済に充当することができる。

(b) 資本の償還

当行の解散の場合、分配可能な残余財産(もしあれば)は、他の優先株式又はその他の種類株式に付与された特別の権利に従うことを条件として、普通株主が保有する普通株式の払込金額又は払込済とされる金額の割合に応じて、普通株主に帰属する。

(c) 議決権

下記 (a)の制限及びいずれかの種類株式に付与された議決権に関する特別な権利又は制限に従うことを条件として、普通株主は、挙手の場合には本人が出席した者及び代理人として議決権を行使する者がそれぞれ1個の議決権を有し、投票の場合には本人又は代理人により出席した場合に保有する株式1株につき1個の議決権を有する。法人株主は、当該法人の取締役会若しくは他の権限を有する機関の決議によって、自然人に対し株主総会において当該法人の代表として行為することを授権でき、当該自然人は、当該法人株主が個人株主である場合に行使できる権限を行使する権利を有する。

株主総会の定足数は議決権を有する株主本人2名以上が出席することである。定足数を満たさないため延会された場合、当該延会においては議決権を有する株主本人又は代理人が出席することが定足数となる。

一般

(a) 議決権の制限

- () 当行の株主は、当行の株式に関して支払うべき額の全額が払い込まれていない場合、取締役会が別段の決定をしない限り、保有する株式につき当行の株主総会又は種類株主総会に出席して議決する権利(本人又は代理人によるかを問わない。)を有さず、当該総会に関して株主であることにより付与された他の権利を行使することができない。
- () 当行の株主は、取締役会がかかる決定をする場合、同人又は当該株式を有するものとみなされる他の者が、2006年法第793条に基づいて送付された通知につき、当該株式がその種類の 0.25%以上となる場合には通知日から14日以内に、その他の場合には28日以内に遵守しない場合、株主総会又は種類株主総会に出席し、議決権その他の権利を行使することはできない。かかる制限は、当該通知により請求された情報が当行に提出されるまで、又は当該株式がかかる 目的のために定められた状況において譲渡若しくは売却されるまで継続される。

(b) 所在不明の株主

当該株式について3回以上配当が支払われた12年の期間において、当該株式について支払われるべき配当その他の金額が未払である場合、当行は、当該株式を売却することができる。当行は、当該株式を売却する意思を示す通知を、スコットランドの日刊新聞1紙、連合王国の全国日刊紙1紙及び当該株式につき権利を有する株主その他の者の最後の知れたる住所の所在する地域で発行されている新聞1紙に公告しなければならない。

当該株式について、更に3ヶ月以内に株主その他の者の所在又は存在を示すものがない場合、当行はその時点において合理的に得られる価格で当該株式を売却することができる。当行は当該旧株主又

は当該株式について以前権利を有していたその他の者に対して、売却手取金と同額の債務を負うが、 信託は設定されず、売却手取金について利息は支払われない。

(c) 基準日及び請求されない配当

当行又は取締役会は、当該日の終了時点における登録株主が配当を受ける権利を有する日(以下「基準日」という。)を決議により定めることができる。基準日は、配当が支払われる日又はそれ以前の日か、配当が提案又は宣言される日より後のいつでもよい。

配当宣言の日から12年を過ぎても請求のない配当金は没収され、当行に返還される。当行は株主に対する配当証明書又は小切手が、2回以上連続して不達で返信され若しくは現金化されない場合又は一度不達若しくは現金化されずその後の合理的な調査により登録株主の新住所又は口座を確認することができない場合には、当該株主に対するこれらの郵送その他の方法による送付を中止することができる。当行は、株主から書面による再開の請求を受けた場合には配当証明書及び小切手の送付を再開することができる。

(d) 権利の変更

会社関連法令(通常定款において定義される。)の条項に従うことを条件として、当該種類の発行済株式の4分の3以上を保有する株主の書面による同意がある場合、又は当該種類株主の種類株主総会における特別決議による承認がある場合に限り、当行のいずれかの種類の株式に付与された特別の権利を変更又は廃止することができる。当該変更は、当行が存続中、清算の途中又はそれを予定している時のいずれの時点においても可能である。当該種類株主総会における定足数は、当該種類の発行済株式の額面総額の少なくとも3分の1を保有する2名の株主又はその代理人である。当該種類の株主であって本人自ら出席する者は、投票による決議を要求することができ、かかる株主は全て、投票による決議において、保有する当該種類の株式1株につき1票を有する。

別段の定めがない限り、優先権を有する株式に付与された権利は、その全部又は一部について同順位であり、かつ、優先しない株式の追加発行により変更されたとみなされることはない。

(e) 株式の名義書換

株式の電子的な移転を認めた2006年法に基づき通常定款に従って実施される手続により要求される場合を除き、全ての株式の名義書換は、通常の様式又は取締役会が許容するその他の様式の書面によりなされなければならず、譲渡人又は譲渡人の代理人による署名がなされなければならず、また、全額払込済の株式でない場合は、譲受人又は譲受人の代理人による署名もなされなければならない。譲渡人は、譲受人の氏名が株主名簿に登録されるまで、当該株式の保有者とみなされる。取締役会は、理由を明らかにすることなく、全額払込済でない株式又は先取特権が付されている株式の名義書換を拒否することができるが、譲受人に対して2ヶ月以内に拒絶の通知をしなければならない。

取締役会は、次の場合には、譲渡証書の登録を拒否することができる。

- (1) 当該証書が、1種類の株式のみに関するものではない場合。
- (2) 名義書換代理人若しくは取締役会が随時決定するその他の場所に株券と共に預託されていない場合。
- (3) 当該証書が4名を超えない共同譲受人のためのものではない場合。

取締役会は、2006年法第793条に基づく通知の対象である株式であり、当該種類の発行済株式の額面 総額の0.25%以上を表章する株式について、株式に関する利益の開示に関する通常定款上の例外に該 当する場合を除き、所定の期間内に当行が要求した情報を受け取っていない場合も、名義書換の登録を拒否することができる。

(f) 資本の変更及び自己株式の取得

当行は、以下の方法により資本を変更することができる。

- () 普通決議により、株式の全部若しくは一部をより高額の額面金額の株式に併合し、又はより少額の額面金額の株式に分割し、また、何人によっても取得されていない又はその旨の合意がなされていない株式を消却することができる。
- ()特別決議により、2006年法の条項及び株式に付与された権利に従うことを条件として、その方法を問わず株式資本、資本償還準備金、株式プレミアム勘定又は他の配当不能な準備金を減少させることができる。

当行は、2006年法の条項及び当行株主に付与された権利に従うことを条件として、自己株式を取得することができる。

取締役

(a) 最大及び最小人数

当行取締役の最大人数は25名である。かかる制限は当行の普通決議により変更することができる。 通常定款上、取締役の最少人数に関する定めはないが、2006年法上明示の規定がない場合には最少人 数は2名とされている。

(b) 報酬

取締役に対して、その職務につき支払われる年間の報酬の合計額は、250,000ポンド又は当行の普通 決議により決定される金額のいずれか高い方の金額を超えてはならないものとする。かかる条件に従 い、各取締役は、取締役会によって随時決定される率で、報酬(日々に発生するとみなされる。)を 受領する。当該報酬は通常定款の他の規定又は当行若しくは当行と関連を有する他の会社における職 務又は任務に関連して取締役に対して支払われる報酬とは区別される。

(c) 選任、退任及び株式保有による資格

取締役は当行の普通決議又は取締役会により選任することができる。

当行の年次株主総会において、その直前の年次株主総会以降、取締役により選任された当行の取締役又は直近2回の年次株主総会のいずれかにおいて選任若しくは再任されなかった当行の取締役は、退任しなければならない。また、かかる取締役は、再任される資格を有する。

取締役は、株主であることを要しない。

(d) 取締役の利害関係

取締役は、当該取締役が同人の知る限りにおいて(同人と関連する者の有する利益と併せて)重大な利益(当行の又は当行に関連する株式、ディベンチャー又はその他の有価証券に関する利益を除く。)を有する事項に関する取締役会の決議について、取締役会又は取締役会の委員会において議決権を有しない。但し、同人の利害関係が、以下のいずれかに該当する事項に関する決議にのみ基づく場合にはこの限りでない。

() 当行(若しくはその子会社)の要求により、又は当行(若しくはその子会社)のために、取締役又はその他の者が借り入れた金銭又は負担した債務について、担保提供又は補償を行うこと。

- () 取締役自身が、保証、補償、若しくは担保提供を行うことにより責任の全部又は一部を負担している当行(又はその子会社)の債務又は義務について、第三者に対して、担保提供又は補償を行うこと。
- () 当行(又はその子会社)の株式、ディベンチャーその他の証券の引受又は買取のための募集であって、当該取締役が証券の保有者として参加する権利を有するか若しくは有する可能性があり又はその引受若しくは下引受に当該取締役が参加するものに関する提案。
- () 当該取締役が、直接又は間接的に、また役員、株主としてであるかその他であるかを問わず、 利害関係を有する他の法人との契約、合意、取引又は提案(但し、当該法人のいかなる種類の 株式持分についても1%以上を表章する株式を保有していないことを条件とする。)。
- () 当行又はその子会社の取締役及び従業員の両方に関連する年金基金、退職、死亡若しくは障害 に関する給付制度又は従業員持株制度であって、いずれの取締役についても取締役であること を理由として当該基金又は制度が関連する従業員には与えられない特典又は利点を提供するも のではないものに関する採用、修正又は運営に関する提案。
- () 当行又はその子会社の従業員の利益のための契約、合意、取引又は提案であって、いずれの取締役にも当該取決めにより関連する従業員には与えられない特典又は利点を与えるものではないもの。
- () 当行が、当行の取締役又は当行の取締役を含む者のために、購入及び/又は維持を検討する保険に関する契約、合意、取引又は提案。

当行の定款は、取締役の利益が直接又は間接的に当行の利益と相反するか又は相反する可能性がある状況を承認する権限を取締役会に与えている。2006年法に従って、当行の定款には、取締役会による一切の承認は、関連する取締役の義務違反を回避するために、一定の手続上の要件が満たされた場合にのみ有効である旨が規定されている。

借入権限

取締役会は、金員の借入を行うこと、当行の事業、財産及び未払込資本金に対して抵当権若しくは担保権を設定すること、また、当行又は第三者の負債、保証又は債務に関し無条件であるか又は担保としてであるかを問わず、ディベンチャー又はその他の有価証券を発行することに関する当行の一切の権限を行使することができる。

2【外国為替管理制度】

現在、国際連合、欧州連合、連合王国の金融制裁に関する法令、規則その他の命令により禁じられている 支払又は取引に関する規制を除き、連合王国非居住者による当行普通株式又は社債の取得並びに連合王国非 居住者に対する(1)普通株式の配当その他の分配金、(2)普通株式の売却手取金又は(3)社債の元利金の 国外送金について連合王国の外国為替管理規制は存在しない。

3【課税上の取扱い】

(1) 連合王国における課税

以下の要約は、当行が発行し日本国内で売出しが行われた社債又は当行が日本国内で発行した社債(以下「(1)連合王国における課税」において「本社債」と総称する。)の取得、保有及び処分に関する連合王国の主要な課税についての記述である。本要約は、本社債を取得する際に関連がありうる全ての連合王国の税制を包括的に記述することを意図したものではない。本要約は、本書提出日現在において有効な連合王国税法及び連合王国歳入税関局の公表している実務に依拠しており、いずれも将来変更されることが

ある。本要約における記述は、本社債の完全な実質保有者である者にかかる税務上の取扱いにのみ関連するものであり、特別の規則が適用されうるディーラーや発行会社と関連を有する者など一定の者についてはあてはまらない場合がある。本要約は特定の本社債購入希望者に対する税金の助言をすることを意図するものではなく、かつ助言と解釈されるべきではない。本社債購入希望者は、本社債の取得、保有及び処分についての日本、連合王国その他の課税について専門家の意見を求めるべきである。

(A) 利息に対する課税

利息に関する権利を表章し、かつ、認定証券取引所(2010年法人税法第1137条に定める意味を有する。)に上場されている社債に関連してなされる利息の支払は、連合王国の税務上、源泉徴収又は控除なしに行うことができる。

当行が発行会社となっている場合、その支払時に当行が銀行(2010年法人税法第1120条に定める意味を有する。)であり、かつ、利息の支払がその通常の事業において行われるものである限り、社債に関する利息の支払は連合王国の税務上源泉徴収又は控除なしに行うことができる。

上記以外の場合には、当行により発行される本社債の利払は、連合王国の法人税を支払っていない本 社債の所持人に対する支払の場合、一般的に連合王国所得税の基準税率(現行20%)を控除してなされ る。但し、取得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と連 合王国との間の条約(以下「本件条約」という。)の規定に基づき適用される特典がある場合にはこれ に従う。

現行の本件条約においては、以下の社債保有者(以下「実質社債権者」という。)に対する利息の支払は、一般的に連合王国所得税の控除なしに支払われる。

本件条約の目的において日本の居住者であり、

社債に関する利息の支払を受けることにつき、実質保有者として日本の課税に服し、かつ 連合王国における恒久的施設を通じて行われる事業と実質的に関連して社債を保有しているもので はないこと。

発行日から365日未満の日を満期とし、かつ、365日以上の期間を有する借入の一部とすることを目的としてなされた取決めに基づいて発行されたものではない社債についてなされる利息の支払については、源泉徴収はなされない。

実質社債権者が税務上連合王国の居住者でない場合、社債に関する利息の支払にかかる連合王国の課税は源泉控除に限定される。但し、以下を条件とする。

実質社債権者が個人である場合、2007年所得税法第14部第2章のBの目的上、利息が帰属すべき連合王国における代表者を有しておらず、かつ

実質社債権者が法人である場合、2010年法人税法第24部第2章の目的上、利息が帰属すべき恒久的施設を連合王国において有していないこと。

社債が元本に対するディスカウントで発行された場合、かかるディスカウントについては連合王国の 源泉徴収に服さない。

(B) 譲渡所得課税

一般的に、本件条約上、本件条約の目的上日本の居住者である実質社債権者は、(a)当該社債が、実質社債権者の連合王国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を構成する場合又は実質社債権者が専門的なサービスを提供する目的上連合王国内で利用可能な固定的施設に属する財産の一部を構成する場合、及び、(b)当該社債が非適格社債である場合においてのみ、当該社債の処分時に当該実質社債権者に生じる譲渡益につき連合王国の課税に服する。

適格社債(1992年譲渡益課税法第117条に定める意味を有する。)については、社債の処分により生じる利益について連合王国の譲渡益課税は免除される。

しかしながら、社債が元本に対してプレミアム付きで償還される場合は、(ディスカウントで発行される場合とは反対に)これによる利益は連合王国譲渡益課税の対象とする範囲ではないものの、かかるプレミアムの支払が利息の支払であるとみなされ、上記(A)に記載した連合王国の税務上の取扱いに服する可能性がある。

(C) 相続税

連合王国の社債に関する相続税の取扱いは、当該社債の場所によって異なる。社債がユーロクリアを 通じて取引されている場合、その場所は社債の発行条項により決定されるものとして歳入税関局が認め る所となる。

贈与等完全な市場価格未満での社債の譲渡又は実質社債権者の死亡の場合(一定の例外及び免除措置の適用がある場合を除き)、実質社債権者が連合王国内に住所を有さずまた連合王国内に住所を有するとみなされなくても、連合王国に対する相続税の納付義務が生ずることがある。また、信託に保有されている社債及び贈与者が何らかの権利を当該社債に留保する場合の贈与については、特別の規定が適用される。

(D) 取引に対する印紙税及び印紙税留保税(以下「SDRT」という。)

貸出資本(1986年財政法第79条に定める意味を有する。)については、連合王国印紙税及びSDRTは免除される。かかる免除が適用される場合、いかなる社債の発行又は社債の譲渡若しくはその法的・実質的所有権の移転にかかる契約についても、印紙税又はSDRTは課されない。但し、社債の条項によっては、かかる免除を受けられない場合がある。例えば、(a)社債の額面金額に対して商取引上合理的な利率を超える利息が付される場合、(b)社債の償還時においてプレミアムが支払われる場合、(c)社債の利息金額が事業成績若しくは資産の価値によるものとされている場合、又は(d)社債に株式その他の証券への転換権若しくは株式その他の証券(当該社債と同様の権利内容を有する貸出資本を含む。)の取得請求権が付されている場合には、かかる免除は受けられない。

免除が受けられない場合、社債の譲渡に関して印紙税及び/又はSDRTが課され、ユーロクリアに登録されている社債については0.5%の割合で課されることとなる(ユーロクリアが1986年財政法第97A条に基づく選択を行った場合)。社債がユーロクリアに登録されていない場合、1.5%の割合による印紙税及び/又はSDRTが社債の発行及び決済機関又は預託機関への譲渡に対して課される。

1990年以降株式及び証券に対する印紙税及びSDRTを大蔵省の命令により廃止することができる旨の法制があるが、現在までかかる命令は出されておらず、現在にところ短・中期的には当該課税は廃止されない見通しである。

(E) 報告義務

歳入税関局は連合王国内の、(a)個人である第三者に対して、若しくは、個人である第三者のために利息を支払い又は受領する者、又は、(b)ディープリー・ディスカウンテッド・セキュリティ(2005年所得税(取引その他取得)法に定めるところによる。)となる社債の償還時において支払うべき金額を、個人である第三者に対して支払い、若しくは、個人である第三者のために受領する者に対して、その受領者又は利息若しくは償還額について権利を有する者の身元に関する情報を歳入税関局に対して提供するよう求める権限を有する。一定の場合、かかる情報は他国の税務当局との間で交換することができる。

(2) 日本国の租税

以下は、当行が日本国内で発行しその利息が日本国内で支払われる社債、及び当行が日本国外で発行し日本国内で売出しが行われた社債でその利息が日本国外で支払われ日本国内の支払の取扱者(租税特別措置法第3条の3第1項に定義される。)を通じて交付される社債(但し、いずれもデリバティブ取引が組み込まれていないもの及び割引債(租税特別措置法第41条の12第7項及び同法第41条の12の2第6項第1号に定義される。)に該当しないものに限る。以下「(2)日本国の租税」において「本社債」と総称する。)に関する日本国の居住者である個人及び内国法人についての本有価証券報告書提出日現在施行されている日本国の租税に関する法令上の取扱いの概略である。以下の概略は、あくまでも一般的な課税上の取扱いを述べるものであって、全ての課税上の取扱いを網羅的に述べるものではなく、かつ例外規定の適用によって異なる取扱いがなされる場合もあること、また今後の法令等の改正により下記内容に変更が生じる可能性があることに留意されたい。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによる個別具体的な課税関係等について各自の税務顧問に相談する必要がある。

本社債の利息は、現行法令の定めるところにより、一般に利子として課税される。日本国の居住者である個人及び内国法人が支払を受ける本社債の利息は、租税法令に規定される公共法人等、金融機関その他所定の者が所定の要件を満たす場合を除いて、2037年12月31日までの間は、日本国の居住者である個人については20.315%(復興特別所得税を加えた所得税及び住民税の合計)、内国法人については15.315%(復興特別所得税を加えた所得税)の源泉税を課される。日本国の居住者である個人が支払を受けるべき本社債の利息については、上記の源泉税が徴収された上で、20.315%(復興特別所得税を加えた所得税及び住民税の合計)の税率により申告分離課税の対象となり、当該源泉税の額は申告納付すべき所得税の額から控除される。但し、申告不要制度を選択し上記の源泉税の徴収により課税関係を終了させることも可能である。内国法人においては、法人税が非課税となる内国法人を除き、当該利息は課税所得に含められ、法人税及び地方税の課税対象となる。但し、当該内国法人は上記の源泉税の額を、一定の制限の下で、法人税の額から控除することができる。

日本国の居住者である個人が本社債を譲渡した場合の譲渡損益は、20.315%(復興特別所得税を加えた 所得税及び住民税の合計)の税率により申告分離課税の対象となる。内国法人が本社債を譲渡した場合の 譲渡損益は、損金又は益金として法人税及び地方税の課税所得の計算に算入される。

日本国の居住者である個人が本社債の償還を受けた場合の償還差損益は、譲渡所得等とみなされ、 20.315%(復興特別所得税を加えた所得税及び住民税の合計)の税率により申告分離課税の対象となる。 内国法人が本社債の償還を受けた場合の償還差損益は、損金又は益金として法人税及び地方税の課税所得の計算に算入される。

日本国の居住者である個人について、申告分離課税を選択することその他の法令に規定する要件及び制限に従い、本社債を含む特定公社債の利子所得と譲渡所得間並びに上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限る。)及び譲渡所得等との損益通算、並びに譲渡損失の翌年以後3年間の繰越控除が認められる。

4【法律意見】

当行のスコットランドの法律顧問であるCMSキャメロン・マッケナ法律事務所は、次の趣旨の法律意見書を提出している。

- (1) 当行は、1948年から1980年の会社法に基づき適法に設立され、スコットランド法上有限責任公開株式会社として有効に存続している。
- (2) 本書「第一部 企業情報、第1 本国における法制等の概要」の記載のうち、「1 会社制度等の概要」のスコットランド法に関する記載、「2 外国為替管理制度」の記載及び「3 課税上の取扱い、(1)

EDINET提出書類

ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(E05991)

有価証券報告書

連合王国における課税」の連合王国における課税に関する記載は、全ての重要な点において真実かつ正確である。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結

(単位:百万ポンド)

	2015年	2014年	2013年	2012年	2011年
収益合計	12,151	14,618	16,755	15,262	18,540
税引前営業(損失)/利益	(3,153)	2,403	(7,367)	(4,299)	(1,530)
当期純損失	(1,586)	(3,116)	(7,264)	(3,860)	(1,746)
親会社株主持分(1)	41,853	45,303	48,702	59,249	61,689
総資産額(1)	812,191	1,045,382	1,019,878	1,284,252	1,432,792
1 株当たり純資産額(ポン ド)	6.33	6.85	7.37	8.96	9.33
顧客に対する貸出金	334,957	376,938	439,100	494,837	489,399
顧客勘定	374,074	394,999	472,304	519,197	472,388
1 株当たり利益(ポンド)	(0.30)	(0.49)	(1.11)	(0.60)	(0.27)
自己資本比率(2)	25.3%	20.9%	17.4%	15.4%	14.6%
Tier 1 資本比率(2)	17.1%	13.9%	11.4%	11.0%	11.0%
従業員数(年平均)(人) (3)	97,500	109,000	110,400	109,500	111,500

注:

- (1) 2014年、2013年、2012年及び2011年の数字は修正再表示されている。
- (2) 2015年及び2014年はPRA移行ベースで、2013年、2012年及び2011年はバーゼル2.5ベース。また、2015年及び2014年は当行ベースで、2013年、2012年及び2011年はRBSグループ連結ベース。
- (3) 非継続事業において雇用されている者を含む。2014年及び2013年の数字は修正再表示されている。

2 【沿革】

ロイヤルバンク・オブ・スコットランド(RBS)は1727年、エジンバラに設立された。

RBSは1900年までにスコットランドに130余りの支店を擁し、第1号のロンドン支店も開設した。1920~30年代にはグリン・ミルズやウィリアムズ・ディーコンズの買収を通じてイングランドに重要な拠点を構築した。1970年までには、ナショナル・コマーシャル・バンク・オブ・スコットランドとの合併により、700余りの支店を擁するスコットランドのリーディング・バンクとなった。

RBSグループは、1980年代には事業を多角化し、1985年のダイレクト・ライン設立により業界に先駆けて自動車保険の直販に乗り出したほか、1988年にはシチズンズ・バンク・オブ・ロードアイランドの買収により米国銀行市場への参入も果たした。

1990年代にはリテール・バンキング事業を再編し、支店から処理業務をなくすとともに、顧客と関連サービス業務のセグメント化を実現した。また、マルチブランド/マルチチャネル戦略を確立・実行し、1994年にダイレクト・バンキングに進出し、1997年には英国初の総合インターネット・バンキング・サービスをスタートさせた。

2000年には英国の銀行史上最大規模のナショナル・ウエストミンスター・バンク・ピーエルシー(以下「ナットウエスト」という。)の買収(対価210億ポンド)を成功させ、顧客数2,000万、資産4,000億ポン

ド、世界の総従業員数11万人を超える新生RBSグループが誕生した。ナットウエストの統合は2003年2月に完了し、当初の目標を上回る経費節減と増収効果を実現した。

RBSグループはナットウエスト買収以降も力強い内部成長と買収を両輪にして事業を拡大した。米国では、メロン・バンクの地域事業基盤の買収を通じてニューイングランドから中部大西洋沿岸諸州へ、また2004年に完了したチャーター・ワンの買収を通じて中西部へと、シチズンズの事業を拡大した。保険分野でもチャーチルの買収によりダイレクト・ラインの品揃えと販売チャネルの厚みが増し、英国第2位の損害保険会社が誕生した(但し、2014年に売却している。)。コーポレート・バンキング分野でも米国、大陸欧州、アジア太平洋の各市場に参入している。

アールビーエス・ホールディングス・エヌヴィ(旧社名 エービーエヌ・アムロ・ホールディング・エヌヴィ)

2007年、RBSグループ、オランダ政府(フォルティスの承継者)及びサンタンデールが共同で所有していたアールエフエス・ホールディングス・ビーヴィは、エービーエヌ・アムロ・ホールディング・エヌヴィの買収を完了した。

2011年4月におけるRBSG、当行、アールビーエス・ホールディングス・エヌヴィ(以下「RBSホールディングス」という。)及びロイヤルバンク・オブ・スコットランド・エヌヴィ(以下「RBS N.V.」という。)の 取締役会による公表の後、RBS N.V.の事業活動の大部分が、2012年末までに当行に成功裏に譲渡され、2013年及び2014年に更なる譲渡が行われた。2015年には譲渡はなく、焦点はRBS N.V.の貸借対照表の更なるリスク圧縮に置かれ続けている。

事業売却

欧州委員会の国家補助の要件に準拠するため、RBSグループは、一連の再編措置に同意した。これには、ダイレクト・ライン・インシュアランス・グループ・ピーエルシーの事業売却(2014年に完了)、RBSグループのグローバル・マーチャント・サービシズ事業の80.01%の売却(2010年に完了)及び実質的に全てのRBSセンプラ・コモディティーズの合弁事業の売却(大部分は2010年に完了)、更に、イングランド及びウェールズにおける当行の支店ベースの事業、スコットランドにおけるナットウエストの支店並びに英国全域の直接のSME(中小企業)顧客の売却が含まれる。

2013年9月に、RBSグループは、コルセア・キャピタル及びセンターブリッジ・パートナーズが率いる投資家集団との間で、株式市場での株式公開に先立つこれらの事業への投資について合意に達した。これには、イングランド及びウェールズにおける当行の308支店が含まれる。新銀行の名称は、RBSグループが1985年以前にイングランド及びウェールズの支店のために使用していたブランドであるウィリアムズ&グリンとなる予定である。

その後、RBSグループはウィリアムズ&グリンに関して更に広範囲にわたる分析を行った。この分析の結果、RBSグループは、確約した分離及び売却は2017年12月31日までに達成されない大きなリスクがあると結論付けた。ウィリアムズ&グリンの顧客及び商品構成の複雑性により、クローンのバンキング・プラットフォームを創造するためのプログラムは非常に困難であり続けており、分離を達成するための日程表は不確定である。RBSグループは、分離及び売却を達成するための代替措置を調査中である。RBSグループに対する全体的な財務上の影響は、現在では、事前に見積もられたものよりも大幅に増加する可能性が高い。

RBSグループが保有するシチズンズ・ファイナンシャル・グループ・インク(以下「シチズンズ」という。)の株式の30%を処分した2014年のIPOの後、RBSグループは、株式の更なる部分を2015年3月(28%)、2015年8月(21%)及び2015年10月(21%)に処分した。その結果、RBSグループは、シチズンズの売却を完了した。

英国財務省

2008年12月及び2009年4月に行われた株主割当及び公募の後、英国財務省は、RBSGの増資後の普通株式資本の約70.3%を所有していた。2009年12月に、RBSGは、英国財務省に対し更に255億ポンドの新たな株式資本をB株式の形式で発行した。英国財務省は、2015年8月に、保有するRBSGの普通株式630百万株を売却した。2015年10月に、英国財務省は、保有するB株式510億株の全部を、RBSGの各額面1ポンドの新規普通株式51億株に転換した。

2015年12月31日現在、RBSGの普通株式に対する英国財務省の持分は72.6%であった。

2016年3月、RBSGは、その資本構造の正常化を完了した。英国政府が保有する配当受領権株式(以下「DAS」という。)について12億ポンドの最終配当が支払われ、これに伴いDASはB株式となり、その後消却された。

3【事業の内容】

当行及びRBSグループ

当行は、スコットランドで設立された有限責任会社であり、登録番号はSC090312である。当行は、1984年10月31日にスコットランド法に基づいて設立された。当行は、大規模な銀行及び金融サービスグループの持株会社であるRBSGの完全子会社である。

RBSグループは、エジンバラ市に本店を置く、英国拠点の銀行及び金融サービス会社である。

RBSグループは、主要子会社2社(当行及びナットウエスト)、並びによく知られているその他多くのブランド(アルスター・バンク及びクーツを含む。)を通じて、個人、事業法人、大企業及び機関の顧客に対して幅広い商品・サービスを提供している。

2015年12月31日現在、RBSグループの総資産は815十億ポンド、株主資本は53十億ポンドであった。RBSグループの同日現在のエンドポイントCRRベースでの自己資本比率は、総自己資本比率が19.6%、CET 1 資本比率が15.5%、Tier 1 資本比率が16.3%であった。RBSグループの同日現在のPRA移行ベースでの自己資本比率は、総自己資本比率が24.7%、CET 1 資本比率が15.5%、Tier 1 資本比率が19.1%であった。

2015年12月31日現在、当行グループの総資産は812十億ポンド、株主資本は42十億ポンドであった。当行の同日現在のPRA移行ベースでの自己資本比率は、総自己資本比率が25.3%、CET 1 資本比率が16.0%、Tier 1 資本比率が17.1%であった。

主要子会社

2015年12月31日現在におけるRBSGの主要な子会社は以下の表及び図の通りである。主要子会社の資本は、 普通株式及び優先株式で構成されており、これらは、ナットウエスト及びRBSホールディングスが発行する一 部の優先株式を除き非上場である。

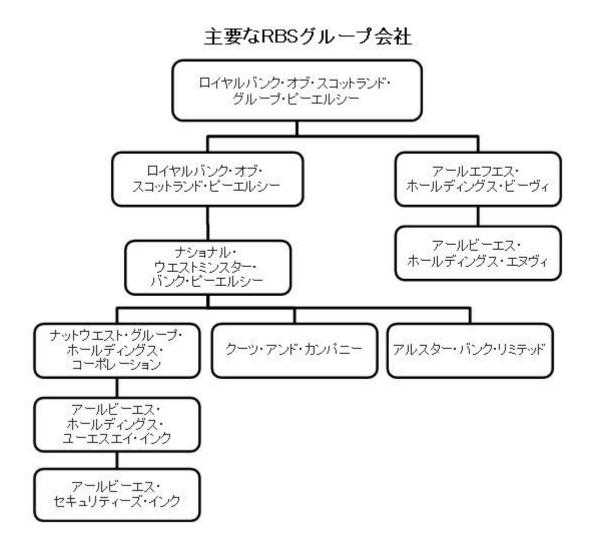
当行及びアールエフエス・ホールディングス・ビーヴィは、RBSGにより直接所有されており、その他の子会社は、全て、これらの会社が直接、又は中間持株会社を通じて間接的に所有している。かかる子会社は、全てRBSグループの連結財務諸表に含まれ、12月31日を会計基準日とする。

	事業内容	設立国及び 主要な営業地域	RBSグループ 所有割合
ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ ピーエルシー	銀行業	グレート・ブリテン	100%
ナショナル・ウエストミンスター・バンク・ ピーエルシー	銀行業	グレート・ブリテン	100%
クーツ・アンド・カンパニー	プライベート バンキング	グレート・ブリテン	100%

アールビーエス・セキュリティーズ・インク	ブローカー ディーラー	米国	100%
アルスター・バンク・リミテッド(1)	銀行業	北アイルランド	100%
アールビーエス・ホールディングス・エヌヴィ(2)	銀行業	オランダ	98%

注:

- (1) アルスター・バンク・リミテッド及びその子会社は、アイルランド共和国においても営業している。
- (2) アールエフエス・ホールディングス・ビーヴィがRBSホールディングス(2010年4月1日以前はエービーエヌ・アムロ・ホールディング・エヌヴィ)の発行済株式の100%を所有している。RBSホールディングスは、RBSグループ内の完全事業銀行であるRBS N.V.一社を直接子会社として有している。RBS N.V.は、オランダ中央銀行により独立して評価及び規制を受けている。法人の事業の分割に際し、オランダ法により、分割時の債権者に関し存続会社間の相互の責任について規定されている。RBS N.V.のかかる債務は、法律により、2010年4月1日時点のエービーエヌ・アムロ・バンク・エヌヴィの資本及び負債のうち、低い方に限定される。かかる債務が顕在化する可能性はほとんどないと考えられる。



事業構造

RBSグループは引き続き、顧客及び株主の双方にとって、強固、簡素かつ公正な銀行を構築するための計画を実行している。これを支えるため、及び行われた進捗を反映するため、以前報告していた事業セグメントは以下のように再編されている。

パーソナル&ビジネス・バンキング(以下「PBB」という。)は、英国パーソナル&ビジネス・バンキング(以下「英国PBB」という。)及びアルスター・バンクRoIの2つの報告セグメントからなる。英国PBBは、英国の個人及びマス富裕層顧客並びに小規模企業(通常は、取引高が2百万ポンドまで)にサービスを提供している。英国PBBには、アルスター・バンクの北アイルランドの顧客が含まれる。アルスター・バンクRoIは、アイルランド共和国(以下「RoI」という。)の個人及び事業にサービスを提供している。

コマーシャル&プライベート・バンキング(以下「CPB」という。)は、コマーシャル・バンキング、プライベート・バンキング及びRBSインターナショナル(以下「RBSI」という。)の3つの報告セグメントからなる。コマーシャル・バンキングは、英国及び西欧のコマーシャル及び企業顧客にサービスを提供している。プライベート・バンキングは、英国に関連する個人富裕層に対して、RBSIは、ジャージー島、ガーンジー島、マン島及びジブラルタルのリテール、コマーシャル、法人及び金融機関の顧客に対してサービスを提供している。

コーポレート&インスティチューショナル・バンキング(以下「CIB」という。)は、英国、米国及びシンガポールに所在する取引及び販売プラットフォームに支えられ、英国及び西欧における法人顧客及び全世界の金融機関にサービスを提供している。

キャピタル・レゾリューションには、CIBキャピタル・レゾリューション及びRBSキャピタル・レゾリューション(以下「RCR」という。)の残りの部分が含まれる。

ウィリアムズ&グリン(以下「W&G」という。)は、RBSのイングランド及びウェールズの支店ベースの事業、並びに英国全土の一部の中小企業(以下「SME」という。)及び法人業務から構成されている。当表示期間中、W&Gは別個の法的事業体として営業活動を行っていなかった。現在報告されている当該セグメントの対象範囲には、W&Gの一部として最終的に売却予定の特定のポートフォリオ(スコットランドのナットウエストの一部の支店等)は含まれていない。

本社機能及びその他には、財務、ファイナンス、リスク管理、コンプライアンス、法務、コミュニケーション及び人事等の本社機能が含まれる。本社機能部門は、RBSグループの資本の源泉及びRBSグループ全体の規制関連プロジェクトを管理し、各報告セグメントにサービスを提供している。シチズンズ及び国際プライベート・バンキング事業に関連した残高も、当該期間において本社機能に含まれている。

シチズンズ

シチズンズは、2014年12月31日現在、非継続事業及び処分グループとして分類されており、その資産及び 負債は、同日から2015年8月3日まで、IFRS第5号に従ってまとめられ、個別の項目で表示されている。 2015年8月3日、シチズンズに対する当行グループの持分は20.9%に減少したため、その後、当該持分は売 却目的保有の関連会社として扱われている。2015年10月30日、当行グループはシチズンズに対する残りの全 ての持分を売却した。シチズンズはもはや、報告セグメントとして扱われていない。

4【関係会社の状況】

(1) 親会社の状況

当行グループの頂点にある持株会社はロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループ・ピーエルシーである。同社はグレート・ブリテンにおいて設立され、スコットランドにおいて登録されている。2015年12月31日現在、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループ・ピーエルシーは、当行グループが連結されている最大のグループを率いている。

(2) 子会社の状況

有価証券報告書

当行の主要子会社は、下記「第6 経理の状況、1 財務書類、財務諸表に対する注記」の注記15を参照のこと。

(3) 関連会社の状況

当行の関連会社の完全なリストが、下記「第6 経理の状況、1 財務書類、財務諸表に対する注記」の注記41に記載されている。

5【従業員の状況】

2015年12月31日現在、当行及びその子会社は、世界中で87,000人の従業員(正規職員ベース)を雇用していた。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

2015年12月31日に終了した事業年度の要約連結損益計算書

	2015年度	2014年度
	百万ポンド	百万ポンド
受取利息純額	8,408	8,866
受取手数料	3,692	4,320
支払手数料	(805)	(842)
トレーディング収益	954	1,190
自己債券の償還(損)/益	(263)	6
その他の営業収益	165	1,078
利息以外の収益	3,743	5,752
収益合計	12,151	14,618
営業費用	(16,141)	(13,552)
減損損失戻入控除前(損失)/利益	(3,990)	1,066
減損損失戻入	837	1,337
税引前営業(損失)/利益	(3,153)	2,403
税金控除/(費用)	29	(2,033)
継続事業からの(損失)/利益	(3,124)	370
非継続事業からの利益/(損失)、税引後	1,538	(3,486)
当期純損失	(1,586)	(3,116)
非支配持分	(320)	(57)
優先株主	(44)	(61)
普通株主に帰属する当期純損失	(1,950)	(3,234)

2015年12月31日現在の連結貸借対照表

	2015年度	2014年度*
	百万ポンド	百万ポンド
資産		
現金及び中央銀行預け金	78,999	73,983
銀行に対する貸出金純額	18,744	23,884
売戻し条件付契約及び株式借入れ	11,098	20,708
銀行に対する貸出金	29,842	44,592
顧客に対する貸出金純額	306,245	332,951
売戻し条件付契約及び株式借入れ	28,712	43,987
顧客に対する貸出金	334,957	376,938
買戻し条件付債券	20,224	22,923
その他の債券	59,803	61,351
債券	80,027	84,274
株式	1,069	5,203
決済勘定	4,108	4,710
デリバティブ	263,083	354,582
無形資産	6,526	7,765
有形固定資産	4,453	6,123
繰延税金資産	2,622	1,881
前払金、未収収益及びその他の資産	3,019	4,298
処分グループの資産	3,486	81,033
資産合計	812,191	1,045,382
負債		
銀行預り金	31,828	39,066
買戻し条件付契約及び株式貸付	10,266	24,784
銀行による預り金	42,094	63,850
顧客預り金	346,962	357,649
買戻し条件付契約及び株式貸付	27,112	37,350
顧客勘定	374,074	394,999
発行債券	25,804	41,996
決済勘定	3,383	4,498
売り持高	20,808	23,028
デリバティブ	255,548	350,783
引当金、未払費用及びその他の負債	14,070	12,262
退職給付債務	3,764	4,289
繰延税金負債	729	236
劣後負債	27,030	30,469
処分グループの負債	2,980	71,284
負債合計	770,284	997,694

非支配持分	54	2,385
親会社株主持分	41,853	45,303
資本合計	41,907	47,688
負債及び資本合計	812,191	1,045,382

^{*} 修正再表示

EDINET提出書類 ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(E05991)

有価証券報告書

2【生産、受注及び販売の状況】

下記「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

3【対処すべき課題】

該当なし

4【事業等のリスク】

以下は、当行グループの事業、経営、財政状態又は見込みに重大な悪影響を与え、当行グループの将来の業績を予想された業績とは著しく異なるものにする可能性がある一定のリスク要因である。当行グループの業績は、また、競争その他の要因による影響を受ける可能性がある。以下において論じる要因は、当行グループの事業が直面する潜在的なリスク及び不確実性の全てを完全かつ包括的に記載したものとみなされるべきではない。当行は、当行グループの業務に関連し、当行が重大であると判断するリスクのみを記載している。当行が現在は重大ではないと判断しているか又は当行が現在は認識していない追加のリスクが存在する可能性があり、それらのリスクが上記のような影響を持つ可能性がある。これらの要因は全て、発生する可能性があり、また発生しない可能性もある偶発事象であり、当行は、かかる偶発事象が発生する可能性について見解を表す立場にない。投資家は、当行が支払不能となるリスクを負っていることに留意すべきである。以下に記載される各リスクは、当行が発行した証券に関して投資家が受け取る元本及び利息の金額に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。また、以下に記載される各リスクは、かかる証券の取引価格又はかかる証券に基づく投資家の権利に悪影響を及ぼす可能性があり、結果として、投資家はその投資の一部又は全部を失う可能性がある。

当行は、RBSGの主要な子会社であり、RBSGの連結の資産、負債及び営業利益の重要な部分を占めている。したがって、以下のリスク要因のうちRBSG及びRBSグループに関するものは、当行及び当行グループにも関連する。

以下の記載には将来に関する事項が含まれているが、当該事項は、本有価証券報告書の提出日(平成28年6月22日)現在において判断されたものである。

RBSグループは、多くの法律上、規制上及び行政上の措置及び調査の対象となっている。かかる措置及び調査における不利な結果がRBSグループの経営、経営成績、評判、財政状態及び将来の見通しに重大な悪影響を与える可能性がある。

過去8年間において、RBSグループはその経営の規模及び複雑性を、金融危機の前及びその間における経営と比較して、劇的に縮小し簡素化してきた。しかし、RBSグループの事業は多様かつ複雑であり続けており、またRBSグループは潜在的に重大な訴訟、民事及び刑事の規制当局及び政府の調査並びにその他の規制上のリスクにさらされるような法律上及び規制上の環境において事業を行っている。RBSグループは、過去数年間にわたり、多くの法律上及び規制上の調査で和解してきたが、英国、米国、欧州その他の管轄区域において、多くの法律上及び規制上の手続及び調査に関与し続けており、また将来において関与する可能性がある。

RBSグループは、中でも、証券の募集、外国為替市場における行為、LIBOR等のベンチマーク金利の設定及び関連するデリバティブ取引、確定利付証券(仕組商品及び国債を含む。)の発行、引受、販売及び取引、商品の不適正販売、顧客の不適正な取扱い(ローレンス・トムリンソンによる2013年11月報告書において主張されたRBSグループのグローバル・リストラクチャリング・グループによる中小企業の不適正な取扱いの申立を含む。)、マネー・ロンダリング対策、制裁、並びにその他様々なコンプライアンスの問題に関連して、政府の法施行機関その他の当局による進行中の検査、調査及び手続(公式のものと非公式のものの両方)並びに訴訟(集団訴訟を含む。)に関与している。米国においては、継続中の事項には、抵当貸付金の証券化及び様々な形態の資産担保証券の取引に関する各種の民事及び刑事の連邦及び州の調査が含まれる。RBSグループは、これらの及びその他の調査及び検査において、政府・規制当局に引き続き協力している。RBSグループの進行中の法律上、行政上及び規制上の手続のうち一定のものの詳細については、下記「第6経理の状況、1財務書類、財務諸表に対する注記、29備忘項目」の「訴訟、調査及び検査」を参照のこと。

法律上、行政上及び規制上の手続及び調査は多くの不確実な事柄に左右され、その結果(罰金又は和解金の時期及び額を含む。)は重大となり得るが、特に訴訟又は調査の初期段階においては予測することが困難であることが多い。これらの進行中の調査に関連する和解、解決及び結果により、重大な罰金又は課徴金、金銭によらない処罰、継続的責任、規制上の許可及び免許の制限又は取消、並びにその他の付随的影響が生じる可能性がある。これらは、RBSグループがこれらがなければ利用可能である契約上及び法律上の権利を損なう可能性があり、また、RBSグループに対する追加の法的請求の申立てを発生させる可能性がある。このような結果のいずれも、RBSグループの自己資本基盤及び見通しに重大な悪影響を与える可能性がある。罰金その他の結果は、RBSグループが行っている引当(もしあれば)を著しく超過する可能性がある。RBSグループは、中期的に、旧来の問題に関連して訴訟並びに政府及び規制の手続及び調査に対する重大なエクスポージャーを持ち続けることが予測される。現在若しくは将来の規制上の、政府の若しくは法執行上の手続の不利な結果若しくは解決又は不利となる訴訟判決は、RBSグループ及び/若しくは当行グループの事業に対して規制若しくは制限を課す結果を招き、RBSグループの戦略的プログラムに悪影響を与え、又はRBSグループ及び/若しくは当行グループの評判、経営成績、自己資本基盤及び見通しに重大な悪影響をもたらす可能性がある。

RBSグループは、既存の又は将来の法的手続、調査並びに行政上及び及び規制上の問題に関連して、新たな引当金の設定又は既存の引当金の増額を要求される可能性があるが、これは、RBSグループがまだ法律上の引当金を認識していない最新の事項に関するものを含め、多額になる可能性がある。2015年度に、RBSグループは、外国為替取引関連の調査に関して引当金334百万ポンドを設定した。2015年に、RBSグループは、米国における抵当貸付金担保証券(以下「MBS」という。)に係る訴訟に主に関連して、追加の21億ポンドを計上した(結果として、この件のための引当金総額は38億ポンドとなり、うち1億ポンドが2015年12月31日現在使用済であった。)。MBS関連の行為規制違反に対する継続中の米国司法省及び米国の様々な州の検事総長による調査の解決に関連して、いかなる引当も行われていない。これらの調査の解決の費用及び米国におけるMBS訴訟の解決の費用(既存の引当金を超えるもの)が、個々に又は総額として多額であることが明らかになる可能性がある。RBSグループは、また、2015年中に支払補償保険のための追加引当金600百万ポンドを計上し、結果として、この件のために行われた積立金総額は43億ポンドとなり、うち33億ポンドが2015年12月31日までに使用済となった。また、将来の引当金及び費用のリスクが残っている。

金利ヘッジ商品(以下「IRHP」ということがある。)の補償及び管理費のための引当金もまた、2015年に68百万ポンド(戻入控除後)増額され、この件に関する積立金総額は15億ポンドとなり、うち13.5億ポンドが2015年12月31日現在使用済であった。法的手続、調査並びに政府及び規制の事項に関する重大な新規の引当金又は既存の引当金の増加は、RBSグループ及び/又は当行グループの財政状態及び経営成績並びにその評判に重大な悪影響を与える可能性がある。

RBSグループは、政治的なリスクに服している。

2015年欧州連合国民投票法は、英国政府に対して、英国の欧州連合離脱に関する国民投票を行うよう要求しており、国民投票日は2016年6月23日に予定されている。英国の国民投票の結果及び英国にとっての帰結は、金融市場並びにRBSグループ、その顧客及び投資家が服する法律上及び規制上の要件及び環境に重大な新規の不確実性を持ち込み、RBSグループ、その顧客及び投資家が事業を行う環境に対して大きな影響を与える可能性がある。国民投票の結果に関する不確実性は、結果として、更なる市場変動につながり、投票前の顧客及び投資家の信頼に悪影響を及ぼす可能性がある。

英国の欧州連合離脱を支持する結果となった場合、先例がないことということは、EU統一市場に対する英国のアクセス、並びにより幅広い取引上、法律上及び規制上の環境がどのような影響を受けるか、またゆえにこれがRBSグループ、その顧客及び投資家にどのような影響を与えるかは不明確であるということである。

移行期間中は、撤退条件が交渉される際に又はその後に、関連する不確実性が、RBSグループ及び当行グループの事業、財政状態、信用格付及び経営成績のいずれかに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。英国の欧州連合離脱を支持する投票は、また、スコットランド独立に関する更なる政治的な不確実性を生じさせる可能性がある。

国家補助コミットメント証書及び戦略的プログラムに従い、RBSグループは、ウィリアムズ&グリンを分離中である。このプロセスの規模及び複雑性並びにそれを支えるために必要なRBSグループの資源の流用、又は売却期限の遅延若しくは不遵守により、RBSグループ及び当行グループの経営、経営成績、財政状態及び評判に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

RBSグループは、2008年12月に英国政府によりRBSグループに対して提供された財政支援のために欧州委員会から国家補助の承認を受けた一連の条件に含まれる売却コミットメントを、RBSグループのイングランド及びウェールズにおけるRBSの支店、スコットランドにおけるナットウエストの支店、直接のSMEバンキング並びに一定の中規模企業顧客を、ウィリアムズ&グリンのブランドによる別個の事業(以下「ウィリアムズ&グリン」という。)として売却することを除き、全て充足させてきた。

かかる補助を受けることに関連して、RBSグループは、英国財務省との間で国家補助コミットメント証書(その後の修正を含み、「国家補助コミットメント証書」という。)を締結した。ウィリアムズ&グリンを2017年末までに完全に売却するという国家補助コミットメント証書に基づく義務に鑑みて、RBSグループは、この計画表に従ってウィリアムズ&グリンを完全に売却しようと積極的に務めている。実行上の大きな課題により、分離及び売却が2017年12月31日までに達成しないという大きなリスクがある。RBSグループは、ウィリアムズ&グリン事業の分離において大きな難題とリスクに直面し続けており、その一部は様々な分離プロセスの段階が進展するまで出現しない可能性がある。分離の複雑性又は遅延は、RBSグループが売却期限を守ることができるか否かに影響し続ける可能性があり、RBSグループが分離及び売却の現在の計画のいずれかに対する代替の売却ストラクチャーを採用することとなる可能性がある。

RBSグループが期限を守ることができなかった場合、不遵守の可能性があり、結果として、RBSグループが国家補助コミットメント証書の条件に違反することとなり、国家補助の濫用となる可能性がある。このような場合、売却の受託者が、最低価格なしに処分を完了する権限をもって、任命される可能性がある。これは、ウィリアムズ&グリンの魅力に悪影響を与え、その売却に関して追加の実行リスクをもたらす可能性がある。更に、国家補助コミットメント証書の条件を遵守できないことは、RBSグループの経営に対する追加の救済又は制限の賦課、RBSグループの規制当局による追加の監督、及び投資家の信頼の喪失をもたらす可能性があり、そのいずれも、RBSグループ及び/又は当行グループに対して重大な悪影響を及ぼす可能性がある。実行の遅延は、また、RBSグループがその戦略的プログラムを実施し、義務付けられた規制上の要件(英国リングフェンス制度を含む。)を実施する能力にも影響する可能性がある。かかるリスクは、遅延が長引くにつれて増大する。

ウィリアムズ&グリンの買手又は投資家が見つかるか否か及びその利益、又はRBSグループが事業を商業的に魅力的な条件で売却できるか否かは、明らかではない。特に、ウィリアムズ&グリンは複雑な事業であり、事業を買手のものと統合することの予見できない困難により、潜在的な買手が事業に入札すること又は売却を完了させることを思いとどまる可能性がある。また、相乗作用の能力又は戦略的利益を持つ潜在的入札者の数は限られる可能性があり、かかる投資家は、RBSグループがウィリアムズ&グリン事業の公正価値と考えるものより低く事業を評価する可能性がある。

RBSグループからのウィリアムズ&グリン事業の売却は、構造、ガバナンス及び情報技術(以下「IT」という。)の大きな変更を必要とするが、実施するには複雑であり、RBSグループの顧客、経営及び統制に影響を

与えることとなる。特に、現在の分離計画の主要要素は、ウィリアムズ&グリン事業を単独の運用技術プラットフォームに成功裏に移行させることである。

ウィリアムズ&グリン事業とRBSグループの他の部分との現在の相互関連性を考えると、このプロセスにより、RBSグループの経営及び人的資源がRBSグループの経営の効果的な実施から必然的にそらされ、義務付けられた規制上の進展から又は戦略的プログラムの一環として生じる多くの他の重要な変更プロジェクトの遂行及び実施が危険にさらされる。また、分離及び売却の実行は、多額の費用を生じさせる。現在約6,000名の従業員(FTE)がプロジェクトに従事しており、ウィリアムズ&グリンの分離及び売却に関連して2015年12月31日まで発生した総費用は12億ポンドで、完了までに更に増える見込みである。RBSグループは最もコスト効率の高い方法で分離及び売却を達成しようとしているが、RBSグループの支配を超えた予見できない複雑性及び要因により、費用が現在企図されるよりも大幅に高くなる可能性がある。

更に、ウィリアムズ&グリンの会社売却又はIPOのための不可欠な前提条件は、健全性監督機構(以下「PRA」という。)による銀行業免許の付与となる。そのための申請は2015年9月に提出されているが、これは今度は、中でも分離の進捗の実証に依存する。免許取得の遅れは、売却プロセス及び買手の信頼、又はRBSグループが売却のための規定の期限を守ることができるか否かに影響を与える可能性がある。ウィリアムズ&グリンの売却の直接の結果として、RBSグループは、既存の顧客、預金その他の資産を失うこととなる。また、追加の関連収益及び利鞘、又はそうしなければ達成できたであろう経費削減を実現する可能性も失う可能性がある。RBSグループは、また、その配分された中央コストを、ウィリアムズ&グリンの売却から生じる収入の減少の規模と比例して十分に削減することができない。RBSグループの財政状態は、移行期間中のウィリアムズ&グリンの統制、管理及び経営成績に関するリスクにもさらされる可能性がある。

売却は、RBSグループの競争力(新たな競合他社の出現によるものを含む。)にも悪影響を及ぼす可能性がある。ウィリアムズ&グリンが売却される形態によっては、RBSグループは、ウィリアムズ&グリンのためにサービス又は他の形態の支援(財務その他)を提供することに同意し又はそれを要求される可能性があり、その結果、RBSグループの評判及び資金に係るエクスポージャーが生じる可能性、並びにRBSグループの上級経営陣が、特に利益相反及びデータの機密性を管理することに関して、多くの注意を要求される可能性がある。

RBSグループは、2019年までの大再編の期間にあるが、これには重大な実行及び業務リスクが伴っている。最終結果が成功となり、RBSグループが存続可能で競争力があり顧客指向で収益性の高い銀行グループとなるという保証はない。

2015年度第1四半期に、RBSグループは、英国及び西欧の企業及び金融機関に焦点を合わせるために、その英国パーソナル&ビジネス・バンキング及びコマーシャル&プライベート・バンキングにおける戦略的経営の進展並びにそのコーポレート&インスティチューショナル・バンキング(CIB)事業の更なる再編に焦点を当てた新たな戦略を明確にした。RBSグループは、また、リスク・アセット並びにその活動の範囲及び複雑性を減らすために、その一定の経営、事業及びポートフォリオの縮小を加速させることを公表した。2015年において、RBSグループは、その従前の戦略的計画の主要な目標であった、RBSキャピタル・レゾリューション(RCR)(現在はキャピタル・レゾリューションに統合されている。)における高リスクで資本集約度の高い資産の縮小を継続し、RBSグループの自己資本基盤の強化(RBSグループのシチズンズ・ファイナンシャル・グループ(以下「CFG」という。)の持分の完全売却を含む。)を行った。最終的に、RBSグループは、その収益及び効率性(コスト削減を含む。)の目標を満たすこと、並びに顧客満足体験及び従業員エンゲージメントを改善することに焦点を当て続けている。

この戦略は、RBSグループが英国リングフェンス制度の実施のためにより良い位置にあるようにするためである。RBSグループの戦略は、また、その自己資本基盤全体の強化にも焦点を当てている。再編期間中及び

2019年における英国リングフェンス制度の実施までの間、RBSグループは、その資本目標を上げており、現在は普通株式等Tier 1 (以下「CET1」という。)比率13%以上を目標としている。

RBSグループの現在の戦略的プログラム (CIB事業の再編を含む。)の実施は、中期的にRBSグループ内で更に重大な変更を実施することを必要とするが、同時に、RBSグループは、英国リングフェンス制度を遵守するための構造変更並びに及びウィリアムズ&グリンの売却を実施することとなる。RBSグループは、この再編期間は破壊的であり、RBSグループの業務リスク及び人的リスクを増し、経営陣の資源をRBSグループの経営の実施及びその事業の発展からそらせる可能性があると予測している。

RBSグループは、その戦略的プログラムのいずれかの部分を、想定された時間枠の中で又はまったく成功裏に実施することができない可能性があり、結果として、RBSグループは、その規定された資本目標又は戦略的目標を達成することができない可能性がある。RBSグループの戦略的プログラムは、多くの異なる行動及び構想から構成されており、そのいずれも、経営又は実行の問題により実施できない可能性がある。RBSグループの戦略的プログラムの実施は、多額の費用を発生させると予測されており、これは、RBSグループの支配を超えた重大な不確実性及び要因によるものを含め、現在企図されているものを大幅に上回る可能性がある。

RBSグループの戦略的プログラムの目標の一つは、年間の基本的費用(再編及び管理に関連する費用を除く。)の中期的な削減を達成することであるが、この費用削減レベルが、想定された時間枠の中で又はいかなる時点でも達成されない可能性がある。かかるリスクは、英国リングフェンス制度の実施及びウィリアムズ&グリンの売却に関連するリスクと結合されかつこれに追加されるものであり、これらの実施における問題又は遅延、特にウィリアムズ&グリンの分離及び売却の遅延により増加する。

2019年における戦略的プログラム及び英国リングフェンス制度の完了時には、RBSグループの事業は、主に 英国及び西欧に集中したものとなり、したがって、その収益性及び成長の可能性は、英国におけるリテール 及びSME顧客との成功に主に依存することとなる。RBSグループの事業モデルの変化した性質により、収益の 将来水準は、想定された時間枠の中で又はいかなる時点においても達成されない可能性がある。また、CIBの ために定義された新たな事業モデルが、持続可能又は収益性の高い事業をもたらすという保証はない。 結果 として、戦略的プログラム及び英国リングフェンス制度の実施に関連する実行リスクに加えて、RBSグループ が戦略的プログラムを実行したとしても、それが成功した戦略となり、又は再編後のRBSグループが、これら の再編措置の完了時に、存続可能で競争力があり顧客指向で収益性の高い銀行グループとなるという保証は ない。

2015年に開始しており2019年1月1日までに完了されなければならない英国におけるリングフェンス制度の 実施により、RBSグループの事業に対して重大な構造的変更が生じる。これらの変更により、RBSグループ及 びは当行グループが重大な悪影響を受ける可能性がある。

2012年9月に公表された英国政府の銀行業の改革に関する白書には、英国における銀行業界の重要な構造改革案の概要が記載されていた。リテール銀行業務の「リングフェンス」の実施は、英国2013年金融サービス(銀行改革)法(以下「2013年銀行改革法」という。)に基づき導入され、二次立法を通じて採用された(以下「英国リングフェンス制度」という。)。これらの改革は、銀行の回復力及び破綻処理の実行可能性の改善を目的とし、構造改革(リングフェンスを含む。)から新たな回復・破綻処理の枠組み(英国においてはリングフェンス制度の要素が組み込まれている。)の実施に及ぶ、銀行業界の広範な構造改革の一部を形成している。「RBSグループ及びその子会社(当行を含む。)は、回復・破綻処理に関する新規及び進展中の枠組みに服しているが、その影響は不確かなままであり、追加のコンプライアンスの課題及び費用が生じる可能性がある。」参照。

健全性監督機構(PRA)は、RBSグループ及び他の影響を受ける英国銀行との間で諮問を行っており、最終 規則及び監督声明の大部分を2016年度上半期中に公表すると予想されている。 PRAは、英国リングフェンス制度の実施が、欧州議会及び欧州理事会によって現在検討されている自己勘定取引及び関連する取引活動の強制分離のためのEU提案最終版を踏まえて、更に修正される可能性がある旨を示唆している。新制度の下でのRBSグループの予定する法的構造及び経営構造の概略を示した予備計画は、規制当局により設定された2015年1月6日という期限までに、PRA及び金融行為規制機構(FCA)に提出された。2016年1月29日に、RBSグループは、リングフェンス計画のドラフトに対するアップデートを規制当局に提出した。

RBSグループは、英国リングフェンス制度の実施に関連する多くの重大な業務リスク、実行リスク及び法的リスクを特定した。これらは、計画を開始することに関連する不確実性に追加されるものであり、最終の規則及びガイダンスが設定される前、又はRBSグループが一定の権利放棄又は修正(規則に基づき想定されるもの)のための申請を行い若しくはそれを取得する前(RBSグループはこれが必要であると予想している。)に、実施の準備をするものである。これらのリスクは、RBSグループの他の現在進行中の再編努力(特に、ウィリアムズ&グリン事業の分離、並びに銀行の破綻処理のための規制上の枠組みに関する新規かつ開発中の法的要件を含む。)により増幅する可能性がある。

- ・RBSグループは、その英国集中の銀行業サービスのために、中間持株会社の下に組織されたリングフェンス銀行サブグループ(以下「RFB」という。)を設立する意向であるが、一方でリングフェンス対象ではないRBSグループ事業体(以下「NRFB」という。)が、RBSグループの残りの営業活動、RBSインターナショナル及び全ての非EEA支店・子会社の運営並びにRFBの認可業務ではないバンキング業務の一部を保有することとなる。RFB及びNRFBの設立は、RBSグループがその事業を行う方法に重大な影響を与え、RBSグループ及び当行グループの法的及び組織的な大規模再編と法人間の多くの資産、債務及び顧客の移動並びに従業員の再編(従業員代表者との協議を条件とする可能性がある。)を必要とし、裁判所、規制当局又は取締役会の承認を条件とする。RBSグループは、必要な変更(顧客によっては全ての商品及びサービスを得るためにRFB及びNRFBの両方と取引することが必要となることを含む。)に対して一部の顧客がどのように反応するか予測することができない。一部の顧客の移行は、また、ウィリアムズ&グリンのRBSグループからの技術的分離の完了に依存する。
- ・RFBの設立の一環として、RFBはNRFBから独立して事業を行うことが必要となり、RFBの独立性を確保する ために、RBSグループによる既存のコーポレート・ガバナンス構造に対する重大な変更が必要となる。 RBSグループは、関連する間接費用及びコンプライアンス費用の増加の程度を予測することができない。
- ・英国リングフェンス制度の要件に従うため、RBSグループは、英国リングフェンス規則に記載されたシェアードサービス、独立性及び破綻処理の実行可能性の要件(ITインフラ、人事及び重要サービス会社といった分野におけるものを含む。)を遵守するよう、その経営インフラを改訂する必要がある。RFB及びNPFB事業体の間の取決めもまた、これらの要件及びかかる全ての取引が独立当事者間ベースで行われるという要件に鑑みて見直しが必要である。
- ・英国リングフェンス制度の実施は、RBSグループの財務活動(内部及び外部資金調達を含む。)の管理に著しい影響を与えることとなり、RFB又はNRFB事業体の一部(当行を含む。)の信用格付に影響を与える可能性がある。リスク・アセット及び大口エクスポージャーの計算に関連するグループ内控除に依存することは、RFB及びNRFB事業体の間では不可能となる可能性がある。RFB及びNRFB事業体(RBSグループの親会社を含む。)の間のグループ内分配(配当の支払を含む。)も一定の制限を受ける。RFBサブグループは、個々の事業体レベルで適用される既存の要件(適用ある場合)を満たすことに加えて、健全性要件(ピラー2A要件及び英国のシステミック・リスク・バッファーを含む。)をRFBサブグループレベルで満たすことが必要となる。グループ内控除の喪失の可能性及び追加の健全性要件の適用は、資本所要額及び関連するコンプライアンス費用を増加させる可能性がある。

- ・英国リングフェンス制度の要件に従うため、2026年から、RFB及びNRFBが同一の確定給付年金制度に参加することはできなくなる。結果として、RFB又はNRFBのいずれかが、現行の年金制度を離脱しなければならず、分離の費用は多額となる可能性があり、また、一定の法律上及び規制上の義務(RBSグループの年金制度に対して要求される年間掛金の増額の可能性を含む。)が発生する可能性がある。年金制度の受託者がかかる分離の結果として雇用者の約定が弱まったと決定した場合には、かかる分離により現金による掛金が追加又は増額される可能性もある。
- ・RBSグループは、とりわけ、再編から生じる会計上の影響、並びに税金費用、RFB及びNRFBそれぞれの課税属性、並びにRFB及びNRFB事業体の間で税務上の欠損金の移転を行えるか否かを評価する必要もある。 ヘッジの取決めに関連した資産の移転は、移転が当該ヘッジの取決めを影響なく継続できるものでない場合には、不利な経営上、財務上又は会計上の結果をもたらす可能性がある。

新たな規則及び規制を遵守するためのRBSグループ内の英国リングフェンス制度の実施に必要な措置は非常に複雑であり、その計画、実行及び実施には長期の時間並びに多額の費用及び業務リスクを要する。

ウィリアムズ&グリンのRBSグループからの技術的分離の完了に依存することが予測される重要な事業再編の期間中に英国リングフェンス制度が実施されるため、これらの業務リスクは高まる。

最終的な実施は2019年1月1日まで要求されていないが、RBSグループが法的再編及び顧客の移行を期限通りに又は将来の規則に従って完了することができるかどうかは確実ではなく、遵守できなかった場合の結果は、現時点では予測できない。RBSグループの経営を新規則に従って行うことは、実施後に追加の費用(暫定的及び経常的なもの)を発生させ、RBSグループ及び/又は当行グループの収益性に影響を与える可能性がある。結果として、英国リングフェンス制度の実施が、RBSグループ及び/又は当行グループの評判、経営成績、財政状態及び見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

RBSグループの事業には業務リスクが伴う。これらのリスクは、RBSグループがその戦略的プログラム、英国リングフェンス制度及びウィリアムズ&グリンの売却を実施するにつれて増加する可能性がある。

業務リスクは、不適切であるか欠陥のある内部プロセス、人員若しくはシステムによるか、又は外部イベントによる損失のリスクであり、法的リスクを含む。RBSグループは複雑でかつ地理的に多様な事業を有しており、IT障害、内部及び外部の詐欺、従業員若しくは第三者による過失、取引の適切な文書化若しくは適切な許認可の取得の失敗、適用ある規制要件若しくは業務遂行基準の遵守の懈怠(贈賄防止対策、マネー・ロンダリング対策及びテロ対策に係る法令並びに適用ある制裁プログラムの規定により生じるものを含む。)、設備故障、財務報告の誤り又は不足、事業の継続性及びデータのセキュリティシステムの故障、情報セキュリティの脅威又は不足(サイバー・リスクを含む。)、天災、又はシステム及び統制の不備若しくは機能停止(RBSグループの供給業者若しくは契約相手先のものを含む。)により、業務リスク又は損失が生じる可能性がある。

戦略的プログラムの実施に関連するRBSグループの再編の結果として、業務リスクは高まる。英国リングフェンス制度、ウィリアムズ&グリンの売却及びCIB事業の再編の実施は、大きな実行及び遂行のリスクを伴い、進行中のコスト問題を背景に遂行されており、RBSグループの効果的な内部統制を維持する能力に大きな圧力をかける。RBSグループは、リスク管理及び損失緩和措置を実施し、RBSグループの業務並びにRBSグループの戦略的プログラム、英国リングフェンス制度及びウィリアムズ&グリンの売却の実施に関連する業務リスクを軽減する計画に多くの資源及び計画を向けているが、かかる行為がRBSグループが直面する各業務リスクの管理に有効であった又は有効となると保証することはできない。

業務リスクの効果的でない管理により、RBSグループ及び/又は当行グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響が及ぶ可能性がある。

RBSグループの事業及び業績は、実際の又は認識上の世界経済や世界金融市場の状況及びその他の世界的リスクにより悪影響を受ける可能性があり、RBSグループの事業が英国への集中度を増しているために英国の展開による影響をますます受けることとなる。

戦略的プログラム及び英国リングフェンス制度の実施に関連するRBSグループの再編の完了時には、RBSグループの事業の焦点は、主に英国及び西欧に置かれる。英国及び米国の見通しは、2016年もG-7の中で最強のままであり、アイルランドの経済は改善を続けているが、実際の又は認識上の困難な世界的経済状況、特に英国及びRBSグループの他の主要市場において経済成長の予測が達成されないこと、英国の賃貸用住宅市場に関連する規制当局の懸念、抵当貸付に対する制限の可能性、並びに特に英国における競争の激化により、RBSグループの事業にとって厳しい経済及び市場の状況並びに困難な経営環境が引き起こされる可能性がある。

また、多くの欧州経済は、金融危機の影響からまだ回復していない。フランス及びイタリアなどの最大の欧州経済の一部についての2016年及び2017年における成長のコンセンサス予想は弱いままであり、ギリシャその他の欧州経済の経済的回復は依然として不確実である。結果として、公的債務のデフォルト、ユーロ圏からの脱退又はその破綻、並びにかかる事由が英国その他の欧州経済に与える直接及び間接の影響に関する懸念は残っている。

RBSグループの事業及びその顧客の多くは、特に英国経済に影響を与える限りにおいて、世界的経済状況、かかる状況に関する認識並びに将来の経済見通しの影響を受けており、今後も受け続けることとなる。世界経済の短中期的な見通しは、主要な地理的不安定性、原油及び商品価格の歴史的な下落、世界成長及び流動性を取り巻く懸念、国家及び家計の借入水準の歴史的な上昇を背景とした金利上昇の範囲及び時期に関する不確実性、並びに停滞したインフレ又はデフレを含む多くの要因により、不確実なままである。特に、RBSグループがさらされている新興市場経済(RBSグループがその一定の事業からの離脱を保留したままの状態に引き続きさらされている中国、インド、サウジアラビア及びロシアの経済を含む。)の低成長及び負債水準の上昇は、懸念分野であり続けており、新興国の経済成長の更なる低下又は景気後退、米ドル高、新規又は延長される経済制裁、又は既存負債の満期時における資金調達需要の増加は、貸倒を生じさせることにより直接、又は世界経済成長及び金融市場に更なる影響を与えることにより間接的に、RBSグループに影響を与える可能性がある。RBSグループの事業及び業績は金融市場の状況にも影響を受ける。

金融市場、特に株式及びコモディティ市場は、2014年終盤及び2015年において相当なボラティリティを経験し、これが2016年も続いている。また、金融市場における下降傾向を引き起こし、これが今度は大幅な価格破壊を生じさせている。

これらの傾向は、上記の多くの要因のみならず、世界市場(特に中国)における大幅な下落並びに2015年度下半期及び2016年初めにおける中国及び新興市場の経済成長予測の修正に起因する。経済及び契約相手先が、イングランド銀行、欧州中央銀行(以下「ECB」という。)、米国連邦準備制度理事会及びその他の中央銀行(日本銀行を含む。)により採用された金融政策措置の影響及び時期により直接又は間接的に受ける影響に関する不確実性によっても、金融市場は影響を受け、また今後も受け続ける可能性がある。ECBは、2015年1月以降、ユーロ圏に対する信頼を改善し、より多くの民間銀行による貸付を奨励するために計画された量的緩和プログラムを実施しているが、かかる措置が今までに十分若しくは成功であったか否か、又は今後十分若しくは成功となるか否かについてはかなりの不確実性が残っている。

経済及び市場の厳しい状況により作り出されたRBSグループの事業にとって困難な経営環境は、以下を特徴とする。

- ・経済成長を促進するための現在進行中の中央銀行の措置から発生する低金利の長引き。これは、マージンの圧迫及び資産からの収益の減少を通じて、RBSグループにより得られる利息収益を抑制する。
- ・国家の信用格付に影響を及ぼし、顧客の信頼及び支出並びに企業信頼感に影響を与える予算上の懸念。

- ・活動水準の低下、評価損及び減損損失の追加計上、並びに収益性の低下。これらは単独で又は規制上の 変更若しくは他の市場参加者の活動と結びついて、RBSグループが資本、資金及び流動性にアクセスする 能力を制限する可能性がある。
- ・中央銀行がより緩和した金融政策(例えば日本又は欧州におけるもの)を加速させること、又は過去に 例を見ない金融緩和政策若しくは臨時措置(例えば米国におけるもの)を引き締め若しくは解消するこ とに応じて、利回り及び資産価値における変動性が増大するリスク。

上記を含む現在の経済状況及び金融市場における不安定性に関連する展開により、RBSグループ及び/又は当行グループの事業、財政状態、経営成績及び見通しに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

更に、RBSグループは、貿易障壁などの地政学的な事象、為替管理並びに経済及び金融活動の水準を阻害し うる政府のその他の施策から発生するリスクにさらされている。更に、政治上、軍事上又は外交上の好まし くない事件、武力紛争、流行病及びテロ行為やテロの脅威並びにそれらに対する政府の対応は、経済活動に 悪影響を及ぼす可能性があり、RBSグループ及び/又は当行グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響 を及ぼす可能性がある。

金利、外国為替レート、信用スプレッド、債券、株式及びコモディティの価格、ベーシス、ボラティリティ及び相関リスク並びにその他の市場要因の変動がRBSグループの事業及び経営成績に大きな影響を及ぼしており、かつ今後も及ぼし続ける。

RBSグループが直面している最も重要な市場リスクの一部に、金利、外国為替、信用スプレッド、債券、株式及びコモディティの価格、並びにベーシス、ボラティリティ及び相関リスクがある。「資金調達支援」スキームなどイングランド銀行及び英国財務省により実施された一定の方針の結果であるものを含め、金融政策は近年は非常に協調的であり、これが非常に顕著な財政緊縮及びバランスシートの修復の時期における需要を支える助けとなっている。2015年12月に米国連邦準備制度理事会が2006年以来初めて米国の金利を引き上げる決定を行ったことに続き、イングランド銀行及びその他の中央銀行が金利を引き上げるか否か及びその時期については、かなりの不確実性が残っている。金利並びに利回り曲線及びスプレッドの低下が長期間継続することは、貸付コストと借入コストの間で得られる金利マージンに影響を及ぼす可能性があり、流動性に困難が生じている時期にはその影響が高まるおそれがある。

逆に、金利の引き上げは、一般的に期待より低い成長につながり、又はRBSグループが事業を行う市場(英国住宅市場を含む。)におけるGDPの収縮、企業の信頼の低下、失業率又は不完全就業率の上昇、インフレ水準の不利な変化、金利の潜在的な上昇及び資産価格の低下さえ生じさせる可能性があり、結果として、顧客の中で延滞率及びデフォルト率を増加させる可能性がある。同様のリスクは、先進国経済における異様に低水準のインフレから発生するが、これは、欧州においては特に、政策措置が効果的ではないと判明した場合、持続的なデフレへと悪化する可能性がある。金融刺激策の減少並びに他の金融機関の行為及び商業上の健全性は、市場の流動性に影響を与える可能性がある。RBSグループの顧客その他の契約相手先の信用の質に対する悪影響は、担保価値の低下と相まって、回収可能性及びRBSグループの資産価値を低下させ、減損引当金の水準を上昇させる可能性があり、これがRBSグループ及び当行グループの経営、財政状態又は見通しに悪影響を及ぼす可能性がある。RBSグループは、行っているデリバティブ事業の一環として、重大なベーシス・リスク、ボラティリティ・リスク及び相関リスクにも直面しており、かかるリスクの発生も、上記の要因により影響を受ける。

かかる展開のいずれも、RBSグループの年金基金の価値にも悪影響を与える可能性があり、これにより追加の掛金が要求されることとなる可能性がある。「RBSグループは、年金リスクにさらされており、英国リングフェンス制度の実施の結果として、年金基金の不足額を補填するため及び年金制度を再編するために追加の掛金を支払うことを要求される可能性がある。」参照。

為替レート、特にポンド・米ドル及びポンド・ユーロの交換レートの変動は、外貨建ての資産、負債、収益及び費用の価値に影響を及ぼし、RBSグループの英国外の子会社の報告収益に影響を及ぼし、また、RBSグループが報告する連結の財政状態又は外国為替取引からの収益に影響を及ぼす可能性がある。かかる変化は、ECB及び米国連邦準備制度理事会の決定から生じて、2015年度及び2016年度初めにポンド/米ドル為替レートに見られたような外国為替レートの急激な変動につながる可能性がある。会計上、RBSグループは、債券などの発行済負債の一部を現在の市場価格で貸借対照表に計上する。RBSグループの信用スプレッドなど、当該負債の現在の市場価格に影響を及ぼす要因により、当該負債の公正価値が変動する可能性がある。かかる公正価値の変動は、利益又は損失として損益計算書に計上される。

金融市場の実績及び変動は、債券及び株式の価格に影響を及ぼし、RBSグループの投資及び取引ポートフォリオの価値に変動をもたらしており、また将来もたらす可能性がある。金融市場は、ギリシャにおける政治及び経済の回復、中国及び世界の株式市場におけるボラティリティ及び不安定性、並びに中国経済のファンダメンタルズの弱体化に関する懸念に続いて、2015年度中及び2016年度初めに大きな変動を経験し、これによりRBSグループの一定の資産の評価にに短期的な変化が生じた。加えて、原油価格は2015年度中及び2016年度初めに過去の水準と比べて大きく下落して低水準に留まっており、他の商品価格も低下した。

RBSグループは、2015年にエクスポージャーを大幅に減少させたが、エネルギーセクター及び原油生産国の顧客その他の契約相手先に対するエクスポージャーを通じて原油価格及び商品価格の影響を受ける。原油価格及び商品価格の更なる又は持続する低下は、RBSグループの顧客その他の契約相手先並びにRBSグループの取引ポートフォリオの価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

資本が効果的に管理されない場合又は資本目標を満たすことができない場合、RBSグループの業績及び財政状態が悪影響を受ける可能性がある。

RBSグループの資本の効果的な管理は、RBSグループが事業を遂行すること、規制上の義務を遵守すること、単独での健全性を持つ事業体に戻るというその戦略を推進すること、普通株式に対する配当支払を再開すること及び裁量的な支払を維持することができるか否かにとって極めて重要である。RBSグループは、英国、EU及びRBSグループが規制の対象となる活動を行うその他の管轄区域において、十分な資本資源を維持することを規制当局から要求されている。

十分な資本は、また、世界経済並びにとりわけRBSグループの核となる英国及び欧州市場における継続的な混乱及び不安定性を前にして、財務上の柔軟性をRBSグループに与える。2015年12月31日現在、完全実施ベースでは、RBSグループのCET1比率は15.5%であった。

再編期間中及び2019年における英国リングフェンス制度の実施までの間に、RBSグループは、その資本目標を上げてきており、現在はCET1比率13%以上を目標としている。RBSグループは、規制上の要件並びに追加の内部モデル及びストレスシナリオに基づいて資本水準を計画している。

しかし、RBSグループがかかる目標を達成できるか否かは、戦略的プログラムの実施及び下記のいずれかの要因を含む多くの要因により左右される。以下により資本の不足が生じる可能性がある。

- ・費用若しくは債務(年金、管理、訴訟及び過去の費用を含む。)の増加を通じたRBSグループの資本の源 泉の減少、利益若しくは損失(及び結果として利益剰余金)の減少、又は資産価値の低下による評価減 若しくは減損。
- ・保有する必要がある資本の増額(RBSグループが直面するリスクの実際の水準の変化、法律若しくは規制 当局により要求される資本若しくは流動性の最低水準の変更、又はRBSグループに適用される資本バッ ファー若しくはレバレッジ・バッファー(カウンターシクリカル・バッファーを含む。)の調整の結果 によるものを含む。)、リスク・アセット若しくは既存の資産クラスのリスク・ウェイトにおける増

加、又は例えばRBSグループと同等の銀行の資本水準若しくは資本目標を考慮して若しくは格付機関の見解の変化を通じてRBSグループが保有すべきと考える管理バッファーの増加。

RBSグループの現在の資本戦略は、時間経過に伴う利益の発生を通じて及び/又は処分若しくは自然減によるリスク・アセットの計画的削減を通じて行われる追加資本の累積の予想に基づいているが、その実行は、業務リスク及び市場リスクの影響を受ける。資本の源泉の減少又は保有する必要がある資本の増額(上記の理由の結果によるものを含む。)と相まって、更なる損失が生じた場合又はRBSグループの資本計画により企図されるスケジュールに従って若しくはその中で収益性目標の達成若しくはリスク・アセットの削減がなされない場合には、RBSグループがその資本目標若しくは要件を満たし、その資本戦略を再編期間中に達成する能力に悪影響が及ぶ可能性がある。

上記のいずれかの状況の結果としてRBSグループに資本の不足が生じる又はそれを認識することとなる状況である場合、RBSグループは、規制当局の介入及び制裁を受ける可能性並びに市場において信頼を失う可能性があり、結果として、流動性及び資金調達へのアクセスが制限され又は費用が増える可能性がある。これは、RBSグループの資本回収計画の実施を発動させる可能性もある。

このことが更に、RBSグループがその事業経営を継続し、将来の配当を支払い、その他の分配(資本商品の利息を含む。)を行う能力又は戦略的な機会を追求する能力に影響を与え、将来の成長の可能性に影響が及ぶ可能性がある。かかる不足に応じて、RBSグループが一定の規制資本商品を株式に転換すること又は株式資本若しくは規制資本商品の発行を通じて追加資本を調達することが要求される場合、既存のRBSGの株主は、その保有株式の希薄化に遭遇する可能性がある。これとは別に、RBSグループは、レバレッジ及び/若しくはリスク・アセットを減少させるための措置を行うこと、RBSグループの法人構造を変更すること、又は資産若しくは事業の処分によって、資本の不足に対応する可能性がある。かかる措置は、RBSグループの基本的な収益性に影響を与える可能性がある。

RBSグループが規制上の資本及びレバレッジ要件を遵守することができない場合、規制当局による介入を受け、投資家の信頼を失う可能性があり、RBSグループの経営成績、財政状態及び評判が重大な悪影響を受ける可能性があり、また、分配制限が生じて既存株主に悪影響が及ぶ可能性がある。

RBSグループは、欧州においてバーゼル銀行監督委員会の規制資本の枠組み(以下「バーゼル」」という。)が指令及び規則(総称して「CRD」と呼ばれている。)により域内法制化されたことの結果であるものを含め、事業における資本の水準及び質に関連して、広範囲にわたる規制上の監督を受けている。また、RBSグループは、金融安定理事会(以下「FSB」という。)により、グローバルなシステム上重要な銀行(以下「GSIB」という。)として特定されており、したがって、2015年11月に公表されたFSBによるGSIBの最新の年次リストではRBSグループは最後のバケットへと下げられた(RBSグループは追加的な損失吸収力を有する資本要件の最も低いレベルの適用を受けることとなる。)ものの、より強化された規制機関による監督及び管理並びに追加の資本要件の適用を受ける。

CRD の下で、RBSグループは、リスク・アセットの割合として計算される規制資本の最低金額を常に保有することが要求されている(以下「ピラー1要件」という。)。CRD は、また、ピラー1要件及びピラー2A要件(以下に記載される。)に追加され、CET1資本で満たすことが要求される6つの新たな資本バッファーを導入した。2015年12月に、イングランド銀行は、英国銀行のための資本要件の枠組みに関する報告書を公表したが、その中で、資本バッファーはマクロ・プルーデンスの目的に資するために規制当局により積極的に使用されるという予想が概説されている。資本保全バッファー(経過規定に服するが、2019年から2.5%と設定される予定である。)、カウンターシクリカル資本バッファー(上限2.5%)、並びに(金融機関によって)システミック・リスク・バッファー、グローバルなシステム上重要な金融機関のバッファー(以下「GSIBバッファー」という。)及びその他のシステム上重要な金融機関のバッファーのうち高いものの合計

を、「合計バッファー要件」という。これらの規則は、カウンターシクリカル資本バッファーについては2014年5月1日、資本保全バッファー及びGSIBバッファーについては2016年1月1日に発効した。GSIBバッファーは、現在はRBSグループについて1.5%で設定されているが、2017年1月1日に1.0%に引き下げられる予定であり、2017年1月1日から2019年1月1日までの期間にわたり段階的に導入されている。

システミック・リスク・バッファーは、2019年1月1日から適用される予定である。イングランド銀行の金融政策委員会(以下「FPC」という。)は、どの金融機関がシステミック・リスク・バッファーを有するべきであるか、またその場合に、バッファーの規模は企業のリスク・アセットの3%を上限としてどの程度であるべきかを決定する責任を負う。FPCは、現在、システミック・リスク・バッファーの枠組みの案について協議しており、最終規則は2016年5月31日までに完成する予定である。システミック・リスク・バッファーは、国内のシステム上重要な銀行(以下「D-SIB」という。)(経営難又は破綻の際に国内の金融システムに重大な影響を及ぼす可能性のあるグループである。)について、より高い資本バッファーを特定及び設定するための英国の枠組みの一部である。

これは、各国当局はD-SIBを特定し、D-SIBの経営難又は破綻の可能性及び影響を減らすための措置を講じるべきとしたFSBによる2012年の枠組みの勧告に続くものである。また、各国の監視当局は、ピラー1要件によってカバーされないか又はカバーが不十分であると考えるリスクをカバーするための追加の資本要件(以下「ピラー2A要件」という。)を追加することができる。

PRAにより設定されたRBSグループの現在のピラー2A要件は、リスク・アセットの5.0%相当とされている。PRAは、個別企業毎のピラー2Bバッファー(以下「PRAバッファー」という。)も導入した。これは、個別企業毎のストレス・テストの結果及び信頼できる回復・破綻処理計画を含む各種の要因に基づいて毎年設定される将来的な要件であり、(ピラー1要件又はピラー2A要件を満たすために使用されるCET1資本に加えて)CET1資本により満たされるべきものとされている。適切な場合には、PRAは、弱いリスク管理及びガバナンス(内部のストレス・テストの枠組み及び統制環境の有効性に関するものを含む。)の結果として発生する可能性のある追加損失のリスクを軽減するために保有することが要求される追加資本を反映するために、金融機関のPRAバッファーの増加を要求することができる。英国の銀行は、合計バッファー要件又はPRAバッファー要件のいずれか高い方を満たすよう要求される。ピラー2A要件及びPRAバッファーにより、RBSグループが保有しなければならないCET1資本の固定額が設定されることとなるが、これはRBSグループの再編期間中に変更される可能性があり、一方でリスク・アセットは同一期間中に減少し続けることが予想されるため、更に、RBSグループがその自己資本比率目標を維持し、その分配戦略を実施する能力に圧力がかかることとなる。

資本要件及びバッファーに加えて、CRD (英国において国内法制化されたもの)に基づいて採用された新たな規制上の枠組みは、金融機関のための最低レバレッジ要件を定めている。FPCは、PRAに対して、() 主要な英国銀行に適用される3%の最低レバレッジ要件、()GSIB及びリングフェンス金融機関が満たすべき追加のレバレッジ比率(当該企業のシステミック・リスク・バッファーの35%で調整され、2016年から段階的に導入される。)、並びに()全ての企業のためのカウンターシクリカル・レバレッジ比率バッファー(企業のカウンターシクリカル資本バッファーの35%で調整される最低レバレッジ比率要件を条件とする。)を実施するよう指示した。

RBSグループに現在又は今後適用される資本要件の大部分は、CET1資本によって全部又は一部を満たす必要がある。CET1資本は、利益剰余金及び持分商品(普通株式を含む。)を広く含む。結果として、RBSグループは、その営業の利益からの利益剰余金が不十分である場合、CET1資本を維持又は増加させるために追加の普通株式の発行を要求される可能性があり、それにより既存株主の希薄化が生じる可能性がある。更に、CRD規則の規定の下では、繰延税金資産のうち、将来の収益に依拠するもの(例えばトレーディング損失に係る繰延税金資産)であり、かつ、一時差異から生じないものをCET1資本から全額控除しなければならない。将

来の収益に依拠し、一時差異から生じるその他の繰延税金資産は、基準値テストを受け、基準値を上回る部分のみがCET1資本から控除される。かかる繰延税金資産の規制上の取扱いは、変更され、RBSグループのCET1資本及び関連する比率に悪影響を与える可能性がある。

バーゼル銀行監督委員会及びその他の機関は、リスクベース自己資本比率の分母における異なるカテゴリーのリスクの主要基準としてのリスク・アセットの基準を増加させ又は再調整する変更に焦点を当て続けている。円熟度は異なるが、リスクの種類及び事業ラインの全体にわたる多くの構想が進行中であり、かかる構想は、リスク・アセットの計算に影響を与えることが予想される。バーゼル銀行監督委員会は、不動産エクスポージャーのリスク・ウェイト及びリスク・ウェイトの計算に対するその他の変更に関する新規則について現在協議している。これらの規則は、今後2016年中に完成し、2019年までに施行される予定である。英国において、PRAもまた、経済状況に対する英国の抵当貸付金のリスク・ウェイトの感応度を下げる方法を検討している。2014年の英国のストレス・テストは、一部の銀行の住宅ローン・ポートフォリオに対するリスク・ウェイトがストレス下において著しく増大する可能性があることを示した。

バーゼル銀行監督委員会は、また、業務リスクに係る標準的計測手法の改訂版を、協議のために最近公表した。新手法は、業務リスクの計算のための3つの既存の標準的手法並びに内部モデルベースの手法に替わることとなる。提案された新手法は、業務リスクの財務諸表ベースの計測を、個別企業の過去の業務損失と統合する。これらの改革の影響量は、予定される変更及び導入時期が明確ではないために明らかではないままであるが、かかる構想の実施により、リスク・アセットの水準が高まる可能性があり、よって、ピラー1要件の下でRBSグループが保有を要求される資本、特にCET1資本の水準が高まる可能性がある。かかる要件は、当該エクスポージャーに係るRBSグループのピラー2A又はPRAバッファー要件のPRAによる決定の一環として保有することが要求される更なる資本の上乗せとは別となるであろう。

RBSグループが必要な金額の規制資本を調達することができない場合又はその他により規制上の資本及びレバレッジ要件を満たすことができない場合、規制上の監督の強化若しくは制裁、投資家の信頼の喪失、配当制限にさらされる可能性があり、また、リスク・アセット又は総資産の金額を更に減少させ、コア事業及び他の非コア事業の処分を行うことを要求される可能性があるが、これが適時に行われず、又は他の場合であればRBSグループにとって魅力的であろう価格を得られない可能性がある。RBSグループ又はいずれかのRBSグループ事業体(当行グループを含む。)に適用される資本又はレバレッジ要件の違反は、不足する資本基盤を改善するために、RBSグループの回復計画の適用を発動する可能性もある。RBSグループに適用される資本及びレバレッジ要件の違反は、また、RBSグループが発行した一定の規制資本商品の株式への転換又はRBSグループによる追加の株式若しくは規制資本商品の発行につながる可能性もあり、そのそれぞれが、RBSグループの既存株主の希薄化をもたらす可能性がある。

RBSグループがその資本要件を遵守すること又は十分な分配可能利益を維持することができない場合、裁量的な支払(普通株主に対する配当及び一定の資本商品に対する利息の支払を含む。)を行う能力に対して制限が適用されることとなる可能性がある。

2016年から、CRD の規定に従い、一定の裁量的支払を行う資格を有するためには、適正資本量の最低水準がRBSグループにより満たされる必要がある。CRD 指令(英国において国内法制化されたもの)の第141条 (分配制限)に従い、「合計バッファー要件」を満たしていない金融機関は、「裁量的な支払」(CET1に関する支払(配当)、変動報酬及びその他Tier 1 商品に対する利息の支払としてCRD により広く定義されている。)の制限を受ける。

制限は、「合計バッファー要件」の違反の程度に従って測定され、最後の利益の分配又は「裁量的な支払」以降の当該金融機関の利益に対する割合として計算される。欧州銀行監督機構(以下「EBA」という。)は、最大分配可能額(以下「MDA」という。)の計算のために考慮されるCET1資本は、当該金融機関のピラー

1及びピラー2の自己資金要件を満たすために使用されていない金額に限られるべきであると明確化した。合計バッファー要件に違反した場合、RBSグループは、そのMDAを計算することが要求され、結果として、RBSグループが裁量的な支払を違反の範囲まで減額又は中止することが必要となる可能性がある。RBSグループが合計バッファー要件を満たすことができるか否かは、RBSグループがピラー1及びピラー2の資本要件を超える十分なCET1資本を有していることを条件とする。また、EU及び英国の関係当局が規則の適用に関する提案及びガイダンスについて協議しこれらを進展させている限り、かかる分配制限とRBSグループに適用される資本要件及びバッファーとの相互作用は多くの点において不明確なままである。

加えて、分配(配当の支払を含む。)を行うために、RBSグループは、十分な分配可能利益を利用可能にすることを要求される。更に、RBSグループが発行したその他Tier 1 商品に対して支払うべき利息の支払は、RBSグループが有する「分配可能項目」(CRD に基づき定義される。)が不十分である場合には、取り消されなければならない。分配可能利益及び分配可能項目は両方とも、RBSグループが利益を生み累積する能力又は逆に重大な損失(管理関連費用、再編費用又は減損から生じる損失を含む。)によって大きな影響を受ける。

収益性の低下若しくは損失、又は分配可能利益若しくは分配可能項目に悪影響を与える規制若しくは税金の変更の結果として、RBSグループが合計バッファー要件を満たすこと又は十分な分配可能利益若しくは分配可能項目を維持することができない場合、結果としてRBSグループが裁量的な分配を行う能力が制限される可能性があり、それによりRBSグループの株主、その他Tier 1 商品の所持人、変動報酬(賞与等)を受けるスタッフ及びその他のステークホルダーが悪影響を受け、RBSグループの市場価値並びにその財務上の健全性に係る投資家及びアナリストの認識が影響を受ける可能性がある。

RBSグループは、英国及び欧州における規制当局により義務付けられたストレス・テストの対象となっており、これによって追加の資本要件が生じ、更にRBSグループの財政状態、経営成績及び投資家の信頼が影響を受け又は分配制限がもたらされる可能性がある。

RBSグループは、RBS N.V.及びアルスター・バンク・アイルランド・リミテッドについて、英国及び欧州の規制当局によるストレス・テストの対象となっている。2015年のイングランド銀行のストレス・テストの結果では、RBSグループの資本基盤はピラー1最低資本要件4.5%を上回り続けており、仮説的なストレスシナリオにおけるレバレッジ比率3.0%を満たしていた。PRAは、RBSグループはこのシナリオにおける管理行動の後ではCET1個別資本ガイダンスを満たしていないと判定したが、その資本基盤を改善するための過去及び将来の計画に鑑みて、RBSグループに対して資本計画の改訂版の提出は要求しなかった。2015年10月に、イングランド銀行は、2018年まで適用される英国の銀行システムのためのストレス・テストへのアプローチを公表した。これらのテストの結果は、その他のインプットと共に、金融機関の資本バッファー、特に資本保全バッファー、カウンターシクリカル・バッファー及びPRAバッファーの水準を設定するためにFPC及びPRAにより使用される。

PRAは、また、個別の銀行の現在の資本基盤が十分であるか又は強化が必要であるかを決定するための情報を得るためにストレス・テストの結果を使用する。一部の銀行については、個々のストレス・テストの結果により、全ての銀行のために設定された資本保全バッファー及びカウンターシクリカルな比率は当該銀行に対するストレスの影響と一致しないことが示唆されることがある。その場合、PRAは、PRAバッファーを調整することにより、個別の銀行のための規制資本バッファーを増加させる。加えて、銀行の既存の規制資本バッファーがストレスの影響を吸収するために十分ではないことがストレス・テストにより明らかになった場合、その資本基盤を強化するための措置を講じることが必要になる可能性がある。ストレス中のいずれかの時点において、銀行が最低CET1資本又はレバレッジ比率の要件のいずれかに違反することが予測された場合、PRAが銀行に対して措置を講じるよう要求することが強く推定される。

しかし、銀行がそのシステミック・バッファーを満たすことができないと予測される場合、徐々に資本基盤を強化することがなおも期待されるが、監督上の対応は、最低資本要件に違反することが予測される場合よりも強度が低くなると予想される。

RBSグループが英国その他におけるその規制当局により実施されたストレス・テストの一部として設定された基準値を満たすことができない場合、RBSグループの規制当局が追加の資本の保有、監督の強化及び/又は規制上の制裁をRBSグループに要求し、資本の配分が制限され、また投資家の信頼を失うこととなる可能性があり、これによりRBSグループ及び当行グループの財政状態、経営成績及び見通しが影響を受ける可能性がある。

金融機関の破綻処理に関連してEU及び英国において大規模な改革が実施されている結果として、金融機関が確実に十分な損失吸収力を維持するようにするために、追加の要件が発生する。資金調達及び規制資本の枠組みに対するかかる変更は、RBSグループがその戦略的計画において予期したよりも高い調達レベルを満たすことを要求し、RBSグループの調達コストに影響を与える可能性がある。

CRD に基づく資本及びレバレッジ要件に加えて、EUの銀行回復・破綻処理指令(以下「BRRD」という。)は、中でも、公的資金が喪失のリスクにさらされることなく、かつ重要な経済機能の継続性を確保し、金融の安定を維持し、預金者を保護する方法によって金融機関の破綻処理が行われることを確実にするために設計された、銀行が常に自己資金及び「適格債務」(すなわち、損失を吸収し、事前に決定された破綻処理戦略に従って企業の資本再編成を支援することが可能な債務)の十分な総額を維持することを要求する要件(適格債務の最低基準(以下「MREL」という。)と呼ばれている。)を導入している。MRELは、バーゼルに基づく別個又は追加の資本要件としてではなく、破綻処理計画プロセスの一部として実施されている。実際、銀行の破綻処理計画が十分とみなされない場合、規制当局は、規制上の最低値を超え、同業他社よりも高い可能性があるMRELを備えるよう要求することができる。CRD に基づき要求される一定の資本の源泉及びPRA又はFCAにより設定される関連する金融機関固有の資本要件は、MRELを満たすために計上することができるが、PRAは、既存の資本の源泉を二重計上することを一部禁止する意向を示している。特に、金融機関のリスク・ウェイト又はレバレッジのバッファー要件を満たすために使用されたCET1資本は、MREL要件を満たすために計上することができない。結果として、RBSグループは、CET1資本又は劣後若しくはシニアの無担保負債性金融商品の形態による追加の商品の発行を要求される可能性があり、RBSグループの合計バッファー要件の違反のリスクが増し、上記のMDAに関連する制限が発動される可能性がある。

上記の要件に加え、FSBは、2015年11月に、グローバルなシステム上重要な銀行(以下「G-SIB」という。)のための総損失吸収力(以下「TLAC」という。)基準を記載した最終タームシートを公表した。イングランド銀行は、G-SIBのためのMRELを設定する権限を、FSBのTLAC基準を実施するために使用することを示唆しているが、TLAC及びMRELの要件は多くの点で異なる。

EBAは、2016年10月までに要求される報告書において、欧州連合でのMRELの実施及びMRELと最終のTLAC基準との一致を評価することを義務付けられている。その結果、欧州委員会が損失吸収性の要件に係る欧州の制度を修正する可能性があり、それが更に英国当局によるBRRDに基づくMREL要件の実施に影響を与える可能性があり、よってRBSグループが保有することを要求される資本の質又は量が影響を受ける可能性がある。

英国政府は、MRELに関連するBRRDの規定を更なる二次立法を通じて国内法制化することを要求されているが、イングランド銀行が2015年7月にEBAにより公表された規制上の技術基準の最終ドラフトを考慮するという要件が付されている。イングランド銀行は、PRA及びFCAと協議の上で、各英国銀行、住宅金融組合及び一定の投資会社のためのMREL要件を設定する責任を負っており、かかる要件は、金融機関の破綻処理戦略に応じて設定される。イングランド銀行は、MRELの設定に採用されるアプローチ(GSIBについては、FSBのTLAC基準に沿ったものを含む。)について現在協議中である。経過措置を条件として、GSIBは2019年1月1日か

ら、また他の金融機関は2020年1月1日から、MREL要件を満たすことが予定されている。かかる時点までは、イングランド銀行が企業の破綻処理の実行可能性について特に懸念を持たない限り、MRELは適用ある最低資本要件と等しく設定される。MREL要件は、銀行グループの持株会社に係るものを含め、連結及び個別ベースで、当該金融機関の現在のピラー1及びピラー2Aの最低資本要件の2倍に相当する水準、又はそれより高い場合には、適用あるレバレッジ比率要件若しくはバーゼル に基づく最低資本要件に、適用ある場合には資本バッファー要件(損失吸収性に係るもの及び資本再編成に係るもの)を加えた水準で設定される予定である。

要求される破綻処理戦略がベイルインであり、その規模及びシステム上の重要性によりシングル・ポイント・オブ・エントリー型の破綻処理が認められる構造である金融機関(RBSグループを含む。)については、イングランド銀行は、MRELとして適格となるためには、適格債務(すなわち総損失吸収性債務)は破綻処理される事業体(すなわちRBSグループの持株会社)から発行され、営業上の除外債務(これには被保険預金、短期負債、デリバティブ、仕組債及び租税債務が含まれる。)に構造上劣後することが期待されると示唆している。

かかる発行を通じて調達される資本は、その後、資本の形態又は劣後債権の別の形態により、下流の重要な事業子会社(例えば当行)に移転される。このように、MREL資源は、事業会社のシニア債務に構造上劣後することとなり、事業会社からの損失を持株会社に移転し、必要な場合には、事業会社を破綻処理手続に入れることなく、持株会社レベルで破綻処理を発生させることが可能となる。また、MRELのために適格となり得る商品は、PRAの最終規則により決定される。

したがって、MRELを目的とした構造的劣後性を達成するために、RBSGによるシニア無担保発行は、上記の除外債務に劣後する必要が生じる。TLAC基準には、RBSGの貸借対照表上の除外債務の総額が、外部TLAC(すなわち、RBSGが投資家に発行した適格債務でTLAC要件を満たすもの)の5%を超えない場合におけるこの要件の免除が含まれており、イングランド銀行は、MRELに関するその協議文書において、同様のアプローチを採用する意向を示している。

EU及び英国における自己資本の十分性及び損失吸収力の要件に対するこれらの及びその他の将来の変更を 当該期限までに遵守することは、RBSグループがその貸借対照表を再構成し、規則に従った追加資本を発行す ることを要求する。特に、これらの変更により、RBSグループがTier 1 資本(普通株式等及びその他Tier 1 商 品を潜在的に含む。)、Tier 2 資本及び一定の損失吸収性のある債券(シニア債を含む。)を発行すること を要求される可能性があるが、これには費用がかかる可能性があり、また、RBSグループが発行した一定の既 存のTier 1 及びTier 2 証券並びにその他のシニア商品は、MREL/TLAC要件を満たす目的でのRBSグループの損 失吸収性資本として考慮されなくなることとなる。

これらの規則が実施される方法及びRBSグループが適用を受ける最終要件についてはかなりの不確実性が残っており、したがって、RBSグループは、その資本計画をそれに応じて改訂することが必要となる可能性がある。RBSグループのCET1及びTier 2 資本又はMRELを満たすために適格であるその他の債券の水準を高めるという要件は、RBSグループ及びその株主に対して多くの悪影響(RBSグループが普通株式に関して配当の支払又はその他の分配を行う潜在的な将来の能力を害すること及びRBSGの既存株主の所有を希薄化することを含む。)を及ぼす可能性がある。

RBSグループの借入コスト、債券発行市場へのアクセス及び流動性は、RBSグループの信用格付によって、また程度は低くくなるが英国政府の格付によって著しく左右される。

RBSG、当行及び他のRBSグループ会社の信用格付は、その資金調達及び流動性に係る費用、アクセス及び源泉に直接影響を及ぼす。RBSG、当行及びその他のRBSグループ会社を含む多数の英国及び他の欧州の金融機関

について、格付手法の変更及び規制上の進展に関連する格付機関の見通しの変更、マクロ経済的な動向並び に金融機関の資本基盤及び財務見通しに関連して、近年何度も格下げが行われている。

2015年度中に、信用格付機関は、破綻銀行のための異例の支援の可能性が予測されづらいような、システミック・リスクを最低限にする方法により銀行の破綻処理の実行可能性を改善することを目的とする継続中の規制上の変更の影響に係る当該機関の認識に対応するため、また、CRD に基づく改訂後の資本及びレバレッジ規則並びに企業固有の要件の最終決定に対応するために、国別の銀行の格付の見直し及び変更を完了した。

結果として、RBSGの長期及び短期の信用格付は、スタンダード&プアーズ(以下「S&P」という。)及びフィッチにより2ノッチ格下げされた。S&Pは、継続企業でありつつ損失を吸収するためのRBSグループの財務的柔軟性に対するS&Pの評価、及び収益性の点で同業他社と比較してRBSグループが低迷していることを含む多くの要因の結果として、RBSGの長期信用格付を更に格下げした。

当行及びRGSBの一定の他の子会社に対する長期預金格付及びシニア無担保格付は、しかしながら、損失吸収性資本によりシニア無担保債権者に対して提供された保護を考慮して1ノッチ格上げされた。ムーディーズも、RBSグループの見直しを完了し、RBSGの長期シニア無担保格付及び発行体信用格付を2ノッチ格下げした。結果として、RBSGの信用格付は、当該格付機関による投資適格水準を下回っている。ムーディーズによるRBSGの見通しは、現在はポジティブであり、S&P及びフィッチについては安定的である。

格付機関はRBSG及びRBSグループ事業体の信用格付(当行のものを含む。)を定期的に見直しており、格付機関による長期債務の格付は、RBSグループの財務力を含む多くの要因に加えて、金融サービス業界全般に影響する状況を含むRBSグループの支配が完全に及ばない要因に基づいている。特に、格付機関は、英国リングフェンス制度の実施、年金及び訴訟/規制当局による調査のリスク並びにその他のマクロ経済的及び政治的な展開(欧州連合からの撤退への賛成の結果によるものを含む。)の結果として、RBSG、当行及びその他のRBSグループ事業体の格付を更に見直す可能性がある。

RBSG、当行又はその子会社の一部の長期又は短期の信用格付が更に低下すること(投資適格水準を下回って更に格下げされることを含む。)により、RBSグループの金融市場における発行能力が悪影響を受け、その資金調達及び借入のコストが増加し、RBSグループ事業体(当行を含む。)が格下げにより失った資金(顧客預金の喪失を含み得る。)の借換を要求され、RBSグループの資本市場及び金融市場へのアクセスが制限され、また、デリバティブ契約その他の担保付の資金調達の取決めにおける追加担保その他の要件又はかかる取決めの変更の必要性が発動され、RBSグループ及びその子会社(当行を含む。)との取引を行おうとする相手先の範囲が制限され、また、競争上の地位に悪影響が及ぶ可能性があり、その全てがRBSグループ及び当行グループの収益、キャッシュ・フロー及び財政状態に重大な悪影響を与える可能性がある。

2015年12月31日において三大格付会社によるRBSG及び当行の長期の信用格付及びこれに付随する短期の信用格付が同時に1ノッチ引き下げられていたとすれば、RBSグループは、経営陣による回避措置が行われなかった場合、約37億ポンドの追加担保の差し入れを要求されることとなったであろう。RBSG、当行、RBS N.V.及びアルスター・バンク・アイルランド・リミテッドの個々の信用格付もまた、RBSグループにとって、例えば店頭デリバティブ取引といった一定の市場において競争する上で重要である。

英国政府の信用格付の格下げもまた、RBSグループ会社(当行を含む。)の信用格付に悪影響を及ぼす可能性があり、上記の影響を生じさせる可能性がある。特に、政治的展開(英国の欧州連合からの離脱若しくは離脱の可能性に関する不確実性、又は更なるスコットランド独立国民投票の結果を含む。)は、移行期間中に英国政府の信用格付に悪影響を及ぼし、RBSG、当行及びRBSグループ事業体の信用格付が格下げされることとなる可能性がある。

RBSグループがファンディング・コミットメントなどの義務を果たす能力は、流動性及び資金調達の源泉にアクセスできるか否かによる。

流動性リスクとは、銀行が期限到来時に債務(ファンディング・コミットメントを含む。)を履行することができないというリスクである。このリスクは銀行業務に不可避のものであり、特定のホールセール資金源(例えば短期や翌日物による資金調達)への過度の依存、信用格付の変化、又は市場の混乱や大規模災害といった市場全体にわたる事象といった多くの要素によって増大する可能性がある。

近年、長期間にわたり、銀行間市場を含む世界の信用市場では、流動性及びターム・ファンディングが激減した。2015年においては、RBSグループ全体の流動性ポジションは堅調を維持したことにもかかわらず、信用市場はボラティリティの上昇が発生し、一定の欧州の銀行、特にスペイン、ポルトガル、ギリシャ及びイタリアなど周縁諸国の銀行は、流動性の主な源泉の1つとしてECBに依然として依存していた。

RBSグループは、その資金調達の相当部分を満たすために、リテール及びホールセールの預金に依拠している。預金水準は、RBSグループの制御が及ばない要因、例えば信頼の喪失、リテール顧客預金に対する競争圧力の増大、又は海外のホールセール預金者の預金の本国送還(これらは短期間に多額の預金が流出する結果を招くことがある。)により、増減することがある。

RBSグループがその預金を拡大させることができず、又はRBSグループの預金が大幅に減少した場合、特に上記のようなその他の要因の一つでも併発した場合には、RBSグループのその流動性のニーズを充たす能力が重大な悪影響を受ける可能性がある。リテール預金による資金調達の費用の増加は、RBSグループの利鞘及び収益性に影響を与える可能性がある。

金融危機の結果、市場における銀行の信用リスクの見解は根本的に変化し、市場からリスクがより高いと 認識されている銀行は、より多額のコストをかけて債券を発行することを余儀なくされた。状況は改善した ものの、最近は契約相手先企業及び金融機関が、銀行及びその他の金融機関に対するその信用エクスポー ジャーを削減し、これらの資金源からの資金調達の利用可能性が制限されている。

イングランド銀行がRBSグループを秩序だった方法で破綻処理するための能力も、投資家のリスクの認識を増し、結果としてRBSグループの資金調達の利用可能性及び費用に影響を与える可能性がある。金融機関の信用リスクに関する不確実性により、銀行間貸付の水準が低下する可能性があり、又は、RBSグループによる伝統的な資金調達の源泉へのアクセスが制限されるか若しくはかかる資金調達へのアクセスのコスト若しくは担保要件が増加する可能性がある。

RBSグループは、時折、より短期の資金や翌日物に依拠し(これにより流動性の全体量は縮小する。)、また中央銀行が提供する流動性対策への依存を高めることを余儀なくされた。当該スキームにおいては、資産を担保として提供することが要求される。資産価値又は適格基準の変更は、特にスキームの利用が最も必要となるストレスが生じている期間中において、利用可能な資産及び結果として利用可能な流動性を減少させる可能性がある。英国リングフェンス制度の実施もまた、RBSグループの資金調達戦略に影響を与え、自己の資金調達及び流動性の戦略を管理することが要求される可能性がある一定のグループ事業体(当行を含む。)、特にリテール預金による資金調達に依拠することがもはやできなくなるリングフェンス外の事業体について、資金調達コストが増加する可能性がある。

RBSグループが預金を通じて及び/又は資本市場において資金を調達することができない場合、その流動性ポジションは悪影響を受ける可能性があり、RBSグループは要求時に又はその契約上の満期時における預金の引出に対応すること、満期時に借入金を返済すること、契約された融資枠に基づく義務を履行すること、規制上の資金調達要件を遵守すること、又は新規の貸付、投資及び事業の資金調達をすることができなくなる可能性がある。RBSグループは、その債務を履行するために無担保の資産を現金化すること(その資金調達コミットメントを減らすための処分対象として事前に特定されていない資産を処分することを含む。)が必要となる可能性がある。流動性が減少した時期において、RBSグループは、その資産の一部を売却することがで

きなくなる可能性又は低下した価格で資産を売却することが必要となる可能性があり、いずれの場合においても、RBSグループ及び当行グループの財政状態及び経営成績が重大な悪影響を受ける可能性がある。

RBSグループの事業は、多くの規則及び監督に服している。重要な規制上の進展やRBSグループの主要規制当局による監督の強化は、法令遵守リスク及び行為規制違反リスクを増加させ、また今後も増加させ続ける可能性があり、RBSグループが事業を行う方法や経営成績及び財政状態に重大な悪影響を与える可能性がある。RBSグループは、RBSグループが事業を行う各管轄区域の広範な金融サービスに係る法律、規則、コーポレート・ガバナンスの要件、行政行為及び政策に服している。これらの多くは最近導入又は改訂され、更に重要な変更が行われる可能性がある。中でも、英国リングフェンス制度に関連する規則の採用、自己勘定取引の禁止、並びに英国、EU及び米国におけるCRD、BRRDその他一定の措置の発効は、RBSグループ及び当行グループが事業を行っている又は将来において行う規制の状況に著しい影響を与えている。

一定の領域における規制重視の傾向(行為規制、消費者保護制度、マネー・ロンダリング対策及びテロ対策に係る法令並びに適用ある制裁プログラムの規定を含む。)並びに金融サービスの規制環境(RBSグループが政府又は規制当局主導の取り組みに参加することにより課される要件を含む。)において現在行われつつありまた将来起こり得る変化の結果、RBSグループは、英国、米国及びRBSグループが事業を行っているその他の国々において、規制及び調査の強化に直面している。

最近の規制上の変更、進展並びに公的及び規制上の調査水準の引き上げがRBSグループ(当行を含む。)に及ぼすであろう影響を確実に予測することは困難だが、英国及びEU、RBSグループが事業を行う欧州のその他の地域並びに米国における法及び規制の制定及び実施は、資本、資金調達及び流動性の必要量の増加、市場勢力図における変化、その他の規制要件の変更並びに営業経費の増加をもたらしており、また、商品提供及びビジネスモデルに影響を与えており、今後も与え続けることとなる。また、かかる変更により規制当局の調査及び手続が増加する可能性があり、また、RBSグループが規則及び規制の適用ある主要部分を、要求された方法でかつ要求された時間枠の中で、遵守する能力に関するリスクを増加させている。内部の会計機関による会計基準若しくはガイダンス又はその実施時期の変更(強制であるか当該基準の将来の実施に関連する勧告された開示の結果であるかを問わない。)によっても、RBSグループがその貸借対照表上に追加の債務を認識しなければならなくなり、又は将来の評価減若しくは減損がもたらされる可能性がある。これらの展開(新たな規則及び規制を遵守することができないことを含む。)は、RBSグループの事業の経営方法、その許認可、提供している商品やサービス、評判及び資産価値に影響を及ぼす可能性があり、また、RBSグループ及び/又は当行グループの事業、資金調達コスト並びに経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

政府の方針、規制上及び会計上の変更並びに公的及び規制上の調査水準の引き上げがあった場合にRBSグループに悪影響(その一部は重大なものとなる可能性がある。)が及ぶ可能性がある分野及びその事例としては、上記のものに加え、以下が挙げられる。

- ・RBSグループ又は当行グループ(単体、連結又はサブグループレベルのいずれであるかを問わない。)が 保有すべき規制資本の質及び量に関連する枠組み又は要件の変更(リスク・アセットの計算及び信用格 付への依拠に関連する規則並びに繰延税金資産の適格性に影響する税法規の変更を含む。)。
- ・株主に帰属する利益を減少させる新規の又は変更された規則又は税金で、分配又は利払いを行うために 必要な分配可能利益又は分配可能項目の累積を減少させ又は制限する可能性があるもの。
- ・国家的若しくは超国家的に義務付けられた回復、破綻処理若しくは倒産制度の設計及び実施、又は追加 の若しくは相反する損失吸収力の要件(MRELに基づいて若しくはTLACに関する金融安定理事会の勧告に より義務付けられるものを含む。)の実施。
- ・中央銀行及びその他の政府関係機関又は規制当局の通貨、財政、金利、その他の方針。

- ・不正な市場行為に関して、単独で又は他の大規模金融機関と共にRBSグループに対して行われる更なる調査、手続又は罰金。
- ・英国のSME市場及び大規模営利法人に対する貸付、並びに住宅ローン貸付に関して政府により課される要件並びに/又は関連する罰金及び制裁の賦課。
- ・顧客保護(FCAの顧客本位原則を含む。)に関する追加の規則及び規制的な構想並びに見直し、並びに金融機関が事業を行う方法(特に顧客に公正な成果をもたらすこと及び秩序/透明性のある市場をもたらすことに関するもの)に対する規制当局による重点の強化。
- ・RBSグループがその上級経営陣及びその他の従業員を補償する能力に対する追加の制限の設定、並びに上級及び主要従業員に適用される責任に係る規則の強化。
- ・贈賄防止対策、マネー・ロンダリング対策、テロ対策又はその他類似の制裁規定に関する規定及びそれ らの実施。
- ・外国資本の出資、資産の没収、国有化及び押収に関する規則。
- ・財務報告基準(会計基準を含む。)及びガイダンス又はそれらの実施時期の変更。
- ・リスクの合算及び報告基準の変更。
- ・コーポレート・ガバナンスの要件、企業構造及び業務遂行規則の変更。
- ・英国におけるリテール銀行業セクターに関する競争の検査及び調査(SME向け銀行業及び個人当座預金 (以下「PCA」という。)に関するものを含む。)。
- ・投資サービス、空売り、市場濫用及び投資ファンドに適用される新規則を確立する、EUにおける金融市場インフラ改革。
- ・新たな決済システム規制機関の設立及び決済サービスに関する指令についての現在の欧州の提案に関連 する展開に続く、英国の決済システムにおける競争及び刷新に対する注目の高まり。
- ・商業銀行及び/又はグループにおける自己勘定取引及び類似の活動に対する制限。
- ・RBSグループの事業に適用される税金、負担金若しくは手数料の導入及び変更(金融取引税の課税、税率の変更、2016年1月1日に発効した8%の銀行法人上乗せ税の導入、又は繰延税金資産価値を低下させ、税金支払額の増額が必要となるような繰越欠損金の取扱いの変更など。)。
- ・租税回避の便宜に対する調査、又はそれに関する新たな民事若しくは刑事罰の創設。
- ・EUで利用されている信用格付の規制又は承認(EU加盟国の格付機関による発行か、米国など他国の格付機関による発行か否かを問わない。)。
- ・負担の大きい遵守義務、事業の拡大、商品提供又は価格設定に関する更なる制限など、RBSグループの収益性に影響を及ぼすその他の要件又は方針。

法律、規則若しくは規制の変更、その解釈若しくは施行の変更又は新たな法律、規則若しくは規制(異なる管轄区域における主要規制当局による相反する法律、規則若しくは規制を含む。)の実施があった場合、又はRBSグループがかかる法律、規則及び規制を遵守できなかった場合は、RBSグループ及び/又は当行グループの事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。更に、強化された監督基準の開発及び実施に伴う国際的な規制調整の不確定性及び当該調整の欠如は、RBSグループが有効な事業、資本及びリスク管理の計画に従事する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

RBSグループは、現在、RBSグループのIT投資プログラムの一環として多くの重要な投資及び合理化構想を実施している。かかる投資及び合理化構想が予定された結果を達成することができなかった場合、RBSグループの経営並びにRBSグループがその顧客事業を維持又は成長させる能力に重大な悪影響が及ぶ可能性があり、RBSグループが減損損失を認識することが必要となる可能性がある。

顧客に対するサービス提供への集中度を増し、RBSグループを簡素化かつ規模縮小するためのRBSグループの戦略的プログラムには、技術への多額の投資、並びにRBSグループの自己資本利益率及び経費率の長期的な大幅改善に資すると共にRBSグループの回復力、統制環境、利用しやすさ及び商品の品揃えを改善することを目的とする、より効率的なサポート機能が伴う。RBSグループは、2015年から2017年に使用される予定の約4十億ポンドのIT転換予算(英国リングフェンス制度の実施及びウィリアムズ&グリンの分離に関連するIT支出及び費用を除く。)を有している。2015年12月31日現在、この予算のうち12億ポンドが既に使用されており、2016年及び2017年の予算は、事業計画の発展に伴い、事前に見積もられたものよりも上がっている。

このRBSグループのIT機能に対する投資は、ITシステム及び性能を更に簡素化及びアップデートして、これらをより費用効果的にすると共に管理及び手続を改善し、銀行顧客に対して提供されるデジタルサービスを向上させ、また、顧客との関係及び評判に悪影響を及ぼし規制当局の調査及び補償につながる可能性があるシステム障害に対応するために使用される。

規模及び複雑性が同等のプロジェクトと同様に、RBSグループがそのIT投資プログラムの一部を形成する構想の全てを時間内に実施することができるという保証はなく、まったく実施できない可能性もある。また、RBSグループは、予期しない費用の増加及び遅延を経験する可能性がある。これは、分離された事業のために単独のITプラットフォームを必要とするウィリアムズ&グリン事業の分離を考慮すると特に当てはまり、この要件の充足に重点を置くことは、分離作業の継続中にRBSグループのITインフラに対する計画された変更を実施するためのRBSグループの能力及び資源を制限する可能性がある。RBSグループがこのIT投資プログラムの利益を時間内に又はまったく実現することができなかった場合、RBSグループ及び/又は当行グループの事業、経営成績及び顧客事業を維持し又は成長させる能力が重大な悪影響を受ける可能性がある。

RBSグループの業務は、そのITシステムに大きく依存している。RBSグループのITシステムの障害は、その経営並びに投資家及び顧客の信頼に悪影響を及ぼし、RBSグループが規制上の制裁にさらされる可能性がある。

RBSグループの事業は、事業を行う地域における適用法令を遵守しながら、非常に多くの取引を効率的かつ 正確に処理できるか否かに依存している。RBSグループの支払システム、財務及び制裁管理、リスク管理、信 用分析及び報告、会計、顧客サービス並びにその他のITシステムに加え、支店と主要データ処理センターと の間の通信ネットワークが正常に機能することは、RBSグループの業務にとって極めて重要である。

RBSグループのITシステムの脆弱性は、RBSグループの過去の買収により生じた重複する複数の旧来型システムに部分的に起因するその複雑性、及び2013年以前における不十分な投資が、システム障害からの回復を困難としたことによるものである。

IT障害は、RBSグループの顧客との関係及び評判に悪影響を及ぼし、規制当局の調査及び補償を招いており、今後も招く可能性がある。RBSグループは、2012年にシステム障害を経験し、結果として、RBSグループは、システム障害の結果損失を被った顧客への補償のために引当金を確保することが必要となり、また、FCA、PRA及びアイルランド中央銀行との間で和解に達して関連する罰金を支払うこととなった。2012年以来導入されている改良によりかかる障害の影響を封じ込めることが可能となったものの、RBSグループは、2015年に顧客に影響する少数のIT障害を経験した。

RBSグループの英国における規制当局は、顧客に影響する将来の障害を防ぐため、ITインフラの最新化、管理及び保護のために英国の銀行により行われた進展を積極的に調査している。重大なシステム障害、サービス利用の長期停止、又はデータ保護の重大な侵害は、RBSグループが顧客にサービスを提供する能力に深刻な損害を引き起こし、多額の補償費用又は規制当局の調査による罰金を発生させ、また、RBSグループが業務を行うにあたって準拠している規則の違反となる可能性がある。特に、機密性の高い顧客データの喪失又は公開をもたらす障害又は侵害は、RBSグループ及び/又は当行グループの評判、事業及びブランドにとって長期的な損害をもたらす可能性があり、顧客を引きつけ、維持する能力を弱める可能性がある。

RBSグループは、多くの複雑な構想(その戦略的プログラム、英国リングフェンス制度、ウィリアムズ&グリン事業の分離、CIB事業の再編及び大規模なIT投資プログラムを含む。)を現在実施しているが、その全てがRBSグループの既存のITシステムに更なる負担をかける可能性がある。これらの構想の一つ又は複数を安全かつ適時に実施できなければ、RBSグループのITインフラの混乱につながり、更にRBSグループ及び/又は当行グループの評判、ブランド、経営成績及び財政状態に長期的な損害が引き起こされる可能性がある。上記「RBSグループは、現在、RBSグループのIT投資プログラムの一環として多くの重要な投資及び合理化構想を実施している。かかる投資及び合理化構想が予定された結果を達成することができなかった場合、RBSグループの経営並びにRBSグループがその顧客事業を維持又は成長させる能力に重大な悪影響が及ぶ可能性があり、RBSグループが減損損失を認識することが必要となる可能性がある。」参照。

RBSグループは、サイバー攻撃にさらされており、かかる攻撃を防止し又はかかる攻撃に対して防御できなかった場合、RBSグループ及び当行グループの経営、経営成績又は評判に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。 RBSグループは、金融機関及び政府その他の機関を通常標的とし、近年は頻度及び重大さを増しているサイバーセキュリティの脅威にさらされている。RBSグループは、そのコンピューターシステム、ネットワーク及びモバイル機器、並びにRBSグループが依拠する第三者のコンピューターシステム、ネットワーク及びモバイル機器に保有される情報の秘密保持、保全及び利用可能性を保護するための内部方針及び関連する手続、インフラ及び能力の有効性に依拠している。

RBSグループは、また、顧客に対する重要な事業プロセスの提供を妨げることを意図した攻撃から自らを保護するための措置を講じている。これらの予防措置にかかわらず、RBSグループのコンピューターシステム、ソフトウェア、ネットワーク及びモバイル機器、並びにRBSグループが依拠する第三者のこれらのものは、サイバー攻撃、妨害行為、不正アクセス、コンピューターウイルス、ワームその他の悪質なコード及びセキュリティ上の影響力を持つその他の事象に対して脆弱である。

サイバー攻撃からRBSグループの業務を保護すること、又は現行プロセスを継続的に見直し、新たな脅威に対してアップデートすることに失敗した場合、顧客データその他の機密性の高い情報の紛失及びRBSグループの顧客に対するサービス拒否の事例につながる可能性がある。2015年中に、RBSグループは、多くの分散型サービス拒否(DDoS)攻撃(うち1件はナットウエストのウェブサービスの一部に一時的な影響を与えた。)及び少数のマルウェア攻撃を経験した。英国ではイングランド銀行、FCA及び英国財務省、また米国及び欧州における規制当局は、サイバーセキュリティを金融セクターに対するシステミック・リスクとして特定し、金融機関がサイバー攻撃に対する回復力を改善する必要性を強調しており、RBSグループは、将来においてサイバーセキュリティに対する規制上の取組み、監督及び強制が増えると予測している。RBSグループは、主要企業がその重要な経済機能に対する重大なサイバー攻撃にどのように対応するかをテストするためのイングランド銀行による2015年の業界規模の訓練に参加した。

この訓練並びにその他の規制当局及び業界主導の構想からのアウトプットは、RBSグループの継続中のITに係る優先課題及び改善措置に組み込まれている。RBSグループは、将来において継続的な攻撃のターゲットとなることを予想しており、RBSグループが全ての脅威を防ぐことができるという保証はない。RBSグループのサイバーセキュリティ方針、手続若しくは能力の欠陥、又はサイバー関連犯罪により、RBSグループが評判の低下及び顧客の喪失を被り、規制当局の調査又は制裁が課される可能性があり、RBSグループ及び/又は当行グループの経営成績、財政状態又は見通しが重大な悪影響を受ける可能性がある。

RBSグループの事業には、風評リスクが内在している。

風評リスクとは、RBSグループの行為、業績及び事業プロファイルに係るステークホルダーの期待を満たすことができないことによるブランドの損害及び/又は財務上の損失のリスクであり、RBSグループの事業に内

在するものである。ステークホルダーには、顧客、投資家、格付機関、従業員、供給業者、政府、政治家、 規制機関、特別利益団体、消費者団体、メディア及び一般大衆が含まれる。

ブランドの損害は、顧客とのビジネス関係を構築若しくは維持することができるか否か、職員の士気の低下、規制上の譴責、又は利用できる資金調達源の減少若しくは資金調達費用の増加を含め、多くの点でRBSグループの事業に悪影響を及ぼす可能性がある。特に、RBSグループが事業活動及び営業を行う実際の若しくは認識上の方法、RBSグループの財務実績、現在行われている調査及び手続並びにかかる調査及び手続の和解、機密性の高い顧客情報その他の機密情報の喪失又は公開をもたらすIT障害又はサイバー攻撃、直接及び間接的な政府援助の水準、又は銀行及び金融業界における実際の若しくは認識上の慣行から形成される否定的な世論は、RBSグループが顧客、並びに特に法人及び個人の預金者を維持し、引きつけることができるか否かに悪影響を与える可能性がある。

現代テクノロジー、とりわけ、大勢の閲覧者との活発なコミュニケーションを短時間かつ最低限の費用で可能にするオンライン・ソーシャル・ネットワーク及びその他の配信ツールもまた、中傷的な情報や主張の影響力を著しく増幅し、加速させる可能性がある。風評リスクは、戦略的プログラム及び英国リングフェンス制度を実施するためのRBSグループの再編の結果としても増大する可能性がある。RBSグループは、風評リスクを示す顧客、取引、商品及び問題の特定、評価及び管理を改善するため、顧客に接する事業全体にわたって風評リスク対策方針を実施しているが、RBSグループは、その事業に対する風評リスクからの損害をうまく回避できるとの保証はできず、かかる風評リスクによりRBSグループ及び/又は当行グループの事業、財政状態、経営成績及び見通しに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

RBSグループは、行為規制違反リスクにさらされており、これにより、RBSグループ又はその従業員に悪影響が及ぶ可能性、又はRBSグループの顧客又は契約相手先に対して有害な影響を及ぼす行為が発生する可能性がある。

近年、RBSグループは、その文化を顧客のニーズを満たすことに再集中させようとしており、この集中及び戦略を促進するために、そのシステム及びプロセスの多くを再設計し続けている。しかし、RBSグループは、その業務において様々な形態の行為規制違反リスクにさらされている。これには、顧客のニーズを考慮しない事業計画及び戦略的計画、効果的ではない製品及びその販売の管理及び監視、顧客中心ではない文化、顧客サービスの外注並びに適切な水準の統制、監督及び文化を持たない第三者を通じた商品提供、金融商品の不適正販売の申立ての可能性若しくはかかる商品の販売に関する苦情の誤った取扱い、又はインセンティブ及び報奨の不十分なガバナンスが含まれる。これらのリスクの一部は、過去に具体化したことがあり、行為に係る問題の効果的ではない管理及び監督により、顧客が粗末に又は不公正に扱われることとなる可能性があり、将来において更なる改善及び規制上の介入/強制につながる可能性がある。RBSグループの事業は、潜在的な方針及び規制上の規則の不遵守、過失又は詐欺行為を含む従業員の不適切行為によるリスクにもさらされており、これによりRBSグループに対する規制上の制裁や、評判又は財政への深刻な損害がもたらされる可能性がある。近年、RBSグループを含む多くの多国籍金融機関が、従業員の行為(例えば、外国為替及びLIBORに係る調査に関連するものを含む。)により重大な損失を被っている。従業員の不適切行為の全てを抑止することは可能ではなく、また、かかる行為を防止及び検知するためにRBSグループがとる予防措置が必ずしも効果的ではない可能性がある。

RBSグループは、これらのリスクの軽減を助けるため、多くの方針を実施し、新たな資源を配分してきた。 RBSグループは、また、行動に良い影響を与えるための予防的及び発見的な統制の開発と共に、RBSグループが事業を行う市場との関わりの中で良い行為を強化するための構想を優先してきた。

RBSグループの戦略的プログラムは、RBSグループの統制環境を改善することも意図している。それにかかわらず、RBSグループの戦略及び統制のフレームワークが効果的であるという保証、並びに行為に係る問題が

RBSグループ及び/又は当行グループの経営成績、財政状態又は見通しに悪影響を及ぼさないという保証はない。

RBSグループ及び当行グループは、RBSグループのリスク管理が効果的でなかった場合に悪影響を受ける可能性がある。

リスク管理は、RBSグループの全ての活動にとって不可欠な一部である。リスク管理には、RBSグループのリスク選好度の定義及び監視と、不確実性に対するRBSグループのエクスポージャー並びにこれらのリスク要因の全体にわたって記載される異なる不確実性及びリスクの原因から生じる収益性又は財政状態への結果的な悪影響についての報告が含まれる。効果的ではないリスク管理は、透明性の欠如若しくは不完全なリスクの報告、特定されない利益相反若しくは調整不良のインセンティブ、説明責任の統制及びガバナンスの欠如、リスクの監視及び管理における一貫性の欠如、又は不十分な正当性調査若しくは保証プロセスを含む様々な事象及び行動から生じる可能性がある。

リスクを効果的に管理することができなかった場合、RBSグループの評判又はその顧客、株主その他のステークホルダーとの関係が悪影響を受け、それにより今度はRBSグループ及び/又は当行グループの事業見通し、財政状態及び/又は経営成績に大きな影響が及ぶ可能性がある。

リスク管理は、また、内部のストレス・テスト及びモデルの使用及び有効性に強く関連している。「RBSグループは、その事業を行い、そのリスク・エクスポージャーを評価し、資本及び資金の所要額を予想するために、評価、資本及びストレス・テストのモデルに依拠している。これらのモデルが正確な結果を提示すること又はRBSグループが事業を行うミクロ及びマクロの経済環境における変化を正確に反映することができなかった場合、RBSグループ及び/又は当行グループの事業、資本及び業績が重大な悪影響を受ける可能性がある。」参照。

RBSグループがその組織全体に強力なリスク文化を植え付けることができなかった場合、RBSグループがその 戦略的目標を達成する能力に悪影響が及ぶ可能性がある。

過年度において特定された弱点に応じて、RBSグループは、現在、強固なリスク選好度及びガバナンスのフレームワークに基づいて、強力なリスク文化を組織内に植え付けようとしている。このアプローチの主要な要素は、組織の全てのレベルにわたってリスクを特定、管理及び軽減するための3つの防衛ラインモデルである。このフレームワークは、まだ実施の過程にあり、規制当局からのフィードバックへの対応を含め、3つの防衛ライン並びに内部的なリスクの責任及び資源を明確化及び改善するために、改良が続いており今後も続けられる。これらの3つのラインのいずれかがその責任を果たすこと又はこの文化を効果的に植え付けることができない場合には、RBSグループが顧客、従業員及びより広範なステークホルダーのためにその戦略的目標を達成することができないことによって、RBSグループに対して重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

RBSグループは、年金リスクにさらされており、英国リングフェンス制度の実施の結果として、年金基金の不足額を補填するため及び年金制度を再編するために追加の掛金を支払うことを要求される可能性がある。

RBSグループは、一定の過去及び現在の従業員を対象として、数多くの確定給付年金制度を運営している。 年金リスクとは、RBSグループの各種の確定給付年金制度の資産が年金制度負債の支払時期及び金額に完全に は一致しないリスクであり、その結果、RBSグループが表面化するかもしれない不足額に対応するために追加 の掛金を支払う必要が生じたり、追加の掛金の支払を選択したりすることとなる。資産ポートフォリオの価 値が予測を下回る可能性があること、また制度負債の見積価値が予測を上回って上昇し、年金制度への将来 の追加掛金が要求される可能性があることを理由として、制度からリスクが発生する。

年金制度負債の価値は、長期金利の変更(現在のような低金利の長期化を含む。)、インフレーション、 金融政策、年金給付対象給与及び制度加入者の勤続年数並びに適用法制の変更によって変わる。特に、寿命 の増加につれて、年金制度負債も増加する。寿命が1年延びることによる年金制度負債への影響は、853百万ポンドと予想されている。加えて、RBSグループは、その戦略的プログラム及び英国リングフェンス制度の実施の一環として業務範囲を著しく減少させ続ける予定であるため、結果として年金負債はRBSグループの規模と相対的に増加することとなり、それによりRBSグループの経営成績及び資本基盤が影響を受ける可能性がある。

最近の経済及び金融市場における困難な状態やボラティリティ、低金利環境並びにかかる状態が短中期的に再発するリスクから、RBSグループは、年金不足額の増加を経験しており、RBSグループの主要な確定給付年金制度であるロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループ年金基金(以下「主要制度」という。)の最新の3年ごとの評価により、2013年3月31日時点で負債価額は資産価額を56億ポンド(比率にして82%)超過していることが判明した後、追加の掛金を支払うよう要求された。国際会計基準審議会(以下「IASB」という。)のIFRIC第14号に対する修正案に関する公開草案の公表の後、RBSグループは、その従業員年金基金における積立超過額の返還を受ける無条件の権利を有するか否かの決定のために年金会計方針を改訂した。この変更により、主要制度の受託者との間の2014年5月の3年ごとの評価に関する契約に従い、過去の勤務についての全ての契約上の掛金の名目価値に対応する42億ポンドの債務が前倒しで認識されることとなった。

RBSグループは、主要制度の年金受託者との間で、未払の契約上の将来の掛金(42億ポンド)の現金による早期支払を主要制度に対して行うこと(その支払の大部分は、上記の会計方針の変更の結果として引当てがなされている。)、及び次の3年ごとの評価を2015年10月31日から2015年12月31日までのいずれかの日に前倒しすることを基本合意した。

掛金42億ポンドは、2016年3月に支払われた。2015年の3年ごとの掛金評価により、現在給付が発生している通常の年間掛金が大幅な増額となることが予測されている。これは、RBSグループが貸借対照表資産として認識することが可能な年金積立超過額の金額を大幅に減らす効果を有する。

次回の3年ごとの評価は、結果として2018年度第4四半期に行われる予定であり、主要制度の年金受託者は、重大な変更が生じない限り、その日より前に新たな評価を求めないことに同意している。この早期支払及び重大な変更により事前に要求される可能性のある追加掛金にかかわらず、RBSグループは、次回の3年ごとの評価の結果として、2020年度第1四半期から、既存の確約された過去勤務に係る掛金を上回る追加の掛金に同意しなければならないと予測している。2013年3月31日現在の3年ごとの評価による不足額を計算に使用された基礎的仮定は、下記「第6 経理の状況、1 財務書類、財務諸表に対する注記」の注記4に更に記載されている。

かかる追加掛金の費用は、重大となる可能性があり、また、新たな年金数理の評価の後に主要制度に対して確約される追加掛金が更に、RBSグループの改訂された会計方針の下で、RBSグループの会計における多額の追加債務の認識を発動する可能性があり、かかる認識が更に、RBSグループ及び/又は当行グループの経営成績、財政状態及び見通しに重大な悪影響を与える可能性がある。

また、RFB事業体は2026年1月1日以降はリングフェンス銀行のグループの他の事業体の破綻の結果として生じる可能性がある年金制度に対する負債に責任を負わない可能性があるため、英国リングフェンス制度によりRBSグループの既存の確定給付年金制度の構造に対する大幅な変更が必要となる。RBSグループの確定給付年金制度の再編は、英国リングフェンス制度を実施することを計画しており、RBSグループの年金制度の不足額の評価に影響を及ぼす可能性又は年金制度の受託者が雇用者の約定が弱まったとの決定を行うこととなる可能性があり、追加の掛金が要求される可能性がある。

RBSグループは、これらの要件を満たすための戦略を開発しており(これについてPRAとの検討がなされている。)、年金制度の受託者の同意を必要としている。年金制度の受託者との議論は、RBSグループの全体的なリングフェンス戦略並びにその年金掛金及び投資戦略による影響を受ける。年金受託者と合意に達しな

かった場合、年金規則の要件を満たすために、RBSグループにとってあまり有利ではない代替案を開発することが必要となる。

RBSグループの既存の確定拠出年金制度の再編に関する費用は、多額となる可能性があり、また、上記のもの及び現在年金受託者との間で合意しているものより高水準の追加の掛金が生じる可能性がある。これにより、RBSグループ及び/又は当行グループの業績、財政状態及び見通しに悪影響が及ぶ可能性がある。

年金リスク及びRBSグループの年金制度の積立に対する変更が、RBSグループの資本基盤に重大な影響を与える可能性がある。

RBSグループの資本基盤は、いくつかの点において年金リスクの影響を受ける。ピラー1資本は、純資産年金残高を資本から控除しなければならないという要件及び数理計算上の差益/差損が剰余金に対して、またその延長線上でCET1資本に対して影響を与えるという要件により影響を受ける。ピラー2A要件は、結果としてRBSグループが年金基金に対するストレスを緩和するために資本追加額を設定することを要求され、最終的に、RBSグループの目標CET1利率に、他のリスクの中でもRBSグループの年金基金のポジションの悪化を軽減するためのバッファーを引き受ける合計バッファー要件を上回る管理バッファーが組み込まれる。

RBSグループは、RBSグループの主要制度の年金基金に対する早期支払により、2019年までの期間にわたってRBSグループの資本計画及び回復力が改善され、主要制度の年金受託者がその投資戦略に対する更なる柔軟性を与えられると考えている。

RBSグループは、早期支払が2016年においてRBSグループのCET1資本に対して30から40ベーシスポイントの悪影響を与え、RBSグループのCET1資本のMDA水準又は年金リスクのために要求される管理バッファーを減少させることとなり、これによりMDA要件が発動され、裁量的な分配に対して強制的な制限がもたらされる可能性があると予測している。この支払が短中期的にRBSグループの資本基盤に与える影響及びRBSグループの改訂会計方針に基づく会計上の影響がRBSグループの資本基盤に与える影響についてのRBSグループの予測は、多くの仮定及び見積り(ピラー2A要件に対する有益な影響、並びにPRAによるかかる影響の確認及びその時期に関するものを含む。)に基づいているが、そのいずれもが不正確と判明する可能性があり(将来期間に対するCET1比率の影響の計算に関するものを含む。)、これにはRBSグループの支配の及ばない要因(PRAの承認を含む。)の結果である場合が含まれる。

結果として、これらの仮定のいずれかが不正確と判明した場合、RBSグループの資本基盤が著しく悪化して、RBSグループ又はRBSグループ事業体(当行を含む。)の最低資本所要額以下となる可能性があり、更に、規制上の監督の強化若しくは制裁、裁量的な分配に対する制限又は投資家の信頼の欠如を引き起こす可能性がある。これらは、個々に又は全体として、RBSグループ及び/又は当行グループの経営成績、財政的な見通し又は評判に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

RBSグループの年金債務が業績及び経営に与える影響は、RBSグループが事業を行う規制環境によっても左右される。

健全性規則、年金規則及び会計基準の変更、又はこれら一連の規則の間の調整の欠如が、RBSグループによるその年金債務の管理をより困難にし、RBSグループのCET1資本に悪影響が及ぶ可能性があるというリスクがある。

RBSグループの事業及び経営成績は、RBSグループが事業を行う市場において増大する競争圧力及び技術破壊により悪影響を受ける可能性がある。

英国の金融サービスの市場及びRBSグループが事業を行うその他の市場は、非常に競争が激しく、顧客の行動、技術的な変化(デジタル・バンキングの成長を含む。)、競合他社の行動、市場への新規参入者(大規模リテール又は技術コングロマリットなどの非伝統的な金融サービス業者を含む。)、新たな貸付モデル

(ピアツーピアレンディングなど)、並びに規制上の措置及びその他の要因の影響に応じて、かかる競争が 継続又は激化すると経営陣は予測している。特に、急速に進化する既存企業、挑戦者及び新規参入者により 特に決済サービス及び商品に関して提供される新たなバンキング、貸付及び決済ソリューションから生じる 金融セクターにおける仲介排除の出現並びに破壊的技術の導入は、RBSグループが特にその主要な英国リテー ル・バンキング・セグメントにおいて市場シェアを成長させ又は維持する能力を妨げ、その利益及び収益性 に影響を与える可能性がある。RBSグループが提供する商品及びサービスのますます多くが、技術集約型であ り、かつ今後そうなる見込みであり、かかるサービスを開発するRBSグループの能力は、RBSグループの英国 における顧客事業の維持及び成長にいっそう重要となっている。

顧客による銀行取引のためのオンライン及びモバイル技術の利用の著しい増加に対応することを目的としたRBSグループのIT機能への投資が成功し、又はそれによりRBSグループが将来においてかかるサービスを成長させ続けることができるという確かな見込みはない。RBSグループの現在又は将来の競合他社の一部は、より効率的な運営方法(顧客に対するサービス提供のための革新技術の実施を可能とするより良いITシステムを含む。)を有する可能性がある。更に、RBSグループの競合他社は、より良く顧客や主要従業員を引きつけ、維持することができる可能性があり、また、低コストの資金を利用すること及び/又はRBSグループより有利な条件で預金を引きつけることができる可能性がある。RBSグループが、競争力があり、魅力的かつ革新的で、収益性も高い商品を提供することができなければ、市場シェアを失い、業務の一部又は全部において損失を被り、成長の機会を失う可能性がある。

加えて、戦略的プログラム及び英国リングフェンス制度の実施に関連する又はRBSグループの規制当局により要求されるRBSグループによる最近及び将来の処分及び再編、並びにRBSグループの従業員に対して競合他社と同水準で報酬を支払う能力に対して課される制約もまた、効果的に競争する能力に影響を及ぼす可能性がある。

RBSグループの中核市場における既存企業、挑戦者及び新規参入者との競争の激化により、RBSグループの収益の維持に対する圧力が強まる可能性があり、持続不可能な成長の決定につながる可能性がある。

RBSグループの競争環境におけるこれら及びその他の変化は、RBSグループ及び/又は当行グループの事業、マージン、収益性、財政状態及び見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

RBSグループは、競争当局による厳しい監視を受ける市場で事業を行っており、その事業及び経営成績は、競争に関する決定その他の政府施策により重大な影響を受ける可能性がある。

英国、その他の欧州及び米国における銀行その他金融機関の競争上の勢力図は、急速に変化している。近年の規制上及び法律上の変化により新規市場参入者が現れており今後も継続する可能性があり、また、新規参入者の導入が現在英国政府により積極的に奨励されている英国のリテール・バンキング業務など、一定の主要な分野における競争環境に変化をもたらす可能性が高い。英国における市場勢力図は、また、2013年銀行改革法において導入された英国リングフェンス制度その他の顧客保護措置の英国政府による実施により影響を受ける可能性がある。これらの改革の実施は、新たな相乗効果の実現又は競争力の保護のために、一部の金融機関の新たに分離した事業又は資産と他の金融機関のものとの整理統合を引き起こす可能性があり、RBSグループに対する競争圧力を増す可能性がある。

英国のリテール銀行業セクターは、近年、英国の競争当局及びその他の機関による厳しい監視を受けており、これには、競争及び市場当局(以下「CMA」という。)及びその前身である公正取引庁によりSME向け銀行業務及び個人当座預金(PCA)に関して行われた市場調査、並びに独立銀行委員会及び銀行基準に関する議会委員会によるものが含まれる。これらの調査は、銀行業セクターにおける競争の有効性に関して大きな懸念を提起した。

これらの検査は継続中であるが、CMAのリテール・バンキング市場調査における暫定的な結果は、主に顧客及び事業が銀行商品を比較することをより容易にし、銀行間の価格比較の透明性を増し、当座貸越の手数料を修正することを目的とした措置を提案することを企図していた。これが実施された場合、RBSグループに対する追加のコンプライアンス要件が課され、全体として、RBSグループの競争上の地位、商品提供及び収益に悪影響が及ぶ可能性がある。ホールセール銀行業セクターもまた、最近の監視の対象となっている。2015年2月に、FCAは、投資及び企業向け銀行業サービスにおける競争を調査するための市場調査を開始すると発表した。FCAは、その中間報告を2016年の初めに、また最終報告を2016年春に公表すると予測されている。

現在又は将来の競争に関する調査により不利な結果が生じた場合、RBSグループが事業を行う市場勢力図に 影響する可能性がある改革又は救済が課される可能性があり、又は英国の金融セクター内の合併及び統合に 対する制限がもたらされる可能性がある。

英国におけるかかる展開の影響は、RBSグループの事業が英国リテール分野への集中度を増すにつれ、更に重要となる。RBSグループが事業を行う競争の枠組みにおけるこのような変化又はその他の変化は、RBSグループ及び/又は当行グループの事業、マージン、収益性、財政状態及び見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

RBSグループが事業を行う商業上及び規制上の環境の結果として、RBSグループは、上級経営陣(取締役を含む。)並びにその他の適切な資格及び能力を持つ熟練した従業員を引きつけ、その雇用を維持することができない可能性がある。RBSグループは、また、従業員と良好な関係を維持することができなければ困難に直面する可能性がある。

RBSグループの戦略的プログラムの実施及びRBSグループの将来における成功は、競争が激化した労働市場において、上級経営陣(取締役及び主要従業員を含む。)をはじめとした能力が高く資質のある人材を引きつけ、その雇用を維持し、また報酬を与えることができるか否かに左右される。銀行への規制当局の監督が強まっていることや、特に政府援助を受けた銀行(RBSグループなど)につき、従業員の報酬の取決めへの監視が強まり、(場合によっては)制限が課されていることを考えれば、これを保証することはできず、これによりRBSグループが競争上不利な立場に置かれる可能性がある。また、能力の高い人材を巡る市場では競争がより激しくなっており、これにより能力の高い人材の雇用や研修、維持にかかる費用が増加している。

RBSグループの一定の取締役のほか、執行委員会のメンバー並びに他の一定の上級管理者及び従業員は、2013年銀行改革法に基づき導入された新たな責任制度にも服することとなるが、かかる新たな制度は、その内部の者に対してより明確な説明責任規則を導入する。上級管理者の制度及び証明制度は2016年3月7日に発効し、行為規則は、一部の経過規定を除き、より広範な従業員集団に対して2017年3月7日から適用される。新規則により導入される責任の配分に関する懸念を鑑みると、新規制制度は、適した技能、知識及び経験を有する主要な経営陣及び非執行役員(非執行取締役を含む。)の候補者を減らすか、又は既存従業員の退職数を増やす一因となる可能性がある。

RBSグループの進化する戦略は、特にCIB事業において、経験及び能力のある多くの従業員の退職を引き起こした。RBSグループの戦略的プログラムの継続中の実施に関連する再編により、経験あるスタッフが離職し、潜在的なスタッフがRBSグループに入社しないこととなる可能性がある。

上級経営陣に継続性がないこと及びRBSグループの再編の一定の又はいくつかの側面をコーディネートする 重要な人材が喪失していることにより、その実施に悪影響が及ぶ可能性がある。RBSグループの戦略を実施す るために必要な複雑な再編を管理するための適切な能力を有する十分な数の人材を引きつけ、又はその雇用 を維持することができなければ、RBSグループは戦略の実施を成功させ、規制上の約束を満たすことができな い可能性がある。これは、RBSグループ及び/又は当行グループの事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影 響を与える可能性がある。 また、英国、欧州大陸及びRBSグループが事業を行う他の管轄区域におけるRBSグループの多くの従業員は、従業員代表団体(労働組合を含む。)により代理されている。従業員及びかかる団体との取決めは、RBSグループにとって重要であり、これらの関係の崩壊が、RBSグループ及び/又は当行グループの事業、評判及び業績に重大な悪影響を与える可能性がある。

英国財務省(又はそれを代理するUKフィナンシャル・インベストメンツ・リミテッド(以下「UKFI」という。)がRBSグループに対して多大な影響力を行使することが可能となる可能性及びその持分の更なる募集又は売却により、RBSグループが発行した証券の価格が影響を受ける可能性がある。

2015年8月6日、英国政府は、2009年における当初出資以来初めて、所有するRBSG普通株式の売却を行い、RBSPに対する持分約5.4%を売却した。この当初の売却に続いて、英国政府は、2015年10月14日にB株式に基づく転換権を行使し、それにより、英国財務省はRBSGの普通株式資本の72.88%を保有することとなった。英国政府は、英国財務省を通じて、現在、RBSGの発行済普通株式資本の72.6%を保有している。英国政府は、今後5年間にわたり、その保有するRBSグループの株式を売却し続ける意向を示している。英国財務省による大量の普通株式の募集若しくは売却又はその時期に関する予測により、RBSGの発行済普通株式及びRBSグループの事業体が発行したその他の証券の実勢市場価格に悪影響が及び、かかる証券の価格変動が増す期間が生じる可能性がある。

更に、UKFIは、英国財務省のRBSグループとの株主関係を管理しており、英国財務省は、RBSグループの営利上の決定を尊重する意思があること、並びにRBSグループが自社の戦略を決定する独立した取締役会及び経営陣を引き続き維持することを示唆しているが、英国財務省の意思が変更された場合には、英国財務省の主要株主としての立場(及びかかる株式所有の管理者としてのUKFIの立場)は、英国財務省及びUKFIが、(特に)取締役の選出及び上級経営陣の任命、配当方針、報酬方針又はRBSグループの営業行為等について、相当程度の影響力を行使できる可能性があるということを意味している。英国財務省若しくはUKFIが過半数株主として英国財務省の権利を行使する方法により、英国財務省と他の株主の間に利益相反が生じる可能性がある。取締役会は、RBSグループの成功をその構成員全体の利益のために促進する義務を負う。

RBSグループの収益及び財政状態は、市況の低迷に伴う資産評価の下落により重大な影響を受けており、また将来の収益及び財政状態は、引き続きそのような影響を受ける可能性がある。

RBSグループの事業は、本質的に、金融市場及びより幅広い経済におけるリスク(金利、インフレ率、信用スプレッド、為替レート並びにコモディティ、株式、債券及び不動産の価格の変化及びそのボラティリティの増大を含む。)にさらされている。近年において、厳しい市場情勢を受けて、RBSグループは、信用市場へのエクスポージャーについて多額の評価損を計上する結果となった。

経済情勢や金融市場情勢が更に悪化するか又は経済成長が低迷した場合、減損損失を追加計上し、また追加の評価減を行うこととなる可能性がある。更に、市場の不安定性及び流動性不足(並びに時間の経過により変化し、また最終的に正確でないと判明する可能性がある当該事項についての仮定、判断及び見積り)により、RBSグループのエクスポージャーの一部の評価が困難になる。

将来における評価、特にその時点での市況の実勢及び一定のRBSグループの資産の信用格付の変更を反映した評価により、RBSグループのエクスポージャー(信用市場エクスポージャーなど)の公正価値に対して、大きな変化が生じる可能性があり、RBSグループが最終的に実現する価値は、現在公正価値又は予測公正価値と大きく異なる可能性がある。

その戦略的プログラムの一環として、RBSグループは、多くの事業、資産及びポートフォリオの縮小又は処分を実行している。そのうち最も重要なものは、ウィリアムズ&グリン事業の売却であるが、これは会社売却として又はIPOを通じて行われる可能性がある。ウィリアムズ&グリンの処分は、売却手取金がRBSグループの会計上のウィリアムズ&グリンの帳簿価額を下回った場合に、RBSグループによる更なる評価損の認識に

つながる可能性がある。また、既存事業内の残りの事業及びポートフォリオに対するRBSグループの持分は、かかる資産又は事業にとって不利な市場状況により売却が困難となる可能性がある。

これらの要因のいずれかにより、RBSグループ及び/又は当行グループが、多額の評価損を追加認識すること及び減損損失若しくはのれんの減損を増額することが必要となる可能性があり、その全てによりRBSグループ及び/又は当行グループの財政状態、経営成績及び自己資本比率に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

RBSグループの財務実績は、顧客及び契約相手先の信用度により重大な影響を受けており、また今後も影響を受け続ける可能性があり、主な経済及び市場の状況並びに法律上及び規制上の進展などにより信用度の悪化が生じる可能性がある。

RBSグループには多くの異なる業界、顧客及び契約相手先へのエクスポージャーがあり、RBSグループの広範な事業には、借手及び契約相手先の信用度の実際の又は認識上の変化、並びに借手その他の契約相手先から支払われるべき金額の回収可能性の実際の又は認識上の変化から発生するリスクが伴う。

特に、RBSグループは、より低迷した事業セクター及び地域別市場において、一定の個別の顧客その他の契約相手先に対する多額のエクスポージャーを有しており、また、カントリー・エクスポージャーを英国、米国及びその他の欧州諸国(主としてドイツ、オランダ、アイルランド及びフランス)(2015年12月31日現在、信用リスク資産は、英国において3,114億ポンド、米国において246億ポンド及び西欧(英国を除く。)において845億ポンドであった。)並びに個人金融、金融機関、商業用不動産、海運業及び石油・ガスセクターなどといった事業セクター内(2015年12月31日現在、個人向け金融貸出は1,553億ポンド、金融機関に対する貸出は731億ポンド、商業用不動産に対する貸出は276億ポンド、石油・ガスセクターに対する貸出は35億ポンド及び船舶は71億ポンドであった。)に集中させてきた。

貸出金の貸倒引当金は、近年、これらの顧客、契約相手先又は資産クラスに関連するリスクの減少が認識されたことに沿って減少してきた。これらの貸出金のリスク・プロファイルが増大する場合(経済又は市場の状況の悪化の結果であるものを含む。)、これによりリスクの費用が増加し、RBSグループ及び/又は当行グループが追加引当てを行うことが要求される可能性があり、これが更に収益を減少させ、RBSグループ及び/又は当行グループの収益性に影響を与える可能性がある。

RBSグループの貸出戦略又はプロセスは、特定のセクター、市場又は借入人の種類における弱点又はリスクを特定又は予測できない可能性があり、これがデフォルト率の増加につながる可能性があり、またこれが更にRBSグループ及び/又は当行グループの収益性に悪影響を与える可能性がある。

また、RBSグループは、その新たな戦略を実施し、多くの地域別市場から撤退し、国際的な業務を大幅に規模縮小させ続けているため、RBSグループの事業が英国への集中度を増すことに比例して、RBSグループの英国並びに英国の一定のセクター及び資産クラスへの相対的なエクスポージャーは大幅に増加する。特に、英国においてRBSグループは住宅用及び商業用の両セクターにおいて不動産価格の変動のリスクにさらされている。英国の住宅ローンはRBSグループのリテールセクターに対する貸出金総額の最も大きい部分を占めており、RBSグループは英国リテール不動産セクターにおける不利な展開に対して大きなエクスポージャーを有している。結果として、特にロンドン及び英国南東部における住宅価格の下落は、デフォルト時損失率が増加するため、減損の増加及び資本へのマイナス影響をもたらす可能性がある。加えて、例えば金利上昇又は失業率の上昇の結果として、英国において住宅用及び商業用不動産の購買力が低下することも、減損の増加につながる可能性がある。

RBSグループ及び当行グループの借手その他の契約相手先の信用度は、経済及び市場の状況並びに各市場における法律上及び規制上の見通しに影響を受けている。信用度は、RBSグループのコアとなる市場の一部、特に英国及びアイルランドにおいては、その経済が改善するにつれて改善した。

しかし、経済及び市場の状況が更に悪化した場合又はかかる市場において法律上及び規制上の見通しに変化がある場合、借手及び契約相手先の信用度が悪化する可能性並びにRBSグループ及び/又は当行グループが契約上の担保権を行使できるか否かが影響を受ける可能性がある。

加えて、市況又は規制当局の介入の結果として、保有する担保が実行できず、又はRBSグループ及び当行グループに支払われるべき貸付金若しくはデリバティブに対するエクスポージャーの全額を回収するには不十分な価格で処分された場合(近年のように流動性が不足し、資産評価が低下している期間にはこのような事態が発生する可能性が高い。)には、RBSグループ及び当行グループの信用リスクは増幅される。これは特にRBSグループの商業用不動産ポートフォリオの大部分に関して当てはまる。

このようなRBSグループ及び/又は当行グループによる不履行貸付金の回収の悪化は、RBSグループ及び/ 又は当行グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

多数の金融機関の事業上・財務上の健全性は、信用、取引、決済及びその他の関係性により緊密に関連している可能性があるため、一つの金融機関に対する懸念又はデフォルトにより、重大な流動性の問題及び他の金融機関の損失又はデフォルトにつながる可能性がある。取引相手の信用力の欠如に対する認識又は取引相手に関する疑惑でさえ、市場全体にわたる流動性の問題につながり、RBSグループの損失又はデフォルトにつながる可能性がある。このシステミック・リスクは、また、RBSグループが日常的に関わる全ての決済機関、手形交換所、銀行、証券会社及び取引所などの金融仲介業者に悪影響を及ぼす可能性がある。EU及び英国におけるシステミック・リスクを含めるための最近の健全性の改革の有効性は、まだテストされていない。金融システム内のカウンターパーティ・リスク又はRBSグループ若しくは当行グループの金融カウンターパーティの破綻は、RBSグループ又は当行グループの流動性へのアクセスに悪影響を及ぼす可能性があり、RBSグループ及び/又は当行グループの財政状態、経営成績及び見通しに悪影響を及ぼす可能性がある。

借手及び契約相手先の信用度に影響を及ぼす傾向及びリスクにより、RBSグループ及び/又は当行グループは、RBSグループ及び/又は当行グループにおける減損損失の増加及び加速、買取請求の増加、コストの上昇、評価損の追加計上及び損失、及び日常的な融資取引を行えないことを経験しており、並びに将来経験する可能性がある。

RBSグループは、RBSグループが撤退しつつある事業及び活動の一部を形成する一定の事業、ポートフォリオ 及び資産の縮小及び売却の実行を確約している。RBSグループが商業上有利な条件でそれを行うことができな い場合、RBSグループの経営、経営成績、財政状態及び評判に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

RBSグループが撤退しつつある事業及び活動の一部を形成する残りの事業、ポートフォリオ及び資産をRBS グループが処分できるか否か、並びにかかる処分のために実現される価格は、現在の経済及び市場の状況によるが、これらは変動が激しいままである。

結果として、RBSグループがこれらの事業、ポートフォリオ又は資産の売却、撤退又は縮小を、RBSグループに有利な経済的条件によって又はそもそも行うことができるという保証、又は意図されたスケジュール通りに行うことができるという保証はない。資産又は事業の処分又は縮小時には、重要な租税債務又はその他の偶発債務が発生する可能性があり、合意されたかかる停止条件の成就又は必要な同意及び認可の取得が適時に行われるという保証はなく、まったく成就又は取得されない可能性もある。

RBSグループは、処分の公表からその完了までの期間中、売却される事業、ポートフォリオ又は資産の悪化にさらされる可能性がある。かかる期間は何ヶ月もにわたる可能性がある。

更に、RBSグループは、継続的責任及び義務、約束事項の違反、表明及び保証、補償請求、業務移行の取決め並びに余剰人員削減費用又はその他の取引関連費用などの一定のリスク、並びに売却される資産の買手に関するカウンターパーティ・リスクにさらされる可能性がある。

上記のリスクのいずれかが発生した場合、RBSグループの事業、経営成績、財政状態及び自己資本基盤に重大な悪影響が及ぶ可能性があり、結果として、RBSグループの事業の一部又は全部の競争上の地位が影響を受ける可能性がある。

RBSグループが購入した信用プロテクションの価値又は有効性は、原資産の価値や、保険会社及び契約相手先の財政状態に左右される。

RBSグループは、店頭取引デリバティブ契約(主にクレジット・デフォルト・スワップ(以下「CDS」という。))及びその他の信用デリバティブから発生する一部の残りの信用エクスポージャーを有しており、それらはいずれも公正価値により計上されている。

これらのCDSの公正価値、及び元となる契約相手先による不履行のリスクに対するRBSグループ又は当行グループのエクスポージャーは、プロテクションが購入された対象商品の価値及び認識された信用リスクにより左右される。多くの市場における契約相手先は、住宅ローン連動商品及び企業信用商品(合成であるか否かを問わない。)に対するエクスポージャーにより悪影響を受け、その実際の及び認識上の信用度は急速に悪化する可能性がある。これらの契約相手先の財政状態又はその実際の若しくは認識上の信用度が悪化した場合、RBSグループ及び/又は当行グループは、CDSに基づいてかかる契約相手先から購入した信用プロテクションにつき、更なる信用評価調整額を計上する可能性がある。RBSグループ及び/又は当行グループは、その他の信用デリバティブの公正価値の変動も認識する。かかる調整又は公正価値の変動は、RBSグループ及び当行グループの財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

RBSグループは、その事業を行い、そのリスク・エクスポージャーを評価し、資本及び資金の所要額を予想するために、評価、資本及びストレス・テストのモデルに依拠している。これらのモデルが正確な結果を提示すること又はRBSグループが事業を行うミクロ及びマクロの経済環境における変化を正確に反映することができなかった場合、RBSグループ及び/又は当行グループの事業、資本及び業績が重大な悪影響を受ける可能性がある。

RBSグループの事業、戦略及び資本要件の複雑性を鑑み、RBSグループは、その事業を管理し、その資産及びリスク・エクスポージャーの価値を評価し、資本及び資金の所要額を予想するために、解析モデル(ストレス・テストを伴うものを含む。)に依拠している。RBSグループの評価、資本及びストレス・テストのモデル並びにそれが基づくパラメーター及び仮定は、その正確性を確保するために絶えず更新する必要がある。

これらのモデルがRBSグループが事業を行う環境における変化を正確に反映することができないか若しくはRBSグループの事業モデル若しくは業務に沿って更新されなかった場合、又はかかる変化が適切に入力されなかった場合には、モデル化後の結果が悪影響を受ける可能性があり、また、RBSグループのリスク・エクスポージャー若しくはRBSグループの金融商品のリスク・プロファイルを正確に捕捉することができない可能性又はRBSグループがPRAバッファーの機能として追加の資本の保有を要求されることとなる可能性がある。加えて、当行グループが使用する多くの内部モデルは、RBSグループにより設計、管理及び分析されており、当行グループのリスク及びエクスポージャーを適切に捕捉しない可能性がある。RBSグループの内部モデルは、その規制当局による定期的な検査を受けており、不足と判明した場合、RBSグループはかかるモデルに対して変更を行うことを要求される可能性又はかかるモデルの使用を妨げられる可能性があり、それによりRBSグループの資本基盤に重大な影響を及ぼすような追加の資本要件がもたらされる可能性がある。RBSグループが使用する解析モデルの一部は、予測的な性質である。予測モデルの使用は、固有のリスクを伴っており、将来の行動を誤って予測し、不備のある意思決定や潜在的損失につながる可能性がある。

RBSグループは、市場データの入力に依拠した評価モデルも使用している。誤った市場データが評価モデルに入力された場合、誤った評価、又はRBSグループがその予想若しくは意思決定において予測して使用したものと異なる評価が生じる可能性がある。内部のストレス・テストのモデルは、また、RBSグループの規制当局

により定められたものとは異なるより緩やかな仮定に依拠し、又は異なるデータ点を考慮している可能性がある。RBSグループは、不十分に開発、実施又は使用されたモデルに基づく経営陣による行為を引き起こす可能性のある決定の結果として、又はモデル化の結果が誤解され若しくはかかる情報が意図されていなかった目的に使用されたことの結果として、不利な帰結に直面する可能性がある。モデルの使用から生じるリスクは、RBSグループ及び/又は当行グループの事業、財政状態及び/又は経営成績、最低資本所要量並びに評判に悪影響を及ぼす可能性がある。

RBSグループが報告する業績は、財務書類の作成の基礎となる会計方針、仮定及び見積りの影響を受けやすい。将来の期間における業績は、適用ある会計規則及び基準の変更により影響を受ける可能性がある。

財務書類の作成は、経営陣に対し、資産、債務、収入及び支出の報告された金額に影響を与える判断、見積り及び仮定を行うことを要求する。見積りを行うことに内在する不確実性により、将来の期間において報告される業績は、これらの見積りとは異なる金額を反映する可能性がある。見積り、判断及び仮定は、過去の経験及びその他の要因を考慮するが、これには状況に基づいて合理的と信じられる将来事象の予測が含まれる。

重要性並びに重要な判断及び見積りに基づきRBSグループの業績及び財政状態にとって重要とみなされる会計方針には、年金、のれん、負債に対する引当金、繰延税金、貸出金減損引当金(貸倒引当金)、金融商品の公正価値(下記「第6 経理の状況、1 財務書類、会計方針、重要な会計方針及び見積りの不確実性の主要な原因」に詳細が記載されている。)が含まれる。加えて、IFRSに基づく基準及び解釈の更なる進展もまた、RBSグループ及び当行グループの財務成績、状態及び見通しに大きな影響を及ぼし得る。IASBにより公表されているが、当行グループがまだ採用していないIFRS及び解釈は、下記「第6 経理の状況、1 財務書類、会計方針、会計基準の進展」に記載されている。

2014年7月、IASBは金融商品のための新たな会計基準(IFRS第9号)を公表した。当該基準は、2018年1月1日以降開始する会計期間から効力が発生する。当該基準は、IAS第39号に基づき現在適用されている発生損失モデルではなく、予想信用損失に基づいて信用減損を認識及び測定するための新たな枠組みを導入している。全ての金融資産に関する損失評価引当金が含まれることで、IAS第39号に基づく現行の測定の基礎と比較して、全体的な減損残高が増加する傾向にある。

公正価値で測定される金融商品(デリバティブを含む。)の評価は、特に観察不能なインプットを含むモデルが使用される場合には、主観的となる可能性がある。一般的に、これらの商品の公正価値を確定するために、当行グループは、市場価格、又は、金融商品の市場が十分に活発ではない場合には、観察可能な市場データを利用した内部評価モデルに依拠している。一定の状況においては、かかる評価モデルを利用した個々の金融商品又は金融商品の種類の利用可能なデータがなく、又は市況の実勢のために利用不能となる可能性がある。このような状況において、RBSグループの内部評価モデルは、公正価値を確定するために当行グループが仮定、判断及び見積りを行うことを要求しているが、これらの内部評価モデルは複雑であり、本質的に不確実な事項に関連することが多い。結果として生じる金融商品の公正価値の変化は、RBSグループ及び/又は当行グループの収益、財政状態及び自己資本基盤に重大な悪影響を及ぼしており、今後も引き続き及ぼす可能性がある。

RBSグループ及びその子会社(当行を含む。)は、回復・破綻処理に関する新規及び進展中の枠組みに服しているが、その影響は不確かなままであり、追加のコンプライアンスの課題及び費用が生じる可能性がある。

EU、英国及び米国において、規制当局は、金融機関の破綻を防ぐための回復・破綻処理制度並びに金融機関の適時のかつ秩序だった破綻処理を確保するための破綻処理ツールを過去又は現在において実施している。これらの構想は、金融機関の回復力の改善及びシステミック・リスクの削減のための広範な一連の構想(英国リングフェンス制度を含む。)、CRD に基づく一定の要件及び権限(MDAに関する規則を含む。)の

導入、並びに2015年1月1日に発効したBRRDに基づき導入された一定の措置(MRELに関連する要件を含む。)と結びつけられている。

BBRDに基づき導入されたツール及び権限には、予備的及び予防的な措置、早期監督介入権限及び破綻処理 ツールが含まれる。加えて、ユーロ圏加入国に本拠を置く銀行は、現在、欧州銀行同盟の枠組みに服している。

2014年11月に、ECBは、単一監督制度(以下「SSM」という。)に基づき、RBS N.V.及びアルスター・バンク・アイルランド・リミテッドのための直接監督責任を引き受けた。上記の結果として、RBSグループの破綻処理の場合に、英国、ユーロ圏及びその他の管轄区域において有効な関連する破綻処理制度がどのように相互作用するかについては不確実性が残っている。

英国においては、BRRDが、一定の二次規則が欧州の当局により最終決定されることを条件として、2015年1月に発効しており、したがって、RBSグループが服する要件は、これらの規則の遵守を確保するために又はBRRDが定める一定の問題に関して欧州議会及びEU閣僚理事会により作成される調査報告書の公表後に、進展し続ける可能性がある。BRRD又はEUにおける実施規則に対する更なる変更が、破綻処理計画に関するFSBの勧告及びGSIBのための破綻処理制度(特にTLAC要件に関するもの)との継続的な一致を確保するためにも必要となる可能性がある。加えて、PRAは、回復措置、秩序ある破綻処理及び破綻処理後の再編を容易にするための重要なシェアードサービス(RBSグループ内の事業体又は外部業者により提供されるもの)の継続性を確保することを金融機関に対して要求する新たな枠組み(2019年1月1日から適用される予定である。)について現在協議している。

かかる規則のRBSグループに対する適用は、RBSグループに一定の活動の再編若しくはその経営の法的構造の再編成を要求する可能性、RBSグループが一定の機能を外注する資格を制限する可能性、並びに/又は財務上及び経営上の回復力並びにかかる重要なサービスの独立したガバナンスを確保するという要件から生じる費用を増加させる可能性がある。かかる規則は、英国リングフェンス制度と一貫して実施する必要がある。

BRRDは、各国の破綻処理基金に対し、銀行及び投資会社に対するその負債及びリスク・プロファイルに応じた「事前の」拠出金を徴収することを要求しており、また、破綻処理基金の使用により生じた損失、費用その他の支出が事前の拠出金によってカバーされない場合には、「事後の」資金拠出を徴収することを許可している。英国政府は、英国銀行税からの受領額を、事前及び事後の資金需要を満たすために使用することを検討していると示唆したが、RBSグループは、将来追加の拠出を要求される可能性がある。加えて、欧州銀行同盟の対象である国のRBSグループ事業体は、SSMの資金調達のための監督手数料及び単一破綻処理基金への拠出金の支払を要求される。

英国においてBRRDを実施する新たな回復・破綻処理制度は、従前の制度に替わるものであり、短中期的な将来において、追加のコンプライアンス及び報告義務をRBSグループに課すと予測されている。これにより、費用の増加(RBSグループの破綻処理基金への強制参加の結果であるものを含む。)及びコンプライアンス・リスクの増大が引き起こされる可能性があり、RBSグループは、かかる要件の全てを定められた期限までに又はまったく遵守できる立場にない可能性がある。この新制度の実施により、RBSグループは、適切な破綻処理計画の設定に向けて規制当局と協力することを要求され、今後も要求され続ける。その結果、RBSグループの経営又は構造に影響が及ぶ可能性がある。

RBSグループは、一定の著しいストレス状態において、安定化又は破綻処理の権限の適用を受ける可能性があり、その結果、RBSグループ及びRBSグループの証券に関連して様々な措置(RBSグループの証券の償却又は転換を含む。)が講じられる可能性がある。

上記の回復・破綻処理の枠組みに関連して、RBSGは、英国銀行の親会社として、2009年銀行法に基づく「特別破綻処理制度」に服するが、かかる制度は、英国銀行が破綻した又は破綻する可能性があると判断さ

れるような財政難に遭遇し又は遭遇する可能性があるという状況において、英国財務省、イングランド銀行、PRA及びFCAに広範な権限を与えている。

2009年銀行法に基づく特別破綻処理制度(2015年1月1日から英国においてBRRDの関連規則を実施するための変更を含む。)には、(a)英国銀行若しくはその親会社により発行された有価証券の全部若しくは一部、若しくは英国銀行若しくはその親会社の財産、権利及び債務の全部若しくは一部を、商業上の購入者に対して譲渡する権限、又は銀行を一時的に公有化し、若しくは財産、権利若しくは債務の場合には、ブリッジ・バンク(イングランド銀行が所有する事業体)に対して譲渡する権限、(b)他の破綻処理ツールと合わせての場合に限り、一又は複数の公有の資産管理ビークルに対して減損資産又は問題資産を譲渡する権限、(c)債務不履行規定、契約又はその他の合意(無効とならなければ当事者が契約を終了し又は債務の支払につき期限の利益を喪失させることが認められる規定を含む。)を無効とする権限、(d)英国銀行に関連する一定の破産手続を開始する権限、並びに(e)英国銀行の譲受銀行又は承継銀行が有効に事業を行うことを可能とするために、英国銀行又はその親会社及びそのグループ会社(グループの一員であることを止めた会社を含む。)の間で、合理的な対価をもって、契約上の義務を無効とし、変更し又は賦課する権限が含まれている。安定化オプションが上記(a)又は(b)に従って使用される(公的基金の使用に依拠する。)場合、オプションは破綻処理を受ける金融機関の負債総額の少なくとも8%の損失吸収力及び資本再編成の追加があった場合にのみ利用することができる。

また、2013年銀行改革法により導入された変更及びBRRDの関連規定を実施するためにその後なされた変更の中で、2009年銀行法は、英国の破綻処理当局が利用可能な権限の一部として、ベイルイン権限を挿入するために改正された。

ベイルイン権限には、Tier 1 及びTier 2 商品に適用され、金融機関の存続不能な段階において発動される 資本商品の元本削減及び転換の権限と、適格債務(RBSグループにより発行されたシニア無担保債券を含む。)に適用され、破綻処理において利用可能なベイルイン・ツールの両方が含まれている。

資本商品の元本削減及び転換の権限は、破綻処理ツール(資本商品の元本削減及び転換の権限の代わりに使用されるベイルイン・ツールを除く。)の行使とは独立して又はそれと組み合わせて行使することができ、金融機関が存続不能となった場合に、破綻処理当局が、資本商品の元本金額の全部若しくは一部を無効化し、及び/又はかかる資本商品を普通株式等Tier 1 商品に転換することを許容する。この目的における、存続不能な段階とは、当該機関が2009年銀行法に基づき定義される特別破綻処理制度に入る条件を満たしているか、又は関連する資本商品が元本削減され若しくは臨時の公的支援が提供されない限り存続不能であるとイングランド銀行又はPRAが判断し、かつ、当該機関はかかる支援なしでは存続不能であると関係当局が判断した段階である。

破綻処理の条件が存在しており、安定化権限が行使可能と判断される場合、イングランド銀行は、ベイルイン・ツールを(2009年銀行法に基づく他の破綻処理ツールと組み合わせて)使用して、とりわけ、破綻金融機関の一定の無担保債務に係る元本金額若しくは利息の全部若しくは一部を無効化若しくは減額し、及び/又は一定の債権を他の有価証券(存続事業体の普通株式を含む。)に転換することができる。また、イングランド銀行は、ベイルイン・ツールを使用して、中でも、負債性金融商品に係る債務者としての発行体を交代若しくは代替し、負債性金融商品の条件を変更し(満期(もしあれば)及び/若しくは支払利息の金額の変更並びに/又は一時的な支払停止の賦課を含む。)、金融商品の上場及び取引許可を停止することができる。

ベイルイン・ツールの行使は、2009年銀行法の関連規定の適用により、金融機関が存続不能の段階に達したか否か又は破綻処理の条件が満たされたか否かを決定する裁量を有するイングランド銀行により決定され、また、FCA及び英国財務省との協議の上でPRA及びイングランド銀行により行われる決定を伴う。結果として、ベイルイン権限の行使が発生するとしても、それがいつになるかを予見することは困難である。

これらの権限及びその見込まれる使用による潜在的な影響には、RBSグループが発行した株式その他の証券の市場価格のボラティリティが増すこと、並びに証券を資本市場において発行することがより困難となり、かかる資金の調達コストが高くなることが含まれ得る。RBSグループ又はRBSグループ内の事業体(当行を含む。)に関してこれらの権限が行使された(又は行使のリスクが増大した)場合、かかる行使は、株主の権利又は利益に重大な悪影響をもたらす可能性があり、かかる権利又は利益が消滅し又は非常に激しく希薄化する可能性がある。

債券の所持人(シニア無担保債の所持人を含み得る。)は、その債権の一部(若しくは全部)の株式への転換、又は一部若しくは全部の元本削減に遭遇する可能性がある。特別破綻処理制度の規則に従い、ベイルイン権限の行使を通じて株式及び負債性金融商品の所持人に課される損失は、損失が破産において実現するであろう損失を超えないことを要求する「債権者の最低保証(no creditor worse off)」のセーフガードの適用を受ける可能性がある。

RBSグループは、英国その他の管轄区域において、対顧客債務を履行できない銀行その他の認可された金融サービス会社に関連する補償制度に対して、拠出を行う責任がある。

英国では、FSMAに基づいて金融サービス補償機構(以下「FSCS」という。)が設立されているが、これは 認可を受けた金融サービス会社の顧客にとって最後の手段となる英国の法定基金である。

FSCSは、会社が支払請求に応じられない場合又はその可能性が高い場合に、顧客に補償を行うことができ、2009年銀行法に基づく安定化の権限の行使に関連して又は銀行破綻手続の行使により、支払を行うことを要求される可能性がある。FSCSの基金はFCAの認可を受けた諸機関(RBSグループを含む。)への負担金で積み立てられている。FSCSが認可機関からの積立を募った場合、かかる積立をより頻繁に募った場合、又はかかる機関が支払う負担金を大幅に増額した場合には、それに伴うRBSグループの費用が、RBSグループ及び/又は当行グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。RBSグループが事業を行っている他の管轄区域において、補償や拠出、払戻しに関する同様の制度が導入されているか又は導入の計画がある場合に限り、RBSグループは更なる引当てを行う可能性があり、また追加の費用及び負債を負担する可能性があるが、これがRBSグループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性がある。

のれんの減損により、RBSグループの業績は悪影響を受ける可能性がある。

RBSグループは、取得した認識可能な資産、負債及び偶発負債の公正価値純額を取得原価から差し引いた金額を、のれんとして資産計上している。のれんは、当初、取得原価で認識され、その後は取得原価から減損損失累計額を控除して計上されている。IFRSの要請に従い、RBSグループは年に1回、又は、減損の兆候を示す事象の発生若しくは状況の変化がある場合にはより頻繁に、減損テストを実施している。

減損テストにおいては、個別の資金生成単位の回収可能価額(公正価値から売却コストを控除した額と使用価値とのいずれか高い方の金額)とその帳簿価額が比較される。

2015年12月31日、RBSグループは、低金利環境の継続、税率の上昇、マージンの圧迫及び資本配分の増加による将来の予想収益性の低下を含む多くの要因を鑑みて行われた2015年度第4四半期におけるプライベート・バンキングに関する498百万ポンドの減損損失を考慮して、貸借対照表上で56億ポンドののれんを計上した。RBSグループの資金生成単位の使用価値及び公正価値は、RBSグループが事業を行う地域の市況及び経済実績の影響を受ける。

RBSグループがのれんの減損の認識を要求される場合、減損はRBSグループの損益計算書に計上されるが、RBSグループの規制資本ポジションには何ら影響は及ばない。RBSグループののれんの更なる減損は、RBSグループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性がある。

英国における最近の税法の変更は、RBSグループによる納税額を増加させることとなる可能性があり、RBSグループが認識した一定の繰延税金資産の回収可能性に影響を与える可能性がある。

IFRSに従って、RBSグループは、回収の可能性が高い範囲に限り、将来の利益に対する課税を免除するために利用可能な損失について繰延税金資産を認識してきた。繰延税金資産は現行の税法及び会計基準に基づいて定量化されており、将来の税率又は課税所得の計算及び許容損失の相殺のための規則に関する変更の影響を受ける。

2015年財政法には、2015年4月1日から銀行業会社の一定の繰越欠損金の使用を関連する利益の50%に新たに制限することが含まれているが、これは、RBSグループが繰延税金資産を認識することが可能な範囲に影響を与え、年度末決算に反映された。2015年12月31日現在、RBSグループは繰延税金資産純額(2015年財政法の変更の考慮後)26億ポンドを認識した。2016年3月16日、英国政府は、英国銀行による税務上の繰越欠損金の使用を更に制限する意向を公表した。これらの措置が2016年度中に英国議会によって立法化された場合、英国の税務上の欠損金に関する繰延税金資産の回収期間の長期化が結果として発生する。十分な将来の課税所得を生み出すことができない場合、又は税法(税率を含む。)若しくは会計基準の更なる変更があった場合には、認識された繰延税金資産の回収可能金額が減少する可能性がある。繰延税金資産の取扱いに対する更なる変更は、例えばRBSグループが繰延税金資産を認識できる範囲を更に減らすことによって、RBSグループの資本に影響を及ぼす可能性がある。更に、2016年1月1日から銀行業会社に適用される8%の新たな付加税は、この時点より前に発生した繰越欠損金によって又はRBSグループ内の非銀行業会社において生じた税務上の欠損金によって相殺することができない。加えて、英国リングフェンス制度に関する規則の実施及び結果として生じるRBSグループの再編により、RBSグループが繰越欠損金について繰延税金資産を認識できる範囲が更に制限される可能性がある。

5【経営上の重要な契約等】

RBSG及びその子会社は通常の業務において様々な契約の当事者になっている。重要な契約には以下が含まれる。

(1) B株式の取得及び条件付資本契約

2009年11月26日、RBSG及び英国財務省は、取得及び条件付資本契約を締結した。同契約に基づき、英国財務省は、当初のB株式及び配当受領権株式の引受を行い(以下「本取得」という。)、英国財務省が当初のB株式と同一の条件で発行される追加のB株式(以下「条件付B株式」という。)の形式により追加の総額80億ポンドを条件付で引き受ける(以下「条件付引受」という。)条件に合意した。本取得は、RBSGが本取得に関しその株主の承認を得ることを含め、様々な条件を満たすことを条件としていた。

2013年12月16日、RBSGは、PRAによる承認を受けて、80億ポンドの条件付引受を終了したと発表した。 RBSグループは、その自己資本基盤をさらに強化するため2013年度下半期に発表された措置の結果として、 かかる条件付引受を取り消すことができた。

2015年10月9日に、RBSGは、英国財務省が保有する発行済B株式の全部について、有効な転換通知を英国財務省から2015年10月8日に受領した旨を公表した。B株式の転換により発行される新規普通株式は、2015年10月14日にUKLAのオフィシャルリストに登録され、ロンドン証券取引所での取引が認められた。かかる転換後は、英国財務省はもはやB株式を保有せず、その結果として株式保有割合はRBSGの普通株式資本の72.6%となっている。配当受領権株式は残存している。

RBSGは、取得及び条件付資本契約の締結日、目論見書が株主に公表された日、全ての前提条件が満たされるか又は放棄された最初の日並びに本取得日において、英国財務省に対し一定の表明及び保証を与えた。RBSGは、また、多くの確約事項にも同意した。

RBSGは、本取得に関連し発生する費用を英国財務省に補償することに同意した。

英国財務省は、RBSGの大株主(英国上場管理機関の上場規則の意味による。)である限り、株主総会における関係当事者取引の決議に対して議決権を行使しないこと及び英国財務省の関係者がそのような議決権行使を行わないよう指示することを約束している。

(2) DAS消却契約

配当受領権株式(DAS)は、2009年に創設された(上記「(1) B株式の取得及び条件付資本契約」参照)。2014年4月9日、RBSGは英国財務省との間でDAS消却契約(以下「DRA」という。)を締結し、2014年6月25日にRBSGの株主により承認された。DRAの条件に従い、RBSGは、当初のDAS配当320百万ポンドを英国財務省に支払った。RBSGの取締役会の裁量により1回以上の追加のDAS配当の形式で、更に11.8億ポンドが英国財務省に支払われる(当初配当と合わせて、以下「DAS消却配当金額」という。)。DAS消却配当金額の未払部分については、2016年1月1日から日次発生ベースで計算される年率5%の増額が行われており、また、2021年1月1日までに支払われなかった残額があればその部分に対して2021年1月1日から日次発生ベースで計算される年率10%の増額が行われる。DAS消却配当金額(増額を含む。)が支払われた後は、DASはその拡張配当権を失い、単独のB株式となる。

(3) 国家補助コミットメント証書

RBSGに付与された国家補助の結果、RBSGは英国財務省と協働して国家補助リストラクチャリング計画を欧州委員会に提出することが要求されたが、同計画はその時点で国家補助規則に基づき承認された。RBSG は、RBSGの戦略的計画措置を補完する一連の措置に合意した。

RBSグループは、当初の欧州委員会の決定時に国家補助コミットメント証書を英国財務省との間で締結し、2014年4月に欧州委員会が再編計画の変更を承認した後に、改訂国家補助コミットメント証書を英国財務省との間で締結した(以下、総称して「国家補助コミットメント証書等」という。)。

国家補助コミットメント証書等は、RBSグループが一定の措置及び行動に関するコミットメントを遵守し 又は遵守を確保することを規定している。RBSグループは、RBSグループに対する国家補助を承認する欧州 委員会の決定に基づいた、英国財務省の義務の遵守を確実にするための全ての行為を実行し、全ての措置 をとることに合意した。

また、国家補助コミットメント証書等は、英国政府に国家補助の回収を義務付ける決定(以下「返済決定」という。)を欧州委員会が採用し、かつ返済決定による回収命令が一般裁判所又は欧州司法裁判所により取り消し又は保留されていない場合には、RBSグループは返済決定に基づき回収が命じられた補助を、英国財務省に対し返済しなければならないことを規定する。

国家補助コミットメント証書等は、一定の限定された状況において修正されるRBSグループの国家補助関連の約束も規定する。但し、英国財務省は、RBSグループの承認を得ることなく、RBSグループにとって国家補助承認を得るために承諾した約束よりも著しく負担の大きい、RBSグループの国家補助関連の約束を変更することに合意しないことを約束している。

(4) 国家補助費用償還証書

国家補助費用償還証書に基づき、RBSグループは、国家補助及び国家補助承認に関連する手数料、費用及び経費を英国財務省に弁済することに合意した。

(5) RBSのイングランド及びウェールズ並びにナットウエストのスコットランドの支店ベースの事業 (以下「ウィリアムズ&グリン」という。)の売却

国家補助コミットメント証書の条件に基づき、RBSグループは、RBSのイングランド及びウェールズ並び にナットウエストのスコットランドの支店ベースの事業を2017年末までに処分することを要求されてい る。ウィリアムズ&グリンのブランドとなる独立した銀行への当該事業の営業上及び法律上の分離の完了 (現時点では2017年第1四半期まで達成されない見込みである。)を条件として、RBSグループは、新規株 式公開(IPO)を含む事業売却オプションを検討している。2013年9月27日、RBSグループは、コルセア・ キャピタル及びセンターブリッジ・パートナーズが率いる投資家コンソーシアムによる600百万ポンドの IPO前投資に同意した。IPO前の投資は600百万ポンドの社債の形態で行われたが、この社債は2013年10月21 日にRBSグループが発行したもので、IPOが行われた場合、IPO前のウィリアムズ&グリンの有形資産の帳簿 価格に連動する保有最低水準に従うことを条件として、IPO価格でウィリアムズ&グリンの重要な少数株主 持分(49%以下)と交換可能となる。保有最大水準に達した場合は、その限りにおいて、一部の社債が現 金で償還され、投資家は合計価値が600百万ポンドの現金及び1P0価格の株式を受け取ることになる。投資 家は、IPO時に、RBSグループの同意を条件とするが、見積保有割合が合計で49%を超えないことを条件と して、IPO価格により10%を上限として追加で取得するオプションを有することになる。RBSグループは、 この投資に関連して、投資家コンソーシアムに対して270百万ポンドの担保付融資パッケージを提供した。 RBSグループは、ウィリアムズ&グリン事業の分離において大きな難題とリスクに直面し続けており、その 一部は様々な分離プロセスの段階が進展するまで出現しない可能性があるが、引き続き2017年末までの完 全な事業売却を約束している。ウィリアムズ&グリンの分離プロセスは、RBSグループにとって最優先事項 である。関連するリスクは、上記「4 事業等のリスク」により詳細に論じられている。

(6) 英国財務省及びUKFIの関係証書

2014年11月7日、英国上場規則の改正を遵守するため、RBSGは、支配株主(この目的のために上場規則に定義される。)との間で合意を行うことに対する英国上場規則に基づくRBSGの義務に関して、英国財務省及びUKファイナンシャル・インベストメンツ・リミテッドとの間で関係証書を締結した。関係証書は、()RBSGと英国財務省(又はその下部機関)の間の契約は、独立当事者間で通常の商業上の取決めであること、()英国財務省又はその関係機関はいずれも、RBSGによる上場規則に基づく義務の遵守を妨げる効果を持つような行為を行わないこと、並びに()英国財務省又はその関係機関はいずれも、上場規則の適切な適用を回避する意図がある又はそのように見える株主決議を提案し又は提案させないことという、上場規則により義務付けられる3つの独立した規定を含んでいる。

6【研究開発活動】

当行は多様な顧客に対して多様な商品及びサービスを提供している。当行は顧客の要望を満たすより良い方向を継続的に模索している。当行グループの事業は重要なITシステムによりサポートされている。当行グループは顧客向け商品及びサービスをサポートし、当行グループの経営情報システム及び機能を強化するためのソフトウェアを継続的に開発している。

- 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】
 - (1) 2015年12月31日に終了した年度の要約連結損益計算書

2014年度と比較した2015年度

当行グループは、2014年度が3,116百万ポンドの損失であったのに対し、1,586百万ポンドの当期損失を計上した。これには、非継続事業の損益が含まれていたが、2014年度が3,486百万ポンドの損失であったのに対し、1,538百万ポンドの利益であった。営業費用は、2014年度が13,552百万ポンドであったのに対し、2,589百万ポンド増の16,141百万ポンドとなったが、これは、主に、訴訟及び管理費用並びに再編費用の増加、並びにプライベート・バンキングに帰属するのれんの減損損失498百万ポンドによるものである。自己債権の償還損益は、2014年度は6百万ポンドの利益であったのに対し、263百万ポンドの損失であった。

税引前営業(損失)/利益

税引前営業損益は、2014年度が2,403百万ポンドの利益であったのに対し、3,153百万ポンドの損失であった。この減少は、主にキャピタル・レゾリューション事業における収益減少及び処分損失により、収益が2014年度の14,618百万ポンドと比較して12,151百万ポンドに減少したことを反映している。減損損失戻入純額は、2014年度の1,337百万ポンドと比較して、837百万ポンドと減少した。営業費用は16,141百万ポンド(2014年度:13,552百万ポンド)であるが、主に米国における抵当貸付金担保証券訴訟のための追加引当金(21億ポンド)及び支払補償保険(以下「PPI」という。)費用600百万ポンドに関連する、増加した訴訟及び管理費用3,507百万ポンド(2014年度:2,202百万ポンド)が含まれる。再編費用は、特にCIBにおいて当行グループの変革が加速したため、2,903百万ポンド(2014年度:1,154百万ポンド)であった。

受取利息純額

受取利息純額は、458百万ポンド(5%)減の8,408百万ポンドとなった。これは、主に、計画された貸借対照表の縮小に沿って、キャピタル・レゾリューションにおいて468百万ポンド減の440百万ポンドへと52%減少したことによるものであった。英国PBBの受取利息純額は、競争的なフロントブック・マージンへの圧力が影響して、2014年度における4,277百万ポンドと比較して、4,263百万ポンドとなった。アルスター・バンクRoIの受取利息純額は、主にポンドに対するユーロ安及び自由資金に係る収益の減少により、102百万ポンド(22%)減の365百万ポンドとなった。

利息以外の収益

利息以外の収益は、2014年度が5,752百万ポンドであったのに対し、2,009百万ポンド(35%)減の3,743百万ポンドとなった。自己の信用調整は、2014年度における128百万ポンドの損失と比較して、329百万ポンドの収益となった。手数料純額は、主に、CIBにおける業務の規模縮小、キャピタル・レゾリューションの縮小及び英国PBBにおけるカードインターチェンジ手数料の減少により、591百万ポンド(17%)減の2,887百万ポンドとなった。トレーディング収益は、CIBにおける規模及びリソースの縮小並びにキャピタル・レゾリューション事業の計画された縮小の継続により、2014年度の1,190百万ポンドと比較して、236百万ポンド減の954百万ポンドとなった。一定の米ドル、ポンド及びユーロ建のシニア債を買い戻すという債務管理の実施から、自己債券の償還に、2014年度の6百万ポンドの収益と比較して、263百万ポンドの損失が認識された。その他の営業収益は、主にCIBの規模縮小と、キャピタル・レゾリューションの縮小及び処分損失の影響により、913百万ポンド(85%)減の165百万ポンドとなった。

営業費用

営業費用は、2014年度の13,552百万ポンドから、2,589百万ポンド(19%)増の16,141百万ポンドとなった。これには、プライベート・バンキングに帰属するのれんの減損498百万ポンド(2014年度:キャピタル・レゾリューションにおける130百万ポンド)が含まれていた。再編費用並びに訴訟及び管理費用を除外した営業費用は、主に費用節減イニシアティブの利益を反映して、465百万ポンド(5%)減の9,731百万ポンド(2014年度:10,196百万ポンド)となった。

訴訟及び管理費用は、2014年度が2,202百万ポンドであったのに対し、3,507百万ポンドであったが、主に、21億ポンドの米国における抵当貸付金担保証券訴訟に関連するものであった。2015年度のその他の費用に含まれるのは、米国における外国為替調査の引当金(334百万ポンド)、PPIに主に関連する顧客補償引当金(600百万ポンド)、金利ヘッジ商品の補償(81百万ポンド)、並びにその他の訴訟及び管理の引当金392百万ポンド(パッケージ・アカウント及び投資商品に関連する引当金を含む。)である。

再編費用は、RBSグループの変革(特にCIB事業の再編成)が加速したため、2014年度が1,154百万ポンドであったのに対し、1,749百万ポンド増の2,903百万ポンドとなった。

減損損失戻入/(減損損失)

減損損失戻入純額は、前年度は1,337百万ポンドであったのに対し、2015年度は837百万ポンドであった。キャピタル・レゾリューションは、処分活動が続いたため、2014年度の1,293百万ポンドと比較して、781百万ポンドの減損損失戻入純額を計上した。アルスター・バンクRolは、アイルランドの経済状況が引き続き改善したため、2014年度の306百万ポンドから減少して、141百万ポンドの減損損失戻入純額を計上した。英国PBBは、債務フローの減少と戻入及び回収の増加により、154百万ポンドの損失と比較して、7百万ポンドの戻入額を計上した。減損損失戻入純額は、CIBにおいても計上されたが、より少額であった。

非継続事業

非継続事業からの収益は、シチズンズに関連する249百万ポンド及び損益計算書に振り替えられた準備金に関する1,001百万ポンドの処分益と、非支配持分に帰属する利益318百万ポンドを反映して、1,538百万ポンドとなった。2014年度において、非継続事業からの損失は3,486百万ポンドであったが、これはシチズンズに関連する会計上の評価減3,994百万ポンドを反映していた。

自己資本比率

2015年12月31日現在の当行の自己資本比率は、普通株式等Tier 1 が16.0%(2014年度:13.1%)、Tier 1 が17.1%(2014年度:13.9%)、自己資本合計が25.3%(2014年度:20.9%)であった。

(2) セグメント別業績

英国パーソナル&ビジネス・バンキング

	2015年	2014年
損益計算書	百万ポンド	百万ポンド
受取利息純額	4,263	4,277
手数料純額	970	1,111
その他の利息以外の収益	28	61
利息以外の収益	998	1,172
収益合計	5,261	5,449
直接費用		
- 人件費	(801)	(824)
- その他	(256)	(330)

間接費用	(1,492)	(1,479)	
再編費用			
- 直接	(38)	(10)	
- 間接	(132)	(83)	
訴訟及び管理費用	(921)	(906)	
	(3,640)	(3,632)	
	1,621	1,817	
減損損失戻入/(減損損失)	7	(154)	
	1,628	1,663	
営業費用 - 調整後(1)	(2,549)	(2,633)	
	2,719	2,662	

貸借対照表	十億ポンド	十億ポンド	
顧客に対する貸出金(総額)			
- 個人向け	6.0	6.5	
- 抵当	104.8	95.5	
- 事業	5.3	5.9	
- カード	4.1	4.7	
- その他	1.4	1.5	
顧客に対する貸出金合計(総額)	121.6	114.1	
貸出金減損引当金(貸倒引当金)	(1.8)	(2.5)	
顧客に対する貸出金純額	119.8	111.6	
資産合計	127.1	119.8	
ファンデッド資産	127.1	119.8	
顧客預り金合計	137.8	132.6	
管理資産(預り金を除く)	4.3	4.9	

注:

(1) 再編費用並びに訴訟及び管理費用を除く。

キーポイント

英国パーソナル&ビジネス・バンキング部門(以下「英国PBB」という。)は、より単純かつ公正となる中で、2015年度において顧客提案に重大な積極的変更を行った。主要な顧客指標の多くに改善が見られている。結果には、現在はアルスター・バンク・北アイルランドが含まれ、別のセグメントとして報告されているウィリアムズ&グリンは除外されている。

向上したデジタル能力を提供

- ・RBSは2月に、顧客が各自の指紋のみの使用でモバイル・アプリにログインすることを可能とするタッチIDを開始する初めての英国の銀行となった。
- ・顧客が新規の当座預金口座を開設する際に、即座にログインすることを許可する当行のモバイルバン キングアプリのリアルタイム登録が可能になった。
- ・技術的なコラボレーションの先頭に立ち続けている;アップルウォッチアプリの開発の一方で、アップルペイを開始した英国で初めての銀行の1つである。
- ・当行がこの手段に対する顧客の嗜好の高まりを反映するためのプラットフォームに投資し、強化し続ける中で、モバイルアプリを利用する顧客は2015年には27%増加して3.7百万人となった。
- ・顧客が自宅で寛ぎながらアドバイザーとの予約を入れることができるオンラインダイアリーを開始した。

市場差別化の提案を開始

- ・英国PBBは、顧客が家事上の請求書に対して3%のキャッシュバックを受けることができる「特典」という当行の新しいバンキング提案を開始することによって、当行の顧客とより深い関わりの構築に投資し続けた。
- ・英国内の1.5百万人の非銀行利用者により良く応対するために無料の基礎口座の取扱いを開始した。
- ・とりわけ顧客が予期せぬ手数料の支払いを回避する手助けをするために、少額当座借越の試験を約百万人の顧客に対して開始した。
- ・顧客経験価値を改善するため、オンライン・モーゲージ・アプリケーション・トラッカーを開始した。
- ・当行が業界の慣行からの前向きな展開と信じる3年間の固定保険料を提供する革新的な新しい家庭用 保険商品の取扱いを開始した。
- ・英国王立盲人協会(以下「RNIB」という。)が承認したカード(英国で最初のRNIB認定を取得した銀 行商品となった。)の取扱いを開始した。

英国の住宅購入者を支援

- ・2015年度において、当行はモーゲージ事業に対して協調的投資を行い、モーゲージ・アドバイザーは 803名から974名(21%)に増員された(アルスター・バンク・北アイルランドを除く。)。これによ り抵当貸付の堅調な年度となり、正味残高は93億ポンド増加して1,048億ポンドとなった。
- ・新規購入者を支援し続けるため、政府主導の購入支援(Help to Buy)の個人貯蓄口座(ISA)を提供する最初の英国の銀行の1つとなった。ナットウエスト及びアルスター・バンクの顧客は、実質為替レート(AER)の2%の変動金利を提示され、最初の1ヶ月は1,200ポンドを上限として貯蓄することができる。

営業投資は早いペースで継続

- ・ビジネス・バンキングのための新しいオンボーディング・システムは、2015年11年に完成した。かかるシステムにより、平均口座開設時間が15日間から7日間に、50%削減され、当行は約500名の新規顧客を日々受入れている。
- ・当行は、当行の顧客の需要を満たし、経験価値を高めるために引き続き当行の支店ネットワークに投 資及び改善する。2015年度中、322の支店が支店変革プログラムを通じてアップグレードを受けた。
- ・当年度中に922台のATMを交換した。
- ・新しい当座預金口座開設に要する時間が50%削減されたことで、現場スタッフがより長く顧客との充実した会話の時間を持てるようになった。

社員への投資

- ・当行は、社員の能力を向上させるための探究を続けている。当年度中に、当行はリーダーの教育、テレフォンセンターにおける技能給の拡大及びパーソナル・バンカーの役割の支店への導入に多大なる 追加の投資を行い、より多くの当行スタッフが顧客のニーズを満たすことが可能となった。
- ・当行はまた、2016年1月からの現場スタッフへのインセンティブの終了を通知したが、これは前向き に受け入れられ、当行スタッフが確実に顧客にとって最善なことに注力できるようになるであろう。

2014年度と比較した2015年度

2015年度において、英国PBBは、2014年度から2%(35百万ポンド)減の1,628百万ポンドの営業利益を 計上した。これは、主に、利息以外の収益の減少が、再編費用並びに訴訟及び管理費用の増加と結びつい たことによるものであった。これは、減損が前年度の損失と比較して少額の戻入純額となったことにより 一部相殺された。調整後営業利益2,719百万ポンドは、2014年度から2%(57百万ポンド)増であった。

収益合計は、5,449百万ポンドから3%減の5,261百万ポンドとなった。受取利息純額は、4,263百万ポンドで比較的安定していた。顧客が低マージンの固定金利商品に移行していることによる抵当貸付金市場におけるマージンへの圧力の継続と、内部資金調達費用の増加が、預り金のマージンの改善により相殺された。

利息以外の収益は、クレジット及びデビットカードのインターチェンジ手数料が59百万ポンド減少したことが、助言収入の減少と組み合わさったことにより、前年度比15%減の998百万ポンドとなった。

営業費用は、3,640百万ポンドであり、2014年度に対してほぼ安定したままであった。訴訟及び管理費用は、主にPPIに関連する顧客補償引当金により2%増加して921百万ポンドとなった一方、増加した再編費用は、77百万ポンド増の170百万ポンドとなった。これは、人件費及びその他の費用の減少により主に相殺された。調整後の営業費用は、2014年度から3%減の2,549百万ポンドとなった。

減損は、不良債務フローからの損失の減少と引当金の戻入及び回収の利益により、2014年度の減損損失 純額154百万ポンドと比較して、減損損失戻入純額7百万ポンドとなった。

2015年度は、抵当貸付金事業にとって好調な年であり、新規貸付総額が29%増の23十億ポンドになり、申込が217億ポンドから48%増の320億ポンドとなった。新規の抵当貸付金の市場シェアは、ストック・シェア8.2%に対し、10.5%であった。これにより、抵当貸付金の残高純額が、93億ポンド(10%)増の1,048億ポンドに増加することとなった。

顧客預り金残高は、個人貯蓄、当座預金及びビジネス・バンキングにおける成長により、52億ポンド増の1,378億ポンドとなった。

アルスター・バンクRol

	2015年	2014年	2015年	2014年
損益計算 書	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ポンド	百万ポンド
受取利息純額	503	579	365	467
手数料純額	116	116	85	93
その他の利息以外の収益	139	54	100	44
利息以外の収益	255	170	185	137
収益合計	758	749	550	604
直接費用		_		_
- 人件費	(220)	(203)	(160)	(164)
- その他	(116)	(104)	(85)	(83)
間接費用	(188)	(163)	(136)	(131)
再編費用				
- 直接	(17)	10	(12)	8
- 間接	(4)	(21)	(3)	(17)
訴訟及び管理費用	18	24	13	19
_ 営業費用	(527)	(457)	(383)	(368)
減損損失控除前営業利益	231	292	167	236
_減損損失戻入	194	380	141	306
営業損失	425	672	308	542
営業費用 - 調整後(1)	(524)	(470)	(381)	(378)
営業利益 - 調整後(1)	428	659	310	532
		<u>-</u>		-
貸借対照表	十億ユーロ	十億ユーロ	十億ポンド	十億ポンド
顧客に対する貸出金(総額)				
抵当	18.8	19.6	13.8	15.3

				L2 IPM
商業用不動産				
- 投資	0.9	1.3	0.7	1.0
- 開発	0.3	0.3	0.2	0.3
その他の企業	4.8	4.5	3.5	3.4
その他の貸付	0.5	0.7	0.4	0.5
顧客に対する貸出金合計(総額)	25.3	26.4	18.6	20.5
貸出金減損引当金(貸倒引当金)	(2.6)	(3.1)	(1.9)	(2.4)
顧客に対する貸出金純額	22.7	23.3	16.7	18.1
資産合計	29.0	28.9	21.3	22.5
ファンデッド資産	28.8	28.7	21.2	22.4
顧客預り金	17.8	18.9	13.1	14.7

注:

(1) 再編費用並びに訴訟及び管理費用を除く。

キーポイント

2014年度におけるアルスター・バンク・リミテッドの戦略的見直しの後、北アイルランド及びアイルランド共和国の事業が分離されたことが確認された。経営統制及びガバナンスの変更は、2015年10月に完了し、北アイルランド事業は英国パーソナル&ビジネス・バンキング(英国PBB)に含まれ、アルスター・バンクRoIの報告セグメントは、現在は中核のアイルランド共和国事業のみから構成されることとなった。

アルスター・バンクRolは、顧客が取引を行うことをより単純化したため、2015年度において顧客への商品及びサービス提供能力を強化し続けた。この年は、経済状況の改善により支えられ、より好調な新規の貸付額が見られた。

- ・新規及び既存の両方の顧客に対して幅広い新製品オプションを提供する「共生できる抵当貸付金」キャンペーンの開始、並びに抵当貸付金ブローカー市場への再参入及びモバイル抵当貸付金マネージャーのチームの導入を通じた抵当貸付金事業への更なる投資。抵当貸付金の新規貸出総額は、2015年に53%増の5億ポンドとなった。
- ・複数のセクター(飲食品、農業、アセット・ファイナンス及び国際事業を含む。)にわたる商業顧客に対する貸出の新規提案。法人顧客への新規貸付総額は、2014年度から65%増の11億ポンドとなった。
- ・顧客による当行との銀行取引を容易化。銀行の当座預金提案が10月に再開され、「An Post」との提携が、1,140の新拠点を顧客に提供している。

2014年度と比較した2015年度

2015年度中のポンドに対する著しいユーロ安は、アルスター・バンクRoIの2014年度との財政比較、とりわけ収益動向に重大な影響を与えた。

アルスター・バンクRoIは、2014年度の営業利益542百万ポンドに対し、308百万ポンドの営業利益を計上した。この減少は、主に、減損損失戻入純額が2015年度は大幅に減少したことによるものである。調整後営業利益は、2014年度から222百万ポンド減少して310百万ポンドとなった。

収益合計は、2015年度中のユーロ安を反映して、前年度から9%減の550百万ポンドとなった。ユーロ為替レートの変動の影響を除外すると、収益合計は1%増加したが、市場動向に沿った預り金のプライシングにおける改善の継続が経常外利益(投資用ポートフォリオの売却12百万ポンド及び外国為替エクスポージャーの終結24百万ポンドを含む。)と結びついたことによるものであった。これらの利益は、自由資金に係る収益の減少により大部分が相殺された。

営業費用は、総額22百万ポンドになった年金サービス費用の増加を反映して、368百万ポンドから4%増 の383百万ポンドとなったが、ユーロ安の恩恵を受けて一部相殺された。従業員数及び不動産拠点域の双方 における更なる削減を通じてもたらされたコスト削減は、事業及び運営上のインフラへの更なる投資により若干相殺された。

減損損失戻入純額は165百万ポンド減の141百万ポンドとなり、より低い水準ながら、改善しつつある経済状況及び積極的な負債管理の効果を反映し続けている。

新規抵当貸付総額は53%増の5億ポンドとなり、法人顧客への新規貸付総額は65%増の11億ポンドであった。2015年度の事業を通じた好調な新規の貸付額は、高水準の顧客による返済及び3億ポンドの投資用抵当貸付金ポートフォリオの売却により相殺された。顧客への貸出金純額は、14億ポンド減の167億ポンドとなったが、そのうちの1十億ポンドは為替レートの変動に関係していた。低利回りのトラッカー・モーゲージのポートフォリオの残高は、2014年度の106億ポンドから92億ポンドに減少したが、引き続き抵当貸付金勘定全体の大部分を占めている。

コマーシャル・バンキング

	2015年	2014年
損益計算書	百万ポンド	百万ポンド
受取利息純額	2,195	2,130
手数料純額	984	983
その他の利息以外の収益	273	348
利息以外の収益	1,257	1,331
収益合計	3,452	3,461
直接費用		
- 人件費	(483)	(496)
- その他	(96)	(104)
- オペレーティング・リース費用	(141)	(141)
間接費用	(699)	(656)
再編費用		
- 直接	(52)	(40)
- 間接	(14)	(58)
訴訟及び管理費用	(51)	(112)
営業費用	(1,536)	(1,607)
減損損失控除前営業利益	1,916	1,854
_ 減損損失	(69)	(85)
営業利益	1,847	1,769
営業費用 - 調整後(1)	(1,419)	(1,397)
営業利益 - 調整後(1)	1,964	1,979

	2015年 十億ポンド	2014年 十億ポンド
貸借対照表		
顧客に対する貸出金(総額)		
- 商業用不動産	16.7	16.6
- アセット・ファイナンス及びインボイス・ファイナンス	14.4	14.2
- 民間分野のサービス(教育、健康等)	6.7	6.8
- 銀行及び金融機関	7.1	5.5
- 卸売及び小売業、修繕	7.5	6.8
- ホテル及びレストラン	3.3	3.3
- 製造	5.3	3.9
- 建設	2.1	2.0
- その他	28.9	26.7
顧客に対する貸出金合計(総額)	92.0	85.8

貸出金減損引当金(貸倒引当金)	(0.7)	(0.9)
顧客に対する貸出金純額	91.3	84.9
資産合計	97.0	90.7
ファンデッド資産	97.0	90.7
顧客預り金(預金を除く)	88.9	84.9

注:

(1) 再編費用並びに訴訟及び管理費用を除く。

キーポイント

コマーシャル・バンキングは、営業投資及びプロセスの簡素化を通じてより簡単かつ単純に取引を行えるようになることで、顧客経験価値を改善する方向で進展している。事業内での強化の継続が、2015年度の法人向け貸付の増加に寄与した。

年度を通じてコマーシャル・バンキングは、以下を行った。

- ・英国内に4つの起業家拠点(Entrepreneur Hub)を開設し、当行の関与する拠点を7つに増やし、起業家及び小規模企業が無料のオフィススペース、メンタリング及び資金援助を利用できるようにした。さらに5つの拠点が2016年度中に開設される。
- ・イングランド及びウェールズ全域において、新しいオンボーディング及び口座開設システムを展開 し、顧客の書類手続の簡略及び約30%の口座開設時間の短縮をもたらした。
- ・当行の商品、プライシング及びガバナンス運営の合理化に重点を置き、端から端までのプロセスの アップグレード及び簡素化するための貸付のテストを開始した。
- ・12,500の需要に関するステートメントレターを顧客に発行し、継続している英国事業の支援の一環として8十億ポンドを上限とする新規の借入枠を提供した。
- ・過去 5 番目かつ英国では過去最大の企業買収であるアンハイザー・ブッシュ・インベブによるSABミラー社の買収を支援した。
- ・2015年度に建設予定の約2万軒の住宅に資金提供し、レジデンシャル・ファンダー・オブ・ザ・イヤーを受賞した。
- ・当行のコマーシャル・リレーションシップ・バンカーは、5,000名以上の参加者を有する勅許銀行家協会の認定を受けた集中的な訓練及び開発に取り組んでいる。
- ・CIBから移管された事業及び戦略的な縮小の決定の影響を除き、新規貸付純額を36億ポンド増加させた。
- ・2015年度に、22億ポンドの実績の低い資産の縮小を伴う積極的な資本管理を行った。

2014年度と比較した2015年度

過年度の比較は、多くの内部の事業移管により影響を受けている。ビジネスモデルへの変化に沿って、 英国及び西欧の企業向け貸出金ポートフォリオは、それぞれ2015年5月1日及び2015年10月1日にコマー シャル・バンキングに移管した。過年度の財務書類は、英国トランザクション・サービスの事業移管に応 じて調整されており、比較結果に影響を与えていない。業績には、初めて別のセグメントとして報告され たRBSインターナショナルは含まれていない。

コマーシャル・バンキングは、前年度とほぼ同様に、1,847百万ポンドの営業利益を計上した。調整後営業利益は、マージンへの圧力を反映した収益の僅かな減少により、2014年度から15百万ポンド減の1,964百万ポンドとなった。

収益合計は、2014年度の3,461百万ポンドと比較し、3,452百万ポンドであった。受取利息純額は、主に 資産及び預金額の増加により、2014年度から3%増の2,195百万ポンドとなった。利息以外の収益は、非戦 略的資産ポートフォリオの売却による34百万ポンドの損失及び2014年度の商業用カード事業の英国PBBへの振替の影響で、6%減の1,257百万ポンドとなった。

営業費用は、2014年度から4%減の1,536百万ポンドとなった。これは、主に、自由裁量費の厳格な管理、並びに訴訟及び管理費用が54%減の51百万ポンドとなったことが、再編費用が33%減の66百万ポンドとなったことと結びついたことによるものである。調整後営業費用は、主に英国銀行税の増税の結果、22百万ポンド増加して1,419百万ポンドとなった。

減損損失純額は、個々の損失の減少が引当金戻入純額の減少を相殺したことにより、16百万ポンド減の 69百万ポンドとなった。

コマーシャル・バンキングは、顧客に対する貸出金純額が64億ポンド増の913億ポンドとなった結果、セグメント全体を通じて増収を記録した。これには、移管事業からの50億ポンドが含まれているが、合計22億ポンドの戦略的縮小及び選定資産の売却により相殺された。移転事業並びに戦略的縮小及び処分を除くと、新規貸付純額は36億ポンドであった。

市場における流動性が高水準であったことを反映し、顧客預り金は40億ポンド増の合計889億ポンドであった。

コマーシャル・バンキングの縮小ポートフォリオには、ファンデッド資産125億ポンドが含まれている。

プライベート・バンキング

	2015年	2014年
損益計算書	百万ポンド	百万ポンド
受取利息純額	410	454
	186	214
その他の利息以外の収益	22	21
利息以外の収益	208	235
収益合計	618	689
直接費用		
- 人件費	(176)	(178)
- その他	(35)	(38)
間接費用	(224)	(202)
再編費用		
- 直接	(7)	(1)
- 間接	(66)	3
訴訟及び管理費用	(12)	(90)
のれんの評価減	(498)	_
営業費用	(1,018)	(506)
(減損損失)/減損損失戻入額控除前営業(損失)/利益	(400)	183
(減損損失)/減損損失戻入	(13)	5
	(413)	188
営業費用 - 調整後(1)	(435)	(418)
営業利益 - 調整後(1)	170	276

貸借対照表	2015年 十億ポンド	2014年 十億ポンド
顧客に対する貸出金(総額)		
- 個人向け	2.7	2.6
- 抵当	6.5	6.1
- その他	2.0	2.3
顧客に対する貸出金合計(総額)	11.2	11.0
貸出金減損引当金(貸倒引当金)		-

= 1	侕	ŧῖ	F类	寺	34	書

		1318
顧客に対する貸出金純額	11.2	11.0
資産合計	11.6	12.2
ファンデッド資産	11.6	12.2
管理資産	13.9	13.8
顧客預り金(レポを除く)	23.1	22.3

注:

(1) 再編費用、訴訟及び管理費用並びにのれんの評価減を除く。

キーポイント

プライベート・バンキングは、長期的な持続的収益を創出するために英国に結びついた顧客に焦点を当て、成長イニシアティブを実行するために再編成されつつある。事業は、オペレーティング・モデルの簡素化を進め、引き続き富裕層の個人及び家族向けの新しい顧客提案を展開している。国際プライベート・バンキング事業は、その処分計画を踏まえ、プライベート・バンキングの業績には含まれていない。

プライベート・バンキングは、より集中的なビジネスモデルを目指す一方で、引き続き顧客提案に投資する:

- ・英国の顧客に焦点を当てた戦略的再編を行い、2015年度第4四半期に、国際プライベート・バンキング事業の欧州、中東及びアフリカ部分の売却が完了した。より小規模な極東部分は、2016年度上半期中に完了する予定である。
- ・顧客コネクティビティを確保するための一連の顧客イニシアティブの結果、デジタル手段の利用が 29%増え、顧客満足度スコアの上昇に伴い支払額及び振替額が増加した。
- ・パーソナル&ビジネス・バンキング及びコマーシャル・バンキングからの顧客照会の増加は、顧客の 移入及び新規申込の増加をもたらした。
- ・改善した詐欺検知機能を通じた顧客経験価値の向上と併せ、クレジット申請プロセスにおいて業務上 の強化がなされた。
- ・グローバル・プライベート・バンキング・アワーズ2015: クーツは、英国で最も優れたプライベート・バンクに選ばれた。

2014年度と比較した2015年度

プライベート・バンキングは、収入の減少及び減損損失の増加を反映して、106百万ポンド減の170百万ポンドの調整後営業利益を計上した。業務に起因するのれんの減損費用498百万ポンドにより、2014年度の営業利益188百万ポンドに対し、営業損失413百万ポンドとなった。

収益合計は、2014年から71百万ポンド減の618百万ポンドとなった。受取利息純額は、主に預貸利鞘が減少したため、10%減の410百万ポンドとなった。利息以外の収益は、より競争力の増した市場を反映するために事業がプライシングを調整したことによる投資及び取引収益の低下の影響を受け、11%減の208百万ポンドとなった。

調整後営業費用は、英国銀行税の増税で相殺された直接原価ベースでは減少したが、4%増の435百万ポンドであった。営業費用は、のれんの減損費用498百万ポンドの影響を受け、512百万ポンド増の合計1,018百万ポンドとなったが、再編費用は大幅に増加して73百万ポンド(91百万ポンドのソフトウェアに関係する資産の償却の一部を含む。)、訴訟及び管理費用は減少して12百万ポンドであった。

減損は、個別の潜在的な費用の上昇により、戻入5百万ポンドに対し、損失純額が合計13百万ポンドとなった。

困難な市況にもかかわらず、管理資産及び顧客に対する貸出金は、前年度と比較しておおむね堅調であった。

RBSインターナショナル

	2015年	2014年
損益計算書	百万ポンド	百万ポンド
受取利息純額	303	323
手数料純額	40	43
その他の利息以外の収益	24	25
利息以外の収益	64	68
収益合計	367	391
直接費用		
- 人件費	(42)	(44)
- その他	(16)	(15)
間接費用	(58)	(51)
再編費用		
- 直接	-	(2)
間接	(4)	(5)
営業費用	(120)	(117)
減損損失戻入額控除前営業利益	247	274
減損損失戻入	_	7
	247	281
営業費用 - 調整後(1)	(116)	(110)
	251	288

	2015年	2014年
貸借対照表	十億ポンド	十億ポンド
顧客に対する貸出金(総額)		
- 企業向け	4.5	4.5
- 抵当	2.5	2.6
- その他	0.4	0.2
顧客に対する貸出金合計(総額)	7.4	7.3
貸出金減損引当金(貸倒引当金)	(0.1)	(0.1)
顧客に対する貸出金純額	7.3	7.2
資産合計	7.9	7.8
ファンデッド資産	7.9	7.8
顧客預り金	21.3	20.8

注:

(1) 再編費用を除く。

キーポイント

RBSインターナショナル(RBSI)は、CPBフランチャイズの下で運営され、ジャージー、ガーンジー、マン島及びジブラルタルのリテール顧客、コマーシャル顧客、コーポレート顧客及び金融機関である顧客にサービスを提供している。RBSIは、初めて別個のセグメントとして報告されている。RBSIは、包括的な商品一式と統合された強固なマルチカレンシー・バンキング・プラットフォームを活用している。RBSIは、ファンド及びモーゲージ事業にとりわけ重点を置き、現在進行中の事業に投資し、成長させるという計画を持って2015年度末に戦略のレビューを完了した。

2015年度中、RBSIは、以下のように顧客への提案を強化した。

- ・顧客経験価値をさらに簡素化する改革的なサービスを確実にするために、RBSI独自のシステムであるマルチカレンシー・オンライン・バンキング・プラットフォームに投資した。
- ・シンジケート運転資金ファシリティを通じ、ジブラルタルの最大の民間部門売上会社の支援を続けた。

2014年度と比較した2015年度

RBSIは、247百万ポンドの営業利益を計上したが、預り金からの収益の減少を主たる理由として2014年度より34百万ポンド減少している。

収益合計は、6%減の367百万ポンドであったが、大部分は、主に預り金のマージンの減少及び自由資金に係る収益の減少が資産額の増加により一部相殺されたことを反映して、受取利息純額が20百万ポンド減の303百万ポンドとなったことによるものであった。利息以外の収益は、CIBの収益のシェアの減少及び正味貸付手数料の減少の結果、4百万ポンド減の64百万ポンドとなった。

前年度が7百万ポンドの少額の減損損失戻入であったのに対し、2015年度には減損はなかった。

営業費用は、120百万ポンドで堅調を維持したが、直接支出の管理が僅かに増加した英国銀行税により相 殺されたことによるものであった。

顧客に対する正味貸出金は、1億ポンド増の73億ポンドであった。顧客預り金残高は、5億ポンド増加 して213億ポンドとなった。

コーポレート&インスティチューショナル・バンキング

	2015年	2014年
	百万ポンド	百万ポンド
受取利息純額	82	117
手数料純額	218	408
トレーディング収益	1,153	1,386
その他の利息以外の収益	(51)	157
_自己の信用調整	120	(9)
利息以外の収益	1,440	1,942
収益合計	1,522	2,059
直接費用		
- 人件費	(348)	(446)
- その他	(122)	(190)
間接費用	(659)	(706)
再編費用		
- 直接	(44)	(13)
- 間接	(480)	(72)
訴訟及び管理費用	(378)	(832)
営業費用	(2,031)	(2,259)
減損損失戻入額控除前営業損失	(509)	(200)
減損損失戻入	5	7
営業利益	(504)	(193)
収益合計 - 調整後(1)	1,402	2,068
営業費用 - 調整後(2)	(1,129)	(1,342)
営業利益 - 調整後(1、2)	278	733

	十億ポンド	十億ポンド
貸借対照表		
顧客に対する貸出金(総額、リバース・レポを除く)	16.1	26.5
銀行に対する貸出金(リバース・レポを除く)(3)	6.5	2.5
リバース・レポ	38.6	45.9
有価証券	23.7	43.7
現金及び適格証券	11.4	16.2
その他	4.9	8.5
資産合計	213.8	281.9

ファンデッド資産	101.2	143.3
顧客預り金合計(レポを除く)	5.7	11.8

注:

- (1) 自己の信用調整を除く。
- (2) 再編費用並びに訴訟及び管理費用を除く。
- (3) 処分グループを除く。

キーポイント

コーポレート&インスティチューショナル・バンキング(CIB)は、2015年2月、ゴー・フォワード(前進)とCIBキャピタル・レゾリューション(現キャピタル・レゾリューション)部門とを分離する新たな事業戦略を発表した。

現行のCIB事業は、事業の再形成及び規模縮小に伴い、より単純で持続可能なオペレーティング・モデルを実施する複数年にわたる変革を行っている。CIBは、利率、通貨及び資金供給という3つの商品ラインを軸として形成され、英国及び西欧の企業及び世界的な金融機関に焦点の中核を据えている。

2014年度と比較した2015年度

CIBは、2014年度の営業損失193百万ポンドに対し、2015年度には営業損失504百万ポンドを報告した。これには、再編費用524百万ポンド並びに訴訟及び管理費用378百万ポンドが含まれている。調整後営業利益は、2014年度の733百万ポンドに対し、278百万ポンドであった。この減少は、CIBがコスト削減を続け、より持続可能なコストベースに向かっているために調整後費用が213百万ポンド(16%)減の1,129百万ポンドと減少し続けたことによって、収益の減少が一部相殺されたことによるものであった。

収益合計は、2015年度には537百万ポンド(26%)減少して1,522百万ポンドとなったが、事業の規模及 び範囲の縮小を反映している。

営業費用は、2015年度には228百万ポンド(10%)減少して2,031百万ポンドとなった。調整後営業費用は、213百万ポンド(16%)減少して1,129百万ポンドとなったが、これは大幅な従業員数の減少を含む事業の再形成によるものである。訴訟及び管理費用は、主に米国での外貨決済に関連して454百万ポンド(55%)減少して378百万ポンドとなった。この減少は、主として不動産及び無形資産に係る評価減に関連し、439百万ポンドから524百万ポンドへの再編費用の増加により相殺された。

ファンデッド資産は、CIBが引き続き再形成に取り組んできたことで、421億ポンド減少して1,012億ポンドとなった。

キャピタル・レゾリューション

	2015年	2014年
損益計算書	百万ポンド	百万ポンド
受取利息純額	440	908
手数料純額	254	459
トレーディング収益	(470)	380
その他の利息以外の収益	(7)	276
自己の信用調整	167	(26)
戦略的処分	(38)	
利息以外の収益	(94)	1,089
収益合計	346	1,997
直接費用		
- 人件費	(286)	(400)
- その他	(198)	(271)
間接費用	(688)	(813)

- 直接	(361)	(78)
- 間接	(916)	(79)
訴訟及び管理費用	(2,104)	(53)
のれんの評価減	-	(130)
営業費用	(4,553)	(1,824)
減損損失戻入額控除前営業(損失)/利益	(4,207)	173
減損損失戻入	781	1,293
営業(損失)/利益	(3,426)	1,466
収益合計 - 調整後(1)	217	2,023
営業費用 - 調整後(2)	(1,172)	(1,484)
	(174)	1,832

貸借対照表	十億ポンド	十億ポンド
顧客に対する貸出金(総額、リバース・レポを除く)(3)	24.5	61.4
資産合計	187.8	314.4
ファンデッド資産	39.8	101.7
顧客預り金合計(レポを除く)	26.0	39.9

注:

- (1) 自己の信用調整及び戦略的処分を除く。
- (2) 再編費用、訴訟及び管理費用並びにのれんの評価減を除く。
- (3) 処分グループを含む。

キーポイント

キャピタル・レゾリューションは、2つの確立した事業、CIBキャピタル・レゾリューション及びRBSキャピタル・レゾリューション(RCR)から構成され、2015年度期首時点で合計102十億ポンドのファンデッド資産を有していた。

CIBキャピタル・レゾリューションは、強固なCIBのゴー・フォワード(前進)事業の構築を可能にするために、CIBの非戦略的ポートフォリオから創設された。2015年1月1日におけるファンデッド資産は88十億ポンドであり、3つの地域的なポートフォリオ(米州、EMEA(欧州、中東及びアフリカ)並びにAPAC(アジア太平洋地域))、船舶、マーケッツの資産、その他の旧来の資産(サウジ・ホランディ・バンクを含む。)並びにグローバル・トランザクション・サービス部門から構成されている。事業の縮小を導くために実施中の三段階のプロセスがある。最初に資本の削減、次にコストベースの縮小、そして最後にテールリスクの長期的な管理である。

RCRは2014年1月1日に創設され、2015年度期首時点で136億ポンドのファンデッド資産を有していた。 RCRは、PRAからの承認を受けた後、2016年2月22日に正式に閉鎖された。

2015年度は、キャピタル・レゾリューションを通じて堅調な進展を遂げた1年であった。

CIBキャピタル・レゾリューションは、以下について、その戦略の実行を加速させた。

- ・北米の貸出金ポートフォリオを売却して、実質的に当行の北米の撤退ポートフォリオ全てを解消し た。
- ・既存の海外顧客にグローバル・トランザクション・サービス部門(以下「GTS」とう。)の代替を提供するために、BNPパリバとのパートナーシップが構築された。GTSの非約定取引貸付及び新規事業は終了した。

RCRは、以下について、資産及びリスク削減目標を達成した。

・RBSグループは、ファンデッド資産をその設立以来88%削減し46億ポンドとしたが、2015年度は103億ポンド減少させた。これは、85%の削減目標を1年前倒しで上回っている。

2014年度と比較した2015年度

キャピタル・レゾリューションは、3,426百万ポンドの営業損失を計上したが、これには、再編費用 1,277百万ポンド並びに主に米国における抵当貸付金担保証券に関係する訴訟のための追加引当金に関連する訴訟及び管理費用2,104百万ポンドが含まれている。調整後営業費用は、主に約900人の従業員数の減少を反映して、312百万ポンド(21%)減の1,172百万ポンドとなった。主にRCRにおいて、処分戦略並びに好調な市場及び経済状況に後押しされて、減損損失戻入純額781百万ポンドが計上された。

キャピタル・レゾリューションのファンデッド資産は、619億ポンド減少して398億ポンドとなった。

ウィリアムズ&グリン(1)

	2015年	2014年
損益計算書	百万ポンド	百万ポンド
受取利息純額	658	664
手数料純額	160	170
その他の利息以外の収益	15	18
利息以外の収益	175	188
収益合計	833	852
直接費用		
- 人件費	(209)	(196)
- その他	(52)	(36)
間接費用	(98)	(98)
再編費用		
直接	(28)	_
営業費用	(387)	(330)
減損損失控除前営業利益	446	522
減損損失	(15)	(55)
営業利益	431	467
営業費用 - 調整後(2)	(359)	(330)
営業利益 - 調整後(2)	459	467
·		

貸借対照表	十億ポンド	十億ポンド
顧客に対する貸出金(総額)		
- リテール	11.6	11.3
- コマーシャル	8.7	8.6
顧客に対する貸出金合計(総額)	20.3	19.9
貸出金減損引当金(貸倒引当金)	(0.3)	(0.4)
顧客に対する貸出金純額	20.0	19.5
資産合計	20.1	19.6
ファンデッド資産	20.1	19.6
顧客預り金	24.1	22.0

注:

- (1) 独立した銀行のコストベース、資金調達、流動性及び資本プロファイルは反映されていない。営業費用には、RBSがウィリアムズ&グリンに対して行った支援の帰属に基づく費用は含まれていない。
- (2) 再編費用を除く。

キーポイント

欧州委員会(以下「EC」という。)へのコミットメントの一部として、RBSグループはその英国のリテール及びコマーシャル・バンキング・フランチャイズの一部を売却することに同意した。このフランチャイズは、イングランド及びウェールズのRBSの支店並びにスコットランドのナットウエストの支店、RBSビジネス・バンキング・ダイレクト及びナットウエスト・ダイレクト・ビジネス・バンキング並びに英国全域

の一定の中規模企業の顧客で構成されている。総称して、この事業を「ウィリアムズ&グリン」又は「W&G」という。

W&Gは、英国の個人当座預金 (PCA) の 2 %の見積市場シェアを占める約1.6百万人のリテール・バンキングの顧客を有している。この銀行は、リテール・バンク又はリレーションシップ・マネジャーの全国ネットワークのいずれかを通じて、約240,000の法人顧客にサービスを提供している。

W&Gは、独自の運営上のインフラ及びプラットフォームを有する、完全な免許を持った、独立したフルサービスのリテール及びコマーシャル・バンクとして設立される過程にある。RBSグループは、2017年度末までに事業を完全に売却するというECとのコミットメントを満たすために、引き続きW&Gの分離に取り組んでいく。

表示の基礎

RBSグループ内で報告セグメントとして存在するため、このW&Gの表示には、W&Gの進行中の事業により RBSグループに対してなされた貢献が、処分取引自体の財務的影響に対して明確であるものとして、反映されている。これらの数値には、独立した銀行としてのW&Gのコストベース、資金調達、流動性及び資本プロファイルは反映されておらず、RBSグループ内のその他の報告セグメントを通じて現在報告されている一定の顧客ポートフォリオは含まれていない。

2014年度と比較した2015年度

営業利益は、2014年度の467百万ポンドの利益に対し、431百万ポンドであった。この減少は、主にコマーシャル・バンキングに帰属する利息以外の収益及び再編費用の減少によってもたらされ、減少した減損損失純額により一部相殺されている。調整後営業利益は、8百万ポンド減少して459百万ポンドとなった。

収益合計は、2014年度の852百万ポンドに対し、833百万ポンドであった。受取利息純額は、新規事業のプライシングに係る市場競争の影響からの抵当貸付金のマージンの圧力により、6百万ポンド減の658百万ポンドとなった。利息以外の収益は、クレジット及びデビットカード、加えて当座貸越利用及び手数料の減少が主因で7%減少した。営業費用は、57百万ポンド増加して合計387百万ポンドとなったが、これにはコマーシャル・バンキングにおける再編費用28百万ポンドが含まれている。調整後費用は、W&Gが引き続き中心的な機能及び経営分野を維持し、その結果人件費が7%(13百万ポンド)増加したため、9%増の359百万ポンドとなった。

減損損失純額は15百万ポンドで、2014年度に生じた減損損失55百万ポンドを下回ったが、これはポートフォリオの引当金の戻入及び穏やかな英国経済を反映してデフォルト水準が低くなったことによるものである。

貸出金は、4億ポンド増(2%)の203億ポンドであった。法人向け貸付3億ポンドのCPBへの再振替を除き、貸付は、抵当貸付及び商業ローン双方の順調な増加に牽引され、7億ポンド(4%)増加した。顧客預り金は、当座預金口座及び普通預金口座の両方の増加に伴い、21億ポンド(10%)増の241億ポンドとなった。

本社機能部門

	2015年	2014年
	百万ポンド	百万ポンド
配分されない本社機能項目	(3,271)	(3,780)

資金調達費用及び営業費用は、直接的な業務上の使途、市場資金調達の要求及び業務が一つ以上のセグメントにわたる場合におけるその他の適切な要因に基づき、業務セグメントに配分された。

配分されずに残存した費用は、本来的には一つのセグメントに帰属しない、変動の激しい法人組織上の 項目に関連するものである。

2014年度と比較した2015年度

配分されない本社機能項目は、財務部門及び中央の費用を表すものであるが、2014年度の3,780百万ポンドの費用に比べて、3,271百万ポンドの費用となった。その他の指定項目には、ウィリアムズ&グリンに関連する事業再編費用630百万ポンド、無形資産の消去59百万ポンド並びに一定の米ドル、ポンド及びユーロ建のシニア債の買戻しに係る損失263百万ポンドが含まれる。また、国際プライベート・バンキング事業に関連する収益56百万ポンド、直接的な営業経費109百万ポンド及び間接的な営業経費122百万ポンドも含まれていた。

(3) 2015年12月31日現在の連結貸借対照表

連結貸借対照表の概要

2014年度と比較した2015年度

2015年12月31日現在の資産合計8,122億ポンドは、2014年12月31日現在と比較して、2,332億ポンド (22%)減少した。これは、シチズンズの処分、CIB部門の再構築及びキャピタル・レゾリューションの縮小を反映した顧客に対する貸出金及びデリバティブ資産の減少によるものであった。

銀行に対する貸出金は、148億ポンド(33%)減の298億ポンドであった。売戻し条件付契約及び株式借入れ(以下「リバース・レポ」という。)が96億ポンド(46%)減の111億ポンドとなったことを除くと、銀行に対する貸出は51億ポンド(22%)減の187億ポンドとなった。

顧客に対する貸出金は、420億ポンド(11%)減の3,350億ポンドであった。このうち、リバース・レポは153億ポンド(35%)減の287億ポンドであった。顧客に対する貸出は、267億ポンド(8%)減の3,062億ポンドで、減損前では370億ポンド減の3,133億ポンドであった。これは、CIB部門における削減並びにキャピタル・レゾリューションにおける縮小及び処分を反映したものであり、抵当貸付金の増加を反映した英国PBBにおける増加及び強力な新規事業量を記録したコマーシャル・バンキングにおける増加により一部相殺された。

債券は、42億ポンド(5%)減の800億ポンドであった。これは、主に、CIB部門内の削減が財務部門における流動性ポートフォリオの増加により一部相殺されたことによるものである。

株式は、主に、キャピタル・レゾリューションにおける継続的なリスク削減及び縮小により、41億ポンド(79%)減の11億ポンドとなった。

デリバティブ資産の公正価値の変動は、915億ポンド(26%)減の2,631億ポンドとなり、負債は952億ポンド(27%)減の2,555億ポンドとなったが、主に、金利スワップ想定元本の減少及び利回りの動きによるものであった。

無形資産は、12億ポンド(16%)減の65億ポンドであったが、主に、主としてCIB部門の再編に関連したプライベート・バンキングにおけるのれんの評価減5億ポンド及びその他の無形資産の評価減8億ポンドによるものであった。

有形固定資産は、主に処分及び評価減を反映して、17億ポンド(27%)減の45億ポンドとなった。 処分グループの資産及び負債は、それぞれ810億ポンドから35億ポンドへ及び713億ポンドから30億ポンドへと減少したが、主に、シチズンズの処分を反映したものであり、国際プライベート・バンキング事業 を処分グループに振り替えたことにより一部相殺された。

銀行預り金は、218億ポンド(34%)減の421億ポンドであったが、このうち、レポは145億ポンド (59%)減の103億ポンドとなり、銀行預金は72億ポンド(19%)減の318億ポンドであった。これは、CIB 部門の再構築及びキャピタル・レゾリューションの縮小を反映したものであった。

顧客勘定は、209億ポンド(5%)減の3,741億ポンドであった。このうち、レポは102億ポンド(27%)減の271億ポンドであった。顧客預り金は107億ポンド(3%)減の3,470億ポンドとなったが、主に、CIB部門における企業預り金の減少及びキャピタル・レゾリューションにおける縮小が、英国PBB及びコマーシャル・バンキングにおける増加により相殺されたことを反映したものである。

発行債券は、162億ポンド(39%)減の258億ポンドとなった。これは、縮小された貸借対照表の資金需要が減少したことを受けたCIB部門及び財務部門における減少によるものである。

劣後負債は、34億ポンド(11%)減の270億ポンドであったが、これは主に、償還に伴う期限付借入資本の正味減少36億ポンドの結果であった。

非支配持分は、シチズンズの処分により、23億ポンド減の54百万ポンドとなった。

親会社株主持分は、主に、当期帰属損失20億ポンド及びその他の剰余金の変動により、35億ポンド(8%)減の419億ポンドとなった。

(4) キャッシュ・フロー

	2015年	2014年
	百万ポンド	百万ポンド
	1,122	(14,420)
投資活動からの正味キャッシュ・フロー	(5,704)	(4,910)
財務活動からの正味キャッシュ・フロー	(1,176)	(2,000)
現金及び現金同等物に係る為替レートの変動による影響	525	682
現金及び現金同等物の純減額	(5,233)	(20,648)

2015年度

営業活動からの正味キャッシュ・インフロー1,122百万ポンドの主要因は、営業資産・負債の増加10,787百万ポンド、その他の引当金繰入額(戻入額控除後)4,470百万ポンド、のれん及びその他の無形資産の評価損1,331百万ポンド、劣後負債に係る支払利息1,267百万ポンド並びに減価償却費及び償却費1,173百万ポンドであった。これらは、貸出金の償却(回収額控除後)8,778百万ポンド、その他の引当金取崩額2,159百万ポンド、為替換算差額の消去1,476百万ポンド、税引前営業損失1,403百万ポンド、子会社及び関連会社売却益1,092百万ポンド並びに確定給付年金制度への現金による掛金支払額1,059百万ポンドにより一部相殺された。

投資活動からの正味キャッシュ・アウトフロー5,704百万ポンドは、有価証券の購入による正味アウトフロー6,537百万ポンド及び有形固定資産の購入による正味アウトフロー761百万ポンドに関連するものであり、主にシチズンズの処分からのインフロー53百万ポンド及び有形固定資産の売却による正味キャッシュ・インフロー1,541百万ポンドにより相殺された。

財務活動からの正味キャッシュ・アウトフロー1,176百万ポンドは、主に、劣後負債の返済2,279百万ポンド及び劣後負債の利息支払額1,313百万ポンドに関連するものであり、非支配持分の増加による収入2,491百万ポンドにより一部相殺された。

2014年度

営業活動からの正味キャッシュ・アウトフロー14,420百万ポンドの主要因は、営業資産・負債の減少 11,917百万ポンド、継続事業及び非継続事業からの税引前損失純額855百万ポンド、貸出金の償却(回収額 控除後)5,052百万ポンド及びその他の引当金取崩額3,254百万ポンドであった。これらは、処分グループへの分類変更による損失3,994百万ポンド及びその他の引当金繰入額(戻入額控除後)2,478百万ポンドにより一部相殺された。

投資活動からの正味キャッシュ・アウトフロー4,910百万ポンドは、事業持分及び無形資産への純投資 2,947百万ポンド、有価証券の購入による正味アウトフロー2,314百万ポンド、有形固定資産の購入による 正味アウトフロー810百万ポンドに関連するものであり、有形固定資産の売却による正味キャッシュ・イン フロー1,161百万ポンドにより相殺された。

財務活動からの正味キャッシュ・アウトフロー2,000百万ポンドは、主に、劣後負債の返済4,181百万ポンド及び劣後負債の利息支払額1,308百万ポンドに関連するものである。これは、非支配持分の増加による収入2,117百万ポンド及び劣後負債の発行1,438百万ポンドにより一部相殺された。

<u>次へ</u>

(5) 資本及びリスクの管理

(A) リスクの概要 (無監査)

情報の提示

別段の旨が示されていない限り、本「(5) 資本及びリスクの管理」の情報は、独立監査人の監査報告書の対象である。本項における開示は、別段の旨が示されていない限り、処分グループを関連するエクスポージャーに含めている。2015年度における処分グループには、国際プライベート・バンキング事業が含まれる。その売却の初回分は完了しており、最終部分は2016年上半期に完了することとなっている。

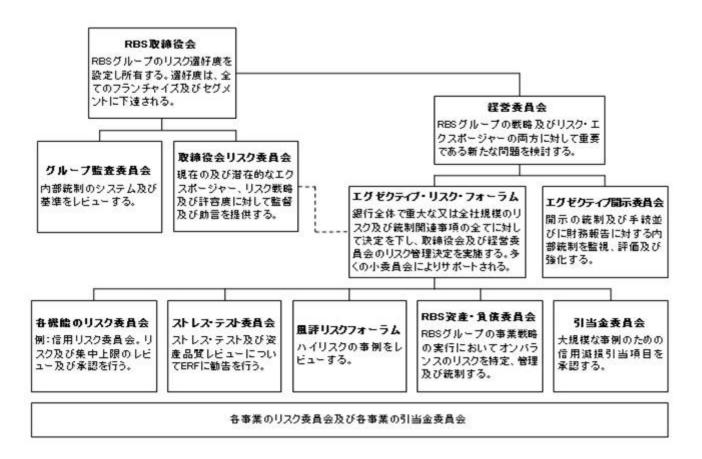
2014年度の処分グループは、主にシチズンズに関連している。2015年度中にシチズンズが連結対象から外れた後、比較を助けるため、2014年度のシチズンズの残高は、本項の開示では別の行として表示されている。但し、資本管理及び大部分の流動性及び資金調達の開示はその限りでなく、これらは関連する規制上の報告基準に沿ったままとなっている。信用リスク部分における2014年度の比較情報は、別段の記載のない限り、シチズンズが除外されている。

資本及びリスクの管理は、共通の方針、手続、フレームワーク(枠組み)及びモデルがRBSグループ全体 に適用されるよう、RBSグループ内で全体的に実施されている。したがって、これらの点に関する記述は、 主として、当行グループにおける事業及び業務に関連するRBSグループのものを反映している。

リスク・ガバナンス

ガバナンス構造

リスク・ガバナンスの構造と各委員会の主たる目的は以下の通りである。



3 つの防衛ライン

3 つの防衛ラインモデルは、リスク管理のために業界全体で使用されている。これは、組織全体でのリスク管理のための説明責任及び責任を明確に表現するための枠組みを提供する、まとまりのある経営モデルを実施するための明確な一連の原則を定めている。

第一の防衛ライン - 管理及び監督 (supervision)

第一の防衛ラインには、顧客フランチャイズ、テクノロジー部門及び経営部門、並びに人事、コミュニケーション及び財務MIといったサポート機能が含まれる。責任には以下が含まれる。

- ・定義されたリスク選好度内で、事業分野及びサポート機能に存在するリスクを所有、管理及び監督すること。
- ・リスクを軽減するための適切な統制が導入されるよう確保すること (バランス統制、顧客サービス及び競争優位)。
- ・事業の文化がバランスの取れたリスク決定並びに方針、法律及び規制の遵守を支えるよう確保すること。
- ・事業がリスクの特定、報告及び管理並びに統制の効果的な仕組みを有するよう確保すること。

第二の防衛ライン - 監督 (oversight) 及び統制

第二の防衛ラインには、RBSグループ・リスク・マネジメント及び行為・規制事項(更なる情報については以下を参照のこと。)、法務、並びにファイナンスの財務管理の側面が含まれる。責任には以下が含まれる。

- ・各事業及び機能と協力して、事業がその責任を果たすために使用するリスク及び統制の方針、上限並 びにツールを開発すること。
- ・リスク及び統制の管理につき監督及び正当性調査を行うこと。
- ・RBSグループのリスク文化及び選好度の明確化、設計及び開発を主導すること。
- ・リスク・プロファイル全体を分析し、リスクが望ましいレベル(リスク選好度)で管理されるよう確 保すること。
- ・リスク管理について専門家の助言を事業に提供すること。
- ・関連する管理情報及び報告を上級幹部に提供すること、並びに適切な場合は懸念を上申すること。
- ・リスク保証を行うこと(更なる情報については以下を参照のこと。)。

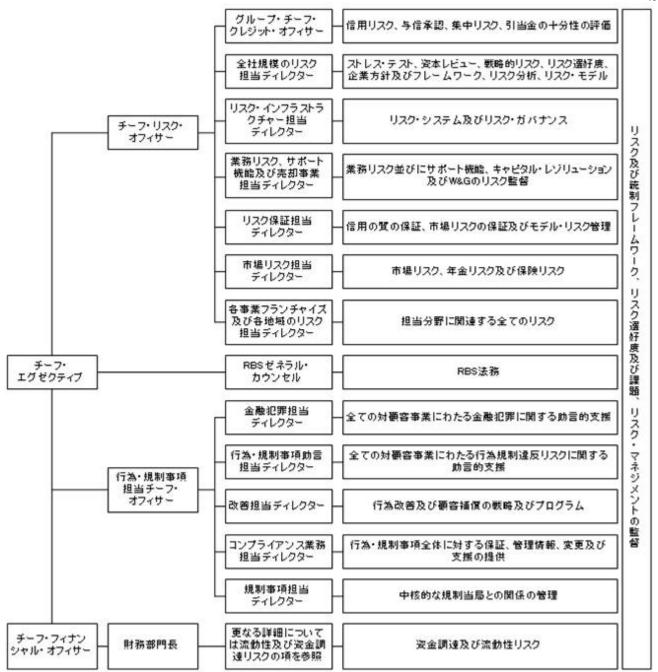
第三の防衛ライン - 内部監査

責任には以下が含まれる。

- ・重大なリスクに対する保証を提供し、RBSグループがその重大なリスクを効果的に管理している否かに ついて報告するためのリスクに基づいた監査計画を設計及び提供すること。
- ・当行グループ全体にわたる重大なリスクの改善について監視、評価及び報告すること。
- ・持続可能な銀行の構築に影響を及ぼすこととなるよう、見通し、洞察及び課題を提供するために、経 営陣と関係し、主要なガバナンス・フォーラムに参加すること。
- ・当行グループの重大なリスク及びそれに関連する統制についてグループ監査委員会及び執行経営陣に 助言すること。
- ・RBSグループ取締役会、取締役会リスク委員会、グループ監査委員会及び経営委員会(該当するもの) に対する上申に値する事項を報告すること。
- ・特定のリスク及び統制の主題の両方について、独立した保証をFCA、PRA、アイルランド中央銀行(以下「CBI」という。)及びその他の主要な管轄区の規制当局に提供すること。

管理構造

RBSグループの管理構造及びそれぞれの役割の主たる要素は、以下の図に示された通りである。



注:

(1) RBSグループ・リスク・マネジメント

RBSグループ・チーフ・リスク・オフィサー (以下「CRO」という。)がRBSグループ・リスク・マネジメントを主導する。CROは、RBSグループ・チーフ・エグゼクティブに対して直接報告し、取締役会リスク委員会の議長に対する間接的な報告ライン及び委員会の議長に接触する権利を有する。

RBSグループ・リスク・マネジメントは、リスクの効果的な管理を促進するためにリスク専門分野により構成された、フランチャイズとは独立した機能である。

RBSグループ・リスク・マネジメントは、 信用リスク、 全社規模リスク、 リスク・インフラストラクチャー、 業務リスク、サポート機能及び売却事業、 リスク保証、並びに 市場リスクという6つの機能分野へと組織されている。各フランチャイズ及びサービスについて、リスク担当取締役が任命されている。合理化された構造が、リスク情報を統合し、より効率的な意思決定を可能としている。

リスク機能担当の取締役は、それぞれの専門分野内でRBSグループ規模のリスク選好度及び基準について責任を負い、CROに報告する。

CROは、地域的な規制及びガバナンスの要件を満たすために一定の管轄区及び法人に置かれている。CROは、チームが機能的経営モデルに従っている場合には、各機能のリスク責任者を支援して、地域的にリスク管理チームを主導する。主要なCROの役職者は、RBSグループCROに直接報告する。

対顧客事業のリスク委員会及び主要な機能のリスク委員会は、管理及び事業活動から生じるリスク・エクスポージャーを監督し、それらが適切に監視及び統制されるよう確保することに焦点を当てる。

(2) 行為・規制事項

行為・規制事項(以下「C&RA」という。)は、行為・規制事項担当チーフ・オフィサーにより主導される。かかるオフィサーは、チーフ・エグゼクティブに直接報告し、取締役会リスク委員会の議長に対する間接的な報告

ライン及び委員会の議長に接触する権利を有する。C&RAは、RBSグループにおける行為規制違反リスク及び規制リスクの監督を提供する責任を負っており、RBSグループ規模の方針及び基準を設定し、各対顧客事業に助言を行い、軽減統制が適したものであるよう確保することによってこれを行う。C&RAは、RBSグループの規制当局との関係に対する主導的役割も果たす。

各機能の責任者(金融犯罪、助言、矯正、コンプライアンス業務及び規制事項担当ディレクター)は、行為・規制事項担当チーフ・オフィサーに報告する。各責任者は、適切な場合には、それぞれの分野のRBSグループ規模のリスク選好度及び基準に責任を負う。

リスク保証

リスク保証は、第二の防衛ライン機能の一つであり、RBSグループのリスク保証業務の大部分が集中している。これらは、主に、信用リスク及び市場リスクの質の保証、統制の保証並びにモデル・リスク・マネジメントからなる。各業務は以下の通りである。

信用リスク及び市場リスクの質の保証:これらのチームは、内部及び外部両方のステークホルダー(取締役会、上級経営陣、リスク機能、フランチャイズ、内部監査及び規制当局を含む。)に対して保証を提供する。

信用リスク及び市場リスクの質の保証は、適切な場合にリスクの様々な側面(リスク・ポートフォリオの質、リスク測定の完全性、適切性、正確性及び適時性、リスク管理実務の質、方針の遵守、並びにリスク選好度の遵守が含まれる。)を評価するレビューを行う。これには、新たなリスクの早期特定を支援するためのRBSグループの信用ポートフォリオ及び市場リスク・エクスポージャーを監視すること、並びにこれらのチーム又はそのステークホルダーにより提起された特定の懸念を調査するための的を絞ったレビューを行うことが含まれる。

リスク保証委員会(以下「RAC」という。)は、信用及び市場リスク保証のレビュー活動の全ての側面に対する一貫した公正なアプローチを確保するためのガバナンスを提供する。加えて、RACは、レビューの継続中のプログラムを監視及び検証し、レビュー行為の改善を追跡する。信用及び市場リスク保証チームは、また、強力なコミュニケーション手段の維持を確保するため、対顧客フランチャイズ及びその他のリスク機能により実施される関連する委員会に出席する。

統制の保証:このチームは、信用及び市場リスクに関連する主要な統制(2002年米国サーベンス・オクスレー法第404条の範囲内のものを含む。)の妥当性及び有効性をテストする。2014年後半におけるチーム創設以来、テストは主にCIB及びCPB内の主要な統制を対象としている。

(B) 資本管理(無監査)

定義

資本管理は、RBSグループの強さ及び持続性の目標の中核にある。当行グループは、資本を、貸借対照表の負債側の当該部分のうち、損失吸収力を有するものと定義している。資本の構成は、普通株式等Tier 1 (CET1)と、その他Tier 1 (以下「AT1」という。)及びTier 2 等のその他の種類の資本から始まる。当行グループは、今後数年にわたり、規制要件に沿って十分な適格債務の最低基準(MREL)を構築する予定である。資本管理には、事業により要求される資本の最適化及び効果的な使用、ストレス・テストの結果、市場及び規制当局の要件、並びに容認できる価格による適切な形態の資本の供給が含まれる。

健全性監督機構(PRA)は、資本及びレバレッジを法人ベースで監視する。結果として、当行グループ内の重要な法人(主として当行、ナットウエスト及び程度は低いがアルスター・バンク・アイルランド・リミテッド(以下「UBIL」という。))の定量的資本、レバレッジ及びリスク・アセット(以下「RWA」という。)の開示が本項に含まれている。資本はCRR移行ベースで、レバレッジはCRR委任法令に基づいており、グランドファザリング対象のTier 1 商品が含まれる。

本項の開示は全て無監査である。

概要及び主要な展開

当行

- ・PRA移行ベースのCET1比率は、主にキャピタル・レゾリューションにおけるRWAの大幅な減少と、帰属損失11億ポンドを反映したCET1資本の減少により、13.1%から16.0%に改善した。RWAの減少は、主に、CIB及びキャピタル・レゾリューションにおける戦略的な貸借対照表及びリスクの縮小を反映していた。
- ・モデル化された信用リスクRWAは、24十億ポンド減少したが、内訳は、キャピタル・レゾリューションにおける北米のCIBポートフォリオの縮小及び進行中のGTSの撤退による企業向けエクスポージャー(19十億ポンド)、リスク・パラメーターの改善によるリテール・エクスポージャーの減少(2十億ポンド)並びに証券化ポジションの処分(2十億ポンド)であった。
- ・多額投資を含む標準化された信用リスクRWAは、30十億ポンド減少した。この減少は、主に、エンドポイントCRRの段階的実施の一環としての金融機関に対する多額投資の資本減額に対するリスク・ウェイトからの動きを反映していた。
- ・2015年度全体にわたるリスク圧縮は、当行グループが中核のフランチャイズへと資本を解放することを可能とし、主要市場において顧客にサービスをより良く提供することが可能な集中度を増した銀行になるという戦略に整合させる助けとなった。
- ・レバレッジ比率は、2015年12月31日現在6.9%であった。

ナットウェスト

- ・CET1比率は、13.9%から11.6%に減少したが、PPI引当金4億ポンド及び米国のRMBS訴訟に関連する追加引当に続く米国関連子会社への投資の減損16億ポンドからなる当期損失14億ポンドを反映したものであった。退職給付制度の再測定による損失により、CET1資本の減少14億ポンドが発生したが、当行からの800百万ポンドの資本注入により一部相殺された。
- ・モデル化された信用リスクRWAは、PBBにおけるリスク・パラメーターの改善の結果として主にリテールにおいて、15億ポンド減少した。
- ・標準化されたRWAは、6十億ポンド減少したが、主に、エンドポイントCRRの段階的実施の一環としての 金融機関に対する多額投資の資本減額に対するリスク・ウェイトからの動きを反映したものであった。
- ・レバレッジ比率は、2015年12月31日現在4.7%であった。

UBIL

- ・CET1比率は、17.3%から29.6%に改善した。2015年度のCET1比率は、2014年度の利益 9 億ポンドが含まれたことの恩恵を受けた。
- ・RWAは50億ポンド減少したが、これに寄与したのは、トラッカー・モーゲージ・ポートフォリオの減少、 企業向けエクスポージャーのためのアイルランド中央銀行のアドオンの低下及び為替レートの測定で あった。
- ・レバレッジ比率は、強固な資本基盤を反映して、2015年12月31日現在24.0%であった。



(C) 流動性及び資金調達リスク

定義

流動性リスクは、当行グループが、期限が到来した際に金融債務(ホールセール資金の満期又は顧客の 預金引出に対する資金調達を含む。)を履行することができないリスクである。

本(C)における定量的な開示は全て監査済みである。一定の開示は、2015年度と同等の比較ができるよう、2014年度についてシチズンズを除外している。

資金調達及び流動性の源泉

このリスクは、銀行が遂行する満期変換の役割を通じて発生する。かかるリスクは、満期プロファイル、資金源の構成及び資金調達の利用、流動性ポートフォリオの品質及び規模などRBSグループ特有の要因と、預金者及び投資家の行動を取り巻くホールセール市場の状況といった広範な市場の要因により左右される。

当行グループの主たる資金源は、主に英国及びアイルランドにおけるリテール及びコマーシャル・フランチャイズを通じて構築された顧客預金基盤である。これらの預金は、当行グループの顧客に対する貸出 業務に十分な資金を提供する安定した基盤を形成している。

預金による資金調達を補足するものとして、当行グループは、幅広い通貨、地域及び満期にわたり、公的及び民間の両方で、資金調達のための各種ホールセール市場へのアクセスを維持している。これには、長期の担保付及び無担保の債券、短期マネー・マーケット並びに買戻し条件付契約が含まれる。RBSグループは、その幅広い流動性方針の一環として、ホールセール資金の慎重な使用のための方針を定めている。

当行グループは、確立した資金調達プログラムを通じて、直接又はその主要な事業子会社を通じてホールセール資金調達市場にアクセスする。市場にアクセスするために随時異なる事業体を使用することにより、当行グループは、その資金構成を更に分散化し、かつ一定の限られた状況においては、特定の事業子会社がそれ自身の権利において市場へのアクセスを享受していることを規制当局に示すことが可能となる。

当行グループは、随時、中央銀行により提供される様々な資金調達ファシリティを利用することができる。かかるファシリティの利用は、経済成長を刺激する助けとなるイニシアティブを支援するための広範な戦略的目標の一部であるか、広範な流動性管理及び資金調達戦略の一部であるかの両方であり得る。利用可能な中央銀行ファシリティの全体的な利用及び返済は、全体的な流動性リスク選好度及び集中上限に適合する。

概要及び主要な展開

- ・流動性ポジションは、短期ホールセール資金(以下「STWF」という。)(デリバティブ担保を除く。) をカバーする2015年12月31日現在153十億ポンドの流動性ポートフォリオをもって、9倍を超えて強化された。STWF(デリバティブ担保を含む。)は、主に、金融危機の間に発行された定期負債の満期により、13十億ポンド減少して36十億ポンドとなった。
- ・流動性ポートフォリオは、年度中に4十億ポンド増加したが、主に、キャピタル・レゾリューションの 貸出金の関連債務より早い戦略的縮小及びシチズンズの株式売却の手取金を反映したものである。これ は、英国PBBの抵当貸付金の増加によりある程度まで相殺された。ポートフォリオには、中央銀行の割引 適格資産である二次流動性61十億ポンドが含まれる。二次流動性ポートフォリオの維持に関する費用 は、わずかであり、大部分が管理及び運営費である。

・顧客の預貸率は、2014年度末の95%に比べ、89%に減少した。これは、キャピタル・レゾリューションの貸出金の戦略的縮小とリテール及びコマーシャルの預金の増加を反映したものであり、英国PBB内での貸出金の増加により一部相殺された。

方針、フレームワーク及びガパナンス

内部の流動性の方針は、当行グループが以下を行うよう確保するために設計されている。

- ・明確に規定された流動性リスク許容度を有すること:流動性リスクの選好度は、個別流動性十分性評価(以下「ILAA」という。)によるストレス・アウトフローの割合としてRBSグループ取締役会により設定され、RBSグループは、その流動性ポジションをこのリスク許容度と比較して日々監視する。リスク上限を設定するに当たり、取締役会は、RBSグループの業務の性質、全体的なリスク選好度、市場の最良慣行及び規制遵守を考慮する。
- ・RBSグループが十分な流動性を維持するよう確保するための戦略、方針及び慣行を設定していること: リスク管理フレームワークは、流動性リスクの原因及びこれらのリスクが積極的に監視される一定の 上限を超えた場合に講じることができる措置を決定する。かかる措置には、流動資産ポートフォリオ を使用する時期及び方法、並びにこれらのリスクを当行のリスク選好度内で管理するために貸借対照 表に対して行うべき他の調整が含まれる。
- ・商品の価格設定及び実績管理に流動性の費用、利益及びリスクを組み込むこと:当行グループは、これらの費用が事業実績の測定に反映されるよう確保し、最も適切な資金構成を源泉とすることを事業に対して正しく奨励するために、内部の資金移転価格を使用する。

RBSグループ資産負債管理委員会(以下「ALCo」という。)は、取締役会により設定されたリスク選好度内で、流動性リスク管理フレームワーク及び上限の設定及びレビューを行う。ALCo及びその委任によりALCo技術委員会は、当行グループ全体での流動性管理の実施を監督する。

測定、監視及び緊急時対応計画

流動性リスク管理フレームワークを実施するに当たり、貸借対照表内のリスクの監視、制限及びストレステストを行うために一連のツールが使用される。上限は、流動性リスクの水準に加えて、資金源の金額及び構成、資産及び債務のミスマッチ並びに資金の集中を統制する。

流動性リスクは、重要な法人レベルで毎日、また事業レベルで毎月レビューされ、実績がALCoに対して 少なくとも毎月報告される。内部の測定基準上限の違反は、一連の措置及び上申を始動させ、これにより 緊急時資金調達計画(以下「CFP」という。)が発動することとなる可能性がある。

RBSグループは、CFPを維持しているが、これは、流動性ストレスにおいて行われる分析及び管理的措置の基盤を形成する。CFPは、ストレス・テストの結果と結びつけられ、流動性リスク上限の基礎を形成する。CFPは、計画が発動される状況を定めており、これには、毎日上級経営陣に報告される流動性の状態の指標の重大な悪化が含まれる。CFPは、コミュニケーション計画、役割及び責任、並びに様々な水準の流動性ストレスに対応するために講じられる潜在的な管理的措置も定めている。CFPの発動時に、ストレス・イベントの予想される影響を特定し、適切な管理対応を決定するため、緊急時流動性チームが招集される。

流動性ポートフォリオ

流動性リスクは、集中的に管理される流動性ポートフォリオにより軽減される。ポートフォリオの規模は、RBSグループの流動性リスク選好度を参照して、流動性リスク管理フレームワークに基づき決定される。

ポートフォリオの大部分は、CIBのトレーディング勘定から分離(リングフェンス)されて、RBSグループ財務部門により集中管理され、RBSグループ財務部門の最終的な責任である。このポートフォリオは、

RBSグループの預金受入れの免許を受けた英国銀行 5 行(ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー、ナショナル・ウエストミンスター・バンク・ピーエルシー、アルスター・バンク・リミテッド、クーツ・アンド・カンパニー及びアダム・アンド・カンパニー)からなる、PRAの規制を受ける英国国内流動性サブグループ(以下「UK DoLSub」という。)において保有されている。

当行の重要な事業子会社であるアルスター・バンク・アイルランド・リミテッドは、地域的に管理されるポートフォリオを保有しており、これはPRAの規則とは異なる可能性のある地域的な規制を遵守している。これらのポートフォリオは、地域的な財務部門長の責任であり、かかる者がRBSグループ財務部門長に報告する。

UK DoLSubの流動性ポートフォリオは、流動性ポートフォリオ全体の97%を占める。この部分は、流動性の需要が当行グループ全体で発生した場合に、かかる需要を満たすために利用可能である。残りの流動性引当金は、英国以外の銀行子会社内に保有されている。この部分(3%)の大半は規制当局の要件による制限を受けており、地域的な使用にしか利用できないと想定されている。

流動性ポートフォリオとは別に、当行グループは、支払システムの担保要件を満たすために優良資産を保有している。これらは、RBSグループ財務部門により管理されているが、当行グループの他の分野に自由に利用することはできない。

当行グループは、その流動性ポートフォリオ(地域的に管理される流動性ポートフォリオを含む。)を 一次及び二次の流動資産に分類している。

- ・一次流動資産は、現金及び中央銀行預け金、財務省証券及びその他の優良な国債並びに米国政府機関 債などである。
- ・二次流動資産は、地域の中央銀行の流動性ファシリティのための担保として適格であるが、中核の地域的な規制上の定義を満たしていない資産である。かかる資産には、オンバランスで保有されており、直前の通知によって追加の流動性の源泉に転換することが可能であるように中央銀行に事前配置されている、自らが発行した証券化又はホール・ローンが含まれる。

流動性ポートフォリオの構成は、契約相手先の質、満期構成及び通貨構成に対して、内部方針及び上限に服する。ポートフォリオの流動性価値は、実勢市場価格及び資産から現金を生み出すために必要なヘアカットを参照して決定される。

流動性リスク

流動性ポートフォリオ

以下の表は、当行グループの流動性ポートフォリオを商品、流動性価値及び帳簿価額により示したものである。流動性価値は、割引適格である商品(二次流動性ポートフォリオ内のもの)に対してイングランド銀行及びその他の中央銀行により適用される割引後の金額で記載されているため、帳簿価額よりも低い。

・ナーエ エ	111	/π	-
流動			

					7716327					
			20)15年				201	4年	
	12月31日現在				平均		12月31	日現在	平均	
	UK DoLSub	その他	合計	UK DoLSub	合計	合計 シ チズンズ を除く	合計	合計 シ チズンズ を除く	合計	合計 シ チズンズ を除く
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
現金及び中央銀行 預け金	67,790	1,432	69,222	67,294	69,442	68,631	67,777	66,409	60,951	59,812
中央及び地方政府 債券										
AAA格付の政府	3,201	1,098	4,299	4,069	5,080	5,080	7,898	7,898	5,928	5,906

右	/無≐	正券	盐	#	重
Ħ	1Ш 6	エカ	`#IV		

AA-からAA+格付 の政府及び米										F3 (III
国機関	18,237	787	19,024	11,462	20,934	12,859	16,409	7,128	12,634	5,388
	21,438	1,885	23,323	15,531	26,014	17,939	24,307	15,026	18,562	11,294
一次流動性	89,228	3,317	92,545	82,825	95,456	86,570	92,084	81,435	79,513	71,106
二次流動性(2)	59,201	1,369	60,570	54,131	57,654	55,227	56,534	54,244	55,424	52,650
流動性価値合計	148,429	4,686	153,115	136,956	153,110	141,797	148,618	135,679	134,937	123,756
帳簿価額合計	181,240	4,886	186,126				184,885			

以下の表は、流動性ポートフォリオの流動性価値を通貨別に示したものである。

	ポンド	米ドル	ユーロ	合計
流動性ポートフォリオ全体	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2015年	109,940	18,781	24,394	153,115
2014年 シチズンズを除く	93,861	27,617	15,060	136,538
2014年 シチズンズ	_	12,939	_	12,939
2014年 合計	93,861	40,556	15,060	149,477

注:

- (1) PRAの規制を受ける英国国内流動性サブグループ(UK DoLSub)は、RBSグループの預金受入れの免許を受けた英国銀行5行(ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー、ナショナル・ウエストミンスター・バンク・ピーエルシー、アルスター・バンク・リミテッド、クーツ・アンド・カンパニー及びアダム・アンド・カンパニー)からなる。また、RBSグループの重要な事業子会社の一部(アルスター・バンク・アイルランド・リミテッドを含む。)は、地域的に管理されるポートフォリオを保有しているが、これは地域的な規制は遵守しているが、PRAの規則とは異なる可能性がある。
- (2) イングランド銀行及びその他の中央銀行における割引適格である資産からなる。

資金調達リスク

当行グループの貸借対照表の構成は、コア事業により提供される多岐にわたる商品と多様な市場の作用である。貸借対照表の構造的構成は、資産と負債の両方のポートフォリオの積極的な管理を通じて、必要に応じて高められる。これらの活動の目的は、極端なストレス条件下における全ての必要現金額を十分に確保しつつ、流動性プロファイルを最適化することである。

当行グループの資産及び負債の種類は概ね対応している。顧客預り金は、顧客への貸出金が使用する以上の資金を提供している。買戻し条件付契約は、売戻し条件付契約により大部分がカバーされている。銀行間の貸付及び資金調達は、大部分がネッティングされており、このギャップは過去5年間にわたり狭まっている。また、デリバティブ資産は、大部分がデリバティブ負債とネッティングされている。

当行グループは、資金調達支援スキームの目標を支持することを引き続き約束している。

主要な資金調達の測定値

以下の表は、主要な資金調達の測定値を要約したものである。

	短期ホールセ	ルセール資金(1) ホールセール資金合計				正味銀行間資金調達(2)			
	デリバティブ 担保を除く	デリバティブ 担保を含む	デリバティブ 担保を除く	デリバティブ 担保を含む	預り金	貸出金(3)	正味銀行間 資金調達		
	十億ポンド	十億ポンド	十億ポンド	十億ポンド	十億ポンド	十億ポンド	十億ポンド		
2015年	15.4	35.7	64.4	84.7	7.6	(6.1)	1.5		
2014年	23.9	48.5	93.8	118.5	15.3	(12.0)	3.3		
2014年 シチズ ンズを除く	18.7	43.4	86.8	111.5	10.2	(10.3)	(0.1)		

注:

- (1) 短期ホールセール資金は、残存満期が1年未満である資金調達である。
- (2) デリバティブ現金担保を除く。

(3) 主に短期残高。

資金源

以下の表は、当行グループの主たる資金源(買戻し条件付契約(レポ)を除く。)を示したものである。

		2015年		2014年				
	弟	株会社及び兄会社に対する		持株会社及び兄 弟会社に対する				
	第三者	債務	合計	第三者	債務	合計		
商品別	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド		
銀行預り金								
デリバティブ現金担保	20,241	_	20,241	24,687	_	24,687		
その他の預り金	7,588	3,999	11,587	10,171	4,208	14,379		
	27,829	3,999	31,828	34,858	4,208	39,066		
発行債券								
コマーシャルペーパー (CP)	-	-	-	58	=	58		
譲渡性預金(CD)	944	_	944	1,178	_	1,178		
ミディアム・ターム・ノート (MTN)	16,833	-	16,833	28,402	-	28,402		
カバード・ボンド	5,585	_	5,585	7,114	_	7,114		
証券化	2,442	_	2,442	5,244	-	5,244		
	25,804	-	25,804	41,996	=	41,996		
劣後負債	8,528	18,502	27,030	10,830	19,639	30,469		
発行債券	34,332	18,502	52,834	52,826	19,639	72,465		
ホールセール資金	62,161	22,501	84,662	87,684	23,847	111,531		
顧客預り金								
デリバティブ現金担保	10,360	_	10,360	12,994	_	12,994		
その他の預り金	331,581	5,021	336,602	338,812	5,843	344,655		
顧客預り金合計	341,941	5,021	346,962	351,806	5,843	357,649		
資金合計 処分グループを除く	404,102	27,522	431,624	439,490	29,690	469,180		
処分グループ資金	2,837	_	2,837	67,529	-	67,529		
資金合計	406,939	27,522	434,461	507,019	29,690	536,709		
				•	-	-		

レポ

以下の表は、当行グループのレポを契約相手先の種類別に分析したものである。

	2015年	2014年
	百万ポンド	百万ポンド
金融機関		
- 中央及びその他の銀行	10,266	24,784
- その他の金融機関	20,130	28,703
個人及び法人預金	6,982	8,647
合計 処分グループを除く	37,378	62,134
処分グループ	_	2,372
合計	37,378	64,506

2015年12月31日現在のリバース・レポは、399億ポンド(2014年度:647億ポンド)であった。リバース・レポの担保として受領した有価証券の公正価値は、398億ポンド(2014年度:647億ポンド)であり、うち290億ポンド(2014年度:602億ポンド)は、通常の市場慣行に沿って、当行グループの自己取引のために再度抵当権が設定されている。

発行債券

以下の表は、当行グループの発行債券及び劣後負債を残存満期別に示したものである。

			発行債券					
	CP及びCD	MTN	カバード ・ボンド	証券化	合計	劣後負債	発行債券 合計	発行債券 合計
2015年	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	%
1年未満	742	4,996	2,171	4	7,913	239	8,152	16
1年から3年	202	3,785	758	_	4,745	2,288	7,033	13
3年から5年	_	4,307	1,627	-	5,934	92	6,026	11
5 年超	_	3,745	1,029	2,438	7,212	5,909	13,121	25
	944	16,833	5,585	2,442	25,804	8,528	34,332	65
処分グループ	_	_	_	-	_	_	_	
合計 処分グループ を含む	944	16,833	5,585	2,442	25,804	8,528	34,332	65
持株会社及び兄弟会 社に対する債権	_	_	_	_	_	18,502	18,502	35
合計	944	16,833	5,585	2,442	25,804	27,030	52,834	100
2014年								
1年未満	1,087	5,712	1,284	10	8,093	2,089	10,182	14
1年から3年	144	8,700	2,229	-	11,073	860	11,933	16
3年から5年	-	4,040	812	3	4,855	1,811	6,666	9
5 年超	5	9,950	2,789	5,231	17,975	6,070	24,045	32
合計 処分グループ を除く	1,236	28,402	7,114	5,244	41,996	10,830	52,826	71
処分グループ	665	960	_	-	1,625	226	1,851	3
合計 処分グループ を含む	1,901	29,362	7,114	5,244	43,621	11,056	54,677	74
持株会社及び兄弟会 社に対する債権						19,639	19,639	26
合計	1,901	29,362	7,114	5,244	43,621	30,695	74,316	100

顧客預貸率及び資金調達余剰

以下の表は、第三者顧客に対する貸出金、預り金、預貸率(以下「LDR」という。)及び顧客資金調達余剰を示したものである。

	貸出金(1)	預り金(2)	LDR	資金調達余剰
	百万ポンド	百万ポンド	%	百万ポンド
2015年	306,624	344,746	89	38,122
2014年 シチズンズを除く	331,628	351,806	94	20,178
2014年	391,234	412,356	95	21,122

注:

- (1) リバース・レポ契約及び株式借入れを除き、処分グループを含む。
- (2) レポ契約及び株式借入れを除き、処分グループを含む。

抵当権の設定

当行グループは、資産が担保付の形態(抵当権設定)で資金調達することが可能である程度を評価するが、一定の資産種類は、より容易に抵当権を設定することができる。抵当権設定を支える典型的な特徴

は、必ずしも事前の通知、同質性、予測及び測定が可能なキャッシュ・フロー並びに一貫した共通の引受・回収手続を要することなく、法の適用を通じて、他の契約相手先又は事業体に対して当該資産に担保権を設定することが可能であるということである。住宅ローン、クレジットカード債権及び個人向けローンを含むリテール資産は、これらの特徴の多くを示している。

当行グループは、その資産を以下の3つの大きなグループに分類している。

- ・既に抵当権が設定されており、自己の資産の証券化、カバード・ボンド及び有価証券買戻し条件付契約 を通じて現在行われている資金調達を支えるために使用されている資産。
- ・当行グループの緊急時資金調達の一部として中央銀行に配置されている資産。
- ・現在抵当権が設定されていない資産。この分類において、当行グループは、抵当権設定が可能である資産を特定し、顧客との関係やサービスに影響を与えずにかかる抵当権設定を促進する措置を特定するための使用可能性プログラムを実施している。

当行グループの第三者のオンバランスの抵当率は以下の通りである。

	2015年	2014年	2014年 シチズ ンズを除く
抵当率 - 第三者	%	%	%
合計	11	13	12
デリバティブ取引に関連する残高を除く	11	14	13
デリバティブ及び証券金融取引に関連する残高を除く	8	11	10

オンバランスの抵当権設定 - 第三者

		外の契約相手 としての抵当		中央銀行で抵当権設定された資産 及び抵当権無設定資産								
	カバード・ ボンド及び 証券化(1)	デリバティ ブ	レポ及び類 似物(2)	抵当権設定 資産合計 (3)	中央銀行 に配置(4)	抵当権設 定に容易 に利用可 能(5)	抵当権設定 可能(6)	抵当権設定 不能(7)	抵当権無 設定資産 合計	第三者 合計	持株会社 及び兄弟 会社に対 する残高	合計
2015年	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド
現金及び中央銀行 預け金	_	-	2.5	2.5	70.3	6.2	_	_	76.5	79.0	_	79.0
貸出金												
- 銀行	1.5	11.0	0.4	12.9	1.5	2.4	0.3	0.1	4.3	17.2	1.6	18.8
- 住宅ローン												
- 英国	15.2	_	_	15.2	81.3	18.6	8.4	_	108.3	123.5	_	123.5
- アイルランド	7.4	-	-	7.4	1.2	4.0	-	0.1	5.3	12.7	_	12.7
- クレジット カード	_	_	_	_	_	4.4	0.2	_	4.6	4.6	_	4.6
- 個人向け貸出	_	_	_	_	_	6.0	3.5	_	9.5	9.5	_	9.5
- その他	0.5	17.2	0.4	18.1	8.3	8.8	97.7	21.8	136.6	154.7	1.2	155.9
リバース・レポ	_	_	_	_	_	_	_	39.8	39.8	39.8	_	39.8
債券	_	2.9	31.8	34.7	20.9	24.3	0.1	_	45.3	80.0	_	80.0
株式	_	_	_	_	_	0.7	0.1	0.3	1.1	1.1	_	1.1
決済勘定	_	_	_	_	_	_	_	4.0	4.0	4.0	0.1	4.1
デリバティブ	-	-	-	-	-	-	-	261.8	261.8	261.8	1.3	263.1
無形資産	_	_	-	_	-	-	_	6.5	6.5	6.5	_	6.5
有形固定資産	-	-	0.3	0.3	-	-	3.1	1.1	4.2	4.5	_	4.5
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-	2.6	2.6	2.6	_	2.6
その他の資産	-	-	-	-	-	-	-	3.0	3.0	3.0	-	3.0
合計 処分グルー プを除く	24.6	31.1	35.4	91.1	183.5	75.4	113.4	341.1	713.4	804.5	4.2	808.7
処分グループ	_	_	-	_	_	0.8	2.0	0.7	3.5	3.5	-	3.5
 合計	24.6	31.1	35.4	91.1	183.5	76.2	115.4	341.8	716.9	808.0	4.2	812.2
保有有価証券					2.9							

				_	
流動性ポートフォ リオ合計				_	186.4
担保付負債					
グループ内 - 二 次流動性	(3.7)	_	_	(3.7)	
グループ内 - そ					
の他	(6.2)	-	-	(6.2)	
第三者(8)	(8.0)	(31.1)	(39.6)	(78.7)	
	(17.9)	(31.1)	(39.6)	(88.6)	

注については次の表の注を参照のこと。

		外の契約相号	手先との取引 当権設定		中央		権設定された 重無設定資産					
	カバード・ ボンド及び 証券化(1)	デリバティ ブ	レポ及び類 似物(2)	- 抵当権設定 資産合計 (3)	中央銀行 に配置(4)	抵当権設 定に容易 に利用可 能(5)	抵当権設定 可能(6)	. 抵当権設定 不能(7)	抵当権無 設定資産 合計	第三者 合計	持株会社 及び兄弟 会社に対 する残高	合計
2014年*	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド
現金及び中央銀行 預け金	_	_	2.4	2.4	66.1	5.5	_	_	71.6	74.0	_	74.0
貸出金												
- 銀行	4.9	11.3	0.5	16.7	0.4	0.7	3.8	-	4.9	21.6	2.3	23.9
- 住宅ローン												
- 英国	25.4	_	_	25.4	69.9	10.2	7.7	0.1	87.9	113.3	_	113.3
- アイルラン ド	8.6	_	_	8.6	0.9	4.3	_	0.1	5.3	13.9	_	13.9
- クレジット												
カード	2.7	-	-	2.7	-	2.3	0.2	-	2.5	5.2	-	5.2
- 個人向け貸出	-	-	-	-	-	6.4	2.9	-	9.3	9.3	-	9.3
- その他	5.6	21.7	0.5	27.8	7.9	9.6	106.3	38.4	162.2	190.0	1.3	191.3
リバース・レポ		-	-	-	-	-	-	64.7	64.7	64.7	-	64.7
債券	-	5.6	26.5	32.1	13.2	38.7	0.3	-	52.2	84.3	-	84.3
株式	-	0.3	2.6	2.9	-	2.1	0.2	-	2.3	5.2	-	5.2
決済勘定	-	-	-	-	-	-	-	4.7	4.7	4.7	-	4.7
デリバティブ	-	-	-	-	-	-	-	351.9	351.9	351.9	2.7	354.6
無形資産	-	-	-	-	-	-	-	7.8	7.8	7.8	-	7.8
有形固定資産	-	-	0.4	0.4	-	-	3.7	2.0	5.7	6.1	-	6.1
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-	1.8	1.8	1.8	-	1.8
その他の資産	-	-	_	-	-	-	-	4.1	4.1	4.1	0.2	4.3
合計 処分グルー プを除く	47.2	38.9	32.9	119.0	158.4	79.8	125.1	475.6	838.9	957.9	6.5	964.4
処分グループ	-	0.3	16.4	16.7	13.8	8.5	1.7	40.3	64.3	81.0	-	81.0
合計	47.2	39.2	49.3	135.7	172.2	88.3	126.8	515.9	903.2	1,038.9	6.5	1,045.4
保有有価証券					12.7							
流動性ポートフォ リオ合計					184.9	-						
担保付負債												
グループ内 - 二 次流動性	(13.1)	-		(13.1)								
グループ内 - そ の他	(11.6)	-	-	(11.6)								
第三者(8)	(12.3)	(39.2)	(64.6)	(116.1)								
合計 処分グルー プを除く	(37.0)	(39.2)	(64.6)	(140.8)	-							
処分グループ	-	-	(10.4)	(10.4)								
合計	(37.0)	(39.2)	(75.0)	(151.2)	-							

* 修正再表示

注:

- (1) カバード・ボンド及び証券化には、証券化、導管体及びカバード・ボンドが含まれる。
- (2) 預金及び流通紙幣に対する担保としてイングランド銀行に保有されるレポ及びその他の担保付預金、現金、硬貨及び当方勘定 残高は、通常の銀行業務の一部であるため、中央銀行に配置ではなく、ここに含まれる。
- (3) 中央銀行以外の契約相手先との取引の結果として抵当権設定された資産合計は、上記の債務に対する担保提供のために抵当権が設定されており、したがって、資金調達を担保するため又はその他の担保の需要を満たすために利用することができないものである。
- (4) 中央銀行に配置された資産は、当行グループの流動性ポートフォリオに関連するものであり、中央銀行における現金残高、優良債券及び中央銀行に事前配置されている貸出金からなる。加えて、流動性ポートフォリオには、自己資産の証券化が含まれるが、これは数年にわたり縮小され、貸出金に置き換えられている。
- (5) 抵当権設定に容易に利用可能:中央銀行との間での使用が可能であるが配置されていない資産及び抵当権無設定の債券が含まれる.
- (6) その他の抵当権設定可能な資産は、オンバランスの資産であって、資金調達及び担保目的として利用可能であるが、その現在 の形態では容易に実現することができないものである。これらの資産には、中央銀行に事前配置が可能であるが、内部及び外部 の文書レビュー及びデリジェンス作業の対象となっていない貸出金が含まれる。
- (7) 抵当権設定不能には、以下が含まれる。
 - (a) デリバティブ、売戻し条件付契約及び取引関連の決済勘定。
 - (b) 非金融資産 (無形資産、前払金及び繰延税金資産など)。
 - (c) 中央銀行が定める基準(組成日及び文書化の水準に関するものを含む。)に基づいて中央銀行に事前配置できない貸出金。
 - (d) ノンリコースのインボイス・ファイナンスの残高及び一定の海運ローンで、その条件及び構造が担保としての使用を禁止しているもの。
- (8) 市場慣行に従い、当行グループは、オンバランスで認識される有価証券及びリバース・レポ取引に基づき受領した有価証券 を、レポのための担保として使用する。担保付デリバティブ負債は、オンバランスの資産により担保されるネット・ポジション を反映している。



(D) 信用リスク、管理ベース

定義

信用リスクは、顧客又は契約相手先による未払金額の決済債務の不履行を原因とする金融損失のリスクである。

本項の以下の開示は監査済である。

- ・リスク評価及び監視
- ・ホールセール信用リスク管理
 - ・リスクの軽減
 - ·問題債務管理 支払猶予
 - ・主要な信用ポートフォリオ 商業用不動産LTV分布
- ・個人向け信用リスク管理
 - ·問題債務管理 支払猶予
 - ・個人向けポートフォリオの概要 支払猶予及びLTV分布
- ・カントリー・リスク カントリー・エクスポージャーの概要

信用リスク源(無監査)

最も重要な信用リスク源は、以下の通りである。

貸出金: 当行グループは、多くの貸出金商品を提供しており、顧客に対して信用ファシリティを提供する義務を負う。損失のリスクを緩和するために物理的担保(商業用不動産資産及び住宅用不動産)又は金融担保(現金若しくは債券)の形態で担保を取得することがある。リース業務から発生するエクスポージャーも貸出金に含まれている。

デリバティブ及び証券金融:当行グループは、デリバティブ契約及び証券金融取引を行う。これらは、市場要因を参照して価値が変化する債務を契約相手先が満たすことができないことから発生する金銭的損失のリスクであるカウンターパーティ信用リスクを発生させる。損失のリスクを軽減するため、担保及びネッティングが、店頭契約の条件により与えられる追加の法的権利と共に使用される。

債券: 当行グループは、流動性管理目的で一部の債券を保有しており、結果として信用リスクにさらされる。

オフバランス商品: 当行グループは、顧客のための貿易金融及び保証、並びに契約されたが未使用の融 資枠を提供しており、結果として信用リスクにさらされる。

その他の活動: 当行グループは、外国為替、貿易金融及び支払における活動を通じて、決済リスクにさらされる。

概要及び主要な展開

信用の質及び減損:ポートフォリオは、シチズンズ及びキャピタル・レゾリューションの資産の戦略的処分により減少した。資産の質の改善は、経営困難を示す顧客数、デフォルトとなった顧客数の減少及び引当金戻入により証明された。これは、当行グループの主要市場における支えとなる経済状況の背景の中で達成された。

英国の個人向け貸出金:当行グループの個人向けポートフォリオは、引受基準が変化しないままであった一方で、抵当貸付において増加した。これは、経済状況の改善及び低金利環境の継続を反映していた。

天然資源:石油・ガスセクターは、価格が変動し続ける中での原油価格の急落により影響を受けた。石油・ガスセクターに対するエクスポージャーは、2015年度中に著しく減少した。資産の質は良好なままであり、ポートフォリオの大部分は投資適格に留まっている。しかし、変化する市場状況により、限られた

数の顧客は、年度中に経営困難を経験することとなった。鉱業・金属セクターは、過去における新規生産能力への大規模投資に続く主要な金属商品の(特に中国からの)需要の低迷及び供給過剰により促された世界的な市場の不均衡により影響を受けた。これらの状況において最も危うい鉱業に対して特に焦点が当てられた。市場状況は、特に財務上又は業務上のレバレッジが高い顧客にとって困難なままであった。鉱業・金属セクターに対するエクスポージャーは、2015年度中に著しく減少した。同セクターは、信用監視の強化及び継続的なリスク選好度の見直しを受けた。

自動車:市場の事象の結果として、信用監視の強化及び継続的なリスク選好度の見直しが、直接及び間接的なエクスポージャーの予防的管理と共に、このセクターに導入された。しかし、資産の質の悪化は観測されなかった。

新興市場:当行グループが非戦略的な国からの撤退を続けたため、エクスポージャーは減少した。2015年における中国に対するエクスポージャーの減少は、企業向け貸出金の売却及び外国為替取引の量の減少による銀行現金担保の減少を反映していた。

リスクの軽減 (無監査)

リスク軽減技法が、典型的には個人顧客、借手グループ又は関連する借手の集合に関連する信用の集中 を軽減するために、当行グループ全体にわたる信用ポートフォリオの管理において使用されている。可能 な場合には、顧客の貸方残高が債務と相殺決済(ネッティング)される。

適用される軽減ツールには、実物資産又は金融資産に対する担保権設定、信用デリバティブ(クレジット・デフォルト・スワップ、クレジットリンク債及び証券化ストラクチャーを含む。)の利用、関係当事者及び第三者からの保証その他類似の手段(例えば信用保険)の利用が含まれ得る。リスクの軽減を図る場合、当行グループは最低限でも以下を検討する。

- ・提案されるリスク軽減措置の適合性、特に制限適用の要否。
- ・法的な確実性を確立する方法(必要な文書化、裏付けとなる法律意見書及び法的権利を確立するために必要とされる措置を含む。)。
- ・当初の及びその後の担保物件の評価のために使用される方法の妥当性、評価の頻度、並びに与えられるアドバンス・レート。
- ・担保その他の軽減措置の価値が必要額を下回った場合に講じ得る措置。
- ・軽減措置の価値と契約相手先の信用の質が同時に悪化するリスク。
- ・担保の種類から生じる集中リスクを管理する必要性。
- ・リスク軽減措置が法的に有効であり、かつ履行強制可能であり続けるよう確保する必要性。

事業及び与信チームは、専門的な内部文書作成チームにより支援される。当行グループは、可能である限り、業界標準の貸出及び担保に係る文書を使用する。しかし、非標準的な文書が使用される場合には、外部の弁護士にその精査をケースバイケースで依頼する。軽減措置(関連する保険を含む。)は、予期した通りの成果を確保するために、取引の継続期間にわたって監視される。同様に、文書も履行強制可能であり続けるよう確保するために監視される。

更なる情報については、ホールセール信用リスク管理及び個人向け信用リスク管理のサブ項目を参照の こと。

カウンターパーティ信用リスク

当行グループは、デリバティブ取引及び買戻し条件付契約の両方から生じるカウンターパーティ信用リスクを、ネッティング、担保及び市場標準文書の使用を通じて軽減する。

関係する規制上の及び内部の方針に従って、当行グループが契約相手先に対して返済義務を負う金額は、契約相手先が当行グループに対して返済義務を負う金額とネッティングされる。ただし、これは、一

般的に、ネッティング及び担保契約が整っており、当該契約が関係する管轄区域において履行強制可能で ある旨の法律意見書がある場合にのみ行われる。

担保は、現金又は有価証券のいずれかから構成され得る。デリバティブの場合、担保は、一般的に、現金の形態をとる。証券金融取引の場合、担保は、通常、当初は債券及び(それよりかなり少ないが)株式の形態をとる。しかし、債務の価値に対して担保の価値が低下した場合、当行グループは、現金の形態による追加の担保(変動証拠金)を要求することがある。契約の圧倒的多数は、日々の担保請求に服しており、担保は当行グループの内部評価手法を用いて評価される。

マスター・リパーチャス・アグリーメント及びクレジット・サポート・アネックスなどの業界標準文書並びに法律意見書が、トレーディング業務の一環として取得される金融資産担保について使用される。

当行グループは、適用ある場合にはネッティング及び担保の影響を調整した上で、エクスポージャーの 潜在的な悪化を考慮した上限を設定することにより、カウンターパーティ信用エクスポージャーを制限し ている。

リスク評価及び監視

信用管理の実務(信用評価、承認及び監視並びに問題債務の特定及び管理を含む。)は、ホールセール・ポートフォリオと個人向けポートフォリオの間で異なる。更なる情報については、下記の当該サブ項目を参照のこと。信用リスク管理の主要な側面は、減損の兆候が特定された場合、適切な減損引当金が確実に認識されるようにすることである。

減損、引当及び貸倒処理

信用リスクの全体的な評価において、減損、引当て及び貸倒処理が、信用の質の主要な指標として使用 される。減損、引当て及び貸倒処理のプロセスは、以下により詳細に記載されている。

減損

金融資産は、その当初の認識以来、将来キャッシュ・フローの金額又は時期がマイナスの影響を受けているという客観的証拠がある場合に減損する。減損損失の定量化に関する詳細については、下記「第6 経理の状況、1 財務書類、会計方針」を参照のこと。

期日経過日数による測定は、一般的に、減損の証拠を特定するために使用される。ホールセールと個人向けの両方のポートフォリオにおいて、期日経過90日の期間が使用される。ソブリン・ポートフォリオにおいては、使用される期間は期日経過180日である。減損の指標には、借入人の財政状態、支払猶予事由、貸出金の返済期限延長、破産の確率、又はキャッシュ・フロー減少の証拠が含まれる。

引当て

減損損失の金額は、資産の帳簿価額と、見積将来キャッシュ・フローを金融資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額として測定される。現在の担保の実現可能価額が、引当金の必要性の決定において考慮される。これには、担保権実行の可能性が高いか否かにかかわらず、担保権実行からのキャッシュ・フロー(担保物件の取得費用又は売却コストを控除)が含まれる。支払われるべき金額が担保物件の現金化により全額清算されると予測される場合には、減損引当金は認識されない。当行グループは、要求される引当金を定量化するために、以下の通り、個別的、集合的及び潜在的の3つの方法のいずれかを使用する。

			1914年 1914年
個別的	減損、個別に重要	将来キャッ シュ・フローの 個別の評価	・顧客及び保証人の業績 ・担保物件の将来価値 ・現時点で入手可能な要素に基づいた将来の経済状況
集合的	減損だが個別に は重要ではな く、同種のポー トフォリオでグ ルーピング	関係ポートフォ リオの定量的レ ビュー	 ・延滞レベル ・担保の価値 ・過去の及び予想される現金回収傾向 ・現在の経済状況 ・業務プロセス ・最新の現金回収プロファイル
潜在的	非減損	PD%×LGD% ×EAD×発生期間	・ホールセール顧客については、PD(デフォルト確率)、LGD(デフォルト時損失発生率)及びEAD(デフォルト時工クスポージャー)の値が使用される。 ・個人については、計算は商品(例えば抵当貸付金、クレジットカード又は無担保貸出金)毎にポートフォリオレベルで行われる。 ・ポートフォリオレベルの発生期間は、類似した同種の性質を持つ商品又は事業に基づく。発生期間は120日から274日の間である。

減損が生じている貸出金、関連する引当金及び減損の分析については、下記「(E) 信用リスク:バランスシート分析、貸出金、REIL及び減損引当金」参照。会計方針の詳細については、下記「第6 経理の状況、1 財務書類、会計方針、15 金融資産の減損」参照。担保物件の詳細については、上記のカウンターパーティ信用リスクの項目、並びに下記のホールセール及び個人向けのリスク軽減の項目を参照のこと。リストラクチャリングの信用チームは、要求される可能性のある引当金を最終的に勧告又は承認する。

前提条件に対する減損の感応度

減損レベルに関連する主要な前提条件は、経済状況、金利環境、異なる法域におけるローン契約の履行強制の容易さ及び時期、並びに顧客の協力レベルに関連している。

また、担保付貸出金については、主要な前提条件は、保有される担保及び担保物件の価値、並びに基礎となる市場の深さ及び流動性に基づいた資産処分の時期及び費用に関連している。評価は、個別的評価引当金についてはリレーションシップ・マネジャーによって個別に行われ、信用チームによって検証される。1百万ポンドを超える個別の減損については、RBSグループ引当金委員会により監視が行われる。

売却可能ポートフォリオ

売却可能ポートフォリオもまた、減損の証拠について定期的にレビューされる。これには、利息又は元本の支払におけるデフォルト又は延滞、発行体又は債務者の重大な経営困難、及び発行体が破産又はその他の財務的再編成に入る可能性の増大が含まれる。

減損の証拠が存在するか否かの決定は、経営陣の判断の行使を必要とする。以下の要因は、それ自体は減損の証拠ではないが、他の要素と合わせて検討された場合に減損の証拠となり得ることに注意が必要である。

- ・事業体の金融商品がもはや公開取引されていないことによる活発な市場の消滅。
- ・事業体の信用格付の格下げ。

・原価又は償却原価を下回る金融資産の公正価値の下落。

貸倒処理

減損が生じている貸出金及び債権については、当該貸出金の一部又は全額の回収に現実的見込がない場合には、貸倒処理が行われる。個別に減損評価が行われる貸出金に係る貸倒処理の時期については、個別に判断される。このような貸出金は定期的に見直され、破産、支払不能、支払猶予及び類似の事象により、貸倒処理が早まる。集合的に評価が行われるポートフォリオについての当初の減損から貸倒処理までの典型的な時間枠の詳細については、下記「第6 経理の状況、1 財務書類、会計方針、15 金融資産の減損」を参照のこと。

既に貸倒処理済みの貸出金について回収された金額は、回収した期の貸出金の減損損失に対して貸方計上される。

ホールセール信用リスク管理

本項には、ホールセール顧客に対する当行グループの信用リスク管理へのアプローチに関する更なる詳細が記載されている。当行グループのリスク選好度内でホールセール信用集中リスクを管理するために、4つの公式なフレームワークが使用されている。これらのフレームワークは、当行グループの多様な事業フランチャイズ並びに経済及び市場の状況にとって適切であり続けるようにするため、また、リスク測定モデル及び合意されたリスク選好度における改善を反映するために定期的に再評価されている。

リスクの軽減

当行グループは、信用リスクを、契約相手先の性質及びその資産によって、ネッティング、担保及び市場標準文書を通じて軽減する。軽減の最も一般的な種類は以下の通りである。

- ・商業用不動産(以下「CRE」という。):下記「商業用不動産」参照。
- ・その他の現物資産:在庫、工場、装置、機械、自動車、船舶及び航空機を含む。かかる資産は、当行 グループが特定し、位置を確認し、かつ、請求権を持たない他の資産と分離することができる場合に のみ、適格な担保物件となる。当行グループは、現物資産を、資産の種類によって様々な方法で評価 しており、一定の場合には貸借対照表価額に依拠することもある。
- ・債権: 当行グループの契約相手先に対してその顧客が返済義務を負う金額である。当行グループによる債権の評価は、その契約相手先の債権管理手続の質を考慮に入れ、期限到来済の債権を除外した上で行われる。
- ・金融担保:上記「カウンターパーティ信用リスク」参照。

全ての担保物件は、提供者とは独立して価値を保持するよう確保するため、ケースバイケースで評価される。当行グループは、担保物件の価値を監視し、不足がある場合には追加の担保物件を求める。

船舶の評価:船舶の評価は、当港グループが承認したブローカーにより実施されている。各ブローカーは、その特定の専門分野に従って評価する多くの船舶を持つ。評価は、机上ベース、かつ自発的買手/自発的売手のチャーターフリーベースで行われる。全ての評価は書面で、当行グループの指示により、かつ当行グループに宛ててなされる。評価は四半期毎に実施される。随時、特に経営困難の兆候を増したファシリティについて、より公式な評価が取得される。

商業用不動産の評価:当行グループは、当行グループが担保物件を取得する地理及び不動産セクターの 範囲をカバーする公認の調査会社のパネルを有している。当行グループは、特定の資産のために適した評価者を特定するプログラムを有している。評価者は、質及び助言の一貫性を確保するために、単一のサービス契約を通じて契約される。評価は、資産を担保として取得した時点、ファシリティの重大な増加が要請された時点、又は不履行事由が予想され若しくは発生した時点において委託される。英国においては、 当行グループは、1年を経過した場合、外部評価を更新するための独立した第三者市場指数化方式を適用 している。

問題債務管理

早期問題特定(無監査)

各セグメントは、財政困難を経験している顧客を特定し、必要な場合には監視を強化するための確立した早期警告指標(以下「EWI」という。)を設定している。EWIは、内部的(例えば顧客の銀行口座の動き)又は外部的(例えば株式公開顧客の株価)であり得る。ある顧客が潜在的な又は実際の困難を経験しているとEWIが示した場合、又はリレーションシップ・マネジャー若しくはクレジット・オフィサーが他の財政難の兆候を特定した場合には、顧客をウォッチリストに置くよう決定することができる。

RBSグループは、ウォッチリスト手続を見直しており、2016年初めに新たな信用損失リスクのフレーム ワークを実施する予定である。これは、信用プロファイルが当初のリスク選好度外に悪化した顧客に更な る焦点を当てて、問題債務ポートフォリオが一貫してかつ効果的に管理されるよう確実にする。

リストラクチャリング(無監査)

リストラクチャリング・チームは、RBSグループのホールセール問題債務ポートフォリオとの顧客の関係を管理する。リストラクチャリングが関与する全ての顧客に共通する要素は、RBSグループのエクスポージャーがリスク選好度外であるということである。リストラクチャリングの主たる機能は、顧客を許容可能な信用プロファイルへと回復させ、RBSグループに対する損失を最小化し、RBSグループの資本を保護することである。

リストラクチャリング内の専門家は、財政難を経験し、金融ストレスの兆候を示している顧客に対し、可能な限り事業を健全な財務状態に戻すことを目指して協力する。目的は、相互に受入可能な解決法(顧客が望むオプションである場合には既存ファシリティの再構築、返済又は借換を含む。)を見つけることである。

リストラクチャリング内の専門家は、財務及び経営の両方に焦点を当てて、事業の存続可能性と、財政 困難の原因に対処する経営陣の能力について詳細な査定を行う。査定の後、オプション(支払猶予及び/ 又はファシリティの再構築が含まれ得る。)が開発される。信用リスクの決定(これらの顧客に関する業 務及び財務再編ソリューションのレビュー及び承認を含む。)は、信用リスク管理機能の一部である専門 のリストラクチャリング・信用チームにより行われる。

解決策となるソリューションが不可能である場合には、最終手段として倒産が考慮される。しかし、顧客が健全な財務状態に戻り、通常の銀行関係を回復するよう援助することが常に望ましい目標である。

支払猶予

支払猶予は、顧客の財政困難に応じて貸出金の契約上の条件について譲歩が行われた場合に発生する。 財政困難の証拠がない場合、又は条件の変更が通常の選好度内である(新規顧客の場合)か若しくは顧 客に対する信用市場の状況の改善を反映している場合に与えられた譲歩は、支払猶予とはみなされない。 支払猶予の狙いは、顧客に財務の健全性を回復させ、当行グループに対するリスクを最小化することで

ある。支払猶予が顧客のニーズ及び財務プロファイルに適切であるよう確保するため、支払猶予の評価、 記録、監視及び報告を行う際に最低基準が適用されている。

ホールセール支払猶予の種類

提供される支払猶予の種類は、顧客の個々の状況に応じて調整される。ホールセール顧客のための支払 猶予には、以下の種類の譲歩が含まれる可能性がある。

・誓約事項の放棄

潜在的な又は実際の誓約事項違反を是正するために、誓約事項の再調整又は誓約事項の修正を利用することができる。この救済の見返りとして、当行グループは、引き受けることが要求されるリスクと同等のリターンを得ようと試みる。リスクの増加に対するリターンの増加は、顧客の状況を考慮に入れるために柔軟に構成することができる。例えば、現金若しくは現物支払ベースでのマージンの増額、繰延リターン商品のいずれか又は両方として構成することができる。当行グループは、これらの種類の譲歩は他の形態の支払猶予とは性質上異なると考えているが、これらはホールセールの支払猶予された貸出金の大きな割合を占めており、そのためにこの開示に含められている。

・マージンの修正

継続企業としての顧客の事業の維持を支援することを目的として、顧客の日々の流動性を増強するために契約上のマージンが修正される可能性がある。これは、通常は短期的な解決策である。当行グループは、引き受けることが要求されるリスクと同等のリターンを求める。

・支払譲歩及び貸出金の返済期限延長(契約上の満期の延長を含む。)

顧客の流動性を改善するため、又は顧客の流動性が市況が改善した時に回復するという期待に基づいて与えられる可能性がある。更に、顧客が代替的な流動性の源泉の利用(例えば自己資本の発行)から恩恵を受けるであろう場合にも与えられる可能性がある。これらのオプションは、CRE取引において、特に市場流動性の不足により即時の借換えが排除され、短期の担保物件売却が魅力的ではなかった期間において、利用されてきた。

・債務免除/債務の株式への交換

顧客の事業の状態又は経済環境が、顧客が債務を履行することができず、かつ他の形式の支払猶予が成功しそうにないものである場合に与えられる可能性がある。債務免除は、ストレス下における企業取引のために使用することができ、一般的に、原資産である有形資産の価値よりも営業活動からの予測キャッシュ・フローに基づいて構成されている。継続企業として事業を維持することは、基礎となる事業モデル、戦略及び負債水準が存続可能であることを条件とするが、原資産の価値を現金化することよりも好ましいオプションである。

貸出金は、一般的に一時的な譲歩が与えられており、状況により貸出金の条件について他の一時的又は恒久的な改訂が正当化される場合には、複数回の支払猶予が行われる可能性がある。全ての顧客にデフォルト確率(以下「PD」という。)が割り当てられ、関連するファシリティにデフォルト時損失発生率(以下「LGD」という。)が割り当てられる。これらは、支払猶予の取決めが最終決定する前に、貸出金の変更された条件に鑑みて再査定され、改訂後の等級が当行グループのホールセール・エクスポージャーのための減損損失引当金の計算に組み込まれる。

支払猶予戦略の最終結果は、実行時においては不明である。これは、借手の協力及び存続可能な事業の 継続に大いに依存する。支払猶予がもはや実行可能でない場合、当行グループは、担保の実行、倒産手続 又はその両方といった他のオプションを検討する。以下は、最終手段のオプションであると一般的にみな されるものである。

- ・担保の実行又は資産の支配権取得:当行グループが担保物件その他の担保権を有しており、その権利を行使することができる場合には、当行グループは、その担保権を実行し、又はその他により資産の支配権を得ることができる。好まれる戦略は、これらの権利を行使する前に、その他の可能なオプションを検討することである。
- ・倒産:適する支払猶予オプションが存在しないか、又は事業がもはや維持可能でない場合、倒産が検討される。倒産は、関連する債権者に対する事業の資産の適切かつ効果的な分配を確保する唯一のオプションであり得る。

支払猶予されたホールセール貸出金に係る引当金は、通常の引当方針に従って評価される(減損損失引当方法参照)。減損引当金が必要であるか否かを確定するため、顧客の財政状態及び見通し、並びに支払猶予(与えられる譲歩を含む。)により起こり得る影響が検討される。

支払猶予を与えられたホールセール貸出金は、大部分の場合は個別に評価され、したがって、個別のリスク・プールに分別されない。

支払猶予は、未返済負債の価値が見積将来キャッシュ・フローの現在価値を超える結果をもたらすことがある。これは、減損損失又は貸倒処理の認識をもたらす可能性がある。

正常履行の貸出金については、信用基準は潜在的引当方法の不可欠な一部であり、したがって、誓約事項の譲歩の影響は、潜在的引当金に反映される。不履行貸出金については、誓約事項の譲歩は、かかる貸出金のための全体的な引当金の決定において考慮される。

支払猶予される不履行貸出金の場合、貸出金減損引当金の評価が、支払猶予が与えられる前に、ほぼ変わることなく行われる。貸出金減損引当金の金額は、支払猶予の条件が判明した時点で変更される可能性があり、それにより支払猶予が与えられる期間における追加引当金の繰入又は引当金の取崩しが発生する可能性がある。

支払猶予の対象であるホールセール貸出金が減損から正常履行状態に移行するのは、リレーション・マネジャー及びリストラクチャリングの信用リスク機能による評価後である。更なる損失が予想されず、顧客が貸出金の改訂条件を満たすことが見込まれる場合、一切の引当金が償却され、貸出金の残高は正常履行状態へと戻される。この一連の措置は、特定の期間には依存せず、それが適切であるという信用リスク管理者の評価に従う。

支払猶予へのフロー

以下の表は、年度中に支払猶予が完了した貸出金(当行グループが回復手続を開始したものを除く。) の価値を、セクター別及び種類別に示したものである。これには、支払猶予されたファシリティのエクス ポージャーのみが含まれる。撤退基準は現在は適用されていない。

	2015年				2014年			
セクター 別の年度中の	正常履行	不履行	合計	引当金カバ レッジ(1)	正常履行	不履行	合計	引当金カバ レッジ(1)
セクター別の年度中の ホールセール支払猶予	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	%	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	%_
不動産	482	993	1,475	45	1,051	4,362	5,413	66
天然資源:								
- 石油・ガス	478	23	501	11	258	-	258	64
- 鉱業・金属	28	1	29	46	27	1	28	64
- 電気	44	27	71	57	21	17	38	47
- 水・廃物	45	1	46	25	51	_	51	100
運輸	147	81	228	29	261	233	494	32
小売り・レジャー	275	147	422	32	430	552	982	51
サービス	512	193	705	44	562	351	913	53
その他	247	134	381	47	299	231	530	56
合計	2,258	1,600	3,858	43	2,960	5,747	8,707	62

注:

(1) 引当金カバレッジは、不履行貸出金の割合としての減損引当金を反映している。

支払猶予の取決め

以下の表は、ホールセールにおける条件緩和の主要な種類の発生を示したものである。

	2015年	2014年
年度中のホールセールにおける条件緩和、種類別(1、2)	百万ポンド	百万ポンド
支払譲歩	2,542	7,014
不払い譲歩	1,316	1,692
合計	3,858	8,706

注:

- (1) 2014年における支払猶予の取決めには、支払の借換譲歩133百万ポンド及び不払いの借換譲歩177百万ポンドがそれぞれ含まれていた。2015年における借換の支払猶予の取決めは0であった。
- (2) 従前報告された支払猶予の種類は、不払い(誓約事項の譲歩、担保の放棄)と支払(支払譲歩及び貸出金の返済期限延長、未返済負債の全部又は一部免除、マージンの変更、据え置き協定)として分類されている。

キーポイント

- ・ホールセールについては、支払猶予へのフローは2014年度と比較して2015年度中は減少したが、市況の 改善とRCRの処分戦略を通じた撤退ポートフォリオの減少を反映したものであった。与えられた支払猶予 合計の41%は、不履行貸出金に関連したもので、引当カバレッジは43%(2014年度:62%)であった。
- ・2015年度中に完了した支払猶予の2014年度と比較した減少は、市場状況の改善、RCR処分戦略及びポートフォリオ削減戦略に沿ったものであった。支払猶予された貸出金の前年度比の分析は、当該年度中の個別の重大事案により歪められている可能性がある。
- ・2015年12月31日現在、総額17億ポンド(2014年度:43億ポンド)の貸出金については、支払猶予のため の承認を与えられたが、まだ法的な完了に達していなかった。かかるエクスポージャーは、「手続中」 として言及され、上記の表には含まれていない。かかる「手続中」のエクスポージャーのうち64%(11 億ポンド)が不履行顧客に関連するもので、関連する引当金カバレッジは30%であった。36%(6億ポ ンド)は正常履行貸出金に関連するものであった。提供される取決めの主要な種類は、支払譲歩及び貸 出金の返済期限延長であった。
- ・天然資源セクターにおける支払猶予は、同セクターの課題により、2015年にわたって著しく増加した。
- ・輸送セクターにおける支払猶予は、歴史的に、船舶セクターに対するRCRのエクスポージャーによるものであった。2015年度においては、RCRの処分戦略の結果として、船舶ポートフォリオにおける支払猶予は減少した。支払猶予を与えられた非RCR船舶エクスポージャーは、2014年度に支払猶予を与えられたものより平均的に少なかったものの、量が増加した。
- ・2014年度及び2015年度中に支払猶予され、2015年12月31日現在において未返済である貸出金の価値は、 56億ポンド(2014年度:122億ポンド)であったが、そのうち17億ポンドは、2014年度中に完了した取決 めに関連するものであった(2014年度:2013年度中に完了した34億ポンド)。
- ・2014年度に支払猶予された貸出金に関して2015年度に計上された追加の引当金は、総額2億ポンドであり、大部分はRCR及びリストラクチャリングの事例によるものであった。これらの貸出金の引当金カバレッジは、2015年12月31日現在66%であった。
- ・年度中に与えられ完了した支払猶予9億ポンドは、RCRにより管理されるエクスポージャーに関連するものであった。RCRは、資産の秩序だった現金化を援助するツールとして支払猶予を使用する。
- ・非RCR顧客は、2015年度中に総額30億ポンドの貸出ファシリティに対して支払猶予を与えられたが、この うち13億ポンドはリストラクチャリングにより管理されていた。これは、リストラクチャリングが管理 する貸出金(回復手続が開始された顧客に対する貸出金を除く。)の48%に相当する。
- ・価値ベースでは、2014年度中に支払猶予を与えられた正常履行の非RCR貸出金の90%(15億ポンド)は、2015年12月31日現在も正常履行のままである。
- ・上記で開示された不履行貸出金の引当金は、個別に評価されており、したがって、期間を超えて直接比較することはできない。引当金カバレッジは2015年度中に減少したが、支払猶予されたポートフォリオ

のRCR顧客が占める割合が前年度と比較して低かったことを反映している。RCR戦略の性質を考えると、RCR顧客は、非RCRポートフォリオよりも引当金カバレッジが高い。

・上記の表に示されたデータは、2015年度及び2014年度中に支払猶予された貸出金を含んでいる。2014年4月までは、0から3百万ポンドにわたる報告基準値が設けられていたが、その後は基準値は使用されなかった。多くの重要ではないポートフォリオが、ポートフォリオのアプローチに基づき評価された支払猶予を有している。

主要な信用ポートフォリオ

商業用不動産

CREセクターは、商業用及び住宅用不動産の開発及び投資のための貸出業務に関連している。

専門のポートフォリオ管理チームが、ポートフォリオ戦略、信用リスク選好度及び方針、並びに評価の 監督及び環境フレームワークに責任を負う。このセクターは、上級執行委員会において定期的にレビュー される。レビューには、ポートフォリオの信用の質、資本減耗及び統制フレームワークが含まれる。

コマーシャル・バンキングにおいて、貸出の申込みは専門のCRE取引信用チーム(専門の開発チームを含む。)によりレビューされる。貸出のガイドライン及び方針は、2008年の金融危機から学んだ教訓による情報に基づいている。

新規の事業は、合意された引受基準と対照して監視及び統制される。適切な場合において新たに出現するリスクに対するエクスポージャーを制限するため、サブセクター及び資産クラスの上限が使用される。 この活動は、定期的にレビュー及び監視が行われる。

CREのテナント市場の基礎的条件は、安定的な経済成長の結果として、前年中に徐々に改善した。弱点分野は、二次的、地域リテール及び地方オフィスの場所に残っているが、全体的に、空室率は低下しており、賃貸価値は広範な地理及びサブセクターにわたって成長の兆候を見せている。今日までの最強の賃貸成長はロンドン及びその近郊にあったが、現在はイングランドの幅広い南東部及び主要な地域の中心地に広がっている。2015年度にわたって、CRE投資活動は、上半期における非常に強いスタートにもかかわらず、2014年度に見られた記録的水準から僅かに低下した。海外投資家からの需要は続き、2015年度における全ての英国商業用不動産の取得の価額合計の50%を占めた。

個人向け信用リスク管理

本項には、個人顧客のための信用リスク管理に対する当行グループのアプローチの更なる詳細が記載されている。

リスク選好度(無監査)

RBSグループは、その個人向け事業の信用リスクを統制するために信用リスク選好度のフレームワークを使用している。フレームワークは、関連するフランチャイズ又は報告セグメントそれぞれについて、既存及び新規の両方の事業の質を測定及び統制する上限を定めている。各ポートフォリオの実績は、これらの上限と比較して追跡され、必要な場合は措置がとられる。これらの上限は、幅広い信用リスクに関連する測定(ポートフォリオの予想損失、特定のストレス・シナリオにおける予想損失、予測信用デフォルト率及び個人向け抵当貸付金ポートフォリオのLTVを含む。)に適用される。

個人向け信用リスク評価 (無監査)

個人向け貸出金では、必然的に、小額の貸付金が多数行われる。これらの貸出決定が一貫して行われるよう確保するため、RBSグループは、信用情報(RBSグループ及び他の貸手の両方に関する顧客の過去の債務履行行動を含む。)を分析する。当行グループは、次に、それに従って、異なる商品のために異なる規

則を開発して貸出規則を設定する。その後、プロセスは大部分が自動化され、信用プロファイルと設定された規則との比較を反映した信用スコアが顧客に付される。しかし、相関的に高価値で複雑な個人向け貸出金(一部の住宅ローンを含む。)については、専門の信用マネージャーが最終の貸出判断を行う。

個人向けリスクの軽減 (無監査)

当行グループは、住宅ローン及びホーム・エクイティ・ローンから生じる信用リスクを軽減するために 住宅用不動産の形態による担保物件を取得する。当行グループは、貸付金引受プロセスの間に住宅用不動 産の評価を、不動産を個別に鑑定するか又は統計上有効なモデルを使用して集合的に評価する。当行グ ループは、住宅用不動産の価値を、該当する住宅用不動産指数(具体的には以下の通り。)を使用して、 四半期毎に更新する。

地域	使用される指数
英国	ハリファックス3ヶ月地域別住宅価格指数
北アイルランド	国家統計局住宅価格指数
Rol	中央統計局住宅不動産価格指数

問題債務管理(無監査)

財政難にある個人顧客は、回収又は回復のいずれかの機能を通じて管理される。これらの更なる詳細は以下の通りである。

回収(無監査)

当行グループの各個人向け事業の回収機能は、当行グループに対する債務の返済ができない顧客に対して支援を提供する。かかる顧客は、貸出金の支払を怠り、合意された上限を超えて借入を行い、又は支援を求めることがある。まだ支払を怠っていないが財政困難に直面している可能性がある顧客を特定し支援するために、専門のサポート・チームも置かれている。回収機能は、かかる顧客との連絡を開始し、その財政困難の原因を明確にし、可能である場合には支援するために、幅広いツールを使用する。その過程において、顧客に支払猶予を与えることを検討する可能性がある。

加えて、英国及びアイルランドにおいて、負債助言機関又は自助ツールを通じて当行グループとの間で 返済計画を確立した無担保の貸出金を有する顧客に対して支援が提供されている。かかる「ブリージン グ・スペース」は、返済計画の実施のための時間を与えるために、回収活動を30日間停止する。ブリージ ング・スペースを与えられた顧客貸出金については、延滞が発生し続ける。

回収戦略が成功しなければ、取引関係は回復チームに移管される。

支払猶予

支払猶予は、顧客の財政困難に応じて貸出金の契約上の条件について譲歩が行われた場合に発生する。 財政困難のために直接当行グループに連絡した顧客又は既に支払が延滞している顧客は、支払猶予を与 えられる可能性がある。顧客を支援する過程において、1以上の支払猶予の処置が与えられる可能性があ る。

与えられる支払猶予の種類は、顧客の状況の評価により異なる。支払猶予は、主に抵当貸付を受けている顧客に対して与えられ、無担保の貸出を受けている顧客に対して与えられる頻度は低い。

支払猶予オプションには、以下が含まれるが、これらに限定されない。

- ・支払譲歩:定期的な(通常は月毎の)貸出金返済の一時的な減額又は控除が顧客と合意される。譲歩期間の終了時に、支払猶予された元本及び未払経過利息につき、合意された期間にわたる返済の予定が立てられる。アルスター・バンクRolは、一部の利息の免除を伴う割引金利の形式による支払譲歩も提供する。
- ・延滞金の元本加算:顧客は、抵当貸付金の残余期間にわたって延滞金を返済し、延滞なしの状況に戻る。
- ・返済期限延長:貸出金の満期日が延長される。
- ・インタレスト・オンリーへの転換:貸出金が、恒久的に、又はアルスター・バンクRoIの場合にのみー時的に、元本及び利息の返済から利息のみの返済に転換される。英国パーソナルでは、インタレスト・オンリーへの転換は、2009年以来、財政困難にある顧客を支援するためには使用されていない。無担保ポートフォリオにおいて提供される支払猶予の種類は、報告セグメントによって異なる。

支払猶予の監視

支払猶予が与えられることにより、例外的な状況にある貸出金の延滞状況のみが変更される。これには、延滞した元本及び利息の元本加算が含まれるが、猶予期間の継続中にわたって延滞なしの状態にあり、それが継続する可能性が高いとみなされる場合、貸出金は正常履行勘定に戻る。

加えて、一部の支払猶予の種類については、顧客が支払を行い、貸出金の延滞が90日を下回った場合、 貸出金は正常履行勘定に振り替えられる場合がある(アルスター・バンクRol、PBB回収機能)。

支払猶予に係る減損

支払猶予された貸出金のための引当及び減損のために使用される評価方法は、貸出金が正常履行又は不履行のいずれであるか、また地域的な市場状況によりどの事業がそれらを管理しているかにより異なる。 支払猶予された貸出金のために使用される引当方法の種類及び考慮される特定の要素は、以下に要約する 通りである。

	正常履行の支払猶予された貸出金 - 潜 在的な計算(1)	不履行のえ	支払猶予された貸出金
	支払猶予された母集団のために使用されるPD/LGDの相違	取扱い	支払猶予された母集団のために使用さ れるLGDの相違
英国PBB (北 アイルラン ドを除 く。)及び W&G	・支払猶予された貸出金は、24ヶ月間、個別のリスク・プールを形成する。 ・計算には、観察された(支払猶予及び合計の母集団の)デフォルト率又はPDのうち高い方が使用される。 ・支払猶予された貸出金には、延長された発生期間が組み込まれる。	集合的	・支払猶予されていない貸出金のため の取扱いに相違はない。LGDモデルは 支払猶予による影響を受けない。

			11年
北アイルラ ンド	・潜在的引当金の計算において使用されるPDモデルは、同様の取決めに服する貸出金の過去の実績の情報を用いて、支払猶予された貸出金のために個別に調整される。 ・支払猶予された貸出金には、延長された発生期間が組み込まれる。	集合的	・支払猶予されていない貸出金のため の取扱いに相違はない。LGDモデルは 支払猶予による影響を受けない。
アルス ター・バン クRoI	・支払猶予された貸出金及び従前に支 払猶予された貸出金は、支払猶予の 取扱いの期間及び適用される猶予期 間を考慮して、個別のリスク・プー ルを形成する。 ・潜在的引当金の計算において使用さ れるPDモデルは、同様の取決めに服 する貸出金の過去の実績の情報を用 いて、支払猶予された貸出金のため に個別に調整される。 ・支払猶予された貸出金には、延長さ れた発生期間が組み込まれる。	集合的	・支払猶予された(及び従前に支払猶予された)貸出金は、これらの貸出金の観測された履行状況を使用して特定のLGDが割り当てられた場合、個別のリスク・プールを形成する。
プライベー ト・バンキ ング	・支払猶予された貸出金には、延長された発生期間が組み込まれる。	個別的	・支払猶予されていない貸出金のため の取扱いに相違はない。LGDモデルは 支払猶予による影響を受けない。
RBSI	・支払猶予された貸出金には、マネジ メント・オーバーレイを通じて、延 長された発生期間が組み込まれる可 能性がある(市況に沿って定期的に 見直される。)。	個別的	・支払猶予されていない貸出金のための取扱いに相違はない。LGDモデルは支払猶予による影響を受けない。

注:

(1) かかる貸出金が個別に特定されなくなった後は、潜在的引当方法の中で毎月更新されるアカウントレベルのPDの使用により、 基礎となる信用リスクが重大なタイムラグなしに捕捉される。支払猶予が与えられた時点におけるPDの再評価はないが、貸出金 は、上記の潜在的引当の対象となる。

回復(無監査)

貸出金が減損したものとして特定された場合、かかる貸出金は、関連する事業内の回復チームにより管理される。回復チームは、顧客を公正に扱いつつ現金回復を最大限にすることにより当行グループの損失を最小限に抑えようとする。

顧客との間で許容可能な返済の取決めの合意ができなかった場合、訴訟が検討される可能性がある。英国及び北アイルランドにおいては、延滞発生後6ヶ月以上が経過するまでは、担保権実行手続は開始されない(アイルランド共和国においては、一定の延長された期間について法的行為を取ることが規制により禁止されている。)。更に、一定の支払猶予オプションが、回復機能により管理される顧客に提供される。

個人向けポートフォリオの概要:個人向け信用リスク

			20	15年		
		アルス ター・バン	プライベ ー ト・バンキ	RBSインター		
	英国PBB	クRoI	ング	ナショナル	W&G	合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
抵当貸付金	104,777	13,770	6,565	2,541	10,455	138,108
インタレスト・オンリー変動利率 (無監査)	13,324	622	3,370	742	1,400	19,458
インタレスト・オンリー固定利率 (無監査)	9,117	11	2,089	49	1,077	12,343
混合(元本及びインタレスト・オンリー)(無監査)	5,397	86	7	29	748	6,267
投資用 (無監査)	14,120	2,005	476	837	1,153	18,591
支払猶予残高:延滞状況	3,621	3,515	64	44	521	7,765
延滞なし	3,095	2,143	64	31	438	5,771
1 - 3ヶ月延滞	275	653	-	6	46	980
3ヶ月超延滞	251	719	_	7	37	1,014
引当金	180	1,062	4	18	26	1,290
REIL	878	2,550	19	63	123	3,633
その他の貸出金	10,022	280	3,474	63	1,087	14,926
貸出金合計	114,799	14,050	10,039	2,604	11,542	153,034
抵当貸付金LTV比率						
- ポートフォリオ合計	56%	83%	54%	57%	54%	59%
- 新規事業	69%	77%	57%	66%	68%	68%
- 正常履行	56%	80%	54%	57%	54%	58%
- 不履行	63%	106%	92%	96%	60%	83%

注:

(1) 減損引当金には潜在的引当金が含まれる。

抵当貸付金LTV分布

		50%超70%	70%超90%	90%超	100%超	110%超	130%超		LTVあり 合		
LTV比率価値	50%以下	以下	以下	100%以下	110%以下	130%以下	150%以下	150%超	計	その他	合計
2015年	百万 ポ ンド	百万 ポンド									
英国PBB	38,932	39,378	22,842	2,749	291	195	103	24	104,514	263	104,777
正常履行	38,447	38,662	22,372	2,650	256	175	91	18	102,671	251	102,922
不履行	485	716	470	99	35	20	12	6	1,843	12	1,855
アルスター・バン											
クRol	2,549	2,395	2,816	1,279	1,258	2,302	891	280	13,770	-	13,770
正常履行	2,382	2,220	2,580	1,126	1,082	1,899	558	92	11,939	-	11,939
不履行	167	175	236	153	176	403	333	188	1,831	-	1,831
プライベート・バ											
ンキング	2,435	2,847	857	40	17	3	12	21	6,232	333	6,565
正常履行	2,432	2,846	854	31	15	1	12	20	6,211	333	6,544

有価証券報告書

											1月1川社
不履行	3	1	3	9	2	2	-	1	21	_	21
RBSインターナショ											
ナル	992	885	536	46	29	25	4	24	2,541	-	2,541
正常履行	987	873	530	41	27	20	3	16	2,497	_	2,497
不履行	5	12	6	5	2	5	1	8	44	_	44
W&G	4,185	3,840	1,925	186	13	2	_	_	10,151	304	10,455
正常履行	4,114	3,740	1,865	174	11	1	_	_	9,905	297	10,202
不履行	71	100	60	12	2	1	_	_	246	7	253
						<u>_</u>				-	

	2014年											
-		アルス ター・バン	プライベー ト・バンキ	RBSイン ターナショ		 合計 シチ ズンズを除						
	英国PBB	クRol	ング	ナル	W&G	< <	シチズンズ	合計				
	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド				
 抵当貸付金	95,549	15,272	6,414	2,475	9,920	129,630	21,122	150,752				
内訳:												
インタレスト・オン リー変動利率(無監 査)	14,272	795	3,952	858	1,336	21,213	9,637	30,850				
インタレスト・オン リー固定利率 (無監 査)	8,193	8	1,520	27	946	10,694	292	10,986				
混合 (元本及びインタ レスト・オンリー) (無監査)	6,163	120	_	_	741	7,024	788	7,812				
投資用(無監査)	11,005	1,902	538	850	786	15,081	147	15,228				
支払猶予残高:延滞状 況	4,350	3,857	51	49	546	8,853	409	9,262				
延滞なし	3,717	2,215	51	40	457	6,480	310	6,790				
1 - 3ヶ月延滞	318	686	_	3	49	1,056	34	1,090				
3ヶ月超延滞	315	956	_	6	40	1,317	65	1,382				
引当金	216	1,378	7	20	36	1,657	146	1,803				
REIL	1,144	3,270	22	73	166	4,675	949	5,624				
その他の貸出金	11,309	329	5,108	78	1,288	18,112	10,924	29,036				
貸出金合計	106,858	15,601	11,522	2,553	11,208	147,742	32,046	179,788				
抵当貸付金LTV比率 - ポートフォリオ合												
計	58	3% 93	5%	1% 51%	56	% 61	% 67%	62%				
- 新規事業	71	1% 77	' % 4	5% 56%	70	% 68	% 68%	68%				
- 正常履行	58	3% 89	9% 5	1% 51%	56	% 60	% 67%	61%				
- 不履行	69	9% 115	7	9% 81%	67	% 93	% 73%	91%				

抵当貸付金LTV分布

		50%超70%	70%超90%	90%超	100%超	110%超	130%超		LTVあり 合		
LTV比率価値	50%以下	以下	以下	100%以下	110%以下	130%以下	150%以下	150%超	計	その他	合計
	百万	百万	百万	百万	百万	百万	百万	百万	百万	百万	百万
2014年	ポンド	ポンド	ポンド	ポンド	ポンド	ポンド	ポンド	ポンド	ポンド	ポンド	ポンド
英国PBB	32,551	36,142	22,883	3,056	907	370	155	106	96,170	(621)	95,549

±	価証	∙≄±	:0	#	킄
13	Ш叫叫	:分详	:仅	口	쿹

											有価語
正常履行	32, 163	35,436	22,247	2,885	832	322	143	88	94,116	(617)	93,499
不履行	388	706	636	171	<i>75</i>	48	12	18	2,054	(4)	2,050
アルスター・バン											
クRol	2,331	2,135	2,650	1,309	1,336	2,688	1,973	850	15,272	-	15,272
正常履行	2,152	1,942	2,385	1, 143	1,144	2,196	1,437	393	12,792	-	12,792
不履行	179	193	265	166	192	492	536	457	2,480	_	2,480
プライベート・バ											
ンキング	2,768	2,684	745	43	29	10	4	16	6,299	115	6,414
正常履行	2,762	2,680	734	38	27	10	4	14	6,269	115	6,384
不履行	6	4	11	5	2	_	_	2	30	_	30
RBSインターナショ											
ナル	737	999	658	30	9	14	9	9	2,465	10	2,475
正常履行	729	989	645	26	6	5	8	8	2,416	9	2,425
不履行	8	10	13	4	3	9	1	1	49	1	50
W&G	3,155	3,381	1,963	240	46	8	-	-	8,793	1,127	9,920
正常履行	3,104	3,293	1,883	215	37	7	-	-	8,539	1,094	9,633
不履行	51	88	80	25	9	1		_	254	33	287

カントリー・リスク

作成の基礎 (無監査)

本項の表は、2015年及び2014年の12月31日現在の当行のエクスポージャーを示したものである。エクスポージャーは、債務者の操業国別に報告されている。但し、政府及び個人に対するエクスポージャーについては、居住国別に示されている。

操業国は、支店及び子会社を考慮に入れた、契約相手先が主に操業を行っている国である。

示されている国は、2015年12月31日現在、スタンダード&プアーズ、ムーディーズ又はフィッチからのA+以下の格付を有しており、当該国において操業する契約相手先(又は居住する個人)に対する当行のオンバランスの純エクスポージャーが1十億ポンドを上回るものである。選択されたユーロ圏の国も含まれている。

エクスポージャーは、カントリー・リスク・イベントに対するエクスポージャーを減少させ又は除去するために行われた可能性がある保証、保険又は担保(リバース・レポを除く。)などのリスク軽減措置を考慮に入れずに記載されている。当行はプロテクションの正味の売手及び正味の買手のいずれでもあり得るため、表においてCDSポジションは別途示されている。

外洋航行の船舶に関連するエクスポージャーは、カントリー・リスクの観点から特定の国に有意義に帰属させることができないため、含まれていない。

概要 カントリー・エクスポージャーの要約

	オ	ンバランス	の純エクス	、ポージャ -	-	オン	バランスの	D純エクスポ	ージャーの分	析					
		銀行及びその他							正	正味		エクス ポー	公正価値 控除後の	総額	
	ソブリン	の金融機関	企業	個人	合計	貸出金 純額	AFS/LAR	HFT (純額)	デリバ ティブ	SFT	オフバラ ンス	ホー ジャー合 計	CDS想定 元本	デリバ ティブ	SFT
2015年	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド
ユーロ圏周									-						
イタリア	1,152	1,017	316	27	2,512	341	5	1,105	1,061	-	1,240	3,752	(411)	5,030	1,274
スペイン	289	428	1,345	79	2,141	1,287	_	268	584	2	1,407	3,548	(224)	2,853	323

歬,	/邢	ŧΤ	ΓŻ	"	높다	告	#
=		ĦΙ	Г'n	-7`	エル		=

ポルトガル	211	204	215	6	636	264	-	203	169	_	172	808	(57)	196	188
ギリシャ	-	1	56	15	72	33	-	-	39	-	14	86	(36)	39	-
キプロス	_	-	43	13	56	41	-	_	15	-	10	66	-	15	_
ユーロ圏そ の他															
ドイツ	23,148	7,615	1,500	63	32,326	17,767	7,822	(871)	7,523	85	4,333	36,659	(2,027)	28,707	2,535
アイルラン															
۲	1,727	929	3,761	13,181	19,598	18,600	12	377	609	_	2,294	21,892	(14)	1,808	714
フランス	3,968	6,673	1,177	76	11,894	1,847	2,439	1,594	5,943	71	7,228	19,122	(1,779)	30,445	17,807
オランダ	1,368	7,162	1,076	30	9,636	1,829	734	2,050	5,015	8	4,626	14,262	(423)	14,582	1,790
ベルギー	459	2,393	263	22	3,137	393	473	(42)	1,898	415	870	4,007	(119)	2,409	1,644
ルクセンブ ルグ	21	1,148	755	6	1,930	982	428	30	227	263	1,045	2,975	(33)	337	3,754
その他	1,236	796	283	14	2,329	518	311	577	923	-	746	3,075	(498)	3,579	185
ユーロ圏	33,579	28,366	10,790	13,532	86,267	43,902	12,224	5,291	24,006	844	23,985	110,252	(5,621)	90,000	30,214
日本	8,593	1,978	40	31	10,642	1,667	_	7,174	1,797	4	191	10,833	(26)	8,224	2,218

2014年

ユーロ圏周															
イタリア	22	2,209	1,186	25	3,442	987	44	5	2,406	-	2,031	5,473	(472)	8,641	823
スペイン	210	747	2,182	88	3,227	2,022	6	364	835	-	1,920	5,147	(310)	3,913	422
ポルトガル	111	310	319	8	748	282	20	152	294	_	222	970	(155)	338	613
ギリシャ	8	259	92	17	376	63	-	8	305	_	23	399	(8)	416	-
キプロス	-	-	80	14	94	75	_	-	19	-	16	110	-	19	-
ユーロ圏 そ の他															
ドイツ	14,872	9,411	2,041	86	26,410	4,562	6,992	5,653	8,308	895	6,008	32,418	(1,736)	39,262	8,547
アイルラン ド	826	1,565	5,611	14,593	22,595	21,134	56	413	991	1	2,913	25,508	(48)	2,135	1,464
フランス	5,008	9,009	1,764	81	15,862	2,930	1,743	4,034	6,389	766	8,471	24,333	(2,384)	41,094	17,442
オランダ	330	10,917	2,082	29	13,358	2,831	1,493	2,509	6,441	84	6,155	19,513	(798)	20,588	3,573
ベルギー	554	2,303	389	21	3,267	566	15	375	2,227	84	855	4,122	(218)	3,264	932
ルクセンブ ルグ	18	1,199	781	5	2,003	966	329	70	461	177	1,475	3,478	(52)	696	2,628
その他	1,540	806	533	16	2,895	612	200	930	1,148	5	1,047	3,942	(560)	4,818	302
ユーロ圏	23,499	38,735	17,060	14,983	94,277	37,030	10,898	14,513	29,824	2,012	31,136	125,413	(6,741)	125,184	36,746
日本	4,264	2,403	322	33	7,022	1,595	-	3,043	2,359	26	842	7,865	(25)	10,129	10,005

注:

- (1) オンバランスの純エクスポージャー:貸出金純額、債券、デリバティブ(正味)及びSFT(正味)(以下の定義による。)のエクスポージャーからなる。
- (2) 貸出金純額:貸出金(引当金を除く。)からなり、現金残高を含む。
- (3) 債券:トレーディング目的保有(以下「HFT」という。)、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されているもの (以下「DFV」という。)、売却可能(以下「AFS」という。)及び貸出金及び債権(以下「LAR」という。)を含む。HFT債券 (DFV有価証券と合算)は、買い持高から売り持高を控除した金額として表示されている。
- (4) デリバティブ(正味): 当該約定の時価評価(以下「mtm」という。)による価値(規制資本モデルに沿った法的に実施可能なネッティング契約の影響の考慮後であるが、担保の影響の考慮前)からなる。
- (5) 証券金融取引(以下「SFT」という。)(正味):将来の日にRBSが受け取る予定である現金及び有価証券のmtm価値(取引に内在する担保及び法的に実施可能なネッティング契約の影響の考慮後)からなる。契約相手先ネッティングが、対応する規制資本アプローチに沿って適用される。mtmポジションを相殺するために要求される追加の担保(変動証拠金)は含まれない。
- (6) オフバランス:信用状、保証、その他の偶発負債及び法的に契約されたが未使用の信用枠からなる。
- (7) エクスポージャー合計:オンバランスの純エクスポージャー及びオフバランスのエクスポージャー(上記の定義による。)の 合計からなる。
- (8) クレジット・デフォルト・スワップ (CDS): CDS契約に基づき、参照組織に対する信用リスクは、買手から売手に移転する。「公正価値」(又は「mtm価値」)は、結果として生じるエクスポージャーの貸借対照表上の帳簿価額を表す。CDSのmtm価値は、参照組織と相対する、取引の契約相手先に対するデリバティブに含まれる。想定元本は、売買された信用プロテクションの額面価額であり、CDS契約の参照組織に対して含まれる。「公正価値控除後のCDS想定元本」の列は、CDS契約がクレジット・イベントによりトリガーされた場合における、参照エクスポージャーに対する回収率0の想定による、エクスポージャーへの正味の影響を表している。この正味の影響は、売却ポジションから生じるエクスポージャーの増加を購入ポジションから生じる減少とネッティングした金額となる。売却ポジションについては、エクスポージャーの増減は、公正価値控除後の想定元本の金額と等しい。これは、参照組織がデフォルトした場合に当行がCDS契約相手先に対して負担する金額を示している。回収率がプラスの場合は、かかる数値の構成要素(増加及び減少)の総額は減少する傾向にある。
- (9) その他のユーロ圏:オーストリア、エストニア、フィンランド、ラトビア、マルタ、スロバキア及びスロベニア。

EDINET提出書類 ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(E05991) 有価証券報告書



(E) 信用リスク:パランスシート分析

上記において分析された信用リスク資産は、上級経営陣に対して内部的に報告される。しかし、一定のエクスポージャー、特に有価証券及び売戻し条件付契約は除外されており、適法な相殺ではあるがIFRSにおける相殺基準を満たさない場合の権利を規定する適法なネッティング契約は考慮されている。したがって、以下の表は、貸借対照表と一致するよう信用リスク資産の開示を補足するために提供されている。本項の全ての開示は監査済である。

金融資産

エクスポージャーの要約及び信用の軽減

以下の表は、当行グループの金融資産エクスポージャー(総額と相殺取決め控除後の両方)を分析した ものである。

			当行グループ		
	総エクスポー ジャー	IFRS相殺(1)	帳簿価額(2)	オンバランス の相殺(3)	相殺後エクス ポージャー
2015年	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
現金及び中央銀行預け金	78,999	_	78,999	_	78,999
リバース・レポ	74,171	(34,361)	39,810	(2,499)	37,311
貸出	325,129	(2,955)	322,174	(35,568)	286,606
債券	80,027	_	80,027	_	80,027
株式	1,069	_	1,069	_	1,069
デリバティブ	385,470	(123,662)	261,808	(242,404)	19,404
決済勘定	5,314	(1,225)	4,089	(26)	4,063
第三者合計 処分グループを除く	950,179	(162,203)	787,976	(280,497)	507,479
処分グループ	3,356	_	3,356	_	3,356
第三者合計 処分グループを含む	953,535	(162,203)	791,332	(280,497)	510,835
_ 持株会社及び兄弟会社に対する債権	4,109	_	4,109	(393)	3,716
合計 売り持高込み	957,644	(162,203)	795,441	(280,890)	514,551
売り持高	(20,808)	_	(20,808)	_	(20,808)
合計 売り持高控除後	936,836	(162,203)	774,633	(280,890)	493,743
2014年					
現金及び中央銀行預け金	73,983	_	73,983	_	73,983
リバース・レポ	95,517	(30,822)	64,695	(5,016)	59,679
貸出	356,100	(2,921)	353,179	(40,011)	313,168
債券	84,274	_	84,274	_	84,274
株式	5,203	_	5,203	_	5,203
デリバティブ	597,262	(245,418)	351,844	(327,807)	24,037
決済勘定	6,662	(1,997)	4,665	_	4,665
第三者合計 処分グループを除く	1,219,001	(281,158)	937,843	(372,834)	565,009
処分グループ	78,240	-	78,240	_	78,240
第三者合計 処分グループを含む	1,297,241	(281,158)	1,016,083	(372,834)	643,249
持株会社及び兄弟会社に対する債権	6,440		6,440	(979)	5,461
合計 売り持高込み	1,303,681	(281,158)	1,022,523	(373,813)	648,710
売り持高	(23,028)		(23,028)		(23,028)
合計 売り持高控除後	1,280,653	(281,158)	999,495	(373,813)	625,682

注については次の表の注を参照のこと。

以下の表は、当行の金融資産エクスポージャー(総額と相殺取決め控除後の両方)を分析したものである。

			当行		
	総エクスポー ジャー	IFRS相殺(1)	帳簿価額(2)	オンバランス の相殺(3)	相殺後エクス ポージャ <i>ー</i>
2015年	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
現金及び中央銀行預け金	76,904	_	76,904	_	76,904
リバース・レポ	47,285	(20,374)	26,911	(2,050)	24,861
貸出	130,672	(2,955)	127,717	(28,634)	99,083
債券	72,894	_	72,894	_	72,894
株式	931	_	931	_	931
デリバティブ	384,537	(123,662)	260,875	(242,232)	18,643
決済勘定	2,796	(168)	2,628	_	2,628
————————————————————— 第三者合計	716,019	(147,159)	568,860	(272,916)	295,944
持株会社及び子会社に対する債権	61,233	_	61,233	(1,963)	59,270
	777,252	(147,159)	630,093	(274,879)	355,214
売り持高	(17,593)	_	(17,593)	_	(17,593)
合計 売り持高控除後	759,659	(147,159)	612,500	(274,879)	337,621
2014年					
	70,952	_	70,952	_	70,952
リバース・レポ	61,717	(14,951)	46,766	(4,751)	42,015
貸出	162,798	(2,921)	159,877	(33,149)	126,728
債券	70,898	_	70,898	_	70,898
株式	4,880	_	4,880	_	4,880
デリバティブ	595,970	(245,413)	350,557	(327,548)	23,009
決済勘定	3,029	(156)	2,873	_	2,873
第三者合計	970,244	(263,441)	706,803	(365,448)	341,355
持株会社及び子会社に対する債権	92,507	_	92,507	(4,998)	87,509
合計 売り持高込み	1,062,751	(263,441)	799,310	(370,446)	428,864
売り持高	(16,590)	_	(16,590)	_	(16,590)
 合計 売り持高控除後	1,046,161	(263,441)	782,720	(370,446)	412,274

注:

- (1) IFRS基準に従った相殺取決め、並びに中央決済機関(主にロンドン手形交換所)を通じて清算されるか又は中央決済機関に移転された取引に関連するものである。
- (2) 同一契約相手先に対する金融資産と金融負債を相殺する法的権利を当行グループに与えるマスター・ネッティング契約及び現金管理プール等の取決めによる信用リスク・エクスポージャーの減少額。
- (3) 当行グループは、上記の純エクスポージャーについて担保を保有している。銀行及び顧客に対する個々の貸出金については、この担保は不動産(個人用及び商業用)に対する抵当権、工場、棚卸資産及び営業債権などの事業用資産に対する担保権、並びに貸出に係る借入人以外の当事者からの保証を含む。当行グループは、売戻し条件付契約において、有価証券を担保として取得する。デリバティブ取引においては、現金及び有価証券を担保として受領する。

キーポイント

- ・処分グループを除く相殺後エクスポージャーの第三者合計は、CIB及びキャピタル・レゾリューションの 両方が処分及び段階的縮小を通じて戦略的な貸借対照表の縮小を実施したことによるファンデッド資産 の減少を主に反映して、58十億ポンド減少した。
- ・貸出金エクスポージャーの一部は、不動産担保により担保されており、住宅用不動産によるものが137十億ポンド(2014年度:130十億ポンド)、商業用不動産によるものが27十億ポンド(2014年度:43十億ポンド)である。

- ・債券80十億ポンド(2014年度:84十億ポンド)のうち、83%(2014年度:74%)は、中央及び地方政府により発行されたものであり、5十億ポンドは資産担保証券からなる。
- ・デリバティブの純エクスポージャーは、有価証券担保8十億ポンドにより追加でカバーされている。

セクターの集中

合計 引当金込み

64,695

374,240

84,375

以下の表は、金融資産を産業セクター別に分析したものである。

					当行グル	レープ			
	リバース・	松山		証券	デリバ	その他	貸借対照表	+□ ×∩	相殺後エクス
2015年	レポ 百万ポンド	貸出 百万ポンド	債券 百万ポンド	株式 百万ポンド	ティブ 百万ポンド	金融資産 百万ポンド	価額 百万ポンド	相殺 百万ポンド	ポージャー _{百万ポンド}
 中央及び地方政府	<u> </u>	6,670	66,535	<u> 日 川 ホ ノ ド</u>	3,286	126	<u> </u>	(6,346)	70,633
金融機関 - 銀行	11,098	17,188	2,215	40	169,403	78,999	278,943	(177,778)	101,165
- その他	28,094	31,375	10,539	712	78,168	3,750	152,638	(84,992)	67,646
個人向け - 抵当貸付	20,034	137,465	10,555	-	70,100	5,750	137,465	(04,332)	137,465
- 無担保	_	15,120	_	_	33	_	15,153	_	15,153
不動産	_	35,720	124	- 47	1,336	_	37,227	(1,084)	36,143
建設	_	4,411	-	3	240	_	4,654	(932)	3,722
製造	184	9,645	128	160	1,931	94	12,142	(1,593)	10,549
ファイナンス・リース及び	104	3,040	120	100	1,501	J4	12,142	(1,000)	10,040
割賦債権	-	11,435	1	-	10	_	11,446	(2)	11,444
小売り、卸売及び修繕	-	12,000	156	31	570	10	12,767	(1,329)	11,438
運輸及び保管	_	8,804	87	2	1,362	-	10,255	(873)	9,382
健康、教育及び娯楽	-	10,959	4	6	641	7	11,617	(690)	10,927
ホテル及びレストラン	-	5,363	11	-	81	5	5,460	(232)	5,228
公益事業	-	3,392	47	19	3,267	_	6,725	(1,689)	5,036
その他	72	19,679	237	111	1,480	97	21,676	(2,957)	18,719
第三者 合計	39,810	329,226	80,084	1,131	261,808	83,088	795,147	(280,497)	514,650
持株会社及び兄弟会社に対 する債権	_	2,815	_	_	1,275	19	4,109	(393)	3,716
 合計 引当金込み	39,810	332,041	80,084	1,131	263,083	83,107	799,256	(280,890)	518,366
引当金	_	(7,052)	(57)	(62)	_	_	(7,171)	n/a	(7,171
	39,810	324,989	80,027	1,069	263,083	83,107	792,085	(280,890)	511,195
処分グループ	67	2,281	419	24	30	535	3,356	_	3,356
 合計	39,877	327,270	80,446	1,093	263,113	83,642	795,441	(280,890)	514,551
2014年									
中央及び地方政府	10	8,472	62,361	-	4,832	251	75,926	(5,041)	70,885
金融機関 - 銀行	20,708	21,591	4,846	373	239,408	73,983	360,909	(247,477)	113,432
- その他	43,682	37,660	14,904	1,253	92,442	4,284	194,225	(108,898)	85,327
個人向け - 抵当貸付	-	129,671	-	-	-	-	129,671	-	129,671
- 無担保	-	17,980	-	-	-	2	17,982	(3)	17,979
不動産	-	46,507	165	101	2,347	8	49,128	(903)	48,225
建設	-	5,287	11	53	366	-	5,717	(896)	4,821
製造	265	15,696	665	1,602	2,149	48	20,425	(2,024)	18,401
ファイナンス・リース及び 割賦債権	-	11,265	21	_	26	-	11,312	(1)	11,311
小売り、卸売及び修繕	-	15,582	252	438	733	13	17,018	(1,735)	15,283
運輸及び保管	-	13,120	214	57	2,116	-	15,507	(1,027)	14,480
健康、教育及び娯楽	-	12,392	59	25	670	-	13,146	(709)	12,437
ホテル及びレストラン	-	6,084	4	37	180	-	6,305	(198)	6,107
公益事業	-	4,516	242	127	4,330	-	9,215	(1,150)	8,065
その他	30	24,760	631	1,204	2,245	59	28,929	(2,772)	26,157
第三者 合計	64,695	370,583	84,375	5,270	351,844	78,648	955,415	(372,834)	582,581
持株会社及び兄弟会社に対 する債権	_	3,657	_	_	2,738	45	6,440	(979)	5,461
스틱 김보수의 7:		074 040	04.075			70 000	004.055	(070, 040)	F00 010

354,582

78,693

961,855

(373,813)

588,042

5,270

引当金	-	(17,404)	(101)	(67)	-	-	(17,572)	n/a	(17,572)
合計 処分グループを除く	64,695	356,836	84,274	5,203	354,582	78,693	944,283	(373,813)	570,470
処分グループ	_	61,351	15,293	572	402	622	78,240	_	78,240
合計	64,695	418,187	99,567	5,775	354,984	79,315	1,022,523	(373,813)	648,710

2015年 中央及び地方政府	 リバース・ レポ		有価	————— ±т. *′					
				祉 夯	デリバ	その他	貸借対照表		相殺後エクス
	~ /J	貸出	債券	株式	ティブ	金融資産	価額	相殺	ポージャー
中中及2、《神学的诗	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
个人及U26/J政加	-	4,994	60,982	_	3,284	20	69,280	(5,152)	64,128
金融機関 - 銀行	8,724	12,536	1,880	40	169,354	76,904	269,438	(177,777)	91,661
- その他	17,956	25,128	9,341	583	77,923	2,441	133,372	(83,411)	49,961
個人向け - 抵当貸付	-	30,697	-	-	-	-	30,697	_	30,697
- 無担保	-	3,373	-	-	-	-	3,373	_	3,373
不動産	-	17,921	124	18	1,078	-	19,141	(807)	18,334
建設	_	1,766	_	2	238	_	2,006	(111)	1,895
製造	184	4,346	128	157	1,897	73	6,785	(1,196)	5,589
ファイナンス・リース及び 割賦債権	_	103	1	_	10	_	114	(2)	112
小売り、卸売及び修繕	-	3,984	156	31	550	5	4,726	(668)	4,058
運輸及び保管	-	6,842	87	2	1,351	-	8,282	(635)	7,647
健康、教育及び娯楽	-	4,761	4	2	470	7	5,244	(205)	5,039
ホテル及びレストラン	-	2,331	11	_	63	5	2,410	(114)	2,296
公益事業	-	2,623	47	19	3,215	_	5,904	(1,443)	4,461
その他	47	7,836	190	100	1,442	77	9,692	(1,395)	8,297
第三者 合計	26,911	129,241	72,951	954	260,875	79,532	570,464	(272,916)	297,548
持株会社及び子会社に対す る債権	_	52,374	3,708	-	4,726	425	61,233	(1,963)	59,270
合計 引当金込み	26,911	181,615	76,659	954	265,601	79,957	631,697	(274,879)	356,818
引当金	-	(1,524)	(57)	(23)	-	-	(1,604)	n/a	(1,604)
合計	26,911	180,091	76,602	931	265,601	79,957	630,093	(274,879)	355,214
2014年									
中央及び地方政府	_	6,957	53,322		4,829	14	65,122	(4,013)	61,109
金融機関 - 銀行	14,821	15,281	4,018	371	239,331	70,952	344,774	(247,475)	97,299
- その他	31,650	31,535	11,827	1,121	92,143	2,809	171,085	(107,580)	63,505
個人向け - 抵当貸付	_	32,817	_	_	_	_	32,817	_	32,817
- 無担保	_	3,811	_	_	_	_	3,811	(3)	3,808
不動産	_	19,928	164	70	1,973	3	22,138	(595)	21,543
建設	_	2,476	9	53	363	_	2,901	(150)	2,751
製造	265	9,798	517	1,599	2,104	37	14,320	(1,525)	12,795
ファイナンス・リース及び 割賦債権	_	134	10	_	26	_	170	(1)	169
小売り、卸売及び修繕	_	6,523	217	438	689	10	7,877	(781)	7,096
運輸及び保管	_	10,623	189	52	2,095	_	12,959	(813)	12,146
健康、教育及び娯楽	_	5,492	45	25	481	_	6,043	(157)	5,886
ホテル及びレストラン	_	2,644	4	17	135	_	2,800	(56)	2,744
公益事業	_	3,793	230	127	4,245	_	8,395	(951)	7,444
その他	30	11,529	447	1,030	2,143	_	15,179	(1,348)	13,831
	46,766	163,341	70,999	4,903	350,557	73,825	710,391	(365,448)	344,943
持株会社及び子会社に対する債権	-	66,035	16,696	-	9,268	508	92,507	(4,998)	87,509
合計 引当金込み	46,766	229,376	87,695	4,903	359,825	74,333	802,898	(370,446)	432,452
引当金	-	(3,464)	(101)	(23)	-	,555	(3,588)	n/a	(3,588)
合計	46,766	225,912	87,594	4,880	359,825	74,333	799,310	(370,446)	428,864

地理的な集中については、以下を参照のこと。

・貸付:貸出金及び関連する信用基準

・債券: IFRS測定分類及び発行、並びに信用リスク - カントリーリスク

・株式

資産品質

以下の資産品質の分析は、デフォルト確率の範囲を持つ当行グループの社内資産信用等級に基づいている。顧客は、顧客の種類別のデフォルトの主要要因を反映した各種の信用等級モデルに基づき、信用等級を割り当てられる。当行グループ全体の全ての信用等級は、外部財務報告のために使用される資産品質スケールと、ポートフォリオ全体にわたる内部管理報告のために使用されるホールセール・エクスポージャーのためのマスター等級スケールの両方に対応づけられる。債券は、外部格付により分析されており、したがって、以下の表からは除外されている。これらは、下記「有価証券及びAFS金融資産剰余金」の表に記載されている。

以下の表は、説明のみを目的として、当行グループのマスター等級スケール及び資産品質(以下「AQ」という。)帯域と、説明のみを目的としたスタンダード&プアーズ(S&P)により公表された外部格付との関係の詳細を示したものである。この関係は、S&Pのデフォルト研究分析、特に各S&P格付等級の1年デフォルト率を観察することにより確立されている。例えば、S&Pが公表するデフォルト率は等級毎に一律に増加しておらず、また、最も高い格付分類については過去のデフォルト率が0であるため、マスター等級スケールに関連するPD範囲をこれらのデフォルト率に関連させるためにはある程度の判断が必要である。

内部資産品質帯域	デフォルト確率範囲	参考S&P格付	
AQ1	0% - 0.034%	AAA ~ AA	
AQ2	0.034% - 0.048%	AA-	
AQ3	0.048% - 0.095%	A+ ~ A	
AQ4	0.095% - 0.381%	BBB+ ~ BBB-	
AQ5	0.381% - 1.076%	BB+ ~ BB	
AQ6	1.076% - 2.153%	BB- ~ B+	
AQ7	2.153% - 6.089%	B+ ~ B	
AQ8	6.089% - 17.222%	B- ~ CCC+	
AQ9	17.222% - 100%	CCC ~ C	
AQ10	100%	D	

S&P格付への対応付けは、当行グループによりそのホールセール・ポートフォリオのためのいくつかのベンチマークの一つとして使用されているが、顧客の種類及びベンチマークの目的による。対応付けは、S&Pにより格付されている全ての発行体種類に基づいている。したがって、説明とみなされるべきであり、例えば、S&P格付に対して報告されているエクスポージャーが、S&Pにより評価された場合に当該格付を付与された又は付与されるであろうことを示すものではない。また、リテール・ポートフォリオ、小企業のエクスポージャー又は専門的企業セグメントについては、S&Pは一般的にかかる事業体には格付を付与していないため、この関係は該当しない。

								当行グル	ープ						
	AQ1	AQ2	AQ3	AQ4	AQ5	AQ6	AQ7	AQ8	AQ9	AQ10	持株会社及び 兄弟会社に対 する残高	期限到 来済	減損	減損引当 金	合計
2015年	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド										

有価証券報告書

															- 一, ・・・ 有価部
現金及び中央銀行 預け金	76.9	-	2.1	-	-	-	=	-	-	-	_	-	-	_	79.0
銀行															
- リバース・レポ	0.3	0.6	3.5	4.8	1.3	0.4	0.2	-	-	-	_	-	-	-	11.1
- デリバティブ現 金担保	3.6	4.6	1.4	1.2	0.2	_	_	_	_	_	_	_	_	_	11.0
- 銀行貸出金	2.0	0.6	2.7	0.1	0.3	0.1	0.1	_	0.1	_	1.6	0.1	_	_	7.7
- 合計	5.9	5.8	7.6	6.1	1.8	0.5	0.3	_	0.1	_	1.6	0.1	_	_	29.8
顧客															
- リバース・レポ	21.9	0.4	1.5	3.1	1.7	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	28.7
- デリバティブ現	0.0		0.0	0.0	0.0	0.4									47.0
金担保 - 顧客貸出金	9.2 22.9	1.1 12.0	3.6 28.7	3.0 105.5	0.2 51.2	0.1 29.2	20.2	4.1	2.6	1.1	1.2	6.7	10.7	- (7.1)	17.2 289.0
- 合計	54.0	13.5	33.8	111.6	53.1	29.4	20.2	4.1	2.6	1.1	1.2	6.7	10.7	(7.1)	334.9
	34.0	10.0		111.0	30.1	23.4	20.2	7.1	2.0		1.2	0.7	10.7	(7.1)	
他の金融資産	2.3	0.1	0.1	0.6	-	-	-	-	-	-	-	1.0	-	-	4.1
デリバティブ	41.4	65.6	88.9	57.5	6.2	1.1	0.8	-	0.2	0.1	1.3	-	-	-	263.1
未使用コミットメ ント	24.1	6.9	20.1	41.7	27.6	8.7	7.0	0.6	0.2	0.5	_	_	_	_	137.4
偶発負債	0.8	1.3	1.8	4.4	1.9	0.6	0.9	0.1	0.1	0.1	0.7	_	_	_	12.7
ーニー 合計 処分グルー プを除く	205.4	93.2	154.4	221.9	90.6	40.3	29.2	4.8	3.2	1.8	4.8	7.8	10.7	(7.1)	861.0
- 処分グループ															2.9
合計														_	863.9
合計(%)	23.8	10.8	17.9	25.8	10.5	4.7	3.4	0.6	0.4	0.2	0.6	0.9	1.2	(0.8)	100
2014年															
現金及び中央銀行 預け金	72.6	_	1.3	0.1											74.0
銀行				0											
- リバース・レポ	2.6	4.1	2.5	8.3	2.1	0.6	0.5	_	_	-	_	_	_	_	20.7
- デリバティブ現															
金担保	3.7	4.6	1.2	1.4	0.2	0.1	0.1	-	-	-	-	-	-	-	11.3
- 銀行貸出金 	3.6	0.6	2.7	2.6	0.5	0.1	0.2				2.3	-			12.6
- 合計 	9.9	9.3	6.4	12.3	2.8	0.8	0.8				2.3			_	44.6
明合リバース・レポ	27.1	0.4	8.7	5.1	1.9	_	0.8	_	_	_	_	_	_	_	44.0
- デリバティブ現		•••	• • •	• • •			***								
金担保	12.5	1.6	4.3	2.8	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21.7
- 顧客貸出金 	26.8	16.4	22.9	103.7	58.6	34.5	22.3	5.6	4.4	0.9	1.4	6.1	25.1	(17.4)	311.3
- 合計 	66.4	18.4	35.9	111.6	61.0	34.5	23.1	5.6	4.4	0.9	1.4	6.1	25.1	(17.4)	377.0
決済勘定及びその 他の金融資産	0.5	0.1	1.8	0.9	0.4	_	_	_	_	_	_	1.0	_	_	4.7
デリバティブ	65.5	100.0	123.8	48.8	10.5	1.0	1.1	0.5	0.2	0.5	2.7	_	_	_	354.6
未使用コミットメ ント	42.6	15.7	26.4	46.3	29.2	10.3	5.5	0.6	0.3	1.1	0.1	_	_	_	178.1
偶発負債	4.7	2.2	2.7	4.9	2.0	1.0	0.7	0.1	0.2	0.1	0.7	_	_	_	19.3
合計 処分グルー プを除く	262.2	145.7	198.3	224.9	105.9	47.6	31.2	6.8	5.1	2.6	7.2	7.1	25.1	(17.4)	1,052.3
- 処分グループ - シ チズンズ													1		99.7
処分グループ - そ の他															0.1
合計														_	1,152.1
合計(%)	25.0	13.8	18.8	21.4	10.1	4.5	3.0	0.6	0.5	0.2	0.7	0.7	2.4	(1.7)	100

								当行							
	AQ1	AQ2	AQ3	AQ4	AQ5	AQ6	AQ7	AQ8	AQ9	AQ10	持株会社及び 兄弟会社に対 する残高	期限到来済	減損	減損引 当金	合計
2015年	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド										
現金及び中央銀行 預け金	74.9	_	2.0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	76.9
銀行															

旨	侕	ŧī	F孝	ŧ ‡	<u> </u>	#	重
_			7	TŦ	IV I		

															有価
- リバース・レポ	0.1	0.6	1.5	4.6	1.3	0.4	0.2	-	_	-	_	-	-	-	8.7
- デリバティブ現 金担保	3.4	4.6	1.4	1.2	0.2	_	_	_	_	_	_	_	_	_	10.8
- 銀行貸出金	0.5	0.2	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	_	0.1	_	24.1	0.1	_	_	25.9
- 合計	4.0	5.4	3.2	6.0	1.7	0.5	0.3	-	0.1	_	24.1	0.1	_	_	45.4
顧客															
- リバース・レポ	15.1	-	1.3	1.2	0.5	0.1	-	-	-	-	-	-	_	_	18.2
- デリバティブ現 金担保	9.2	1.1	3.6	3.0	0.2	0.1	_	-	-	-	-	_	-	_	17.2
- 顧客貸出金	10.2	5.4	8.9	35.9	18.4	7.1	6.0	1.2	0.4	0.4	28.3	2.7	2.8	(1.5)	126.2
- 合計	34.5	6.5	13.8	40.1	19.1	7.3	6.0	1.2	0.4	0.4	28.3	2.7	2.8	(1.5)	161.6
決済勘定及びその 他の金融資産	1.4	0.1	0.1	0.1	-	-	-	-	-	-	0.4	1.0	-	-	3.1
デリバティブ	41.0	65.5	88.9	57.4	6.1	1.0	0.7	-	0.2	0.1	4.7	-	-	-	265.6
未使用コミットメ															
ント	14.3	5.1	17.5	25.9	13.5	2.9	2.9	0.2	0.2	0.2	5.9	-	_	_	88.6
偶発負債 	0.8	1.0	1.4	3.5	1.4	0.3	0.6	0.1	-	0.1	0.7	-		- (4.5)	9.9
合計	170.9	83.6	126.9	133.0	41.8	12.0	10.5	1.5	0.9	0.8	64.1	3.8	2.8	(1.5)	651.1
合計(%)	26.5	12.8	19.5	20.4	6.4	1.8	1.6	0.2	0.1	0.1	9.8	0.6	0.4	(0.2)	100
2014年															
現金及び中央銀行 預け金	69.8	-	1.1	0.1	-	-	_	=	-	-	-	=	-	-	71.0
銀行															
- リバース・レポ	0.4	3.9	1.6	6.0	1.8	0.6	0.5	-	-	-	-	-	-	-	14.8
- デリバティブ現 金担保	3.2	4.6	1.2	1.4	0.2	0.1	0.1	_	_	-	_	_	-	_	10.8
- 銀行貸出金	1.4	0.4	0.6	1.6	0.3	-	0.2	-	-	-	24.8	-	-	-	29.3
- 合計	5.0	8.9	3.4	9.0	2.3	0.7	0.8	-	-	-	24.8	-	-	-	54.9
顧客															_
- リバース・レポ	22.7	0.4	2.0	4.7	1.3	_	0.8	-	_	-	-	-	-	-	31.9
- デリバティブ現 金担保	12.5	1.6	4.3	2.8	0.5	-	-	-	_	-	-	-	-	_	21.7
- 顧客貸出金	9.2	8.3	11.4	38.9	25.4	12.3	9.5	2.0	0.6	0.4	41.2	1.9	6.2	(3.2)	164.1
- 合計	44.4	10.3	17.7	46.4	27.2	12.3	10.3	2.0	0.6	0.4	41.2	1.9	6.2	(3.2)	217.7
決済勘定及びその 他の金融資産	0.7	0.1	0.4	0.6	0.3	-	-	-	-	-	0.5	0.8	-	-	3.4
デリバティブ	65.1	99.9	123.7	48.6	10.3	0.9	0.9	0.5	0.2	0.4	9.3	-	-	-	359.8
未使用コミットメ ント	32.8	13.0	23.3	32.3	15.3	4.2	2.3	0.2	0.2	0.4	4.2	=	-	_	128.2
偶発負債	4.6	1.9	2.3	4.0	1.4	0.6	0.5	_	0.2		0.7	_	-	-	16.2
合計	222.4	134.1	171.9	141.0	56.8	18.7	14.8	2.7	1.2	1.2	80.7	2.7	6.2	(3.2)	851.2
合計(%)	26.2	15.8	20.2	16.6	6.7	2.2	1.7	0.3	0.1	0.1	9.5	0.3	0.7	(0.4)	100
														. ,	

キーポイント

当行グループ

- ・キャピタル・レゾリューションの処分戦略及びその他のポートフォリオ削減戦略は、投資不適格(AQ5以下)のポートフォリオを293億ポンド(15%)減少させた。全体的な信用の質は、良好な経済状況及び信用状況に支えられて、約76%(現金及び中央銀行預け金を除く。)が投資適格以上であるなど、おおむね安定したままであった。
- ・顧客貸出金は、大部分のAQ帯域にわたって223億ポンド(7%)減の2,890億ポンドとなり、そのうち投 資適格貸出金は2014年の55%と比較して2015年は59%であった。AQ3及びAQ4における増加合計76億ポン ドは、NW抵当貸付金事業における成長に加えて市況を反映した英国PBBの勘定における資産品質の改善を 反映したものであった。
- ・銀行貸出金は、大部分のAQ帯域にわたって49億ポンド減少した。

- ・リバース・レポは、貸借対照表管理及び出口戦略に沿ったEMEA金利部門の取引活動の減少、米国ABP事業の段階的縮小及び日本の取引活動の終了によるAPACでの減少を反映して、249億ポンド減少したが、そのうち227億ポンドは投資適格であった。
- ・デリバティブは、AQ4を除く全ての帯域にわたる削減により、915億ポンド減少した。AQ4における87億ポンドの増加は、MTM価値の減少により既存の契約相手先が格下げされたこと及び新規の契約相手先が低めの等級であったことの結果であった。
- ・期限到来済の貸出金は、主にCIB及びキャピタル・レゾリューションにおいて、7億ポンド増加した。

当行

- ・キャピタル・レゾリューションの処分戦略及びその他のポートフォリオ削減戦略は、投資不適格(AQ5以下)のポートフォリオを279億ポンド(29%)減少させた。全体的な信用の質は、良好な経済状況及び信用状況に支えられて、約76%(現金及び中央銀行預け金を除く。)が投資適格以上であるなど、おおむね安定したままであった。
- ・顧客貸出金は、全てのAQ帯域にわたって379億ポンド (23%)減の1,262億ポンドとなり、そのうち投資 適格貸出金は2014年の41%と比較して2015年は48%であった。
- ・リバース・レポは、取引活動の減少及び出口戦略を反映して、198億ポンド減少したが、そのうち173億ポンドは投資適格であった。
- ・デリバティブは、AQ4を除く全ての帯域にわたる削減により、942億ポンド減少した。AQ4における88億ポンドの増加は、MTM価値の減少により既存の契約相手先が格下げされたこと及び新規の契約相手先が低めの等級であったことの結果であった。
- ・期限到来済の貸出金は、主にCIB及びキャピタル・レゾリューションにおいて、11億ポンド増加した。

貸出金、REIL及び減損引当金

貸出のリスク要素(以下「REIL」という。)は、減損貸出金及び元本又は利息に関して期日経過90日以上の未収利息計上貸出金からなる。減損貸出金は、減損引当金が設定されている全ての貸出金(支払猶予の対象である貸出金を含む。)である。集合的評価貸出金については、減損損失引当金は、個々の貸出金には割り当てられず、ポートフォリオ全体が減損貸出金に含まれる。期日経過90日以上の未収利息計上貸出金は、期日経過90日以上である貸出金のうち、減損損失が予想されていないものからなる。

貸出金及び関連する信用基準

以下の表は、貸出金総額(リバース・レポを除く。)及び関連する信用基準を報告セグメント別に分析 したものである。

					当行グループ				
•						信用基準			
_	以下に対する	貸出金総額			顧客に対する貸 出金総額におけ	REILにお ける引当	顧客に対する貸 出金総額におけ	減損損失/	
	銀行	顧客	REIL	引当金	るREILの割合	金の割合	る引当金の割合	(戻入)	貸倒償却額
2015年	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	%	%	%	百万ポンド	百万ポンド
英国PBB	903	121,552	2,682	1,847	2.2	69	1.5	(6)	695
アルスター・バンクRol	1,971	18,584	3,503	1,911	18.8	55	10.3	(142)	168
コマーシャル・バンキ ング	665	92,002	1,911	749	2.1	39	0.8	69	263
プライベート・バンキ ング	54	11,230	115	37	1.0	32	0.3	13	7

									有任
RBSインターナショナル	6	7,401	92	31	1.2	34	0.4	-	32
CIB	5,696	16,076	-	1	-	nm	-	(7)	-
キャピタル・レゾ リューション	5,949	24,484	3,271	2,200	13.4	67	9.0	(775)	7,675
W&G	-	20,291	461	275	2.3	60	1.4	15	110
本社機能及びその他	1,944	418	-	1	-	-	0.2	(1)	-
第三者 合計	17,188	312,038	12,035	7,052	3.9	59	2.3	(834)	8,950
持株会社及び兄弟会社 に対する債権	1,557	1,258	-	-	-	_	-	-	-
処分グループ	642	1,659	20	20	1.2	100	1.2	-	-
合計	19,387	314,955	12,055	7,072	3.8	59	2.2	(834)	8,950
2014年									
英国PBB	866	114,202	3,571	2,557	3.1	72	2.2	154	673
アルスター・バンクRol	1,037	20,522	4,366	2,383	21.3	55	11.6	(306)	91
コマーシャル・バンキ ング	797	85,719	2,483	919	2.9	37	1.1	85	376
プライベート・バンキ ング	53	10,984	126	31	1.1	25	0.3	(5)	26
RBSインターナショナル	9	7,261	103	62	1.4	60	0.9	(7)	72
CIB	2,548	26,518	-	16	-	nm	0.1	(7)	-
キャピタル・レゾ リューション	13,379	60,774	15,435	11,041	25.4	72	18.2	(1,282)	3,565
W&G	-	19,843	616	374	3.1	61	1.9	55	95
本社機能及びその他	2,902	3,169	22	21	0.7	95	0.7	(13)	55
第三者 合計	21,591	348,992	26,722	17,404	7.7	65	5.0	(1,326)	4,953
持株会社及び兄弟会社 に対する債権	2,333	1,323	_	_	_	_	_	_	_
処分グループ	1,745	60,142	1,330	536	2.2	40	0.9	194	300
	25,669	410,457	28,052	17,940	6.8	64	4.4	(1,132)	5,253

キーポイント

- ・銀行に対する貸出金は、主にキャピタル・レゾリューションにおいて、EMEA及びAPAC地域の段階的縮小 (17億ポンド)並びにデリバティブ担保要件の減少により、44億ポンド減少した。アルスター・バンク RoIの銀行貸出金の増加は、中央銀行への現金預り金の増加を反映したものであった。
- ・顧客貸出金は、縮小戦略がコアの貸出金勘定により一部相殺されたことを反映して、370億ポンド (11%)減の3,120億ポンドとなった。
- ・英国PBB: 抵当貸付金の増加93億ポンドが、2015年における貸出金総額の増加74億ポンド並びに戦略及び 投資を反映した過去2年間における増加131億ポンドの主要因であった。無担保残高は、速度はかなり遅 いが、徐々に減少し続けている。
- ・コマーシャル・バンキング:貸出金の増加63億ポンドのうち、50億ポンドはCIBから移管された英国及び 西欧の貸出金に関するものであり、貸出金の増加14億ポンドは、戦略的償却及び処分22億ポンドにかか わらず発生した。
- ・アルスター・バンクRoI:貸出金は19億ポンド減少した。好調な新規貸出量は、高水準の顧客の返済、投資用抵当貸出金ポートフォリオ3億ポンドの売却及び為替レートの変動により相殺された。トラッカー・モーゲージのポートフォリオは、抵当貸付金勘定の3分の2を構成して、14億ポンド減の92億ポンドとなり、商業用不動産貸出金は4億ポンド減少した。
- ・CIB:貸出金は104億ポンド減少したが、50億ポンドはコマーシャル・バンキングへの移管を反映し、残りは主にデリバティブ担保の減少を反映していた。

- ・キャピタル・レゾリューションの貸出金は、363億ポンド減少した。これには貸出金の売却(米国での31億ポンド、APACでの22億ポンド及びEMEAでの5億ポンド(ロシアのポートフォリオの売却に関連するもの))が含まれていた。GTS及び船舶での顧客の縮小に続く減少68億ポンド、並びに全ての地域における貸出金ポートフォリオ全体での満期及び返済106億ポンドも、大幅な減少に貢献した。
- ・貸出のリスク要素(以下「REIL」という。)は、147億ポンド減少して120億ポンドとなり、貸出金総額におけるREILの割合は、7.7%から3.9%に低下した。減少は、主にキャピタル・レゾリューション内のRCRにおける処分によるものであった。
- ・減損戻入純額834百万ポンドは、2014年における減損戻入純額1,326百万ポンドと比較して、37%の減少であった。戻入は2014年よりも低水準であったが、一定の事業において回収が引き続き増加しており、 信用の質は安定したままであった。
- ・キャピタル・レゾリューションは、処分活動が続いていることから、1,282百万ポンドと比較して775百万ポンドの戻入純額を計上した。アルスター・バンクRolは、アイルランドにおける経済状況が引き続き改善したため、306百万ポンドから減少した142百万ポンドの減損戻入純額を計上した。一方、英国PBBは、負債のフローの減少並びに戻入及び回復の増加により、154百万ポンドの損失と比較して6百万ポンドの戻入を計上した。戻入純額は、CIBにおいても報告されたが、より限られた水準であった。
- ・貸倒償却額は、40億ポンド増加したが、そのうち62億ポンドは商業用不動産に関連していた。
- ・貸出金減損引当金は、2014年の期末における水準71億ポンドの41%であり、経済状態及び信用状態を反映して前年の65%と比較して59%でREILをカバーした。
- ・引当金は、貸出金総額の2.3%であり、前年の5.0%を大幅に下回った。
- ・主要なセクターへの集中については「信用リスク 主要な信用ポートフォリオ」を、またリスク管理ア プローチについては「問題債務管理」を参照のこと。

セクター及び地域への集中

以下の表は、銀行及び顧客に対する貸出金総額(リバース・レポを除く。)並びに関連する信用基準を、セクター別及び地域(貸出事務所所在地に基づく。)別に分析したものである。アルスター・バンク Rolは、欧州の貸出金エクスポージャーの大きな割合に寄与している。上記「(2) セグメント別業績」参照。

当行グループ 信用基準 貸出金総額に REILにおけ 貸出金総額に 減損 おけるREILの る引当金の おける引当金 損失/ REIL 割合 貸出金総額 引当金 割合 の割合 貸倒償却額 (戻入) 2015年 百万ポンド 百万ポンド 百万ポンド 百万ポンド 百万ポンド 中央及び地方政府 100 6,670 1 1 金融 76 57 0.2 75 165 31.375 0.2 (5) 個人向け - 抵当貸付(1) 137,465 3,634 1,002 2.6 28 0.7 (82)171 - 無担保 15,120 1,311 1,131 8.7 86 7.5 122 513 不動産 35,720 3,482 1,990 9.7 57 5.6 (555)5,999 建設 4,411 357 269 8.1 75 6.1 (14)313 うち、商業用不動産 3,560 13.0 58 7.5 (807)6.151 27,454 2,054 製浩 9,645 255 148 2.6 58 1.5 3 140 ファイナンス・リース及び 11,435 107 79 0.9 74 0.7 (8) 37 割賦債権 小売り、卸売及び修繕 12,000 422 292 3.5 69 2.4 325 7 運輸及び保管 8,804 559 254 6.3 45 2.9 114 370 健康、教育及び娯楽 10,959 394 190 3.6 48 1.7 15 171 ホテル及びレストラン 5,363 336 201 6.3 60 3.7 1 346

旨	侕	訓	券	報	#	#
=	ιш	ш	ות:	∓l⊻		\equiv

								有価
公益事業	3,392	91	46	2.7	51	1.4	11	27
その他	19,679	1,010	810	5.1	80	4.1	(37)	340
潜在的		_	582	_		_	(402)	
第三者 合計	312,038	12,035	7,052	3.9	59	2.3	(830)	8,917
持株会社及び兄弟会社に対 する債権	1,258	_	_	_	_	_	-	_
処分グループ	1,659	20	20	1.2	100	1.2	-	_
顧客合計	314,955	12,055	7,072	3.8	59	2.2	(830)	8,917
内訳:								
英国								
個人向け - 抵当貸付(1)	123,653	1,083	158	0.9	15	0.1	17	36
- 無担保	14,348	1,262	1,085	8.8	86	7.6	126	501
不動産及び建設	38,005	2,814	1,282	7.4	46	3.4	28	2,773
うち、商業用不動産	25,676	2,568	1,107	10.0	43	4.3	(118)	2,575
その他	109,717	2,194	1,180	2.0	54	1.1	125	800
潜在的	_	-	330	-	_	-	(300)	
	285,723	7,353	4,035	2.6	55	1.4	(4)	4,110
欧州								
個人向け - 抵当貸付(1)	13,776	2,550	844	18.5	33	6.1	(101)	135
- 無担保	772	49	45	6.3	92	5.8	(5)	12
不動産及び建設	1,993	1,008	966	50.6	96	48.5	(593)	3,539
うち、商業用不動産	1,628	974	935	59.8	96	57.4	(688)	3,576
その他	6,914	949	836	13.7	88	12.1	-	1,014
潜在的	-	_	252	-	_	-	(102)	_
	23,455	4,556	2,943	19.4	65	12.5	(801)	4,700
銀行	17,188	1	1	_	100	_	(4)	33
持株会社及び兄弟会社に対 する債権	1,557	_	_	_	_	_	_	_
処分グループ	642	_	-	_	_	_	-	_
銀行合計	19,387	1	1	_	100	_	(4)	33
		-	-					

注:

(1) 抵当貸付金は、顧客との関係の性質に基づいて、一定の事業により個人向け抵当貸付以外のセクターに計上されている。

当行グループ

					信用基準			
	貸出金総額	REIL	引当金	貸出金総額 における REILの割合	REILにおけ る引当金の 割合	貸出金総額 における引 当金の割合	減損 損失/ (戻入)	貸倒償却額
2014年	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	%	%	%	百万ポンド	百万ポンド
中央及び地方政府	8,472	1	1	-	100	-	(1)	_
金融	37,660	333	227	0.9	68	0.6	2	23
個人向け - 抵当貸付(1)	129,671	4,682	1,372	3.6	29	1.1	(16)	89
- 無担保	17,980	1,769	1,536	9.8	87	8.5	299	608
不動産	46,507	12,939	8,882	27.8	69	19.1	(1,084)	2,608
建設	5,287	970	611	18.3	63	11.6	75	199
うち、商業用不動産	43,317	13,291	9,014	30.7	68	20.8	(1,067)	2,745
製造	15,696	416	298	2.7	72	1.9	(21)	176
ファイナンス・リース及び 割賦債権	11,265	156	113	1.4	72	1.0	_	75
小売り、卸売及び修繕	15,582	936	637	6.0	68	4.1	109	155
運輸及び保管	13,120	1,130	496	8.6	44	3.8	34	211

								EDII
					ロイヤルバンク	'・オブ・ <i>フ</i>	スコットランド	
健康、教育及び娯楽	12,392	704	358	5.7	51	2.9	1	有f 344
ホテル及びレストラン	6,084	1,089	574	17.9	53	9.4	(36)	109
公益事業	4,516	1,069	64	2.3	55 61	1.4	28	3
その他	•						-	
	24,760	1,450	1,188	5.9	82	4.8	(19)	344
潜在的	-	-	1,007				(687)	-
第三者 合計	348,992	26,680	17,364	7.6	65	5.0	(1,316)	4,944
持株会社及び兄弟会社に対 する債権	1,323	-	-	-	-	_	-	_
処分グループ	60,142	1,330	536	2.2	40	0.9	194	300
顧客合計	410,457	28,010	17,900	6.8	64	4.4	(1,122)	5,244
内訳:								
英国								
ヘロ 個人向け - 抵当貸付(1)	113,520	1,394	191	1.2	14	0.2	(23)	76
- 無担保	15,923	1,674	1,452	10.5	87	9.1	290	546
	41,634	6,694	4,036	16.1	60	9.7	(222)	2,081
うち、商業用不動産	29,359	6,361	3,799	21.7	60	12.9	(181)	2,024
その他	113,024	3,283	1,823	2.9	56	1.6	91	848
潜在的	_	_	635	_	_	_	(231)	_
_	284,101	13,045	8,137	4.6	62	2.9	(95)	3,551
欧州								
個人向け - 抵当貸付(1)	15,629	3,268	1,178	20.9	36	7.5	7	9
一 (1) - 私 (1) (1) - 無担保	1,046	3,200 76	66	7.3	87	6.3	9	66
- 無担保 不動産及び建設	9,076	7,196	5,442	7.3 79.3	76	60.0	(784)	723
小動性及び建設 うち、商業用不動産	7,874	6,901	5,200	79.3 87.6	76 75	66.0	(886)	702
つら、 <i>尚耒用小動産</i> その他	18,861	2,759			75 71		(000)	702 559
潜在的	10,001	2,759	1,949 372	14.6		10.3		559
/日1エロソ 					-		(456)	4 057
_	44,612	13,299	9,007	29.8	68	20.2	(1,194)	1,357
銀行	21,591	42	40	0.2	95	0.2	(10)	9

銀行合計

する債権 処分グループ

持株会社及び兄弟会社に対

(1) 抵当貸付金は、顧客との関係の性質に基づいて、一定の事業により個人向け抵当貸付以外のセクターに計上されている。

0.2

95

0.2

(10)

9

40

REIL及び減損引当金フロー計算書

2,333

1,745

25,669

42

	REIL シチズン ズを除く(1)	シチズンズの REIL(1)	REIL合計(1)	減損引当金 シ チズンズを除 く	シチズンズの 減損引当金	減損引当金 合計
2015年	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
期首	26,722	1,330	28,052	17,404	536	17,940
為替換算及びその他の調整	(865)	29	(836)	(576)	17	(559)
追加	4,075	174	4,249	_	_	-
REILと潜在問題貸出の間の振替	(222)	_	(222)	_	_	_
正常履行勘定への振替	(1,120)	_	(1,120)	_	_	-
返済及び処分	(7,585)	(1,353)	(8,938)	_	(554)	(554)
貸倒償却額	(8,950)	(180)	(9,130)	(8,950)	(180)	(9,130)
過年度償却済債権取立額	_	_	-	172	78	250
継続事業からの損益計算書戻入計上額	_	_	_	(834)	_	(834)
非継続事業からの損益計算書損失計上 額	_	_	_	_	103	103

						ㅁᄪ
割引の振戻し	_	-	-	(144)	-	(144)
期末	12,055	-	12,055	7,072	_	7,072
2014年						
期首	37,803	1,323	39,126	24,536	518	25,054
為替換算及びその他の調整	(1,115)	75	(1,040)	(704)	21	(683)
追加	6,594	335	6,929	-	-	-
REILと潜在問題貸出の間の振替	(257)	_	(257)	-	-	_
正常履行勘定への振替	(1,460)	-	(1,460)	-	-	-
返済及び処分	(9,890)	(103)	(9,993)	-	-	-
貸倒償却額	(4,953)	(300)	(5,253)	(4,953)	(300)	(5,253)
過年度償却済債権取立額	-	-	-	98	103	201
継続事業からの損益計算書戻入計上額	_	_	_	(1,326)	-	(1,326)
非継続事業からの損益計算書損失計上 額	_	-	_	-	194	194
割引の振戻し	-	-	-	(247)	-	(247)
期末	26,722	1,330	28,052	17,404	536	17,940

貸出のリスク要素

以下の表は、貸出事務所の所在地に基づき、英国及び英国外の間でREILを分析したものである。

	201	5年	2014年								
	RE	IL.		減損貸出金		期日経過未収利息計上					
	減損貸出金	期日経過未 収利息計上	REIL シチズ ンズを除く (1)	シチズンズ のREIL(1)	REIL合計(1)	REIL シチズ ンズを除く (1)	シチズンズ のREIL(1)	REIL合計(1)			
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド			
- 英国	6,091	1,262	11,550	-	11,550	1,535	-	1,535			
- 英国外	4,677	25	13,532	1,330	14,862	105	-	105			
REIL合計	10,768	1,287	25,082	1,330	26,412	1,640	-	1,640			

注:

- (1) REILは、保有する担保(最終的な損失が発生した場合にかかる損失を減少させることがある。)又は記録された引当金を実行せずに記載されている。
- (2) 減損の手法に関する詳細については、上記「信用リスク」及び下記「第6 経理の状況、1 財務書類、会計方針、15 金融資産の減損」を参照のこと。

期限到来済の分析

以下の表は、貸借対照表日現在、期限到来済であるが、減損とはみなされていない顧客に対する貸出金を示したものである。

	2015年	2014年
	百万ポンド	百万ポンド
1 -29日期日経過	4,150	3,050
30-59日期日経過	769	784
60-89日期日経過	530	586
90日以上期日経過	1,287	1,640
合計 シチズンズを除く	6,736	6,060
シチズンズ	_	2,112
合計	6,736	8,172

セクター別の期限到来済の分析

個人向け 3,437 3,554

不動産及び建設	1,341	1,183
金融機関	187	60
その他企業	1,771	1,263
	6,736	6,060
シチズンズ	-	2,112
合計	6,736	8,172

有価証券及びAFS金融資産剰余金

債券

以下の表は、債券を発行体別及びIFRS測定分類別に分析したものであり、処分グループを含む。米国の中央及び地方政府には米国連邦機関が含まれる。その他の金融機関の分類には米国政府支援機関及び証券化事業体(後者は主に資産担保証券(以下「ABS」という。)に関連する。)が含まれる。格付は、スタンダード&プアーズ、ムーディーズ及びフィッチのうち最も低いものに基づいている。

	中央及び地方政府		その他の			うち、		
	英国	米国	その他	銀行	金融機関	企業	合計	ABS
2015年	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
トレーディング目的保有(HFT)	4,107	4,627	22,222	576	3,591	636	35,759	707
売却可能	9,110	10,265	11,293	1,639	4,670	15	36,992	2,252
貸出金及び債権	-	-	-	_	2,221	144	2,365	2,222
満期保有	4,911			_			4,911	
買い持高 処分グループを除く	18,128	14,892	33,515	2,215	10,482	795	80,027	5,181
処分グループ	14	94	122	162	21	6	419	139
合計 処分グループを含む	18,142	14,986	33,637	2,377	10,503	801	80,446	5,320
このうち、米国機関	-	=	_	_	806	-	806	-
売り持高(HFT)	(4,697)	(3,347)	(11,796)	(391)	(410)	(165)	(20,806)	
売却可能								
AFS金融資産剰余金(税込)	12	(78)	88	5	152	4	183	73
未実現利得総額 - 処分グループを除く	383	104	267	3	105	7	869	88
未実現利得総額 - 処分グループ		_	1	3			4	2
未実現利得総額 - 合計	383	104	268	6	105	7	873	90
未実現損失総額 - 処分グループを除く	(7)	(62)	(9)	(1)	(33)	(3)	(115)	(16)
未実現損失総額 - 合計	(7)	(62)	(9)	(1)	(33)	(3)	(115)	(16)
このうち、				,				
12ヶ月未満	(7)	(58)	(9)	(1)	(17)	(3)	(95)	-
12ヶ月超		(4)	-	_	(16)	_	(20)	(16)
								-
2014年								
トレーディング目的保有	6,218	7,709	24,448	1,385	7,366	1,976	49,102	3,559
公正価値で測定するものとして指定され たもの	_	_	-	_	1	-	1	
売却可能	4,747	5,230	9,472	3,276	4,769	46	27,540	3,488
貸出金及び債権	_	_	_	179	2,751	138	3,068	2,714
満期保有	4,537	_	_	_	_	_	4,537	_
 買い持高 シチズンズを除く	15,502	12,939	33,920	4,840	14,887	2,160	84,248	9,761
シチズンズ	_	5,781	_	_	9,512	_	15,293	15,275
RBSグループ会社による発行	_	_	_	6	17	3	26	_
合計	15,502	18,720	33,920	4,846	24,416	2,163	99,567	25,036
このうち、米国機関	_	6,222	_	_	10,860	_	17,082	16,053
売り持高(HFT)	(4,167)	(6,413)	(10,276)	(557)	(673)	(730)	(22,816)	_
					<u> </u>			

売却可能								
AFS金融資産剰余金(税込)	54	(52)	77	8	318	5	410	178
未実現利得総額-シチズンズを除く	451	144	300	8	142	6	1,051	128
未実現利得総額 - シチズンズ	-	66	-	_	195	_	261	261
未実現利得総額 - 合計	451	210	300	8	337	6	1,312	389
未実現損失総額-シチズンズを除く	(1)	(5)	(1)	-	(56)	(2)	(65)	(56)
未実現損失総額 - シチズンズ	_	(112)	-	_	(25)	_	(137)	(137)
未実現損失総額 - 合計	(1)	(117)	(1)	-	(81)	(2)	(202)	(193)
このうち、				,		,	'	
12ヶ月未満	(1)	(82)	(1)	_	(5)	_	(89)	(85)
12ヶ月超	_	(35)	_	_	(76)	(2)	(113)	(108)

キーポイント

- ・債券合計は、2015年中に42億ポンド(5%)減少したが、これは、全ての発行体の種類にわたるトレーディング目的保有ポジションの減少が、財務部門の流動性ポートフォリオにおける売却可能有価証券の増加によって大部分相殺されたことによるものであった。
- ・HFT:減少は、取引事業からの撤退、株式ポートフォリオの更改、貸借対照表の縮小及びリスクによるものであった。
- ・AFS:増加は、当行グループのための財務部門による流動性ポートフォリオ内のAFS有価証券の増加によるものであった。当行のABSポートフォリオの原資産は、米国の資産担保商品事業からの撤退及びキャピタル・レゾリューションにおけるその他の削減を反映して、同一条件による1年前の65%と比較して80%超が欧州起源であった。

格付

以下の表は、債券を発行体別及び外部格付別に分析したものである。格付は、スタンダード&プアーズ、ムーディーズ及びフィッチのうち最も低いものに基づいている。

		当行グループ							
	中块	央及び地方政	效府	_	その他の				
	英国	米国	その他	銀行	金融機関	企業	合計	うち、ABS	
2015年	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	
AAA	_	_	11,603	1,551	5,217	3	18,374	3,227	
AAからAA+	18,128	14,892	6,860	102	1,424	60	41,466	261	
AからAA-	_	_	8,737	420	1,881	147	11,185	335	
BBB-からA-	_	_	5,973	79	845	214	7,111	363	
投資不適格	_	_	342	32	526	200	1,100	446	
格付なし	_	_	_	31	589	171	791	549	
合計 処分グループを除く	18,128	14,892	33,515	2,215	10,482	795	80,027	5,181	
処分グループ	14	94	122	162	21	6	419	139	
合計	18,142	14,986	33,637	2,377	10,503	801	80,446	5,320	
2014年									
AAA	_	_	15,495	1,319	5,138	64	22,016	3,816	
AAからAA+	15,502	12,939	9,520	282	4,009	118	42,370	3,056	
AからAA-	_	_	4,413	2,542	2,413	340	9,708	567	
BBB-からA-	_	_	4,120	277	1,176	669	6,242	845	
投資不適格	_	_	275	50	713	603	1,641	640	
格付なし	-	_	97	370	1,438	366	2,271	837	
合計 シチズンズを除く	15,502	12,939	33,920	4,840	14,887	2,160	84,248	9,761	
シチズンズ	-	5,781	-	-	9,512	-	15,293	15,275	

26

99,567

3

2,163

17

24,416

4,846

有価証券報告書

25,036

					当行			
	中纪	央及び地方政	女府		その他の			
	英国	米国	その他	銀行	金融機関	企業	合計	うち、ABS
2015年	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
AAA	-	_	10,964	1,540	4,850	3	17,357	3,227
AAからAA+	18,128	10,863	5,976	51	621	55	35,694	258
AからAA-	-	-	8,736	153	1,881	136	10,906	335
BBB-からA-	_	_	5,973	73	820	198	7,064	363
投資不適格	_	_	342	32	524	200	1,098	446
格付なし	-	-	-	31	588	156	775	549
	18,128	10,863	31,991	1,880	9,284	748	72,894	5,178
持株会社及び兄弟会社による発行	-	_	_	-	3,708	_	3,708	3,069
	18,128	10,863	31,991	1,880	12,992	748	76,602	8,247
2014年								
AAA	_	_	13,667	1,075	4,985	65	19,792	3,655
AAからAA+	15,382	6,353	9,170	244	1,237	107	32,493	980
AからAA-	_	_	4,300	2,025	2,376	307	9,008	544
BBB-からA-	-	_	4,078	261	1,129	311	5,779	838
投資不適格	_	_	275	43	699	593	1,610	634
格付なし	-	-	97	370	1,401	348	2,216	800
	15,382	6,353	31,587	4,018	11,827	1,731	70,898	7,451
持株会社及び兄弟会社による発行	-	-	-	-	16,696	_	16,696	16,049

18,720

33,920

15,502

資産担保証券

持株会社及び兄弟会社による発行

合計

以下の表は、オンバランスの資産担保証券の格付を要約したものである。

6,353

31,587

4,018

28,523

1,731

87,594

23,500

15,382

		RMBS(1)					
	政府支援 又は同等(2)	プライム	非適格	サブ プライム	CMBS(1)	CDO及びCLO	その他 ABS	合計
2015年	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
AAA	_	266	749	2	_	77	2,133	3,227
AAからAA+	_	2	150	_	1	12	96	261
AからAA-	_	4	24	5	13	9	280	335
BBB-からA-	_	13	144	20	21	121	44	363
投資不適格(3)	_	23	25	143	24	169	62	446
格付なし(3)	_	10	_	1	470	25	43	549
合計 処分グループを除く	_	318	1,092	171	529	413	2,658	5,181
処分グループ	_	-	-	-	_	_	139	139
合計	_	318	1,092	171	529	413	2,797	5,320
2014年								
AAA		1,471	775	14	30	33	1,493	3,816
	2 012						•	•
AAからAA+	2,012	2	657	17	151	78	139	3,056
AからAA-	_	82	27	3	41	17	397	567
BBB-からA-	_	84	137	12	18	63	531	845
投資不適格(3)	_	14	38	135	65	292	96	640
格付なし(3)		22	_	24	474	40	277	837
合計 シチズンズを除く	2,012	1,675	1,634	205	779	523	2,933	9,761

シチズンズ	10,894	1,155	223	-	3,003	-	-	15,275
合計	12,906	2,830	1,857	205	3,782	523	2,933	25,036

注:

- (1) 住宅ローン担保証券、商業用不動産ローン担保証券。
- (2) 米国機関を含む。
- (3) トレーディング目的保有を含む。

株式

以下の表は、ユーロ圏諸国及び50百万ポンド超の残高があるその他の国につき、国別、発行体別及び測定分類別に、保有株式を分析したものである。HFTは、主に債券発行及び株式デリバティブの経済的ヘッジのために使用される。AFS残高は、主にリストラクチャリング・チームにおける債務の株式化取引を通じて取得した、非上場会社における個々には少額であるが多数の保有株である。

		HF	=T		_		AFS/D	FV(1)			
		その他の 金融機関 (2)	企業	合計	HFT売り 持高	銀行	その他の 金融機関 (2)	企業	AFS/DFV 合計	合計	AFS金融資 産剰余金
<u> </u>	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド
ルクセンブルグ	_	98	-	98	-	-	_	-	-	98	_
その他	1	35	28	64	(2)	5	5	5	15	79	
ユーロ圏全域	1	133	28	162	(2)	5	5	5	15	177	_
米国	-	23	7	30	-	-	40	2	42	72	3
英国	-	50	174	224	-	-	371	12	383	607	230
日本	-	-	70	70	-	-	1	-	1	71	-
オーストラリア	22	22	19	63	-	-	-	-	-	63	-
その他	12	8	32	52	_	-	26	1	27	79	42
合計 処分グ ループを除く 処分グループ	35 _	236	330	601	(2)	5 -	443 24	20	468 24	1,069	275 20
 合計	35	236	330	601	(2)	5	467	20	492	1,093	295
2014年			-		. , ,						
合計 シチズン ズを除く	367	972	3,385	4,724	(212)	5	281	193	479	5,203	99
シチズンズ		_	_		_	305	263	4	572	572	(2)
合計	367	972	3,385	4,724	(212)	310	544	197	1,051	5,775	97

注:

- (1) 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたものの残高は71百万ポンド(2014年度:239百万ポンド)であり、そのうち、61百万ポンドはその他の金融機関(2014年度:69百万ポンド)、10百万ポンドは企業(2014年度:170百万ポンド)であった。
- (2) 政府支援事業体を含む。

デリバティブ

要約

以下の表は、当行グループのデリバティブの公正価値を契約種類別に分析したものである。以下に示される時価評価(以下「mtm」という。)ポジション及び担保に関するマスター・ネッティング契約により、IFRSに基づく当行グループの貸借対照表においては純額表示となっていない。

	2015年			2014年	
想定元本	資産	負債	想定元本	資産	負債

	十億ポンド	百万ポンド	百万ポンド	十億ポンド	百万ポンド	百万ポンド
金利	19,766	205,564	194,740	27,288	268,114	259,440
為替レート	3,697	54,789	57,946	4,640	78,373	83,217
信用	66	908	839	124	2,238	2,605
株式及びコモディティ契約	18	547	740	78	3,119	3,516
	23,547	261,808	254,265	32,130	351,844	348,778
契約相手先mtmネッティング		(214,790)	(214,790)		(295,177)	(295,177)
現金担保		(27,614)	(25,729)		(32,629)	(30,016)
有価証券担保		(7,535)	(8,213)		(7,005)	(14,433)
シチズンズ及びその他の処分グループ加算前の 純エクスポージャー		11,869	5,533		17,033	9,152
シチズンズ		n/a	n/a		402	144
その他の処分グループ	2	30	28	-	-	-
純エクスポージャー合計	-	11,899	5,561	_	17,435	9,296
当行グループ会社に対する残高	34	1,275	1,283	43	2,738	2,005

評価性引当金

トレーディング勘定の金融商品を評価する際、ビッド・オファー・スプレッド、流動性及び信用リスクを考慮して仲値の評価額に対して調整が行われる。以下の表は、信用評価調整(以下「CVA」という。)及びその他の引当金を示している。CVAは、デリバティブ・エクスポージャーに内在するリスクを組み込むために市場参加者が行うと思われる公正価値の調整の見積りを表す。CVAの評価方法については、下記「第6経理の状況、1財務書類、財務諸表に対する注記」の注記9「金融商品-評価」参照。

	2015年	2014年
	百万ポンド	百万ポンド
信用評価調整	752	1,372
その他の評価性引当金		
- ビッド・オファー	304	395
- 調達評価調整	745	708
- 商品及び取引特性	619	613
	1,668	1,716
評価性引当金	2,420	3,088

キーポイント

- ・CVAは、2015年中の市場の動き(特に金利)、無担保デリバティブの純エクスポージャーの減少、実現デフォルト損失及び解約(tear-up)により、期間内に減少した。
- ・ビッド・オファー引当金の減少は、大部分がCIBにおけるリスク削減によるものであった。
- ・その他の引当金は、FVAが2015年中に市場の動きの結果として増加したにもかかわらず、おおむね変化しなかった。

信用デリバティブ

当行グループは、顧客のニーズを満たすため、また自己の信用リスクを軽減するために、信用デリバティブの取引を行う。自己勘定取引に関する信用デリバティブのエクスポージャーはごく限られている。 以下の表は、売買したプロテクションを分析したものである。

2015	5年	2014年				
想定元本	公正価値	想定元本	公正価値			

有価証券報告書

	購入	売却	購入	売却	購入	売却	購入	売却
当行グループ	十億ポンド							
顧客主導型取引/残余リスク(1)	21.9	16.5	-	0.2	52.0	49.9	0.9	1.4
信用ヘッジ - バンキング勘定(2)	0.9	-	0.1	-	1.8	-	0.1	_
信用ヘッジ - トレーディング勘定								
- 金利	15.1	9.4	(0.2)	(0.1)	13.8	5.8	0.2	0.3
- 信用及び抵当貸付市場	1.3	0.7	0.2	0.1	0.4	-	0.2	-
- その他	0.4	-	-	_	0.4	-	-	-
	39.6	26.6	0.1	0.2	68.4	55.7	1.4	1.7

		2015年		2014年		
	想定元本	純エクスポージャー	想定元本	 純エクスポージャー		
上記のうち、	十億ポンド	十億ポンド	十億ポンド	十億ポンド		
モノライン保険会社	0.5	0.1	0.1	_		
CDPC	8.4	_	15.2	_		

注:

- (1) 残余リスクは、2014年においてはキャピタル・レゾリューションにおける過去のポジションに関連している。
- (2) バンキング勘定における信用ヘッジは、主にキャピタル・レゾリューションにおけるポートフォリオ管理に関連している。



(F) 市場リスク

定義

市場リスクは、金利、信用スプレッド、為替レート、株価、コモディティ価格及びその他の要因の変動 (例えば市場予想変動率)から発生する損失のリスクで、利益、経済価値又はその両方の減少につながる 可能性があるものである。

当行グループは、そのトレーディング業務を通じてトレーディング市場リスクに、またそのバンキング活動を通じて非トレーディング市場リスクにさらされている。多くの点において、当行グループは、トレーディング勘定及び非トレーディング勘定の規制上の定義に概ね沿って、トレーディング市場リスク及び非トレーディング市場リスクのエクスポージャーを別個に管理している。

本項における以下の開示は監査済である。

- ・トレーディング市場リスク 内部VaR
- ・非トレーディング市場リスク 金利リスクVaR、非トレーディング勘定(主にCIB及びキャピタル・レ ゾリューション)の内部VaR、ストラクチャード信用ポートフォリオ、為替リスク

本項における開示は、当行グループ全体又は当行グループ内の個々の法主体の単体ベースのいずれかに 関連している。選択は、当行グループがリスクを管理する方法又は当行グループがリスク測定を規制当局 に報告する際のベースを反映している。

以下の開示は、個々の法主体ベースで提示されている。

- ・トレーディング市場リスク:
 - ・内部VaR
 - ・規制上のVaRバックテスト
 - ・最低資本所要額
- ・非トレーディング市場リスク:
 - ・非トレーディング勘定(主にCIB及びキャピタル・レゾリューション)の内部VaR

法主体は、問題となるリスク測定に対する重要性に基づき選定される。

他の全ての開示は、当行グループ全体ベースである。

各表又はグラフの導入部の文章は、開示の表示基準を示している。

リスク源 (無監査)

トレーディング市場リスク

トレーディング市場リスク・エクスポージャーの大部分は、CIB及びキャピタル・レゾリューションで発生する。

当行グループのトレーディング業務の主たる目標は、その顧客(世界中の大企業及び金融機関を含む。)に対して様々なファイナンス、リスク管理及び投資サービスを提供することである。市場リスクの観点から、トレーディング業務は、通貨、新興市場、金利、資産担保商品及びトレーディング・クレジットという市場内に含まれる。

当行グループは、債券、貸出金、預金及び株式を含む金融商品、並びに証券金融及びデリバティブの取引を行う。

これらの取引の一部は、取引所における金融商品の取引又は決済(金利スワップ、先物及びオプションを含む。)を伴う。これらの商品の保有者は、取引所において、現金又は他の有価証券により証拠金を日次で差し入れる。

その他の商品は、取引所では取引されない。これらの店頭取引のうち、標準条件での取引は、中央清算機関を通じて決済され得るが、より複雑な取引は契約相手先と直接決済され、カウンターパーティ信用リ

スクを発生させる可能性がある。カウンターパーティ信用リスクの管理に関する更なる情報については、 上記「(D) 信用リスク」参照。

非トレーディング市場リスク

非トレーディング市場リスク・エクスポージャーの大部分は、全てのフランチャイズにおけるリテール 及びコマーシャル・バンキング業務から、トレーディング目的保有として分類されない資産及び負債から 生じている。

非トレーディング市場リスクは、一般に、金利リスク、為替リスク及び株式リスクという3つの主要カテゴリーに沿って管理されている。

金利リスク

非トレーディング金利リスク(以下「NTIRR」という。)は、異なる金利特性を持つ幅広いバンキング商品を顧客に提供することから発生する。統合した場合、これらの商品は、市場金利の変動に対する様々な程度の感応度を持つ資産及び負債のポートフォリオを形成する。これらの性質のミスマッチは、金利の変動に伴い、受取利息純額の変動を生む可能性がある。

NTIRRは、4つの主なリスク要因、金利改定リスク、イールドカーブ・リスク、ベーシス・リスク及びオプショナリティ・リスクからなる。更なる情報については、下記「非トレーディング市場リスク、リスク測定、金利リスク」を参照のこと。

為替リスク

非トレーディング為替リスク・エクスポージャーは、以下の2つの主要なリスク源から発生する。

- ・構造的為替リスク:ポンドとは異なる場合における、海外の子会社、支店及び共同支配の取決めに配置されている資本並びに関連する通貨の調達から発生する。
- ・取引為替リスク:取引実施の機能通貨以外の通貨による顧客取引及び損益から発生する。

株式リスク

非トレーディング株式リスクは、非トレーディング勘定の株式ポジションの価値の変化から発生する利益及び剰余金における潜在的変動である。株式エクスポージャーは、戦略的買収、ベンチャー・キャピタルへの投資及び一定の再編取決めを通じて発生する可能性がある。

年金リスク

年金関連の活動も、市場リスクを発生させる。

リスク・ガバナンス (無監査)

RBSグループの市場リスク機能は、トレーディング及び非トレーディングの両方の活動から生じる市場リスクの特定、測定、監視及び統制に責任を負う。

リスク・ガバナンスに関する全般的な情報については、上記「(A) リスクの概要 - リスク・ガバナンス」を参照のこと。

トレーディング及び非トレーディングの市場リスクのガバナンス、管理及び測定に関するより具体的な 情報は、以下のそれぞれの項に記載されている。

リスク統制及び保証

リスク統制及び保証に関する情報については、上記「(A) リスクの概要」を参照のこと。

トレーディング市場リスク

リスク評価

トレーディング市場リスクの特定及び評価は、事業ライン又は連結レベルでの市場リスク情報の収集、 分析、監視及び報告を通じて実現される。業界の専門知識、継続的なシステム開発及びストレス・テスト のような技術もまた、全ての重要な市場リスクの特定及び評価の有効性を高めるために使用される。

これは、市場リスク・チームに予定される全ての新商品に関連する市場リスクを評価及び定量化することを要求する新商品リスク評価プロセスにより補足されている。

リスクの監視(無監査)

トレーディング市場リスク・エクスポージャーは、上限と比較して監視され、市場リスクの報告及び統制機能により日次で分析される。エグゼクティブ・リスク・フォーラムにより設定される上限と比較して市場リスク・エクスポージャーを要約した日次報告書が、RBSグループ・チーフ・リスク・オフィサー及び全ての機能にわたる市場リスク・マネジャーに対して送付される。

市場リスク機能は、また、より精細度の高い上限及びトリガーのセットと比較してエクスポージャーを 詳述した日次リスク報告書を作成する。

上限の報告は、規制資本及びストレス・テスト情報並びに臨時報告により補完される。

市場リスクの更新情報もまた、経営委員会、取締役会リスク委員会及びRBSグループ取締役会に提供されるRBSグループ・リスク管理月次報告書に含められる。更新情報は、リスク選好度に関連するリスク・プロファイルに焦点を当てる。また、主要なリスク及び傾向を、関連する問題及び市場トピックの検討と共に取り扱う。

報告及び更新は、市場リスク機能、上級経営陣及びフロント・オフィスの間におけるトレーディング市場リスク・エクスポージャー及び関連する問題の頻繁なレビュー及び検討を推進する。

リスク測定

RBSグループは、トレーディング市場リスクを測定するために包括的な一連の方法論及び技術を使用する。



主な測定方法は、バリューアットリスク(以下「VaR」という。)及びストレス・バリューアットリスク (以下「SVaR」という。)である。これらのモデル評価方法によって適切に捕捉されないリスクは、RBSグループが市場リスクのために適正な資本を持つよう確保するために、VaRに含まれないリスク(以下「RNIV」という。)のフレームワークにより捕捉される。更に、脆弱性並びにVaR及びSVaRを上回る潜在的損失を特定するために、ストレス・テストが使用される。

これらの測定方法に対する主要なインプットは、市場データ及び感応度である。感応度は、市場リスク 上限フレームワークの対象である市場パラメーターの小さな変化から生じる取引又はポートフォリオの価 値における変化を参照する。 これらの方法は、相関効果を捕捉すること、並びにRBSグループが各リスク種類の特性を考慮に入れつつ、リスク種類、市場及び事業ラインを横断したトレーディング市場リスクの総合的見解を形成できるようにすることを目的として設計されている。

バリューアットリスク (無監査)

VaRは、所定の信頼水準による、特定の対象期間中におけるポートフォリオの市場価値の潜在的変化(ひいては損益計算書に対する影響)の統計的見積りである。

内部のリスク管理の目的上、VaRは、対象期間1取引日及び信頼水準99%を前提としている。VaRモデルは、過去500日からの市場データを均等加重ベースで使用するヒストリカル・シミュレーションに基づいている。

当行グループの内部トレーディングVaRモデルは、規制機関により承認された商品を含む全てのトレーディング勘定ポジションを捕捉する。

内部VaRモデルは、以下のリスク要因の損益計算書に対する潜在的な影響を捕捉する。

- ・金利リスク:現物商品及びデリバティブに対する金利及びボラティリティの変化の影響から発生する。これには、金利テナー・ベーシス・リスク及びクロスカレンシー・ベーシス・リスクが含まれる。
- ・信用スプレッド・リスク:ソブリン債、社債、証券化商品及び信用デリバティブの信用スプレッドの 変化の影響から発生する。
- ・通貨リスク:為替相場及びボラティリティの変化の影響から発生する。
- ・株式リスク:株価、ボラティリティ及び配当率の変化の影響から発生する。
- ・コモディティ・リスク:コモディティ価格及びボラティリティの変化の影響から発生する。

上記の要因の構成要素である以下の種類のリスクも考慮される。

- ・ベーシス・リスク:ヘッジ戦略における2つの商品間の不完全な相関が、過度の損益の可能性を作り 出し、よってポジジョンに対してリスクが追加されるリスクである。
- ・期限前弁済リスク:固定金利有価証券に係る元本の早期で予定外の弁済に関連するリスクである。
- ・インフレ・リスク:インフレ率及び関連するボラティリティの変化の結果として商品の価値が減少するリスクである。

ストレスVaR (SVaR) (無監査)

VaRと同様に、SVaR技法は、所定の信頼水準で、特定の対象期間中におけるポートフォリオの市場価値の 潜在的変動の見積りを出す。SVaRは、ストレスのかかった市況1年間からの過去データを用いるVaRベース の測定である。

リスクのシステムは、2005年1月1日から最新のVaR測定日まで250日間を1日ずつ前方に動かした各期間について、その時点のポートフォリオに対する99%のVaRのシミュレーションを行う。SVaRは、シミュレーション結果のうち最悪のVaRである。

これは、定期的な500日間の過去データのセットに基づくVaRとは対照的である。内部リスク管理及び規制目的上のSVaRの計算の両方の目的上、対象期間10取引日が信頼水準99%と共に前提とされる。

内部のトレーディングSVaRモデルは、全てのトレーディング勘定ポジション(規制当局により承認された商品、所在地及び法主体のもの以外を含む。)を捕捉する。

VaRに含まれないリスク (RNIV) (無監査)

RNIVアプローチは、例えば十分な過去データがないために、VaR及びSVaRのモデル法では十分に捕捉されない市場リスクについて使用される。RNIVフレームワークは、VaR及びSVaRの技法により適切に捕捉するこ

とができない市場リスクを定量化するために、また、RBSグループが適正な資本を持つよう確保するために 開発されている。

RNIVの計算の必要性は、一般的に、以下の2つの状況、すなわち()新商品リスク評価プロセスの一部として、リスク・マネジャーが関連リスクがVaRモデルでは適切に捕捉されないと評価した場合に、又は () VaRモデルをレビューする際におけるモデル・リスク管理機能若しくはリスク検証チームによる勧告の結果として、のいずれかにおいて特定される。

RNIVの計算は、VaRモデルにおいて捕捉されないリスクの資本見積りを提供するものであり、上級経営陣及び規制当局との間で定期的な報告及び検討がなされる。重要なRNIVの計算において使用される方法論は、モデル・リスク機能により内部的にレビューされる。適切な場合には、RNIVを発生させる特定のリスク要因を統制するために、リスク・マネジャーが感応度上限を定める。RNIVの計算は、VaR及びSVaRにおけるモデル承認のための範囲内で全ての市場リスクを捕捉することへのRBSグループの継続的なモデル及びデータ改善の努力の不可欠の一部を形成している。

RBSグループは、RNIVの定量化のために2つのアプローチを採用している。

- ・VaR / SVaRアプローチ。このアプローチの下では、() VaR RNIV、及び() SVaR RNIVという 2 つ の値が計算される。
- ・ストレス・シナリオ・アプローチ。このアプローチの下では、10日間の極端だが蓋然性のある市場動 向の評価が、ストレス型の損失の数値(ストレスベースRNIV値)を出すために、ポジション感応度と 組み合わせて使用される。

PRAによるVaRの承認の対象である各法主体については、RNIVの数値は合算され、()合計VaR RNIV、()合計SVaR RNIV、及び()合計ストレスベースRNIVという3つの測定値が得られる。それぞれの分類において、RNIVの間の潜在的な分散化の利益は無視される。

ストレス・テスト(無監査)

RBSグループは、脆弱性及びVaRを超える又はVaRでは捕捉されない潜在的損失を特定するため、日次で市場リスクのストレス・テストを行う。計算されたストレスは、リスク要因の変化がトレーディング及び売却可能のポートフォリオの公正価値に及ぼす影響を測定する。

RBSグループは、ヒストリカル・ストレス・テスト、マクロ経済的ストレス・テスト及び脆弱性ベースのストレス・テストを実施する。

シナリオベースの感応度分析は、定義された市場リスク要因の変動に対する現在のポートフォリオの感応度を測定する。かかるリスク要因の変動及び結果として発生する価値の変化は、一般的に、他のストレス・テストにおいて考慮されるものよりも小さい。

ヒストリカル・ストレス・テストは、内部管理のために使用される測定である。VaRのために使用される ヒストリカル・シミュレーションのフレームワークを使用して、現在のポートフォリオに2005年1月1日 以降の過去データを用いてストレスをかける。この方法論では、リスク要因及び事業に特有の保有期間を 想定して、一定期間にわたる過去のリスク要因の変動により発生する可能性がある99.9パーセンタイルの 損失の影響のシミュレーションが行われる。

ヒストリカル・ストレス・テストは、市場リスク上限フレームワークの一部を形成し、その結果は日次で上級経営陣に報告される。

マクロ経済的ストレス・テストは、全社規模のリスク間資本計画プロセスの一部として、定期的に実施されている。シナリオのナラティブは、エコノミスト、リスク・マネジャー及びフロント・オフィスにより、過去の事象及び洞察を使用して、リスク要因ショックへと転換される。市場リスクのストレス結果は、他のリスクのものと統合されて資本計画となり、取締役会に対して提出される。リスク間資本計画プ

ロセスは、計画対象期間5年間で、年に2回、4/5月と10/11月に実施される。シナリオのナラティブは、規制上のシナリオと、会社が特定するマクロ経済的シナリオの両方を含んでいる。

脆弱性ベースのストレス・テストは、ポートフォリオの分析で始まり、ポートフォリオが重大な損失を被る可能性がある、蓋然性のあるいわゆる脆弱性シナリオの観点から、ポートフォリオの主要な脆弱性を示す。これらのシナリオは、ヒストリカルなもの、マクロ経済的なもの又は将来的 / 仮説的なものであり得る。脆弱性ベースのストレス・テストは、内部の管理情報のために使用され、上限には服さない。しかし、関係するシナリオは、上級経営陣に報告される。

経済資本(無監査)

市場リスクの経済資本フレームワークは、トレーディング勘定における市場リスク及びデフォルト・リスクを計算するためにモデルを使用し、上限設定及び市場リスク管理のために使用される他のモデルと合わせられる。その結果は、RBSグループ規模の経済資本プログラムの一環としての全リスク種類の統合を可能とするため、他の経済資本モデルと一致するよう通年換算される。

評価及び独立した価格検証

トレーダーは、トレーディング勘定の資産及び負債が公正価値で測定されるよう確保して、自らのトレーディング勘定のポジションを日次で時価評価する責任を負う。ポジションの再評価による損益は、日次で損益計算書に計上される。

商品の統制担当者は、独立した価格検証プロセスが、その事業が保有する全てのトレーディング勘定のポジションを対象として実施されるよう確保する責任を負う。独立した価格検証及びトレーダーの監督は、フロント・オフィスのポジションの値付けに対する主要な統制である。

非トレーディング市場リスク

リスク・ガバナンス

RBSグループは、非トレーディング市場リスクの3つの主要カテゴリーを個別に管理する。カテゴリーは、非トレーディング金利リスク、非トレーディング為替リスク及び非トレーディング株式リスクである

チーフ・リスク・オフィサーは、非トレーディング市場リスクの日々の統制に対する責任を、市場リスク担当取締役に委譲している。

非トレーディング市場リスク・ポジションは、金利の場合は毎月、また為替及び株式リスクについては四半期毎に、ALCo及び取締役会に対して報告される。

エグゼクティブ・リスク・フォーラム(以下「ERF」という。)は、非トレーディング市場リスクのフレームワークを承認する。非トレーディング市場リスク方針書は、有効な特定、測定、報告、軽減、監視及び統制を通じたガバナンス及びリスク管理フレームワークを定めている。

非トレーディング市場リスクの管理のために使用される主要なモデルは、検証手続の恩恵を受けている。

リスクの評価、監視及び軽減

金利リスク(無監査)

非トレーディング金利リスク(NTIRR)の要素は、以下の通り分類される。

・金利改定リスク:異なる日において資産及び負債のポジションが満期となり(固定金利ポジションの場合)又は金利が改定される(変動金利ポジションの場合)際に発生する。かかるミスマッチは、金利の変動に伴う受取利息純額及び経済価値の変動を生じさせる可能性がある。

- ・イールドカーブ・リスク:利回り曲線(イールドカーブ)の形における予期せぬ変化(異なる満期時点での金利が異なる動きをする等)から発生する。かかる動きは、受取利息及び経済価値の変動を生じさせる可能性がある。
- ・上記の2つのリスク要因は、純自由準備金(又は株式その他の低固定金利若しくは無利子の債務残高 (当座勘定を含むがこれに限定されない。)に対する純エクスポージャー)をヘッジする満期を迎え たスワップの再投資から生じるデュレーション・リスクを含んでいる。
- ・ベーシス・リスク:同一の満期を持つ関連商品が、異なる参照利回り曲線を使用して評価される場合 に発生する。異なる参照曲線の間のスプレッドの変化は、資産、負債又はデリバティブ商品の評価の 予期せぬ変化又はその間の収入格差を引き起こす可能性がある。これは、例えば、リテール及びコマーシャル・ポートフォリオにおいて、イングランド銀行の基準金利に基づいて評価される商品が、 LIBOR連動商品により資金調達される場合に発生する。
- ・オプショナリティ・リスク:顧客が違約金なしに取引を終了、前払い又はその他により変更する権利 を有する場合に発生し、資産、負債又はオフバランスの商品のキャッシュ・フローの時期又は大きさ における変化をもたらす。

多くの非トレーディング勘定ポートフォリオの長期的性質、並びにそれらの変化する金利改定の特徴及び満期により、受取利息純額は、金利に変化がない場合でも、期間毎に変動することがあり得る。ある期間に組成された新規の事業は、結果として生じるポートフォリオが従前の期間において組成されたポートフォリオと異なる場合には、エクスポージャーがヘッジされている程度により、RBSグループの金利感応度を変更させる。

RBSグループの方針は、金利感応度を、下位レベルに段階適用する前にERFが承認しALCoが是認したリスク限度内で管理することである。これには、特に、金利感応度及びVaR上限が含まれる。

これらの上限内でエクスポージャーを管理するため、RBSグループは、その金利ポジションを集計し、現金及びデリバティブ(主に金利スワップ)を使用して外部的にヘッジする。

この仕事は、RBSグループ財務部門により遂行されており、同部門に対して、CIBを除く全ての事業は、そのNTIRRの大部分を移管する。主要なエクスポージャー及び上限の使用状況は、RBSグループALCo及びRBSグループ取締役会に月に1回報告される。

為替リスク

唯一の重要な非トレーディング未決済通貨ポジションは、外国の子会社、支店及び関連会社への投資並びにそれらに関連する通貨による資金提供から発生する構造的外貨エクスポージャーである。これらのエクスポージャーは、ALCoから委譲された権限に基づいて、RBSグループ財務部門により評価され、事前定義されたリスク選好度の水準に管理される。RBSグループ財務部門は、為替レートの変動からのRBSグループの普通株式等Tier 1 (CET1)比率に対する潜在的なボラティリティの影響を、構造的未決済通貨ポジションを維持することにより制限しようと努めている。国外事業における純投資の再換算からの損益は、資本の剰余金に認識され、主にポンド以外の通貨建てのRWAの再換算から生じる為替レートの変動に対する自己資本比率の感応度を下げている。ある通貨について、RWAに対する構造的未決済ポジションの比率がRBSグループのCET1比率と等しい場合に、感応度は最小となる。為替レートに対するCET1資本比率の感応度は、毎月監視され、少なくとも四半期毎にALCoに報告される。

顧客取引から発生する為替エクスポージャーは、RBSグループの方針に沿って、事業により定期的に売却される。

株式リスク

非トレーディング株式リスクは、非トレーディング勘定の株式の価値の変化から発生する利益及び剰余金における潜在的変動である。かかるリスクは、投資前に特定され、その後統制のフレームワークを通じて軽減される。

戦略的な性質の投資、買収又は処分は、RBSグループの買収・処分委員会(以下「ADCo」という。)に付託される。ADCoが実行を承認した場合、かかる取引は、承認を求めてRBSグループの取締役会、RBSグループの経営委員会、RBSグループのチーフ・エグゼクティブ・オフィサー、RBSグループのチーフ・フィナンシャル・オフィサー又は必要に応じてその他に付託される。戦略的な性質ではない非トレーディング勘定の株式ポジション(例えば、顧客の再編など)を買収又は保有する決定は、与信承認フレームワークに基づいて委譲権限を有する正当な者によって行われる。

リスク測定

金利リスク (無監査)

NTIRRは、経済価値ベース若しくは利益ベースの見通し(又はその両方)から測定することができる。価値ベースのアプローチは、より長い時間枠にわたるオンバランスの資産及び負債の価値(全てのキャッシュ・フローを含む。)の変化を測定する。利益ベースのアプローチは、金利における費用の損益計算書に対する潜在的な短期(一般的に1年間)の影響を測定する。

RBSグループは、その金利リスクを定量化するために両方のアプローチ - 価値ベースのアプローチとして VaR、また利益ベースのアプローチとして受取利息純額(以下「NII」という。)の感応度 - を使用する。

これら2つのアプローチは、ある時点において金利リスクが貸借対照表に与える影響について、異なるが補足的な見解を提供する。NII感応度アプローチにおいて使用されるシナリオは、事業の想定と金利の変化に伴う顧客行動のシミュレーションによる変更を組み入れている。一方、VaRアプローチは、裏付けとなる静的なポジションを想定しており、したがって、金利リスクの動的な測定を提供するものではない。更に、NII感応度の計算は、12ヶ月の対象期間について測定され、よって貸借対照表上のリスクのより短期的な見解を提供するが、VaRアプローチは、感応度分析において捕捉されないリスク、特に12ヶ月を超えるデュレーション・リスク及び金利改定リスクの利益に対する影響を特定することができる。

NII感応度は、RBSグループレベルで計算及び監視される。

為替リスク

当行グループは、当行グループの海外の子会社及び関連会社に対する投資並びにそれに関連する通貨の 調達から発生する構造的外貨換算エクスポージャー以外には、重要な非トレーディング未決済通貨ポジ ションは維持していない。

当行グループの構造的外貨エクスポージャーは以下の表の通りである。

	国外事業の 純資産	非支配持分 (以下「NCI」 という。)	NCI を除く 国外事業の 純資産	純投資へッジ	構造的 外貨エクスポー ジャー
2015年	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
米ドル	359	_	359	(7)	352
ユーロ	5,234	_	5,234	(573)	4,661
スイスフラン	797	_	797	(711)	86
その他ポンド以外	1,035	_	1,035	(602)	433
	7,425	_	7,425	(1,893)	5,532
- 2014年					_
	2,627	_	2,627	(700)	1,927

米ドル - シチズンズ	7,868	(2,321)	5,547	(2,013)	3,534
米ドル - 合計	10,495	(2,321)	8,174	(2,713)	5,461
ユーロ	3,935	-	3,935	(184)	3,751
スイスフラン	930	-	930	(902)	28
その他ポンド以外	1,406	-	1,406	(898)	508
	16,766	(2,321)	14,445	(4,697)	9,748

キーポイント

- ・2015年12月31日現在の当行グループの構造的外貨エクスポージャーは、2014年末現在から42億ポンド減の55億ポンドとなった。
- ・エクスポージャーの減少は、大部分がシチズンズの処分によるものであった。かかる処分は、純資産を79億ポンド、NCIを23億ポンド及びヘッジを20億ポンド減少させた。
- ・年度中のその他の主要な動きには、訴訟引当金に関連する米ドル建ての純資産の減少20億ポンドが含まれるが、主にアルスター・バンクRoIの寄与によるユーロ建ての純資産の増加13億ポンドにより一部相殺された。
- ・為替レートの変動は、構造的外貨エクスポージャーに比例して資本に影響を与える。例えば、外国通貨が5%の対ポンド高又は対ポンド安となると、それぞれ資本において利得又は損失3億ポンド(2014年度:5億ポンド)が生じることになる。

ストラクチャード信用ポートフォリオ

当行グループのストラクチャード信用ポートフォリオは、その非流動的な性質により、想定元本ベース及び公正価値ベースで測定される。キャピタル・レゾリューションの戦略に沿って、原資産、主にローン担保証券が売却されたことを反映して、想定元本及び公正価値は、それぞれ39百万ポンド及び49百万ポンドに減少した(2014年度:4億ポンド及び3億ポンド)。

規制資本の計算 (無監査)

RBSグループは、NTIRR及び非トレーディング勘定為替エクスポージャーという2種類の非トレーディング市場リスク・エクスポージャーのための資本を保有している。

NTIRRのための資本は、ピラー2A手続に基づいて捕捉される。これは、1年間の対象期間におけるRBSグループの経済価値に対する潜在的影響を考慮して計算される。NTIRRの4つの主なリスク源である金利改定リスク、イールドカーブ・リスク、ベーシス・リスク及びオプショナリティ・リスクが計算において捕捉される。

ピラー1資本は、CRR第455条及び第92条(3)cに概説されている通り、非トレーディング勘定為替エクスポージャーのために保有しなければならない。構造的外貨エクスポージャーは、CRR第352条(2)に概説される計算から除外されている。かかるエクスポージャーはピラー2Aに基づいて考慮される。

非トレーディング株式リスクは、信用リスクRWAにおいて捕捉されている。

内部自己資本比率評価プロセス(ICAAP)に基づく資本の計算は、経済資本の目的にも使用されている。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

2015年12月31日に終了した事業年度における不動産(投資不動産を除く。)、コンピューターその他の設備に対する当行グループの設備投資総額は、621百万ポンド(2014年度:427百万ポンド、2013年度:540百万ポンド)であった。

貸借対照表上の固定資産については、「第6 経理の状況、1 財務書類、財務諸表に対する注記」の注記 17を参照のこと。

2【主要な設備の状況】

上記「1 設備投資等の概要」を参照のこと。

3【設備の新設、除却等の計画】

「第6 経理の状況、1 財務書類、財務諸表に対する注記」の注記17を参照のこと。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

(2015年12月31日現在)

			<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>
	授権株数(株) ⁽¹⁾	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株) ⁽¹⁾
額面1ポンド普通株式		6,608,516,810	
額面0.01米ドル非累積型優先株式 ⁽²⁾		58,350,000	
額面0.01ユーロ非累積型優先株式 ⁽²⁾		500,000	
額面 1 ポンド永久ゼロクーポン優先株式			
額面1ポンド非累積型優先株式			

注:

- (1) 2006年会社法の施行前、英国企業の授権資本は、発行済株式資本と未発行株式資本に分けられ、その発行は各企業の定款及び取締役に付与された特定の権限により決定された。当行が2006年会社法を反映するために定款を変更した2010年4月28日以降、授権資本は存在しなかった。
- (2) これらの非累積型優先株式は、RBSGの発行する優先株式の条件を概ね反映した条件で当行からRBSGに対して発行されている。
- (3) 2016年12月31日以降の変更については、「第1 本国における法制等の概要、1 会社制度等の概要、(2) 提出会社の定款等に規定する制度」を参照のこと。

【発行済株式】

(2015年12月31日現在)

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
記名式額面株式 1 株当たりの額面金額 1 ポンド	普通株式	6,608,516,810	該当なし	権利内容に何ら 限定のない当行 における標準と なる株式
記名式額面株式 1株当たりの額面金額 0.01米ドル	非累積型優先株式	58,350,000	該当なし	(1)
記名式額面株式 1株当たりの額面金額 0.01ユーロ	非累積型優先株式	500,000	該当なし	(1)
記名式額面株式 1 株当たりの額面金額 1 ポンド	永久ゼロクーポン 優先株式		該当なし	(1)
記名式額面株式 1 株当たりの額面金額 1 ポンド	非累積型優先株式		該当なし	(1)
計		6,667,366,810		

- (1) 各種優先株式の内容については、「第1 本国における法制等の概要、1 会社制度等の概要、(2) 提出会社の 定款等に規定する制度」を参照のこと。これらの優先株式は、当行の資本及び資金調達力を改善するために発行されている。
- (2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項なし

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

普通株式

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (ポンド(円))	資本金残高 (ポンド(円))
2010年12月31日現在		6,608,516,808		6,608,516,808 (1,063,905,120,920)
2011年12月31日現在		6,608,516,808		6,608,516,808 (1,063,905,120,920)
2012年12月31日現在 ⁽¹⁾	1	6,608,516,809	1 (161)	6,608,516,809 (1,063,905,121,081)
2013年12月31日現在 ⁽²⁾	1	6,608,516,810	1 (161)	6,608,516,810 (1,063,905,121,242)
2014年12月31日現在		6,608,516,810		6,608,516,810 (1,063,905,121,242)
2015年12月31日現在		6,608,516,810		6,608,516,810 (1,063,905,121,242)

注:

- (1) 2012年9月10日、額面1ポンドの普通株式1株がRBSGに割り当てられた。かかる普通株式1株は、実質的に全てのRBS N.V.のオランダ及びEMEA事業の当行への譲渡に関連するRBS II B.V.とのクロスボーダー合併により、706百万ポンドのプレミアム付きで発行された。
- (2) 2013年に、RBS N.V.のルーマニア事業の当行への譲渡に関連するアールビーエス・バンク (ルーマニア)エスエイとのクロスボーダー合併により、普通株式1株が209百万ポンドのプレミアム付きで発行された。

優先株式

(a) 額面0.01米ドル非累積型優先株式

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (米ドル(円))	資本金残高 (米ドル(円))
2010年12月31日現在		59,200,000		592,000 (64,995,680)
2011年12月31日現在		59,200,000		592,000 (64,995,680)
2012年12月31日現在		59,200,000		592,000 (64,995,680)
2013年12月31日現在		59,200,000		592,000 (64,995,680)
2014年12月31日現在 ⁽¹⁾	850,000	58,350,000	8,500 (933,215)	583,500 (64,062,465)
2015年12月31日現在		58,350,000		583,500 (64,062,465)

注:

(1) 2014年6月26日、当行はRBSGが保有する額面0.01米ドルの非累積型優先株式850,000株を償還した。

(b) 額面0.01ユーロ非累積型優先株式

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (ユーロ(円))	資本金残高 (ユーロ(円))
2009年 ⁽¹⁾	2,526,000	500,000	25,260 (3,102,181)	5,000 (614,050)
2010年12月31日現在		500,000		5,000 (614,050)
2011年12月31日現在		500,000		5,000 (614,050)
2012年12月31日現在		500,000		5,000 (614,050)
2013年12月31日現在		500,000		5,000 (614,050)
2014年12月31日現在		500,000		5,000 (614,050)
2015年12月31日現在		500,000		5,000 (614,050)

注:

(1) 2009年7月、当行はRBSGが保有する額面0.01ユーロの非累積型優先株式2,526,000株を償還した。

(c) 額面 1 ポンド永久ゼロクーポン優先株式

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (ポンド(円))	資本金残高 (ポンド(円))
2001年 ⁽¹⁾	35		35 (5,635)	()
2010年12月31日現在				()
2011年12月31日現在				()
2012年12月31日現在				()
2013年12月31日現在				()
2014年12月31日現在				()
2015年12月31日現在				()

注:

(1) 2001年2月及び4月、当行は額面1ポンドの永久ゼロクーポン優先株式それぞれ4.5百万株及び6.0百万株を、純 手取金10.5百万ポンドで発行した。2001年7月、当行は、額面1ポンドの永久ゼロクーポン優先株式45.5百万株の 全てを、45.5百万ポンドの費用で償還した。

(d) 額面1ポンド非累積型優先株式

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (ポンド(円))	資本金残高 (ポンド(円))
2009年 ⁽¹⁾	126,350,000		126,350,000 (24,087,364,000)	()
2010年12月31日現在				()
2011年12月31日現在				()
2012年12月31日現在				()
2013年12月31日現在				()
2014年12月31日現在				()
2015年12月31日現在				()

注:

(1) 2009年7月、当行はRBSGが保有する額面1ポンドの非累積型優先株式126,350,000株を、額面1ポンドの普通株式に転換した。

(4)【所有者別状況】

当行の普通株式及び非累積型優先株式はロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループ・ピーエルシーが100%保有している。

(5)【大株主の状況】

2015年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	Ż	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
	** EI E I I I O	額面1ポンド普通株式	6,608,516,810	
ロイヤルバンク・ オブ・スコットランド・グループ・	英国EH12 1HQ エジンバラ市 ゴガバーン私書箱	額面0.01米ドル非累積型 優先株式	58,350,000	100
ピーエルシー	1000	額面0.01ユーロ非累積型 優先株式	500,000	

2【配当政策】

当行の普通株式は全て、RBSGが保有しており、かかる株式に対する配当は、当行及びRBSGの資本状況及び 資金需要を考慮に入れて取締役会により決定される。

2015年度に支払われた普通配当金はない。

3【株価の推移】

該当事項なし

4【役員の状況】

(1) 取締役会

男性の数: 9名、女性の数: 3名、女性の比率: 25%

注:上記の数字には、会社秘書役は含まれていない。

氏名及び 生年月日	役職名	主要略歴	所有 株式数
ハワード・ デービス 1951年 2月12日	会長	就任日:2015年7月14日(取締役)、2015年9月1日(会長) 経歴:1995年から1997年までイングランド銀行の副頭取を、また1997年から 2003年まで英国金融サービス機構の会長を務めた。2003年から2011年5月まで、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス・アンド・ポリティカルサイエンスの理事であった。また、パリ政治学院(シアンスポ)の実務教授でもあった。 最近では英国空港委員会の議長を務め、また、金融問題について数冊の書籍を著している。 外部兼任状況: ・プルデンシャルplcの独立取締役及びリスク委員会議長・ミレニアム・マネジメントLLCの規制・コンプライアンス諮問委員会委員・中国銀行監督管理委員会の国際諮問委員会議長・中国銀行監督管理委員会の国際諮問委員会委員	0
ロス・マ キューアン 1957年 7月16日	執行取締役 - チーゼク ティブ	・グループ指名・ガバナンス委員会(議長) 就任日:2013年10月1日 経歴:2013年10月にロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループのチーフ・エグゼクティブに就任。2012年8月から2013年9月まではUKリテール部門のチーフ・エグゼクティブ・オフィサー。オーストラリア・コモンウェルス銀行からの入社であるが、同行ではリテール・バンキング・サービシズ部門のグループ・エグゼクティブを5年間務めた。その前は、支店ネットワーク、コンタクト・センター及び第三者モーゲージ・ブローカーに責任を持つエグゼクティブ・ジェネラル・マネージャーであった。 金融、保険及び投資業界において25年を超える経験を有している。オーストラリア・コモンウェルス銀行の前は、ファーストNZキャピタル・セキュリティーズのマネージング・ディレクターであった。また、ナショナル・ミューチュアル・ライフ・アソシエーション・オブ・オーストラレイシア・リミテッド及びアクサ・ニュージーランド・リミテッドのチーフ・エグゼクティブでもあった。 外部兼任状況: なし 取締役会委員会兼任状況:	0
イーウェ ン・スチー ブンソン 1966年 4月24日	執行取締役 - チーフ・ フィナン シャル・オ フィサー	就任日:2014年5月19日 経歴:現職の前はクレディ・スイスに25年間勤務し、その後期にはEMEAインベストメント・バンキング部門の共同責任者及びグローバル・ファイナンシャル・インスティテューション・グループの共同責任者であった。クレディ・スイスに在社中は、銀行部門への助言を20年の以上経験した。 外部兼任状況: なし 取締役会委員会兼任状況: ・経営委員会	0

			19114
		就任日:2009年6月1日(上級独立取締役)	
サン ディー・ク ロンビー 1949年 2月8日	独立非執行 取締役 - 上 級独立取締 役	経歴:フルタイムの全てのキャリアをスタンダード・ライフplcに捧げ、グループ・チーフ・エグゼクティブとして退職した。保険計理人であり、専門職を様々な役割で務め、また、英国保険業協会理事を務めた。 各種の文化及びコミュニティの役割も持っており、従前はクリエイティブ・スコットランド会長、エジンバラ世界文学都市トラスト会長及びスコットランド王立音楽院副会長も務めた。 外部兼任状況: ・ザ・コバーン・アソシエーション会長 取締役会委員会兼任状況: ・グループ業績報酬委員会(議長) ・グループ監査委員会 ・グループ指名・ガバナンス委員会 ・GRG取締役会監督委員会	0
		就任日:2011年8月1日	
アリソン・ デービス 1961年 10月27日	独立非執行取締役	経歴:以前は、シティ・ナショナル・バンク、ファースト・データ・コーポレーション及びズームの取締役並びにLECGコーポレーション取締役会議長を務めた。マッキンゼー&カンパニー、ATカーニーにも勤務、バークレイズ・グローバル・インベスターズ(現在のブラックロック)では最高財務担当役員として、また、金融サービス部門でバイアウトを専門とするプライベート・エクイティ投資企業ベルヴェデーレ・キャピタルのマネージング・パートナーとして勤務した。 外部兼任状況: ・ユニシス・コーポレーションの非執行取締役及び報酬委員会委員・ダイアモンド・フーズ・インクの非執行取締役、報酬委員会議長兼監査委員会委員・フィサーブ・インクの非執行取締役兼監査委員会委員・フィサーブ・インクの非執行取締役兼監査委員会議長・ストラテジック・グローバル・アドバイザーズLLPの諮問委員会委員取締役会委員会兼任状況: ・グループ指名・ガバナンス委員会・グループ業績報酬委員会・サステナブル・バンキング委員会	0
モーテン・ フリース 1953年 2月7日	独立非執行取締役	就任日:2014年4月10日 経歴:RBS取締役会に加わる前は、34年に及ぶ金融サービスのキャリアを有し、ロイヤル・バンク・オブ・カナダ及びその子会社における様々な役職(オリオン・ロイヤル・バンクのアソシエイト・ディレクター、ビジネス・バンキングのバイス・プレジデント及びフィナンシャル・インスティテューションズのバイス・プレジデントを含む。)に就いていた。1997年に、グループ・リスク・マネジメントのシニア・バイス・プレジデントに就任し、2004年から2014年まではチーフ・クレジット・オフィサーとチーフ・リスク・オフィサーを歴任した。また以前はRBCバンク(米国)、ウェストベリー・ライフ・インシュランス・カンパニー、RBCライフ・インシュランス・カンパニー及びRBCデクシア・インベスター・サービシズ・トラスト・カンパニーの取締役でもあった。外部兼任状況: ・カナディアン・インスティテュート・フォー・アドバンスト・リサーチの理事会理事 ・ハーバード・ビジネス・スクール・クラブ・オブ・トロントの理事会理事 取締役会委員会兼任状況: ・グループ監査委員会 ・取締役会リスク委員会	0

		就任日:2013年12月2日	HIH
ロバート・ ギレス 1955年 4月14日	独立非執行取締役	経歴:公認会計士の資格を取得したプライス・ウォーターハウス(現プライスウォーターハウスクーパース)からキャリアを開始。その後、銀行業務に就き、SGウォーバーグに入社してコーポレート・ファイナンスを専門とし、1989年には米国インベストメント・バンキング部門の共同責任者兼マネージング・ディレクターに就任した。1995年にスイス・バンク・コーポレーション(その後UBSと合併)がウォーバーグを買収した後、英国コーポレート・ファイナンスの責任者、欧州コーポレート・ファイナンスの責任者がにグローバル・ビジネスの共同責任者及びEMEA地域のCEOの役職に就任した。2005年末にマネジメントの役職を退任し、UBSインベストメント・バンクの副会長に就任した。UBSを退職して、エバーコア・パートナーズに入社し、2010年から2013年に同社から英国の買収及び合併に関するパネルにディレクター・ジェネラルとして出向した。外部兼任状況:・アシャースト・エルエルピー独立取締役・ダラム大学審議会会長・ボート・レース・カンパニー・リミテッド会長・ソーシャル・ファイナンス・リミテッド取締役取締役会委員会兼任状況:・グループ指名・ガバナンス委員会・グループ業績報酬委員会・収締役会リスク委員会・サステナブル・バンキング委員会・CIB取締役会監督委員会(議長)・GRG取締役会監督委員会	0
ペニー・ ヒューズ、 CBE 1959年 7月31日	独立非執行取締役	就任日:2010年1月1日 経歴:就任以前は、ウィリアム・モリソン・スーパーマーケットplcの非執行取締役兼企業コンプライアンス及び責任委員会議長であり、過去に非執行取締役を務めた経験のあるその他の会社には、スカンジナビスカ・エンシルダ銀行、ホーム・リテール・グループplc、ボーダフォン・グループplc、ロイター・グループPLC、ケーブル&ワイヤレス・ワールドワイドplc及びザ・ギャップ・インクが含まれる。幹部キャリアの大半をコカコーラで過ごし、同社では複数の指導的ポジションを歴任。最近では、コカコーラ・グレート・ブリテン・アンド・アイルランドの社長を務めた。 外部兼任状況: ・ジム・グループplcの非執行会長、指名委員会議長、監査委員会、リスク委員会及び報酬委員会の委員・スーパーグループplcの非執行取締役、監査委員会及び指名委員会委員取締役会委員会兼任状況: ・サステナブル・バンキング委員会(議長)・取締役会リスク委員会 ・GRG取締役会監督委員会	0
ブレンダ ン・ネルソ ン 1949年 7月7日	独立非執行取締役	就任日:2010年4月1日 経歴:KMPGの金融サービス担当グローバル・チェアマンの経験あり。就任以前は、1999年から2006年にかけてKPMG UKの取締役を務め、2006年からは副会長を務めるなど、KPMG内で要職を歴任した。2005年から2008年にかけてスコットランド勅許会計士協会監査委員会議長を務める。2013年から2014年はスコットランド勅許会計士協会会長であった。 外部兼任状況: ・ビーピーplcの非執行取締役兼監査委員会議長・財務報告審査委員会委員 取締役会委員会兼任状況: ・グループ監査委員会(議長) ・グループ指名・ガバナンス委員会 ・取締役会リスク委員会 ・GRG取締役会監督委員会(議長) ・CIB取締役会監督委員会(議長)	0

			1月1四
バロネス・ ノアケス、 DBE 1949年 6月23日	独立非執行取締役	就任日:2011年8月1日 経歴:英国上場企業の取締役を複数経験し、政治的及び公的部門においても広範かつ様々な経験を積んでいる。公認会計士。KPMGの欧州地域の及び国際的な政府関係業務を統括した経験があり、また、以前からイングランド及びウェールズ勅許会計士協会会長を務めている。2000年に上院に任命され、2003年から2010年5月にかけて、影の財務大臣を始め、保守党の要職を歴任している。それ以前は、イングランド銀行取締役会、ハンソン、ICI、セバーン・トレント、カーペットライト、ジョン・レイン及びエス・スリー(SThree)の非執行役職。 外部兼任状況: ・英国情報通信庁の副会長 取締役会委員会兼任状況: ・取締役会リスク委員会(議長) ・グループ監査委員会 ・CIB取締役会監督委員会 ・GRG取締役会監督委員会	0
マイク・ロ ジャーズ 1964年 7月10日	独立非執行取締役	就任日:2016年1月26日 経歴:リテール・バンキング及び金融サービスに広範な経験を有する。1986年にバークレイズに入社し、ビジネス・バンキング、資産管理及びリテール・バンキングにわたり、英国内外で様々な役職に就いた。小規模事業、プレミア・バンキング及び英国リテール・バンキング担当のマネージング・ディレクターであった。現在は2006年に就任したリバプール・ビクトリア・グループのチーフ・エグゼクティブである。 外部兼任状況: ・リバプール・ビクトリア・グループのチーフ・エグゼクティブ・英国保険協会の非執行取締役 取締役会委員会兼任状況: ・サステナブル・バンキング委員会	0
フランク・ ダンガード 1958年 2月25日	独立非執行取締役	就任日:2016年5月16日 経歴:1988年にSGウォーバーグに入社する前は、サリバン&クロムウェルの弁護士として勤務。SGウォーバーグのマネージング・ディレクターとなり、その後SGウォーバーグ・フランスの会長となった。1997年に、トムソンSAに副最高経営責任者として入社。その後トムソン・マルチメディアの副会長兼副最高経営責任者を務めた後、2002年にフランス・テレコムに副最高経営責任者として入社。フランス・テレコムに2年間勤務した後、2008年初めまでトムソンの会長兼最高経営責任者を務めた。 最近数年間は、IT、技術及びテレコム分野、世界的大手サイバーセキュリティ会社であるシマンテック・コーポレーション、大手特許リスク軽減会社であるRPXコーポレーション、大手テレコム運営会社であるソナエコムSGPS及びテレノアASA、並びにエンターテイメント及びライセンス会社であるアタリSAにおいて、多くの非執行取締役を務めた。また、金融分野でもクレディ・アグリコル・CIB及び東欧の大手消費者信用事業であるホーム・クレジットにおいて非執行取締役を務めた。この数年間に非執行取締役に就任したその他の会社には、フランス電力会社、ユーテルサット・コミュニケーションズSA、モーザーベア・インディア・リミテッド及び多くの非上場会社がある。外部兼任状況:なし取締役会委員会兼任状況:	0

注:

(1) 当行の取締役については一定時までの任期に関する定めはなく、適用ある法令及び定款の規定に基づき、交代制による退任及び再任に服する。

(2) 取締役の報酬

有価証券報告書 当行の取締役は、RBSGの取締役でもあり、RBSグループ全体に対する役務について報酬を受けている。以

当行の取締役は、RBSGの取締役でもあり、RBSグループ全体に対する役務について報酬を受けている。以下はRBSグループの取締役報酬に関する取締役報酬報告書の抜粋である。なお、下記において「株式」、「ストック・オプション」とは、RBSGの株式に関するものである。

報酬に関する年次報告

RBSGの監査人であるデロイトLLPにより監査されている項目は、その旨が記載されている。

2016年における報酬方針の実施

2016年につき、基礎となる方針について変更は行われていない。

執行取締役

					規制上の上限に沿って 計算される長期 インセンティブ
	給与	給付金	年金 給与の35%	固定株式給付 給与の100%(1)	(以下「LTI」と いう。)報奨(2)
チーフ・エグゼクティブ	1,000,000	26,250(3)	350,000	1,000,000	2,680,000
チーフ・フィナンシャ ル・オフィサー	800,000	26,250	280,000	800,000	2,150,000

注:

- (1) 固定株式給付はあまねく後払いで、現在は年に2回の分割により支払われ、株式は5年間にわたり均等のトランシェで放出される。
- (2) 2016年に与えることができるLTIは、固定報酬の水準に限定される。欧州銀行監督機構の規則に沿って計算される長期据置に係る割引係数の適用前において、LTIの額面価額は固定報酬の約113%となる。業績指標及び目標は、下記に記載されている。
- (3) 転勤の取決めの一部として、航空運賃手当を受領する権利も有する。その価値は報酬合計表において開示される。

2016年の会長及び非執行取締役の報酬

会長(複合報酬)		750,000
非執行取締役 基本報酬		72,500
上級独立取締役		30,000
グループ監査委員会(以下「GAC」という。)、グループ業績報酬委員会(以下「RemCo」という。)、取締役会リスク委員会(以下「BRC」という。)及	委員	30,000
びサステナブル・バンキング委員会(以下「SBC」という。)	議長	60,000
RCR、CIB及びGRGの取締役会監督委員会(以下「BOC」という。)	委員	15,000
米国リスク委員会	議長	30,000
グループ指名委員会 (2016年 1 月まで)	委員	10,000
グループ指名・ガバナンス委員会(2016年2月から)	委員	15,000

モーテン・フリースは、RBSグループの米国事業に関するコンプライアンス改善活動を監督するための運営委員会のRBSグループ取締役会が指名した委員であり、そのために年間15,000ポンドの報酬を受けている。2016年に向けた変更の点では、RCR BOCは、2016年1月に最終会合を行い解散した。予想としては、GRG BOCは2016年度中に解散する。強化された健全性基準に準拠するため及びRBSグループの米国事業のリスク管理を監督するために、米国リスク委員会が設立された。米国リスク委員会の最初の会合は、2016年度中に行われる予定である。グループ指名委員会はグループ指名・ガバナンス委員会となり、委託権限が

拡大され、委員数は減少した。これは、取締役会及びその委員会のための指名プロセスをより簡素化し、 全体的ガバナンス・フレームワークをより強化するためのものである。

2015年に執行取締役に支払われた報酬合計(監査済)

	ロス・ マキューアン		イーウ: スチーフ	
	2015年	2014年	2015年	2014年
	(千ポンド)	(千ポンド)	(千ポンド)	(千ポンド)
給与	1,000	1,000	800	497
固定株式手当	1,000	_	800	497
給付金(1)	88	143	26	16
年金	350	350	280	174
固定報酬合計	2,438	1,493	1,906	1,184
年次賞与	n/a	n/a	n/a	n/a
長期インセンティブ報奨(2)	1,347	324	_	_
その他の手当(3)	_	-	_	1,911
報酬合計	3,785	1,817	1,906	3,095

注:

- (1) 給付金の数字には、1年につき26,250ポンドの標準的な給付金が含まれ、残りはロス・マキューアンに対して支給された転居費用である。
- (2) ロス・マキューアンに係る2015年の価値は、2013年に付与されたLTI報奨に関連している。業績条件は、2015年 12月31日に終了し、以下に記載される通りに評価された。2014年の価値は、2015年8月の権利確定日現在の価値を 反映するため、2014年の報告書において提示された見積価値358,000ポンドから修正再表示されている。
- (3) 2014年にイーウェン・スチーブンソンについて示された金額は、就任時にクレディ・スイスの退職に伴い失効した報奨の価値に代わるものとして行われた報奨に関連している。報奨は、その全部が株式で交付されており、代わりとなった報奨の条件を下回らない条件による繰延措置に服する。

報酬合計の表に含まれるLTIの権利確定金額(監査済)

ロス・マキューアンは、2013年10月にチーフ・エグゼクティブになる前に、英国リテールのCEOであった 2013年3月にLTI報奨を与えられた。3年間の権利確定期間中の役職変更により、加重値25%は英国リテールの業績に基づくこととなり、75%はRBSグループ全体の指標に基づくこととなった。業績条件は2015年12月31日に終了し、報奨は2016年3月に権利確定することとなる。権利確定価値を見積るために、会計年度の最後の3ヶ月間における株価の平均値が使用されている。

報奨に基づく	英国リテールの指標に係る権利確定	の指標に係る権利	最終的な権利 確定結果 (25%:75%	2016年3月に権 利確定する株式	2015年10月~	報酬合計の表に
株式数	結果(1)	確定結果(2)	加重)	数	12月の平均株価	おける価値
696,152	80%	56%	62%	431,614	3.12	1,346,636

注:

- (1) 英国リテールに適用される業績指標は、財政目標(50%加重)(リスク・アセット、RWAe、名目資産、預貸率、自己資本利益率、営業利益、経費率をカバーする。)、顧客の指標(10%加重)、人々の指標(10%加重)並びにリスクの指標(30%加重)に基づいていた。経費率が51%の目標に対して54%で部分的に満たされたとみなされたことを除き、全ての財政目標は完全に満たされたものとみなされた。顧客、人々及びリスクの指標も部分的に満たされたものと位置付けられた。グループ業績報酬委員会は、最終結果を決定するに当たり、BRCからの勧告も考慮に入れた。
- (2) この要素は、2013年LTI報奨に係るRBSグループ全体の測定に適用される業績条件に従っており、評価については、下記に詳細が記載されている。

2013年のLTI - RBSグループ全体の業績指標の最終評価(監査済)

各関係要素に関する業績評価は統制担当部署が行い、比較対象銀行グループとの比較による相対的TSRの業績評価はプライスウォーターハウスクーパースLLPが行った。グループ業績報酬委員会は、これらの評価 (業績を牽引した要因及び業績達成の背景に関する検討を含む。)に基づいて総合的に権利確定を決定した。

業績指標	加重値	最低限の権利確定のための業績	最低値 での 権利確定	最大限(100%) の権利確定の ための業績	実際の業績	権利確定の結 果	加重された権利確定の割合
経済的利益	25%	(35億ポンド)	25%	10億ポンド	(12億ポンド)	62%	16%
相対的TSR	25%	TSRが中央値	20%	TSRが上位 4 分の 1	31パーセンタイル 順位	0 %	0 %
 貸借対照 表&リスク	25%	目的の半分の	25%	全ての重大な点における日的の	11分の10の目標達成 (1)	90%	22%
戦略的スコ アカード	25%	達成	25%	における目的の 達成又は超過	8分の6の目標達成 (2)	72%	18%
総合的な権利確定の結果(3)							56%

注:

- (1) 2015年12月31日のまでの業績期間中に、以下の10個の目標は全て達成されたか又は超過した:コアTier 1 資本 10%超、レバレッジ比率18倍未満、ホールセール資金10%未満、流動性引当金が短期ホールセール資金の1.5倍 超、預貸率約100%、非コアの縮小及び税引前累積非コア損失約36億ポンド、バーゼル 完全実施ベースのコア Tier 1 資本10%以上、有形株主資本ベースのレバレッジ比率18倍未満、流動性カバレッジ比率100%超、安定調達 比率100%超。行為規制違反リスクの目標については一定の改善がまだ必要であり、達成されなかったとみなされ た。
- (2) 以下の6個の目標は達成されたか超過した:市場シェアに沿った貸出成長かつ2015年については貸出成長が名目 英国GDP成長以上、ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インデックスへの選定の維持、リーダーシップ指数が グローバル・フィナンシャル・サービス(以下「GFS」という。)標準の5%以内、エンゲージメント指数がGFS標準の5%以内、当行グループの価値の定着、フランチャイズ及び機能の全体にわたる後継計画の策定。達成されな かった2個の目標は、経費率55%及び顧客目標であり、業績は改善したが、3年間では業績は十分とはみなされな かった。
- (3) グループ業績報酬委員会は、上記の結果を決定するに当たり、戦略計画に対する財務及び営業の実績と、BRCからの情報提供によるリスク・パフォーマンスを検討した。

2014年及び2015年の執行取締役に対するLTI報奨 - 現状評価(監査済)

下表は、2015年12月31日現在の状況のみに基づいて可能性がある権利確定結果についての初期段階の目安を表している。2014年のLTI報奨は、2017年3月に権利確定することとなっており、2015年のLTI報奨は、2019年3月と2020年3月に均等に権利確定する予定である。目標に対する業績の詳細及び裁量の行使は、報奨が権利確定した段階で開示される。

業績指標	加重値	最低限の権利確定の ための業績	最低値での 権利確定	最大限の権利確定の ための業績	最大値 での 権利確定	2014年の 現状評価	2015年の 現状評価
経済的利益	25%	経済的利益の最低 目標	25%	戦略的計画を上回 る業績	100%	良好な進捗で、 ほぼ設定目標通 り。	良好な進捗で、 設定目標に対し て順調。
相対的TSR	25%	TSRが比較対象グ ループの中央値	20%	TSRが比較対象グ ループの上位 4 分 の 1	100%	中央値と上位4 分の1の間で権 利確定	権利確定のため の中央値の業績 を下回る。

安全・安心な銀行	25%	目標範囲設定: CET1比率及び経費 率		CET1比率は権利 確定範囲内。経 費率はほぼ目標 通り。	CET1比率は権利 確定範囲内。経 費率はほぼ目標 通り。
顧客・人々	25%	目標範囲設定: ネット・プロモー ター・スコア、 ネット・トラス ト・スコア (2015 年の報奨)及び従 業員エンゲージメ ント	目標の不達成又は超過の程度を考慮に入れたグループ業績報酬委員会の裁量での決定により0%-100%で権利確定	顧客の指標は目標範囲割れ。 人々の指標は目標通り。	指標は現在目標 範囲に遅れて推 移。

2015年中に付与されたLTI報奨(監査済)

	付与日	報奨の 額面金額 (千ポンド)	付与された 株式数(1)	最低値及び最大値で 権利確定する割合	業績要件
ロス・マ キューアン	2015年 3月6日	1,560	417,486	0 %から100%の間	2015年1月1日から2017年12月31日 までの3年間にわたり測定される業
イーウェン・ スチーブンソ ン	2015年 3月6日	2,160	578,128	(最低値での権利確 定は上記のとおり)	横条件(上記)に服する条件付株式報奨。

注:

(1) 付与された株式数は給与の倍数に基づくものであり、変動支給を固定支給の水準に制限する規制上の上限に沿って、ロス・マキューアンについては156%、イーウェン・スチーブンソンについては270%である。報奨額3.7362ポンドは付与日に先立つ5営業日の平均株価に基づいて計算された。

2016年に執行取締役に付与されるLTI報奨 - 業績基準

業績指標は、伸縮性を持つように、また、事業戦略の発出を支援するために設計されている。2018年12月31日まで3年の業績期間が適用される。業績条件の達成を条件として、株式は、その後4年目及び5年目に均等なトランシェで権利確定する。権利確定した報奨は、規制上の要件に沿ったリテンション期間に服する。

2016年3月に執行取締役に付与される報奨は、均等に加重される4つの業績カテゴリーに従うこととなる。各業績カテゴリーは、承認された方針及び規制上の上限に基づいて可能である最大報奨に従うが、基本給与の100%まで権利確定することができる。業績指標の詳細及びグループ業績報酬委員会が選択した理由は、以下に記載されている。

経済的利益(25%)

説明:リスク調整後の財務指標である経済的利益は、規制上の要件に従っており、成長の測定と当該成長を達成する過程で使用された資本コストとのバランスを示している。

指標: 当行グループの経済的利益は、税引後利益から優先株式費用を差し引き、有形純資産価値に自己 資本コストを乗じたものを差し引いて得られる数値として定義される。

業績目標及び加重値

加重值	業績目標	権利確定範囲
25%	RBSグループの戦略的長期自己資本利益率目標12% + の 達成と合致する目標	25% ~ 100%

実際の目標の詳細及びこれらの目標に対する達成状況は、権利確定が決定した後に遡及的に2018年度の報酬に関する年次報告書において開示される。

相対的総株主利益率(以下「TSR」という。)(25%)

説明:相対的TSRは、執行取締役の報奨と株主に対する相対的利益との直接的な関係を示すものである。 指標:この指標は、業績を、比較対象銀行グループと比較するものである。TSR比較対象グループは、投 資銀行業への集中を下げる事業戦略をより正確に反映するため、2016年に行われる報奨について更新され ている。これにより、クレディ・スイス、ドイツ銀行及びUBSがING、インテーザ・サンパオロ及びノルデ

アに置き換わることとなった。スタンダード・チャータードの加重値は、その国際的な焦点を考慮して、

大陸の欧州銀行に合わせて引き下げられた。

相対的TSR比較対象グループ

		加重值
1	バークレイズ	2000/
2	ロイズ・バンキング・グループ	200%
3	HSBC	100%
4 ~ 13	BBVA、BNPパリバ、クレディ・アグリコル、ING、インテーザ・サンパオロ、ノルデア、サンタンデール、ソシエテ・ジェネラル、スタンダード・チャータード、ウニクレディト、	50%

業績目標及び加重値

加重値	業績目標	権利確定範囲
25%	TSRが中間及び上位4分の1	20% ~ 100%

安全・安心な銀行(25%)

説明:安全・安心な銀行に係る指標は、リスクを削減し、より安全で持続可能な事業を構築することを 特に重視する。

指標:このカテゴリーの主要な指標は、予め決定された普通株式等Tier 1 (CET1)比率及び経費率の達成度である。

業績目標及び加重値

カテゴリー	指標	業績目標
安全・安心な 銀行	CET1比率 (12.5%)	RBSグループの戦略的長期CET1比率目標13%と合致する目標
亚以1 J	経費率(12.5%)	RBSグループの戦略的長期経費率目標50%未満と合致する目標

実際の目標の詳細及びこれらの目標に対する達成状況は、権利確定が決定した後に遡及的に2018年度の報酬に関する年次報告書において開示される。

顧客・人々(25%)

説明:この指標は、信頼、評判及び従業員エンゲージメントの点で強みを有する顧客重視の事業を構築 したことについて経営陣に報いるものである。 指標:ネット・プロモーター・スコア(以下「NPS」という。)及びネット・トラスト・スコア(以下「NTS」という。)が使用され、規定された競合他社グループと比較して評価される。従業員エンゲージメントは、グローバル・フィナンシャル・サービス(GFS)の標準と比較して評価される。

業績目標及び加重値

カテゴリー	指標	業績目標
	アドボカシー (7.5%)	ナンバーワンに対するNPSギャップ2.3(1)
顧客・人々	信頼(5%)	NTS: ナットウエスト63、RBS 50
	エンゲージメント (12.5%)	従業員エンゲージメント指標がGFS標準を1ポイント上回る

注:

(1) 採用されたNPSの測定基準は、ナンバーワン銀行に対するギャップの銀行規模での指標で、RBSグループは2020年までにゼロに近づけることを計画している。各顧客セグメントにおけるナンバーワン主要競合他社に対するギャップを各セグメントの収益貢献度によって加重したものを利用して計算される。

上記のカテゴリーに基づく総合的な権利確定は、業績対象期間における状況変化、個々の目標の不達成 又は超過の程度及びその他の関連要素を考慮の上、グループ業績報酬委員会の裁量により決定される。

退職に関する支払(監査済)

フィリップ・ハンプトンは、2015年8月31日に取締役会から退任した。同氏の退職に関連していかなる 報酬の支払又は退職金の支払も行われなかった。

過去の取締役に対する支払(監査済)

スティーブン・ヘスター及びブルース・ヴァン・ソーンは、下記の通り2012年に付与されたLTI報奨の権利確定に際して、2015年3月9日に株式を受領した。

権利確定時の支払の価値(監査済)

		ステ	ィーブン・ヘス	ター	ブルー	-ス・ヴァン・	ソーン
業績カテゴリー	権利確定 割合	最大RBS株式 数(2)	権利確定RBS 株式数	価値(3)	最大CFG株式 数(2)	権利確定CFG 株式数	価値(3)
経済的利益	53%	261,998	138,859		72,528	38,440	
相対的TSR	68%	261,998	178,158		72,528	49,319	
貸借対照表& リスク	100%	261,998	261,998		72,528	72,528	
戦略的スコア カード	25%	261,998	65,499		72,528	18,132	
上記に基づく当初 の権利確定結果	61.5%		644,514			178,419	
アンダーピン適用 後の最終結果(1)	55.25%		579,279	2,131,747		160,360	\$4,089,180
権利確定可能な最大	株式数内の	確認	785,995			217,586	

- (1) グループ業績報酬委員会は、BRCからの勧告も考慮に入れ、上記の報奨に関してリスク及び財務実績のアンダーピンを適用するのが適切であると結論付けた。これにより、下向きの裁量が適用され、最終的な権利確定結果が61.5%から55.25%に減少した。
- (2) 最大株式数は、基本的な報奨構造に沿って計算される。かかる報奨構造では、4つの業績カテゴリーのそれぞれが付与時に給与の100%の価値の株式を発生させる可能性があるが、全体として給与の300%を上限とする。数値

は、スティーブン・ヘスターが勤務した時間を反映するために比例的に減少されている。ブルース・ヴァン・ソーンの報奨に対する持分は、シチズンズ・ファイナンシャル・グループ・インクのIPOの一環として、同社の株式に転換された。

(3) 付与日におけるRBSの株価3.68ポンド及びシチズンズ・ファイナンシャル・グループ・インクの株価25.50米ドルに基づく。

受給資格のある年金総額 - ブルース・ヴァン・ソーン(監査済)

ブルース・ヴァン・ソーンの非積立型未承認退職給付制度(以下「UURBS」という。)は、キャッシュ・バランス・プランとして運営されていた。同氏のUURBSの規則に基づき、給付金は2015年4月1日に支払われ、制度からの給付金に対する追加の権利は存在しない。現在の執行取締役は、RBS確定給付年金制度には参加していないが、その代わりに現金支給額を受領している。

	2015年	2014年
	(千ポンド)	(千ポンド)
1月1日現在の残高	1,071	1,030
投資収益	7	41
2015年 4 月 1 日にブルース・ヴァン・ソーンに支払われた金額	1,078	
12月31日現在の資金の合計価値	_	1,071

2015年に会長及び非執行取締役に支払われた報酬総額(監査済)

2015年度中に報酬制度に対して変更は行われなかったが、2つの追加の取締役会監督委員会(BOC)が設立され、RCR BOCの報酬に合わせて報酬が支払われる。CIB BOCは、既存の委員会の枠組みに対して追加の負担を課すことなくCIB戦略の実施を監督するという権能をもって2015年3月に設立された。GRG BOCは、顧客ファイルの独立した調査を行いGRGに一般的に関連する事項に関連する助言を提供するために委嘱された専門家パネルの作業及び答申を監督するために、2015年5月に設立された。支払われた報酬の合計は以下の通りである。

会長(複合報酬)											報酬 2015年 (千ポン ド)	給付金 2015年 (千ポン ド)	合計 2015年 (千ポン ド)	報酬 2014年 (千ポン ド)	給付金 2014年 (千ポン ド)	合計 2014年 (千ポン ド)
ハワード・デービス (1)											260	2	262	_	-	_
フィリップ・ハンプ トン(2)											500	1	501	750	1	751
非執行取締役(3)	取締役会	Noms	GAC	RemCo	BRC	SBC	RCR BOC	CIB BOC	GRG BOC	その他	報酬 2015年 (千ポン ド)	給付金 2015年 (千ポン ド)	合計 2015年 (千ポン ド)	報酬 2014年 (千ポン ド)	給付金 2014年 (千ポン ド)	合計 2014年 (千ポン ド)
サンディー・クロン ビー(4)	73	10	30	60			15		9	30	227	_	227	213	_	213
アリソン・デービス	73	10		30		30					143	-	143	141	-	141
モーテン・フリース (4)	73	10	30		30			11		15	169	_	169	112	_	112
ロバート・ギレス ピー(4)	73	10		30	30	30		23	9	100	305	_	305	184	_	184
ペニー・ヒューズ	73	10			30	60			9		182	-	182	178	-	178
ブレンダン・ネルソ ン	73	10	60		30		15	11	18		217	_	217	183	_	183
バロネス・ノアケス	73	10	30		60		30	11	9		223	_	223	186	_	186

- (1) ハワード・デービスは、2015年7月14日に取締役となり、2015年9月1日付で会長となった。給付金の欄には、 個人医療保険が含まれる。
- (2) フィリップ・ハンプトンは2015年8月31日に取締役を辞任した。給付金の欄には、個人医療保険が含まれる。

- (3) 市場慣行に沿って、非執行取締役は、取締役会への参加に関連して発生した費用の払い戻しを受ける。HMRCが課税対象とする限りにおいて、RBSグループは、非執行取締役に代わり関連する納税債務を支払う。
- (4) 「その他」欄において、サンディー・クロンビーは上級独立取締役として報酬を受領し、モーテン・フリースは 米国ステアリング・グループに対する業務について報酬を受領した。ロバート・ギレスピーは、2015年11月3日まではシチズンズ・ファイナンシャル・グループ・インク(CFG)のRBSグループが指名した取締役であり、そのために現金及びCFGの制限付株式ユニットで交付された報酬を受領した。示されている価値は、2015年中の平均為替レートである1.528ドル:1ポンドを用いて換算されている。

RBSグループの株式制度に基づく取締役の持分(監査済)

長期インセンティブ報奨

	2015年1月1日現 在の保有 報奨数	2015年に付 与された 報奨数	報奨価格 (ポンド)	2015年に権利 確定した 報奨数	権利確定時 の市場価格 (ポンド)	権利確定時 の価値 (ポンド)	2015年に 失効した 報奨数	2015年12月31 日現在の保有 報奨数	条件確定 予定日
ロス・マ	130,841 (1)		2.14	95,318	3.40	324,081	35,523	_	
キューアン	696,152		3.09					696,152	16/3/8
	915,193		3.28					915,193	17/3/7
		417,486	3.74					417,486	19/3/6 - 20/3/6
	1,742,186	417,486		95,318			35,523	2,028,831	
イーウェン・ スチーブン	584,506 (2)		3.27	148,895	3.78	562,823		435,611	16/3/7 - 17/3/7
ソン		578,128	3.74					578,128	19/3/6 - 20/3/6
	584,506	578,128		148,895				1,013,739	

縵延報奨

	2015年1月1日現 在の保有 報奨数	2015年に付 与された 報奨数	報奨価格 (ポンド)	2015年に権利 確定した 報奨数	権利確定時 の市場価格 (ポンド)	権利確定時 の価値 (ポンド)	2015年に 失効した 報奨数	2015年12月31 日現在の保有 報奨数	条件確定 予定日
ロス・マ キューアン	37,596		3.09	18,799	3.78	71,060		18,797	16/3/8

- (1) ロス・マキューアンに対して、2012年9月に英国リテール部門のCEOとしてRBSグループに入社した際に、オーストラリア・コモンウェルス銀行の退職に伴い失効した報奨の代わりに行われた報奨に関連するものである。
- (2) イーウェン・スチーブンソンに対して、2014年5月の就任時にクレディ・スイスの退職に伴い失効した報奨に代わるものとして行われた報奨である。

- 5【コーポレート・ガバナンスの状況等】
 - (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

財務報告に対する内部統制

当行グループの財務報告に対する内部統制は、RBSグループの水準によるものと一致している。RBSグループは、2002年米国サーベンス・オクスレー法第404条に従い、2015年12月31日現在の財務報告に対する内部統制の有効性を評価することを求められている。

RBSグループは、2013年の「内部統制 - 統括枠組み」の公表においてトレッドウェイ委員会組織委員会が 定めた基準に基づいて、2015年12月31日現在の財務報告に対する内部統制の有効性を評価した。

その評価に基づき、経営陣は、2015年12月31日現在においてRBSグループの財務報告に対する内部統制は 有効であると結論づけた。

RBSグループの監査人は、RBSグループの財務報告に対する内部統制の有効性を監査し、無限定適正意見を出している。

RBSグループの財務報告に対する内部統制に関する経営陣の報告書は、フォーム20-Fによる2015年の年次報告書の一部として証券取引委員会に提出された。

取締役会

取締役会は当行の主たる意思決定の場である。取締役会は、当行グループの事業及び業務の管理、当行グループの戦略の設定並びに配当及び資金調達に全体的な責任を負い、株主に対して財務及び事業業績の説明責任を負う。取締役会は戦略上の問題を検討し、当行グループのリスク選好度の承認及び監視を行うこと、当行グループのストレス・シナリオ及び合意された軽減措置を検討すること、並びに当行グループの事業運営に対する長期的な戦略的脅威を特定することを通じて、当行グループによる効果的なリスク管理を確実にする。取締役会の委任事項には、取締役会の決定に向けられた当行の業務の重要な部分が含まれており、少なくとも1年毎に見直される。

取締役会が、チーフ・エグゼクティブ及びチーフ・フィナンシャル・オフィサーなどの経営陣に特定の 責任を委譲している多くの分野がある。かかる分野には、当行グループの事業の運営管理、高レベルの戦 略上の課題をレビューすること、並びにリスク選好度、リスク方針及びリスク管理戦略を取締役会及び/ 又は取締役会委員会より前に検討することに対する責任が含まれる。

当行グループ全体の事業に関するコミットメントについて、委譲を受けた特定の権限も与えられている。

会長及びチーフ・エグゼクティブの役割は、独自かつ別個であり、責任の境界は明確である。会長は、 取締役会を統率し、全ての執行取締役及び非執行取締役の効果的な参加及び貢献を確実にする。チーフ・ エグゼクティブは、当行グループの全ての事業に対して責任を負い、取締役会から委譲を受けた権限に従 い行為する。非執行取締役は、広範な事業及び商業上の経験と独立かつ客観的な判断を併せ持ち、執行取 締役及び幹部チームに独立した意見を述べる。

グループ監査委員会は、少なくとも3名の独立非執行取締役により構成され、取締役会による当行グループの財務事項の開示に対する責任を履行することを支援する。当行グループの会計方針、財務報告及び法令遵守の実施、並びに当行グループのシステム及び内部統制基準をレビューし、当行グループの内部 監査及び外部監査のプロセスを監視し、セグメントのリスク・監査委員会の活動をレビューする。

取締役会リスク委員会は、少なくとも3名の独立非執行取締役により構成される。同委員会は、当行グループの現在の及び潜在的な将来のリスク・エクスポージャー並びにリスク戦略に関して、取締役会に対して監督及び助言を行う。リスク選好度に関連する当行グループのパフォーマンスをレビューし、グループ方針フレームワークの実施を監督する。

グループ業績報酬委員会は、少なくとも3名の独立非執行取締役により構成され、当行グループの報酬 方針を監督する。上級幹部の報酬を検討し、執行取締役の報酬について取締役会に対し勧告を行う。

グループ指名・ガバナンス委員会は、全ての非執行取締役により構成される。同委員会は、取締役会による取締役の選任及び任命を支援する。取締役会の構造、規模及び構成並びに取締役会委員会のメンバー及び議長の見直しを行う。

サステナブル・バンキング委員会は、独立非執行取締役により構成され、上級独立取締役が議長を務めている。同委員会は、全てのステークホルダー・グループに関する持続可能性及び風評に関わる問題への経営陣の取り組み(かかる問題が既に他の取締役会委員会で取り扱われている場合を除く。)について監督及び意見する責任を負う。

経営委員会は、当行グループの最上級の経営幹部により構成されており、グループ・チーフ・エグゼクティブによる当行グループの事業運営を支援する。同委員会は、戦略上の問題やイニシアティブを見直し、財務業績や配当を監視し、リスク戦略や方針及びリスク管理について検討する。

リスク管理体制

リスク・ガバナンスについては、上記「第3事業の状況、7財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、(5)資本及びリスクの管理」を参照のこと。

独立監査人

独立監査人の名称等

(2015年12月31日現在)

監査法人の名称	業務を担当した公認会計士の 氏名等	提出会社に対する監査年数
デロイトLLP	マイケル・ロイド	該当なし

注:デロイトLLPは2016年3月30日に会計監査人を辞任し、アーンスト・アンド・ヤングLLP(以下「EY」という。)が取締役会により一時会計監査人に選任された。EYは2016年5月4日開催の株主総会において、会計監査人として正式に選任された。

(2)【監査報酬の内容等】

【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

		前連結会	計年度		当連結会計年度					
区分	監査証明業務に 基づく報酬		非監査業務に 基づく報酬		監査証明 基づく		非監査業務に 基づく報酬			
	百万 ポンド	億円	百万 ポンド	億円	百万 ポンド	億円	百万 ポンド	億円		
提出会社	6.7	10.8			6.8	10.9				
連結子会社	10.4	16.7			9.2	14.8				
計	17.1	27.5			16.0	25.8				

非監査業務に基づく報酬は、当行又は当行グループについては開示されていない。RBSグループ全体の連結ベースによる監査及び非監査業務に基づく報酬は、以下の通りである。

RBSグル	レープ	
2015年	2014年	-
百万ポンド	百万ポンド	
		-

RBSグループへのその他のサービスに係る監査人及びその関連会社に対する支 払報酬額

- RBSG子会社への監査	19.3	24.2
- 監査関連の保証サービス(1)	4.8	4.8
監査及び監査関連の保証サービスに係る報酬合計	28.1	33.0
- 税務コンプライアンス・サービス	0.4	0.3
税務アドバイザリー・サービス	0.1	0.1
その他の保証サービス	0.9	1.2
コーポレート・ファイナンス・サービス(2)	1.1	1.7
コンサルティング・サービス	-	0.1
その他のサービス合計	2.5	3.4
関連する年金制度の監査に係る監査人及びその関連会社に対する支払報酬額	0.5	0.4
合計	31.1	36.8

注:

- (1) 中間財務情報のレビューに係る報酬0.8百万ポンド(2014年度:0.9百万ポンド)、英国及び英国外におけるRBSグループの 規制機関に対する報告に係る報酬2.5百万ポンド(2014年度:2.5百万ポンド)、内部統制保証に係る報酬0.4百万ポンド (2014年度:0.3百万ポンド)並びに非法定監査に対する意見に係る報酬1.1百万ポンド(2014年度:1.1百万ポンド)からなる。
- (2) RBSグループが行う債券及び株式発行における報告監査人として監査人が遂行する業務に係る報酬1.1百万ポンド(2014年度:0.9百万ポンド)(証券化に係るもの0.6百万ポンド(2014年度:0.8百万ポンド)を含む。)並びに株主への通知に関連する運転資本報告0.4百万ポンドからなる。2014年度の報酬には、RBSグループによる処分に関連する報告監査人のサービスに係る報酬0.8百万ポンドが含まれていた。

【その他重要な報酬の内容】

該当なし

【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当なし

【監査報酬の決定方針】

グループ監査委員会は、監査及び非監査業務を提供するよう外部監査人に委嘱することに関する方針を採用している。当該方針は、外部監査法人による当該業務の提供に関連する法令を考慮に入れたものである。グループ監査委員会は方針を毎年見直し、外部監査人による監査業務及び一定の非監査業務の提供について、事前に承認する。

第6 【経理の状況】

a. 本書記載のロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(以下「当行」という。)及びその子会社(以下合わせて「当行グループ」という。)の邦文の財務書類(以下「邦文の財務書類」という。)は、国際会計基準審議会により発行され、欧州連合で採択された国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成された本書記載の2015年12月31日に終了した事業年度の原文の財務書類(以下「原文の財務書類」という。)の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。当行グループの財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第131条第1項の規定が適用されている。

邦文の財務書類には、財務諸表等規則に基づき、原文の財務書類中のポンド表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2016年5月27日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1ポンド=160.99円の為替レートが使用されている。

なお、財務諸表等規則に基づき、日本とIFRSとの会計処理の原則及び手続並びに表示方法の主要な相違点については、第6の「4 日本とIFRSとの会計原則の相違」に記載されている。

円換算額及び第6の「2 主な資産・負債及び収支の内容」から「4 日本とIFRSとの会計原則の相違」までの事項は原文の財務書類には記載されておらず、当該事項における原文の財務書類への参照事項を除き、下記b.の監査証明に相当すると認められる証明の対象になっていない。

b. 原文の財務書類は、外国監査法人等(「公認会計士法」(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に 規定されている外国監査法人等をいう。)であるデロイトLLP(英国における独立監査人)から、「金融商 品取引法」(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認め られる証明を受けている。その監査報告書の原文及び訳文は、本書に掲載されている。

1【財務書類】

連結損益計算書 (2015年12月31日終了事業年度)

		2015	年	2014年	F	2013年	F
	- 注記	百万 ポンド	億円	百万 ポンド	億円	百万 ポンド	億円
受取利息		11,746	18,910	12,805	20,615	14,151	22,782
支払利息		(3,338)	(5,374)	(3,939)	(6,341)	(5,521)	(8,888)
受取利息純額	1	8,408	13,536	8,866	14,273	8,630	13,893
受取手数料		3,692	5,944	4,320	6,955	4,598	7,402
支払手数料		(805)	(1,296)	(842)	(1,356)	(892)	(1,436)
トレーディング収益		954	1,536	1,190	1,916	2,860	4,604
自己債券の償還(損失)/利益		(263)	(423)	6	10	162	261
その他の営業収益		165	266	1,078	1,735	1,397	2,249
利息以外の収益	2	3,743	6,026	5,752	9,260	8,125	13,080
収益合計		12,151	19,562	14,618	23,534	16,755	26,974
人件費		(5,668)	(9,125)	(5,683)	(9,149)	(5,929)	(9,545)
不動産及び動産費		(1,809)	(2,912)	(2,059)	(3,315)	(1,994)	(3,210)
その他の一般管理費		(6,160)	(9,917)	(4,361)	(7,021)	(6,530)	(10,513)
減価償却費及び償却費		(1,173)	(1,888)	(926)	(1,491)	(1,109)	(1,785)
のれん及びその他の無形資産の評価損		(1,331)	(2,143)	(523)	(842)	(423)	(681)
営業費用	3	(16,141)	(25,985)	(13,552)	(21,817)	(15,985)	(25,734)
減損損失戻入/(減損損失)控除前(損失)/利 益		(3,990)	(6,424)	1,066	1,716	770	1,240
減損損失戻入/(減損損失)	11	837	1,347	1,337	2,152	(8,137)	(13,100)
税引前営業(損失) /利益		(3,153)	(5,076)	2,403	3,869	(7,367)	(11,860)
税金控除(費用)	6	29	47	(2,033)	(3,273)	(307)	(494)
継続事業からの(損失)/利益		(3,124)	(5,029)	370	596	(7,674)	(12,354)
非継続事業からの利益/(損失) (税金控除 後)		1,538	2,476	(3,486)	(5,612)	410	660
当期純損失		(1,586)	(2,553)	(3,116)	(5,016)	(7,264)	(11,694)
以下に帰属する							
非支配持分		320	515	57	92	(13)	(21)
優先株主		44	71	61	98	58	93
普通株主		(1,950)	(3,139)	(3,234)	(5,206)	(7,309)	(11,767)
		(1,586)	(2,553)	(3,116)	(5,016)	(7,264)	(11,694)

163ページから264ページ(訳者注:原文のページ。以下同じ。)の注記、148ページから162ページの会計方針、及び28ページから134ページの「財務レビュー:資本及びリスク管理」の内の監査済み項目は、当財務諸表の不可欠の一部を形成する。

連結包括利益計算書(2015年12月31日終了事業年度)

		2015年	Ē	2014年	*	2013年	<u>*</u>
	注記	百万ポンド	億円	百万ポンド		百万ポンド	億円
当期純損失		(1,586)	(2,553)	(3,116)	(5,016)	(7,264)	(11,694)
振り替えの対象にならない項目							
退職給付制度の再測定による(損失) /ラ	利						
得	4	(73)	(118)	(1,849)	(2,977)	389	626
税金		306	493	314	506	(237)	(382)
		233	375	(1,535)	(2,471)	152	245
振り替えの対象になる項目							
売却可能金融資産		13	21	132	213	(1,907)	(3,070)
キャッシュ・フロー・ヘッジ		(740)	(1,191)	1,412	2,273	(2,485)	(4,001)
為替換算		(1,123)	(1,808)	434	699	(197)	(317)
税金		136	219	(401)	(646)	1,101	1,772
		(1,714)	(2,759)	1,577	2,539	(3,488)	(5,615)
その他の包括(損失)/利益 (税効果考慮	後)	(1,481)	(2,384)	42	68	(3,336)	(5,371)
当期包括損失合計	-	(3,067)	(4,938)	(3,074)	(4,949)	(10,600)	(17,065)
以下に帰属する							
非支配持分		315	507	194	312	(10)	(16)
優先株主		44	71	61	98	58	93
普通株主		(3,426)	(5,516)	(3,329)	(5,359)	(10,648)	(17,142)
		(3,067)	(4,938)	(3,074)	(4,949)	(10,600)	(17,065)

^{*} 修正再表示 - 詳細は、148ページを参照のこと。

注:

(1) 非継続事業からの1,220百万ポンドの利益(2014年:3,538百万ポンドの損失、2013年:410百万ポンドの利益)は、普通株主に帰属した。

163ページから264ページの注記、148ページから162ページの会計方針、及び28ページから134ページの「財務レビュー:資本及びリスク管理」の内の監査済み項目は、当財務諸表の不可欠の一部を形成する。

貸借対照表 (2015年12月31日現在)

			当行グル	ープ			当行		
		2015年		2014年	*	2015年		2014年	F
	— 注記	百万 ポンド	億円	 百万 ポンド		百万 ポンド	億円	 百万 ポンド	億円
資産									
現金及び中央銀行預け金	8	78,999	127,180	73,983	119,105	76,904	123,808	70,952	114,226
子会社に対する債権	8	1,557	2,507	2,333	3,756	24,091	38,784	24,839	39,988
その他の銀行に対する貸出金	8	28,285	45,536	42,259	68,033	21,259	34,225	30,062	48,397
銀行に対する貸出金	8	29,842	48,043	44,592	71,789	45,350	73,009	54,901	88,385
持株会社及び子会社に対する債 権	8	1,258	2,025	1,323	2,130	28,283	45,533	41,196	66,321
その他の顧客に対する貸出金	8	333,699	537,222	375,615	604,703	133,369	214,711	176,581	284,278
顧客に対する貸出金	8	334,957	539,247	376,938	606,832	161,652	260,244	217,777	350,599
買戻し条件付債券	27	20,224	32,559	22,923	36,904	16,484	26,538	14,332	23,073
その他の債券		59,803	96,277	61,351	98,769	60,118	96,784	73,262	117,944
債券	13	80,027	128,835	84,274	135,673	76,602	123,322	87,594	141,018
株式	14	1,069	1,721	5,203	8,376	931	1,499	4,880	7,856
当グループ会社への投資	15					34,482	55,513	39,857	64,166
決済勘定		4,108	6,613	4,710	7,583	3,053	4,915	3,381	5,443
持株会社及び子会社に対する債								,	
権	12	1,275	2,053	2,738	4,408	4,726	7,608	9,268	14,921
その他のデリバティブ	12	261,808	421,485	351,844	566,434	260,875	419,983	350,557	564,362
デリバティブ	12	263,083	423,537	354,582	570,842	265,601	427,591	359,825	579,282
無形資産	16	6,526	10,506	7,765	12,501	544	876	917	1,476
有形固定資産	17	4,453	7,169	6,123	9,857	1,612	2,595	1,976	3,181
繰延税金資産	22	2,622	4,221	1,881	3,028	902	1,452	733	1,180
前払金、未収収益及びその他の 資産	18	3,019	4,860	4,298	6,919	1,549	2,494	2,203	3,547
処分グループの資産	19	3,486	5,612	81,033	130,455				
資産合計	_	812,191	1,307,546	1,045,382	1,682,960	669,182	1,077,316	844,996	1,360,359
負債									
子会社に対する債務	8	3,999	6,438	4,208	6,774	116,343	187,301	121,489	195,585
その他の銀行預り金	8	38,095	61,329	59,642	96,018	30,877	49,709	52,966	85,270
銀行預り金	8	42,094	67,767	63,850	102,792	147,220	237,009	174,455	280,855
持株会社及び子会社に対する債 務	8	5,021	8,083	5,843	9,407	16,867	27,154	29,240	47,073
その他の顧客勘定	8	369,053	594,138	389,156	626,502	121,907	196,258	144,276	232,270
顧客勘定	8	374,074	602,222	394,999	635,909	138,774	223,412	173,516	279,343
発行債券	8	25,804	41,542	41,996	67,609	23,361	37,609	36,743	59,153
決済勘定		3,383	5,446	4,498	7,241	2,363	3,804	3,098	4,987
売り持高	20	20,808	33,499	23,028	37,073	17,593	28,323	16,590	26,708
持株会社及び子会社に対する債 務	12	1,283	2,066	2,005	3,228	3,528	5,680	6,585	10,601
その他のデリバティブ	12	254,265	409,341	348,778	561,498	253,844	408,663	348,162	560,506
デリバティブ	12	255,548	411,407	350,783	564,726	257,372	414,343	354,747	571,107
引当金、未払費用及びその他の 負債	21	14,070	22,651	12,262	19,741	5,676	9,138	5,622	9,051
退職給付債務	4	3,764	6,060	4,289	6,905	112	180	192	309

繰延税金負債	22	729	1,174	236	380				
持株会社に対する債務	8	18,502	29,786	19,639	31,617	18,485	29,759	18,535	29,839
その他の劣後負債	8	8,528	13,729	10,830	17,435	7,049	11,348	8,945	14,401
劣後負債	23	27,030	43,516	30,469	49,052	25,534	41,107	27,480	44,240
処分グループの負債	19	2,980	4,798	71,284	114,760				
負債合計		770,284	1,240,080	997,694	1,606,188	618,005	994,926	792,443	1,275,754
非支配持分		54	87	2,385	3,840				
親会社株主持分	24	41,853	67,379	45,303	72,933	51,177	82,390	52,553	84,605
資本合計		41,907	67,466	47,688	76,773	51,177	82,390	52,553	84,605
負債及び資本合計		812,191	1,307,546	1,045,382	1,682,960	669,182	1,077,316	844,996	1,360,359

^{*} 修正再表示 - 詳細は、148ページを参照のこと。

163ページから264ページの注記、148ページから162ページの会計方針、及び28ページから134ページの「財務レビュー:資本及びリスク管理」の内の監査済み項目は、当財務諸表の不可欠の一部を形成する。

当財務諸表は、2016年3月30日に取締役会で承認され、以下の者により署名された。

ハワード・デービス 会長 ロス・マキューアン チーフ・エグゼクティブ イーウェン・スチーブンソン チーフ・フィナンシャル・オフィサー

ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー 登録番号SC90312

持分変動計算書(2015年12月31日終了事業年度)

	当行グループ						当行					
	2015	5年	2014	年 [*]	2013	s年 [*]	2015	5年	201	4年	201:	3年
	百万 ポンド	億円	百万 ポンド	億円	百万 ポンド	億円	 百万 ポンド	億円	百万 ポンド	億円	百万 ポンド	億円
払込請求済株式資本												
1月1日及び12月31日現												
	6,609	10,640	6,609	10,640	6,609	10,640	6,609	10,640	6,609	10,640	6,609	10,640
株式払込剰余金												
1月1日現在	26,807	43,157	26,290	42,324	26,081	41,988	26,807	43,157	26,290	42,324	26,081	41,988
債務に分類されている優 先株式の償還			517	832					517	832		
クロスボーダー合併によ り発行された普通株式												
(1)					209	336					209	336
12月31日現在	26,807	43,157	26,807	43,157	26,290	42,324	26,807	43,157	26,807	43,157	26,290	42,324
合併剰余金												
1月1日現在	10,834	17,442	10,800	17,387	10,881	17,517	(47)	(76)	(81)	(130)		
合併剰余金の戻入	31	50	34	55			31	50	34	55		
クロスボーダー合併によ り生じた合併剰余金												
(1)					(81)	(130)					(81)	(130)
12月31日現在	10,865	17,492	10,834	17,442	10,800	17,387	(16)	(26)	(47)	(76)	(81)	(130)
売却可能金融資産剰余金												
1月1日現在	400	644	359	578	1,750	2,817	252	406	302	486	1,443	2,323
未実現利得/(損失)	88	142	504	811	(844)	(1,359)	121	195	261	420	(558)	(898)
実現利得	(70)	(113)	(409)	(658)	(1,063)	(1,711)	(44)	(71)	(323)	(520)	(939)	(1,512)
税金	(18)	(29)	(45)	(72)	516	831	(32)	(52)	12	19	356	573
シチズンズの支配権の譲 渡により純損益に振り												
替えられた金額(2)	9	14										
利益剰余金に振替 	(43)	(69)	(9)	(14)								
12月31日現在	366	589	400	644	359	578	297	478	252	406	302	486
キャッシュ・フロー・ ヘッジ剰余金												
1月1日現在	1,026	1,652	(86)	(138)	1,815	2,922	755	1,215	350	563	1,767	2,845
資本に認識された金額	668	1,075	2,869	4,619	(1,082)	(1,742)	398	641	1,625	2,616	(566)	(911)
資本から純損益に振り替 えられた金額	(1,350)	(2,173)	(1,457)	(2,346)	(1,403)	(2,259)	(944)	(1,520)	(1,119)	(1,801)	(1,291)	(2,078)
税金	106	171	(334)	(538)	584	940	77	124	(101)	(163)	440	708
シチズンズの支配権の譲 渡により純損益に振り												
替えられた金額(3)	(36)	(58)										
利益剰余金に振替	9	14	34	55								
12月31日現在 ————————————————————————————————————	423	681	1,026	1,652	(86)	(138)	286	460	755	1,215	350	563 ————

為替換算剰余金												
1月1日現在	1,762	2,837	1,842	2,965	2,041	3,286	(246)	(396)	(357)	(575)	(291)	(468)
純資産の再換算	(79)	(127)	403	649	(287)	(462)	30	48	110	177	(66)	(106)
純資産のヘッジに係る為												
替差(損)/益	(74)	(119)	(82)	(132)	87	140	24	39	1	2		
税金	11	18	(9)	(14)	1	2						
事業の処分により純損益												
に振り替えられた金額	4	6										
シチズンズの支配権の譲												
渡により純損益に振り												
替えられた金額	(974)	(1,568)										
利益剰余金に振替	(642)	(1,034)	(392)	(631)								
12月31日現在	8	13	1,762	2,837	1,842	2,965	(192)	(309)	(246)	(396)	(357)	(575)

^{*}修正再表示 - 詳細は、148ページを参照のこと。

これらの表に関連する注記は、146ページを参照のこと。

			当行グ	ループ					当	行		
	201	5年	2014	年 [*]	2013	 3年 [*]	201	5年	201	4年	2013	3年
-	百万		百万		百万		百万		百万		百万	
	ポンド 	億円 ———	ポンド 	億円 ———	ポンド	億円 ———	ポンド 	億円 ———	ポンド	億円 ———	ポンド	億円 ———
利益剰余金												
1月1日現在	(2,135)	(3,437)	2,888	4,649	10,072	16,215	18,423	29,659	21,209	34,144	22,501	36,224
普通株主及び優先株主に 帰属する当期純(損 失)/利益												
- 継続事業	(3,126)	(5,033)	365	588	(7,661)	(12,333)	(1,031)	(1,660)	(2,058)	(3,313)	(1,199)	(1,930)
- 非継続事業	1,220	1,964	(3,538)	(5,696)	410	660						
優先株式配当金支払額	(44)	(71)	(61)	(98)	(58)	(93)	(44)	(71)	(61)	(98)	(58)	(93)
売却可能金融資産剰余金 からの振替	43	69	9	14								
キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金からの振												
替	(9)	(14)	(34)	(55)								
為替換算剰余金からの振 替	642	1,034	392	631								
シチズンズ株式の売却コ スト	(29)	(47)	(45)	(72)								
退職給付制度の再測定に よる(損失)/利得(4)												
- 総額	(67)	(108)	(1,849)	(2,977)	389	626	84	135	(107)	(172)	(13)	(21)
- 税金	306	493	314	506	(237)	(382)	(20)	(32)	16	26	6	10
債務に分類されている優 先株式の償還			(517)	(832)					(517)	(832)		
従業員持株制度に基づい た株式の発行	(58)	(93)	(91)	(147)	(76)	(122)	(58)	(93)	(91)	(147)	(76)	(122)
株式報酬												
- 総額	36	58	29	47	48	77	36	58	29	47	48	77
- 税金	(4)	(6)	3	5	1	2	(4)	(6)	3	5		
12月31日現在	(3,225)	(5,192)	(2,135)	(3,437)	2,888	4,649	17,386	27,990	18,423	29,659	21,209	34,144

ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(E05991)

有価証券報告書

12月31日現在の親会社株

主持分 41,853 67,379 45,303 72,933 48,702 78,405 51,177 82,390 52,553 84,605 54,322 87,453

			当行グ	ループ			当行					
•	201	5年	2014	· 1年 [*]	2013	3年 [*]	201	5年	201	4年	2013	
	百万 ポンド	億円	百万 ポンド	億円	百万 ポンド	億円	百万 ポンド	億円	百万 ポンド	億円	百万 ポンド	億円
非支配持分	,		,			,						
1月1日現在	2,385	3,840	79	127	137	221						
為替換算調整及びその												
他の変動	28	45	113	182	3	5						
- 継続事業	2	3	5	8	(13)	(21)						
- 非継続事業	318	512	52	84								
配当金支払額	(31)	(50)	(4)	(6)	(5)	(8)						
売却可能証券の変動												
- 未実現利得	25	40	37	60								
- 税金	(5)	(8)	(13)	(21)								
キャッシュ・フロー・ ヘッジ剰余金の変動												
- 資本に認識された 金額	32	52	18	29								
- 非継続事業の処分 により純損益に振 り替えられた金額			(18)	(29)								
- 税金	(4)	(6)										
退職給付制度において 認識された数理計算上 の損失	(6)	(10)										
增加持分(5)	2,491	4,010	2,117	3,408								
減額及び処分持分	(24)	(39)	(1)	(2)	(43)	(69)						
シチズンズの支配の喪失		(8,302)	,	,	,	, ,						
	54	87	2,385	3,840	79	127						
12月31日現在の資本合				-1-10								-
計	41,907	67,466	47,688	76,773	48,781	78,533	51,177	82,390	52,553	84,605	54,322	87,453
資本合計は、以下に帰属	する											
非支配持分	54	87	2,385	3,840	79	127						
優先株主	1,421	2,288	1,421	2,288	1,421	2,288	1,421	2,288	1,421	2,288	1,421	2,288
普通株主	40,432	65,091	43,882	70,646	47,281	76,118	49,756	80,102	51,132	82,317	52,901	85,165
	41,907	67,466	47,688	76,773	48,781	78,533	51,177	82,390	52,553	84,605	54,322	87,453

^{*}修正再表示後 - 詳細は、148ページを参照のこと。

注:

(1) 注記24参照

(2) 税額控除後の純額:6百万ポンドの費用 (3) 税額控除後の純額:16百万ポンドの貸方計上

(4) 148ページの会計方針の変更を参照のこと

(5) 2015年3月のシチズンズ売出に関連した2,491百万ポンドを含む(2014年度:シチズンズの新規株式公開に関連した2,117百万ポンド)

163ページから264ページの注記、148ページから162ページの会計方針、及び28ページから134ページの「財務レビュー:資本及びリスク管理」の内の監査済み項目は、当財務諸表の不可欠の一部を形成する。

EDINET提出書類 ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(E05991) 有価証券報告書

キャッシュ・フロー計算書 (2015年12月31日終了事業年度)

				当行グ	ループ			当行					
		201	5年	2014	4年 [*]	2013	3年 [*]	201	5年	201	4年	201	3年
	注記	百万 ポンド	億円	百万 ポンド	億円	百万 ポンド	億円	 百万 ポンド	億円	百万 ポンド	億円	百万 ポンド	億円
営業活動からの キャッシュ・フ ロー													
継続事業からの税 引前営業(損 失)/利益		(3,153)	(5,076)	2,403	3,869	(7,367)	(11,860)	(1,451)	(2,336)	(959)	(1,544)	8	13
非継続事業からの 税引前利益/(損 失)		1,750	2,817	(3,258)	(5,245)	606	976						
非現金項目および 損益計算書中を 含むその他の調 整		(6,972)	(11,224)	(283)	(456)	5,757	9,268	6,171	9,935	3,477	5,598	272	438
確定給付年金制度 への現金による 掛金支払額		(1,059)	(1,705)	(1,063)	(1,711)	(817)	(1,315)	(32)	(52)	(28)	(45)	(41)	(66)
営業資産・負債に 関する増減		10,787	17,366	(11,917)	(19,185)	(18,949)	(30,506)	992	1,597	(30,276)	(48,741)	(22,151)	(35,661)
税金(支払)/受取額		(231)	(372)	(302)	(486)	(195)	(314)	(192)	(309)	135	217	322	518
営業活動からの正 味キャッシュ・ フロー	30	1,122	1,806	(14,420)	(23,215)	(20,965)	(33,752)	5,488	8,835	(27,651)	(44,515)	(21,590)	(34,758)
投資活動からの キャッシュ・フ ロー													
有価証券の売却及 び満期償還		6,345	10,215	17,631	28,384	33,741	54,320	17,877	28,780	22,926	36,909	33,660	54,189
有価証券の購入		(12,882)	(20,739)	(19,945)	(32,109)	(21,667)	(34,882)	(11,451)	(18,435)	(12,022)	(19,354)	(14,310)	(23,038)
有形固定資産の売却		1,541	2,481	1,161	1,869	888	1,430	305	491	164	264	83	134
有形固定資産の購入 入		(761)	(1,225)	(810)	(1,304)	(697)	(1,122)	(338)	(544)	(273)	(440)	(321)	(517)
事業持分及び無形 資産売却/(投 資)純額	31	53	85	(2,947)	(4,744)	4,237	6,821	(3,937)	(6,338)	(2,358)	(3,796)	1,646	2,650
投資活動からの正 味キャッシュ・ フロー		(5,704)	(9,183)	(4,910)	(7,905)	16,502	26,567	2,456	3,954	8,437	13,583	20,758	33,418
財務活動からの キャッシュ・フ ロー													
劣後負債の発行				1,438	2,315	2,285	3,679			833	1,341	1,864	3,001
非支配持分の増加 による収入		2,491	4,010	2,117	3,408								
非支配持分の償還				(1)	(2)	(43)	(69)						
劣後負債の返済		(2,279)	(3,669)	(4,181)	(6,731)	(1,868)	(3,007)	(1,894)	(3,049)	(4,121)	(6,634)	(1,868)	(3,007)
配当金支払額 劣後負債の利息支		(75)	(121)	(65)	(105)	(63)	(101)	(44)	(71)	(61)	(98)	(58)	(93)
払額 財務活動からの正		(1,313)	(2,114)	(1,308)	(2,106)	(1,395)	(2,246)	(1,338)	(2,154)	(1,236)	(1,990)	(1,325)	(2,133)
味キャッシュ・ フロー		(1,176)	(1,893)	(2,000)	(3,220)	(1,084)	(1,745)	(3,276)	(5,274)	(4,585)	(7,381)	(1,387)	(2,233)
現金及び現金同等 物に係る為替 レートの変動に よる影響		525	845	682	1,098	402	647	575	926	541	871	604	972
現金及び現金同等 物の純(減少)/ 増加額 1月1日現在の現		(5,233)	(8,425)	(20,648)	(33,241)	(5,145)	(8,283)	5,243	8,441	(23,258)	(37,443)	(1,615)	(2,600)
金及び現金同等 物		107,308	172,755	127,956	205,996	133,101	214,279	101,370	163,196	124,628	200,639	126,243	203,239
12月31日現在の現 金及び現金同等 物	34	102,075	164,331	107,308	172,755	127,956	205,996	106,613	171,636	101,370	163,196	124,628	200,639

EDINET提出書類

ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(E05991)

有価証券報告書

* 修正再表示後 - 詳細は、148ページを参照のこと。

163ページから264ページの注記、148ページから162ページの会計方針、及び28ページから134ページの「財務レビュー:資本及びリスク管理」の内の監査済み項目は、当財務諸表の不可欠の一部を形成する。

<u>次へ</u>

会計方針

1 財務諸表の表示

当財務諸表は、継続企業を前提として(取締役報告書137ページ(訳者注:原文のページ。以下同じ。)参照)、国際会計基準審議会(以下「IASB」という。)により発行された国際財務報告基準及びIASBの国際財務報告基準解釈指針委員会により発行された解釈指針(以下、総称して「IFRS」という。)(いずれも欧州連合(以下「EU」という。)により採択された。)に準拠して作成されている。EUは、IAS(訳者注:国際会計基準。以下同様。)第39号「金融商品:認識及び測定」の全文を採択していない。すなわち、EUは、当該基準のヘッジの規定の一部を緩和しているが、当行グループは、この緩和を利用していない。つまり、当行グループの財務諸表は、IASBにより発行されたIFRSに従って作成されている。

当行は英国で設立され、スコットランドで登記されている。当行の財務諸表は、2006年会社法に従った表示となっている。 会計方針9、14、16及び18における投資不動産及び特定の金融商品を除き、財務諸表は取得原価で表示されている。

2014年12月31日現在、シチズンズ・ファイナンシャル・グループ・インクは、非継続事業及び処分グループとして分類されていた。そのため、その総資産は処分グループの資産に、その総負債は処分グループの負債に表示されていた。過年度の業績は再表示されている。

シチズンズに対する当行グループの持分比率が20.9%に低下した2015年8月3日以降、シチズンズは売却目的保有の関連会社として会計処理された。当行グループはその後、2015年10月30日に最後のトランシェを売却し、シチズンズの売却を完了した。シチズンズはもはや報告セグメントではないため、すべての期間に関するセグメントの開示が修正再表示されている。

会計方針の変更

当行グループは、確定給付年金制度の積立超過額の認識に関する会計方針を変更した。具体的には、従業員年金基金における積立超過額の返還に対する無条件の権利を有するか否かを判断するための方針が変更された。当行グループが返還に対する権利を有する場合で、年金基金の受託者が制度加入者の給付を一方的に拡充できる場合には、これは無条件とは見なされない。この変更の結果、制度における既存の不足額をカバーするための最低積立要件により追加の負債が生じ、積立超過額が全額は認識できない可能性がある。修正後の会計方針は、返還として利用可能な経済的便益の評価における年金受託者の権限を考慮することで、確定給付年金制度が当行グループの財政状態に及ぼす影響に関するより目的適合性の高い情報を提供する。

IFRSに従って、修正後の会計方針は遡及的に適用されており、過年度は修正再表示されている。当該方針の変更による影響は、以下の通りである。

連結損益計算書

	2015年				
	従前の方針に 基づく金額	修正額	公表額		
	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド		
人件費	(5,604)	(64)	(5,668)		
営業費用	(16,077)	(64)	(16,141)		
減損損失控除前損失	(3,926)	(64)	(3,990)		
税引前営業損失	(3,089)	(64)	(3,153)		
税金費用	17	12	29		
継続事業からの損失	(3,072)	(52)	(3,124)		
当期純損失	(1,534)	(52)	(1,586)		
普通株主に帰属する当期純損失	(1,898)	(52)	(1,950)		

連結包括利益計算書

		2015年			2014年		2013年			
	 従前の方 針に基づ		-	従前の方 針に基づ		-	従前の方 針に基づ			
	く金額	修正額	公表額	く金額	修正額	公表額	く金額	修正額	公表額	
	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	
当期純損失	(1,534)	(52)	(1,586)	(3,116)		(3,116)	(7,264)		(7,264)	
退職給付制度の再測定による利 得/(損失)	1,139	(1,212)	(73)	(100)	(1,749)	(1,849)	443	(54)	389	
税金	(147)	453	306	(36)	350	314	(246)	9	(237)	
包括損失合計(税効果考慮後)	(2,256)	(811)	(3,067)	(1,675)	(1,399)	(3,074)	(10,555)	(45)	(10,600)	

連結貸借対照表

		2015年			2014年		2013年			
	従前の方 針に基づ			従前の方 針に基づ			従前の方 針に基づ			
	く金額	修正額	公表額	く金額	修正額	公表額	く金額	修正額	公表額	
	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	
繰延税金資産	1,786	836	2,622	1,510	371	1,881	3,435	21	3,456	
前払金、未収収益及びその他の 資産	3,168	(149)	3,019	4,413	(115)	4,298	5,904	(77)	5,827	
退職給付債務	783	2,981	3,764	2,550	1,739	4,289	3,188	28	3,216	
親会社株主持分	44,147	(2,294)	41,853	46,786	(1,483)	45,303	48,786	(84)	48,702	

連結持分変動計算書

	2015年			2014年			2013年		
	従前の方 針に基づ く金額	修正額	公表額	従前の方 針に基づ く金額	修正額	公表額	従前の方 針に基づ く金額	修正額	公表額
	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド
利益剰余金									
1月1日現在	(652)	(1,483)	(2,135)	2,972	(84)	2,888	10,111	(39)	10,072
普通株主及びその他の株主に帰属 する当期純利益/(損失) - 継続 事業	(3,074)	(52)	(3,126)	365		365	(7,661)		(7,661)
退職給付制度の再測定による利 得/(損失)									
- 総額	1,145	(1,212)	(67)	(100)	(1,749)	(1,849)	443	(54)	389
- 税金	(147)	453	306	(36)	350	314	(246)	9	(237)
12月31日現在	(931)	(2,294)	(3,225)	(652)	(1,483)	(2,135)	2,972	(84)	2,888

当行グループは、2015年1月1日から以下の新規及び改訂されたIFRSを適用した。

2013年11月、IAS第19号「確定給付制度:従業員拠出」が公表された。当該修正では、勤務に関連する従業員の拠出の会計処理を、勤務からは独立した拠出である場合の会計処理と区分している。

IFRSの年次改善2010年 - 2012年及び2011年 - 2013年サイクルが2013年12月に公表された。IFRSに対する軽微な修正が多数行なわれている。

これら規定の適用は、当行グループの財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。

2 連結の基準

当連結財務諸表には、当行及び当行グループが支配する企業(一定の組成された企業を含む。)の財務諸表が含まれる。当行グループは、他の事業体(子会社)への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有しており、かつ他の事業体に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に当該事業体を支配しており、一般的にそのパワーは、議決権の過半数を保有することにより生じる。ある子会社の取得の際、その子会社の識別可能な資産、負債及び偶発負債は、公正価値で連結財務諸表に含まれる。子会社は、当行グループが支配した日から売却や状況の重大な変化を通じて当行グループの支配が終了する日まで連結財務諸表に含まれる。当行グループの子会社に対する支配の終了に至らない当行グループの子会社に対する持分の変動は、資本取引として会計処理される。

グループ間の残高、取引、収益及び費用は、連結にあたり消去される。当連結財務諸表は、統一された会計方針に従って作成される。

3 収益認識

貸出金及び債権、売却可能又は満期保有目的として分類される金融資産に対する受取利息、及び公正価値で測定するものとして指定された金融負債以外の金融負債に対する支払利息は、実効金利法により決定される。実効金利法とは、金融資産又は金融負債(若しくは金融資産又は金融負債のグループ)の償却原価を計算し、受取利息又は支払利息をその資産又は負債の予想残存期間にわたって配分する方法である。実効金利とは、見積将来キャッシュ・フローを金融商品の当初の帳簿価額まで正確に割引く利率のことをいう。実効金利の計算には、金融商品の利回りに不可欠な部分である支払手数料若しくは受取手数料、取得又は発行の際のプレミアム又はディスカウント、早期償還手数料及び取引コストも考慮される。将来キャッシュ・フローを見積る際は、金融商品に関する全ての契約条件が考慮される。

トレーディング目的保有又は純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産及び金融負債は、公正価値で計上される。公正価値の変動は、純損益に認識される。

サービスに関する手数料は、顧客へのサービス提供に伴う対価に対する権利が発生する都度、認識される。この協定は一般に契約ベースでなされ、サービス提供に付随するコストはサービスを提供する毎に認識される。価格は、通常固定され、かついつでも決定可能である。重要な手数料の種類に対するこの方針の適用に関する概要は、以下の通りである。

決済サービス:

これは決済サービスの対価として受取る収益のことであり、この決済サービスには、小切手の現金化、口座引き落とし、決済機関での自動決済(英国電子決済システム)及びBACS決済(口座引き落とし及び口座振込みを処理する自動化された決済機関)が含まれる。これらには取引毎に手数料が課されるのが普通である。収益は決済又は取引が生じた時点で認識される。決済サービス手数料は、通常、毎月又は四半期毎に後払いで顧客の口座から引き落とされる。提供済みであるが未請求のサービスについては、期末時点で未収収益が計上される。

クレジット及びデビットカード手数料:

カード事業からの手数料であり、以下のものを含んでいる。

インターチェンジ手数料:当行グループはカードの発行者として、カード保有者が物品やサービスを購入する都度、手数料(インターチェンジ手数料)を受け取る。当行グループは、さらに、当行グループの支店又は現金自動預払機のネットワークを通じて現金を払い出す際に、他のカード発行者からもインターチェンジ手数料を受け取る。これらの手数料は取引発生毎に、収益として認識される。

クレジットカード又はデビットカードの保有者が定期的に支払う手数料は、繰り延べられ、サービス期間にわたって、 純損益に認識される。

貸出(信用枠)

コミットメント及び実行手数料は、融資枠残高に対する割合により決定される。具体的な融資協定が締結される可能性が低い場合、この手数料は融資枠の契約期間にわたり純損益に認識され、その他の場合は、繰り延べられ、貸出金の実効金利に含まれる。

仲介手数料

有価証券に関連して、顧客の代わりに契約を締結した為替、先物又はオプションの取引は、著しく重要な行為を実施した時に収益に認識される。

貿易金融

貿易金融の提供による収益は、その融資期間にわたり認識される。ただし、著しく重要な行為に明確に紐付いている場合は 当該行為が実行された時に収益が認識される。

投資管理:

投資管理手数料は、サービス提供毎に、収益として認識されている。投資管理契約締結に直接起因する増分コストは繰り延べられ、関連収益が認識された時に費用として計上される。

4 売却目的で保有する資産及び非継続事業

非流動資産(又は処分グループ)は、当行グループがその帳簿価額を、継続的使用よりも主として売却取引により回収する 予定である場合、売却目的で保有する資産に分類される。売却目的保有に分類された非流動資産(又は処分グループ)は、 帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定される。当該資産(又は処分グループ)が企業結合の一 部として取得された場合には、当初認識時点において、売却コスト控除後の公正価値で測定される。売却目的保有に分類さ れた処分グループの資産及び負債、並びに売却目的保有に分類された非流動資産は、貸借対照表上、区分して表示される。

非継続事業の業績は、非継続事業の税引後損益、及び非継続事業を売却コスト控除後の公正価値で測定したこと又は処分したことにより認識した税引後の利得又は損失からなり、損益計算書上に単一の金額で表示される。この金額の内訳は財務諸表に対する注記19に示されている。非継続事業とは、すでに処分されたか又は売却目的保有に分類された資金生成単位若しくは資金生成単位グループであり、(a)独立の主要な事業分野又は営業地域を表すか、(b)独立の主要な事業分野又は営業地域を処分する統一された計画の一部であるか、(c)転売のみを目的に取得した子会社である。

5 従業員給付

給与、有給休暇、その他の給付などの短期従業員給付は、従業員が関連する勤務を提供した期間にわたり発生主義で会計処理される。従業員は、変動報酬を、現金、当行グループが発行する負債性金融商品、又はRBSGの株式で受け取ることができる。株式に基づく報酬の処理については、会計方針24に記載されている。現金又は負債性金融商品で支払われる変動報酬は、放棄及び返還の基準を考慮して、当該変動報酬に関連する年度の始めから支払予定日までの期間にわたり、費用計上される。

当行グループは、適格従業員に対して年金及び医療制度の形で退職後給付を提供している。

確定拠出年金制度に対する掛金は、支払われる都度、純損益に認識される。

確定給付制度においては、確定給付制度債務は、予測単位積増方式を用いた数理計算に基づき測定され、制度負債と同様の期間及び同様の通貨の優良社債の報告期間の末日現在の市場利回りを参照して決定された金利で割り引かれる。制度資産は、公正価値で測定される。制度資産と制度負債との差額である確定給付資産又は負債の純額は貸借対照表に計上される。確定給付資産は、制度からの返還又は制度への将来掛金の減額の形で当行グループに利用可能な経済的便益の現在価値を上限とする。

年金費用の損益計算書計上額(営業費用に計上)の内訳は以下の通りである。

当期勤務費用

制度負債を割り引く際に使用される率で算出される、確定給付負債又は資産の純額に係る利息

制度の変更又は縮小により生じる過去勤務費用

清算に係る利得又は損失

縮小は、当行グループが制度の対象となる従業員数の大幅な削減を行う場合に発生する。制度の変更は、当行グループが確定給付制度を導入若しくは解散する場合、又は既存の確定給付制度の給付額を変更する場合に発生する。過去勤務費用がプラス(給付制度が導入若しくは変更されたことで、確定給付債務の現在価値が増加した場合)にも、マイナス(給付制度が解散もしくは変更されたことで、確定給付債務の現在価値が減少した場合)にもなり得る。清算は、給付の一部又は全てにかかる今後の債務が無くなる取引である。

数理計算上の差異(つまり、確定給付資産又は負債の純額の再測定による差異)は、それらが発生する期間に、その全額が その他の包括利益に認識される。

6 無形資産及びのれん

当行グループが取得した無形資産は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を差引いた額で表示される。償却費は、 経済的便益のパターンを最も良く反映する方法で当該資産の見積経済的耐用年数にわたり費用に計上され、「減価償却費及 び償却費」の科目に含まれる。見積経済的耐用年数は、以下の通りである。

 コンピューター・ソフトウェア
 3 年から12年

 その他の取得した無形資産
 5 年から10年

自己創設のれん及びブランドに対する支出は、発生時に費用計上される。内部利用目的のコンピューター・ソフトウェアの開発に係る直接原価は、技術的実行可能性及び経済的実行可能性が確立された時点で資産計上される。これらの原価には、人件費、材料及びサービスに関する原価、並びに直接帰属可能な経費が含まれる。ソフトウェアが意図された通りに機能することとなった時に、原価の資産化は終了する。累積された原価は、開発中及び開発後において、ソフトウェアが生み出すと予想される便益との比較により、減損の有無について検討される。技術的実行可能性及び経済的実行可能性の確立以前に発生した費用は、研修費及び一般的な間接費と同様に、発生時に費用計上される。さらに、1年超の経済的便益を生み出すと予想されるコンピューター・ソフトウェアの使用に係るライセンス費用も資産化される。

無形資産には、子会社及び共同支配企業の取得により生じたのれんが含まれる。子会社を取得した際に発生するのれんは、引き渡した対価の公正価値、子会社に対する既存持分の公正価値、及び公正価値又は子会社の純資産の持分割合で測定した非支配持分の額が、その子会社の識別可能な資産、負債及び偶発負債の公正価値の純額に対する当行グループの持分を超える額をいう。共同支配企業を取得した際に発生するのれんは、投資コストがその共同支配企業の識別可能な資産及び負債の公正価値の純額に対する当行グループの持分を超える場合に生ずる。のれんは、当初の取得原価からその後の減損損失を控除して測定する。関連会社を取得した際に発生するのれんは、その帳簿価額に含まれる。子会社、関連会社又は共同支配企業の処分に関する利得又は損失には、関連するのれんの帳簿価額が含まれる。

7 有形固定資産

有形固定資産項目(投資不動産を除く-会計方針9参照)は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を差引いた額で表示される。有形固定資産項目が耐用年数の異なる主要な構成要素からなる場合、それらは別々に会計処理される。

減価償却費は、有形固定資産(自己所有資産及びオペレーティング・リース資産を含む。)の減価償却可能価額を見積耐用 年数にわたって償却するものであり、定額法により費用計上される。減価償却可能価額とは、資産の取得原価から残存価額 を控除した額である。土地は減価償却されない。

当行グループの有形固定資産の見積耐用年数は、以下の通りである。

自己所有建物

50年

長期リース資産

(リース期間が50年超) 50年

短期リース物件 リースの残存期間

資産改造コスト 10年から15年

コンピューター設備 最長5年

その他の設備 4年から15年

有形固定資産の残存価額及び耐用年数は、貸借対照表日ごとに見直され、以前の見積りに対する変更があれば反映される。

8 無形資産及び有形固定資産の減損

各報告日において、当行グループは、無形資産又は有形固定資産の減損の兆候の有無を評価している。そのような兆候が存在する場合、当行グループは当該資産の回収可能価額及び減損損失を見積っている。のれんについては年に1回減損テストが実施され、減損の兆候を示す事象の発生又は状況の変化がある場合、より頻繁に減損テストが実施される。

ある資産が他の資産又は資産グループから独立してキャッシュ・フローを生み出さない場合、回収可能価額はその資産が属する資金生成単位で決定される。資金生成単位とは、他の資産又は資産グループからのキャッシュ・インフローからおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位をいう。減損テストの目的上、企業結合により取得したのれんは、当行グループの資金生成単位又は資金生成単位グループで、企業結合から便益を得ることが期待されるものに配分される。資産又は資金生成単位の回収可能価額は、売却コスト控除後の公正価値と使用価値とのいずれか高い方の金額である。使用価値とは、資産又は資金生成単位の将来キャッシュ・フローの割引現在価値である。割引に当たっては、将来キャッシュ・フローの見積りには考慮されていない、資産又は資金生成単位に固有のリスクを調整した後の市場金利を用いている。無形資産又は有形固定資産の回収可能価額がその帳簿価額を下回る場合、純損益に直ちに減損損失が認識され、当該資産の帳簿価額は減損損失の金額だけ減額される。

無形資産(のれんを除く。)又は有形固定資産に係る減損損失の戻入は、回収可能価額が増加した場合に認識される。ただし、増加した帳簿価額は、減損損失が認識されなかったとした場合の価額を超えてはならない。なお、のれんに係る減損損失の戻入は行われない。

9 投資不動産

投資不動産は、自己所有及びリース不動産であり、賃貸収益若しくは資本増価又はその両方を目的として保有されるものである。投資不動産は減価償却されないが、公正価値で計上される。公正価値は、同様の場所及び状況の下での類似した不動産の時価に基づく。公正価値の変動から生ずる利得又は損失は、純損益に認識される。投資不動産からの賃貸料収入は、リース期間にわたり定額法で「その他の営業収益」に認識される。付与されたリース・インセンティブは、賃貸料収入総額の不可欠な一部として認識される。

10 外貨

当行グループの連結財務諸表は、当行の機能通貨であるポンドで表示される。

当行グループの会社は、外貨建取引を機能通貨、すなわちこれらの会社が営業活動を行う主たる経済環境の通貨で、取引日における外国為替レートによって計上する。外貨建貨幣性資産及び貨幣性負債は、貸借対照表日現在の外国為替レートで関連する機能通貨に換算される。外貨建取引の決済、及び貨幣性資産及び貨幣性負債の換算から生じる為替換算差額は、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体への純投資ヘッジから生じる差異を除き、トレーディング収益に計上される(会計方針23参照)。

公正価値で計上される外貨建非貨幣性項目は、その価額が決定された日における外国為替レートで関連する機能通貨に換算される。公正価値で測定される非貨幣性項目に係る換算差額は純損益に計上されるが、売却可能非貨幣性金融資産(例えば株式)に係る換算差額は、当該資産が公正価値へッジによるヘッジ対象でない限り、その他の包括利益に認識される。

在外営業活動体における資産及び負債(取得により生じるのれん及び公正価値の調整を含む。)は、貸借対照表日現在の外国為替レートでポンドに換算される。在外営業活動体の収益及び費用は、平均為替レートが取引日における外国為替レート

と近似していない場合を除き、平均為替レートでポンドに換算される。在外営業活動体の換算により生じる為替換算差額 は、その他の包括利益に認識される。資本に累積される金額は、在外営業活動体の処分時に資本から純損益に振り替えられ る。

11 リース

貸手

顧客とのリース契約は、資産の所有に伴う実質的に全てのリスク及び経済価値が顧客に移転される場合、ファイナンス・ リースとして分類される。顧客とのその他のリース契約は全て、オペレーティング・リースとして分類される。

ファイナンス・リース債権は、最低リース料総額及び無保証残存価値の合計額を、当該リースにおいて想定された金利で割引いた金額、すなわちリースにおける純投資額で、貸借対照表の顧客に対する貸出金に計上される。ファイナンス・リース収益は、純投資額に対する税引前利回りが一定になるように会計期間にわたって配分され、受取利息に含まれる。無保証残存価値は定期的に見直される。無保証残存価値が減少している場合には、収益配分が修正され、計上金額に関する減額は直ちに認識される。

オペレーティング・リースからのリース収益は、他の規則的な方法がその資産の使用の時間的パターンをより良く表す場合を除き、リース期間にわたって定額法で収益認識される。オペレーティング・リース資産は、有形固定資産に含まれ、その耐用年数にわたって減価償却される(会計方針7参照)。オペレーティング・リースからの受取リース料は、その他の営業収益に含まれる。

借手

当行グループのリース資産に対する契約は、主にオペレーティング・リースである。オペレーティング・リースからのリース費用は、「不動産及び動産費」に含まれ、他の規則的な方法が当行グループの便益をより良く表す場合を除き、リース期間にわたり定額法によって費用として認識される。

12 引当金

当行グループは、過去の事象の結果としての現在の債務に対して、当該債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつその債務金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、引当金を認識する。

当行グループが事業再編のための推定的債務を有する場合に、余剰人員削減費用を含む事業再編費用に対して引当金が設定される。当行グループに事業再編のための正式で具体的な計画があり、かつ、その計画の実行開始又はその主な内容の公表によって影響を受ける者に妥当な期待を持たせている場合、債務は存在する。

当行グループが不利な契約を有している場合、その契約に係る現在の債務を引当金として認識する。不利な契約とは、当行グループの契約債務を履行するための不可避的な費用が、経済的便益の受取見込額を超過している契約である。当行グループがリース不動産を明け渡す場合、引当金は当該リース費用から、見込まれる経済的便益(賃貸料収入)を差し引いた金額で認識される。

偶発負債とは、過去の事象から発生する可能性のある債務で、その存在が不確実な将来事象によってのみ確認される債務、 又は過去の事象から発生する現在の債務であるが、経済的便益の流出が起こる可能性が高くない、又は債務の金額が十分な 信頼性をもって測定できないという理由でいまだ認識されていない債務である。偶発負債は認識されないが、債務の決済の 際に経済的便益の流出の可能性が低い場合を除き、それらの情報は開示される。

13 税金

当期税金及び繰延税金からなる税金費用又は税金収益は、損益計算書に計上される。ただし、純損益の外で認識される法人所得税は、その他の包括利益又は資本に適宜計上される。

当期税金とは、純損益、その他の包括利益又は資本に生じる、当期の課税所得又は欠損金について納付すべき又は還付される税額をいう。税金引当金は、当期の税金に対して、貸借対照表日現在施行されている又は実質的に施行されている税率を適用して計上される。

繰延税金は、会計目的上の資産・負債の帳簿価額と税金計算上の資産・負債の帳簿価額との一時差異に対して課される又は 還付されると見込まれる税額をいう。繰延税金負債は、一般的には全ての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資 産は、回収可能性が高い場合に認識される。繰延税金は、取引日に会計上の利益又は損失にも税務上の課税所得又は欠損金 にも影響しない取引(企業結合を除く。)における資産又は負債の当初認識から生じる一時差異については認識されない。 繰延税金は、貸借対照表日現在に施行又は実質的に施行されている税率及び税法に基づいて、資産の実現又は負債の決済が 行われる期間に適用されると予想される税率で計算される。

繰延税金資産及び繰延税金負債が相殺できるのは、相殺する法的強制力のある権利が当行グループにある場合で、かつ個々の当行グループの会社又は将来、当期税金負債及び当期税金資産を純額又は総額で同時に決済することを意図している同一の納税グループ内の当行グループの会社のいずれかに対して、同一の税務当局によって課される法人所得税に関するものである場合となる。

14 金融資産

金融資産は当初の認識時に、満期保有目的投資、トレーディング目的保有、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産、貸出金及び債権、又は売却可能金融資産に分類される。貸出金及び債権として分類された金融資産の通常方法による購入は、決済日に認識され、金融資産の通常方法によるその他の取引はすべて、取引日に認識される。

満期保有目的投資:

金融資産は、固定的又は決定可能な支払額及び固定した満期日を有し、かつ当行グループが満期まで保有する積極的な意思と能力をもっている場合にのみ、「満期保有目的投資」として分類することができる。満期保有目的投資は、当初はその公正価値に、直接関連する取引コストを加算した金額で認識される。その後は、実効金利法(会計方針3参照)を用いた償却原価から減損損失を差引いた額で測定される。

トレーディング目的保有金融資産:

金融資産は、主に短期的に売却する目的で購入される場合、又はまとめて管理され、かつ、短期的な利益獲得の証拠がある金融商品のポートフォリオの一部を構成する場合、又はデリバティブ(適格なヘッジ関係にあるものは除く。)に該当する場合、「トレーディング目的保有金融資産」として分類される。トレーディング目的保有金融資産は公正価値で認識され、取引コストは純損益に認識される。その後当該資産は公正価値で測定される。トレーディング目的保有金融資産に係る利得又は損失は、発生時に純損益に認識される。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産:

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定できるのは、その指定が(a)測定若しくは認識の不整合を解消又は 大幅に低減させる場合、(b)当行グループが公正価値に基づいて管理し評価する金融資産グループ、金融負債グループ若し くはその両方に適用される場合、又は(c)主契約と密接な関連がないことが明らかな組込デリバティブを含む金融商品に関 係する場合に限られる。

当行グループが純損益を通じて公正価値で測定するものとして当初認識の際に指定した金融資産は、公正価値で認識され (その取引コストは純損益に認識される。)、その後は公正価値で測定される。利得及び損失は、発生時に純損益に認識される。

貸出金及び債権:

返済額が固定的又は決定可能で、活発な市場において相場がない非デリバティブ金融資産は、売却可能若しくはトレーディング目的保有に分類したもの、又は純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融資産を除いて、「貸出金及び債権」として分類される。貸出金及び債権は、当初は公正価値に直接関連する取引コストを加算した金額で認識され、その後は実効金利法(会計方針3参照)を用いた償却原価から減損損失を差引いた金額で測定される。

売却可能金融資産:

満期保有目的金融資産、トレーディング目的保有金融資産、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融 資産、又は貸出金及び債権のいずれにも分類されない金融資産は、「売却可能金融資産」として分類される。金融資産は、 当初認識時に売却可能金融資産として指定することができる。売却可能金融資産は、当初は公正価値に直接関連する取引コ ストを加算した金額で認識される。 これらはその後は公正価値で測定される。公正価値を信頼性をもって測定できない、相場のない持分投資は取得原価で計上され、売却可能金融資産として分類される。減損損失及び外貨建貨幣性売却可能金融資産の償却原価の再換算から生じる為替差額は、公正価値へッジ(会計方針23参照)におけるヘッジ対象である売却可能金融資産のヘッジ対象リスクに起因する利得及び損失と同様に、実効金利法(会計方針3参照)を適用して計算した利息とともに純損益に認識される。売却可能金融資産の公正価値のその他の変動及び関連する税金は、処分により累積利得又は損失が資本から純損益に振り替えられるまでは、その他の包括利益に計上される。

分類変更:

貸出金及び債権の定義(支払額が固定的又は決定可能で、活発な市場において相場がない非デリバティブ金融資産)を満たすトレーディング目的保有金融資産及び売却可能金融資産は、当行グループが当該金融資産を予見可能な将来又は満期まで保有する意思及び能力がある場合、貸出金及び債権に分類変更することができる。当行グループはこの目的の予見可能な将来を、通常、分類変更の日から12ヶ月と見なしている。さらに、貸出金及び債権の定義を満たさないトレーディング目的保有金融資産は、ごく稀な状況で、売却可能金融資産又は満期保有目的投資に変更される可能性がある。分類変更は、公正価値で行われる。当該公正価値は、適宜、当該資産の新たな取得原価又は償却原価となる。分類変更の日までに認識されていた利得又は損失の戻入は行われない。

公正価値:

公正価値で測定する金融商品の公正価値を決定するにあたっての当行グループのアプローチは、重要な会計方針及び見積りの不確実性の主要な原因の「公正価値 - 金融商品」で説明されている。詳しくは注記 9 を参照のこと。

15 金融資産の減損

当行グループは、各貸借対照表日において、満期保有目的、売却可能又は貸出金及び債権として分類された金融資産又は金融資産グループが減損しているという客観的証拠があるかどうかを評価している。金融資産又は金融資産グループは当初の認識後に発生した事象が、当該資産の将来キャッシュ・フローの金額又は時期にマイナスの影響を及ぼしている客観的証拠がある場合減損しており、減損損失が生じている。

償却原価で計上される金融資産:

貸出金及び債権又は満期保有目的投資として分類された金融資産又は金融資産グループについて、減損損失が発生しているという客観的証拠がある場合、当行グループはその損失額を、当該資産又は資産グループの帳簿価額と当初認識時における実効金利で割引いた当該資産又は資産グループの見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として認識している。担保付の貸出金及び債権については、担保権実行の可能性が高いか否かにかかわらず、見積将来キャッシュ・フローには担保権実行の結果生じる可能性のあるキャッシュ・フローから担保物件の取得費用又は売却コストを控除したものが含まれる。

貸出金の回収の過程において、貸出金が株式又は不動産と交換される場合、当該交換は、貸出金の売却及び株式又は投資不動産の取得として会計処理される。当該交換後に株式に対する当行グループの持分が、当行グループが企業を支配する水準となる場合、当該企業は連結される。

減損損失は、個別に重要な金融資産については個別に、個別に重要ではない金融資産については個別に又は集合的に評価される。減損を集合的に評価する場合、金融資産は類似したリスク特性を持つ金融資産から成るポートフォリオ毎にグルーピングされる。これらのポートフォリオからの将来キャッシュ・フローは、契約上のキャッシュ・フローと、類似の信用リスク特性を持つ資産についての過去の損失実績をベースに見積られる。

過去の損失実績は、観察可能なデータに基づいて、過去の実績の期間に影響を及ぼさない現在の状況を反映させるように調整される。金融資産又は金融資産グループの減損損失は純損益に認識され、その帳簿価額は減損引当金を控除した額で計上される。もし、その後の期間において、減損損失額が減少し、かつその減少が減損を認識した後の事象に起因している場合は、それまでに認識した減損損失は引当金を修正することにより戻入れられる。金融資産又は金融資産グループについて減損損失が認識されると、減損測定時に見積将来キャッシュ・フローを割引いた金利を使用して、その帳簿価額に対して受取利息が認識される。

減損が生じている貸出金及び債権については、貸倒処理が行われる。すなわち、当行グループが、当該貸出金の一部又は全額の回収に現実的見込がないと判断した場合には、当該貸出金の帳簿価額の一部又は全額の評価減を行うために減損引当金が用いられる。個別に減損評価が行われる貸出金に係る貸倒処理の時期については、個別に判断される。このような貸出金は定期的に見直され、破産、支払不能、条件緩和及び類似の事象により、貸倒処理が早まる。

当行グループが集合的に評価するポートフォリオに関する当初の減損認識から貸倒処理までの一般的な期間は以下の通りである。

リテール抵当貸付金 - 5年以内、又は口座がそれより早期に解約される場合には解約時に貸倒処理が行なわれる。

クレジットカード - 回収不能額は12ヶ月経過後に貸倒処理が行なわれる。それから3年経過後に残りの金額が全額貸倒処理される。

当座貸越及び他の無担保貸出金 - 6年以内に貸倒処理が行なわれる。

企業向け及び商業用貸出金 - 商業用貸出金の貸倒処理は個別の状況に応じて行なわれるが、その期間は5年を超過しない。企業向け貸出金は一般的に5年以内に貸倒処理が行なわれる。

既に貸倒処理済みの貸出金について回収された金額は、回収した期の貸出金の減損損失に対して貸方計上される。

公正価値で計上される金融資産:

売却可能として分類された金融資産の公正価値の減少は、その他の包括利益に直接認識され、当該資産が減損した客観的証拠がある場合、その累積損失は資本から純損益に振り替えられる。当該損失は、その金融資産の償却原価(ヘッジ会計による調整も含む)と現在の公正価値との差額として測定される。売却可能資本性金融商品の減損損失は純損益を通じて戻入が行われないが、公正価値の増加が減損損失を認識した後の事象に客観的に関連している場合、売却可能負債性金融商品の減損損失については戻入が行われる。

16 金融負債

金融負債は当初、公正価値で認識され、トレーディング目的保有金融負債、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債、又は償却原価による金融負債に分類される。償却原価で測定される金融負債の発行は、決済日に認識され、通常方法によるその他の金融負債の取引はすべて、取引日に認識される。

トレーディング目的保有金融負債:

金融負債は、主として短期的に買戻す目的で発生した場合、又はまとめて管理され、かつ、短期的な利益獲得の証拠がある金融商品のポートフォリオの一部を構成する場合、又はデリバティブ(適格なヘッジ関係にあるものは除く。)に該当する場合は、「トレーディング目的保有金融負債」として分類される。トレーディング目的保有金融負債は、公正価値で認識され、その取引コストは純損益に認識される。その後、当該負債は公正価値で測定される。利得又は損失は、発生時に純損益に認識される。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債:

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として指定できるのは、その指定が(a)測定若しくは認識の不整合を解消又は 大幅に低減させる場合、(b)当行グループが公正価値に基づいて管理し評価する金融資産グループ、金融負債グループ若し くはその両方に適用される場合、又は(c)主契約と密接な関連がないことが明らかな組込デリバティブを含む金融商品に関係する場合に限られる。

当行グループが当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債は公正価値で認識され(その取引コストは純損益に認識される。)、その後は公正価値で測定される。利得又は損失は、発生時に純損益に認識される。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債は、主として当行グループによって発行された仕組債から構成され、この指定によりこれらの負債と関連する公正価値で計上されるデリバティブとの間の測定の不整合を大幅に低減している。

償却原価による金融負債:

その他の金融負債は全て、実効金利法(会計方針3参照)を使用して、償却原価で測定される。

公正価値:

公正価値で測定する金融商品の公正価値を決定するにあたっての当行グループのアプローチは、重要な会計方針及び見積りの不確実性の主要な原因の「公正価値 - 金融商品」で説明されている。詳しくは注記9を参照のこと。

17 金融保証契約

金融保証契約に基づき、当行グループは、顧客が負債性金融商品の条件に基づく債務を履行することができない場合、手数料を得て、当該顧客の債務の履行を保証している。金融保証は負債として当初は公正価値で認識され、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されない場合には、その後、償却累計額控除後の当初の価額と、「会計方針 12」に従い測定された当該契約に基づく引当金のいずれか高い方の額で認識される。償却額は、保証期間にわたり受取手数料を純損益に認識するように計算される。

18 貸出コミットメント

トレーディング目的保有に分類されたもの以外の貸出コミットメントに対しては、与信枠が使用され、その結果生じた貸出金が、支払われた現金の額よりも低い価値で認識される可能性が高い場合には、引当金が設定される。当行グループが保有を認められたコミットメント下での貸出水準を越えたシンジケート・ローンに関するコミットメントは、トレーディング目的保有として分類され、公正価値で測定される。

19 認識の中止

金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産が譲渡され、かつ、その譲渡が認識の中止の要件を満たす場合、金融資産の認識は中止される。譲渡においては、当行グループが、(a)資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡すること、又は(b)資産のキャッシュ・フローに対する権利を保持しているが、そのキャッシュ・フローを第三者に支払う契約上の義務を引き受けていること、のいずれかが要求される。譲渡が行われた後、当行グループは、譲渡した資産の所有に係るリスク及び経済価値をどの程度保持しているかを評価する。実質的に全てのリスク及び経済価値が保持されている場合は、その資産は引き続き貸借対照表に計上される。実質的に全てのリスク及び経済価値が移転された場合には、当該資産の認識は中止される。実質的に全てのリスク及び経済価値が保持も移転もされていない場合は、当行グループはその資産の支配を引き続き保持しているかどうかについて評価を行う。当行グループが当該資産の支配を保持している場合には、継続的関与を有している範囲に応じて、その資産の認識を継続する。当行グループが当該資産の支配を保持していない場合には、その資産の認識は中止される。

金融負債は、債務の返済、取消、又は失効時点で、貸借対照表から除去される。当行グループが発行した債券(劣後負債を含む。)の償還又は決済に伴い、当行グループは、負債性金融商品の認識を中止し、その帳簿価額と償還額又は決済額との差額を利得又は損失として計上している。債券が、既存の債券の条件とは実質的に異なる新規発行債券と交換される場合にも、同様の処理が行われる。新しい負債性金融商品の条件が実質的に異なるか否かを評価する際には、新しい条件下でのキャッシュ・フローの現在価値と元の負債性金融商品の残りのキャッシュ・フローの現在価値とを、元の負債性金融商品の実効金利で割引いて比較するなど、定性的及び定量的特徴が考慮される。

20 買戻し条件付売却取引

所有に伴う実質的に全てのリスク及び経済価値が当行グループに保持される、買戻し条件付売却契約の対象となる有価証券は、引き続き貸借対照表に表示され、売却代金は金融負債として計上される。所有に伴う実質的に全てのリスク及び経済価値を当行グループが引き受けない売戻し条件付購入契約で取得した有価証券は、貸借対照表に認識されず、支払った対価が金融資産として計上される。

有価証券貸借取引は、通常、借手が差し入れる現金又は有価証券により保全されている。貸借対照表上、借入有価証券は認識されず、貸付有価証券の認識は中止されない。

差入又は受取現金担保は、貸出金又は預り金として処理される。有価証券による担保は、認識されない。ただし、借入有価証券が第三者に譲渡された場合、有価証券借入相手先に対する有価証券の返還義務に係る負債が計上される。

21 ネッティング

金融資産と金融負債が相殺され、貸借対照表上純額で表示されるのは、当行グループが、現在、認識金額を相殺する法律上実行可能な権利を有し、かつ、純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合のみである。 当行グループは、マスター・ネッティング契約を含む、多数の契約の当事者である。これらの契約は、当行グループに金融 資産と金融負債を相殺する権利を与えるが、当行グループには、純額で又は同時に決済する意図がないため、これらの資産 及び負債は総額表示される。

22 資本商品

当行グループは、現金若しくは他の金融資産を引き渡す契約上の義務、又は潜在的に自己に不利な条件で金融資産又は金融 負債を交換する契約上の義務を負う場合、発行した金融商品を負債として分類している。負債控除後の当行グループの資産 に対する残余持分であることを証明できる場合、金融商品は資本として分類される。当行グループが発行した複合金融商品 の構成要素は、金融資産、金融負債又は資本として適宜分類され、会計処理される。

資本取引に直接起因する増分コスト及び関連する税金は、資本から控除される。

当行グループが購入した当行グループの会社の普通株式(自己株式)に対する対価は、資本から控除される。自己株式の消却に伴い、その額面金額が資本から除かれ、対価が額面金額を超過した部分は、会社法の資本維持規定に従って処理される。自己株式の売却又は再発行の際に受け取った対価及び関連する税金は、直接帰属する増分コスト控除後で資本に貸方計上される。

23 デリバティブ及びヘッジ

デリバティブ金融商品は、当初公正価値により認識され、その後も公正価値により測定される。金融商品の公正価値を決定するにあたっての当行グループのアプローチは、重要な会計方針及び見積りの不確実性の主要な原因の「公正価値 - 金融商品」に記載されている。詳しくは注記9を参照のこと。

契約に組込まれたデリバティブは、契約全体が、公正価値で測定され、公正価値の変動が純損益で認識される場合を除き、 その経済的特徴が主契約の経済的特徴と密接に関連していない場合には、独立したデリバティブとして会計処理される。

デリバティブの公正価値の変動により生じる利得及び損失は、デリバティブが適格なヘッジにおけるヘッジ手段でない場合、発生時に純損益に認識される。利得及び損失は「トレーディング収益」に計上される。ただし、公正価値で測定するものとして指定された金融商品と、まとめて管理されたデリバティブに係る利得及び損失は「その他の営業収益」に含まれる。当行グループは、3つのタイプのヘッジ関係を有する。すなわち、認識された資産若しくは負債又は未認識の確定約定の公正価値の変動に対するヘッジ(公正価値ヘッジ)、認識された資産若しくは負債又は非常に可能性の高い予定取引から生じるキャッシュ・フローの変動に対するヘッジ(キャッシュ・フロー・ヘッジ)、及び、在外営業活動体に対する純投資のヘッジである。

ヘッジ関係は、開始時に正式に指定及び文書化されている。文書化には、ヘッジ対象及びヘッジ手段を特定し、ヘッジ対象 リスクについての詳細を記載し、ヘッジ開始時及びヘッジ期間にわたってその有効性が評価される方法について記載するこ とが含まれる。当該ヘッジが、文書化されたリスク管理戦略に照らして、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値又はキャッ シュ・フローの変動を相殺することに高い有効性を有しない場合は、ヘッジ会計は中止される。当行グループがヘッジ関係 の指定を取り消す場合も、ヘッジ会計は中止される。

公正価値ヘッジ:

公正価値へッジにおいては、ヘッジ手段に係る利得又は損失は純損益に認識される。ヘッジ対象リスクに起因するヘッジ対象に関する利得又は損失は純損益に認識され、ヘッジ対象が償却原価で測定される場合には、ヘッジ対象の帳簿価額は修正される。当該ヘッジがヘッジ会計の基準を満たさなくなる場合、又はヘッジ手段が失効、売却、終結、若しくは行使された場合、又は、ヘッジの指定が取り消された場合、ヘッジ会計は中止される。実効金利法が使用されるヘッジ対象の場合、修正の累計額は、再計算された実効金利によりヘッジ対象の残存期間にわたり償却され、純損益に計上される。

キャッシュ・フロー・ヘッジ:

キャッシュ・フロー・ヘッジにおいては、ヘッジ手段に係る利得又は損失の有効部分は、その他の包括利益に認識され、また非有効部分は、純損益に認識される。予定取引の結果、金融資産又は金融負債が認識されることになる場合、その利得又は損失の累計額はヘッジ対象の予想キャッシュ・フローが純損益に影響を与える期間と同じ期間において資本から純損益に振り替えられる。上記以外の場合は、利得又は損失の累計額は、ヘッジ対象取引と同時に資本から除去され、純損益に認識される。ヘッジがヘッジ会計の基準を満たさなくなる場合、又はヘッジ手段が失効、売却、終結若しくは行使された場合、又は予定取引がもはや発生しないと予想される場合、又はヘッジの指定が取り消された場合、ヘッジ会計は中止される。ヘッジ会計が中止される場合(予定取引がもはや発生しないと予想される場合を除く。)、未実現利得又は損失の累計額は、ヘッジされたキャッシュ・フローが発生した時に資本から純損益に振り替えられ、又は予定取引の結果、金融資産又は金融負債が認識されることになる場合には、ヘッジ対象の予想キャッシュ・フローが純損益に影響を及ぼす時に純損益に認識される。予定取引がもはや発生しないと見込まれる場合は、未実現利得又は損失の累計額は直ちに資本から純損益に振り替えられる。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ:

在外営業活動体に対する純投資をヘッジしている場合、有効なヘッジと判断されるヘッジ手段から生じる為替換算差額は、その他の包括利益に認識される。非有効部分については、純損益に認識される。非デリバティブ金融負債は、デリバティブ 同様、純投資のヘッジにおいてヘッジ手段となりうる。在外営業活動体の処分又は部分的処分の際、資本に累積された金額は、資本から純損益に振り替えられる。

24 株式に基づく報酬

当行グループには、RBSGの株式及び株式購入オプションを従業員に付与する多くの株式に基づく報酬制度がある。そのような報奨は、一般的には権利確定条件を伴い、その条件によって、従業員が受け取ることのできる現金の金額又は株式数が異なる。権利確定条件には、勤務条件(従業員に所定の期間の勤務を完了することを要求する)と業績条件(従業員に所定の期間の勤務を完了すること及び業績目標を達成することを要求する)が含まれる。報奨で対象となるその他の条件は、権利確定条件以外の条件(権利確定期間を通して保持する要求など)である。

株式又は株式購入オプションによる報奨の付与と交換に生じる従業員による役務のコストは、当該報奨が付与された日の株式又は株式購入オプションの公正価値を参照して測定され、権利確定条件以外の条件及び市場での出来高条件(RBSGの株価に関連する条件)が考慮される。報酬は、市場の出来高条件又は権利確定条件以外の条件を満たしているか否かにかかわらず、権利が確定しているものとして扱われる。付与されるオプションの公正価値は、オプションの行使価格、期間、リスク・フリー金利、現在の株価及び予想ボラティリティを考慮した評価技法を用いて見積られる。当該コストは、権利確定期間(所定の権利確定条件のすべてが、その間に満たされなければならない期間)にわたり定額法によって費用化され、これに対応して、持分決済型の報酬については資本が増加し、現金決済型の報酬については負債が認識される。当該コストは、実際に権利が確定する株式又は株式購入オプションの数を反映するように、権利確定条件(市場の出来高条件を除く。)に応じて調整される。

報奨の条件が変更される場合は、条件の変更がなかったように、当初のコストが引き続き認識される。条件の変更が報奨の公正価値を増加する場合には、この増加は、変更後の権利確定期間にわたり費用として認識される。株式又は株式購入オプションの新たな報奨は、当行グループが、新しい報奨を付与した日にそれを取消した報酬と置き換えるものとみなしている場合は、取消した報奨の条件変更として処理される。権利確定条件以外の条件を満たさないことにより報奨の取消しが行われた場合には、当該報奨のコストの未認識の要素に対して費用が直ちに認識される。

25 現金及び現金同等物

キャッシュ・フロー計算書において、現金及び現金同等物は、現金、当初の満期が3ヶ月未満の他行への預金、及び所定の 金額の現金に容易に換金可能で、かつ、価格変動リスクが僅少な、短期で流動性の高い投資からなる。

26 当行グループの会社に対する持分

当行の子会社に対する投資は、減損損失を控除後の取得原価で計上される。

重要な会計方針及び見積りの不確実性の主要な原因

当行グループの報告された業績は、その財務諸表の作成の基礎となる会計方針、仮定、及び見積りの影響を受けている。英国会社法及びIFRSは、当行グループの財務諸表を作成する際、取締役に対して、適切な会計方針を選択し、それを継続適用

し、合理的かつ慎重な判断及び見積りを行うことを要求している。適用すべき基準又は解釈(指針)がない場合、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」により、経営者は、類似した関連する問題を取り扱っているIFRSの規程及びガイダンス、並びにIASBの「財務報告に関する概念フレームワーク」に照らして、適切かつ信頼できる情報をもたらす会計方針を導入し、適用することが要求されている。当行グループの財政状態を表示するに当たって最も重要と取締役会が判断した当行グループの会計方針に係る判断及び仮定は、以下に説明されている通りである。当行グループが採用するものと異なる見積り、仮定又はモデルを使用した場合には、当行グループの報告された業績が影響を受ける可能性がある。

()年金

当行グループには、財務諸表に対する注記4に記載した通り、多くの確定給付年金制度がある。会計方針5に記載した通り、制度資産は、貸借対照表日に公正価値で測定される。制度負債は、予測単位積増方式(予想昇給額を考慮する方式)を用いて測定される。さらに、この測定には、制度負債の下で生ずる将来キャッシュ・フローについての最善の見積りをもたらす数理計算上の仮定が使用される。これらのキャッシュ・フローは、当該負債と同一通貨及び同一期間の優良社債に適用される金利で割引いて算出されている。当該制度の資産から負債を差引いた認識可能な積立超過額及び積立不足額については、貸借対照表上、資産(積立超過額)又は負債(積立不足額)として計上される。

制度負債の評価額を決定するにあたり、物価インフレ率、年金の増加、昇給及び制度加入者の寿命等の財務上の仮定及び人口統計上の仮定が用いられる。制度負債を評価するにあたっては、適用可能な多くの仮定がある。異なる仮定を用いると、貸借対照表に計上される積立超過額又は積立不足額及び損益計算書に計上される年金費用が著しく変わる可能性がある。当行グループの年金制度に採用された仮定は、財務諸表に対する注記4において、当該仮定の変更に対する貸借対照表及び損益計算書の感応度と合わせて記載されている。

2015年12月31日現在の貸借対照表において認識された年金資産は215百万ポンド及び負債は3,764百万ポンド(2014年度:資産180百万ポンド、負債4,289百万ポンド)であった。

()のれん

当行グループは、会計方針 6 に記載の通り、事業取得の際に生じるのれんを資産計上している。2015年12月31日現在ののれんの帳簿価額は5,549百万ポンド(2014年度:6,255百万ポンド)であった。

のれんは取得した事業の取得原価がその純資産の公正価値を超過する額である。のれんは償却されるのではなく、毎年、又 は事象や状況の変化が減損の可能性を示している場合にはより高い頻度で減損テストが行なわれる。

上記の会計方針8に従った減損テストは本質的に判断を要する領域を多く含む。その領域とはすなわち、経営者が通常要求される報告を超える期間に関するキャッシュ・フロー予測の作成、事業に対する適切な割引率の評価、資金生成単位の公正価値の見積り、及びその分離可能資産の評価などである。仮定の変動に対する評価の感応度については、注記16に詳細が記載されている。

()負債に対する引当金

注記21に記載される通り、2015年12月31日現在において当行グループは以下に関する負債に対する引当金を計上した。支払補償保険996百万ポンド(2014年度:799百万ポンド)、外国為替取引活動に対する調査306百万ポンド(2014年度:320百万ポンド)、その他の顧客補償610百万ポンド(2014年度:568百万ポンド)、並びに他の規制上の手続き及び訴訟3,964百万ポンド(2014年度:1,955百万ポンド)。引当金は、時期又は金額の不確実な負債であり、過去の事象の結果として現在の債務があり、経済的便益の流出の可能性が高く、当該流出に関する信頼性のある見積りができる場合に認識される。債務が存在するかどうかを決定する際、及び流出の可能性、時期、金額を見積もる際には判断が必要となる。当行グループが引当金を決済するために必要な支出の一部又は全部の支払を保険会社などの他の当事者に依拠する場合は、払い戻しをほぼ確実に受けることができる場合に限り当該払戻を認識する。

支払補償保険

当行グループは、誤った支払補償保険契約の販売に関する補償の支払債務に対して引当金を設定した。当該引当金は補償及び関連する事務手続費用で予想されるコストについての経営者の最善の見積りである。引当金の根拠となる適切な仮定の決定には経営者による重要な判断が要求される。引当金の前提となる主要な仮定及び仮定の変動に対する感応度については、注記21に記載されている。

訴訟引当金

当行グループ及び当行グループの会社は、英国、米国及びその他の管轄区域において、通常の営業活動から生じた訴訟手続において当事者となっている。訴訟に関する負債の測定及び認識には、高度な経営者の判断が伴う。過去の事象の結果として現在の債務を有していることが確認できるようになる前に、多くの事実の確立を必要とする場合がある。これには大規模で時間のかかる開示手続、今までにない又は未解決の法的問題の提示が含まれる。債務の存在が確認されても、経済的資源の流出の可能性を評価することや負債の金額を見積ることが非常に困難となる可能性がある。多くの訴訟手続きにおいて、損失の可能性が高いかどうかを判断することや、損失の金額を見積もることは不可能である。さらに、個別の案件においては、起こり得る結果の幅が広く、当該結果の範囲を定量化することが現実的ではない場合がある。当行グループに負債が生じる可能性を判断するために、当行グループの未解決の訴訟は必要に応じ外部の専門アドバイザーに相談して定期的に評価される。当行グループの重要な訴訟の詳細及び関連する不確定事項の性質についての説明は注記29で行われている。

税務上の不確実性

当行グループの法人所得税額及び法人所得税に対する引当金の算定には、必然的にかなりの程度の見積りと判断が要求される。いくつかの取引の税務上の処理は不明確であり、税金の算定が未だに多くの管轄区域の税務当局と合意されていない。当行グループは全ての利用可能な証拠に基づき、また必要に応じ外部の助言を考慮して、予想される税金負債を認識している。最終的な結果と認識された金額の差異は、問題が解決した期間における当期及び繰延税金資産及び繰延税金負債に影響を及ぼすことになる。

()繰延税金

当行グループは、税務上の認識時点が会計上の認識時点と異なる場合に生じる一時差異について、繰延税金を計上している。2015年12月31日現在、認識された繰延税金資産は2,622百万ポンド(2014年度:1,881百万ポンド)であった。

当行グループは、欠損金(主に英国で生じたもの。)及び一時差異について、繰延税金資産を認識した。繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金及びその他の一時差異に対して、当該欠損金及びその他の一時差異の使用対象となる将来の英国の課税所得の発生可能性が高い範囲内で認識される。当行グループは2015年12月31日現在の繰延税金資産の帳簿価額を検討し、将来の見込に基づき回収可能であると結論を下した。

繰延税金資産4,364百万ポンド(2014年度:3,778百万ポンド)については、将来の課税所得の発生可能性に疑義がある管轄 区域における繰越欠損金及びその他の一時差異に関連するため認識していない。当行グループの繰延税金資産に関する詳細 は注記22参照。

()貸出金減損引当金(貸倒引当金)

当行グループの貸出金に係る減損引当金(貸倒引当金)は、貸出金及び債権として分類され、かつ会計方針15に従って償却原価で計上される貸出金のポートフォリオに発生した減損損失を認識するために設定される。

貸出が行われた後に当該貸出金の予想キャッシュ・フローにマイナスの影響を与える事象が発生した客観的証拠がある場合、当該貸出金には減損が生じている。借手の財政状態の悪化を示すような客観的証拠には、個別に評価される貸出金の場合、利息及び元本の不払い、債務の条件緩和、可能性の高い倒産又は清算、担保の価値の著しい下落、限度額超過又は約定違反及び取引実績の悪化を含むことがあり、集合的に評価されるポートフォリオの場合は、借手の支払状況及び関連するマクロ経済政策についての観察可能なデータを含むことがある。

減損損失は、貸出金の帳簿価額と、見積将来キャッシュ・フローを貸出金の当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額をいう。

当行グループの貸出金に係る減損引当金は、次の2つの要素から成る。すなわち、個別的要素と集合的要素である。

個別的要素

一定の基準額を超える全ての減損貸出金は、その減損額を個別に評価される。個別に評価された貸出金は、主に当行グループの中・大企業に対する商業貸出金のポートフォリオから構成されている。減損損失は、貸出金の帳簿価額と、経営者の最善の見積りによる将来の現金返済額及び保有担保処分額の合計額の割引現在価値との差額である。これらの見積りには、顧

客の債務返済能力及び財務的柔軟性、利益水準及び利益の質、キャッシュ・フローの金額及び源泉、契約相手先が属する産業、保有担保の実現可能価額が考慮される。将来の回収額及び回収時期を見積るには、重要な判断が伴う。将来返済される金額は、借手の将来の業績及び担保価値に左右され、両者とも将来の経済情勢の影響を受ける。さらに、担保は直ちに換金できない可能性もある。将来キャッシュ・フローの実際の受取額及び受取日は、見積りとは異なる可能性がある。従って、実際の損失額は、財務諸表で認識した金額と異なる場合がある。

集合的要素

集合的要素は2つある。ひとつは、個別の評価基準額を下回る減損貸出金に対する減損引当金(集合的評価による貸倒引当金)、もうひとつは、貸倒損失は発生しているが貸借対照表日現在個別には識別されていないものに対する減損引当金(潜在的貸倒引当金)である。集合的評価による貸倒引当金は、ポートフォリオの傾向に基づいた、延滞の程度、担保、過去の貸倒実績、信用度の評点やデフォルトの要素を加味して、現在価値方式を用いてポートフォリオ単位で設定される。当該引当額を決定する上で最も重要な要素は、予想貸倒率と平均回収期間である。これらのポートフォリオには、抵当貸付金、クレジットカード債権、及びその他の個人向け貸出金が含まれる。これらのポートフォリオの将来の信用の質は不確実性の影響を受けるため、実際の貸倒額が財務諸表に計上されている減損引当金と大きく乖離する可能性もある。これらの不確実性には、経済状況、とりわけ金利及びそれが顧客の消費活動に及ぼす影響、失業水準、返済状況並びに倒産傾向などが含まれる。潜在的貸倒引当金は、貸借対照表日現在まだ識別されていない正常債権ポートフォリオに含まれる減損損失の見積額に対して設定される。正常債権ポートフォリオに含まれる潜在的貸倒を評価するために、当行グループは、資産が、減損が生じている資産として識別・報告されるまでに減損が生じた状態で正常債権ポートフォリオ内に留まる可能性のある期間を見積るための手法を開発した。

()公正価値 - 金融商品

会計方針14、16及び23に従って、トレーディング目的保有又は純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品及び売却可能として分類された金融資産は、財務諸表上、公正価値で認識される。全てのデリバティブは、公正価値で測定される。

公正価値とは、測定日時点で市場参加者間の秩序ある取引において資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格である。公正価値の測定にあたっては、市場参加者が測定日において資産又は負債の価格を決定するにあたって考慮するであろう当該資産又は負債の性質が考慮される。また市場参加者が当該資産または負債の価格を決定する際に用いるであろう仮定も用いられる。公正価値を決定するにあたっては、当行グループは関連性のある観察可能なインプットの使用を最大限にし、観察可能でないインプットの使用を最小限にする。

当行グループが、金融資産と金融負債のグループの管理を、市場リスク又は信用リスクのいずれかの正味エクスポージャーに基づいて行う場合には、測定日に現在の市場の状況で市場参加者の間の秩序ある取引において、特定のリスク・エクスポージャーに係る正味ロング・ポジション(すなわち、資産)を売却して受け取るであろう価格、又は特定のリスク・エクスポージャーに係る正味ショート・ポジション(すなわち、負債)を移転するために支払うであろう価格に基づいて、当該金融資産若しくは金融負債グループの公正価値を測定する。

信用評価調整は、契約相手先の信用リスクを組み込んでデリバティブ金融資産を評価する場合に実施される。また、当該調整は、当行グループの自己の信用状態を反映して金融負債を評価する場合にも実施される。

金融商品の市場が活発ではない場合、公正価値は、評価技法を使用して決定される。これらの評価技法には一定の見積りが含まれ、その範囲は、商品の複雑性及び市場に基づくデータの利用可能性によって決定される。当行グループの評価の方法論、及び重要な観察不能なインプットが少なくとも1つ以上ある場合に評価技法を使用して評価された金融商品の公正価値の、合理的に考えうる代替的な仮定に対する感応度についての詳細は、注記9で示されている。

会計基準の進展

国際財務報告基準

2016年1月1日以降にRBSグループに影響を及ぼすであろう2015年12月31日までに発行されたIFRS及びIFRSに対する改訂が 多数ある。

2016年に発効

2014年5月に公表された「共同支配事業に対する持分の取得の会計処理」は、IFRS第11号「共同支配の取決め」を修正している。事業を構成する共同支配事業に対する持分の取得企業は、IFRS第3号及び他の基準における企業結合に関する関連した原則を適用し、それに従って関連した開示を行う。適用開始日は2016年1月1日である。

2014年5月に公表された「許容可能な減価償却及び償却の方法の明確化」は、IAS第16号「有形固定資産」及びIAS第38号「無形資産」を修正して、収益に整合する償却プロファイルによっては達成されないという反証可能な推定を取り入れて、償却は資産の消費に基づくことを求めている。適用開始日は2016年1月1日である。

IFRSの年次改善2012年 - 2014年サイクルが2014年9月に公表された。IFRSに対する軽微な修正が多数行なわれている。適用開始日は2016年1月1日である。

IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」について2014年9月に公表された修正では、投資家、関連会社又は共同支配企業との間の販売についての会計処理が明確にされ、2014年12月に公表された修正では、投資企業の連結の例外の適用が明確にされた。2014年9月の修正は、後日IASBによって決定される日から適用され、2014年12月の修正は、2016年1月1日から適用される。

IAS第1号「財務諸表の表示」の修正が2014年12月に公表され、財務諸表への重要性の適用が明確にされた。適用開始日は2016年1月1日である。

これらの修正はいずれも、当行グループの財務諸表に重要な影響を及ぼさないと予想されている。

2016年より後に発効 - IFRS第9号

2014年7月、IASBはIFRS第9号「金融商品」を公表した。当該基準の適用開始日は2018年1月1日である。IFRS第9号は、現行の金融商品会計基準であるIAS第39号を置き換えるもので、多くの分野における会計処理について新たな規定を設けている。当行グループは、引き続き当行グループの財務諸表に対する当該基準の影響を評価している。

IFRS第9号の主な特徴は以下の通りである。

認識及び認識の中止

金融商品の認識及び認識の中止に関する規準を示すIAS第39号の内容が、IFRS第9号にそのまま含まれている。

分類及び測定

金融資産:

IFRS第9号には、金融資産に関する3つの区分、すなわち、純損益を通じて公正価値で測定するもの、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの、及び償却原価で測定するものがある。

契約条件により利息及び元本のみのキャッシュ・フローが生じる金融資産で、キャッシュ・フローを回収するために金 融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されているものは、償却原価で測定される。

契約条件により利息及び元本のみのキャッシュ・フローが生じる金融資産で、キャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することと、当該資産を売却することによって目的が達成される事業モデルの中で保有されているものは、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される。

それ以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される。

但し、当初認識時に、金融資産を純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をすることができる(当該 指定によって測定又は認識の不整合が除去される場合)。

当行グループは、全般的な影響の評価を継続しているが、IFRS第9号の適用に当たって当行グループの大部分の金融資産の 測定の基礎には変更がないと予想している。

有価証券報告書

金融負債:

金融負債の分類及び測定に関するIFRS第9号の規定は、IAS第39号の規定からほとんど変わっていない。但し、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクに起因する公正価値変動の処理については変更されており、(IAS第39号で要求されていた)純損益ではなく、その他の包括利益に認識される。

ヘッジ会計

ヘッジ会計の規定は、会計処理をリスク管理フレームワークとより密接に整合させ、より多様なヘッジ手段を容認し、IAS 第39号における一部の規則主義の規定を廃止又は簡素化するようデザインされている。ヘッジ会計の基本的な構造(公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び純投資のヘッジ)は維持されている。IFRS第9号には、会計方針の選択として IAS第39号のヘッジ会計フレームワークを継続するという選択肢がある。当行グループはその適用アプローチを積極的に検討している。

信用減損

IFRS第9号の信用減損の規定は、償却原価で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、リース債権、並びに一部の貸出コミットメント及び金融保証契約に適用される。当初認識時に、12ヶ月の予想信用損失(以下「ECL」という。)に等しい金額(全期間の予想損失のうち、今後12ヶ月以内に生じ得る債務不履行事象から生じる部分)の損失評価引当金が設定される。当初認識以降に信用リスクの著しい増大が識別された場合、当該資産の予想存続期間にわたる予想されるすべての債務不履行事象を認識するよう損失評価引当金が増額される。当行グループは、IAS第39号に基づく減損の客観的証拠が存在する金融資産にはIFRS第9号に基づく信用減損が生じており、予想されるすべての債務不履行事象に基づく損失評価引当金が計上されると予想している。

信用リスクの評価及びECLの見積りは、偏りのない確率加重であり、かつ、報告日に、過去の事象、現在の状況並びに将来の事象及び経済状況の予測に関する合理的で裏付け可能な情報を使用して、各顧客又は貸出金ポートフォリオについて一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定されたものでなければならない。ECLの見積りには、貨幣の時間価値も考慮される。IFRS第9号に基づく信用減損の認識及び測定は、IAS第39号よりもより将来予測的である。

信用損失パラメーターのモデリング並びに基礎となる信用管理及び財務プロセスにおける必要な変更を実施するために、銀行全体の単一のプログラムが設置されている。このプログラムは、リスク部門とファイナンス部門が共同で指揮している。すべての金融資産に関する損失評価引当金が含まれることで、IAS第39号に基づく現行の測定の基礎と比較して、全体的な減損残高が増加する傾向にある。

経過措置

分類及び測定並びに減損に関する規定は、適用開始日の開始貸借対照表の修正により、遡及的に適用され、比較期間の修正 再表示は要求されない。ヘッジ会計は通常、適用開始日から将来に向かって適用される。

2016年より後に発効 - その他の基準

2016年1月に、IASBは、財務活動から生じる負債の変動の開示を要求するよう、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」を修正した。当該修正は2017年1月1日から適用される。

2016年1月に、IASBは、未実現損失に関する繰延税金資産の認識を明確化するために、IAS第12号「法人所得税」を修正した。当該修正は2017年1月1日から適用される。

2014年5月に、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」が公表された。同基準により、IAS第11号「工事契約」、IAS第18号「収益」及びいくつかの解釈指針が置き換えられることになる。契約は、履行義務を充足した時点で収益認識するために、区別可能な履行義務に結合又は分解(bundle/unbundle)される。当該基準は2018年1月1日から適用される。

2016年1月に、IAS第17号「リース」を置き換える、IFRS第16号「リース」が公表された。ファインス・リースに関する会計処理には実質的に変更がない。オペレーティング・リースについては、使用の契約上の権利を表す資産の認識を通じてオンバランス処理されることになり、契約上の支払に関して負債が認識される。適用開始日は2019年1月1日である。

当行グループは、これらの基準の適用による当行グループの財務諸表に対する影響を評価している。

EDINET提出書類 ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(E05991) 有価証券報告書



財務諸表に対する注記

1 受取利息純額

	2015年	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
顧客に対する貸出金	11,155	12,143	12,987
銀行に対する貸出金	370	358	481
債券	221	304	683
受取利息	11,746	12,805	14,151
顧客勘定:要求払預金	617	589	659
顧客勘定:普通預金	439	719	1,281
顧客勘定:その他の定期預金	281	379	631
銀行預り金	65	85	204
発行債券	569	788	1,104
劣後負債	1,261	1,292	1,305
トレーディング事業の内部資金調達	106	87	337
支払利息	3,338	3,939	5,521
受取利息純額	8,408	8,866	8,630

2 利息以外の収益

	2015年	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
一直,一直一直,一直一直一直,一直一直一直,一直一直一直,一直一直,一直一直			
決済サービス	921	987	1,079
クレジット及びデビットカード手数料	738	822	888
貸出(信用枠)	1,074	1,242	1,279
仲介	260	318	389
投資管理	256	342	385
貿易金融	235	268	243
その他	208	341	335
	3,692	4,320	4,598
支払手数料	(805)	(842)	(892)
トレーディング収益			
外国為替	769	1,330	1,821
金利	11	(224)	87
信用	(78)	3	595
自己債券及び自己の信用に起因するデリバティブ負債の公正価値の変動			
- 発行債券	247	44	133
- デリバティブ負債	2	(77)	(84)
株式及びその他	3	114	308
	954	1,190	2,860
自己債券の償還(損)益	(263)	6	162
その他の営業収益			
オペレーティング・リース及びその他のリース収益	276	379	483
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された自己債券の自己の信用リスクに 起因する公正価値の変動(1)			
- 発行債券	83	(86)	(35)
- 劣後負債	(3)	(9)	(39)
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産及び金融負債 並びに関連するデリバティブの公正価値のその他の変動	246	53	(44)
投資不動産の公正価値の変動	13	(25)	(281)
有価証券売却益	40	387	942
有形固定資産売却益	88	138	36
子会社及び関連会社売却(損)益	(158)	(30)	179
貸出金及び債権の処分又は決済による損失		(236)	(137)
	(551)	(=00)	
関連会社の利益持分	(551) 27	30	(1)
関連会社の利益持分 その他の収益(2)		, ,	(1) 294

注:

- (1) 当行グループの信用リスクプレミアムの事業年度中の変動から生じる公正価値の変動として測定された。
- (2) 銀行業務以外の活動による収益が含まれる。

3 営業費用

2015年	2014年	2013年
百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
4,763	4,722	4,904
342	376	414
36	43	49
521	459	504
(65)		(3)
71	83	61
5,668	5,683	5,929
1,809	2,059	1,994
6,160	4,361	6,530
944	664	746
229	262	363
1,173	926	1,109
1,331	523	423
16,141	13,552	15,985
	百万ポンド 4,763 342 36 521 (65) 71 5,668 1,809 6,160 944 229 1,173	西万ポンド 百万ポンド 4,763 4,722 342 376 36 43 521 459 (65) 71 83 5,668 5,683 1,809 2,059 6,160 4,361 944 664 229 262 1,173 926

統合費用、再編費用及び売却コスト

営業費用には、以下の統合費用、再編費用及び売却コストが含まれる。

		不動産		
	職員	及び減価償却費	その他(2)	合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
統合及び再編				
2015	598	733	944	2,275
2014	261	269	268	798
2013	173	103	131	407
売却				
2015	214	9	405	628
2014	120	3	233	356
2013	86	2	77	165

注:

- (1) 支払補償保険に係る費用、金利ヘッジ商品の補償及び関連費用、その他の訴訟及び管理費用並びに英国銀行税が含まれる。詳細は、注記21を参照のこと。
- (2) その他管理費用並びにのれん及びその他の無形資産の評価損が含まれる。

当年度の当行グループの平均従業員数(百名未満四捨五入)(臨時社員を除く。)は、87,400名(2014年度:90,800名、2013年度:91,200名)であった。同様に非継続事業の平均従業員数は10,100名(2014年度:18,200名、2013年度:19,200名)であった。12月31日現在の当行グループの従業員数(臨時社員を除く。)は、以下の通りである。

	当行グループ	
2015年	2014年 [*]	 2013年 [*]

			<u> </u>
英国パーソナル&ビジネス・バンキング部門	24,600	24,500	26,100
アルスター・バンク Rol	2,500	2,500	2,600
パーソナル&ビジネス・バンキング	27,100	27,000	28,700
コマーシャル・バンキング部門	5,700	6,000	7,000
プライベート・バンキング部門	1,900	2,200	2,200
RBSインターナショナル	700	600	700
コマーシャル&プライベート・バンキング	8,300	8,800	9,900
	1,200	1,700	2,100
キャピタル・レゾリューション	1,000	1,900	1,900
ウィリアムズ&グリン	4,800	4,500	4,600
本社機能部門及びその他	44,600	44,000	45,700
非コア部門	n/a	n/a	800
合計	87,000	87,900	93,700
英国	64,100	63,400	68,700
米国	1,100	2,000	2,300
区外	6,100	7,400	8,200
その他の地域	15,700	15,100	14,500
合計	87,000	87,900	93,700

^{*}セグメントの再編を反映して再表示。

2015年12月31日現在の非継続事業における従業員数はゼロ(2014年度:17,400名、2013年度:19,000名)であった。

株式に基づく報酬

2015年度のRBSグループの年次報告書における報酬報告書に記載されている通り、RBSグループは主に以下の基準に基づいて株式報奨を従業員に対して付与している。

報奨制度	適格な従業員	報奨の性質(1)	権利確定条件(2)	決済日
株式貯蓄 (Sharesave)	英国、アイルランド共 和国、チャネル諸島、 ジブラルタル及びマン 島	従業員貯蓄制度に基づ く株式購入オプション	継続的な雇用又は 一定の状況下での退職 者	2016年から2020年
繰延業績報奨	全員	普通株式の報奨	継続的な雇用又は 一定の状況下での退職 者	2016年から2018年
長期インセンティブ(3)	上級従業員	条件付株式又は株式オ プションの報奨	継続的な雇用又は 一定の状況下での退職 者及び/又は業績条件 の達成	2016年から2020年

<u>一</u>注:

- (1) 報奨は、現金決済型による方が国際的な比較可能性を保てる場合を除き、株式決済型である。
- (2) 全ての報奨には権利確定条件があるため、その一部は権利が確定しない可能性がある。
- (3) 長期インセンティブには、幹部ストック・オプション制度、長期インセンティブ制度、中期業績制度及び従業員持株制度が含まれる。

2015年度に付与されたオプションの公正価値は、価格決定モデルを使用して算定された。同モデルでは、最長7年間にわたる過去のボラティリティに基づき算定された付与日現在の株式の予想ボラティリティ、権利確定期間に等しい予想オプション年数、株式の無配当、オプションの予想年数に対応する期間の英国債から算定されたリスク・フリー金利が反映される。

オプションの行使価格及び全額払込済株式による報奨の付与に係る公正価値は、付与日の前5取引日(株式貯蓄 (Sharesave)では3取引日)における平均市場価格である。

株式貯蓄 (Sharesave)

	2015年		2014	2014年		2013年	
	平均行使価格	オプションに基 づく株式数	平均行使価格	オプションに基 づく株式数	平均行使価格	オプションに基 づく株式数	
	ポンド	(百万株)	ポンド	(百万株)	ポンド	(百万株)	
1月1日現在	2.85	51	2.90	62	2.86	57	
付与	2.91	12	3.43	12	2.96	13	
行使	2.38	(2)	2.34	(6)	2.36		
取消	2.98	(5)	3.61	(17)	3.38	(8)	
12月31日現在	2.87	56	2.85	51	2.90	62	

オプションは、権利確定後6ヶ月以内に行使可能である。2015年12月31日現在、1.0百万個(2014年度:1.9百万個、2013年度:1.3百万個)が行使可能であった。オプションの行使日現在の加重平均株価は、3.54ポンド(2014年度:3.65ポンド、2013年度:3.36ポンド)であった。2015年12月31日現在、行使価格の範囲は2.33ポンドから18.93ポンド(2014年度及び2013年度:2.33ポンドから39.27ポンド)で、平均契約年数は2.9年(2014年度:3.7年、2013年度:3.5年)であった。2015年度に付与されたオプションの公正価値は、12百万ポンド(2014年度:18百万ポンド、2013年度:25百万ポンド)であった。

繰延業績報奨

	2015年		2014年		2013年	2013年	
	付与時の価額	報奨株式数	付与時の価額	報奨株式数	付与時の価額	報奨株式数	
	百万ポンド	(百万株)	百万ポンド	(百万株)	百万ポンド	(百万株)	
1月1日現在	272	85	180	55	261	73	
付与	186	50	311	95	113	36	
失効	(34)	(11)	(28)	(7)	(48)	(14)	
権利確定	(148)	(44)	(170)	(51)	(146)	(40)	
処分			(21)	(7)			
12月31日現在	276	80	272	85	180	55	

2015年度に付与された報奨は、付与日後3年間、応答日ごとに均等に権利確定する。

長期インセンティブ

	2015年				2014年	014年 2013年				
	付与時 の価額	報奨株式数	株式に対する オプション 付与数	付与時 の価額	報奨株式数	株式に対する オプション 付与数	付与時 の価額	報奨株式数	株式に対する オプション 付与数	
	百万ポンド	(百万株)	(百万個)	百万ポンド	(百万株)	(百万個)	百万ポンド	(百万株)	(百万個)	
1月1日現在	214	69	7	320	94	13	375	98	20	
付与	39	11		72	22		109	35		
権利確定/行使	(51)	(18)	(2)	(61)	(14)	(5)	(51)	(11)	(3)	
満期消滅	(49)	(18)		(85)	(22)	(1)	(113)	(28)	(4)	
処分				(32)	(11)					
12月31日現在	153	44	5	214	69	7	320	94	13	

2015年度に権利確定/行使された報奨の市場価値は、55百万ポンド(2014年度:44百万ポンド、2013年度:37百万ポンド)であった。2019年度までに行使可能な5百万株(2014年度:7百万株、2013年度:13百万株)に対する権利確定済みのオプションがある。

4 年金費用

当行グループは、英国及び国外で多くの年金制度を提供している。

ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループ年金基金(以下「主要制度」という。)は、英国の信託法に基づいて運営されており、信託証書の条項、制度の規則、及び英国における法律(主に1993年年金制度法、1995年年金法及び2004年年金法)に従って、加入者に代わって運用及び管理されている。英国の法律では、確定給付年金制度は、その負債をカバーするだけの十分かつ適切な資産を有するための法令上の積立目標を満たすことが求められている。年金基金の受託者は、年金基金積立の原則の報告書の作成、定期的な年金数理の評価及び報告書の入手、資金不足に対応する改善策の整備、及び年金制度加入者に対する定期的な積立状況の要約報告書の送付を行うよう求められている。

主要制度の受託会社は、ナショナル・ウエストミンスター・バンク・ピーエルシーの完全子会社である、RBSペンション・トラスティー・リミテッド(以下「RBSPT」という。)である。RBSPTが主要制度資産の法的な所有者であり、当該資産は当行グループの資産とは切り離して保有されている。RBSPTの理事会は、資格を有する現役従業員から選ばれた加入者及び年金受給者により推薦された4名の理事及び当行グループが指名した6名の理事によって構成される。理事会は制度を正式な規則及び年金法に則って運用する責任を負う。理事会は、既に当行グループで働いていなくとも、まだ制度の給付を受けている年金受給者を含む、制度の全加入者の利益を最優先に行動する義務を負う。

同様の管理方針が当行グループの他の年金制度にも適用されるが、当行グループの国外制度には異なる法的枠組みが適用される。

当行グループの退職給付債務のうち88%(2014年度:87%)を占める主要制度は、2006年以降新規加入者を受け入れていない。2009年度以降、主要制度並びに英国及びアイルランドの一定の他の制度における年金給付対象給与の昇給率は、年率2%又は物価上昇率のいずれか低い方を上限としている。また2012年10月1日から、加入者が通常年金支給年齢を60歳に維持するために拠出を行うことを選択した場合を除き、将来の給付のための通常年金支給年齢が65歳に引き上げられた。

当行グループの確定給付制度では、通常、最終の年金給付対象給与の60分の1を、最長で40年間、退職前の各年の勤務に対して年金として支給する。拠出金を上乗せして払っている従業員には、給付の上乗せ分が担保される。

2006年10月以降の英国の新規加入者は、確定拠出年金制度であるロイヤルバンク・オブ・スコットランド退職貯蓄制度へ加入することができる。

さらに当行グループは、主に英国におけるプライベート・ヘルスケア・スキームへの拠出、並びに非積立型退職後給付制度 を通じて年金以外の退職後給付も提供している。これらの給付費用に対する引当金は、適格従業員の将来の平均残存勤務期 間にわたり、損益計算書において費用認識される。金額に重要性はない。

IAS第19号「従業員給付」に基づく当行グループの制度に係る期中の評価は、独立年金数理人による裏づけをもって、次の仮定値を用いて12月31日時点で作成された。

IAS第19号における主な数理計算上の仮定値

	主要制度	主要制度		
割引率	3.9	3.7		
制度資産に係る期待運用収益率	3.9	3.7		
昇給率	1.8	1.8		
支給年金の増加率	2.8	2.8		
想定物価上昇率(RPI)	3.0	3.0		

割引率

当行グループは、確定給付年金債務を「優良」社債の利回りを参照して決定した割引率で割り引いている。

ポンドの利回り(当行グループの確定給付債務の95%に適用している。)は、「AA」格の社債の利回りを参照して、年金債務と構造及び期間が類似しているキャッシュ・フローのプロファイルに基づき得た、単一の割引率から成る。利回りが得られる母集団に含めることになる債券の要件を設定する際に、重要な判断が求められる。

要件には、発行規模、価格決定の質、及び外れ値の除外が含まれる。また、長期のデュレーションの利回り曲線の形を決定する(つまり、英国国債に対する一定の信用スプレッドを仮定する。)場合にも判断が求められる。

制度資産合計に占める制度資産の主要な種類別の割合

	主要制度	主要制度		
		 2014年		
	%	%		
相場価格のある資産				
公開株式				
- 消費財産業	5.3	4.3		
- 製造業	3.2	3.2		
- エネルギー及び公益事業	2.6	2.9		
- 金融機関	5.4	3.9		
- 技術及び通信	3.4	4.2		

		有個
- その他	0.9	2.8
未上場株式	3.4	4.3
インデックス連動債	28.2	28.1
固定利付国債	9.0	3.6
固定利付社債	18.0	15.3
相場価格のない資産		
社債及びその他の債券	3.3	2.3
ヘッジ・ファンド	0.2	1.6
不動産	6.4	5.8
デリバティブ	6.4	10.6
現金及びその他の資産	4.1	7.1
株式先物の株式エクスポージャー	(1.4)	1.3
株式先物の現金エクスポージャー	1.6	(1.3)
	100.0	100.0

2015年12月31日現在の制度資産の88%(2014年度:88%)を示す主要制度の資産は、公開株式及び未上場株式、固定利付の国債及び社債、インデックス連動債並びに不動産及びヘッジ・ファンドを含むその他の資産の多様なポートフォリオに対して投資される。

また、主要制度は、理想的な資産種類のエクスポージャーを達成するために又は資産をより緊密に負債と対応させるために デリバティブ金融商品を用いる。下記の資産の価値は、制度によって保有された資産を表しており、保有するデリバティブ は時価で評価される。

主要制度におけるデリバティブ金融商品の保有状況の要約は以下の表の通りである。

	2015年			2014年		
	想定元本	公正価値	Ī	想定元本	公正価値	i
		資産	 負債		資産	 負債
	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド
インフレスワップ	9,018	76	647	8,467	73	415
金利スワップ	15,739	5,722	3,710	23,858	6,055	3,305
通貨先物	10,247		222	8,562	2	
株式コール・オプション及び債券 コール・オプション	6,277	744	1	7,382	846	48
株式プット・オプション及び債券 プット・オプション	6,109	2	12	7,409	1	61
その他	2,236	1,506	1,479	2,437	665	628

その他の制度の投資戦略は主要制度のものと類似しており、負債の性質、受託者のリスク選好度、制度の規模及び現地当局の規制を考慮して調整されている。主要制度以外で利用するデリバティブ商品の金額は重要ではない。

スワップは、主要制度の負債のインフレ率及び金利感応度の管理の一部である。これらは、市場実勢相場で標準的なビット/オファー・スプレッドの範囲内で実行され、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー及びナショナル・ウエストミンスター・バンク・ピーエルシー(以下「両行」という。)を含む複数の銀行が保有している。2015年12月31日現在、スワップの想定元本総額は26,871百万ポンド(2014年度:34,163百万ポンド)であり、プラスの公正価値純額1,444百万ポンド(2014年度:2,433百万ポンド)となった。

全てのスワップ取引に対して担保が求められている。両行は、2015年12月31日現在、1,267百万ポンド(2014年度:2,908百万ポンド)の担保を提供している。

主要制度は、公正価値2百万ポンド(2014年度:2百万ポンド)の会社の普通株式及び1,144百万ポンド(2014年度:2,172百万ポンド)の当行グループが発行したその他の金融商品を保有している。

IAS第19号における退職後の予定死亡率に関する仮定 (主張	世 利度)		2015年	2014年
現行の年金受給者の60歳での平均寿命(年)				
男性			27.8	28.0
女性			29.8	30.0
現在40歳の将来年金受給者の60歳での平均寿命(年)				
男性			29.1	29.3
女性		_	31.4	31.6
	制度資産の 公正価値	確定給付 債務の 現在価値	資産の上限 額/最低積立 (1)	年金積立不足 額純額
年金積立不足額純額の変動	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2014年1月1日現在	28,471	31,445		2,974
会計方針の変更			105	105
為替換算及びその他の調整	(63)	(86)		(23
損益計算書				
正味利息費用	1,314	1,419		105
当期勤務費用		356		356
過去勤務費用		2		2
	1,314	1,777		463
包括利益計算書				
利息収益の認識額を上回った制度資産に係る収益	5,171			(5,171
実績との差損益		(18)		(18
数理計算上の財務上の仮定における変動による影響		4,799		4,799
数理計算上の人口統計上の仮定における変動よる影響		490		490
資産上限額/最低積立額の修正			1,749	1,749
	5,171	5,271	1,749	1,849
事業主からの掛金	1,063			(1,063
年金制度加入者及びその他の制度の加入者からの掛金	5	5		
給付金支払額	(1,026)	(1,026)		
処分グループへの振替	(594)	(790)		(196
	34,341	36,596	1,854	4,109
為替換算及びその他の調整	(31)	(63)		(32
損益計算書				
正味利息費用	1,206	1,295	64	153
当期勤務費用		328		328
過去勤務費用		40		40
清算益		(65)		(65
	1,206	1,598	64	456
包括利益計算書				
利息収益の認識額を上回った制度資産に係る収益	(457)			457
実績との差損益		(258)		(258

有価証券報告書

数理計算上の財務上の仮定における変動による影響		(1,386)		(1,386)
数理計算上の人口統計上の仮定における変動よる影響		48		48
資産上限額/最低積立額の修正			1,212	1,212
	(457)	(1,596)	1,212	73
事業主からの掛金	1,059			(1,059)
年金制度加入者及びその他の制度の加入者からの掛金	6	6		
給付金支払額	(1,129)	(1,129)		
処分グループへの振替	(299)	(297)		2
2015年12月31日現在	34,696	35,115	3,130	3,549

注:

(1) 年金制度の積立超過額又は積立不足額純額の認識にあたり、運営者に課されている最低積立要件及び運営者が制度から回収する権利を有している上限額を反映して、各制度の積立状況が調整される。

	2015年	2014年*
年金積立不足額純額の内訳	百万ポンド	百万ポンド
積立超過の制度の純資産 (前払金、未収収益及びその他の資産に含まれている。注記18参照。)	(215)	(180)
積立不足の制度の純負債	3,764	4,289
	3,549	4,109

^{*}修正再表示 - 詳細は、148ページを参照のこと。

	主要制度		
	2015年	2014年	
年金積立不足額純額の分析	百万ポンド	百万ポンド	
制度資産の公正価値	30,703	30,077	
制度負債の現在価値	30,966	31,776	
積立状況	263	1,699	
資産上限/最低積立	2,981	1,739	
退職給付債務	3,244	3,438	
最低積立要件	3,657	4,190	
資産上限額	(413)	(752)	
	3,244	3,438	

損益計算書への費用計上額の内訳:

	2015年	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
継続事業	456	459	501
非継続事業		4	9
	456	463	510

2015年12月31日現在の主要制度の確定給付債務の加重平均デュレーションは19.1年である(2014年度:20.0年)

確定給付債務は、以下の割合で制度加入者の各区分に帰属している(主要制度):

有価証券報告書

%
18.8
41.0
40.2
100.0
4

以下の表は、主要な数理計算上の仮定における変動に対する12月31日現在における確定給付債務の現在価値の感応度を示す。

主要制度

	12月31日現在の債務の(減少)/増加		
0.25%の割引率の上昇	(1,392)	(1,466)	
0.25%の物価の上昇	1,106	1,159	
0.25%の年金給付額の増加	945	982	
平均寿命の1年の延長	853	988	

年金負債は中央の推定値に基づき、関連する感応度シナリオに沿って計算される。年金負債に対する感応度は、これらの計算との差異である。

仮定は相互に関連している場合があるので、個々に独立して変化する可能性は低いため、上記の感応度分析は確定給付債務 の実際の変動を示していない可能性がある。

当行グループ

	2015年	2014年	2013年	2012年	2011年
確定給付制度の推移	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
制度資産の公正価値	34,696	34,341	28,471	26,359	23,830
確定給付債務の現在価値	35,115	36,596	31,445	30,069	25,994
積立不足額純額	419	2,255	2,974	3,710	2,164
制度負債に係る実績との差益/(損)	258	18	177	(202)	(224)
制度資産に係る実績との差益	(457)	5,171	1,097	476	812
年金制度資産の実際収益	749	6,485	2,270	1,662	1,973
年金制度資産の実際収益 - %	2.2%	22.8%	8.6%	7.0%	9.1%

3年ごとの積立状況の評価

2014年5月、主要制度の積立状況に関する3年ごとの評価が確定した。これにより、2013年3月31日時点で、年金負債額が年金資産額を56億ポンド(比率にして82%)超過していることが判明した。この積立不足を解消するために、RBSグループは2014年から2016年までに650百万ポンド、2017年から2023年までに450百万ポンド(物価の上昇に連動)の年掛金を追加で支払うことに同意した。これらの掛金は、継続中の給付の発生に関する通常の年掛金約270百万ポンド及び制度運営費用に充当するための掛金に追加されるものである。

2016年1月、RBSグループは、追加の掛金42億ポンドの決済を早める規制当局の承認を求めて、主要制度の受託者と覚書を取り交わした。これにより、特に次回の3年ごとの積立状況の評価日が2015年12月31日より前に早まることになる。

主要制度の受託者は、当該制度の年金数理人の助言を考慮し、3年ごとの積立状況の評価に使用される数理計算上の仮定を設定する責任をもつ。これは、RBSグループが定める条項及び当該制度の投資戦略を考慮した、主要制度の将来に関する受託者の慎重な評価である。受託者はRBSグループと合意し、積立方針書を作成した。

2013年3月31日の評価に用いられた主要な仮定の方法は、以下の通りである。

主要な数理計算上の仮定

割引率	固定金利スワップ・イールド・カーブ+年率1.5%(全期間)
想定物価上昇率	小売物価指数(以下「RPI」という。)スワップ・イールド・カーブ
支給年金の増加率	(RPI 下限 0 %、上限 5 %): 限定物価スライド制(以下「LPI」
	という。)(0,5)スワップ・イールド・カーブ
退職後の予定死亡率:	
現行の年金受給者の60歳での平均寿命(年)	男性 28.8
	女性 30.8
現在40歳の将来年金受給者の60歳での平均寿命	男性 30.7
(年)	女性 32.9

5 監査人報酬

法定監査及びその他のサービスに対して当行グループの監査人に支払われた金額は以下の通りである。

	当行グループ	
	2015年	2014年
	百万ポンド	百万ポンド
当行グループの年次財務諸表監査に係る支払報酬額	6.8	6.7
当行グループへのその他のサービスに係る監査人及びその関連会社に対する支払報酬額		
- 法律に基づく当行子会社への監査	9.2	10.4
監査及び監査関連の保証業務の報酬合計	16.0	17.1

監査人に対する非監査業務に係る支払報酬額は、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループ・ピーエルシーの連結 財務諸表において開示されている。

6 税金

	当行グループ				
	2015年	2014年	2013年		
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド		
当年度の税金					
当年度費用	(117)	(275)	(237)		
過年度税金引当超過額/(不足)	235	75	(50)		
	118	(200)	(287)		
繰延税金					
英国の税率変更により生じる当年度収益/(費用)	94		(338)		
当年度におけるその他 (費用)/収益	(187)	(355)	837		
繰延税金資産の帳簿価額の減額		(1,472)	(701)		
過年度税金引当超過額/(不足)	4	(6)	182		
当年度税金収益/(費用)	29	(2,033)	(307)		

税金収益/(費用)の実際額は、英国の標準法人税率20.25% (2014年度:21.50%、2013年度:23.25%)を適用して計算した 税金収益/(費用)の期待値と、以下のように差異が生じている。

2015年	2014年	2013年
百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド

歬,	/邢	ŧπ	ΓŻ	"	높다	告	#
=		ĦΙ	Г'n	-7`	エル		=

			有価語
税金収益/(費用)の期待値	638	(517)	1,713
当期損失及び一時差異 (繰延税金資産が認識されない場合)	(968)	(14)	(678)
異なる税率が適用された国外利益	486	100	(122)
英国の税率の変動による影響(1)	94		(338)
損金不算入ののれんの減損損失	(124)	(28)	(49)
損金不算入項目			
- 処分及び評価減による損失	(15)	(19)	(19)
- 英国銀行税	(50)	(54)	(47)
- 規制及び法的措置	(226)	(182)	(144)
- その他の損金不算入項目	(215)	(148)	(177)
非課税項目			
- ワールドペイ(グローバル・マーチャント・サービシズ) の売却益			37
- その他の非課税項目	90	37	74
課税対象の為替換算差額	(22)	(23)	12
欠損金の繰越及び使用	102	218	
以下における損失に関連する繰延税金資産の帳簿価額の(減少)/ 増加			
- 英国における損失		(850)	(701)
- 米国における損失及び一時差異		(775)	
- アイルランドにおける損失		153	
過年度修正(2)	239	69	132
税金収益/(費用)の実際額	29	(2,033)	(307)

注:

- (1) 英国政府は、最近、英国法人税率を徐々に引き下げており、直近の施行税率は、2015年4月1日から20%で、2017年4月1日からは19%、2020年4月1日からは18%となる。2015年財政法(第2号)は、同法が採用したバンキング・サーチャージ8%を除き、将来期間において税務上の欠損金の控除に認められる税率を、英国法人税の通常税率に制限している。2015年12月31日現在の繰延税金資産及び負債では、税務上の欠損金及び銀行業務以外の一時差異に関連する税率においては軽減税率を、必要に応じて、その他の銀行業務の一時差異に関連するバンキング・サーチャージを加味した税率を考慮している。
- (2) 2015年度の過年度の修正には、英国に特化したより小規模かつ簡素化した銀行になる戦略に従い、RBSが事業撤退した国々におけるエクスポージャーの減少を反映した税金引当額の取崩しが含まれる。また、過年度修正には、英国及び国外で提出した申告税額を反映するための調整、アルスター・バンク・アイルランド・リミテッドのベルファスト支店で生じ、英国税法の変更及び税務上の欠損金の放棄に関する欧州司法裁判所の決定を反映した過年度の税額控除も含まれる。

7 当行勘定で処理される損失

2006年会社法第408条第3項の規定により、当行の損益計算書は、基本財務諸表として表示されていない。普通株主に帰属する損失のうち1,075百万ポンドの損失(2014年度:2,119百万ポンドの損失、2013年度:1,257百万ポンドの損失)は、当行の勘定で処理されている。

8 金融商品 - 分類

以下の表は、IAS第39号の金融商品の区分に従った、当行グループの金融資産及び金融負債について示している。IAS第39号の対象外の資産及び負債は、その他資産及びその他負債に示されている。

717	1. F	ا ا ث⊷		$\overline{}$
=	行為	<i>/</i> ///	,—	,

純損益を通 じて公正価 値で測定す トレーディ るものとし ヘッジ手段 ング て指定され デリバティ 目的保有 た金融商品 ブ

貸出金 満期保有 ファイナン その他の 売却可能 及び債権 目的 ス・リース 資産

合計

有価証券報告書

資産	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	おンド	百万 ポンド	百万 ポンド
現金及び中央銀行預け金					78,999				78,999
銀行に対する貸出金					,,,,,,				,,,,,,,
- 兄弟会社に対する債権	886				671				1,557
- リバース・レポ	9,889				1,209				11,098
- その他(1)	11,202				5,985				17,187
顧客に対する貸出金									
- 持株会社及び兄弟会社に対す る債権					1,258				1,258
- リバース・レポ	28,712								28,712
- その他	17,516	63			283,709		3,699		304,987
債券(2)	35,759			36,992	2,365	4,911			80,027
株式	601	71		397					1,069
決済勘定					4,108				4,108
デリバティブ									
- 持株会社及び兄弟会社に対す									
る債権	1,275								1,275
- その他	258,258		3,550						261,808
処分グループの資産								3,486	3,486
その他の資産								16,620	16,620
2015年12月31日現在	364,098	134	3,550	37,389	378,304	4,911	3,699	20,106	812,191
現金及び中央銀行預け金					73,983				73,983
銀行に対する貸出金									
- 兄弟会社に対する債権	672				1,661				2,333
- リバース・レポ	18,129				2,579				20,708
- その他(1)	11,483				10,068				21,551
顧客に対する貸出金									
- 持株会社及び兄弟会社に対す る債権					1,323				1,323
- リバース・レポ	43,018				969				43,987
- その他	22,830	61			304,619		4,118		331,628
債券(2)	49,128	1		27,540	3,068	4,537			84,274
株式	4,724	240		239					5,203
決済勘定					4,710				4,710
デリバティブ									
- 持株会社及び兄弟会社に対す る債権	2,738								2,738
- その他	346,677		5,167						351,844
処分グループの資産								81,033	81,033
その他の資産 [*]								20,067	20,067
2014年12月31日現在	499,399	302	5,167	27,779	402,980	4,537	4,118	101,100	1,045,382
	-,	-	,	,	,	,	,	,	, .,

^{*} 修正再表示 - 詳細は、148ページを参照のこと。

本表に関連する注記は、178ページを参照のこと。

EDINET提出書類 ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(E05991) 有価証券報告書

当行グループ	Ĵ
--------	---

	ヨログループ					
		純損益を通じて公正価 値で測定するものとし て指定された金融商品	ヘッジ手段 デリバティブ	償却原価	その他の負債	合計
負債	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
銀行預り金						
- 兄弟会社に対する債務	190			3,809		3,999
- ルポム社に対する良物	9,657			609		10,266
- その他(3)	20,285			7,544		27,829
顧客勘定	20,200			7,044		27,023
- 持株会社に対する債務				5,021		5,021
- レポ	25,570			1,542		27,112
- その他(4)	11,723	2,661		327,557		341,941
発行債券(5)	3,881	5,873		16,050		25,804
決済勘定	0,001	0,070		3,383		3,383
売り持高	20,808			0,000		20,808
デリバティブ	20,000					20,000
- 持株会社及び兄弟会社に対する						
債務	1,283					1,283
- その他	251,693		2,572			254,265
劣後負債						
- 持株会社に対する債務				18,502		18,502
- その他		327		8,201		8,528
処分グループの負債					2,980	2,980
その他の負債				1,886	16,677	18,563
2015年12月31日現在	345,090	8,861	2,572	394,104	19,657	770,284
銀行預り金						
- 兄弟会社に対する債務	219	1		3,988		4,208
- ルポム社に対する良物 - レポ	23,990	ı		794		24,784
- その他(3)	25,990			9,624		34,858
顧客勘定	20,204			3,024		34,000
- 持株会社に対する債務				5,843		5,843
- レポ	35,985			1,365		37,350
- その他(4)	15,048	4,731		332,027		351,806
発行債券(5)	6,487	9,607		25,902		41,996
決済勘定	-, -	.,		4,498		4,498
売り持高	23,028					23,028
デリバティブ						
- 持株会社及び兄弟会社に対する						
債務	2,005					2,005
- その他	345,524		3,254			348,778
劣後負債						
- 持株会社に対する債務				19,639		19,639
- その他		345		10,485		10,830
処分グループの負債					71,284	71,284
その他の負債 [*]				1,815	14,972	16,787

2,708

2014年12月31日現在	477,520	14,684	3,254	415,980	86,256	997,694

^{*}修正再表示 - 詳細は、148ページを参照のこと。 本表に関連する注記は、178ページを参照のこと。

上記の表には、以下に対する金額が含まれている。

当行グルー	プ	
·	2014年	Ę
兄弟会社	持株会社	兄弟会社
百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
363	938	385

30

負債

資産

顧客に対する貸出金

デリバティブ

デリバティブ	218	1,065	179	1,826

1,210

2015年

持株会社 百万ポンド

895

65

注:

- (1) その他の銀行から回収中の項目830百万ポンド(2014年度:980百万ポンド)を含む。
- (2) 当行グループの会社との債券残高については、112ページから114ページに示されている。
- (3) その他の銀行へ送金中の項目338百万ポンド (2014年度:513百万ポンド)を含む。
- (4) 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の顧客勘定の帳簿価額は、元本金額を297百万ポンド (2014年度: 432百万ポンド)上回る。これらの負債に係る信用リスクの変動は、当期中も累積的にも重要ではないため、純損益に認識された金額はない。
- (5) 債券及びミディアム・ターム・ノート24,860百万ポンド (2014年度:40,760百万ポンド)、並びに譲渡性預金及びその他のコマーシャルペーパー944百万ポンド (2014年度:1,236百万ポンド)によって構成されている。

税引前営業(損失)/利益に含まれる額:		当行グループ	
	2015年	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産/負債に			
係る利得/(損失)	285	43	(88)
貸出金及び債権の処分又は決済による損失	(551)	(236)	(137)

以下の表は、IAS第39号の金融商品の区分に従った、当行の金融資産及び金融負債について示している。IAS第39号の対象外 の資産及び負債は、その他の資産及びその他の負債に示されている。

					当行				
-			ヘッジ手段 デリバティ プ	売却可能	貸出金 及び債権	満期目的保 有	ファイナン ス・リース	その他の 資産	合計
資産	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド
現金及び中央銀行預け金					76,904				76,904
銀行に対する貸出金									
- 子会社に対する債権	3,838				20,253				24,091
- リバース・レポ	7,516				1,208				8,724
- その他(1)	10,975				1,560				12,535
顧客に対する貸出金									
- 持株会社及び子会社に対する債権	在 2,954				25,329				28,283
- リバース・レポ	18,187								18,187
- その他	17,341	63			97,734		44		115,182
債券(2)	30,811			35,220	5,660	4,911			76,602
株式	599			332					931
当行グループの会社への投資								34,482	34,482
決済勘定					3,053				3,053
デリバティブ									
- 持株会社及び子会社に対する債権	在 4,726								4,726
- その他	258,370		2,505						260,875
その他の資産								4,607	4,607
2015年12月31日現在	355,317	63	2,505	35,552	231,701	4,911	44	39,089	669,182
現金及び中央銀行預け金					70,952				70,952
銀行に対する貸出金					70,932				10,952
- 子会社に対する債権	2,172				22,667				24,839
- リバース・レポ	12,791				2,030				14,821
- その他(1)	11,070				4,171				15,241
顧客に対する貸出金	11,010				.,				10,211
- 持株会社及び子会社に対する債									
権	11,652			9	29,535				41,196
- リバース・レポ	30,976				969				31,945
- その他	22,645	60			121,888		43		144,636
債券(2)	39,210			24,725	19,122	4,537			87,594
株式	4,714	40		126					4,880
当行グループの会社への投資								39,857	39,857
決済勘定					3,381				3,381
デリバティブ									
- 持株会社及び子会社に対する債									
権	9,268								9,268
- その他	346,727		3,830						350,557
* その他の資産 [*]								5,829	5,829

2014年12月31日現在	491,225	100	3,830	24,860	274,715	4,537	43	45,686	844,996

* 修正再表示 - 詳細は、148ページを参照のこと。 本表に関連する注記は、181ページを参照のこと。

	当行									
-	トレーディング 目的保有	純損益を通じて公 正価値で測定する ものとして指定さ れた金融商品	ヘッジ手段 デリバティブ	償却原価	その他の負債	合計				
負債	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド				
銀行預り金										
- 子会社に対する債務	1,924			114,419		116,343				
- レポ	6,180			610		6,790				
- その他(3)	20,253			3,834		24,087				
顧客勘定										
- 持株会社及び子会社に対する債務	4,686			12,181		16,867				
- レポ	18,591			1,542		20,133				
- その他(4)	11,703	284		89,787		101,774				
発行債券(5)	3,881	5,202		14,278		23,361				
決済勘定				2,363		2,363				
売り持高	17,593					17,593				
デリバティブ										
- 持株会社及び子会社に対する債務	3,528					3,528				
- その他	252,000		1,844			253,844				
劣後負債										
- 持株会社に対する債務				18,485		18,485				
- その他		327		6,722		7,049				
その他の負債				1,205	4,583	5,788				
2015年12月31日現在	340,339	5,813	1,844	265,426	4,583	618,005				
銀行預り金										
- 子会社に対する債務	3,567	9		117,913		121,489				
- J 云社に対するig/が - レポ	21,254	9		794		22,048				
						30,918				
- その他(3)	24,824			6,094		30,918				
顧客勘定	2 024			20, 440		20. 240				
- 持株会社及び子会社に対する債務	2,821			26,419		29,240				
- レポ	32,326	204		1,364		33,690				
- その他(4)	15,035	681		94,870		110,586				
発行債券(5)	6,487	8,950		21,306		36,743				
決済勘定				3,098		3,098				
売り持高	16,590					16,590				
デリバティブ										
- 持株会社及び子会社に対する債務	6,585					6,585				
- その他	346,079		2,083			348,162				
劣後負債										
- 持株会社に対する債務				18,535		18,535				
- その他		345		8,600		8,945				

EDINET提出書類

ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(E05991)

有価証券報告書

その他の負債 [*]				1,143	4,671	5,814
2014年12月31日現在	475,568	9,985	2,083	300,136	4,671	792,443

^{*}修正再表示 - 詳細は、148ページを参照のこと。 本表に関連する注記は、181ページを参照のこと。

上記の表は以下に対する金額を含んでいる。

当	行
---	---

•		2015年			2014年			
•	持株会社	兄弟会社		持株会社	兄弟会社	子会社		
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド		
資産								
銀行に対する貸出金		2,409	21,682		3,370	21,469		
顧客に対する貸出金	895	4	27,384	938	69	40,190		
デリバティブ	65	1,210	3,451	30	2,708	6,530		
負債								
銀行預り金		11,496	104,847		12,452	109,037		
顧客勘定	5,021		11,846	5,843		23,397		
デリバティブ	218	1,065	2,245	179	1,826	4,580		

- (1) その他の銀行からの回収中の項目216百万ポンド (2014年度:237百万ポンド)を含む。
- (2) 当行グループの会社との債券残高については、112ページから114ページに示されている。
- (3) その他の銀行への送金中の項目192百万ポンド(2014年度:367百万ポンド)を含む。
- (4) 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の顧客勘定の帳簿価額は、元本金額を29百万ポンド (2014年度:54百万ポンド)上回る。これらの負債に係る信用リスクの変動は、当期中も累積的にも重要ではないため、純損益に認識された金額はない。
- (5) 債券及びミディアム・ターム・ノート22,418百万ポンド (2014年度:35,517百万ポンド)、並びに譲渡性預金及びその他のコマーシャルペーパー943百万ポンド (2014年度:1,226百万ポンド)によって構成されている。

以下の表は、IFRSに基づいて貸借対照表上で相殺されたか、法的強制力のあるマスター・ネッティング契約のみの対象となっている金融資産及び金融負債を、担保として受領もしくは供した金融担保と共にを示している。

		相殺可能商品		相殺の可能	能性はあるが、	IFRSでは認識。	されない
	総額	IFRSに基づく 相殺	貸借対照表	マスター・ ネッティン グ契約及び 類似の取決 めによる影響	現金担保	その他の 金融担保	ネッティン グ契約なび 関連する担 保による影 響考慮後の 純額
2015年	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
資産						,	
デリバティブ	381,673	(123,662)	258,011	(215,183)	(27,614)	(7,535)	7,679
売戻し条件付契約	74,171	(34,361)	39,810	(2,500)		(37,185)	125
顧客に対する貸出金	2,955	(2,955)					
決済勘定	1,271	(1,225)	46	(26)			20
	460,070	(162,203)	297,867	(217,709)	(27,614)	(44,720)	7,824
負債							
デリバティブ	369,416	(118,366)	251,050	(215,183)	(25,729)	(8,213)	1,925
買戻し条件付契約	71,739	(34,361)	37,378	(2,500)		(34,878)	
顧客勘定	8,251	(8,251)					
決済勘定	1,872	(1,225)	647	(26)			621
	451,278	(162,203)	289,075	(217,709)	(25,729)	(43,091)	2,546
2014年							
資産							
デリバティブ	590,716	(245,418)	345,298	(296,156)	(32,629)	(7,005)	9,508
売戻し条件付契約	95,392	(30,822)	64,570	(5,016)		(59,505)	49
顧客に対する貸出金	2,921	(2,921)					
決済勘定	2,094	(1,997)	97				97
	691,123	(281,158)	409,965	(301,172)	(32,629)	(66,510)	9,654
負債							
デリバティブ	584,561	(241,235)	343,326	(296,156)	(30,015)	(14,433)	2,722
買戻し条件付契約	91,887	(30,822)	61,065	(5,016)		(56,049)	
顧客勘定	7,104	(7,104)					
決済勘定	1,998	(1,997)	1				1
	685,550	(281,158)	404,392	(301,172)	(30,015)	(70,482)	2,723

		相殺可能商品		相殺の可能性はあるが、IFRSでは認識され		されない	
	総額	IFRSに基づく 相殺	貸借対照表	マスター・ ネッティン グ契約及び 類似の取決 めによる影	現金担保	その他の金融担保	ネッティン グ契連するる 関連による 響考慮後の 純額
2015年	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
		,		-			
デリバティブ	385,285	(123,662)	261,623	(216,601)	(27,595)	(7,464)	9,963
売戻し条件付契約	47,285	(20,374)	26,911	(2,051)		(24,860)	
顧客に対する貸出金	2,955	(2,955)					
決済勘定	188	(168)	20				20
	435,713	(147,159)	288,554	(218,652)	(27,595)	(32,324)	9,983
負債							
デリバティブ	371,569	(118,366)	253,203	(216,601)	(25,729)	(8,212)	2,661
買戻し条件付契約	47,297	(20,374)	26,923	(2,051)		(24,872)	
顧客勘定	8,251	(8,251)					
決済勘定	193	(168)	25				25
	427,310	(147,159)	280,151	(218,652)	(25,729)	(33,084)	2,686
2014年							
資産							
デリバティブ	595,932	(245,413)	350,519	(299,930)	(32,616)	(6,978)	10,995
売戻し条件付契約	61,651	(14,951)	46,700	(4,751)		(41,949)	
顧客に対する貸出金	2,921	(2,921)					
決済勘定	228	(156)	72				72
	660,732	(263,441)	397,291	(304,681)	(32,616)	(48,927)	11,067
負債							
デリバティブ	588,399	(241,230)	347,169	(299,930)	(30,015)	(14,433)	2,791
買戻し条件付契約	69,620	(14,951)	54,669	(4,751)		(49,918)	
顧客勘定	7,104	(7,104)					
決済勘定	156	(156)					
	665,279	(263,441)	401,838	(304,681)	(30,015)	(64,351)	2,791

金融商品の分類変更

2015年度において、分類変更はなかった。2008年度及び2009年度において、金融資産は、トレーディング目的保有(以下「HFT」という。)区分から貸出金及び債権(以下「LAR」という。)区分へ、並びにHFT区分から売却可能(以下「AFS」という。)区分へ分類変更が行われた。以下の表は、これらの分類変更についての帳簿価額、公正価値、純損益に与える影響を示している。

当行グループ

		ョ付クルーク								
	帳簿価額	公正価値	損益計算書に認 	識された金額 減損損失	分類変更が生 じていなかっ たら認識され ていた金額	分類変更の結 果減少した純 損益				
2015年	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	万ポンド	百万ポンド	百万ポンド				
HFTからLARへの分類変更	1,002	877	(19)	(15)	4	38				
HFTからAFSへの分類変更	21	21			2	2				
	1,023	898	(19)	(15)	6	40				
2014年										
HFTからLARへの分類変更	1,506	1,348	15	(76)	194	255				
HFTからAFSへの分類変更	64	64	7		7					
	1,570	1,412	22	(76)	201	255				

以下の表は、当行が行った分類変更についての帳簿価額及び公正価値を示している。

当行

	713					
	2015	年	2014年	_		
	帳簿価額	 公正価値	帳簿価額	公正価値		
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド		
HFTからLARへの分類変更	1,002	877	1,331	1,177		
HFTからAFSへの分類変更	21	21	64	64		
	1,023	898	1,395	1,241		

2014年度に、当行グループ及び当行は、公正価値で36億ポンドの英国政府債をAFSから満期保有目的(以下「HTM」という。)に分類変更した。

<u>次へ</u>

9 金融商品 - 評価

公正価値で計上された金融商品の評価

統制環境

共通の評価方針、手続、フレームワーク及びモデルがRBSグループ全体に適用されている。

金融商品の公正価値を決定するための当行グループの統制環境には、それらの取引を実行する事業部門から独立した、公正価値のレビュー及び検証を行うための正式な手続が含まれている。統制された価格検証を含む一貫した価格決定方針及び手続を確保するための特定の統制がある。当行グループは、カスタマイズされた取引、仕組商品、流動性の低い商品及び値付けの困難なその他の商品に対して適切な注意が払われることを確保している。

独立した価格検証(以下「IPV」という。)

IPVは、統制環境の主要な要素である。評価は、取引を実行した事業部門が最初に行う。そのような評価額は、直接入手可能な価格の場合も、又は単独モデル及び可変モデルのインプットを使用して導き出される場合もある。これらの評価額は、金融商品の取引を実行する部署から独立したチームにより、価格決定の利用可能な証拠に照らしてレビューされ、必要に応じ修正される。

IPVの差異は、独立して市場で観察可能な特性の品質に基づいて、IFRS第13号「公正価値測定」に定められている公正価値 ヒエラルキーの原則に関連する、IPV品質の階層に分類される。この差異は、公正価値レベル1、2及び3に分類され(評価の不確実性リスクはレベルが1から3に上がるにつれて上昇する)、その後さらに、価格の検証に利用可能な独立したデータの品質によって、「高」、「中」、「低」及び「示唆的」に分類される。評価額は、合意された基準値を外れる場合に修正される。

ガバナンスのフレームワーク

IPVは、規制上のトレーディング勘定のエクスポージャーについては最低月に1回、月末時点で、及び規制上の銀行勘定のエクスポージャーについては最低四半期毎に実施される。IPV統制は、規定された基準値を超えた評価差異についての形式化された報告及び上申を含んでいる。プライシング・ユニットは、IPVの方針を決定し、方針への遵守状況を監視し、また非常に主観の入りやすい評価上の論点について追加で独立したレビューを実施している。

モデル商品レビュー委員会はモデルの文書化、テスト及びレビューの方針を定め、RBSグループのプライシング・モデル・リスク・チームによるレビューのために、重要なエクスポージャーによってモデルに優先順位をつけている。CIB及びRCRの評価委員会は、評価の専門家及び様々な部門を代表する上級役職者で構成され、国外のプライシング、引当及び評価上の問題を監督している。同委員会は毎月会議を開き、評価方法の変更のレビュー及び承認を行っている。経営評価委員会は、四半期毎に会議を開き、重要性が高くかつ主観が入り易い主要な評価上の論点に対応し、CIB及びRCRの評価委員会から上げられた論点をレビューし、慎重性に基づく評価(prudential valuation)を含むその他の関連する事項について協議している。

評価のヒエラルキー

金融商品の当初の区分は、IFRS第13号の原則に従ってプロダクト・コントロール・チームにより決定される。同チームは、商品に関してIPVプロセスで収集された情報(独立した価格の情報源及びモデルのインプットを含む。)に基づいて判断する。IPVプロセスで収集された情報の質及び網羅性は、商品の流動性及び評価における不確実性の目安を示す。

これらの金融商品の当初の区分は、プライシング・ユニットによるレビュー及び質問を受け、さらに、経営幹部のレビューの対象にもなる。 2 つのレベルにまたがる商品、商品の新規の種類又は新規の商品、多額の損益を生む商品及び評価の不確実性が高い商品に特別な注意が払われる。

評価技法

当行グループは、商品が非モデル商品であるか、又はモデル商品であるかに応じて異なる方法で商品の公正価値を算定する。

非モデル商品

非モデル商品は、価格インプットにより直接的に評価され、一般にポジション毎に評価される。当該商品には現金、株式及び大半の債券が含まれる。

モデル商品

モデル商品は、金利スワップ及びオプション等の比較的標準的な商品(例えば金利キャップ及びフロアー)からより複雑なデリバティブまで、複雑性の幅での価格決定モデルを用いて評価される。モデル商品の評価には、適切なモデル及びモデルに対するインプットが必要とされる。モデルは、インプットを得るために使用されることもある(例えばボラティリティ・サーフェスを作るため)。当行グループは、多数のモデル手法を使用している。

評価モデルへのインプット

利用可能なデータ・ポイントの間の値、及びそのデータ・ポイントを超える値は、補間法及び補外法により入手される。評価技法を利用する場合、公正価値は、評価モデルの選択によって、またキャッシュ・フローの金額及びタイミング、割引率並びに信用リスク等の要因を考慮して立てられた前提条件によって著しい影響を受ける可能性がある。これらの評価技法への主なインプットは以下の通りである。

債券価格 - 相場価格は、通常、国債、一定の社債及び一部の抵当関連商品について利用可能である。

信用スプレッド - 利用可能な場合、クレジット・デフォルト・スワップ、又は債券等のその他の信用に基づく商品の価格から入手される。その他の場合、信用スプレッドは、値付けサービスから入手される。

金利 - 主に、ロンドン銀行間取引金利(以下「LIBOR」という。)等の指標金利、オーバーナイト・インデックス・スワップ(以下「OIS」という。)・レート並びにスワップ、債券及び先物市場におけるその他の相場金利である。

外国為替レート - 世界の主要通貨の直物、先渡契約及び先物について、観察可能な市場が存在する。

株価及び株価指数 - 相場価格は、通常、世界の主要な証券取引所に上場している株式、及び当該株式に係る主要指数について、容易に利用可能である。

コモディティ価格 - 多くのコモディティの直物、先渡契約及び先物が、ロンドン、ニューヨーク及びその他の商業中心地の取引所において、活発に取引されている。

価格ボラティリティ及び相関 - ボラティリティは、時の経過に伴う価格の変動傾向の指標である。相関は、複数の価格又はその他の変数の連動が観察される程度を測定する。

期限前弁済率 - 発行者又は借手による期限前弁済が可能な金融商品の公正価値は、期限前弁済が不可能な商品の公正価値と 異なる。活発な市場における相場価格がない期限前弁済可能な商品の評価において、当行グループは、期限前弁済オプ ションの価値を考慮している。

契約相手先信用スプレッド - 契約相手先の信用度が、市場価格(又はパラメーター)において想定された契約相手先のものと異なる場合、市場価格(又はパラメーター)に対して、修正が行われる。

回収率/デフォルト時損失率 - これらはデフォルト時の損失の程度の指標として、資産担保証券及びその他の信用商品のための評価モデル及び引当金へのインプットとして利用される。回収率は、主に市場データの提供業者から得るか、又は観察可能な信用スプレッドから推測される。

合意された価格決定

当行グループは、一部の商品のIPVについて合意された価格を使用する。この合意された価格決定サービスは、株式、金利、通貨、コモディティ、信用、不動産、ファンド及び債券市場を網羅し、標準的な商品の価格及び幅広いエキゾチック商品の包括的な基盤を提供している。CIB及びRCRは、ポジションの観点から又は将来事業で使用するモデルのテストに重要な利益がある場合、合意された価格決定サービスに参加する。合意された価格決定サービスから得たデータは、直接的な価格テスト、観察可能性の根拠及びモデルのテストを含む、一連の統制プロセスに使用される。これは、実際、サービスが利用

可能である重要な全ポジションに関して、当行グループが価格を提供することを意味する。合意された価格決定サービスからのデータは、IPVプロセスに使用されるその他のインプットと同じ水準の品質レビューの対象となる。

信頼できる公正価値を決定するために、適切な場合、経営者は上記の情報源から収集された価格決定情報に評価調整を加える。独立したデータのソースは品質についてレビューされ、定型化されたインプットの品質ヒエラルキーを用いてIPVプロセスで利用される。当該評価調整に、市場参加者が価格を設定する際に考慮すると見込まれる要因に係る当行グループの評価を反映させる。

さらに、継続的に、当行グループは使用する全てのモデルの妥当性を評価する。内部モデルによって算定された価格が、例えば非常に緊張度の高い市況における商品の公正価値を表さない場合、当行グループは、その他の入手可能な価格決定情報に合わせるよう当該モデルの評価額を調整する。

観察不能なインプットを用いる場合、当行グループは、評価に関連する感応度を決定するために、異なるストレス・シナリオから算定される、考えられる評価額の範囲を決めることができる。評価技法を使用して金融商品の公正価値を求める場合、当行グループは、商品の価格決定時に市場参加者が行うと考えられる、理論価格への調整を考慮する。そのような調整には、契約相手先の信用の質及び既知のモデルの限界を補うための調整が含まれる。

評価性引当金

トレーディング勘定の金融商品を評価する際、ビッド・オファー・スプレッド、流動性及び信用リスクを考慮して仲値の評価額に対して調整が行われる。評価調整の内訳は、118ページの「資本及びリスク管理:デリバティブ」に示されている。

信用評価調整(以下「CVA」という。)

CVAは、デリバティブ・エクスポージャーに内在する契約相手先の信用リスクを組み込むために市場参加者が行うと思われる公正価値の調整の見積りを表す。CVAは信用及び市場リスクをヘッジするプロセスにより積極的に管理されるため、CVAの変動は一部、ヘッジによるトレーディング収益により相殺される。

CVAは、第三者が信用リスクを負担する際に請求するであろう金額の見積りを反映し、ポートフォリオ毎に計算される。

デフォルト寸前であると考えられる契約相手先に対するプラスのエクスポージャーが存在する場合、CVAは予想損失をエクスポージャーの現在の水準に適用して計算される。それ以外の場合、予想損失は、プラスのエクスポージャーを生じさせる市場要因のボラティリティ及びそのような市場要因間の相関を反映するようモデル化された、潜在的な将来エクスポージャーの見積りに適用される。

予想損失は市場のインプライド・デフォルト確率及び内部で評価された回収レベルから算定される。デフォルト確率は、観察可能な信用スプレッド及び観察可能な回収レベルを参照して計算される。観察可能なデータのない契約相手先についてのデフォルト確率は、類似の格付けが付与された企業の信用スプレッド及び回収レベルから決定される。

信用補完契約に基づき保有する担保は、CVA計算で考慮されている。当行グループが契約相手先のエクスポージャーに備えて担保を保有している場合には、残余リスクの範囲でCVAが行われる。

ビッド・オファー、流動性及びその他の引当金

公正価値のポジションは、個々の現金ポジションを直接ビッド又はオファーで値を付けることにより、又は、デリバティブ・エクスポージャーのポートフォリオに基づいて計算されたビッド・オファー引当金を設定することにより、ビッド(買いポジション)又はオファー(売りポジション)の水準に調整される。ビッド・オファー・アプローチは、現在の市場のスプレッド及び標準的市場のリスクのバケッティングに基づいている。

各リスク要因(デルタ(原資産の価格変動に対応して商品の価格が変動する度合い)、ベガ(原資産価格のボラティリティに対応して商品の価格が変動する度合い)、相関(異なる商品の価格が連動する度合い)など)に係るビッド・オファーの調整は、異なる商品に生じる類似のリスク・エクスポージャーを集約した上で算定される。市場で費用が発生する状況が生じた場合には、基礎となるビッド・オファー引当金が新たに計上される。

ビッド・オファー・スプレッドは、満期及び市場の異なるスプレッドを反映するリスクの種類に応じて変動する。観察可能な取引相場がないポジションについては、流動性又は観察可能性の低下を反映し、ビッド・オファー・スプレッドはプロキシーと比較して拡大される。事前に定義された基準値を上回るリスクに、より拡大したスプレッドが適用されるので、ビッド・オファーの手法にも流動性トリガーが含まれる可能性がある。

IFRS第13号で認められている通り、ネッティングはポートフォリオ毎に行われ、ポートフォリオに含まれる個々の取引を個別に終了させる費用の合計よりも、当行グループがポートフォリオを終了することもあり得ると考える水準を反映している。これは、資産及び負債のポジションがリスク及び報告目的上ポートフォリオとして管理される場合に適用される。

非標準的な商品に係る標準的なリスクについては、ポートフォリオ全体に基づく計算の一部として、通常引当が行われる。 例えば、非標準的な商品に係るデルタ・リスク及びベガ・リスクが、デルタ及びベガのビッド・オファーの計算に含まれて いる場合である。

相関リスク等商品に関連するリスクは、特定のビッド・オファー引当金を取り込む。引当金は、全体として、市場の手仕舞費用に確実に一致するように、非標準的な商品に追加で設定される。市場の手仕舞費用には、標準的な商品に基づく静的 ヘッジに適切に反映されているとは考え難い、リスクの減少及びクロス効果(すべてのリスクを個別に扱うのではなく、あるリスク要因が変動した場合に他のインプットにどのような影響を及ぼす可能性があるかを考慮すること)が元々考慮されている。商品に関するビッド・オファーの情報が限られる場合には、引当金の算定に際して価格決定アプローチ及びリスク管理戦略が考慮される。

公正価値決定の際にデリバティブのキャッシュ・フローに適用される割引率は、全ての原担保契約を反映している。担保付デリバティブは、通常個々の取引レベルに関連するOISレートによって割り引かれる。無担保のデリバティブは、ポートフォリオ・ベースで基準金利に対する資金調達スプレッドを適用した資金調達水準を参照して割り引かれる(調達評価調整)。

調達評価調整(以下「FVA」という。)

FVAは、市場参加者が無担保のデリバティブ・エクスポージャーに関連して発生する調達コスト及び便益を取り込むために 行う、公正価値に対する調整の見積りを表す。

調達レベルは、潜在的な将来エクスポージャーの見積りに適用され、そのモデリングは、CVAの算定に用いられるアプローチと一貫している。契約相手先のエクスポージャーに係る偶発的性質は、計算に反映されている。

当初認識時に繰り延べられる金額

観察可能な市場データ以外の情報を用いた評価技法により評価した金融資産及び負債の当初認識時において、取引価格と当該評価技法から算定された価格との差額は、すべて繰り延べられる。当該差額は、当該取引の期間にわたり、すなわち、市場データが観察可能となる時点まで、又は、当該取引の満期が到来若しくは適宜手仕舞いするまでの期間にわたり、純損益に認識される。2015年12月31日現在、正味利得81百万ポンド(2014年度:86百万ポンド)が繰り越された。当期においては、正味利得16百万ポンド(2014年度:40百万ポンド)が繰り延べられ、21百万ポンド(2014年度:139百万ポンド)が損益計算書上認識された。

自己の信用

IFRSに従って公正価値で計上された金融負債を評価する際、当行グループは、自己の信用状態による影響を考慮に入れている。自己の信用スプレッド調整は、発行済みの仕組債を含む公正価値で保有される発行債券及びデリバティブの評価時に行われる。自己の信用調整は、契約相手先が取引の価格を決定する際、当行グループの信用度を考慮するであろうと考えられる持高に対して適用される。

発行債券についての当該調整は、銀行間レートの平均(契約期間内)を上回る債券発行スプレッドに基づいている。シニア 債に適用される自己の信用スプレッド調整の計算には、流通シニア債のスプレッドが用いられている。

当行グループのデリバティブ金融負債の公正価値も、債務評価調整(以下「DVA」という。)を通じて当行グループの自己の信用リスクを反映するように調整されている。予想利得は潜在的な将来のマイナスのエクスポージャーの見積りに適用さ

れ、そのモデリングは、CVAの算定に用いられるアプローチと一貫している。予想利得は、市場のインプライド・デフォルト確率及び回収レベルから決定される。FVAは、デリバティブ負債に適用される主要な調整も考慮されている。DVAとFVAの重複部分がDVAから除かれる。

自己の信用調整はキャッシュ・フローを変更するものではなく、業績管理に使用されず、規制上の資本報告プロセスとはみなされず、当該負債の満期までの期間にわたり戻入れられる。

各年度における引当金の増減は、自己の信用について計上された純損益とは一致しない。貸借対照表上の引当金は、原通貨 残高を各年度の直物レートで換算することにより計上されるが、損益計算書には期中の為替換算による換算差額が含まれ る。

信用スプレッドの変動の影響は、今後、負債がプレミアム若しくはディスカウントで返済されない場合に戻されることもあ り得る。 トレーディング目的保有(以下「HFT」という。)の有価証券、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された (以下「DFV」という。)有価証券、及びデリバティブ負債において計上された自己の信用調整(以下「OCA」という。)の 累積額は以下の通りである。

		発行債券(2)					
自己の信用調整	HFT	DFV	合計	DFV	合計	デリバティブ	合計
累積額 (1)	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2015年	(118)	(29)	(147)	47	(100)	10	(90)
2014年	(397)	(107)	(504)	53	(451)	8	(443)

原負債の帳簿価額	十億ポンド	十億ポンド	十億ポンド	十億ポンド	十億ポンド
2015年	3.9	5.9	9.8	0.3	10.1
2014年	6.5	9.6	16.1	0.3	16.4

- (1) ホールセール及びリテールの発行社債からなる。
- (2) 各年度における引当金の増減は、自己の信用について計上された純損益とは一致しない。貸借対照表上の引当金は、原通貨残高を各年度の直物レートで換算することにより計上されるが、損益計算書には期中の為替換算による換算差額が含まれる。

評価ヒエラルキー

以下の表は、当行グループの貸借対照表上公正価値で計上された金融商品を評価ヒエラルキー (レベル1、レベル2及びレベル3)毎に表している。

			2015	年			2014年						
					レベル3感	·····································					レベル 3 原	Š応度(5)	
	レベル 1 十億ポンド	レベル 2 十億ポンド	レベル 3 十億ポンド	合計 十億ポンド	有利 百万ポンド	不利 (百万ポン ド)	レベル 1 十億ポンド	レベル 2 十億ポンド	レベル 3 十億ポンド	合計 十億ポンド	有利 百万ポンド	不利 (百万ポン ド)	
資産													
貸出金		67.9	0.3	68.2	50	(40.0)		95.6	0.6	96.2	30	(30.0)	
債券	60.3	11.6	0.9	72.8	30	(20.0)	55	20.5	1.2	76.7	50	(40.0)	
- うち、 AFS	32.3	4.4	0.3	37.0	10	(10.0)	18.9	8.3	0.3	27.5	20	(10.0)	
株式	0.6		0.5	1.1	50	(30.0)	4.5	0.3	0.4	5.2	50	(50.0)	
- うち、 AFS			0.4	0.4	40	(20.0)			0.2	0.2	30	(10.0)	
デリバティ ブ		261.1	2.0	263.1	380	(390.0)		351.5	3.0	354.5	290	(290.0)	
	60.9	340.6	3.7	405.2	510	(480.0)	59.5	467.9	5.2	532.6	420	(410.0)	
割合	15.0%	84.1%	0.9%	100.0%			11.2%	87.8%	1.0%	100.0%			
負債													
預り金		69.7	0.4	70.1		(10)		105	0.2	105.2		(10)	
発行債券		9.3	0.5	9.8	30			14.9	1.2	16.1	30	(40)	
売り持高	18.6	2.2		20.8			19.9	3.1		23			
デリバティ ブ		253.8	1.7	255.5	260	(270)		347.8	3.1	350.9	220	(240)	
劣後負債		0.3		0.3				0.3		0.3			
	18.6	335.3	2.6	356.5	290	(280)	19.9	471.1	4.5	495.5	250	(290)	
	5.2%	94.1%	0.7%	100.0%			4.1%	95.0%	0.9%	100.0%			
割合	J. Z/0	J4.1/0	0.7/0	100.0%			4.170	33.0%	0.5%	100.0%			

注:

(1) レベル 1:同一の金融商品の活発な市場における未調整の相場価格を使用して評価されている。例えば、G10諸国の国債、上場株式、一部の取引所取引 デリバティブ、及び一部の米国政府機関証券が含まれる。

レベル2:大部分を観察可能な市場データに基づく手法を使用して評価されている。この区分の商品は以下のいずれかを使用して評価される。

- (a) 活発でないと考えられる市場における類似の商品又は同一の商品の相場価格
- (b) 評価に重大な影響を及ぼす全てのインプットが観察可能な市場データに直接的又は間接的に基づいている評価技法

レベル2の金融商品には、G10諸国以外の国債、政府機関債の大半、投資適格社債、一定の抵当商品(CLOを含む。)、銀行貸出の大半、レポ及びリバース・レポ、流動性の低い上場株式、地方債、債券の大半、及び短期金融証券、並びに貸出コミットメント及びOTCデリバティブの大半が含まれる。

レベル3:この区分の商品は、商品の評価に重大な影響を及ぼす可能性のある最低でも1つのインプットが、観察可能な市場データに基づかない評価技法を使用して評価されている。レベル3の金融商品には、主に取引が稀な短期金融商品、一定のシンジケート・ローン及び商業用抵当貸付金、一定の新興市場商品、非上場株式、証券化における一定の残余持分、CDO、その他の抵当貸付金担保商品及び流動性の低い証券、一定の発行仕組債券、並びに一定の信用デリバティブ及びエキゾチック・デリバティブ等、観察不能なインプットによって評価が決定されるOTCデリバティブが含まれる。重要な観察不能データを組込む手法を使用して評価される金融商品の当初認識において、利得及び損失は認識されない。

- (2) レベル間の振替は、当該金融商品が振り替えられた四半期の期首に発生したとみなされる。レベル1とレベル2の間に重要な振替はなかった。
- (3) 契約種類別のデリバティブの分析については、「資本及びリスク管理 貸借対照表分析 デリバティブ」を参照のこと。
- (4) 単一の種類の商品が複数のレベルに該当することがあるため、商品のレベルをグローバルなレベルで決定することはできない。例えば、単一銘柄のクレジット・デフォルト・スワップは、参照する契約相手先に流動性があるか又は流動性が欠如しているかに応じて、レベル2又はレベル3となる。
- (5) 感応度は、RBSの評価技法又は評価モデルにおいて、合理的に考えうる代替的インプットを用いて合理的に考えうる評価の変動による、損益計算書又は 包括利益計算書上の有利及び不利な影響を表している。レベル3の感応度は下位のポートフォリオレベルで計算されるため、これらの合計値は一部の 感応度間の相関を反映していない。特に、一部のポートフォリオについて、ある資産の下方への変動が他の資産の上方への変動を引き起こす場合に、 感応度に負の相関が生じる可能性があるが、上記の表示が付加的であることから、この相関を示すことができない。

評価技法

以下の表では、評価技法の内訳、及びレベル3の金融商品の評価に重要な影響を与える評価モデル及び評価技法に用いられた観察不能なインプットの幅を示している。この表では、評価への影響があまり重要ではない観察不能なインプットは除外している。基礎となるインプットの変動は、個々の契約期間及びエクスポージャーによって、評価上有利又は不利な影響となる場合がある。例えば、債券の信用スプレッドの拡大は、発行者にとっては有利であり、債券保有者にとっては不利である。インプット間に重要な関係があると考えられるものを示している一方で、これらの相互関係は、金利、為替レート又は株価指数のレベルを含む、マクロ経済の要因によって影響を受ける。

	レベル3(十億ポンド)				範囲		
金融商品	資産	負債	— 評価技法	観察不能なインプット	低	高	
貸出金	0.3						
			回収に基づくDCF	信用スプレッド(1)	869bps	7852bps	
				価格(2)	0%	99%	
顧客勘定		0.4					
供台切足		0.4	回収に基づくDCF	 信用スプレッド(1)	0bps	25bps	
債券							
	0.9		価格	価格(2)	0%	117%	
144 - 15							
株式	0.5						
			ファンド評価報告書	評価(4)	90%	110%	
			回収に基づくDCF	回収率(3)	0%	30%	
			価格	価格(2)	0	883pence	
デリバティブ	2.0	1.7					
信用	0.2	0.2	回収に基づくDCF	回収率(3)	0%	40%	
				信用スプレッド(1)	12bps	384bps	
			ナ ポン・- ン/ 歴やホウ				
 利息及び為替取引	1.8	1.5	オプション価格決定 モデル	相関(5)	0%	99%	
				ボラティリティ(6)	16%	99%	

- (1)信用スプレッド及びディスカウント・マージン:信用スプレッド及びマージンは、短期金融商品に関する信用リスクを補填するために標準金利又は指数を上回るよう求められるリターンを表している。より高い信用スプレッドは、基礎となる商品が、その商品に関連してより高い信用リスクを有していることを示している。結果として、投資家はより高いリスクを補填するためにより高い利回りを求める。割引率は、信用スプレッド又はマージンに標準金利を加算して構成され、将来キャッシュ・フローの評価に用いられる。
- (2) 価格及び利回り:商品の価値評価に用いられる価格には、幅がある場合がある。これは、ある商品又はポートフォリオと他の商品又はポートフォリオとの直接的な比較である場合や、より流動性の高い商品の変動が、より流動性の低い商品の価格の変動の目安とするために用いられる場合である。当該比較は、また、価格決定情報と評価される商品との相違(例えば、異なる満期日、信用の質、優先度又は予想される回収額)を反映した価格とするために、調整がなされるという点でも間接的である場合がある。価格と同様に、商品の利回りは、直接的又は間接的に他の商品の利回りと比較される場合がある。
- (3)回収率:クレジット・イベント後又は清算時の、負債性金融商品又はその他の債務に対する元本の返済に関する市場の予想を反映している。回収率は、信用スプレッドとは反対に動きやすい。
- (4)評価:プライベート・エクイティ投資のリスクはベータで測定される場合があり、これは類似する株式の過去の価格を調べることにより、及びEBITDA等の収益測定指標により通常評価が行われる評価報告書より見積もられる。
- (5) 相関: 2つの価格又はその他の変数が共に動く度合いを観察する指標。それらが同じ方向に動く場合には正の相関があり、反対方向に動く場合には負の相関がある。相関は、一般的に、バスケット(個別資産のグループ)における資産のデフォルト確率、為替レート、金利及びその他の金融変数の間の関係を含む。

- (6) ボラティリティ:時間とともに価格が変動する傾向の指標。
- (7) 評価は組込デリバティブの構成要素の評価と一貫しているため、レベル3の組成された発行債券5億ポンドは、上記の表には含まれていない。
- (8) 当行グループは、分離できない第三者の信用補完とともに発行した、公正価値で測定される重要な負債は有していない。
- (9)上記の表では、評価への影響があまり重要ではない観察不能なインプットは除外している。基礎となるインプットの変動は、個々の 契約期間及びエクスポージャーによって、評価上有利又は不利な影響となる場合がある。例えば、債券の信用スプレッドの拡大は、 発行者にとっては有利であり、債券保有者にとっては不利である。当行グループは、インプット間に重要な関係があると考えられる ものを示している一方で、これらの相互関係は、金利、為替レート又は株価指数のレベルを含む、マクロ経済の要因によって影響を 受ける。

上記のレベル3の感応度は、取引又は下位のポートフォリオに基づいて計算されている。当該感応度はポートフォリオ全体に基づいて計算されていないため、全体としてポートフォリオに発生する可能性の高い潜在的不確実性を反映していない。数値は合計されており、一部の感応度の相関的性質を反映していない。特に、一部のポートフォリオについて、ある資産の下方への変動が他の資産の上方への変動を引き起こす場合に、感応度に負の相関が生じる可能性があるが、上記数値が付加的な表示であることから、この相関を示すことができない。ポートフォリオ全体に係る実際の下方への潜在的感応度は、上記の表に示されている相関していない付加値の合計額よりも下回る場合もある。

判断上の論点

当行グループは様々な商品を売買するため、ヒエラルキーのレベル3に区分される商品は広範囲にわたる。これらの商品の大半は特定のレベルに自然に収まるが、一部の商品については判断の要素が必要となる。公正価値で計上するRBSの金融商品の大半はレベル2として区分され、インプットは、直接的に(すなわち価格として)又は間接的に(すなわち価格から算定されて)観察可能である。

活発な市場及び活発でない市場

資産を特定のレベルに配分する意思決定の過程において重要なインプットは、流動性である。通常、評価の不確実性の程度は、インプットの流動性の程度に左右される。

流動性があるか又は流動性が高い市場において、判断はほとんど必要でない。ただし、特定の市場の流動性に関する情報が明確でない場合には判断が必要となることがある。市場の流動性評価は必ずしも単純でないため、判断がより困難になることがある。取引所で取引される株式については日々の売買高を見ることができるが、店頭(以下「OTC」という。)デリバティブについては、中心的な取引所を持たない市場の流動性評価がより困難になることがある。

関連する重要な論点は、市場が流動性のある状態から流動性の欠如した状態へ変化するか、又はその逆に変化した場合にある。この変化が一時的であると考えられる場合には、区分は変更されない。例えば、報告日に商品が市場でほとんど取引されないが、前回の報告日時点及び前回の報告日から今回の報告日までの間に市場に流動性があったと考えられる場合、当該商品は引き続き同じレベルのヒエラルキーに区分される。これは、レベル間の振替が市場の流動性の真の変動に起因して行われ、短期的及び季節的な影響を反映しないよう、一貫性を提供するためである。

IPVデータの広さと厚さにより、市場活動、流動性及び価格決定における不確実性からなるルールベースの品質評価が可能となり、これは適切なレベルに配分する過程で役立つ。適切な独立した価格情報が容易に利用可能でない場合、当該商品の品質評価の結果はレベル3になる。

モデル商品

モデル商品について、市場の慣行では、現物価格相当額ではなくモデルのインプット又はパラメーターを通じて取引の価格を決定する。時価評価は、RBSのモデルを使用して計算した独立の市場インプットを用いて行われる。

モデル資産をレベル2又はレベル3として区分するための判断は、商品/モデルの組み合わせ、通貨、満期、インプット・パラメーターの観察可能性及び質、並びにその他の要因に左右される。資産を区分する上でこれら全てを評価しなければならない。

インプットが観察可能性又は質の基準を満たさない場合、当該インプットが商品全体の評価に及ぼす影響は重要でないことを示すことができない限り、当該商品は、レベル3であるとみなされる。

例えば、標準的な金利スワップ、通貨スワップ及び流動性のある単一銘柄の信用デリバティブといったデリバティブの大半は、観察可能なインプットを使用して評価される標準的な商品であるため、レベル2として区分される。これらに係る評価の不確実性は低いと考えられ、インプットとアウトプットの両方のテストが利用可能である。

非モデル商品

非モデル商品は、通常、価格に基づいて見積もられるため、3つのレベルそれぞれが検討される可能性がある。これは商品の市場活動、流動性及び評価の不確実性により決定され、次にIPVの質のレベルにポジションを配分するため、IPVプロセスで使用する利用可能な独立したデータにより測定される。

独立した価格決定情報の利用可能性及び質が区分の過程で考慮される。独立した情報の質に関して評価が行われる。例えば、合意された価格が非モデル商品に使用される場合、価格の質の主要な評価は、合意された価格を提供するために使用した価格の数の多さである。この数が所定の基準割合を下回る場合、当該商品はレベル3であるとみなされる。この基準割合は、IPVプロセスにおいてIPVの品質評点を判断する際に使用するものである。ただし、商品には一般に流動性がないと考えられるが市場参加者の定期的な相場価格が存在する場合、当該商品は、相場成立の頻度、利用可能な他の価格決定及び相場がIPVプロセスの一部として使用されたか否かに応じて、レベル2として区分されることがある。

多数の利用可能な価格情報源を持つ一部の商品について、利用可能な情報の質が様々で、異なる情報源からの広範な価格が存在することがある。そのような状況においては、情報源の質が最高なものが資産の分類の決定に使用される。例えば、取引可能な相場価格は合意された価格より確かな情報源であると考えられる。

レベル3のポートフォリオ及び感応度の方法論

観察不能なインプットの合理的に考え得る代替的な仮定は、90%の信頼区間に基づき決定される。評価は、必要に応じて異なる有利又は不利な評価の増減を認識する。ある商品における各観察不能なインプットは個別に検討され、感応度は合算して報告される。

代替的な仮定は、全ての利用可能な根拠を参照して決定される。当該根拠には以下の検討が含まれる。つまり、異なる情報源との間における一貫性、時の経過による変動、認識される取引可能性、又はその他の利用可能な相場価格を考慮した独立した価格決定情報の質、合意されたサービスの散布度の範囲、取引活動量及び市場のバイアス(例えば、一方向性の商品)、新規の取引における初日損益、市場参加者数及びその性質、市況、市場におけるモデル化の一貫性、リスクの規模及び特性、持高の保有期間、マーケット情報である。

その他の考慮事項

評価調整

デリバティブ・エクスポージャーに適用されるCVA及びデリバティブ負債に適用される自己の信用調整は、ポートフォリオ・ベースで計算される。これらの調整額のそれぞれを計算するために使用される方法論は観察可能な市場データに基づかない一定のインプットを参照しているが、これらインプットの不確実性は関連するポートフォリオの正味評価額に重要な影響を及ぼさないと考えられる。評価調整が適用されるデリバティブ・ポートフォリオの区分は、評価調整の観察可能性によっては決定されず、関連する感応度は、いずれも表示されるレベル3の感応度の一部を形成しない。

資金調達に関する調整

公正価値決定の際にデリバティブのキャッシュ・フローに適用される割引率は、全ての原担保契約を反映している。担保付デリバティブ・エクスポージャーは、通常、関連するOISレートで割り引かれるが、無担保のデリバティブ・エクスポージャーには調達評価調整が適用される。これらの調整は、観察可能な市場データに基づかない一定のインプットを参照しているが、これらインプットの不確実性は個々の取引の評価に重要な影響を及ぼさないと考えられる。デリバティブの区分は、これらの調整の観察可能性によっては決定されず、関連する感応度は、いずれも表示されるレベル3の感応度の一部を形成しない。

自己の信用 - 発行債券

発行債券についての自己の信用調整は、報告日時点の銀行間レートの平均(契約期間内)を上回る債券発行スプレッドに基づいている。一定の債券発行に係るスプレッドは観察可能な市場データに基づいていないが、これらインプットの不確実性は個々の取引の評価に重要な影響を及ぼさないと考えられる。発行債券の区分も関連する評価の感応度のいずれも、債券発行スプレッドの観察可能性によっては決定されない。

レベル3の増減表

		2015年			2014年			
	FVTPL資産(2)	AFS資産	資産合計	負債合計	FVTPL資産(2)	AFS資産	資産合計	負債合計
資産	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド
1月1日現在	4,584	512	5,096	4,537	5,183	1,380	6,563	4,575
損益計算書に計上された金額(1)	(961)		(961)	(1,163)	98	4	102	51
包括利益計算書に計上された金額		194	194			(48)	(48)	
レベル3への振替	1,628	150	1,778	1,439	1,088	6	1,094	1,744
レベル 3 からの振替	(655)	(34)	(689)	(682)	(967)	(107)	(1,074)	(698)
発行	1		1	36				109
購入	557	7	564	40	858	7	865	59
決済	(868)	(117)	(985)	(1,573)	(981)	(367)	(1,348)	(1,257)
売却	(1,288)	(31)	(1,319)	(15)	(622)	(373)	(995)	(50)
為替換算及びその他の調整	10	1	11	3	8	10	18	16
12月31日現在	3,008	682	3,690	2,622	4,665	512	5,177	4,549
期末時点の残高に関連して損益計算書 に 計上された金額								
- 未実現	(156)	3	(153)	(470)	57	3	60	(56)
- 実現	(43)	12	(31)	(4)	(83)	3	(80)	105

⁽¹⁾ HFTの商品に係る正味利得22百万ポンド(2014年度:123百万ポンドの正味損失)が継続事業のトレーディング活動からの収益に計上された。その他の商品に係る正味利得180百万ポンド(2014年度:174百万ポンド)が継続事業のその他の営業収益と受取利息に適宜計上された。非継続事業の損失はなかった(2014年度:ゼロ)。

⁽²⁾ 純損益を通じて公正価値で測定されるものは、主に売却目的保有、及び純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたものからなる。

公正価値で計上されない金融商品の公正価値

以下の表は、貸借対照表上、償却原価で計上されている金融商品の帳簿価額及び公正価値を示している。

			当行グル	ープ					当行			
	公正価値が			公正価値	 直ヒエラル ベル					公正価値	ピエラル ベル	キーのレ
	帳簿価額と ほぼ近似す る項目	帳簿 価額	公正 価値	レベル1	レベル2	レベル3	公正価値が帳 簿価額とほぼ 近似する項目	帳簿 価額	公正 価値	レベル1	レベル2	レベル3
2015年	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド
 金融資産												
現金及び中央銀行預け金	79.0						76.9					
銀行に対する貸出金	0.8	7.0	7.0		3.5	3.5	0.2	22.8	23.0		7.4	15.6
顧客に対する貸出金		288.7	281.9		1.3	280.6		123.1	119.6		19.9	99.7
債券		7.3	7.2	5.0	1.0	1.2		10.6	10.5	5.0	2.9	2.6
決済勘定	4.1						3.1					
金融負債												
銀行預り金	4.7	7.3	7.3		4.0	3.3	47.6	71.2	71.4		23.1	48.3
顧客勘定	253.9	80.2	80.2		31.1	49.1	65.2	38.3	38.6		13.2	25.4
発行債券		16.0	16.7		14.4	2.3		14.3	15.2		14.1	1.1
決済勘定	3.4						2.4					
流通手形(1)	1.9						1.2					
劣後負債		26.7	27.7		16.4	11.3		25.2	26.4		15.2	11.2
			当行グル	ープ					当行			
				公正価値	———— 直ヒエラル	ーーー ナーのレ				公正価値	 ビエラル	キーのレ
	公正価値が				ベル						ベル	
	帳簿価額と ほぼ近似す る項目	帳簿 価額	公正 価値	レベル1	レベル2	レベル3	公正価値が帳 簿価額とほぼ 近似する項目	帳簿 価額	公正 価値	レベル1	レベル2	レベル3
2014年	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド
金融資産	ル フト	ルフ ト	ル フ 1 ²	ル フ 1	<u> </u>	<u> </u>		ルフ ト	ホ フト	ホ フト	ル フト	- ハント
現金及び中央銀行預け金	74.0						71.0					
銀行に対する貸出金	1.0	13.3	13.3		6.6	6.7	0.2	28.7	29.1		12.8	16.3
顧客に対する貸出金	1.0	311.0	302.5		3.3	299.2	0.2	152.4	149.5		24.9	124.6
債券		7.6	7.5	4.7	1.9	0.9		23.7	23.3	4.7	13.0	5.6
決済勘定	4.7	7.0	7.0		1.0	0.0	3.4	20.7	20.0		10.0	0.0
金融負債												
銀行預り金	4.6	9.8	9.8		3.1	6.7	5.2	119.6	120.2		28.0	92.2
顧客勘定	234.9	104.3	104.3		54.8	49.5	68.3	54.4	54.5		18.6	35.9
発行債券		25.9	27.2		24.2	3.0		21.3	22.7		21.3	1.4
決済勘定	4.5						3.1					
流通手形(1)	1.8						1.1					
心化名庫												

注:

劣後負債

(1) 引当金、未払金及びその他負債に含まれる。

30.1

31.7

19.8

11.9

27.1

28.8

17.1

11.7

公正価値とは、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格である。入手可能な場合には市場相場価額が用いられ、それ以外の場合、公正価値は、割引後の予想将来キャッシュ・フロー及びその他の評価技法を基に見積られる。当該評価技法には不確実性が伴い、期限前弁済率、信用リスク及び割引率に関する仮定及び判断が必要とされる。更に、様々な潜在的評価技法がある。当該仮定が変更された場合には、公正価値の見積りに重要な影響を与えることが考えられる。報告される公正価値は、必ずしも即時の売却又は決済により実現されない。

貸借対照表日現在の金融商品の公正価値の計算の基礎となる仮定及び方法論は、以下に記載の通りである。

短期金融商品

一定の短期金融商品(すなわち、現金及び中央銀行預け金、他の銀行からの回収中の項目、決済勘定、他の銀行へ送金中の項目、要求払預金及び流通手形)の帳簿価額は、公正価値の合理的な近似値となっている。

銀行及び顧客に対する貸出金

償却原価で測定される銀行及び顧客に対する貸出金の公正価値の見積りを行う際に、RBSの貸出金は、個々の貸出金の特性を反映した適切なポートフォリオに分けられる。公正価値の見積りには、主に2つの方法が用いられている。

- (a) 契約上のキャッシュ・フローを、借手の現在のスプレッド、又はそれが観察不能な場合には類似の信用状態にある借手のスプレッドを織り込んだ市場の割引率を用いて割り引く。この方法は、契約相手先が外部格付を有している場合のポートフォリオ(すなわち、CIB部門における金融機関及び法人向け貸出)に用いられている。
- (b) 予想キャッシュ・フロー(信用損失調整前)を、同一商品又は類似商品の現在の提示レートで割り引く。この方法は、英国PBB部門、アルスター・バンク Rol、コマーシャル・バンキング部門(SME向け貸出)及びプライベート・バンキング部門の貸出ポートフォリオにこれらのポートフォリオの同質性を反映して適用されている。

取引がほとんど行われていない、又は最近取引がないポートフォリオ(アルスター・バンク Rolのライフタイム・トラッカー・モーゲージ(lifetime tracker mortgage)のポートフォリオ等)については、入手可能な市場データに基づき個々の状況に応じた手法が用いられている。

債券

債券の大部分は活発な市場における相場価格又は活発な市場における類似資産の相場価格を用いて評価される。その他の公正価値は、割引キャッシュ・フローの評価技法を用いて算定される。

銀行預り金及び顧客勘定

預り金の公正価値は、割引キャッシュ・フローの評価技法を用いて見積られる。

発行債券及び劣後負債

公正価値は、入手可能な場合には類似負債の相場価格を用いて、又は評価技法を参照し、必要に応じて自己の信用スプレッドに合わせて調整を行うことにより算定される。

10 金融商品 - 満期分析

満期までの残存期間別残高

以下の表は、契約上の満期日に基づいて、金融商品の満期までの残存期間別残高を示している。

11/	行	H			
=	17	′,	"	,-	,

		2015年			2014年	
	12ヶ月未満	12ヶ月以上	合計	12ヶ月未満	12ヶ月以上	合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
資産						
現金及び中央銀行預け金	78,999		78,999	73,983		73,983
銀行に対する貸出金	29,649	193	29,842	43,741	851	44,592
顧客に対する貸出金	112,136	222,821	334,957	147,673	229,265	376,938
債券	27,318	52,709	80,027	23,866	60,408	84,274
株式		1,069	1,069		5,203	5,203
決済勘定	4,108		4,108	4,710		4,710
デリバティブ	41,625	221,458	263,083	67,151	287,431	354,582
負債						
銀行預り金	41,558	536	42,094	62,039	1,811	63,850
顧客勘定	368,386	5,688	374,074	387,477	7,522	394,999
発行債券	7,913	17,891	25,804	8,093	33,903	41,996
決済勘定及び売り持高	6,186	18,005	24,191	6,420	21,106	27,526
デリバティブ	42,856	212,692	255,548	69,090	281,693	350,783
劣後負債	322	26,708	27,030	2,561	27,908	30,469

		2015年			2014年	
	12ヶ月未満	12ヶ月以上	合計	12ヶ月未満	12ヶ月以上	合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
資産						
現金及び中央銀行預け金	76,904		76,904	70,952		70,952
銀行に対する貸出金	35,011	10,339	45,350	43,423	11,478	54,901
顧客に対する貸出金	76,278	85,374	161,652	114,765	103,012	217,777
債券	24,806	51,796	76,602	26,250	61,344	87,594
株式		931	931		4,880	4,880
決済勘定	3,053		3,053	3,381		3,381
デリバティブ	41,950	223,651	265,601	68,447	291,378	359,825
負債						
銀行預り金	128,250	18,970	147,220	151,740	22,715	174,455
顧客勘定	131,342	7,432	138,774	157,548	15,968	173,516
発行債券	7,908	15,453	23,361	8,028	28,715	36,743
決済勘定及び売り持高	4,476	15,480	19,956	4,462	15,226	19,688
デリバティブ	43,015	214,357	257,372	70,454	284,293	354,747
劣後負債	307	25,227	25,534	2,133	25,347	27,480

オンバランスの負債

以下の表は、金融負債を決済する、キャッシュ・アウトフローの時期を示している。これらの表は、以下の基準で作成された。

金融負債は、早期返済により違約金が発生するか否かにかかわらず、契約相手先が返済を要求することができる最も早い日に含まれている。返済が、市場価格のハードル達成等の特定の基準により引き起こされるか、又は従う場合、当該負債は条件が満たされる可能性を考慮せずに、条件が満たされうる最も早い日に含まれている。例えば、株価指数が一定の水準を超過すると、仕組債が自動的に期限前弁済となる場合、期末の当該指数の水準にかかわらず、キャッシュ・アウトフローは3ヶ月未満の期間に含まれる。当行グループが連結する一定の証券化ビークルによって発行された債券の決済日は、証券化された資産からキャッシュ・フローを受け取る時期によって決まる。これらの資産が期限前弁済可能な場合、有価証券に関連するキャッシュ・アウトフローの時期は、各資産が期限前弁済され得る最も早い日であると考えられる。

20年超の契約上の満期を有する負債 - 20年より後に返済可能となるか、又は契約相手先が元本の返済に対する権利を有さない金融負債の元本の金額は、20年より後の利息の支払とともに、表から除外されている。

トレーディング目的保有の負債 - 当行グループのトレーディング目的保有の負債3,451億ポンド(2014年度:4,775億ポンド)、並びに当行のトレーディング目的保有の負債3,403億ポンド(2014年度:4,756億ポンド)は、表から除外されている。

坐にだり

			当行グル	<i>/</i> ープ		
	0-3ヶ月	3-12ヶ月	1-3年	3-5年	5-10年	10-20年
2015年	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
銀行預り金	10,758	781	1	1	232	194
顧客勘定	328,245	6,360	1,744	322	8	22
発行債券	3,568	3,112	5,126	6,153	4,435	332
ヘッジ目的のデリバティブ	142	271	597	408	632	701
劣後負債	478	1,089	5,353	7,587	11,956	6,011
決済勘定及びその他の負債	5,269					
	348,460	11,613	12,821	14,471	17,263	7,260
保証及びコミットメント - 名目金額 保証(1)	5,894					
コミットメント(2)	131,906					
	137,800					
2014年						
銀行預り金	12,076	784	793	8	575	140
顧客勘定	330,808	8,985	3,076	1,084	85	18
発行債券	1,889	5,375	9,958	5,511	8,884	1,924
ヘッジ目的のデリバティブ	134	316	721	491	847	894
劣後負債	1,105	2,792	3,935	9,688	13,656	5,765
決済勘定及びその他の負債	6,305	5	3			
	352,317	18,257	18,486	16,782	24,047	8,741
保証及びコミットメント - 名目金額 保証(1,2)	10,973					
コミットメント(3)	212,335					
	223,308					

⁽¹⁾ 保証先が債務の支払を行えない場合、当行グループは単独で保証の履行が要求される。当行グループは、提供する保証の大半は未使 用のまま失効すると予想している。

⁽²⁾ 当行及び兄弟会社間の資産保護スキーム関連の金融保証契約680百万ポンド(2014年度:721百万ポンド)は、保証から除外されている。

ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(E05991)

有価証券報告書

(3) 当行グループは、顧客に資金提供を行うため、未使用の正式な信用枠、クレジット・ライン及び、契約相手先が一定条件を満たすことが条件となるその他のコミットメントに基づき、コミットメントを設定している。当行グループは、全ての信用枠が使用されることは予想しておらず、いくつかは使用される前に失効する可能性がある。

			当行	Ī		
	0-3ヶ月	3-12ヶ月	1-3年	3-5年	5-10年	10-20年
2015年	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
銀行預り金	97,019	3,794	6,212	5,842	5,034	2,819
顧客勘定	94,519	3,319	1,502	1,606	2,040	1,275
発行債券	3,532	3,013	4,611	5,978	3,192	231
ヘッジ目的のデリバティブ	111	212	458	298	428	483
劣後負債	453	1,032	5,226	7,453	11,418	5,547
決済勘定及びその他の負債	3,568					
	199,202	11,370	18,009	21,177	22,112	10,355
保証及びコミットメント - 名目金額						
保証(1)	4,534					
コミットメント(2)	83,737					
	88,271					
2014年						
銀行預り金	98,112	6,505	6,365	5,326	2,184	8,884
顧客勘定	101,176	8,447	4,054	3,026	4,795	4,400
発行債券	1,804	5,229	9,525	5,218	8,414	1,467
ヘッジ目的のデリバティブ	90	204	477	318	539	582
劣後負債	950	2,363	3,715	9,460	11,834	5,347
決済勘定及びその他の負債	4,241					
	206,373	22,748	24,136	23,348	27,766	20,680
保証及びコミットメント - 名目金額						
保証(1,2)	7,678					
コミットメント(2)	126,759					
	134,437	,				

- (1) 保証先が債務の支払を行えない場合、当行は単独で保証の履行が要求される。当行は、提供する保証の大半は未使用のまま失効すると予想している。
- (2) 当行及び兄弟会社間の資産保護スキーム関連の金融保証契約680百万ポンド (2014年度:721百万ポンド)は、保証から除外されている
- (3) 当行は、顧客に資金提供を行うため、未使用の正式な信用枠、クレジット・ライン及び、契約相手先が一定条件を満たすことが条件となるその他のコミットメントに基づき、コミットメントを設定している。当行は、全ての信用枠が使用されることは予想しておらず、いくつかは使用される前に失効する可能性がある。

11 金融資産 - 減損

以下の表は、貸出金減損引当金(貸倒引当金)の増減を示している。

			当行グループ		
	個別的評価 集合的評価 潜在的		2015年	2014年	
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
1月1日現在	11,207	5,190	1,007	17,404	25,045
処分グループへの振替	(20)			(20)	(553)
為替換算及びその他の調整	(443)	(110)	(23)	(576)	(657)
貸倒償却額	(7,788)	(1,162)		(8,950)	(5,253)
過年度償却債権取立額	101	71		172	201
貸倒引当金(戻入)/繰入額					
継続事業	(397)	(35)	(402)	(834)	(1,326)
非継続事業					194
割引の振戻し(受取利息に認識されている。)	(51)	(93)		(144)	(247)
12月31日現在(1)	2,609	3,861	582	7,052	17,404

		当行					
	個別的評価	個別的評価 集合的評価 潜在的					
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド		
1月1日現在	2,337	808	319	3,464	6,236		
処分グループへの振替					(17)		
為替換算及びその他の調整	(57)	7	(2)	(52)	(65)		
処分	(48)			(48)			
貸倒償却額	(1,474)	(252)		(1,726)	(2,608)		
過年度償却債権取立額	217	17		234	41		
貸倒引当金(戻入)/繰入額							
継続事業	(77)	8	(184)	(253)	(36)		
割引の振戻し(受取利息に認識されている。)	(26)	(21)		(47)	(87)		
12月31日現在(1)	872	567	133	1,572	3,464		

注:

- (1) 銀行に対する貸出金に関連する1百万ポンド(2014年度:40百万ポンド)を含む。
- (2) 上記の表は、有価証券に係る減損を含まない。

		当行グループ	
	2015年	2014年	2013年
貸倒引当金(戻入)/繰入額	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
顧客に対する貸出金	(830)	(1,316)	8,173
銀行に対する貸出金	(4)	(10)	(15)
	(834)	(1,326)	8,158
債券	(3)	(11)	(21)
継続事業についての貸倒引当金(戻入)/繰入額	(837)	(1,337)	8,137

当行グループ

			有価	証券執
	2015年	2014年	2013年	
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	
減損貸出金の当初条件のもとで認識されたであろう総収益(認識されていない。)				
英国	311	404	570	
国外	124	141	562	
	435	545	1,132	
減損貸出金からの利息(受取利息純額に含まれるもの。)				
英国	98	146	196	
国外	46	101	194	
	144	247	390	

以下の表は、減損金融資産の分析を示している。

714	/ =	1	۱۱ ۴		$\overline{}$
=	1 I	')	,	$^{\prime}$	J

				2014年			
_	取得価額	引当額	帳簿価額	取得価額	引当額	帳簿価額	
	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	
貸出金及び債権							
銀行に対する貸出金 ⁽¹⁾	1	1		42	40	2	
顧客に対する貸出金 ⁽²⁾	10,748	6,469	4,279	25,040	16,357	8,683	
	10,749	6,470	4,279	25,082	16,397	8,685	

	当行グループ	
	帳簿価額	帳簿価額
	2015年	2014年
	百万 ポンド	百万 ポンド
売却可能有価証券		
債券	9	143
株式	31	22
貸出金及び債権		
	2	7
	42	172

当行

	311						
	2015年			2014年			
	取得価額	五額 引当額 帳簿価額		取得価額	取得価額 引当額		
	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	
貸出金及び債権							
銀行に対する貸出金 ⁽¹⁾	1	1		42	40	2	
顧客に対する貸出金 ⁽³⁾	2,807	1,437	1,370	6,135	3,105	3,030	
	2,808	1,438	1,370	6,177	3,145	3,032	

- (1) 個別に評価された減損引当金。
- (2) 残高4,408百万ポンド(2014年度:16,590百万ポンド)に対して個別に評価された減損引当金。
- (3) 残高1,999百万ポンド(2014年度:4,963百万ポンド)に対して個別に評価された減損引当金。

有価証券報告書

	当行	<u>,</u>
	帳簿価額	帳簿価額
	2015年	2014年
	百万ポンド	百万ポンド
売却可能有価証券		
債券	9	142
株式	21	9
貸出金及び債権		
債券	2	7
	32	158

担保の実行又はその他の信用補完を求めることにより期中に取得した、貸借対照表に認識された金融資産及び非金融資産は、当行グループで34百万ポンド(2014年度:43百万ポンド)及び当行で11百万ポンド(2014年度:13百万ポンド)であった。

当行グループは、通常、担保の実行により取得した、直ちに換金可能ではない不動産及びその他の資産を、個々の資産の市場で可能な限り、迅速に処分しようとしている。



12 デリバティブ

当行グループの各社では、トレーディング活動として、又はバランスシート上の為替リスク、金利リスク及び信用リスクを 管理するため、自己名義でデリバティブ取引を行っている。

当行グループでは、公正価値へッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体への純投資についてのヘッジを行っている。当行グループの金利リスク・ヘッジの大半は、当行グループのトレーディング以外の金利リスクの管理に関係している。当行グループは、承認限度の範囲内でこのリスクを管理する。残余リスク・ポジションは、主に金利スワップのデリバティブでヘッジされる。相当規模の大きな金融商品は公正価値ヘッジの対象である。可能であれば、残りのエクスポージャーはキャッシュ・フロー・ヘッジとして文書化され、ヘッジ会計に適格であるデリバティブによりヘッジされる。当行グループの公正価値ヘッジの大半は、認識済みの金融資産・金融負債の金利リスクをヘッジする金利スワップを伴うケースである。キャッシュ・フロー・ヘッジは、予定取引や認識済みの金融資産・金融負債に係る将来の金利負担・金利収入の変動性へのエクスポージャーに対応するものである。当行グループは、外貨建借入及び為替予約を用いて在外営業活動体への純投資のヘッジを行っている。

金利リスクに係るキャッシュ・フロー・ヘッジ関係に関し、ヘッジ対象項目は実際及び予測の変動金利キャッシュ・フローであり、LIBOR、EURIBOR、又はイングランド銀行公定歩合に連動する金利付の金融資産及び金融負債から生ずるものである。金融資産は顧客に対する貸出金であり、金融負債は顧客預り金、並びにLIBOR連動のミディアム・ターム・ノート及びその他の発行証券である。2015年12月31日現在、これらのキャッシュ・フロー・ヘッジ関係によってヘッジされた変動利付金融資産は、当行グループでは77十億ポンド(2014年度:80十億ポンド)及び当行では43十億ポンド(2014年度:49十億ポンド)であり、変動利付金融負債は当行グループでは29十億ポンド(2014年度:14十億ポンド)及び当行では21十億ポンド(2014年度:6十億ポンド)である。

キャッシュ・フロー・ヘッジ関係に関し、当初及び継続的な将来の有効性評価が行われる。それは、期待される発生可能性が高い予想利息キャッシュ・フローの公正価値変動と、ヘッジ手段である金利スワップから得られるキャッシュ・フローの予期される公正価値変動と比較することによる。将来の有効性は累積ベースで、すなわちヘッジ関係の全有効期間にわたり測定される。ヘッジの非有効部分の計算方法は仮定デリバティブ法である。過去から現在までの有効性の評価は、ヘッジ関係の現在までの期間にわたるキャッシュ・フローの公正価値の実際の変動とヘッジ対象の金利スワップからのキャッシュ・フローの公正価値の実際の変動とを比較することで行われる。

金利リスクに係る公正価値ヘッジ関係に関し、典型的なヘッジ対象項目は、国債、大企業向け固定金利融資、固定金利のファイナンス・リース、固定金利のミディアム・ターム・ノート、又は負債に分類された優先株式である。2015年12月31日 現在、公正価値ヘッジ関係において金利スワップによってヘッジされた固定利付金融資産は、当行グループでは25十億ポンド(2014年度:17十億ポンド)及び当行では22十億ポンド(2014年度:14十億ポンド)であり、固定利付金融負債は当行グループでは16十億ポンド(2014年度:25十億ポンド)及び当行では16十億ポンド(2014年度:24十億ポンド)である。

公正価値ヘッジ関係の当初及び継続的な将来の有効性の評価は、累積ベースで、ヘッジ対象リスクに起因するヘッジ対象項目の公正価値の変動とヘッジ手段である金利スワップの公正価値の変動とを比較することにより行われる。過去から現在までの有効性の評価は、ヘッジ関係の現在までの期間にわたるヘッジ対象リスクに起因するヘッジ対象項目の公正価値の実際の変動とヘッジ手段のデリバティブの公正価値の実際の変動とを比較することにより行われる。

以下の表は、当行グループのデリバティブの想定元本及び公正価値を示している。

11//-			_
当行	「グリ	レー	フ

	2015年			2014年			
	 想定元本 十億ポンド	資産 百万ポンド	 負債 百万ポンド	想定元本十億ポンド	資産 百万ポンド	負債 百万ポンド	
為替契約							
直物、先渡及び先物	1,965	22,908	22,407	2,013	32,912	33,361	
通貨スワップ	762	18,372	21,813	860	22,297	26,776	
買建オプション	484	13,706		896	23,456		
売建オプション	495		13,943	881		23,451	
金利契約							
金利スワップ	12,541	174,884	162,784	20,164	220,328	212,195	
買建オプション	1,373	31,309		1,471	49,248		
売建オプション	1,334		32,526	1,552		47,909	
先物及び先渡	4,543	390	317	4,133	886	739	
信用デリバティブ	66	909	844	125	2,248	2,612	
株式及びコモディティ契約	18	605	914	79	3,207	3,740	
	·	263,083	255,548		354,582	350,783	

当行グループ

	2015年	<u> </u>	2014年		
	資産		資産	負債	
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	
上記の金額には以下のものが含まれている。					
持株会社に対する債権 / 債務	65	218	30	179	
兄弟会社に対する債権 / 債務	1,210	1,065	2,708	1,826	

上表に含まれるヘッジ目的で保有されているデリバティブは、以下の通りである。

当行グループ

	2015年	<u> </u>	2014年		
			資産		
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	
公正価値へッジ					
金利スワップ	1,261	1,647	1,870	1,962	
キャッシュ・フロー・ヘッジ					
金利スワップ	2,231	917	3,240	1,291	
為替契約	11				
純投資へッジ					
為替契約	47	8	57	1	

継続事業のその他の営業収益に認識されたヘッジの非有効部分の内訳は、以下の通りである。

	2015年	2014年
	百万ポンド	百万ポンド
公正価値へッジ		
ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象項目から生じた利得	143	644
ヘッジ手段商品から生じた損失	(81)	(682)
公正価値ヘッジの非有効部分	62	(38)
キャッシュ・フロー・ヘッジの非有効部分	(23)	(33)
	39	(71)

以下の表は、指定されたキャッシュ・フロー・ヘッジに係る、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが発生すると見込まれる時期及びそれが損益に影響を与えることになる時期を示している。

	当行グループ					
	0-1年	1-5年	5-10年	10-20年	20年超	合計
	百万	百万	百万	百万	百万	百万
	ポンド	ポンド	ポンド	ポンド	ポンド	ポンド
2015年						
発生が見込まれるヘッジ対象の予測キャッシュ・フロー						
予測キャッシュ・フロー受取額	332	828	231			1,391
予測キャッシュ・フロー支払額	(119)	(192)	(62)	(78)	(11)	(462)
2014年						
発生が見込まれるヘッジ対象の予測キャッシュ・フロー						
予測キャッシュ・フロー受取額	278	844	227			1,349
予測キャッシュ・フロー支払額	(49)	(100)	(61)	(92)	(12)	(314)

		当行						
		2015年			2014年			
	想定元本		 負債	想定元本	資産	 負債		
	十億ポンド	百万ポンド	百万ポンド	十億ポンド	百万ポンド	百万ポンド		
為替契約								
直物、先渡及び先物	1,973	23,015	22,492	2,064	34,189	34,670		
通貨スワップ	768	18,880	21,835	868	22,616	26,725		
買建オプション	484	13,669		897	23,474			
売建オプション	495		13,933	882		23,469		
金利契約								
金利スワップ	12,624	176,812	164,456	20,269	223,893	214,793		
買建オプション	1,375	31,282		1,459	49,281			
売建オプション	1,335		32,536	1,530		47,930		
先物及び先渡	4,540	390	317	4,124	881	739		
信用デリパティブ	66	909	844	125	2,262	2,612		
株式及びコモディティ契約	20	644	959	80	3,229	3,809		

有価証券報告書

	265,601	257,372	359,825	354,747
-				

当行

	2015年	≣	2014年		
		負債		 負債	
上記の金額には、以下のものが含まれている。	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	
持株会社に対する債権/債務	65	218	30	179	
兄弟会社に対する債権/債務	1,210	1,065	2,708	1,826	
子会社に対する債権/債務	3,451	2,245	6,530	4,580	

上表に含まれているヘッジ目的で保有されているデリバティブは、以下の通りである。

Ë	37

	2015年		2014年		
	 資産	 負債	 資産	 負債	
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	
公正価値へッジ					
為替契約	13	1	26		
金利契約	1,197	1,198	1,797	1,338	
キャッシュ・フロー・ヘッジ					
金利契約	1,278	644	2,005	744	
為替契約	11				
純投資ヘッジ					
為替契約	6	1	2	1	

以下の表は、指定されたキャッシュ・フロー・ヘッジに係る、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが発生すると見込まれる時期及びそれが損益に影響を与えることになる時期を示している。

	当行					
	0-1年	1-5年	5-10年	10-20年	20年超	合計
	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド
2015年				,		
発生が見込まれるヘッジ対象の予測キャッシュ・フロー						
予測キャッシュ・フロー受取額	183	421	98			702
予測キャッシュ・フロー支払額	(86)	(166)	(49)	(57)	(2)	(360)
2014年						
発生が見込まれるヘッジ対象の予測キャッシュ・フロー						
予測キャッシュ・フロー受取額	155	448	97			700
予測キャッシュ・フロー支払額	(26)	(49)	(41)	(67)	(4)	(187)

<u>次へ</u>

13 債券

	当行グループ							
-	中央	:及び地方政府	 ਹੋ					
-					その他の			うち、
	英国	米国	その他	銀行	金融機関	法人	合計	ABS(1)
2015年	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド
	4,107	4,627	22,222	576	3,591	636	35,759	707
売却可能	9,110	10,265	11,293	1,639	4,670	15	36,992	2,252
貸出金及び債権	0,110	10,200	11,200	1,000	2,221	144	2,365	2,222
満期保有目的	4,911				2,22.	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	4,911	2,222
	18,128	14,892	33,515	2,215	10,482	795	80,027	5,181
売却可能								
未実現利得総額	383	104	267	3	105	7	869	88
未実現損失総額	(7)	(62)	(9)	(1)	(33)	(3)	(115)	(16)
2014年								
トレーディング目的保有	6,218	7,709	24,448	1,391	7,383	1,979	49,128	3,559
純損益を通じて公正価値で測定す るものとして指定されたもの					1		1	
売却可能	4,747	5,230	9,472	3,276	4,769	46	27,540	3,488
貸出金及び債権				179	2,751	138	3,068	2,714
満期目的保有	4,537						4,537	
-	15,502	12,939	33,920	4,846	14,904	2,163	84,274	9,761
売却可能								
未実現利得総額	451	144	300	8	142	6	1,051	128
未実現損失総額	(1)	(5)	(1)		(56)	(2)	(65)	(56)

注:

(1) 米国連邦機関及び政府支援企業が発行する資産担保証券及びカバード・ボンドを含む。

継続事業において、売却可能有価証券の売却により実現した総利得は、30百万ポンド(2014年度:314百万ポンド)及び総損失は、ゼロ(2014年度:20百万ポンド)であった。

非継続事業において、売却可能有価証券の売却により実現した総利得は、11百万ポンド(2014年度:20百万ポンド)及び総損失はゼロ(2014年度:3百万ポンド)であった。

当行

	中央	 と及び地方政府						
	英国	米国	その他	銀行	その他の 金融機関	法人	合計	うち、 ABS(1)
2015年	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド
トレーディング目的保有	4,107	598	22,221	513	2,768	604	30,811	706
売却可能	9,110	10,265	9,770	1,367	4,708		35,220	2,252
貸出金及び債権					5,516	144	5,660	5,289
満期目的保有	4,911						4,911	
	18,128	10,863	31,991	1,880	12,992	748	76,602	8,247
売却可能								
未実現利得総額	383	104	266	3	101		857	88
未実現損失総額	(7)	(62)	(9)	(1)	(28)		(107)	(16)
2014年								
トレーディング目的保有	6,218	1,283	24,373	1,316	4,447	1,573	39,210	1,390
売却可能	4,627	5,070	7,214	2,523	5,271	20	24,725	3,348
貸出金及び債権				179	18,805	138	19,122	18,762
満期目的保有	4,537						4,537	
	15,382	6,353	31,587	4,018	28,523	1,731	87,594	23,500
売却可能								
未実現利得総額	450	144	298	5	141		1,038	126
未実現損失総額	(1)	(5)			(56)		(62)	(56)

⁽¹⁾ 米国連邦機関及び政府支援企業が発行する資産担保証券及びカバード・ボンドを含む。

14 株式

当行グ川	レープ
------	-----

	2015年				2014年	
-	上場 非上場 合計			非上場	合計	
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
トレーディング目的保有	598	3	601	4,699	25	4,724
純損益を通じて公正価値で測定するものと して指定されたもの		71	71	10	230	240
売却可能	10	387	397	15	224	239
	608	461	1,069	4,724	479	5,203
- 売却可能						
未実現利得総額	5	262	267	5	86	91
未実現損失総額		(6)	(6)	(4)	(8)	(12)

当行

	2015年				2014年	
	上場	非上場			非上場	合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
トレーディング目的保有	597	2	599	4,697	17	4,714
純損益を通じて公正価値で測定するも のとして指定されたもの					40	40
売却可能	6	326	332	4	122	126
	603	328	931	4,701	179	4,880
- 売却可能		-				
未実現利得総額	3	248	251	2	36	38

継続事業において、売却可能株式の売却により実現した総利得は、11百万ポンド(2014年度:172百万ポンド)及び総損失は、1百万ポンド(2014年度:63百万ポンド)であった。非継続事業において、利得又は損失はなかった。

売却可能株式の受取配当金は、継続事業において20百万ポンド(2014年度:20百万ポンド)、非継続事業において15百万ポンド(2014年度:22百万ポンド)であった。

公正価値が信頼性をもって測定できない相場のない株式投資は、取得価額で計上され、売却可能金融資産として分類される。

有価証券報告書

15 当行グループ会社への投資

当行グループ会社への投資は、減損控除後の取得価額で計上されている。当年度中の増減は、以下の通りである。

	当行	
	2015年	2014年
	百万ポンド	百万ポンド
1月1日現在	39,857	42,328
為替換算及びその他の調整額	83	115
当行グループ会社への追加投資	857	2,668
処分	(270)	(904)
投資の減損損失	(6,045)	(4,350)
12月31日現在	34,482	39,857

2015年度及び2014年度における減損損失は主に、シチズンズ・ファイナンシャル・グループ・インクの以前の直接親会社であったRBSGインターナショナル・ホールディングス・リミテッドに対する当行の投資に関連するものである。

当行の主な子会社は、以下に記載の通りである。これらの資本は普通株式と優先株式から構成され、ナットウエストにより発行された一定の優先株式を除いて、非上場である。子会社は全て当行に保有されているか若しくは中間持株会社を通じて直接的に又は間接的に保有されている。これらの子会社は全て当行グループの連結財務諸表に組み込まれており、会計基準日は12月31日である。

	事業内容	設立国及び 主要な営業拠点
ナショナル・ウエストミンスター・バンク・ピーエルシー (1)	銀行業	グレート・ブリテン
クーツ・アンド・カンパニー (2,3)	プライベート・バンキング	グレート・ブリテン
RBSセキュリティーズ・インク (2)	ブローカーディーラー	米国
アルスター・バンク・リミテッド (2,4)	銀行業	北アイルランド

注:

- (1) 当行は、ナットウエストの発行済優先株式のいずれも保有していない。
- (2) 株式は、当行によって直接的に保有されていない。
- (3) クーツ・アンド・カンパニーは、無限責任会社として設立され、その登記事業所は440 Strand, London WC2R OQSである。
- (4) アルスター・バンク・リミテッドとその子会社は、アイルランド共和国でも営業を行っている。

全ての関係会社に関する詳細は、注記41に含まれている。

16 無形資産

	当行グループ			
	 のれん	その他(1)	合計	
2015年	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	
取得原価				
1月1日現在	10,061	2,994	13,055	
兄弟会社からの譲渡		5	5	
処分グループへの振替	(220)	(156)	(376)	
為替換算及びその他の調整	(15)	(9)	(24)	
增加		613	613	
償却済資産の処分及び消去		(1,237)	(1,237)	
12月31日現在	9,826	2,210	12,036	
償却累計額及び減損				
1月1日現在	3,806	1,484	5,290	
処分グループへの振替		(149)	(149)	
為替換算及びその他の調整	(27)	(15)	(42)	
償却済資産の処分及び消去		(1,149)	(1,149)	
当期償却額				
- 継続事業		229	229	
のれん及びその他の無形資産の評価減				
- 継続事業	498	833	1,331	
12月31日現在	4,277	1,233	5,510	
12月31日現在の正味帳簿価額	5,549	977	6,526	
	当行グループ			
		て の他(1)		
2014年	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	
取得原価				
1月1日現在	17,728	4,910	22,638	
兄弟会社からの譲渡		4	4	
処分グループへの振替	(8,055)	(1,124)	(9,179)	
為替換算及びその他の調整	408	36	444	
増加		628	628	
償却済資産の処分及び消去	(20)	(1,460)	(1,480)	
12月31日現在	10,061	2,994	13,055	
償却累計額及び減損				
1月1日現在	7,598	2,688	10,286	
兄弟会社からの譲渡		4	4	
処分グループへの振替	(4,098)	(532)	(4,630)	
為替換算及びその他の調整	196	8	204	
償却済資産の処分及び消去	(20)	(1,449)	(1,469)	
当期償却額				
- 継続事業		262	262	
- 非継続事業		100	100	
のれん及びその他の無形資産の評価減				

EDINET提出書類

ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(E05991)

≁ .	/亚	±Τ	*	土口	4	#
81	Ш	티	夲	報	=	=

- 継続事業	130	393	523
- 非継続事業		10	10
12月31日現在	3,806	1,484	5,290
12月31日現在の正味帳簿価額	6,255	1,510	7,765

注:

(1) 主に自社開発ソフトウェア。

		 自社開発	
	のれん	ソフトウェア	合計
2015年	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
取得原価			
1月1日現在	100	1,292	1,392
為替換算及びその他の調整		(4)	(4)
兄弟会社からの譲渡		29	29
增加		612	612
償却済資産の処分及び消去		(1,219)	(1,219)
12月31日現在	100	710	810
償却累計額及び減損			
1月1日現在	15	460	475
為替換算及びその他の調整		(3)	(3)
兄弟会社からの譲渡		42	42
償却済資産の処分及び消去		(1,131)	(1,131)
当期償却額		158	158
のれん及びその他の無形資産の評価減		725	725
12月31日現在	15	251	266
12月31日現在の正味帳簿価額	85	459	544
2014年			
取得原価			
1月1日現在	113	1,059	1,172
為替換算及びその他の調整	(1)	(19)	(20)
子会社への譲渡		(127)	(127)
增加		494	494
償却済資産の処分及び消去	(12)	(115)	(127)
12月31日現在	100	1,292	1,392
償却累計額及び減損			
1月1日現在	28	17	45
為替換算及びその他の調整	(1)	(24)	(25)
償却済資産の処分及び消去	(12)	(70)	(82)
当期償却額		145	145
のれん及びその他の無形資産の評価減		392	392
12月31日現在	15	460	475
12月31日現在の正味帳簿価額	85	832	917

企業結合により獲得した当行グループののれんは、のれんが配賦された各資金生成単位(以下「CGU」という。)の回収可能価額と帳簿価額とを比較することにより、毎年9月30日に減損レビューが行われる。当行グループののれんは、2015年9月30日時点でレビューが行われたが、注記35に示す報告セグメントの変更に伴い、2015年12月31日時点でさらに全てを減損レビューの対象とした。

減損テストはCGU又はCGUグループの帳簿価額とその回収可能価額の比較を含んでいる。回収可能価額は公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額である。使用価値とはCGU又はCGUグループから見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値である。公正価値とは市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格である。

減損テストでは本質的に多くの判断を伴う部分がある。これは、経営者の報告で通常求められる期間を超えてキャッシュ・フローの予測を策定したり、事業に適した割引率を判断したり、CGUの公正価値を見積ったり、のれんが見直される各事業の分離可能な資産を評価したりする部分である。それぞれの評価においてより重要な変数に対する感応度が後述の表に示されている。

2015年9月30日及び12月31日現在の全てのCGUに係る回収可能価額は、経営者の最近5年間の予測を使用した使用価値に基づいていた。長期成長率はそれぞれの国の名目GDP成長率に基づいている。リスク割引率は当該CGUの同業とみなされる事業に適用される際に観察されるものに基づいている。

2015年9月30日の年次レビューにおいて、のれんの減損の兆候は示されなかった。

報告セグメントの変更に伴い、当行グループののれんは、変更後の事業予測を用いて、2015年12月31日時点で追加で減損レビューの対象となった。これにより、プライベート・バンキング部門に関連するのれん498百万ポンドの全てに減損が生じていた。

2015年度における報告セグメントの変更の結果、のれん3億ポンドがRBSインターナショナルに配分されたが、そのうち2億ポンドはコマーシャル・バンキング部門に、1億ポンドはプライベート・バンキング部門に、これまで報告されていた。のれん2億ポンドはプライベート・バンキング部門に配分され、2015年3月31日以降処分グループに含まれていた。注記19を参照のこと。さらに、2014年度に償却されたのれん1億ポンドがコーポレート&インスティチューショナル・バンキング部門からキャピタル・レゾリューション部門に配分された。

2014年度における報告セグメントの変更の結果、英国コーポレート部門に帰属するのれん28億ポンドが、コマーシャル・バンキング部門(21億ポンド)、英国パーソナル&ビジネス・バンキング部門(6億ポンド)及びコーポレート&インスティチューショナル・バンキング部門(1億ポンド)に配分された。英国リテール部門、ウェルス部門及び米国リテール&コマーシャル部門ののれんは全て、それぞれ英国パーソナル&ビジネス・バンキング部門、プライベート・バンキング部門及びシチズンズ・ファイナンシャル・グループに配分された。コーポレート&インスティチューショナル・バンキング部門に配分されたのれんは、セグメント再編後すぐに償却された。

事業セグメント別ののれん分析については、注記35に記載している。

以下では、のれんの帳簿価額及び回収可能価額が帳簿価額を上回る金額が、回収可能価額の算定に適用される主要な仮定及びそれらの仮定の変動に対する感応度と共に、部門別に示されている。

		信 宁		帳簿価額 を上回る	以下が 1 % で した場合に	予想税引前利益 が5%不利に変	
	- のれん	最終的な 成長率	税引前割引率	回収可能 価額	割引率	最終的な 成長率	動した場合に生じる影響
2015年12月31日	十億 ポンド	%	%	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド	十億 ポンド
英国パーソナル&ビジネス・バンキング							
部門	3.3	4.5	12.0	10.7	(2.6)	(1.5)	(1.7)
コマーシャル・バンキング部門	1.9	4.5	12.1	6.4	(1.9)	(0.9)	(1.2)
RBSインターナショナル	0.3	4.5	10.2	1.2	(0.5)	(0.3)	(0.2)
2014年 9 月30日							
英国パーソナル&ビジネス・バンキング							_
部門	3.3	4.5	11.5	17.6	(3.6)	(2.5)	(1.6)
コマーシャル・バンキング部門	2.1	4.5	11.7	3.0	(1.9)	(0.9)	(1.0)
プライベート・バンキング部門	0.8	4.5	11.4	0.7	(0.5)	(0.3)	(0.2)
シチズンズ・ファイナンシャル・グルー プ	3.8	5.0	14.4	0.3	(1.1)	(0.7)	(0.7)

その他の無形資産は減損の兆候について検討される。2015年度に過年度に資産計上されたソフトウェア833百万ポンド (2014年度:401百万ポンド)が当行グループにより償却された。過年度に資産計上されたソフトウェア725百万ポンド (2014年度:392百万ポンド)が当行により償却された。

17 有形固定資産

				当行グループ			
			長期		コンピュー	オペレーティ	
	投資 不動産	自己所有 不動産	リース 不動産	リース 不動産	ター及びそ の他の備品	ング・リース 資産	合計
2015年	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
取得原価又は評価額							
1月1日現在	1,933	2,824	213	1,320	2,936	1,551	10,777
処分グループへの振替		(7)		(41)	(25)		(73)
為替換算及びその他の調整	(101)	13	(2)	(4)	1	15	(78)
増加	12	139	8	125	349	202	835
投資不動産の公正価値の変動							
- 継続事業	13						13
減価償却済資産の処分及び消去	(951)	(445)	(42)	(152)	(993)	(212)	(2,795)
12月31日現在	906	2,524	177	1,248	2,268	1,556	8,679
減損、減価償却及び償却累計額							
1月1日現在		986	121	785	2,100	662	4,654
処分グループへの振替		(3)		(24)	(23)		(50)
為替換算及びその他の調整		7	11	()	(3)	5	20
有形固定資産の評価減		279			93		372
減価償却済資産の処分及び消去		(262)	(38)	(103)	(795)	(144)	(1,342)
当年度償却額		,	,	,	,	,	, ,
- 継続事業		62	(6)	92	271	153	572
12月31日現在		1,069	88	750	1,643	676	4,226
12月31日現在の正味帳簿価額	906	1,455	89	498	625	880	4,453
2014年							
取得原価又は評価額							
1月1日現在	2,633	2,942	240	1,709	4,192	1,899	13,615
処分グループへの振替		(131)		(275)	(1,034)	(210)	(1,650)
兄弟会社からの譲渡				2	6		8
為替換算及びその他の調整	(175)	17	(3)	10	52	23	(76)
組替		(8)			8		
増加	117	52	2	59	314	230	774
投資不動産に係る支出	13						13
投資不動産の公正価値の変動							
- 継続事業	(25)						(25)
減価償却済資産の処分及び消去	(630)	(48)	(26)	(185)	(602)	(391)	(1,882)
12月31日現在	1,933	2,824	213	1,320	2,936	1,551	10,777
減損、減価償却及び償却累計額							
1月1日現在		942	137	961	2,939	770	5,749
処分グループへの振替		(41)		(205)	(800)	(55)	(1,101)
兄弟会社からの譲渡				1	5		6
為替換算及びその他の調整		2	(3)	7	42	7	55
有形固定資産の評価減		4		2	4		10

EDINET提出書類

ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(E05991)

有価証券報告書

							1月11
減価償却済資産の処分及び消去		(20)	(22)	(95)	(437)	(234)	(808)
当年度償却額							
- 継続事業		95	9	95	300	165	664
- 非継続事業		4		19	47	9	79
12月31日現在		986	121	785	2,100	662	4,654
12月31日現在の正味帳簿価額	1,933	1,838	92	535	836	889	6,123

投資不動産の評価には、主に予想キャッシュ・フローを割引く現在価値法を用いている。予想キャッシュ・フローは、賃貸料収入、稼働率及び残存市場価額を反映しており、評価はこれらの要素の変動による影響を受ける。不動産市場が活発で透明性のある一般的な不動産の公正価値測定は、レベル2に分類される(95%)(2014年度:78%)。そうでない場合には、投資不動産の公正価値測定はレベル3に分類される(5%)(2014年度:22%)。

評価はロイヤル・インスティチューション・オブ・チャータード・サーベイヤーズの会員である適格調査機関、又は国外の同等の機関によって行われた。公正価値700百万ポンド(2014年度:932百万ポンド)の不動産は、独立した鑑定人によって評価された。

投資不動産からの賃貸料収入は79百万ポンド(2014年度:217百万ポンド)であった。投資不動産に係る直接的な営業経費は14百万ポンド(2014年度:91百万ポンド)であった。

		当行					
2015年	自己所有 不動産 百万ポンド	長期リース 不動産 百万ポンド	短期リース 不動産 百万ポンド	コンピュー ター及びそ の他の備品 百万ポンド	合計 百万ポンド		
·	<u> </u>	ロハかフト	ロハかフト	ロハかフト	ロハホント		
取得原価又は評価額	4 044	70	000	0.400	4 504		
1月1日現在	1,314	76	628	2,483	4,501		
為替換算及びその他の調整	(1)	(1)	(1)	(4)	(7)		
増加	49	1	66	228	344		
減価償却済資産の処分及び消去	(202)	70	(60)	(972)	(1,234)		
12月31日現在	1,160	76	633	1,735	3,604		
減損、減価償却及び償却累計額							
1月1日現在	409	44	335	1,737	2,525		
為替換算及びその他の調整		11		(3)	8		
有形固定資産の評価減				81	81		
減価償却済資産の処分及び消去	(85)		(43)	(803)	(931)		
当年度償却額	51	(9)	45	222	309		
12月31日現在	375	46	337	1,234	1,992		
12月31日現在の正味帳簿価額	785	30	296	501	1,612		
2014年							
取得原価又は評価額							
1月1日現在	1,303	96	723	2,664	4,786		
兄弟会社からの譲渡			2	2	4		
為替換算及びその他の調整	(1)	(1)	(1)	(4)	(7)		
増加	15		29	210	254		
減価償却済資産の処分及び消去	(3)	(19)	(125)	(389)	(536)		
12月31日現在	1,314	76	628	2,483	4,501		
減損、減価償却及び償却累計額							
1月1日現在	361	58	335	1,748	2,502		
兄弟会社からの譲渡			1	2	3		
為替換算及びその他の調整	(1)		(2)	(6)	(9)		
減価償却済資産の処分及び消去	(1)	(19)	(45)	(272)	(337)		
当年度償却額	50	5	46	265	366		

EDINET提出書類

ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(E05991)

有価証券報告書

·					<u> </u>
12月31日現在	409	44	335	1,737	2,525
			,		
12月31日現在の正味帳簿価額	905	32	293	746	1,976

18 前払金、未収収益及びその他の資産

	当行グル -	- プ	当行		
	2015年	2014年 [*]	2015年	2014年	
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	
前払金	392	621	277	516	
未収収益	268	429	107	181	
還付税金	150	304	143	52	
年金制度の積立超過額純額(注記4参照)	215	180	186	159	
関連会社に対する持分	306	292	61	62	
その他の資産	1,688	2,472	775	1,233	
	3,019	4,298	1,549	2,203	

^{*} 修正再表示 - 詳細は148ページを参照のこと。

19 非継続事業並びに処分グループの資産及び負債

2016年12月31日までにシチズンズ・ファイナンシャル・グループ・インク(以下「シチズンズ」という。)を売却するという欧州委員会との約束に従って、RBSグループは、主に米国での新規株式公開を通じて2014年度後半にシチズンズの同グループ持分の30%を処分し、さらに2015年3月に28%のトランシェ、2015年8月に21%のトランシェ、及び2015年10月に残りの21%のトランシェを処分し、売却を完了した。そのため、シチズンズは処分グループに分類され、2015年10月まで非継続事業として取り扱われる。2015年8月3日より、シチズンズは関連会社であった。

2014年12月31日時点での処分グループへの分類変更の際に、シチズンズの帳簿価額は売却コスト控除後の公正価値(公正価値ヒエラルキーのレベル2:シチズンズ・ファイナンシャル・グループ・インク株の相場価格に基づく)を3,994百万ポンド上回っていた。処分グループの資産及び負債の帳簿価額はこの金額に修正された。この分類変更に伴う損失は処分グループの無形資産に帰属していた。2015年度の処分による利得は、資産及び負債の認識の中止に係る249百万ポンド並びにIFRSに従い分類変更された剰余金に関連する1,001百万ポンドから成る。

(a) 非継続事業からの利益/(損失)(税引後)

	2015年	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
シチズンズ			
受取利息	1,433	2,204	2,252
支払利息	(144)	(191)	(288)
受取利息純額	1,289	2,013	1,964
その他の収益	615	1,043	1,056
収益合計	1,904	3,056	3,020
営業費用	(1,181)	(2,123)	(2,102)
減損損失控除前利益	723	933	918
減損損失	(103)	(197)	(312)
税引前営業利益	620	736	606
税金費用	(212)	(228)	(196)
税引後利益	408	508	410
子会社の処分に係る利得/(損失)に対する引当	10	(3,994)	
子会社の処分に係る利得	1,159		
関連会社持分の処分に係る損失に対する引当	(130)		
関連会社持分の処分に係る利得	91		
シチズンズの非継続事業からの利益/(損失)(税引後)	1,538	(3,486)	410

(b) 非継続事業に帰属するキャッシュ・フロー

当行グループのキャッシュ・フローには、非継続事業に帰属する以下の金額が含まれる。

	2015年	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
営業活動からの正味キャッシュ・フロー	(57)	3,997	258
投資活動からの正味キャッシュ・フロー	(6)	(4,194)	(1,217)
財務活動からの正味キャッシュ・フロー	10	596	(9)
現金及び現金同等物の純(減少)/増加額	(58)	129	(8)

(c) 処分グループの資産及び負債

	当行グループ	
	2015年	2014年
	百万ポンド	百万ポンド
処分グループの資産		
現金及び中央銀行預け金	535	622
銀行に対する貸出金	709	1,745
顧客に対する貸出金	1,639	59,606
債券及び株式	443	15,865
デリバティブ	30	402
無形資産		555
有形固定資産	19	549
その他の資産	111	1,689
	3,486	81,033
処分グループの負債		
銀行預り金	32	6,794
顧客勘定	2,805	61,256
発行債券		1,625
デリバティブ	28	144
決済勘定	7	
劣後負債		226
その他の負債	108	1,239
	2,980	71,284

2015年12月31日現在の処分グループは、主に国際プライベート・バンキング部門である(売却コスト控除後の公正価値には、ユニオン・バンケール・プリヴェへの合意済みの売却、公正価値ヒエラルキーのレベル3が反映されている)(資産3,344百万ポンド及び負債2,724百万ポンド)。

2014年12月31日現在の処分グループは主にシチズンズである。

20 売り持高

当行グループ		当行	
2015年	2014年	2015年	2014年
百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド

EDINET提出書類

ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(E05991)

有価証券報告書

				гэтш
- 政府	19,840	20,856	16,769	15,193
- その他の発行体	966	1,960	822	1,186
株式	2	212	2	211
	20,808	23,028	17,593	16,590

注:

(1) 全ての売り持高は、トレーディング目的保有として分類されている。

21 引当金、未払費用及びその他の負債

	当行グル-	-プ	当行	
	2015年	2014年	2015年	2014年
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
流通手形	1,886	1,803	1,199	1,129
当年度の税金	186	714	166	540
未払費用	1,876	2,649	1,192	1,666
繰延収益	379	448	226	290
負債及び費用に対する引当金(下表参照)	7,220	4,762	1,847	1,570
その他の負債	2,523	1,886	1,046	427
	14,070	12,262	5,676	5,622

•				規制及び	法的措置			
	支払補償 保険(1)	金利ヘッジ 商品(2)	その他の 顧客補償 (3)	FX調査(4)	その他の 規制上の 引当金(4)	訴訟(5)	不動産及び その他(6)	合計
負債及び費用に対する引当金	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド
2015年 1 月 1 日現在	799	424	568	320	183	1,772	696	4,762
振替				(15)	(71)	86		
為替換算及びその他の変動				16	2	105	24	147
引当金繰入額								
- 継続事業	600	81	368	334	27	2,170	1,380	4,960
損益計算書への振替額								
- 継続事業	(1)	(13)	(34)		(7)	(18)	(417)	(490)

(292)

610

(349)

306

(82)

52

(203)

3,912

(488)

1,195

(2,159)

7,220

(402)

996

(343)

149

当行グループ

				当	行			
				規制及び	法的措置			
	支払補償保 険(1)	- 金利ヘッジ 商品(2)	その他の 顧客補償 (3)	FX調査(4)	その他の 規制上の 引当金(4)	訴訟(5)	不動産及び その他(6)	合計
負債及び費用に対する引当金	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド
2015年 1 月 1 日現在	312	154	104	320	97	35	548	1,570
振替				(15)	(50)	65		
為替換算及びその他の変動			(1)	16		1	32	48
引当金繰入額	236	(4)	89	334		52	1,106	1,813
損益計算書への振替額			(9)		(31)	(12)	(435)	(487)
引当金充当額	(155)	(107)	(47)	(349)		(64)	(375)	(1,097)
2015年12月31日現在	393	43	136	306	16	77	876	1,847

注:

引当金充当額

2015年12月31日現在

(1) 注記29に示す進展を反映して、2015年度に当行グループはPPIに対する引当金を600百万ポンド(2014年度:650百万ポンド)増加した。これにより繰入の累積額は43億ポンドとなった。このうち補償の33億ポンド(77%)が2015年12月31日までに支払われた。43億ポンドのうち39億ポンドは補償に、4億ポンドは管理費に関係する。

PPI販売に関する当行グループの引当金の基礎となる主要な前提条件:当行グループが受けるであろう苦情の総数の見積り、それらの苦情のうち補償することになるものの割合、そのような補償の平均コスト。当行グループの期間別及び商品別に販売したPPI契約ポー

トフォリオの分析から、苦情件数を見積もった。苦情を申し立てるであろう保険契約者の割合(以下、「申立率」という。)及びこのうち苦情が認定されるであろう件数(認定率)の見積りは、直近の実績、FSAの方針書における指針及び積極的な顧客への接触に対する予想回答率に基づき算定された。平均補償額の前提条件は、直近の実績及びFSAの方針書における計算ルールに基づいている。

以下の表は、主要な前提条件の変動に対する引当金の感応度を示している(それ以外の全ての前提条件は同じである)。

		_	感応度		
			前提条件の変動	当該変動による 引当金の変動	
前提条件	現在までの実績	現在の前提条件	%	百万ポンド	
一時払い保険料を計上した過去の取引調査の申立率	55%	56%	+/-5	+/-55	
認定率(1)	91%	89%	+/-5	+/-35	
補償の平均コスト	1,677ポンド	1,638ポンド	+/-5	+/-36	

注:

(1) 認定率からはPPI契約が保持されていない請求権が除かれている。

苦情が認定されて支払われるであろう利息部分は、補償過程を管理する当行グループの見積費用として引当金に含まれている。最終的な補償コストに関して(実際の苦情件数、申立率、認定率及び補償コストの平均に左右される)不確実性が存在する。これらに関連する前提条件には不確実性が内在しており、最終的な財務上の影響は引当金額とは異なる可能性がある。引き続きポジションを密接に監視し、基礎となる前提条件を更新する。

PPI請求権に関する背景情報は、注記29に記載している。

(2) 当行グループは、金利ヘッジ商品(以下「IRHP」という。)の販売に関連する負債に対する引当金149百万ポンドを有しており、15億ドルの費用が発生している。当該引当金には、顧客に対して支払われる予定の補償額、顧客補償に係る間接損害(支払利息を含む。)、当行グループのヘッジ・ポジションの解消に係る費用、及び調査の実施費用が含まれている。

2015年、当行グループは、主に予測に対する補償の実績のわずかな増加及び基礎的な補償の支払の一部として提供する利息の他に間接損害の少数の請求に係る費用を反映して、引当金を68百万ポンド(2014年度:185百万ポンド、2013年度:550百万ポンド)増加した。全ての申立についての結論は、現在、全ての判断を調査するために選任された独立した専門家に同意されている。

IRHPに関する費用の累積額は15億ポンドであり、そのうち11億ポンドは補償に関係し、4億ポンドは管理費に関係する。

当行グループの引当金の基礎となる主要な前提条件は以下の通りである。

- ・ 調査に含めることが要請される利息に上限のある関連顧客の割合
- ・ 受け付けるだろう間接損害の請求の種類
- ・ 古いヘッジ・ポジションの手仕舞いの費用に影響する市場レートの変動
- ・ 調査費用

補償の対象となる予定の取引の件数並びに補償費用(間接損害請求の費用を含む。)の内容及びコストについての不確実性は残っている。

金利ヘッジ商品に係る請求権に関する背景情報は、注記29に記載している。

- (3) 当行グループは、リテールおよびプライベート・バンキングの投資助言49百万ポンド (2014年度:190百万ポンド)及びパッケージ・アカウント157百万ポンド (2014年度:150百万ポンド)に関連して、その他の顧客補償を引当計上している。
- (4) 当行グループは、特定の法的手続及び規制上の調査に関係しており、多くの規制当局に引き続き協力している。当行グループが責任を負う可能性を判断するため、及び債務について信頼性のある見積りができる程度を評価するために、このような事案の全てについて、必要に応じ外部の専門アドバイザーの支援を得て定期的に評価の見直しが行われている。2015年度に、361百万ポンドの引当金が追加計上された(2014年度:820百万ポンド、2013年度:124百万ポンド)。これは主に外国為替市場の調査、2012年6月のシステム障害に関連した規制上の罰金並びにその他の行為及び規制上の事項に関連している。これらの調査の詳細及び関連する不確定事項の内容についての説明は、注記29に記載している。
- (5) 当行グループは、英国、米国及びその他の管轄区域において、当行グループの通常の営業活動から生じた訴訟手続において当事者となっている。第三者による和解や規制当局による決定後の、主に抵当貸付金担保証券及び証券関連訴訟に関連して、予想される結果の確実性の程度がより高くなったため、2015年度において追加的な引当金22億ポンドが計上された。当行グループの訴訟手続及び関連する不確定事項の詳細については、注記29に記載している。

(6) 不動産に対する引当金大半は、リース不動産の空室に関連しており、支払リース料と転貸による受取リース料との差額の現在価値から成る。その他の引当金には、主に解雇給付459百万ポンドの再編引当金が含まれる。

22 繰延税金

	当行グル-	- プ	当行		
	2015年	2014年 [*]	2015年	2014年	
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	
繰延税金負債	729	236			
繰延税金資産	(2,622)	(1,881)	(902)	(733)	
	(1,893)	(1,645)	(902)	(733)	

繰延税金資産純額の内訳は、以下の通りである。

当往	ラグ	゚ルー	プ

		税務上の						キャッ シュ・フ				
		加速減価			金融商品	売却可能		ロー・ヘッ		繰越		
	年金	償却	引当金	繰延利得	公正価値	金融資産	無形資産	ジ手段	持株制度	欠損金	その他	合計
	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド							
2014年 1 月 1 日現在	(527)	1,261	(1,503)	43	(12)	(15)	225	(1)	(13)	(2,496)	(208)	(3,246)
処分グループへの振 替	28	(579)	423			52	(276)	48			28	(276)
損益計算書の借方/ (貸方)に計上され た額												
- 継続事業	80	(186)	904	(4)	(40)	16		(55)	(14)	1,019	113	1,833
- 非継続事業	(6)	33	(38)			(2)	51	6			38	82
その他の包括利益に (貸方)/借方計上 された額	(290)					1		282	(3)	(12)		(22)
為替換算及びその他	(290)					ı		202	(3)	(12)		(22)
の調整項目		11	(27)			(4)				10	(6)	(16)
2015年 1 月 1 日現在	(715)	540	(241)	39	(52)	48		280	(30)	(1,479)	(35)	(1,645)
子会社の取得/(処 分)	7	(19)		(3)		(4)					(1)	(20)
損益計算書の借方/ (貸方)に計上され た額	160	(289)	(89)	14	48	(44)		98	2	135	54	89
その他の包括利益に (貸方)/借方計上 された額	(314)	(200)	(66)		.0	66		(135)	5	100	01	(378)
為替換算及びその他 の調整項目	5	9	3			23		(/	,	13	8	61
2015年12月31日現在	(857)	241	(327)	50	(4)	89		243	(23)	(1,331)	26	(1,893)

				当	行				
					キャッ				
					シュ・フ				
	税務上の加			売却可能金	ロー・ヘッ				
年金	速減価償却	引当金	繰延利得	融資産	ジ手段	持株制度	繰越欠損金	その他	合計

	百万 ポンド									
2014年 1 月 1 日現在	11	(490)	(186)	23		100	(25)	(1,693)	(38)	(2,298)
損益計算書の借方/(貸 方)に計上された額	2	(89)	(9)	(1)		7	(1)	1,216	19	1,144
その他の包括利益に (貸方)/借方計上 された額	(16)					101	(3)	(12)		70
事業の取得		350								350
為替換算及びその他の 調整項目									1	1
2015年 1 月 1 日現在	(3)	(229)	(195)	22		208	(29)	(489)	(18)	(733)
損益計算書の借方/(貸 方)に計上された額	1	(180)	(64)	9		13	2	27	18	(174)
その他の包括利益に借 方/(貸方)計上され										
た額 	20				58	(77)	4			5
2015年12月31日現在	18	(409)	(259)	31	58	144	(23)	(462)		(902)

^{*} 修正再表示 - 詳細は148ページを参照のこと。

未利用の繰越欠損金に関する繰延税金資産は、その他の一時差異の解消見込みを考慮した後、繰越欠損金が稼得される可能性が高い将来の課税所得との相殺に利用できる場合に認識される。繰越欠損金に関して認識した繰延税金資産の分析は、以下の通りである。

	2015年	2014年
	百万ポンド	百万ポンド
英国における繰越欠損金		
- ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー	462	489
- ナショナル・ウエストミンスター・バンク・ピーエルシー	628	768
- アルスター・バンク・リミテッド	31	
	1,121	1,257
国外における繰越欠損金		
- アルスター・バンク・アイルランド・リミテッド	210	222
	1,331	1,479

英国における税務上の欠損金

英国の税制では、税務上の欠損金は無期限に繰り越すことができる。2015年4月以降の期間より、2015年財政法は英国の銀行による税務上の欠損金の相殺を利益の50%に制限する。英国の法人税の通常税率は20%から、2017年4月1日より19%に、2020年4月1日より18%に引き下げられる予定である。2015年財政法(第2号)に基づき、2015年12月31日現在の繰越欠損金は、同法が採用したバンキング・サーチャージ(8%)を除き、英国の法人税の通常税率で将来の期間に利用される。2015年12月31日現在の繰延税金資産及び負債は、税務上の欠損金及び銀行業務以外の一時差異に関連する税率の引き下げ、並びに必要に応じて、その他の銀行業務の一時差異に関連するバンキング・サーチャージを加味した税率を考慮している。

ロイヤルパンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー: ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシーは、2011年度に課税所得を、2012年度及び2013年度に税務上の欠損金を報告した。2012年度の税務上の欠損金は、コアな銀行業務の利益により相殺された過年度の自行の信用の利得の減額分を反映していた。2013年度の英国における税務上の欠損金は、主として当年度の最終四半期に計上された、回収戦略の前倒しから生じた貸出金減損損失に起因していた。2014年度のコアの収益性は引き続き好調であり、課税所得が生じた。2015年度に、RBSの戦略計画の一環として生じた再編費用により税務上の欠損金がさらに発生した。繰延税金資産の帳簿価額の減額701百万ポンドが2013年度において計上され、2014年度にはさらに850百万ポンドの減額が計上された。また、2013年度の英国における税務上の損失の超過分に関連した繰延税金150百万ポンドは認識されなかった。再編により近いうちに税務上の繰越欠損金の利用に引き続き制約が生じることになる。当行グループは、税務上の欠損金合計2,433百万ポンドに関して認識された繰延税金資産の2015年12月31日現在の残高462百万ポンドは2020年度末までに回収されると見込んでいる。

ナショナル・ウエストミンスター・パンク・ピーエルシー: 2015年12月31日現在の税務上の欠損金に関する繰延税金資産は、2009年度から2014年度に発生したトレーディング損失の使われなかった残額と関連している。発生した損失のうち59%は、その他の英国の当行グ

ループの会社で発生した課税所得に対して使用された。当行グループの戦略計画に基づくと、当行グループは欠損金合計3,307百万ポンドに関して認識した繰延税金資産628百万ポンドは2020年度末までに回収されると見込んでいる。

国外における税務上の欠損金

アルスター・パンク・アイルランド・リミテッド: 2015年12月31日現在の繰越欠損金合計7,083百万ポンド(2014年度:8,599百万ポンド、2013年度:11,575百万ポンド)のうち1,678百万ポンド(2014年度:1,776百万ポンド、2013年度:592百万ポンド)の税務上の欠損金に関して繰延税金資産210百万ポンドが認識された。当該税務上の欠損金は、アイルランド共和国における経済状況の悪化を反映して、2008年度から2013年度に生じた著しい減損損失により主に発生した。減損損失は減少し、アルスター・バンク・アイルランド・リミテッドの収益性は2014年度及び2015年度に回復した。RBSグループの戦略計画に基づくと、繰延税金資産が認識された税務上の欠損金は2022年度末までの将来の課税所得に対して利用される予定である。

未認識繰延税金

将来の課税所得の稼得可能性に疑問のある管轄区における税務上の欠損金及びその他の一時差異の繰越19,499百万ポンド(2014年度: 18,760百万ポンド、2013年度: 19,145百万ポンド)に係る繰延税金資産4,364百万ポンド(2014年度: 3,778百万ポンド、2013年度: 2,723百万ポンド)は認識されていない。これらの税務上の欠損金及びその他の一時差異のうち、55百万ポンドは5年以内に失効し、4,920百万ポンドはその後に失効する。残りの税務上の欠損金及びその他の一時差異の繰越残高について失効期限はない。

国外子会社の留保利益及び国外支店の設立時における利得の繰延に係る繰延税金負債256百万ポンド(2014年度:186百万ポンド、2013年度:186百万ポンド)は認識されていない。国外子会社の留保利益は、無期限に再投資されるか、又は、追加課税なく英国に送金される見込みである。予見可能な将来において、利得の繰延に関する課税が生じるとは見込まれていない。英国税法上の改正により、2009年7月1日以降に受領した国外からの配当金について、英国の税金が大幅に免除されている。

次へ

23 劣後負債

発行された一部の優先株式は負債に分類され、これら証券は引き続き2006年会社法の資本維持のルールの対象となる。

劣後負債の最終償還日及び次回繰上償還日までの残存期間は、以下の表の通りである。

	当行グル・	ープ	当行		
	2015年	2014年	2015年	2014年	
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	
期限付借入資本	15,870	19,459	15,470	17,639	
無期限借入資本	8,179	8,170	7,401	7,312	
優先株式	2,981	2,840	2,663	2,529	
	27,030	30,469	25,534	27,480	

- 3	Ħ	汀	7	J	/-	-フ	

	2016年	2017年	2018 - 2020年	2021 - 2025年	左記以降	 永久債	合計
2015年 最終償還日	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
ポンド	34		4,999	369		4,661	10,063
米ドル	91		339	4,632	1,062	4,952	11,076
ユーロ	167	648	1,621	2,245		184	4,865
その他	30		18	737		241	1,026
	322	648	6,977	7,983	1,062	10,038	27,030

当行グループ

2015年	 現在	2016年	2017年	2018 - 2020年	2021 - 2025年	左記以降	永久債	合計
繰上償還日	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
ポンド	2,560	5,073	51	1,655	483	45	196	10,063
米ドル	2,011	1,055	2,919	339	3,289	1,463		11,076
ユーロ		1,063	1,063	2,372	320		47	4,865
その他	26	263	737					1,026
	4,597	7,454	4,770	4,366	4,092	1,508	243	27,030

当行グループ

	2015年	2016年	2017 - 2019年	2020 - 2021年	左記以降	永久債	合計
2014年 最終償還日	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
ポンド	715		4,999	381		4,668	10,763
米ドル	530		400	5,326	1,222	4,703	12,181
ユーロ	791		2,502	2,416		195	5,904
その他	525		19	796		281	1,621
	2,561		7,920	8,919	1,222	9,847	30,469

当行グループ

2014年	 現在	2015年	2016年	2017 - 2019年	2020 - 2024年	左記以降	永久債	 合計
繰上償還日	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
ポンド	2,559	5,699	57	1,712	495	45	196	10,763
米ドル	1,841	1,766		3,019	4,049	1,506		12,181
ユーロ		955	834	3,728	338		49	5,904

有価証券報告書

その他	8	526	273	814				1,621
	4,408	8,946	1,164	9,273	4,882	1,551	245	30,469

			当行				
	2016年	2017年	2018 - 2020年	2021 - 2025年	左記以降	永久債	合計
2015年 最終償還日	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
ポンド	24		4,999			4,406	9,429
米ドル	87		339	4,632	1,062	4,305	10,425
ユーロ	166	648	1,621	2,245			4,680
その他	30			737		233	1,000
	307	648	6,959	7,614	1,062	8,944	25,534

		当行								
2015年	現在	2016年	2017年	2018 - 2020年	2021 - 2025年	左記以降	永久債	合計		
繰上償還日	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド		
ポンド	2,560	5,063	51	1,655	25	45	30	9,429		
米ドル	1,838	577	2,919	339	3,289	1,463		10,425		
ユーロ		925	1,063	2,372	320			4,680		
その他		263	737					1,000		
	4,398	6,828	4,770	4,366	3,634	1,508	30	25,534		

			当行				
	2015年	2016年	2017 - 2019年	2020 - 2024年	左記以降	永久債	合計
2014年 最終償還日	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
ポンド	292		4,999			4,415	9,706
米ドル	526		400	4,454	1,008	4,084	10,472
ユーロ	790		2,502	2,416			5,708
その他	525			796		273	1,594
	2,133		7,901	7,666	1,008	8,772	27,480

				当行	•			
201 4年	現在	2015年	2016年	2017 - 2019年	2020 - 2024年	左記以降	永久債	合計
繰上償還日	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
ポンド	2,559	5,277	57	1,712	26	45	30	9,706
米ドル	1,841	1,143		3,019	3,177	1,292		10,472
ユーロ		808	834	3,728	338			5,708
その他		525	273	796				1,594
	4,400	7,753	1,164	9,255	3,541	1,337	30	27,480

当年度中の発行及び償還(取引日時点の価額)は以下の通りである。

		2015年	2014年
	資本取扱区分	百万ポンド	百万ポンド
新規発行			,
ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー			
1,000百万ユーロ利率3.63%2024年満期債	Tier 2		833
チャーター・ワン・ファイナンシャル・インク			
333百万米ドル利率4.15%2024年満期債(1)	Tier 2		195
333百万米ドル利率4.02%2024年満期債(1)	Tier 2		201
334百万米ドル利率4.08%2025年満期債(1)	Tier 2		209
			1,438
償還			
ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー			
23百万ユーロ変動金利期限付債	不適格	17	
675百万米ドル利率5.05%期限付債	不適格	445	
18百万豪ドル変動金利期限付債	不適格	9	
36百万豪ドル変動金利期限付債	不適格	18	
238百万米ドル変動金利期限付債	不適格	154	
750百万ユーロ利率4.88%期限付債	Tier 2	546	
250百万ポンド利率9.63%期限付債	Tier 2	250	
400百万スイスフラン利率2.38%期限付債	Tier 2	259	
100百万スイスフラン利率2.38%期限付債	Tier 2	65	
200百万スイスフラン利率2.38%期限付債	Tier 2	129	
750百万米ドル利率5.00%期限付債	Tier 2		463
250百万米ドル利率5.00%期限付債	Tier 2		154
397百万豪ドル変動金利期限付債	Tier 2		217
265百万豪ドル変動金利期限付債	Tier 2		145
217百万カナダドル変動金利期限付債	Tier 2		94
322百万米ドル変動金利期限付債	Tier 2		177
229百万米ドル変動金利期限付債	Tier 2		144
686百万米ドル変動金利期限付債	Tier 2		431
227百万ユーロ変動金利付債	Tier 2		179
34百万スイスフラン変動金利期限付債	Tier 2		23
56百万ポンド利率6.00%無期限債	Tier 2		56
176百万ユーロ変動利付無期限債	Tier 2		138
170百万ユーロ変動利付無期限債	Tier 2		133
1 百万ポンド変動利付無期限債	Tier 2		1
32百万豪ドル2017年満期変動利付債(一部償還)	Tier 2		17
53.7百万豪ドル2017年満期変動利付債(一部償還)	Tier 2		29
79.75百万ユーロ2017年満期変動利付債(一部償還)	Tier 2		65
211.9百万米ドル2017年満期変動利付債(一部償還)	Tier 2		129
1,250百万ユーロ永久特定証券	Tier 1		1,002
850百万米ドル非累積優先株式シリーズM (額面価格0.01米ドル)	Tier 1		524
ナショナル・ウエストミンスター・バンク・ピーエルシー			
87百万ポンド利率7.63%無期限債	Tier 2	87	
300百万ポンド利率7.88%期限付債	Tier 2	300	

EDINET提出書類 ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(E05991) 有価証券報告書

アルスター・バンク・アイルランド・リミテッド

60百万ポンド 2018年満期変動利付債	Tier 2	60
		279 4,181

注:

(1) 2014年12月31日に処分グループへ振替。

2015年 2014年

期限付借入資本	資本取扱区分	百万ポンド	百万ポンド
ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー			
250百万ポンド利率9.63%2015年満期債(2015年6月償還済)	Tier 2		268
750百万ユーロ利率4.88%2015年満期債(2015年4月償還済)	Tier 2		611
400百万スイスフラン利率2.38%2015年満期債(2015年11月償還済)	Tier 2		270
100百万スイスフラン利率2.38%2015年満期債(2015年11月償還済)	Tier 2		65
200百万スイスフラン利率2.38%2015年満期債(2015年11月償還済)	Tier 2		130
100百万ユーロ2017年満期変動利付債	Tier 2	73	78
23百万ユーロ2017年満期変動利付債(2015年1月償還済)	不適格		18
750百万ユーロ利率4.35%2017年満期債	Tier 2	597	654
18百万豪ドル2017年満期変動利付債(2015年 2 月償還済)	不適格		9
36百万豪ドル2017年満期変動利付債(2015年 2 月償還済)	不適格		19
238百万米ドル2017年満期変動利付債(2015年2月償還済)	不適格		153
2,000百万ユーロ利率6.93%2018年満期債	Tier 2	1,695	1,855
125.6百万米ドル2020年満期変動利付債	Tier 2	85	81
1,000百万ユーロ利率4.63%2021年満期債(四半期毎に償還可能)	不適格	767	844
300百万ユーロ2022年満期変動利付債	Tier 2	207	215
144.4百万ユーロ2023年満期変動利付債	Tier 2	120	130
883百万豪ドル利率13.13%2022年満期債(2017年3月に1回償還可能)	Tier 2	461	497
420百万カナダドル利率10.50%2022年満期債(2017年3月に1回償還可能)	Tier 2	212	241
124百万スイスフラン利率9.38%2022年満期債(2017年3月に1回償還可能)	Tier 2	92	88
564百万ユーロ 利率10.50%2022年満期債(2017年3月に1回償還可能)	Tier 2	450	478
2,132百万米ドル利率9.50%2022年満期債(2017年3月に1回償還可能)	Tier 2	1,475	1,401
持株会社に対する債務			
675百万米ドル利率5.05%2015年満期債(2015年1月償還済)(1)	Tier 2		443
350百万米ドル利率4.70%2018年満期債 (1)	Tier 2	260	252
5,000百万ポンド2019年満期変動利付債(四半期毎に償還可能)(1)	Tier 2	5,000	5,000
2,250百万米ドル利率6.22%2022年満期債(1)	Tier 2	1,490	1,393
389百万米ドル利率6.10%2023年満期債(1)	Tier 2	276	260
2,000百万米ドル利率6.00%2023年満期債(1)	Tier 2	1,439	1,362
1,000百万ユーロ利率3.63%2024年満期債(2019年3月に1回償還可能)(1)	Tier 2	771	824
		15,470	17,639

注

- (1) ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループ・ピーエルシーから劣後ベースで借入。
- (2) 税法に特定の変更がある場合には、事前の規制当局の承認を前提として、発行されている期限付借入資本は発行者の選択により、元本額に未払利息を加算し、一部でなく全額償還される可能性がある。
- (3) 上記に記載のものを除き、当行グループの期限付借入資本に係る請求は、その他の債権者の請求に劣後する。当行グループの期限付借入資本に担保付のものはない。
- (4) 全ての変動利付劣後債に係る利息は市場金利を参照して算定される。

		2015年	2014年
無期限借入資本	資本取扱区分	百万ポンド	百万ポンド
ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー			
31百万ポンド利率4.96%債	不適格	31	31
51百万ポンド利率6.25%債(2017年12月より5年毎に償還可能)	不適格	51	51
54百万ポンド利率5.13%債(2016年3月より5年毎に償還可能)	不適格	57	59
35百万ポンド利率5.50%債(2019年12月より5年毎に償還可能)	不適格	38	39
21百万ポンド利率6.20%債(2022年3月より5年毎に償還可能)	不適格	26	27
103百万ポンド利率9.50%債(2018年8月より5年毎に償還可能)(1)	不適格	121	126
16百万ポンド利率5.63%債(2026年9月より5年毎に償還可能)(1)	不適格	24	25
19百万ポンド利率5.63%債(2032年6月より5年毎に償還可能)	不適格	21	21
474百万カナダドル固定利率5.37%債(2016年 5 月償還可能)	不適格	235	275
持株会社に対する債務			
350百万米ドル変動利付第一次資本債 (年1回償還可能)(2)	Tier 2	236	224
1,200百万米ドル利率7.65%永久特定証券(2031年 9 月に償還可能)(2,3)	Tier 1	821	779
1,500百万ポンド変動利付永久債(2018年6月に償還可能)(2)	Tier 2	1,500	1,500
600百万米ドル変動利付永久債(2018年6月に償還可能)(2)	Tier 2	405	384
1,600百万米ドル変動利付永久債(2018年6月に償還可能)(2)	Tier 2	1,079	1,025
940百万ポンド変動利付永久債(償還可能)(2)	Tier 2	950	949
150百万米ドル利率8.00% 永久債(2093年10月より償還可能)(2)	Tier 2	103	98
136百万米ドル利率7.75% 永久債(2023年5月より償還可能)(2)	Tier 2	93	89
200百万ポンド変動利付永久債(償還可能)(2)	Tier 2	200	200
885百万ポンド変動利付永久債(償還可能)(2)	Tier 2	886	886
100百万ポンド変動利付永久債(償還可能)(2)	Tier 2	100	100
420百万ポンド変動利付永久債(償還可能)(2)	Tier 2	424	424
		7,401	7,312

注:

- (1) 当行により保証される。
- (2) ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループ・ピーエルシーから劣後ベースで借入。
- (3) 当行は、任命された受託者に十分な普通株式を発行し、受託者が当該株式を売却することで利息の支払に充当できるようにすることで、利息支払債務を支払うことができる。
- (4) 上記に記載のものを除き、当行グループの無期限借入資本に係る請求は、その他の債権者の請求に劣後する。当行グループの無期限借入資本に担保付のものはない。
- (5) 税法に特定の変更がある場合には、事前の規制当局の承認を前提として、発行されている無期限借入資本は発行者の選択により、係る元本額に未払利息を加算し、一部でなく全額償還される可能性がある。
- (6) 全ての変動利付劣後債に係る利息は市場金利を参照して算定される。

		2015年	2014年
優先株式(1)	資本取扱区分	百万ポンド	百万ポンド
ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー			_
非累積優先株式(額面価格0.01米ドル)			
200百万米ドル利率7.65%シリーズF(いつでも償還可能)	不適格	135	128
300百万米ドル利率7.25%シリーズH(いつでも償還可能)	不適格	202	192
750百万米ドル利率6.80%シリーズL(いつでも償還可能)	不適格	506	480
650百万米ドル利率6.43%シリーズN (2034年1月に償還可能)	不適格	556	528
850百万米ドル利率5.75%シリーズR(四半期毎に償還可能)	不適格	573	544
1,000百万米ドル利率9.12%シリーズ1(いつでも償還可能)	不適格	691	657

EDINET提出書類

ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(E05991)

有価証券報告書

2,529

注:

(1) 持株会社に対して、通常当該持株会社による当初の発行条件を反映する条件で発行された。

24 株式資本及び剰余金

	発行済、払込請求済	払込済資本
		2014年
	百万ポンド	百万ポンド
種面 1 ポンドの普通株式	6,609	6,609

	発行済、払込請求済、	払込済資本
株式数 百万株	2015年	2014年
額面 1 ポンドの普通株式	6,609	6,609
額面0.01米ドルの非累積優先株式	59	59
額面0.01ユーロの非累積優先株式	1	1

普通株式

2013年度に、RBS N.V.のルーマニア事業の当行への譲渡に関連するRBSバンク(ルーマニア)エス・エーとのクロスボーダー合併により、普通株式1株が209百万ポンドのプレミアム付きで発行された。

これ以外に2015年度及び2014年度において普通株式は発行されなかった。

当行は、2015年度及び2014年度に普通配当金を支払わなかった。

優先株式

2014年、持株会社に発行された非累積普通株式シリーズM850,000株(額面0.01米ドル)が償還された。

剰余金

2015年12月31日現在、合併剰余金は、RBS N.V.の韓国事業の資産及び負債の取得のために支払われたプレミアムと、ナットウエスト取得のために発行された株式の額面超過部分から従来のGAAPの下で費用処理されたのれんの償却額を控除した金額から成っている。1985年会社法の規定緩和を受けた吸収合併の実施を通じ、当行の財務諸表上、株式払込剰余金は計上されなかった。

英国法の下では、当行の剰余金のみが、分配目的及び許容される株式払込剰余金の充当に利用可能である。

当行グループは、規制会社を含む子会社の剰余金を維持することにより、資本効率を最大限に高めている。さらに、一定の優先株式及び劣後債は規制目的上の自己資本に含まれる。規制会社による剰余金の親会社への送金、又は株式若しくは劣後資本の償還は、関連規制により要請される資本の源泉の維持が条件となる可能性がある。

<u>次へ</u>

25 リース

ファイナンス・リース契約及び買取選択権付賃貸借契約

	未回収総額	現在価値調整	その他の増減	現在価値	オペレーティング・ リース資産:将来の 最低リース料総額
受取予定年度	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2015年					
1 年以内	3,111	(236)	(31)	2,844	166
1年超5年以内	4,801	(420)	(83)	4,298	294
5年超	2,784	(1,120)	(24)	1,640	72
合計	10,696	(1,776)	(138)	8,782	532
2014年					
1年以内	3,028	(227)	(20)	2,781	175
1年超5年以内	4,916	(445)	(85)	4,386	297
5 年超	2,998	(1,239)	(37)	1,722	86
合計	10,942	(1,911)	(142)	8,889	558

	当行グルー	当行グループ		
	2015年	2014年		
	百万ポンド	百万ポンド		
貸借対照表上のオペレーティング・リースの対象資産				
車両運搬具	556	570		
乗用車及び軽商業車	56	49		
その他	268	270		
	880	889		
収益及び費用認識額				
ファイナンス・リース 変動リース料収益	(81)	(85)		
オペレーティング・リース 最低リース料	239	249		
ファイナンス・リース契約及び買取選択権付賃貸借契約				
回収不能受取最低リース料総額に対する引当累計額	65	104		

非継続事業の収益及び費用認識額は、オペレーティング・リース 最低リース料に関連した75百万ポンド (2014年度: 124百万ポンド、2013年度: 134百万ポンド) であった。

残存価値エクスポージャー

以下の表は、ファイナンス・リース債権 (176ページを参照) 及びオペレーティング・リース資産 (211ページを参照) の帳 簿価額に含まれる無保証残存価値の詳細を示している。

	残存価値が実現する年				
		1 年超	2 年超		_
	1 年以内	2年以内	5 年以内	5 年超	合計
2015年	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド

- 乗用車及び軽商業車	8	3	10		21
- その他	24	29	35	2	90
ファイナンス・リース契約	30	22	58	24	134
買取選択権付賃貸借契約	1		3		4
	189	111	158	134	592
2014年					
オペレーティング・リース					
- 車両運搬具	24	122	92	99	337
- 乗用車及び軽商業車	10	4	6		20
- その他	24	26	38	6	94
ファイナンス・リース契約	20	24	59	37	140
買取選択権付賃貸借契約		1	2		3
	78	177	197	142	594

当行グループは貸手としての役割を通じて顧客に対しアセット・ファイナンスを提供している。それは、当行グループが設備及び知的資産を購入し、リース契約の下で顧客に賃貸するものであり、契約条件によってオペレーティング・リース又はファイナンス・リースとなるものである。

26 組成された企業

- 車両運搬具

組成された企業(以下「SE」という。)とは、誰が企業を支配しているのかの決定に際して、議決権又は類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業(例えば、あらゆる議決権が管理業務のみに関係しており、その関連性のある活動が契約上の取決めによって指図される場合など)である。SEは、通常は特別の限定された目的のために設立され、事業も取引も行わず、一般的には従業員も有しない。これらは、信託、パートナーシップ及び会社といった様々な法的形態を取り、多様な機能を果たしている。これらは、証券化の主要な要素であるとともに、資金運用業務において、資金運用に関する助言業務から保管業務を分離するためにも利用されている。

連結している組成された企業

証券化

証券化に際して、資産又は資産プールに対する持分は、通常SEに譲渡され、これはその後第三者投資家に対して負債を発行する。証券化の大半は、流動性ファシリティ、その他の信用補完により支えられている。当行グループは、顧客の取引を容易にするために証券化の手はずを整え、金融資産ポートフォリオの販売又は資金供給のために自己の資産の証券化を行っている。また、当行グループは、顧客取引及び自己取引の双方に係る証券化取引において、引受会社及び発行会社の役割を果たしている。

当行グループが顧客の証券化に関与するにあたっては、複数の形態が取られており、証券化プログラムのスポンサー又は管理者となる、流動性ファシリティ又はプログラム全体をサポートする(programme-wide)信用補完を提供する、及びビークルが発行した証券を購入するケースがある。

自己の資産の証券化

自己の資産の証券化において、SEが保有している資産プールは、当行グループにより組成されたか、又は(ホール・ローン・プログラムの場合には)第三者から購入されたものである。

以下の表は、譲渡された資産が当行グループの貸借対照表に引き続き計上される場合の自己の資産の証券化のための資産の 分類を示している。

当行グル	. ⊸*
ヨコフカ	レー ノ

	2015年				2014年			
	,	発行債券					発行債券	
		当行グループ					当行グループ	
資産	第三者保有	保有(1)	合計	Ì	資産	第三者保有	保有(1)	合計

資産の種類	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
抵当貸付金								
英国	3,954	961	3,067	4,028	11,992	3,543	9,877	13,420
アイルランド	7,395	1,472	6,836	8,308	8,593	1,697	7,846	9,543
英国クレジット・ カード					2,717		1,567	1,567
その他の貸出金(2)	46	9		9	4,995	4	5,245	5,249
	11,395	2,442	9,903	12,345	28,297	5,244	24,535	29,779
現金預け金	1,201				4,616			
	12,596				32,913			

注:

- (1) 当行グループが保有している債券は、中央銀行に担保提供することができる。
- (2) 企業向け貸出金、公営住宅ローン及び学生ローン。

コマーシャル・ペーパー導管体

当行グループは、多数の資産担保コマーシャル・ペーパー(以下「ABCP」という。)導管体を連結している。導管体はSEであり、コマーシャル・ペーパーを発行し、入金額を資産プールの購入又は資産プールへの資金供給に利用している。当該コマーシャル・ペーパーは資産により担保されており、その償還は、コマーシャル・ペーパーの発行、資産の払戻し又は流動性ファシリティからの調達資金により賄われている。コマーシャル・ペーパーの期間は、一般に短期(通常3ヶ月以内)である。2015年12月31日現在、当該導管体が保有する資産は、合計6億ポンド(2014年度:6億ポンド)であった。2015年12月31日及び2014年12月31日現在、当該導管体は当行グループによってのみ資金供給されていた。

カバード・ボンド・プログラム

一定の顧客に対する貸出金は、当行グループによる債券の発行を担保するために、倒産隔離で有限責任のパートナーシップに割り当てられている。当行グループはこれらの貸出金のリスク及び経済価値のすべてを保持しており、当該パートナーシップは連結され、保持する貸出金は当行グループの貸借対照表に引き続き計上され、関連するカバード・ボンドは、発行債券に含まれる。2015年12月31日現在、抵当貸付金11,207百万ポンドで発行債券5,585百万ポンドを担保した(2014年度:抵当貸付金13,401百万ポンド、債券7,114百万ポンド)。

非連結の組成された企業

非連結の組成された企業における当行グループの持分は以下の通りである。

	資産担保証券化ビークル	投資ファンド及びその他	合計
2015年	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
トレーディング目的保有			
顧客に対する貸出金	131		131
債券	455	73	528
株式		111	111
デリバティブ - 資産	548	13	561
デリバティブ - 負債	(150)	(23)	(173)
合計	984	174	1,158
トレーディング目的保有以外		_	
顧客に対する貸出金	2,663	2	2,665
债券	3,153	123	3,276
合計	5,816	125	5,941
流動性ファシリティ/貸出コミットメント	1,362		1,362
	8,162	299	8,461
2014年	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
トレーディング目的保有			
顧客に対する貸出金	449	22	471
債券	3,849	3	3,852
株式		310	310
デリバティブ - 資産	1,670	10	1,680
デリバティブ - 負債	(850)	(28)	(878)
合計	5,118	317	5,435
トレーディング目的保有以外			
顧客に対する貸出金	5,550		5,550
债券	5,524	131	5,655
<u></u>	11,074	131	
	11,074	131	11,205
流動性ファシリティ/貸出コミットメント	2,760		2,760
保証	71		71
最大エクスポージャー合計	19,023	448	19,471
TOCH CONT. C. I. HHI	.0,020	. 10	,

注:

- (1) 非連結の組成された企業における持分から生じる純利益には、受取利息、公正価値の変動によるトレーディング収益、為替差益/差損及び減損損失控除後のその他の利益が含まれる。
- (2) スポンサードである企業とは、当行グループが設立した、組成された企業であり、当行グループが当該企業に対して流動性及び/若しくは信用補完の提供又は継続的なサービスの提供を行っている。当行グループは、自己取引又は顧客取引のためにスポンサーとなることができる。
- (3) 2015年度に、当行グループに連結されておらず、かつ、2015年12月31日現在当行グループが持分を有していない、スポンサーである組成された企業に譲渡された資産はなかった(2014年度:1,756百万ポンド)。期末現在で持分を保有していないスポンサーである企業から生じた損失は68百万ポンド(2014年度:172百万ポンドの利得)であった。

27 資産の譲渡

IAS第39号に従い、当行グループが(a)当該資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡する場合、又は(b)当該資産のキャッシュ・フローに対する権利を留保するが第三者に対して当該キャッシュ・フローを支払う契約上の義務を負う場合、金融資産が譲渡される。譲渡後、当該金融資産は認識が中止されるか、認識は中止されず当行グループの貸借対照表に全額維持されるか、又は当行グループが継続的関与を有する範囲において貸借対照表に引き続き認識される。

認識の中止の要件を満たさない譲渡

有価証券買戻し条件付契約及び有価証券貸付取引

当行グループでは、有価証券買戻し条件付契約及び有価証券貸付取引契約を締結しており、そのもとで、通常の市場慣行に 従って有価証券を譲渡している。

通常、有価証券の価値が事前に決められた水準を下回った場合には、追加の担保を提供することが契約で要求されている。 英国市場及び米国市場における買戻し条件付取引の標準的な条件においては、担保受領者は取引決済時に同等の有価証券を 返却することを条件として、当該担保を売却又は再担保に供する無制限の権利を有している。

買戻し条件付取引で売却された有価証券は、当行グループが所有のリスク及び経済価値の実質的に全てを保持している場合は、その認識を中止されない。これらの買戻し条件付取引で譲渡された有価証券は貸借対照表に含まれ、その公正価値(及び帳簿価額)は、以下の通りである。これらの有価証券は全て、保有者により売却又は再担保に供されている可能性がある。

	当行グルー	プ	当行		
有価証券買戻し条件付契約及び有価証券貸付	2015年	2014年	2015年	2014年	
取引で差し入れられた資産	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	
債券	20,224	22,923	16,484	14,332	
株式	9	2,557	2	2,557	

以下の表は、譲渡されたが、IAS第39号の認識の中止の規定に該当しないため、引き続き当行の貸借対照表に認識されている資産の内訳を示している。

	当行	
	2015年	2014年
資産の種類	百万ポンド	百万ポンド
英国抵当貸付金	2,722	8,996
英国クレジット・カード		938
その他の貸出金(2)		3,122
	2,722	13,056

注:

- (1) 当該譲渡された資産の公正価値は、2,725百万ポンドである(2014年度:12,823百万ポンド)。当該資産に対してのみ遡及権を有する
- (2) 企業向け貸出金、公営住宅ローン及び学生ローンからなる。

担保として提供された資産

当行グループは、デリバティブ負債並びに銀行及びその他に対する債務に対してそのカウンターパーティに担保を提供している。

	当行グル-	当行グループ		
	2015年	2014年	2015年	2014年
負債に対する担保として提供された資産	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
銀行に対する貸出金	11,477	11,723	10,843	10,845
顧客に対する貸出金	17,595	22,166	17,170	21,766
証券	14,414	9,493	14,414	9,351
	43,486	43,382	42,427	41,962

資産によって保証された負債

銀行預り金	293	461		
顧客勘定		130		
デリバティブ	31,093	38,876	30,865	38,463
	31,386	39,467	30,865	38,463

28 資本の源泉

自己資本規制(以下「CRR」という。)に従い、欧州連合域内の規制機関は、法人ベースで資本を監視している。最終的な CRRの段階的な採用に関する現地の経過措置がある。当行グループの重要な法人について関連する経過措置に基づく資本の 源泉は、以下の通りである。

		2015年			2014年	
	RBS plc	NatWest Plc	UBIL	RBS plc	NatWest Plc	UBIL
	・ 百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	・ 百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
株主持分	51,177	11,282	5,753	52,553	13,312	5,081
優先株式 - 資本	(1,421)			(1,421)		
	49,756	11,282	5,753	51,132	13,312	5,081
規制目的上の調整及び控除						
自己の信用	17			659		,
確定給付年金基金調整	(138)		142	(127)		320
キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金	(286)	1		(755)	3	
繰延税金資産	(252)	(622)	(210)	(258)	(742)	
健全性評価調整	(349)	(1)		(324)	(1)	
のれん及びその他の無形資産	(544)	(498)		(917)	(530)	
減損引当金控除後の予想損失	(395)	(703)	(22)	(805)	(785)	(3)
金融セクターの企業の商品(金融機関 が重要な投資を有する場合)	(15,680)	(2,413)		(14,809)	(2,318)	
補完的自己資本を超過する重要な投資		(424)				
その他の規制目的上の調整	287	532	27	703	529	(1,217)
	(17,340)	(4,128)	(63)	(16,633)	(3,844)	(900)
CET 1 資本	32,416	7,154	5,690	34,499	9,468	4,181
その他のTier 1 資本						
段階的な減額対象の適格商品及び関連 する払込剰余金	3,493	204		3,503	234	
Tier 1 控除						
金融セクターの企業の商品(金融機関 が重要な投資を有する場合)	(1,175)	(187)		(1,291)	(140)	
 Tier 1 資本	34,734	7,171	5,690	36,711	9,562	4,181
Tier 1 資本	34,734	7,171	5,690	36,711	9,562	4
Tier 2 適格資本	10.000			00. 10-		
適格商品及び関連する払込剰余金	19,039	5,058	492	20,427	5,380	528
Tier 2 控除						
金融セクターの企業の商品(金融機関 が重要な投資を有する場合)	(2,432)	(92)		(1,836)	(102)	
その他の規制目的上の調整			(7)	(41)	(8)	(5)

_	/ #	±π	Γ₩	±17	浩	- =
= '	111111	πII	7	7¥1	7 =	12

	(2,432)	(92)	(7)	(1,877)	(110)	(5)
Tier 2 資本の合計	16,607	4,966	485	18,550	5,270	523
自己資本の合計	51,341	12,137	6,175	55,261	14,832	4,704

注:

(1) 2014年度の規制資本は、年金の会計方針の変更による影響を受けた。

資本の源泉の管理において、当行グループは、RBSグループの方針に基づき管理されている。同方針は、強固な資本基盤を維持し、必要に応じて資本基盤を拡大し、株主のリターンを最適化するための活動を通じて資本を効率的に利用するというものであるが、一方で、資本基盤と事業の潜在的リスクとの間の慎重な関係を維持するものである。この方針の実行にあたって、RBSグループは、PRAの監督上の要求を考慮している。PRAは、英国の銀行業に対する自己資本の測定としてリスク資産比率(Risk Asset Ratio、以下「RAR」という。)を用いている。これは、銀行の資本の源泉を、リスクを加重した資産(資産及びオフバランスシートのエクスポージャーが、固有の信用リスク及びその他のリスクを反映するように「加重」されている。)と比較するものである。国際的な合意により、RARは、8%未満となってはならず、Tier 1項目については4%未満となってはならない。当行グループは、当期を通じてPRAの自己資本規制に従っている。

主として銀行業務を行う事業体である、当行グループ内の多数の子会社及び下位グループは、英国及び国外における様々な個々の自己資本規制に従っている。更に、子会社による配当の支払及びRBSグループの会社のRBSグループのその他の会社に対する貸付能力は、各地の規制上又は法律上の要件、剰余金の利用可能性並びに財務及び経営成績などの制限の対象となる場合がある。

次へ

29 備忘項目

偶発負債とコミットメント

以下の表に示された金額は、2015年12月31日現在における業務上の残高を単に示したものである。顧客に債務の不履行があった場合、当行グループは信用リスクにさらされることになるが、示された金額については、今後の当行グループの損失の予測値を示したものではなく、今後の損失の予測を行うという主旨でもない。

	当行グループ		当行		
	2015年	2014年	2015年	2014年	
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	
偶発負債及びコミットメント					
保証及び担保提供資産	5,894	11,694	4,534	8,399	
その他の偶発負債	6,789	9,221	5,363	7,755	
スタンドパイ・ファシリティ、クレジットライン、及びその 他コミットメント	137,364	213,952	88,640	128,193	
	150,047	234,867	98,537	144,347	

注:

(1) 通常の事業過程において、当行は一部の子会社の第三者に対する特定の負債を保証している。当行は、また、個々の子会社が契約又は他の取り決めの下で第三者に対する義務を果たすはずであるという保証を与えている。

銀行業務に係るコミットメントや偶発負債は、顧客に代わって生じるものであり、対応する義務が取引先側から生じることとなるものの、資産や負債に含まれていない。当行グループの義務が明確になった場合及びカウンタークレームや担保に価値がないことが明らかになった場合の信用損失に係る当行グループのエクスポージャーの最大額は、上記の表に示された各商品の契約上の名目金額に相当する。これらのコミットメントや偶発負債については、当行グループにおける通常の信用承認プロセスの適用対象となる。

保証 当行グループでは、顧客のために保証の供与を行っている。金融保証は、第三者に対する顧客の債務を顧客自身で履行できない場合に、当行グループが履行する旨を約する取消不可能な保証である。保証に基づき当行グループが支払義務を負う最大金額は、上記の表にある元本額である。当行グループは保証の大半については、実際に使われないまま効力を失うものと想定している。

その他の偶発負債 スタンドバイ信用状、顧客発行債券の保証、及び顧客の契約履行、関税の支払い、保証、損失補償等から生じる顧客の取引活動に関連した偶発負債を含む。

スタンドバイ・ファシリティ及びクレジットライン 当行グループは、貸出コミットメントに基づいて、将来、顧客に対し資金供給を行う旨、同意している。貸出コミットメントは、通常、特定の期間にわたり有効であり、融資の条件が完全に満たされている場合若しくは放棄された場合に、無条件で解約できるケースもあれば継続するケースもある。貸出コミットメントに含まれるものとしては、商業向けスタンドバイ・ファシリティ及びクレジットライン、コマーシャルペーパー導管体への流動性ファシリティ、未使用の当座貸越がある。

その他のコミットメント これらには、荷為替信用状(指定文書の提示をもって指名された受益者への当行グループによる支払いを規定している商業信用状である。)、資産の購入予約、先渡預金、ノートの発行枠、リボルビング・アンダーライティング・ファシリティ及びその他短期的な関連取引が含まれる。

資本拠出契約

当行は、RBSグループの他の会社とともに資本拠出契約(Capital Support Deed、以下「CSD」という。)の契約当事者である。CSDの条項に基づき、法的債務に該当する場合、当行は普通株式の分配又は買戻し若しくは償還を求められる可能性がある。この債務額は、当行の資本が、規制上の要件を満たす必要のある資本及び資金調達額を超過する額までとされている。また、当行は、CSDの契約当事者である子会社から受け取った配当金又はその他の資本分配をさらに普通株主に分配する義務を負う可能性がある。更に、CSDでは、一定の状況において、CSDの他の契約当事者から当行が受領した資金は、直ちに返済するものとし、この返済額は当行の利用可能な資金までに制限されることが規定されている。

未計上の将来の支出に係る契約債務

以下の表は、期末現在の財務諸表に計上されていない将来の支出に係る契約債務を示している。

	当行グループ		当行		
	2015年	2014年	2015年	2014年	
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	
オペレーティング・リース					
解約不能リースに係る最低リース料総額(1)					
- 1年以内	232	237	141	145	
- 1年超5年以内	759	784	501	504	
- 5年超	2,006	2,110	1,407	1,492	
	2,997	3,131	2,049	2,141	
有形固定資産についての資本支出	59	35	29	34	
財又はサービス購入契約(2)	1,442	1,827	1,414	1,789	
	4,498	4,993	3,492	3,964	

注:

- (1) 大部分は不動産リースである。
- (2) このうち 1 年以内に期限が到来するもの: 当行グループ 302百万ポンド (2014年度: 389百万ポンド) 及び当行 282百万ポンド (2014年度: 364百万ポンド)。

信託及びその他の受託業務

当行グループは、受託銀行若しくはその他の受託者として、個人、信託、企業、年金制度等に代わって資産を保有又は投資することができる。当該資産及びその利益については、当行グループの財務諸表中に含まれていない。当行グループは、このような業務から手数料収益272百万ポンド(2014年度:373百万ポンド、2013年度:408百万ポンド)を得た。

金融サービス補償機構

金融サービス補償機構(以下「FSCS」という。)は、英国の認可された金融サービス会社の顧客にとって最後の手段となる 法定基金であり、企業がその義務を果たすことができない場合に補償金を支払う。FSCSは、業界から運営費負担金及び補償 負担金を徴収することで顧客に対する補償金を積み立てている。保護の対象となる預金に関して、それぞれの預金取扱い金 融機関は、補償年度(4月1日から3月31日までである。)の前年の12月31日に保有している保護の対象となる預金総額に 占める割合に応じて、負担金を拠出する。年間の上限は、健全性監督機構が定めている。加えて、FSCSは制度への参加を中 止した、及び認可を取りやめる企業に対して、制度への参加を中止した事業年度においてFSCSが負担金を課した場合に当該 企業が支払ったであろう負担金を、当該企業から徴収する権限を有している。

FSCSはブラッドフォード・アンド・ビングレー(Bradford & Bingley)、ヘリタブル・バンク(Heritable Bank)、カウプシング・シンガー・アンド・フライドランダー(Kaupthing Singer & Friedlander)、ランズバンキ(Landsbanki)傘下の「アイスセイブ(Icesave)」及びロンドン・スコティッシュ・バンク・ピーエルシー(London Scottish Bank plc)の破綻に関連する補償費の資金を調達するために、英国財務省から借入を行った。これらの借入金に対する金利は、12ヶ月LIBORプラス100ベーシス・ポイント又は英国財務省からの同等の借入コストに適用される英国国債金利のいずれか高い方を下限としている。これらのローンの期間に対しブラッドフォード・アンド・ビングレー及びその他の破綻銀行の財産からの回収額に関する予想されるスケジュールを反映することを、FSCS及び英国財務省は合意している。FSCSは、英国財務省からの借入枠が2016年3月に期限満了となる前に、預金取扱セクターにブラッドフォード・アンド・ビングレー以外のローンの元本残高の割り当て分を負担させる予定である。更に、FSCSは、ダンファームリン・ビルディング・ソサエティ(Dunfermline Building Society)の解決コストの中間払として100百万ポンドを課した。2014/15補償年度に業界に課された元本部分の負担額は399百万ポンド(2013/14補償年度では363百万ポンド)であった。

当行グループは、FSCSの見積負担額の割り当てとして、110百万ポンドを計上している。

訴訟、調査及び検査

RBS plc及びRBSグループのその他の会社は、英国、米国、欧州連合(以下「EU」という。)及びその他の管轄区域において、訴訟手続の当事者、並びに調査その他の規制及び政府措置(以下「当該事案」という。)の対象となっている。

RBSグループは、過去の事象の結果として生じた債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつ 当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に、当該事案に関連する責任に対して引当金を認識している。当 該事案の帰結は本質的に不確実であるが、取締役は、入手可能な情報に基づき、2015年12月31日現在における当該事案に対 して適切な引当額を設定しているものと考えている(注記21参照)。2015年度に認識した規制及び法的措置に対する引当金 総額29億ポンドには、主に抵当貸付金担保証券訴訟に関する引当金(21億ポンド)が含まれていた。

多くの訴訟手続及び調査において、関連する手続及び調査の直接の結果として又はRBSグループの評判、事業及び営業活動に対する悪影響若しくは制約の結果として、損失の発生可能性が高いかどうかを判断することや、損失の金額を確実に見積ることは不可能である。請求に係る負債額を合理的に見積ることができるようになるには、長期にわたる可能性のある証拠開示手続や書類の提出、重要な事実問題に関する判断を通じたり、また係属中の訴訟手続に関連した新規又は未解決の法的問題に対応したりすることにより、多くの法律上又は事実上の問題を解決することが必要となる場合もある。特に訴訟手続の初期段階にある請求の場合、又は原告が多額若しくは不特定額の損害賠償請求を行っている場合、RBSグループは、当該請求が解決に至る可能性、方法、若しくは時期、又は最終的な和解、損害賠償金、罰金、科料若しくはその他の救済の内容について予測することはできない。

下記に示す一部の事案に関して、当行は引当金を設定しており、そのうち一部については引当金を設定したことを示している。

RBSグループが、和解契約の締結が促されるようなアプローチを試みる場合もある。RBSグループが信頼性のある抗弁を有しており本案で勝訴するであろうと確信している問題であっても、係争を続けることによる費用、労力又は風評への影響を回避するため、又は請求に対する抗弁や調査に内在するリスクを考慮して、和解する場合がある。このような問題の全てに内在する不確実性は、引当金が設定される問題及びその他の偶発負債の両方に関して流出する可能性のある金額及び時期に影響を及ぼす。

いずれの事案に関連した将来的な資源の流出も、最終的に、RBSグループが認識した引当金総額を大幅に上回るか下回る可能性がある。負債を合理的に見積ることができない場合(及びその場合に限り)、引当金は認識されていない。

以下で説明される他に、当行グループのいずれの会社も、個別に又は全体として重要になると見込まれる政府、法的又は規制手続(係属中のもの又はその恐れのあるものを含む。)に関与しておらず、これまでも関与したことがない。RBSグループは、将来の期間に追加引当金、和解金及び顧客補償金の支払いが必要になると予想しており、場合によってはそれが相当な額になると見込んでいる。

訴訟

株主訴訟(英国)

2008年4月22日にRBSグループによって公表された株主割当発行に関連して、2000年金融サービス市場法に違反して、真実ではない及び誤解を招くような記載及び/又は誤った脱漏があったと主張して、2013年3月から7月の間に、現在及びかつての株主からの請求が、RBSグループに対して(それらの請求の1つにおいては、一部のかつての役員及び取締役に対しても)イングランド・ウェールズ高等法院に提出された。2013年7月に、これらの主張及びその他同様の可能性のある請求が、グループ・リティゲーション・オーダー(Group Litigation Order)を通じて、裁判所により併合された。2013年12月13日に、当該請求に対するRBSグループの抗弁が提出された。その後、グループ・リティゲーション・オーダーに基づき、高等法院へ追加請求がRBSグループに対して提出されてきたが、新たな原告の請求は現在クローズされている。原告である株主が1株当たり200ペンスで申込みを行った株式の総額は約4十億ポンドであるが、原告の損害賠償請求は未だ数値化されていない。

裁判所の予定では、株主割当発行の目論見書に真実ではない及び誤解を招くような記載及び/又は誤った脱漏が含まれていたかという予備的争点に関する公判が2017年3月に開始されることとなっている。裁判所がそう認定する場合、そうした記載及び/又は脱漏が損失の原因となったか否か、また、原因となった場合には当該損失の金額を検討するために追加の公判が必要となる。

RBSグループの会社は、これまで、米国において証券化及び証券引受事業に関連する多くの訴訟において発行体、寄託者及び/又は引受会社としての様々な役割において被告とされてきた。これらの訴訟には、個人の証券購入者による訴訟と、集団訴訟と推定される訴訟が含まれている。当該係属中の個人による訴訟及び集団訴訟(この注記において具体的に記載されている請求を含む。)はともに、主に2005年から2007年に発行された約42十億米ドルの抵当貸付金担保証券(以下「MBS」という。)の発行に関係している。

これらの訴訟の原告は、概して、証券の募集に関連して行われた一定の開示が、抵当貸付金を原資産とする当該証券の発行の際に準拠した引受基準に関して、重大な虚偽若しくは誤解を招く記載及び/又は脱漏を含んでいたと主張している。

RBSグループの会社は、MBSの購入者によって又は購入者に代わって提起された20件超の訴訟(以下に特定されている、集団訴訟と推定される訴訟を含む。)において依然として被告となっている。

これらのいずれかの訴訟で不利な判決となった場合、RBSグループの負債額は、損害賠償金の計算に関係する多くの要因に 左右されることになる。当該要因には、判決時における当該証券の元本金額の認識損失額(評価減)、訴訟開始時、判決時 (判決時に原告が未だ当該証券を保有している場合)又は原告による当該証券の処分時(原告が当該証券を売却した場合) における当該証券の未償還元本残高、並びに原告に認められる可能性のある判決前及び判決後利息(重要な金額となる可能 性がある。)の計算が含まれ得る。

2011年9月に、米国連邦住宅金融局(以下「FHFA」という。)は、連邦住宅抵当公庫(以下「ファニー・メイ」という。)及び連邦住宅貸付抵当公社(以下「フレディ・マック」という。)の資産保全者として、MBS関連の訴訟をRBSグループ及び他の多数の金融機関に対して提起した。このうち、下記の2件を除く全ての訴訟において、公に開示された金額で和解が成立している。

RBSグループに対するFHFAによる第一の訴訟は、コネチカット州米国地方裁判所で係属中であり、RBSグループの企業がスポンサー/寄託者及び/又は主幹事若しくは共同幹事を務めた、約32十億米ドルのMBSに関連するものである。この32十億米ドルのうち、約86億米ドルが2015年12月31日現在残存しており、当該証券に関する現在までの累積評価減は約11億米ドルである(これらは証券保有者が被った元本金額の認識損失額)。2013年9月に、裁判所は、本件におけるFHFAの修正訴状の却下を求める被告の申し立てを却下した。本件は引き続き証拠開示手続にある。

RBSグループが関与する他の残りのFHFAによる訴訟は、ノムラ・ホールディング・アメリカ・インク(以下「ノムラ」という。)及び子会社が発行したMBSに関連しており、現在控訴の対象となっている。公判の後、2015年5月11日に、ニューヨーク州南部地区米国地方裁判所は、RBSグループに関しては、RBSセキュリティーズ・インクが引受会社であったノムラ発行の4件のMBS(当初の元本残高の14億米ドルに関連)の募集書類に、米国証券法及びバージニア州証券法に違反して、証券化を担保する抵当貸付金についての重大な誤解を招く記載が含まれていたと判断して、ノムラ及びRBSセキュリティーズ・インクに対するFHFAの訴えに対してFHFAに有利な決定書を発行した。

RBSセキュリティーズ・インクは、裁判所の判決に基づく同社の正味エクスポージャーを約383百万米ドルと見積っており、これはRBSセキュリティーズ・インクに対する判決額(636百万米ドル)と当該判決に従ってFHFAがRBSセキュリティーズ・インクに返還するであろう4件のMBSの現在の見積市場価格に当該判決が支持される場合にFHFAに支払われることになる費用及び弁護士費用を加味した金額との差額である。

裁判所は、被告が米国第2巡回区控訴裁判所に対して行っている控訴の結果が出るまでの間、判決の執行を停止している。 ただし、控訴が係属中の間も当該判決額に係る判決後利息は発生する。RBSセキュリティーズ・インクは、この件の結果と して被るあらゆる損失に関して、ノムラに対して補償に関する契約上の請求を求める意向である。

全米信用組合監督庁(以下「NCUA」という。)は、(米国セントラル・フェデラル・クレジット・ユニオン及びウェスタン・コーポレート・フェデラル・クレジット・ユニオンに代わり)2件のMBS訴訟をRBSグループの会社に対して提起している。当該2件のNCUA訴訟で問題となっているMBSの当初の元本残高は32.5億米ドルである。2015年9月、NCUAは、(サウスウエスト・コーポレート・フェデラル・クレジット・ユニオン及びメンバーズ・ユナイテッド・コーポレート・フェデラル・クレジット・ユニオンに代わり)3件目の訴訟を提起し、NCUAは本件解決に向け、312百万米ドルのMBSに関連して、129.6百万米ドルに弁護士費用を加味した金額を示すRBSからの和解提案(offer of judgment)を受け入れた。RBSは、原告に同意した129.6百万米ドルに弁護士費用を加味した金額を支払った。

RBSグループの会社に対する残るその他のMBS訴訟としては、特に、ボストン及びシアトルの連邦住宅貸付銀行が提起した訴訟がある。RBSは、サンフランシスコの連邦住宅貸付銀行及びバージニア州退職年金基金に代わってバージニア州が提起したMBS訴訟について、原告に提示された金額又はを原告に支払われた金額で和解した。

RBSグループの会社はまた、ニュージャージー・カーペンターズ・ヘルス・ファンドによるノバスター・モーゲージ・インク他に対するMBSに関する集団訴訟と推定される訴訟の被告となっている。同訴訟はニューヨーク州南部地区米国地方裁判

所において係争中である。MBSに関する別の集団訴訟(ルーサーによるカントリーワイド・フィナンシャル・コーポレーション他に対する訴訟及び関連する集団訴訟)は、RBSグループからの負担なしで、2013年に和解が成立したが、集団和解のメンバーの一部は、米国第9巡回控訴裁判所に対して、裁判所が承認した和解について控訴している。

公的及び民間の機関投資家に代わりにその他の一部の請求が様々な抵当貸付金関連の募集に関連して、RBSグループに対して行なわれる恐れがあった。RBSグループは、これらの潜在的な請求が実際に行なわれるかどうかについて予測することはできないが、数件は提起される可能性があると考えている。

RBSグループは、本注記で示すMBS訴訟に関連する累積引当金として38億ポンドを有しており、当該金額には2015年度に追加された21億ポンドも含まれている。MBS訴訟及びRBSグループが関与するMBS関連の処理に対する調査(詳細は237ページの「調査及び検査」に記載)(引当金は未設定)に関連して、場合によってはかなりの金額になり、総額で現在の引当額38億ポンドを超過する可能性がある金額については、将来、追加の和解費用又は引当金が必要になる可能性がある。

米国における証券化及び証券関連の訴訟の多くにおいて、RBSグループは、証券の発行体(RBSグループの会社が引受会社である場合)及び/又は原資産である住宅ローンのオリジネーター(RBSグループの会社が発行体である場合)から補償を受ける契約上の権利を有している、又は今後有する予定である。ただし、補償請求による補填額及び補填の程度は不確実であり、補償を行う当事者(その多くには支払能力がない又はない可能性がある)の継続的な信用力等、複数の要素の影響を受ける。

ロンドン銀行間取引金利(以下「LIBOR」という。)

RBSグループの一部の会社が、LIBORの設定及びその他の特定の指標金利に関して米国で提起されている多くの集団訴訟及び個別の訴訟において被告となっている。訴状は実質的に類似しており、RBSグループの一部の会社及びその他のパネル・バンクが、個々に及び共同で、多様な手段を通じて様々な市場においてLIBOR及びLIBORに基づくデリバティブの価格を操作することにより、契約だけでなく、様々な連邦法(米国の商品法及び独占禁止法を含む。)並びに州の制定法及びコモンローに違反したと主張している。

RBSグループの会社が被告となっている米ドルLIBOR関連の訴訟の大部分(米ドルLIBORに関連している、全ての集団訴訟と推定される訴訟を含む。)が、ニューヨーク州南部地区米国地方裁判所において併合された訴訟手続に移送された。

併合された訴訟手続において、併合集団訴訟の訴状が、(1)取引所に基づいた買手の原告、(2)相対による買手の原告、及び(3)社債購入者の原告に代わって提出された。RBSグループの会社が被告となっている米ドルLIBORに関連する35件を超えるその他訴訟(貸手及び住宅ローンの借手に代わって提起された集団訴訟と推定される訴訟を含む)が当該併合された訴訟手続にも含まれた。

2013年及び2014年に出された一連の命令では、当該併合された米ドルに係る訴訟手続を監督する裁判所は、原告による独占禁止に関する集団請求及びRICO法(Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act、事業への犯罪組織等の浸透の取締りに関する法律)に基づく請求を却下したが、(a)(申し立てられた、被告による米ドルLIBORへの継続的な抑制が原告に損害を負わせたという見解に基づく)シカゴ・マーカンタイル取引所においてユーロドル先物及び先物に係るオプションを取引した者に代わる一定の商品取引所法上の請求、並びに(b)被告と直接取引を行った相対の買手の原告に代わる一定の契約及び不当利得の主張は却下しなかった。以降、裁判所は、対人管轄権の欠如による却下を含む、原告の様々な請求を却下するその他潜在的根拠ついて広範囲に扱う追加命令を出し、裁判所は現在、併合された訴訟手続に当該命令を適用する手続を行っている。原告の独占禁止法に関する請求の裁判所による却下は現在、米国第2巡回区控訴裁判所に控訴されている。

RBSグループの一部の会社はまた、(i)円LIBOR及びユーロ円TIBOR、(ii)Euribor、(iii)スイス・フランLIBOR並びに (iv)ポンドLIBORに関連している集団訴訟の被告となっており、これらすべての訴訟は、ニューヨーク州南部地区米国地 方裁判所において他の判事の前で係属中である。2014年3月28日に、ユーロ円TIBOR先物契約に関連した訴訟において裁判 所は、原告の独占禁止法に関する請求を却下したが、価格操作に関する商品取引所法に基づく請求は却下しなかった。

RBSグループが関与するLIBORの調査の詳細は237ページの「調査及び検査」に記載されている。

ISDAFIX独占禁止訴訟

2014年9月から、RBS plc及び他の多数の金融機関は、米ドルのISDAFIXレートを操作したと主張する、集団訴訟と推定される訴訟の申立てのいくつか(現在は1つの申立てに併合され、ニューヨーク州南部地区米国地方裁判所で係属中である)に

おける被告となっている。RBS plcは本件について和解の合意に至っており、合意は最終和解の文書化と裁判所の承認を条件とする。当該和解金額は既存の引当金でカバーされる。

クレジット・デフォルト・スワップ独占禁止訴訟

他の多数の金融機関と同様に、RBSグループの一部の会社は、クレジット・デフォルト・スワップに関する市場の取引を不法に抑制したと主張する、ニューヨーク州南部地区米国地方裁判所で係属中の独占禁止に関する併合集団訴訟の被告である。被告であるRBSグループは、33百万米ドルで、本件を和解することに合意し、当該和解は2015年10月29日に裁判所より事前承認を受けた。裁判所による和解の最終承認を待つ間、和解金は第三者預託に払い込まれた。

FX独占禁止訴訟

RBSグループの会社は、ニューヨーク州南部地区米国地方裁判所において係属中の、外国為替取引に関する独占のための共謀を主張する、併合された訴訟において集団に代わって主張された又はその可能性のある全ての請求について和解した。2015年12月15日に当該和解への裁判所の事前承認を受け、和解についての裁判所による最終承認までの間、RBSグループは和解金全額(255百万米ドル)を第三者預託に払い込んだ。別の集団訴訟の訴状(FX取引を行った従業員給付制度に代わって従業員退職所得保障法上の請求を主張する訴状を含む。)が同裁判所で係属中であり、RBSグループの一部の会社を被告としている。

2015年9月、RBSグループの一部の会社は、他の多数の金融機関と同様に、外国為替取引を行った又は外国為替取引を行うファンドに投資したカナダの原告に代わり、オンタリオ州及びケベック州で提起された、集団訴訟と推定される2件の訴訟の被告であった。原告は、被告が通貨取引の価格操作を共謀することでカナダ競争法に違反したと主張している。

RBSグループに対し、他の管轄地域でその他の外国為替取引関連の請求が行われる恐れがある又はその可能性がある。RBSグループはこれら請求が実際に行われるかどうかについて予測することはできないが、数件は提起される可能性があると考えている。

米国財務省証券独占禁止訴訟

2015年7月より、RBSセキュリティーズ・インクを含む多数の米国財務省証券のプライマリーディーラーに対する多数の独占禁止集団訴訟の訴状が米国連邦裁判所に提出された。訴状は、被告が米国財務省証券のオークション入札プロセスを不正操作して証券の価格を引き下げ、その価格で当該証券を購入するとともに、共謀して証券の価格を引き上げ、その価格で原告に当該証券を売却したと主張している。訴状は、米国財務省証券又は当該商品に基づくデリバティブ(先物及びオプションを含む。)の取引を行った者に代わって、米国反トラスト法上の請求及び商品取引所法上の請求を主張している。2015年12月8日、係属中の事案は全て、ニューヨーク州南部地区米国地方裁判所において併合又は統合された正式事実審理前の手続に移送された。

金利スワップ独占禁止訴訟

2015年11月25日、RBS plc及びRBSグループのその他の会社は、他の多数の金利スワップ・ディーラーと同様に、ニューヨーク州南部地区米国地方裁判所に提起された独占禁止に関する集団訴訟の被告となっている。同様の請求が、2016年2月18日にイリノイ州北部地区米国地方裁判所に提起された。当該請求では、被告が多様な手段を通じて金利スワップに関する市場の競争を抑制することにより、金利スワップのビッド・アスク・スプレッドの拡大を招き、原告集団に損失を与え、米国独占禁止法に違反したと主張している。被告となっているRBSグループの会社は、当該請求の却下を求めている。

ソーンバーグ対審手続

RBSセキュリティーズ・インク及びその他のRBSグループの一部の会社は、他の金融機関数社と同様に、TMSTインク(前ソーンバーグ・モーゲージ・インク)の管財人によって、メリーランド州の米国破産裁判所に申し立てられた対審手続における被告である。管財人は、とりわけ、不正で、優先的な権利委譲及び譲渡は無効であるとして、再編契約に従ってなされた譲渡の原状回復を求めている。2014年9月25日に、裁判所により被告による本事案の訴えを却下する申立ての大部分が否認されたため、開示手続きが継続中である。

金利ヘッジ商品訴訟

RBSグループは、金利ヘッジ商品(以下「IRHP」という。)の販売に関連して進行中の数多くの訴訟における請求に対応している。概して、原告は、問題となっている金利ヘッジ商品が原告に誤って販売されたと主張している。そのうちの一部はまたRBSグループがLIBORに関連して虚偽の表示を行なったと主張している。請求は英国金融行為規制機構(以下「FCA」という。)の救済プログラムで考慮されていない顧客の他に、同プログラムで考慮されている顧客からも提起されている。救済プログラムへの新たな参加者の受け入れは2015年3月31日に終了した。

RBSグループはFCAの救済プログラムで補償を求めることができた顧客に対して当該プログラムに参加することを勧めていた。RBSグループは依然として、救済の対象にならなかった顧客あるいは救済プログラムからの補償に満足しない顧客から請求される可能性がある。

IRHPが誤って販売されたと主張した請求に加えて、RBSグループは、FCAの救済プログラムの実行における法的な注意義務を履行しなかったと主張する多数の請求を受けている。これらの請求は、FCA救済プログラムを通じて提供された補償に満足していない顧客から提起されている。当該請求は、他の英国の銀行に対する予備判決を受けてのものであった。それ以後、RBSは、銀行にはFCAレビューを遂行する上で顧客への法的な注意義務はないことを根拠に、顧客がRBSに対して類似の請求を含めるよう訴訴手続を修正する申立に対抗している。顧客は、商事裁判所より控訴申立許可の申請を却下され、正式に控訴裁判所に控訴許可を申請した。

ワイスによるナショナル・ウエストミンスター・バンク・ピーエルシーに対する訴訟

ナショナル・ウエストミンスター・バンク・ピーエルシー(以下「ナットウエスト」という。)は、イスラエルにおけるテロリストの攻撃の犠牲者である米国国民(又はその財産権、遺族、若しくは相続人)の多くにより提起された訴訟を抗弁している。原告は、ナットウエストは以前にパレスチナ救援及び開発基金(Palestine Relief & Development Fund)のために銀行口座を維持し、資金を送金していたため、米国反テロ法(US Antiterrorism Act)に従ってこれらの攻撃から生じた損害に対する責任があると主張している。同基金は、原告が当該攻撃の犯人とされるハマスを援助する資金を提供していると主張している組織である。2013年3月28日に、事実審裁判所(ニューヨーク州東部地区米国地方裁判所)は故意に関する争点についてはナットウエストを支持して、正式事実審理を経ないでなされる判決(summary judgment)を認めたが、2014年9月22日に、この決定は米国第2巡回控訴裁判所により無効とされた。控訴裁判所は、正式な事実審理を経ないでなされる判決でナットウエストにより主張されるその他の根拠について検討し、必要な場合は審理するよう事実審裁判所に本事案を差し戻した。

調査及び検査

当行グループの事業及び財政状態は、英国、EU、米国及びその他の地域の様々な政府及び規制当局の措置によって影響を受ける可能性がある。RBSグループは、英国、米国、EU及びその他の地域を含む関連する政府及び規制当局と、消費者保護法、企業行動規範、競争法、独占禁止法、贈収賄規制、マネー・ロンダリング規制及び制裁政策を含む適用される法規制の遵守に関連するものを含む、業務上、システム上、及び統制上の評価並びに問題点に関しての協議、また、非公式及び公式な照会又は調査への対応を継続的及び定期的に行っており、今後も継続的及び定期的に行う予定である。特に、コーポレート&インスティチューショナル・バンキング(以下「CIB」という。)部門は、例えば、基準金利及び関連するデリバティブ取引の設定、外国為替市場における行為、並びに仕組商品及び国債等の固定利付証券の発行、引受、並びに売却及び取引に関連する様々な問題を含む、多数の事案に関して情報を提供している。

そのような協議及び照会の対応中に討議又は特定された事項により、特に追加の照会又は調査を受ける可能性、政府及び規制当局によるその他の措置の対象となる可能性、RBSグループの負担する費用が増加する可能性、RBSグループがシステム及び統制の改善を求められる可能性、公的又は民事上のけん責、RBSグループの事業活動に対する制限及び/又は罰金が課される可能性がある。本段落内又は下記の事象又は状況の全てはいずれも、RBSグループ、RBSグループの各事業、認可及び免許、評判、経営成績、又はRBSグループが発行した証券の価格に重大な悪影響を及ぼすこともあり得る。

RBSグループは、下記の調査及び検査に全面的に協力している。

ローンの証券化事業の調査

RBSグループは、米国において、特に抵当貸付金担保証券、債務担保証券(以下「CDO」という。)、ローン担保証券(以下「CLO」という。)及び合成商品の発行、引受及びトレーディングに関連した、連邦政府及び州政府の捜査当局及びその他の機関並びに自主規制機関(DOJ及び金融詐欺対策タスクフォースのRMBSワーキング・グループの諸メンバー(数名の州検事総長)を含む。)による検査、調査及び手続(公式・非公式)を受けている。

これらの調査に関連して、RBSグループの会社は、特にCDOの組成、ローン・オリジネーターに対する融資、ホール・ローンの購入、証券化の支援及び引受、デューデリジェンス、表明及び保証、格付会社とのやりとり、投資家に対するディスクロージャー、書類の不備、トレーディング取引及び実務、並びに買戻請求に関する情報提供の要請及びその情報を求める罰則付召喚令状を受け取っている。

これらの継続案件には特に、主に証券化のために購入した、そうでなければ含まれているローンについてのデューデリジェンス及び関連する開示について、DOJの民事訴訟部門及び刑事訴訟部門並びに、コネチカット州の銀行監督当局に代わりコネチカット州検事局が行う積極的な調査が含まれる。2015年8月31日、コネチカット州の銀行監督局は、RBSセキュリティーズ・インクに対して2通の通知を発行し、そこでMBSを引き受ける際にコネチカット州の統一証券法に違反した可能性があると結論付けたことを示し、RBS plcの2015年5月におけるFX関連の有罪答弁に言及し、RBSセキュリティーズ・インクが法に準拠しており、罰金及びその他の補償を求める行政手続が開始されるべきではない理由について明確にする機会を同社に与えている。

RBSセキュリティーズ・インクは、2015年10月に当該通知に対する返答を提出し、係る協議が進行中である。

また調査には資産担保証券(住宅ローン担保証券、商業上の資産担保証券、CDO及びCLOを含む。)の様々な形式のトレーディングにおいて主張された虚偽表示に関連した民事及び刑事調査が含まれる。2015年3月及び12月、旧RBSセキュリティーズ・インクのトレーダー2名がコネチカット州米国地方裁判所で有罪答弁を行い、それぞれがその在職中に証券詐欺の共謀の1訴因について有罪を認めた。

2007年に、ニューヨーク州法務長官は、住宅ローンのデューデリジェンスを行うために利用した外部業者から引受会社が取得した情報に焦点を当て、証券化及び証券業界の幅広い関係者に対して罰則付召喚令状を発した。RBSグループは、2008年にニューヨーク州法務長官により要求された、主に一つの証券化取引にプールされた貸出金に関連する書類の提出を完了した。

2011年5月に、ニューヨーク州法務長官は、RBSグループの住宅ローン証券化事業に関する追加情報を請求し、RMBSワーキング・グループの設立後、上述の他の州及び連邦のRMBSワーキング・グループの調査と同一又は類似の問題に注力している。当該調査は継続されており、RBSグループは、要請を受けた情報を引き続き提供している。

この段階では、MBS関連の規制当局及び政府の調査結果について相当の不確実性があるため、重要である可能性のあるRBSグループへの潜在的な影響の総額について信頼性をもって見積もることは実務上困難である。

米国住宅ローン - 買戻し問題

北米のRBSグループのCIB事業は、流通市場における非政府機関による米国住宅ローンの買手であり、非政府機関による住宅ローン担保証券(以下「MBS」という。)の発行者及び引受者であった。CIBは、米国住宅ローンの組成及び回収を行わず、政府支援企業(以下「GSE」という。)(例えば、連邦住宅抵当公庫及び連邦住宅貸付抵当公社)に対する住宅ローンの重要な売手ではなかった。

MBSの発行において、CIBは、通常、住宅ローンのオリジネーターが実行した原資産であるローンの特性に関して一定の表明及び保証を割り当てている。ただし、一部の状況においては、CIB自らがそのような表明及び保証を行った。CIBが(原資産であるローンに関連するか、そうでないかにかかわらず)これらの又は他の表明及び保証を行っている場合、CIBは、当該表明及び保証の一定の違反を理由として、当該ローンの買戻し又は特定の当事者への損失の補償を契約上要求される可能性がある。

ローン又は関連する有価証券の買戻しを要求される一定の場合において、CIBがローンを売却した際にCIBに表明又は保証を行った第三者に対して請求を主張できる場合がある。ただし、当該当事者からの回収の可能性は不確実である。2009年の開始以降2015年12月31日までに、CIBは、CIBが契約上の表明又は保証に関する義務を引き受けたケースで、主に2005年から2008年までに実行したローン及び関連する売却有価証券に関して、約753百万米ドルの買戻請求を受けた。ただし、CIBに対して提示された買戻請求はCIBによる異議申立及び反証の対象となっている。

この段階では、請求に関連したローンの買戻しの結果について相当の不確実性があるため、重要である可能性のあるRBSグループへの潜在的な影響の総額について信頼性をもって見積もることは実務上困難である。

LIBOR及びその他の取引金利

2013年2月、RBSグループはLIBORの設定に関する、提示、交信及び手順の調査について、英国金融サービス機構(以下「FSA」という。)、米国商品先物取引委員会(以下「CFTC」という。)及び米国司法省(以下「DOJ」という。)との和解を発表した。RBSグループは、調査を終わらせるために、それぞれの当局に87.5百万ポンド、325百万米ドル及び150百万米ドルの罰金を支払うことに合意し、また、CFTCとの和解に際して特定の事項を約束することで合意した。DOJとの合意の一

環として、RBS plcはスイス・フランLIBORに関する通信詐欺という1つの訴因及び円LIBORに関する独占禁止法違反という1つの訴因について、訴追猶予協定(以下「DPA」という。)を締結した。DPAは2015年4月に失効し、以降の影響はない。

更に、2013年4月、アール・ビー・エス証券会社は、円LIBORに関する通信詐欺という1つの訴因について罪を認め、2014年1月、コネチカット州地区米国地方裁判所は、司法取引に従ってアール・ビー・エス証券会社の有罪の最終判決を下した。

2014年2月、RBSグループは、欧州委員会(以下「EC」という。)による円LIBORの競争法違反及びEURIBORの競争法違反の調査を終了するために、それぞれ約260百万ユーロ及び131百万ユーロの違約金を支払った。本件は現在は終了している。

2014年7月、RBS plc及びRBS N.V.は、オーストラリアのバンク・ビル・スワップ・レートに関する潜在的な不正行為に関連してオーストラリア証券投資委員会(以下「ASIC」という。)と強制的約束(Enforceable Undertaking)を締結した。RBS plc及びRBS N.V.は、様々な約束をし、オーストラリアにおける独立したファイナンシャル・リテラシー・プロジェクトに資金提供するために1.6百万豪ドルの任意拠出を行うことに合意した。

2014年10月に、ECは、(1)RBSグループと他の金融機関1社が2008年3月から2009年7月にかけてスイス・フランLIBORの基準金利の操作を意図した二社間協定に関与していたことは明らかであり、(2) RBSグループと他の金融機関3社が欧州経済領域(以下「EEA」という。)においてスイス・フラン建ての金利デリバティブのビッド・アスク・スプレッドに関連した協定に関与していたことを発表した。RBSグループは罰金を全額免除された。

RBSグループは、LIBOR及びその他の金利設定、並びにノンデリバラブル・フォワードを含む多数の取引金利に関する提示、 交信及び手順に対する、その他の様々な政府当局及び規制当局(英国、米国及びアジアを含む。)による調査及び情報に対 する新規及び継続中の要求に協力している。

RBSグループは、米ドル、ユーロ及びポンドのISDAFIXの設定並びに関連するトレーディング取引の調査の一環として、CFTC に情報及び書類を提供している。RBSグループはCFTCによる調査は進行した段階にあると理解している。また、RBSグループ は、LIBOR及びその他の取引金利に加えて金利関連取引においても特定の個人による訴訟に端を発して、多くの管轄区域に おいて競争当局による調査を受けている。この段階では、これらの調査結果に関して相当の不確実性があるため、重要である可能性のあるRBSグループへの潜在的な影響(ある場合)の総額を信頼性をもって見積もることは実務上困難である。

外国為替取引関連調査

2014年11月、RBS plcは、そのコーポレート&インスティチューショナル・バンキング(以下「CIB」という。)部門内の RBSGのFX取引事業の失敗についての調査に関連して、FCAとCFTCと和解に至った。調査を終了するためにRBS plcは罰金としてFCAに217百万ポンドを、CFTCに290百万米ドルを支払うことに同意した。当該罰金は2014年11月19日に支払われた。

2015年5月20日に、RBS plcは、そのCIB部門内のFX取引事業に対する調査に関して、DOJ及び連邦準備制度理事会と和解に至ったと公表した。調査を終了するために、RBS plcは連邦準備制度理事会に罰金274百万米ドルを支払い、DOJには罰金395百万米ドルを支払うことに同意した。DOJに係る罰金は既存の引当金で全額カバーされる。

RBS plcは、DOJとの間の司法取引に従い、独占禁止法の共謀を問う1つの訴因に対してコネチカット州米国地方裁判所で罪を認めた。RBS plcが故意に、そのユーロ/米ドル通貨トレーダー1名を通じて、シャーマン反トラスト法に違反して、FX スポット市場で取引されたユーロ/米ドル通貨の通貨ペアの売買において競争を排除する共謀に加わったことを認めた。

問題の共謀は、早ければ2007年12月から少なくとも2010年4月まで続いた。DOJとの間の司法取引(公表されている)に従い、DOJとRBS plcは、395百万米ドルの罰金と執行猶予期間からなる処罰を課すことを裁判所に提言することを共に同意している。特に、RBS plcが米国の法令に違反して別の罪を犯すこと、問題とされる罪の基礎を形成するFXの取引慣行に関与することを禁止し、RBS plcが、問題となる違法行為を防止し発見し、別の規制当局(FCAやCFTCを含む。)が求めるコンプライアンス及び内部統制を強化するよう設計されたコンプライアンス・プログラムを導入することが求められる。RBS plcが執行猶予を受けた場合、執行猶予の条項違反は追加の罰金が課されることになる。

RBS plc及びRBSセキュリティーズ・インクは、また、FX及びその他の特定の市場取引に関連して、連邦準備制度理事会から排除命令を受けている(以下「FX命令」という。)。公表され、連邦準備制度理事会が終了としない限りは有効となる、本FX命令では、RBS plc及びRBSセキュリティーズ・インクはFX取引及びその他の特定の市場取引に関連した救済的措置を取ることに同意した。これには内部統制及びコンプライアンス・プログラムの強化策の文書化、コンプライアンス・リスク管理

プログラムの改善、内部監査プログラムの強化が含まれる。RBS plc及びRBSセキュリティーズ・インクには、当該プログラムが連邦準備制度理事会により承認された後はそのプログラムを導入し、従う義務が生じ、また毎年、適用されるコンプライアンスの方針及び手続き、並びに主な統制についてのリスクに特化したサンプリングについてのレビューが求められる。

RBSグループは、CIB部門内のそのFX事業の失敗に関連した類似の問題について、その他の政府当局や規制(競争を含む)当局からの調査及び照会に対応している。これには、上述のRBS plcの有罪答弁により生じる可能性がある間接的な影響に関連したものも含まれる。これ以外の和解及び関連する訴訟リスクや間接的な結果についての時期及び関連する罰金額はまだ不確実であるが、重要になる可能性がある。

2014年7月21日に、英国の重大不正捜査局(以下「SFO」という。)は、複数の金融機関が関与しているらしい、外国為替市場での不正行為の疑惑に対する犯罪捜査に着手していることを発表した。2016年3月15日、SFOは、入手した情報及び資料に基づき、現実的に有罪判決となるに足る十分な証拠がないと結論付けたことにより本調査を終了するとを発表した。

金利のヘッジ商品(以下「IRHP」という。)の救済プログラム

2012年6月、業界全体の調査を受けて、FSAは、FSA規則ではリテールの顧客又は個人顧客に該当する中小企業の一部への金利へッジ商品の販売に関連した救済策の実施及び過去の取引の調査にRBSグループ及びその他の英国の銀行が同意したことを発表した。

2013年1月、FSAは、RBSグループ及びその他の英国の銀行が調査及び救済を実施する上で遵守することを望む原則を示す報告書を公表した。この救済の実施は、独立した調査官であるKPMG(金融サービス市場法の第166条に基づく専門家(Skilled Person)として指名)による精査を受けている。調査官は、全ての結果を検討して承認し、FCAがこれを監督している。RBSグループは、対象範囲のほぼ全ての顧客に係る救済の決定に関して、KPMGとの合意に達した。調査及び救済策の実施の新たな参加者の受け入れは2015年3月31日に終了した。RBS及びKPMGは、現在、残るわずかな救済策の申し出の受け入れ及びこれにより生じる請求の損失の評価に注力している。2015年10月、RBSはFCAの調査が完了に近いことをFCAと合意し、最終的な救済策の申し出を受けたが返答していない全ての顧客に、当該申し出の最終受入日は2016年1月31日であることを2015年10月31日に通知した。

いまだ最終的な救済決定を受けていない顧客には、救済策の申し出が失効する前に、その申し出を受け入れるまでに3ヶ月の猶予が与えられる。2016年2月末現在で、全調査の95%が終了していた。

アイルランド中央銀行はまた、アルスター・バンク・アイルランド・リミテッド(以下「UBIL」という。)に、その他の多くのアイルランドの銀行とともに、アイルランド共和国における中小企業に指定されたリテール顧客に対するIRHPの販売に関連して同様の救済策及び過去の取引の調査を行なうことを要請した。RBSグループはまた、RBSインターナショナルの関連する顧客に対しても同様の救済策と過去の取引の調査を実施することに同意した。RBSインターナショナルの顧客及びUBILの顧客の両方に関連して実施した調査は完了した。

上記の救済策に関連するRBSグループの引当金は、これらの件のために、これまでに合計で15億ポンドであり、そのうち14億ポンドは、2015年12月31日現在で使用されていた。

IRHPの調査における専門家の役割に関する司法審査

RBS PIc及びナットウエストは、以前に開示されたRBSグループのIRHPに係る救済プログラムにおける、専門家としてのKPMGの判断に関する司法審査に関連して、多数の請求の当事者に名前が挙げられている。これはまた、KPMGに対する他の英国の銀行の顧客による類似の請求を踏襲している。

これら全ての請求は、その他の銀行の裁判結果を待って手続きが停止された。当該訴訟の審理は、2016年1月25日に行われた。裁判所は、(1)本件において専門家としての役割に関して、KPMGは司法審査に責任のある機関ではなく、(2)採用された手続は他の銀行の公平性を欠くものではないと判断し、KPMGに有利な判決を下した。原告は、当該判決を控訴する許可を求めた。

控訴が認められ、控訴裁判所が、第166条で指名された専門家は司法審査の影響を受けると判断する場合、RBS plc及びナットウエストに対する請求が、これら特定の主張における救済プログラムにおけるKPMGの役割についての公正性を評価する本格的審理へ進められる。公正性が欠けるとみなされた場合、一般的にIRHP訴訟の調査及び和解に適用された方法論の妥当性への影響が重要であった可能性がある。

多少の不確実性があり、司法審査は初期段階にあるため、重要である可能性のある当行グループへの影響(ある場合)の総額を合理的に見積もることは実務上困難である。

FSAの覆面調査員による調査

2013年2月、FSAは銀行及び住宅金融組合がリテールの顧客に提供する投資のアドバイスについて実施した覆面調査員による調査結果を発表した。当該調査の結果、FSAは対象となった企業は協力的であり、迅速に対応することに同意したことを発表した。RBSグループはこの対象企業の1つであった。

求められる対応には、アドバイザーに提供される研修の調査、アドバイスの過程や新規取引に対する統制に変更が必要かどうかの検討、過去の不十分なアドバイスを特定する(また、規制上の要求事項の違反が特定される場合は顧客のためにこれを訂正する)ための過去の取引の見直しが含まれていた。

FSAの覆面調査員による調査の結果の発表後、FCAは、2012年3月から2012年12月までの期間にRBSグループのパーソナル&ビジネス・バンキング(以下「PBB」という。)部門の英国のファイナンシャル・プランニングのチャネル(RBS plc及びナットウエストを含む。)を通じて一定の一括投資型商品に係る投資のアドバイスを受けた過去の顧客のサンプルに関して、過去の取引の調査及び顧客との接触の実施をRBSグループに要求した。

この調査は、金融サービス市場法の第166条に基づいて実施され、同法に基づき、これを実施するために専門家が指名された。救済はこれまで、このサンプルグループの特定の顧客に支払われた/提供された。第166条報告書のドラフト提出後のFCAとの協議後、RBSグループは、2011年1月1日から現在までにおける特定の投資、保険及び年金の販売に関連してより範囲の広い調査/救済策を実行することでFCAに同意した。RBSグループは、2016年度中に関連する顧客に通知を行う予定である。さらに、(a)商品の対象となる市場及び(b)アドバイザーがどのように顧客に商品を説明していたのかに関連してFCAが指摘する懸念に応えて、RBSグループは、特定の仕組商品を販売された特定の顧客層に対して救済策を実施することでFCAと同意した。救済は、仕組商品を購入した特定の顧客に支払われた/提供された。

投資助言に関連する当行グループは、これらの件のために、これまでに合計で187百万ポンドの引当金を計上し、そのうち72百万ポンドは、2015年12月31日までに使用されていた。

カード・プロテクション・プラン・リミテッド

2013年8月、FCAはカード・プロテクション・プラン・リミテッド並びに、RBSグループを含む銀行及びクレジットカード会社13社が、特定のリテールの顧客へのカード及び/又は個人情報保護保険の販売に関する補償スキームに合意したことを発表した。それまでに補償スキームに請求が提出されなければならなかった手続完了日は経過している。補償は現在、全て支払われており、請求は全て、裁判所又は金融オンブズマン制度を通じてといずれであろうと禁止されている。当該補償の支払いは既存の引当金でカバーされた。

パッケージ・アカウント

パッケージ・アカウント (当座預金)の苦情の増加により、2013年に当行グループは個別に苦情の調査及び解決のためのリソースを積極的に割いていた。当行グループはこの件のために、これまでに合計307百万ポンドの引当金を計上している。

SMEに対するRBSグループの取扱いについてのFCAによる調査

2013年11月、英国政府機関のビジネス・イノベーション・職業技能省(Department for Business Innovation and Skills)の駐在起業家であるローレンス・トムリンソンによる報告書が公表された(以下「トムリンソン報告書」という。)。トムリンソン報告書はSMEについてのRBSグループの取り扱いについて批判的であった。

トムリンソン報告書はPRA及びFCAに提出された。その後すぐに、FCAは、トムリンソン報告書の主張を再調査するために金融サービス市場法の第166条に従い、独立した専門家を指名する予定であると公表した。2014年 1 月17日、専門家が指名された。専門家の調査では、RBSグループの英国における中小規模の事業会社で、信用エクスポージャーが20百万ポンドまでの顧客が対象とされる。当該顧客関係はRBSグループのグローバル・リストラクチャリング・グループ内で、又は財政困難な顧客を対象としたRBSグループのコーポレート・バンキング部門内のより小さな単位内で管理された。RBSグループは、2008年から2013年までの期間において、英国の中小企業への大手の融資提供先の 1 行であった。

これとは別に、2013年11月、RBSグループは、トムリンソン報告書においてなされた次の主要な主張に対して独立した調査を実施するために法律事務所のクリフォード・チャンスを起用した。当該報告書では、RBSグループのグローバル・リストラクチャリング・グループにより、それがなければ存続可能であった事業に対して、人為的に窮状に陥らせるようなシステ

ミックで組織的な行為があったことで、その事業が立ち行かなくなったと主張されている。クリフォード・チャンスは、顧客満足度や価格設定の透明性を高めるよう提言する一方で、2014年4月17日に報告書を公表し、主な主張を裏付ける証拠はないという結論を下した。

主な主張に関する独立した個別の調査が、事務弁護士事務所であるメイソン・ヘイズ&カランの主導でアイルランド共和国において行なわれた。報告書は2014年12月に公表され、主な主張を裏付ける証拠は示されなかった。

RBSはFCAの調査において全面的に協力している。

専門家の調査はトムリンソン報告書における主張及びサー・アンドリュー・ラージの2013年のインディペンデント・レンディング・レビュー(Independent Lending Review)で同氏が行った報告が対象であり、上述のクリフォード・チャンス及びメーソン、ヘイズ&カーンが実施した調査よりも範囲が広い。専門家は、2016年上半期中に、その調査による最初の発見事項をRBSグループ及びFCAに提出する予定であるが、最終的な時期は決定されていない。専門家が最終報告書を提出する前に、RBSグループには、当該調査による発見事項について対応する機会が与えられている。専門家の調査結果でRBSグループのSMEの顧客への対応に重要な不手際があったとされた場合、その性質、規模及び種類にもよるが、当該結論により、財政的困難にある顧客のRBSグループによる対応に関連したより広範になる可能性のある調査及び訴訟の他に、FCAによる規制上の是正措置の開始や、是正の強制、RBSグループに対する訴訟の開始になる。現時点では、専門家の調査の最終結果及びそれによる付随的帰結に関して相当の不確実性があるため、RBSグループへの潜在的影響を合理的に見積もることは実務上困難である。

<u>次へ</u>

多国間インターチェンジ手数料

2014年9月11日に、欧州連合司法裁判所は、EEAでの「マスターカード」及び「マエストロ」ブランドの消費者クレジットカード及びデビットカードによる国境を越える(クロスボーダー)支払カード取引に対するマスターカードの多国間インターチェンジ手数料(multilateral interchange fee、以下「MIF」という。)は競争法違反であるとする欧州委員会及び欧州一般裁判所の先の判断を支持した。

2013年4月、ECは、マスターカード保有者により非EEA国からEEAになされた支払いに関するインターチェンジ手数料の新たな調査を開始したと公表した。

2013年5月、ECは、当面のクロスボーダーのクレジットカードのMIF料率に関してVISAと合意に至ったことを公表した。この合意については、現在市場調査中であり、法的拘束力は2014年2月26日に生じた。この合意は、4年間続く予定である。

更に、2015年6月8日に、カード支払いに対するインターチェンジ手数料に関する規制が施行された。この規制は、デビットカード及び消費者クレジットカードに関するクロスボーダーのMIF料率及び国内のMIF料率のいずれにも上限枠を要請している。この規制は、また、オナー・オール・カード・ルール(Honour All Cards Rule)を含む、その他の改善も示しており、当該改善では、MIFの水準が異なるカードを除き、MIFの水準が同じ全てのカードを店主が受け入れることが求められる。

英国では、公正取引庁(以下「OFT」という。)が、VISA及びマスターカードの消費者及び商業用クレジットカード並びにデビットカードの取引に関して、適切な国内のインターチェンジ手数料に関する調査を過去において開始していた。2015年5月6日、OFTの後任組織である競争及び市場当局(以下「CMA」という。)(Competition & Markets Authority、以下「CMA」という。)は、行政上の優先事項を理由に当該調査を終了したと発表した。

ECの継続中の調査の結果及び規制に関して不確実性があり、これは、4者間カード支払スキームの構造及び運用全般、ひいてはこの分野におけるRBSグループの事業に重大な悪影響を及ぼす恐れがある。

支払補償保険(PPI)

2011年よりRBSグループは、誤った支払補償保険(Payment Protection Insurance、以下「PPI」という。)の販売についての苦情対応に関してFCAと同意した方針書を実行している。RBSグループはまた、2014年11月のプレヴィン対パラゴン・パーソナル・ファイナンス・リミテッド訴訟における英国最高法院の判決後の進展を監視している。当該判決では、保険料に特に高い水準の未公表の手数料が含まれているため、一括払い保険料のPPIの販売が、1974年消費者信用法(以下「消費者信用法」という。)s.140Aのもとでは「不公平な関係」を作り出してしまう可能性があるとしていた。

金融オンブズマンサービス(以下「FOS」という。)はそのウェブサイトで、消費者信用法の不公平な関係の規定及びプレヴィン判決がFOSに付託されたPPI苦情の一部において「潜在的に関連する約因」となると明示している。2015年5月27日に、FCAは一般的にPPIについての苦情に対するプレヴィン判決の影響に対処するために追加的な規則及び/又はガイダンスが必要かどうかを検討していると公表した。

2015年11月26日に、FCAはコンサルテーション・ペーパー15/39を公表し、プレヴィン判決に照らして企業がどのようにPPI 苦情に公正に対処すべきか、及びFOSがどのように関連するPPI 苦情を検討すべきかに関する規則・ガイダンス案を示した。当該コンサルテーション・ペーパーにはまた、2018年内の後日確定される日にPPI 苦情の申立ての期限を導入する提案も含まれている。RBSグループは、当該コンサルテーション・ペーパーに対する回答を2016年 2 月26日に提出した。

当該コンサルテーション・ペーパーの提案には、期限に関する認識を高めるとともに、苦情の申立てを行おうとする者が期限前に行動を起こすことを促すための、FCA主導のコミュニケーション・キャンペーンが含まれている。RBSグループは、同案が合意され、実行されると、プレヴィン判決の結果として、以前モデル化したよりも長期にわたり、請求の量が増加し、PPI請求に関連した追加の補償金が支払われると予想している。

提案されている2018年の期限より後に行われる苦情の申立ては、企業又は金融オンブズマンサービスによって評価される権利を失うことから、新たなPPI訴訟は2018年が最後となる。

2015年度第4四半期中のPPI苦情の量は、これまでの傾向と一致していた。PPI請求を解決するために第4四半期中に行われた実際の支払は、2015年9月1日から12月31日までの4ヶ月間をカバーしていた。一方、第3四半期中に行われた支払は、

2015年6月1日から8月31日までの期間をカバーしていた。この変更は、2015年度第4四半期に業務プロセスの改善が導入されたことに伴って行われた。

RBSグループは、PPI請求のために、2015年度の6億ポンドを含め、これまでに合計43億ポンドの引当金を計上し、そのうち33億ポンドは12月31日までに使用されていた。

英国のリテール・バンキング

2014年3月、CMAは、2013年6月に公表された中小企業(以下「SME」という。)向け銀行業務への市場調査と並行して、OFTの2013年度個人当座預金(以下「PCA」という。)の市場調査を更新する予定であることを発表した。2014年7月に、CMAは、PCA及びSMEの両方の市場調査に関する暫定的な調査結果を公表した。CMAは、PCA及びSME向け銀行業務をカバーする、リテール・バンキングへの市場調査の付託(market investigation reference、以下「MIR」という。)を行うことを暫定的に決定した。2014年11月6日に、CMAはMIRを進める最終決定を下した。2015年10月22日、CMAは、暫定的な調査結果の要約及び可能性のある対策の通知を公表した。

CMAは、PCA、事業当座預金及びSME融資の提供においては、多くの競争上の懸念が存在し、特に、口座を調査して切り替える顧客が少ないことから、銀行に対して十分な競争圧力がかからず、新たな商品及び新たな銀行が十分に素早く顧客を引き付けていないと暫定的に結論付けている。

可能性のある対策の通知は、こうした懸念に対処するための措置を提示している。これには、顧客が商品を比較し易くするための措置や、銀行口座の切り替えに対する国民の関心を高め、信頼を高めるための支援を銀行に要求する措置が含まれている。2016年3月7日、CMAは、MIRを3ヶ月間延長し、修正後の法定期限を2016年8月12日とすると発表した。CMAはさらに、2015年10月公表の可能性のある対策の通知において提示された対策に加え、PCAの当座借越に重点を置いた4つの追加的な対策を提示する、可能性のある対策の補足通知を公表した。対策に関する暫定的な決定は2016年5月に公表される。

MIRと並行して、CMAは、SME向け銀行業務に対する競争委員会の2002年の調査及び2008年北アイルランドPCA銀行業務市場調査命令を受けた一部の銀行による取り組みのレビューも行っている。

この段階では、これらのレビューの最終結果に関して不確実性があるため、重要である可能性のあるRBSへの潜在的な影響について信頼性をもって見積もることは実務上困難である。

FCAホールセール市場の競争に関する調査

2014年7月9日に、詳細な市場の調査による追加調査が必要である可能性のある分野を特定するために、FCAは、ホールセール市場における競争の調査に着手した。

当初の調査は予備的な調査で、主にホールセールの有価証券及び投資市場並びにコーポレート・バンキング等の関連する業務における競争に重点を置いていた。これは、利害関係者から意見を求めることを含む、3ヶ月間のアンケート調査から始まった。このアンケート調査期間の後、2015年2月19日に、FCAはフィードバック・ステートメントを公表し、FCAが投資及びコーポレート・バンキングの市場調査を行なう予定であり、アセット・マネジメントの調査も行なう可能性がある旨を発表した。投資及びコーポレート・バンキングの市場調査の付託条項は2015年5月22日に公表された。FCAは2016年4月に中間報告書を公表する予定である。

また、2015年11月18日に、FCAは、アセット・マネジメントの市場調査が実施されることを発表した。FCAは2016年の夏に中間報告書を公表する予定である。最終報告書は2017年の初めに見込まれている。

この段階では、この調査結果について相当の不確実性があるため、重要である可能性のあるRBSグループへの影響(ある場合)の総額について信頼性をもって見積もることは実務上困難である。

クレジット・デフォルト・スワップ(以下「CDS」という。)調査

2011年4月、ECは、CDS情報市場に対する独占禁止法調査を開始した。RBSグループは当該調査の当事者であった。概して、ECは、多数の銀行、マークイット及びISDAが共同で取引所がCDS市場へ参入することを妨害した可能性について懸念を示していた。2015年12月4日に、ECは、RBS及び当該調査の他の銀行当事者に対する案件を終了する決定を下した。マークイット及びISDAは依然として当該調査の当事者である。

ガバナンス及びリスクマネジメントの同意命令

2011年7月、RBSグループは、連邦準備制度理事会、ニューヨーク州の銀行監督当局、コネチカット州の銀行監督当局及びイリノイ州金融・専門家規制監督当局と、RBS plcの米国の支店及びRBS N.V.の支店(以下「米国支店」という。)における統治、リスク管理及び法令遵守の体制並びに統制上の不備に対処するための排除措置命令(以下「当ガバナンス命令」という。)(公的に閲覧可能である)に同意した。

当ガバナンス命令において、RBSグループは、以下の計画又はプログラムを書面にて作成することに同意した。

- ・ 取締役会及び上級幹部が、全社規模及び事業ラインベースでの企業統治、経営、リスク管理及びRBSグループの米国での営業運営についての監督を強化するための計画
- ・ RBSグループの米国での営業に対する全社規模でのリスク管理プログラム
- ・ RBSグループの米国での営業による適用される全ての米国法、規則及び規制並びに監督指針の遵守を監督するための計 画
- ・ 米国支店の連結ベースでの米国銀行秘密法/マネー・ロンダリング防止関連法規の遵守プログラム
- ・ 米国支店が、米国銀行秘密法、規則及び規制の適用される全ての条項並びに連邦準備制度上の規則K(Regulation K) の要求事項への遵守状況を改善するための計画
- ・ 不審な行動を報告する法律及び規制によって求められている通りに、全ての既知の若しくは疑わしい法令違反又は不審 な取引を、米国支店が識別し、司法当局及び監督当局に適時に正確かつ完全な報告を行うことを合理的に保証すること を目的とする顧客管理プログラム
- ・ 米国支店による外国資産管理局(以下「OFAC」という。)の要求事項の遵守を強化することを目的とする計画

当ガバナンス命令は、対処し、検討し、各提案された計画又はプログラムに含める特定の項目を明らかにした。また、RBS グループは、当ガバナンス命令において規制当局の承認後、当該計画及びプログラムを適用及び実施すること、その後当該計画及びプログラムに完全に従うこと、並びに当ガバナンス命令への準拠について規制当局に定期的に書面による経過報告書を提出することに同意した。RBSグループは、上記に識別された分野のそれぞれに対処するための計画及び/又はプログラムを作成、提出及び適用している。これらの計画及びプログラムを実施するためのRBSグループの取り組みに関連して、RBS グループは、特に、技術に対する投資、追加人員の採用及び研修並びに、法令遵守、リスク管理及びRBSグループの米国での営業についてのその他の方針や手続の変更を行った。RBSグループは、RBSグループが実施してきた改善努力の有効性テストを継続することで、これらが持続可能であり、かつ規制当局の期待に沿うことを確実にしている。更に、RBSグループは当ガバナンス命令(規制当局により終了されるまで有効である。)に基づく義務の履行にあたって規制当局と引き続き緊密に作業している。

RBSグループは、公式・非公式の監督上の措置の対象となる可能性があり、また米国の銀行監督当局から、これらの及び新たな問題に関連して更なる対策の実行及び追加の改善策の実施を求められる可能性がある。米国におけるRBSグループの活動には重要な制約及び/又は条件が課される可能性がある。

米ドル処理についての同意命令

2013年12月、RBSG及びRBS plcは、米国外における米国の経済制裁規制に対するRBS plcの過去の遵守について、連邦準備制度、ニューヨーク州金融サービス局(以下「DFS」という。)、及び外国資産管理局(以下「OFAC」という。)と和解した。和解の一環として、RBSGとRBS plcは連邦準備制度と排除措置命令(以下「当米ドル処理についての命令」という。)について同意した。同命令は連邦準備制度により終了されるまで有効である。当米ドル処理についての命令(公的に閲覧可能である。)では、特にRBSGとRBS plcには、米国外で実施された取引が、OFAC規制に準拠するようにするための適切なリスク管理並びに法的観点からのレビューの方針及び手続が欠けていると指摘されている。

RBSグループは、RBSグループの米国外の国際事業ラインがOFAC規制を遵守するようにするための、OFAC法令遵守プログラムを作成し、プログラムを採用、導入及び遵守することに合意した。当米ドル処理についての命令より前に、及び同命令に関連して、RBSグループは技術に対する投資、人員の採用及び研修、並びに法令遵守、リスク管理及びその他の方針や手続きの変更を行った。

当米ドル処理についての命令において(OFAC法令遵守プログラムの一環として)、RBSグループは、法令遵守の方針及びその導入についての年次のOFAC法令遵守の調査並びにリスクに焦点を当てた米ドルの支払いの適切なサンプリングを実施する独立したコンサルタントを指名することが要求された。RBSグループは独立したコンサルタントを指名し、その報告書が2015年6月14日に当局に提出された。独立したコンサルタントの調査では、数多くの制裁アラートが検証されたが、報告対象の問題は識別されなかった。

当米ドル処理についての命令に従って、当局は、独立したコンサルタントによる2度目の年次調査を2016年中に実施することを要求しており、RBSグループは現在、当該調査の範囲及び時期の合意に向けた話し合いを行っている。また、当米ドル処理についての命令の要求事項に従って、RBSグループは、要求されている書面(四半期毎の情報の更新を含む。)による提出を適時に行っており、また、RBSは当局との建設的な対話に引き続き参加する。

米国/スイスの税務プログラム

2013年8月、DOJは、米国の納税者の資産をオフショア口座(以下「米国関連口座」という。)に隠す際のスイスの銀行の役割に関するDOJの調査に関して、刑事訴追しない取り決め又はノンターゲットレター(non-target letters)を通じた解決策を得る機会をスイスの銀行に与える、スイスの銀行に対するプログラム(以下「当プログラム」という。)を発表した。

2013年12月、スイスで設立されたRBSグループの会社であるクーツ・アンド・カンパニー・リミテッドは、当プログラムに参加する予定であるとDOJに通知した。

当プログラムで要求されている通り、クーツ・アンド・カンパニー・リミテッドはその後、米国関連口座に関する調査を実施し、調査結果をDOJに提出した。2015年12月23日、クーツ・アンド・カンパニー・リミテッドは、刑事訴追しない取り決め(以下「NPA」という。)を締結した。当該取り決めに基づき、クーツ・アンド・カンパニー・リミテッドは、78.5百万米ドルの罰金を支払い、当該取り決めに添付の陳述書に記載されている特定の行為に関する責任を認めた。当該NPA(期間は4年)に基づき、クーツ・アンド・カンパニー・リミテッドは、特に、特定の情報を提供すること、DOJの調査に協力すること、及び米国連邦法違反行為を行わないことが要求されている。クーツ・アンド・カンパニー・リミテッドが当該NPAを遵守すれば、DOJは米国関連口座に関係した特定の税金関連及び金融取引の違反に関して同社を刑事訴追しない。

ドイツの検察官によるクーツ・アンド・カンパニー・リミテッドの調査

ドイツの検察当局が、クーツ・アンド・カンパニー・リミテッドの一部の顧客による納税回避の手助けし、幇助したとの訴えに対して、スイスのクーツ・アンド・カンパニー・リミテッド並びに現・元従業員を調査した。クーツ・アンド・カンパニー・リミテッドは関連する当局に協力し、同社に対する調査を解決するために2015年12月4日に23.8百万ユーロを支払った。当該解決金は既存の引当金によってカバーされた。

クーツ・アンド・カンパニーが提供したアドバイスの適切性の調査

2013年に、FCAは、英国のウェルス・マネジメント事業全般について、アドバイスのプロセスのテーマ別調査 (thematic review)を行った。この調査の結果、クーツ・アンド・カンパニーは、同社の顧客に提供した投資アドバイスの適切性について過去の業務の調査を行った。この調査はかなり進んでおり、クーツ・アンド・カンパニーによる残りの顧客との接触及び適切な場合における救済の提供に重点が置かれている。RBSグループはこの調査から発生するエクスポージャーの見積額に基づいて適切な引当金を設定している。

企業金融保証 (Enterprise Finance Guarantee) 制度

企業金融保証(以下「EFG」という。)制度は、成長可能性のある事業案を持つ中小企業で、通常の融資のための担保がない場合の政府による新たな融資制度である。2009年から2015年の末までにRBSグループはEFG制度の下で980百万ポンドを超える融資を行なっている。RBSグループは、EFG制度の下で借手と保証者の責任がどのように働くかを同グループが顧客に適切に説明しなかった事案を数多く発見した。また、EFG制度に参加する一部の顧客の適格性について、及び顧客が四半期毎に支払う手数料の過不足についての懸念がある。2015年1月に、RBSグループは顧客が不利な立場にあったかもしれない可能性があるEFGローンのすべてについて調査することを公表した。調査は完了しており、RBSグループは調査結果(一部には救済的支払いを含む。)について当該顧客に通知するための最終段階にある。RBSグループはこの調査から発生するエクスポージャーの見積額に基づいて適切な引当金を設定している。

次へ

30 営業活動からの正味キャッシュ・フロー

_	当行グループ			当行			
	2015年	2014年 [*]	2013年 [*]	2015年	2014年	2013年	
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	
税引前営業(損失)/利益 - 継続事業	(3,153)	2,403	(7,367)	(1,451)	(959)	8	
税引前利益/(損失) - 非継続事業	1,750	(3,258)	606				
前払金及び未収収益の減少/(増加)	411	4	267	325	(110)	1,755	
劣後負債に係る支払利息	1,267	1,302	1,314	1,285	1,234	1,241	
未払費用及び繰延収益の減少	(829)	(222)	(634)	(550)	(157)	(394)	
(減損損失戻入)/減損損失	(734)	(1,140)	8,449	(260)	(46)	2,536	
貸出金の貸倒償却 (回収額控除後)	(8,778)	(5,052)	(3,975)	(1,492)	(2,567)	(1,892)	
減損損失に係る割引の振戻し	(144)	(247)	(389)	(47)	(87)	(112)	
有形固定資産の売却(益)/損	(88)	(138)	(45)	(24)	1		
子会社及び関連会社の売却(益) /損	(1,092)	30	(179)	30	213	(64)	
有価証券の売却益	(40)	(387)	(1,035)	(40)	(317)	(905)	
確定給付年金制度費用	521	463	513	20	13	11	
年金制度の縮小及び清算に係る利得	(65)		(3)	(8)		(3)	
確定給付年金制度への現金による掛金支払額	(1,059)	(1,063)	(817)	(32)	(28)	(41)	
その他の引当金繰入額(戻入額控除後)	4,470	2,478	4,407	1,326	1,453	913	
その他の引当金取崩額	(2,159)	(3,254)	(2,046)	(1,097)	(1,606)	(1,103)	
減価償却費及び償却費	1,173	1,105	1,272	548	511	634	
自己債券の償還損/(益)	263	(6)	(162)			(77)	
処分グループへの分類変更による損失	273	3,994					
のれん及びその他の無形資産の評価損	1,331	533	423	725	393	227	
子会社投資評価損				6,045	4,353	86	
為替換算差額の消去	(1,476)	(881)	807	(170)	123	182	
その他の非現金項目	(1,276)	1,135	(3,227)	(445)	73	(2,763)	
トレーディング業務からの正味キャッシュ・ (アウトフロー)/インフロー	(9,434)	(2,201)	(1,821)	4,688	2,490	239	
銀行及び顧客に対する貸出金の減少	57,211	13,385	56,381	65,905	14,376	69,601	
有価証券の減少/(増加)	13,330	8,199	27,877	8,624	(3,244)	15,425	
その他の資産の(増加) /減少	(1,813)	423	(757)	330	1,160	(976)	
デリバティブ資産の減少/(増加)	91,499	(65,586)	155,771	94,224	(66,945)	157,032	
営業資産の変動額	160,227	(43,579)	239,272	169,083	(54,653)	241,082	
銀行及び顧客預り金の減少	(38,175)	(7,609)	(88,295)	(58,740)	(25,750)	(95,704)	
発行債券の減少	(16,455)	(16,119)	(23,370)	(13,382)	(14,795)	(19,879)	
その他の負債の増加/(減少)	3,158	(4,606)	3,651	810	(946)	416	
デリバティブ負債の(減少)/増加	(95,235)	64,795	(150,145)	(97, 375)	66,241	(150,838)	
決済勘定及び売り持高の(減少)/増加	(2,733)	(4,799)	(62)	596	(373)	2,772	
営業負債の変動額	(149,440)	31,662	(258,221)	(168,091)	24,377	(263,233)	
税金(支払)/ 受取額	(231)	(302)	(195)	(192)	135	322	
営業活動からの正味キャッシュ・インフロー/ (アウトフロー)	1,122	(14,420)	(20,965)	5,488	(27,651)	(21,590)	

^{*} 修正再表示 - 詳細は148ページを参照のこと。

31 事業持分及び無形資産に係る純投資の分析

	当行グループ			当行			
_	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年	2013年	
取得及び処分	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	
取得事業の公正価値	(59)	(54)					
兄弟会社から譲渡された事業で認識された価 値			3,911	(2)		4,096	
非現金の対価			128			128	
当行グループ内追加及び新規投資				(856)	(1,637)	(2,300)	
取得に係る正味キャッシュ・(アウトフ							
ロー)/インフロー	(59)	(54)	4,039	(858)	(1,637)	1,924	
その他資産の売却額	(2,301)	(2,250)	785	(2,630)	(46)	260	
投資の払戻し				193			
非現金の対価			3			3	
処分益/(損)	1,092	(30)	179	(30)	(213)	64	
処分した現金及び現金同等物純額	1,923	8					
処分に係る正味キャッシュ・インフロー/(ア							
ウトフロー)	714	(2,272)	967	(2,467)	(259)	327	
関連会社からの受取配当金	11	10	77			59	
無形資産に係る現金支出額	(613)	(631)	(846)	(612)	(462)	(664)	
正味インフロー/(アウトフロー)	53	(2,947)	4,237	(3,937)	(2,358)	1,646	
· 注·	,						

注:

32 利息受取額及び利息支払額

		当行グループ			当行			
	2015年 2014年 2013年		2013年	2015年	2014年	2013年		
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド		
利息受取額	11,589	13,039	17,479	5,579	6,997	11,379		
利息支払額	(3,699)	(4,332)	(6,387)	(3,800)	(4,140)	(7,752)		
	7,890	8,707	11,092	1,779	2,857	3,627		

33 各年度の資金調達の変動に関する分析

	当行グループ							
	株式資本	、株式払込剰st 合併剰余金	除金及び	劣後負債				
	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年	2013年		
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド		
1月1日現在	44,250	43,699	43,571	30,469	33,134	33,851		
劣後負債の発行					1,438	2,285		
劣後負債の返済				(2,279)	(4,181)	(1,868)		
資金調達による正味キャッシュ・(アウトフロー)/インフロー				(2,279)	(2,743)	417		
クロスボーダー合併			128					
優先株式の償還		517						
為替換算及びその他の調整	31	34		(1,160)	78	(1,134)		
12月31日現在	44,281	44,250	43,699	27,030	30,469	33,134		

^{(1) 2015}年度はシチズンズに対する支配持分の処分に関連した現金受取額1,628百万ポンド、2013年度はダイレクト・ライン・グループに対する支配持分の処分に関連した現金受取額578百万ポンドを含む。

/-		•	
177	Ť	-	
1	4	=	

	株式資本	、株式払込剰র 合併剰余金	除金及び	劣後負債				
	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年	2013年		
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド		
1月1日現在	33,369	32,818	32,690	27,480	30,566	31,635		
劣後負債の発行					833	1,864		
劣後負債の返済				(1,894)	(4,121)	(1,868)		
資金調達による正味キャッシュ・アウトフロー				(1,894)	(3,288)	(4)		
クロスボーダー合併			128					
優先株式の償還		517						
為替換算及びその他の調整	31	34		(52)	202	(1,065)		
12月31日現在	33,400	33,369	32,818	25,534	27,480	30,566		

34 現金及び現金同等物の分析

	当	i行グループ(1)		当行(2)			
	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年	2013年	
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	
1月1日現在							
- 現金	90,191	97,340	86,561	82,975	96,056	83,644	
- 現金同等物	17,117	30,616	46,540	18,395	28,572	42,599	
	107,308	127,956	133,101	101,370	124,628	126,243	
正味キャッシュ・(アウトフロー)/イン							
フロー	(5,233)	(20,648)	(5,145)	5,243	(23,258)	(1,615)	
12月31日現在	102,075	107,308	127,956	106,613	101,370	124,628	
内訳:							
現金及び中央銀行預け金	78,999	73,983	79,993	76,904	70,952	75,792	
財務省証券及び債券	1,445	1,821	696	1,179	739	429	
銀行に対する貸出金	21,631	31,504	47,267	28,530	29,679	48,407	
現金及び現金同等物	102,075	107,308	127,956	106,613	101,370	124,628	
<u> </u>				<u>-</u>			

注·

- (1) デリバティブ負債に関して契約相手先である銀行に差し入れた現金担保11,046百万ポンドを含む (2014年度:11,258百万ポンド、2013年度9,672百万ポンド)。
- (2) デリバティブ負債に関して契約相手先である銀行に差し入れた現金担保10,843百万ポンドを含む (2014年度:10,845百万ポンド、2013年度:9,050百万ポンド)。

当行グループの一部の会社は、法律又は規則により、営業する管轄区の中央銀行に一定の預金残高を維持することを要請されている。これらの預金残高は以下に示す通りである。

	2015年	2014年	2013年
イングランド銀行	5 億ポンド	6 億ポンド	6 億ポンド
米国連邦準備銀行		13億米ドル	12億米ドル
オランダ中央銀行	2億ユーロ	1億ユーロ	1億ユーロ

35 セグメント分析

(a)報告セグメント

取締役は主にその事業種類別に当行グループの経営管理を行っており、これを基礎にセグメント分析は示されている。これには、各事業種類の受取利息純額の検討が含まれ、これにより、全ての報告セグメントについて受取利息及び支払利息は純額で表示される。各セグメントは、商業上のニーズを考慮して、セグメント間で提供されたサービスについて市場価格により請求を行っており、セグメント間の資金調達費用はRBS財務部門によって決定される。セグメントの業績測定は、営業利益/(損失)である。

組織構造

当行グループは引き続き、顧客及び株主の双方にとって、強固で、単純なかつ公正な銀行になるための計画を実行している。これを支えるため、及び上記の取り組みの進捗を反映するため、以前報告していた事業セグメントは以下のように再編されている。

パーソナル&ビジネス・バンキング(以下「PBB」という。)は、英国パーソナル&ビジネス・バンキング(以下「英国PBB」という。)及びアルスター・バンクRoIの2つの報告セグメントからなる。英国PBBは、英国の個人及びマス富裕層顧客並びに中小企業(通常は、取引高が2百万ポンドまで)にサービスを提供している。英国PBBには、アルスター・バンクの北アイルランドの顧客が含まれる。アルスター・バンクRoIは、アイルランド共和国(以下「RoI」という。)の個人及び事業にサービスを提供している。

コマーシャル&プライベート・パンキング(以下「CPB」という。)は、コマーシャル・バンキング、プライベート・バンキング及びRBSインターナショナル(以下「RBSI」という。)の3つの報告セグメントからなる。コマーシャル・バンキングは、英国のコマーシャル及び中企業顧客にサービスを提供している。プライベート・バンキングは、英国の個人富裕層(HNWI)に対して、RBSIは、ジャージー島、ガーンジー島、マン島及びジブラルタルのリテール、コマーシャル、法人及び金融機関の顧客に対してサービスを提供している。

コーポレート&インスティチューショナル・バンキング(以下「CIB」という。)は、英国、米国及びシンガポールに所在する取引及び販売プラットフォームに支えられ、英国及び西欧における法人顧客及び全世界の金融機関にサービスを提供している。

キャピタル・レゾリューションは、創設された事業、すなわちCIBキャピタル・レゾリューション及びRBSキャピタル・レゾリューション(以下「RCR」という。)からなる。

CIBキャピタル・レゾリューションは、強固なCIBのゴーフォワード(前進)事業の構築を可能にするために、CIBの非戦略的ポートフォリオからつくり出されており、3つの地域事業(米州、EMEA及びAPAC)、船舶、マーケッツの資産及びその他の旧来の資産(グローバル・トランザクション・サービシズを含む。)から構成されている。事業を縮小するための3段階のプロセス(すなわち、まず資本を削減し、次にコスト・ベースを縮小し、最後にテール・リスクを長期的に管理する。)が設定されている。

RCRは貸借対照表のリスク圧縮のために2014年1月1日に創設された。当初のRBSグループの対象範囲は、ファンデッド資産47十億ポンドであり、これはアルスター・バンク(以下「アルスターRCR」という。)、不動産ファイナンス(アイルランド等)、コーポレート及びマーケッツの4つ資産グループから構成されていた。残りの46億ポンドのファンデッド資産は、キャピタル・レゾリューションに含まれている。

ウィリアムズ&グリン(以下「W&G」という。)は、RBSのイングランド及びウェールズの支店ベースの事業、並びに英国全土の一部のSME及び法人業務から構成されている。当表示期間中、W&Gは別個の法人として営業活動を行っていなかった。現在報告されている当該セグメントの対象範囲には、W&Gの一部として最終的に売却予定の特定のポートフォリオ(スコットランドのナットウエストの一部の支店等)は含まれていない。

本社機能及びその他は、財務、ファイナンス、リスク管理、コンプライアンス、法務、コミュニケーション及び人事等の本社機能からなる。本社機能は、当行グループの資本の源泉及び当行グループ全体の規制関連プロジェクトを管理し、各報告セグメントにサービスを提供している。シチズンズ及び国際プライベート・バンキング事業に関連した残高も含まれている。

非コア部門は、リスク削減のための主要ビークルとして2009年に設立されたが、2013年12月31日に解散された。

報告の変更

より単純な銀行であるための当行グループの戦略に沿って、当行グループの業績の表示に関連して、以下の報告の変更が行われている。

以下の項目は、これまで営業利益の後に別個に報告されていたが、現在は営業利益内に報告されている。

- ・ 自己の信用調整
- ・ 自己債券の償還益/(損)
- ・ のれんの評価減
- 戦略的処分

シチズンズ・ファイナンシャル・グループ

シチズンズは、2014年12月31日現在、非継続事業及び処分グループとして分類されており、その資産及び負債は、同日から 2015年8月3日まで、IFRS第5号に従ってまとめられ、個別の項目で表示されている。2015年8月3日、シチズンズに対す る当行グループの持分は20.9%に減少し、その後、当該持分は売却目的保有の関連会社として扱われた。2015年10月30日、当行グループはシチズンズに対する残りの持分を売却した。シチズンズはもはや、報告セグメントとして扱われていない。

上述の変更に応じて、比較数値が修正再表示されている。

	受取利息 純額	利息以外の収 益	収益合計	営業 費用	減価償却費 及び 償却費	減損損失 戻入/(減損 損失)	営業利益/ (損失)
2015年	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
英国パーソナル&ビジネス・バンキング	4,263	998	5,261	(3,640)		7	1,628
アルスター・バンクRol	365	185	550	(383)		141	308
パーソナル&ビジネス・バンキング	4,628	1,183	5,811	(4,023)		148	1,936
コマーシャル・バンキング	2,195	1,257	3,452	(1,395)	(141)	(69)	1,847
プライベート・バンキング	410	208	618	(1,018)		(13)	(413)
RBSインターナショナル	303	64	367	(120)			247
コマーシャル&プライベート・バンキング	2,908	1,529	4,437	(2,533)	(141)	(82)	1,681
コーポレート&インスティチューショナル・ バンキング	82	1,440	1,522	(2,031)		5	(504)
キャピタル・レゾリューション	440	(94)	346	(4,524)	(29)	781	(3,426)
ウィリアムズ&グリン	658	175	833	(387)		(15)	431
本社機能及びその他	(308)	(490)	(798)	(1,470)	(1,003)		(3,271)
合計	8,408	3,743	12,151	(14,968)	(1,173)	837	(3,153)
2014年*							
英国パーソナル&ビジネス・バンキング	4,277	1,172	5,449	(3,632)		(154)	1,663
アルスター・バンクRol	467	137	604	(368)		306	542
パーソナル&ビジネス・バンキング	4,744	1,309	6,053	(4,000)		152	2,205
コマーシャル・バンキング	2,130	1,331	3,461	(1,466)	(141)	(85)	1,769
プライベート・バンキング	454	235	689	(506)		5	188
RBSインターナショナル	323	68	391	(117)		7	281
コマーシャル&プライベート・バンキング	2,907	1,634	4,541	(2,089)	(141)	(73)	2,238
コーポレート&インスティチューショナル・ バンキング	117	1,942	2,059	(2,259)		7	(193)
キャピタル・レゾリューション	908	1,089	1,997	(1,796)	(28)	1,293	1,466
ウィリアムズ&グリン	664	188	852	(330)		(55)	467
本社機能及びその他	(474)	(410)	(884)	(2,152)	(757)	13	(3,780)
合計	8,866	5,752	14,618	(12,626)	(926)	1,337	2,403

^{*}修正再表示 - 詳細については148ページ及び248ページを参照のこと。セグメントの再編を反映して再表示された。

	受取利息 純額	利息以外の収 益	収益合計	営業費用	減価償却費 及び 償却費	(減損損失)/ 減損損失 戻入	営業利益/ (損失)
2013年 [*]	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
英国パーソナル&ビジネス・バンキング	4,096	1,117	5,213	(3,995)		(669)	549
アルスター・バンクRol	478	428	906	(374)		(1,525)	(993)
パーソナル&ビジネス・バンキング	4,574	1,545	6,119	(4,369)		(2,194)	(444)
コマーシャル・バンキング	2,021	1,379	3,400	(1,670)	(135)	(602)	993
プライベート・バンキング	419	240	659	(594)		(7)	58
RBSインターナショナル	299	66	365	(128)		(47)	190
コマーシャル&プライベート・バンキング	2,739	1,685	4,424	(2,392)	(135)	(656)	1,241
コーポレート&インスティチューショナル・ バンキング	202	2,264	2,466	(1,809)	(118)	38	577
キャピタル・レゾリューション	558	1,510	2,068	(4,293)	99	(663)	(2,789)
ウィリアムズ&グリン	657	199	856	(307)		(80)	469
本社機能及びその他	(529)	714	185	(1,340)	(879)	(84)	(2,118)
非コア部門	429	208	637	(366)	(76)	(4,498)	(4,303)
合計	8,630	8,125	16,755	(14,876)	(1,109)	(8,137)	(7,367)

		2015年			2014年 [*]			2013年 [*]	
•		セグメン			セグメン			セグメント	
	外部	ト間	合計	外部	ト間	合計	外部	間	合計
粗収益合計	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド
英国パーソナル&ビジネス・バ ンキング	6,195	50	6,245	6,351	39	6,390	6,372	26	6,398
アルスター・バンクRol	640	15	655	672	50	722	1,057	58	1,115
パーソナル&ビジネス・バンキ ング	6,835	65	6,900	7,023	89	7,112	7,429	84	7,513
コマーシャル・バンキング	3,482	42	3,524	3,554	51	3,605	3,640	31	3,671
プライベート・バンキング	577	191	768	624	240	864	651	298	949
RBSインターナショナル	275	177	452	287	208	495	261	238	499
コマーシャル&プライベート・ バンキング	4,334	410	4,744	4,465	499	4,964	4,552	567	5,119
コーポレート&インスティ チューショナル・バンキング	1,872	1,199	3,071	2,541	1,212	3,753	2,977	1,867	4,844
キャピタル・レゾリューション	746	1,455	2,201	2,597	2,611	5,208	2,723	2,619	5,342
ウィリアムズ&グリン	920		920	954		954	988		988
本社機能及びその他	1,587	(3,129)	(1,542)	1,819	(4,411)	(2,592)	3,382	(5,521)	(2,139)
非コア部門	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	1,117	384	1,501
合計	16,294		16,294	19,399		19,399	23,168		23,168

^{*} 修正再表示 - 詳細については148ページ及び248ページを参照のこと。セグメントの再編を反映して再表示された。

		2015年			2014年 [*]			2013年 [*]	
	外部	セグメン ト間	合計	外部	セグメン ト間	合計	外部	セグメン ト間	合計
収益合計	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド
英国パーソナル&ビジネス・バ ンキング	5,199	62	5,261	5,351	98	5,449	5,074	139	5,213
アルスター・バンクRol	569	(19)	550	559	45	604	935	(29)	906
パーソナル&ビジネス・バンキ ング	5,768	43	5,811	5,910	143	6,053	6,009	110	6,119
コマーシャル・バンキング	3,817	(365)	3,452	3,806	(345)	3,461	3,756	(356)	3,400
プライベート・バンキング	508	110	618	542	147	689	459	200	659
RBSインターナショナル	200	167	367	195	196	391	141	224	365
コマーシャル&プライベート・ バンキング	4,525	(88)	4,437	4,543	(2)	4,541	4,356	68	4,424
コーポレート&インスティ チューショナル・バンキング	1,557	(35)	1,522	2,178	(119)	2,059	2,452	14	2,466
キャピタル・レゾリューション	446	(100)	346	2,036	(39)	1,997	1,849	219	2,068
ウィリアムズ&グリン	852	(19)	833	872	(20)	852	871	(15)	856
本社機能及びその他	(997)	199	(798)	(921)	37	(884)	247	(62)	185
非コア部門	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	971	(334)	637
合計	12,151		12,151	14,618		14,618	16,755		16,755

		2015年			2014年*			2013年*	
	資産	負債	固定資産及 び無形資産 の取得費用	資産	負債	固定資産及 び無形資産 の取得費用	資産	負債	固定資産及 び無形資産 の取得費用
	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド
英国パーソナル & ビジ ネス・バンキング	127,067	140,585		119,763	136,823		117,368	131,744	5
アルスター・バンク Rol	21,264	15,837		22,479	17,962		22,954	19,976	6
パーソナル&ビジネ ス・バンキング	148,331	156,422		142,242	154,785		140,322	151,720	11
コマーシャル・バンキ ング	96,983	94,849	214	90,677	89,772	218	89,706	96,065	83
プライベート・バンキ ング	11,596	23,256		12,241	22,660	21	12,299	22,537	27
RBSインターナショナ ル	7,854	21,399		7,779	20,995		6,923	21,059	
コマーシャル&プライ ベート・バンキング	116,433	139,504	214	110,697	133,427	239	108,928	139,661	110
コーポレート&インス ティチューショナル・ バンキング	213,790	194,238	10	281,910	261,472		247,972	223,964	
キャピタル・レゾ リューション	187,833	186,458	3	314,449	277,858	135	305,415	274,808	437
ウィリアムズ&グリン	20,117	24,171		19,563	22,065		19,836	21,579	
本社機能及びその他	125,687	69,491	1,221	176,521	148,087	1,041	170,475	154,596	1,096
非コア部門	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	26,930	4,769	18
合計	812,191	770,284	1,448	1,045,382	997,694	1,415	1,019,878	971,097	1,672

EDINET提出書類

ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(E05991)

有価証券報告書

*修正再表示 - 詳細については148ページ及び248ページを参照のこと。セグメントの再編を反映して再表示された。

処分グループに含まれる資産及び負債のセグメント別分析は、以下の通りである。

	2015 £	Ŧ	2014	2014年 [*]		年*
	資産	負債	資産	負債	資産	負債
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
コマーシャル・バンキング			2			
プライベート・バンキング					3	
コマーシャル&プライベート・バンキング			2		3	
コーポレート&インスティチューショナル・ バンキング			18	14		
キャピタル・レゾリューション	130	251	46	2		
本社機能及びその他	3,356	2,729	80,967	71,268	680	3,190
非コア部門	n/a	n/a	n/a	n/a	107	20
合計	3,486	2,980	81,033	71,284	790	3,210

のれんのセグメント別分析は、以下の通りである。

	英国パーソナ ル&ビジネ ス・バンキン グ	コマーシャ ル・バンキン グ	プライベー ト・バンキン グ	RBSI	キャピタル・ レゾリュー ション	本社機能(1)	合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2014年1月1日現在*	3,342	1,907	715	300	130	3,736	10,130
処分グループへの振替						(3,957)	(3,957)
為替換算及びその他の調整			(9)			221	212
のれんの評価減 - 継続事業					(130)		(130)
2015年1月1日現在*	3,342	1,907	706	300			6,255
処分グループへの振替			(220)				(220)
為替換算及びその他の調整			12				12
のれんの評価減 - 継続事業			(498)				(498)
2015年12月31日現在	3,342	1,907		300			5,549

^{*}修正再表示 - 詳細については148ページ及び248ページを参照のこと。セグメントの再編を反映して再表示された。

注:

(1) シチズンズ・ファイナンシャル・グループに関連している。

(b) 地域別セグメント

以下の表における地域別分析は、取引が記帳された事務所の所在地を基に集計したものである。

2015年	英国 百万ポンド	米国 百万ポンド	欧州 百万ポンド	その他の地域 百万ポンド	合計 百万ポンド
粗収益合計	14,494	346	1,202	252	16,294
但从 里 口目	11,101		- 1,202		10,201
受取利息純額	7,516	144	602	146	8,408
受取手数料純額	2,340	138	338	71	2,887
トレーディング収益	819	44	115	(24)	954
その他の営業収益	41	(68)	(34)	(37)	(98)
収益合計	10,716	258	1,021	156	12,151
税引前営業(損失)/利益	(662)	(2,622)	449	(318)	(3,153)
資産合計	677,248	77,955	38,258	18,730	812,191
このうち、売却目的保有資産		15	1,251	2,220	3,486
負債合計	644,067	76,618	31,268	18,331	770,284
このうち、売却目的保有負債		16	418	2,546	2,980
株主持分及び非支配持分に帰属する純資産	33,181	1,337	6,990	399	41,907
偶発負債及びコミットメント	128,478	9,729	11,148	692	150,047
有形固定資産及び無形資産の取得費用	1,330	70	21	27	1,448
2014年					
粗収益合計	15,750	1,236	1,869	544	19,399
受取利息純額	7,587	217	793	269	8,866
受取手数料純額	2,548	285	497	148	3,478
トレーディング収益	350	547	265	28	1,190
その他の営業収益	958	71	75	(20)	1,084
収益合計	11,443	1,120	1,630	425	14,618
税引前営業利益/(損失)	441	382	1,626	(46)	2,403
資産合計	783,430	183,174	45,961	32,817	1,045,382
このうち、売却目的保有資産	48	80,985			81,033
負債合計	757,650	167,421	40,454	32,169	997,694
このうち、売却目的保有負債	2	71,282			71,284
株主持分及び非支配持分に帰属する純資産	25,780	15,753	5,507	648	47,688
偶発負債及びコミットメント	104,369	88,967	37,273	4,258	234,867
有形固定資産及び無形資産の取得費用	1,025	238	133	19	1,415
2013年					
粗収益合計	16,541	2,099	3,208	1,320	23,168
受取利息純額	7,531	248	790	61	8,630
受取手数料純額	2,484	325	729	168	3,706
トレーディング収益	1,583	885	199	193	2,860
その他の営業収益	792	162	605		1,559
	12,390			422	16,755
収益合計	12,390	1,620	2,323	422	16,7

税引前営業損失	(2,356)	(1,187)	(3,706)	(118)	(7,367)
資産合計	731,304	199,305	51,763	37,506	1,019,878
このうち、売却目的保有資産		750	38	2	790
負債合計	703,739	184,286	46,139	36,933	971,097
このうち、売却目的保有負債		3,210			3,210
株主持分及び非支配持分に帰属する純資産	27,565	15,019	5,624	573	48,781
偶発負債及びコミットメント	108,274	82,758	40,961	5,095	237,088
有形固定資産及び無形資産の取得費用	1,035	412	217	8	1,672

^{*} 修正再表示 - 詳細については148ページを参照のこと。

36 取締役及び主要な経営幹部の報酬

当行の取締役は、持株会社の取締役も兼任しており、RBSグループ全体に対する役務について報酬を受けている。取締役の報酬は、RBSグループの年次報告書で開示されている。

主要な経営幹部の報酬

RBSグループが負担した各年度の取締役及びその他の主要な経営幹部に対する報酬の総額は、以下の通りであった。

	2015年	2014年
	千ポンド	千ポンド
短期給付	19,395	20,917
退職後給付	435	1,964
解雇給付		3,481
株式に基づく報酬	3,472	4,889
	23,302	31,251

主要な経営幹部はRBSグループの経営委員会(Executive Committee)のメンバーから構成されている。

37 取締役及び主要な経営幹部との取引

- (a) 2015年12月31日現在、当行グループ内で認められた機関(定義は英国法による)が行っている取引、取り決め及び契約に関する残高は、当期中にその会社の取締役であった者4名に対する融資129,070ポンドであった。
- (b) IAS第24号「関連当事者についての開示」との関係で言えば、主要な経営幹部の内訳は、当行取締役と、RBSグループの経営委員会のメンバーとなっている。当行グループの主な財務諸表の項目には、主要な経営幹部に関連する以下の金額 (総額ベース)が含まれている。

	2015年	2014年
	千ポンド	千ポンド
顧客に対する貸出金	2,741	4,089
顧客勘定	12,332	22,037

主要な経営幹部は、当行グループの事業体から、銀行業務の提供を受けている。これは、通常の事業過程で行われ、同様の立場のその他の個人、又はその他の従業員(該当する場合)との取引と比較して、実質的に同じ条件(利率及び担保を含む。)で行われている。当該取引は、返済又は現在のその他のマイナスの特性について、通常を超えるリスクを含むものではなかった。

主要な経営幹部は、報告すべき持株会社との取引及び残高を有していなかった。

38 関連当事者

英国政府

2008年12月1日、英国政府は英国財務省を通してロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループ・ピーエルシーの最終的な支配会社となった。英国政府の持分は、英国政府の全額出資会社である、UKファイナンシャル・インベストメンツ・リミテッド(UK Financial Investments Limited)によって管理されている。その結果、英国政府及び英国政府が支配している組織は当行グループの関連当事者となった。2015年度中に、英国政府が所有するB株式がすべて、1株当たり1ポンドの普通株式に転換され、RBS plcと英国財務省との間で配当受領権株式消却契約が締結された。

当行グループは、それらの組織の多くと独立当事者間基準で取引を行っている。取引には、銀行と顧客との通常の取引過程において実行される貸出金及び預金等の銀行取引に加え、主に英国の法人税(175ページ)及び付加価値税等の税金、社会保険料、地方税、並びに規制手数料及び賦課金(銀行税及びFSCS賦課金(233ページ)を含む。)の支払が含まれる。

イングランド銀行のファシリティ

当行グループは、通常の事業の過程において、イングランド銀行によって運営される多くの制度に参加することができる。

英国の認可された金融機関である当行グループの会社は、600百万ポンドを上回る部分についてその対象となる負債の平均の0.18%まで無利息の預金(cash ratio deposits)をイングランド銀行において維持することが求められ、また、イングランド銀行の準備金勘定(イングランド銀行レートで利息が付く英ポンド当座預金)へのアクセスを有する。

その他の関連当事者

- (a) 当行グループの会社では、金融機関としての役割から企業に対して開発その他の資金支援を提供している。この種の投資は、通常の事業の過程で独立当事者間基準に基づき実施されている。場合によっては、投資が拡大して投資先企業の議決権の20%以上を所有又は支配することもあるが、これらの投資はIAS第24号で開示が義務付けられている重要な取引に該当しないと考えられる。
- (b) 当行グループでは、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループ年金基金との関係で負担した事務サービス経費 につき、同基金に対して請求を行っている。その金額は、当行グループにとって重要性を有するものではない。
- (c) IAS第24号に従い、連結により消去された当行グループ内企業相互間の取引又は残高については、報告していない。
- (d) 親会社の主要財務諸表の項目には、子会社関連の金額が含まれている。これらの金額は、財務諸表の関連する注記の部分に総額ベースで開示されている。

以下の表は、当行グループとRBSグループの兄弟会社との間の取引に関連して収益及び営業費用に含まれている項目の開示である。

	2015年	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
収益			_
受取利息	90	87	158
支払利息	1,019	1,032	1,020
受取手数料	7	7	13
支払手数料	2	3	79
非継続事業からの(費用)/収益純額	(28)	(28)	6

39 最上位の持株会社

当行グループの最上位の持株会社は、グレート・ブリテンで設立され、スコットランドで登録されているロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループ・ピーエルシーである。2015年12月31日現在、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループ・ピーエルシーが最大の連結グループを率いており、当行グループが連結されている。連結ベースの財務情報についてはEH12 1HQエジンバラ市ゴガバーン私書箱1000号、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループ・ピーエルシー、秘書役より入手可能である。

2008年12月及び2009年4月の、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループ・ピーエルシーによる株式の第三者割当発行及び株主優先募集発行の後、英国政府は英国財務省を通じて、現在、持株会社の発行済普通株式資本の72.6%を保有しており、したがって、当行グループの最上位の支配会社となっている。

EDINET提出書類 ロイヤルパンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(E05991) 有価証券報告書

40 後発事象

年金基金

その後、覚書に従って、RBSグループは、受託会社との間で、2015年12月31日現在の年金数理の評価に関連した年金基金の積立の原則の報告書に合意した。また、RBSグループ及び受託会社は、42億ポンドの拠出(2016年3月に支払われた。)を反映して、既存の拠出スケジュール及び改善策を更新した。

<u>次へ</u>

41 関連会社

2015年12月31日現在の当行グループの法人および活動

2006年会社法に従って、当行の関連会社およびそれぞれの会計処理を以下に列挙している。全ての会社は、別段の記載がない限り、当行又は当行の子会社が完全所有し、契約上の支配を理由として連結されている(セクション 1162(2) CA 2006)。当行グループの持分は、注に追加の分析がない限り、普通株式相当額および議決権を示す。活動は、自己資本規制指令(以下「CRD IV」という。)の付録 および自己資本規制の4条の定義に従って分類される。

以下の表は、当行グループが100%所有し、会計目的上全部連結される、英国で設立された、活動のある関連会社の詳細を示している。

会社名	活動(1)
Adam & Company Group PLC	BF
Adam & Company Investment Management Ltd	BF
Adam & Company PLC	CI
Caledonian Sleepers Rail Leasing Ltd	BF
Care Homes 1 Ltd	ОТН
Care Homes 2 Ltd	ОТН
Care Homes 3 Ltd	ОТН
Care Homes Holdings Ltd	ОТН
Churchill Management Ltd	ОТН
Coutts & Company	CI
Coutts Finance Company	BF
Desertlands Entertainment Ltd	BF
Distant Planet Productions Ltd	BF
Dixon Motors Developments Ltd	BF
Euro Sales Finance Plc	BF
Farming and Agricultural Finance Ltd	BF
G L Trains Ltd	BF
Gatehouse Way Developments Ltd	ОТН
GRG Real Estate Asset Management	BF
(Great Britain) Ltd	DF
Heartlands (Central) Ltd	ОТН
Helena Productions Ltd	BF
KUC (Public Houses) Ltd	ОТН
KUC Holdings Ltd	ОТН
KUC Properties Ltd	ОТН
Land Options (West) Ltd	ОТН
Latam Directors Ltd	BF
Leckhampton Finance Ltd	BF

会社名	活動(1)
Libra No 1 Ltd	ОТН
Lombard & Ulster Ltd	BF
Lombard Asset Leasing Ltd	BF
Lombard Business Finance Ltd	BF
Lombard Business Leasing Ltd	BF
Lombard Charterhire Ltd	BF
Lombard Corporate Finance (3) Ltd	BF
Lombard Corporate Finance (6) Ltd	BF
Lombard Corporate Finance (7) Ltd	BF
Lombard Corporate Finance (10) Ltd	BF
Lombard Corporate Finance (11) Ltd	BF
Lombard Corporate Finance (13) Ltd	BF
Lombard Corporate Finance (14) Ltd	BF
Lombard Corporate Finance (15) Ltd	BF
Lombard Corporate Finance (December 1) Ltd	BF
Lombard Corporate Finance (December 3) Ltd	BF
Lombard Corporate Finance (June 2) Ltd	BF
Lombard Corporate Finance (March 1) Ltd	BF
Lombard Discount Ltd	BF
Lombard Facilities Ltd	BF
Lombard Finance Ltd	BF
Lombard Initial Leasing Ltd	BF
Lombard Leasing Contracts Ltd	BF
Lombard Lessors Ltd	BF
Lombard Maritime Ltd	BF
Lombard North Central Leasing Ltd	BF
Lombard North Central PLC	BF
Lombard Property Facilities Ltd	BF

会社名	活動(1)
Lombard Technology Services Ltd	BF
Lombard Vehicle Management (1) Ltd	BF
Lombard Vehicle Management (2) Ltd	BF
Lombard Vehicle Management (3) Ltd	BF
Lombard Vehicle Management Ltd	BF

会社名	活動(1)
Property Ventures (B&M) Ltd	ОТН
R.B. Asset Value Ltd	BF
R.B. Capital Leasing Ltd	BF
R.B. Equipment Leasing Ltd	BF
R.B. Investment Holdings Ltd	BF

Lombard Venture Finance Ltd	BF
Nanny McPhee Productions Ltd	BF
National Westminster Bank Plc	СІ
National Westminster Home Loans Ltd	BF
National Westminster Properties No. 1 Ltd	SC
NatWest (HMHP) Ltd	BF
NatWest Capital Finance Ltd	BF
NatWest Corporate Investments	BF
NatWest Finance Ltd	ОТН
NatWest Leasing and Asset Finance Ltd	BF
NatWest Machinery Leasing Ltd	BF
NatWest Property Investments Ltd	ОТН
NatWest Specialised Property Investments Ltd	BF
NatWest Ventures Investments Ltd	BF
Nevis Derivatives No. 3 LLP	BF
Nevis Derivatives No. 2 LLP	BF
Nevis Derivatives No.1 LLP	BF
Northants Developments Ltd	BF
Northern Isles Ferries Ltd	BF
P of A Productions Ltd	BF
Patalex II Productions Ltd	BF
Patalex III Productions Ltd	BF
Patalex IV Productions Ltd	BF
Patalex Productions Ltd	BF
Patalex V Productions Ltd	BF
Pittville Leasing Ltd	BF
Premier Audit Company Ltd	BF
Price Productions Ltd	BF
Primemodern Ltd	ОТН
Priority Sites Investments Ltd	BF
Priority Sites Ltd	ОТН
Property Venture Partners Ltd	ОТН

	1月114
R.B. Leasing (April) Ltd	BF
R.B. Leasing (Bluewater) Ltd	BF
R.B. Leasing (December) Ltd	BF
R.B. Leasing (Eden) Ltd	BF
R.B. Leasing (March) Ltd	BF
R.B. Leasing (September) Ltd	BF
R.B. Leasing Company Ltd	BF
R.B. Quadrangle Leasing Ltd	BF
R.B.S. Special Investments Ltd	BF
RB Investments 2 Ltd	BF
RB Investments 3 Ltd	ОТН
RBDC Administrator Ltd	ОТН
RBDC Investments Ltd	ОТН
RBEF Ltd	ОТН
RBS Argonaut Ltd	ОТН
RBS Asset Finance Europe Ltd	BF
RBS Asset Management (ACD) Ltd	BF
RBS Asset Management Holdings	BF
RBS Asset Management Ltd	BF
RBS Hotel Development Company Ltd	ОТН
RBS Hotel Investments Ltd	ОТН
RBS Investment Ltd	BF
RBS Invoice Finance Ltd	BF
RBS Mezzanine Ltd	BF
RBS Property Developments Ltd	ОТН
RBS Property Ventures Investments Ltd	BF
RBS Residential Venture No.1 Ltd	ОТН
RBS Secured Funding LLP	BF
RBS SME Investments Ltd	ОТН
RBS Special Opportunities General Partner	DE
(England) Ltd	BF
RBS Special Opportunities General Partner (Scotland) II Ltd	BF

会社名	活動(1)
RBS Special Opportunities General Partner	7,12,20(1)
(Scotland) Ltd	ОТН
RBS Specialised Property Investments Ltd	ОТН
RBSG (Europe)	BF
RBSG International Holdings Ltd	BF
RBSM (Investments) Ltd	CI
RBSM Capital Ltd	BF
RBSSAF (2) Ltd	BF
RBSSAF (3) Ltd	BF
RBSSAF (4) Ltd	BF
RBSSAF (6) Ltd	BF
RBSSAF (7) Ltd	BF
RBSSAF (8) Ltd	BF
RBSSAF (10) Ltd	BF
RBSSAF (11) Ltd	BF
RBSSAF (12) Ltd	BF
RBSSAF (13) Ltd	BF
RBSSAF (16) Ltd	BF
RBSSAF (19) Ltd	BF
RBSSAF (22) Ltd	BF
RBSSAF (23) Ltd	BF
RBSSAF (25) Ltd	BF
RBSSAF (26) Ltd	BF
Riossi Ltd	BF
RoboScot DevCap Ltd	OTH
RoboScot Equity Ltd	ОТН
RoboScot Ventures Ltd	OTH
Royal Bank Asset Finance Ltd	BF
Royal Bank Development Capital Ltd	BF
Royal Bank Investments Ltd	BF
Royal Bank Invoice Finance Ltd	BF
Royal Bank Leasing Ltd	BF
Royal Bank of Scotland	DE.
(Industrial Leasing) Ltd	BF
Royal Bank Operating Leasing Ltd	BF
Royal Bank Project Investments Ltd	ОТН
Royal Bank Ventures Investments Ltd	BF
Royal Bank Ventures Ltd	BF

会社名	活動(1)
Royal Scot Leasing Ltd	BF
RoyScot Financial Services Ltd	BF
RoyScot Larch Ltd	BF
RoyScot Trust plc	BF
Sandford Leasing Ltd	BF
SIG 1 Holdings Ltd	BF
SIG Number 2 Ltd	ОТН
Springwell Street Developments (No 1) Ltd	ОТН
STAR 1 Special Partner Ltd	BF
Style Financial Services Ltd	BF
The One Account Ltd	BF
The Royal Bank of Scotland Invoice	DE.
Discounting Ltd	BF
Theobald Film Productions LLP	BF
Thrapston Triangle Ltd	ОТН
Total Capital Finance Ltd	BF
UB SIG (NI) Ltd	BF
Ulster Bank Commercial Services (NI) Ltd	BF
Ulster Bank Ltd	CI
Ulster Bank Pension Trustees Ltd	ОТН
Voyager Leasing Ltd	BF
W. & G. Industrial Leasing Ltd	BF
W. & G. Lease Finance Ltd	BF
Walton Lake Developments Ltd	ОТН
West Register (Bankside) Ltd	ОТН
West Register (Hotels Number 1) Ltd	ОТН
West Register (Hotels Number 2) Ltd	ОТН
West Register (Hotels Number 3) Ltd	ОТН
West Register (Land) Ltd	ОТН
West Register (Northern Ireland)	DE.
Property Ltd	BF
West Register (Project Developments) Ltd	BF
West Register (Property Investments) Ltd	BF
West Register (Realisations) Ltd	ОТН
West Register (Residential Property	OTIL
Investments) Ltd	OTH
West Register Hotels (Holdings) Ltd	BF
Williams & Glyn's Leasing Company Ltd	ОТН

EDINET提出書類 ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(E05991) 有価証券報告書

会社名	活動(1)
Winchcombe Finance Ltd	BF
WR (NI) Property Investments Ltd	BF

会社名	活動(1)
WR (NI) Property Realisations Ltd	ОТН

この表の注については、264ページを参照のこと。

以下の表は、当行グループが100%所有し、会計目的上全部連結される、英国外で設立され、活動のある関連会社の詳細を示している。

国	会社名	活動(1)
オーストラリア	RBS (Australia) Pty Ltd	BF
バミューダ	R.B. Leasing BDA One Ltd	BF
ブラジル	RBS Assessoria Ltda	SC
ケイマン諸島	Coutts & Co (Cayman) Ltd	CI
ケイマン諸島	Coutts General Partner (Cayman) V Ltd	ОТН
ケイマン諸島	Equator Investments (Cayman) Ltd	BF
ケイマン諸島	Islay Investments Ltd	отн
ケイマン諸島	NatWest (Deansgate) Investments Ltd	отн
ケイマン諸島	RBS Special Opportunities General Partner (Cayman) Ltd	ОТН
ケイマン諸島	Redlion Investments Ltd	ОТН
ケイマン諸島	Ringwold Investments Ltd	ОТН
ケイマン諸島	Royhaven Secretaries Ltd	BF
フィンランド	Artul Kiinteistöt Oy	BF
フィンランド	Fab Ekenäs Formanshagen 4	SC
フィンランド	Forssa Liikekiinteistöt Oy	BF
フィンランド	Koy Espoon Entresse II	BF
フィンランド	Koy Espoon Niittysillantie 5	BF
フィンランド	Koy Helsingin Mechelininkatu 1	BF
フィンランド	Koy Helsingin Osmontie 34	BF
フィンランド	Koy Helsingin Panuntie 11	BF
フィンランド	Koy Helsingin Panuntie 6	BF
フィンランド	Koy lisalmen Kihlavirta	BF
フィンランド	Koy Jämsän Keskushovi	BF
フィンランド	Koy Kokkolan Kaarlenportti Fab	BF
フィンランド	Koy Kouvolan Oikeus ja Poliisitalo	BF
フィンランド	Koy Lohjan Huonekalutalo	BF
フィンランド	Koy Millennium	BF
フィンランド	Koy Nummelan Portti	BF
フィンランド	Koy Nuolialan päiväkoti	BF
フィンランド	Koy Otapuisto	BF
フィンランド	Koy Päiväläisentie 1-6	BF
フィンランド	Koy Raision Kihlakulma	BF
フィンランド	Koy Ravattulan Kauppakeskus	BF
フィンランド	Koy Tapiolan Louhi	BF

国	会社名	活動(1)
フィンランド	Koy Vapaalan Service-Center	BF
フィンランド	Nordisk Renting Oy	BF
フランス	RBS France Holdings SARL	BF
フランス	RDS Metropolis SAS	BF
ドイツ	patus 455. GmbH	BF
ドイツ	RBS (Deutschland) AG	CI

ドイツ	RBS Deutschland Holdings GmbH	BF
ドイツ	RBS Real Estate Holdings Germany GmbH	SC
ドイツ	RBS Structured Financial Services GmbH	BF
ドイツ	West Register PRIME Düsseldorf 2 GmbH	BF
ドイツ	West Register PRIME Holding GmbH	отн
ジブラルタル	Gosport Ltd	отн
ジブラルタル	RBS (Gibraltar) Ltd	СІ
ジブラルタル	Sotomar Ltd	BF
ガーンジー島	Drummonds Insurance PCC Ltd	BF
ガーンジー島	Lothbury Insurance Company Ltd	BF
ガーンジー島	Morar ICC Insurance Ltd	BF
ガーンジー島	RBS Employment (Guernsey) Ltd	SC
ガーンジー島	RoyScot Guernsey Ltd	BF
香港	RBS Securities Japan Ltd	BF
インド	RBS Business Services Private Ltd	отн
インド	RBS India Development Centre Private Ltd	отн
アイルランド共和国	Easycash (Ireland) Ltd	BF
アイルランド共和国	First Active Holdings Ltd	BF
アイルランド共和国	First Active Insurances Services Ltd	BF
アイルランド共和国	First Active Investments No. 4 Ltd	BF
アイルランド共和国	First Active Treasury plc	BF
アイルランド共和国	Hume Street Nominees Ltd	ОТН
アイルランド共和国	Lombard Ireland Group Holdings	BF
アイルランド共和国	Lombard Ireland Ltd	BF
アイルランド共和国	National Westminster Services (Ireland) Ltd	sc
アイルランド共和国	Norgay Property Ltd	BF
アイルランド共和国	RBS Asset Management (Dublin) Ltd	BF
アイルランド共和国	The RBS Group Ireland Retirement Savings Trustee Ltd	отн
アイルランド共和国	UB SIG (ROI) Ltd	BF
アイルランド共和国	Ulster Bank (Ireland) Holdings	BF
アイルランド共和国	Ulster Bank Commercial Services Ltd	BF
·		

国	会社名	活動(1)
アイルランド共和国	Ulster Bank Dublin Trust Company	BF
アイルランド共和国	Ulster Bank Holdings (ROI) Ltd	BF
アイルランド共和国	Ulster Bank Ireland Ltd	CI
アイルランド共和国	Ulster Bank Pension Trustees (RI) Ltd	отн
アイルランド共和国	Ulster Bank Wealth	BF
アイルランド共和国	Walter Property Ltd	BF
アイルランド共和国	West Register (Republic of Ireland) Property Ltd	BF
マン島	Coutts & Co (Manx) Ltd	BF
マン島	Isle of Man Bank (Nominees) Ltd	BF
マン島	Isle of Man Bank Ltd	CI
マン島	Lombard Manx Leasing Ltd	BF

マン島	Lombard Manx Ltd	BF
マン島	The Royal Bank of Scotland Employment (Isle of Man) Ltd	BF
ジャージー島	C.J. Fiduciaries Ltd	BF
ジャージー島	Citron 2004 Ltd	BF
ジャージー島	Coutts & Co Trustees (Jersey) Ltd	BF
ジャージー島	Fidelis Nominees Ltd	BF
ジャージー島	Lombard Finance (CI) Ltd	BF
ジャージー島	Magnus Nominees Ltd	BF
ジャージー島	Mulcaster Street Nominees Ltd	ОТН
ジャージー島	Pitstop Ltd	ОТН
ジャージー島	RBS International Employees' Pension Trustees Ltd	BF
ジャージー島	Rostand Nominees Ltd	BF
ジャージー島	Rouge 2004 Ltd	BF
ジャージー島	RoyScot Jersey Ltd	BF
ジャージー島	The Royal Bank of Scotland International (Holdings) Ltd	BF
ジャージー島	The Royal Bank of Scotland International Ltd	СІ
ジャージー島	Vert 2004 Ltd	ОТН
カザフスタン	JSC SB RBS (Kazakhstan)	BF
オランダ	National Westminster International Holdings B.V.	BF
オランダ	NatWest Securities B.V.	BF
オランダ	RBS Investments Netherlands B.V.	BF
オランダ	RBS Netherlands B.V.	BF
オランダ	RBS Netherlands Holdings B.V.	BF
オランダ	RBS-CBFM Netherlands B.V.	BF
ノルウェー	BD Lagerhus AS	BF
ノルウェー	Eiendomsselskapet Apteno Larvik AS	BF

国	会社名	活動(1)
ノルウェー	Hatros 1 AS	BF
ノルウェー	Nordisk Renting AS	BF
ノルウェー	Ringdalveien 20 AS	BF
パナマ	Growth Advisors S.A.	BF
パナマ	Steering Group SA	BF
ポーランド	RBS Bank (Polska) S.A.	СІ
ポーランド	RBS Polish Financial Advisory Services sp. z o.o.	ОТН
ロシア	The Royal Bank of Scotland ZAO	CI
スウェーデン	Arkivborgen KB	BF
スウェーデン	Backsmedjan KB	BF
スウェーデン	Bil Fastigheter i Sverige AB	BF
スウェーデン	Bilfastighet i Täby AB	BF
スウェーデン	Braheberget KB	BF
スウェーデン	Brödmagasinet KB	BF
スウェーデン	Dalklockan 6 KB	BF
スウェーデン	Eurohill 4 KB	BF

スウェーデン	Fastighet Kallebäck 2:4 i Göteborg AB	BF
スウェーデン	Fastighets AB Flöjten i Norrköping	BF
スウェーデン	Fastighets AB Hammarbyvagnen	BF
スウェーデン	Fastighets AB Kabisten 1	BF
スウェーデン	Fastighets AB Stockmakaren	BF
スウェーデン	Fastighets AB Xalam	BF
スウェーデン	Fastighets AB Sambiblioteket	BF
スウェーデン	Fastighetsbolaget Holma i Höör AB	BF
スウェーデン	Forskningshöjden KB	BF
スウェーデン	Förvaltningsbolaget Dalkyrkan KB	BF
スウェーデン	Förvaltningsbolaget Predio 3 KB	BF
スウェーデン	Gredelinen KB	BF
スウェーデン	Grinnhagen KB	BF
スウェーデン	Horrsta 4:38 KB	BF
スウェーデン	IR Fastighets AB	BF
スウェーデン	IR IndustriRenting AB	BF
スウェーデン	Kallebäck Institutfastigheter AB	BF
スウェーデン	KB Eurohill	BF
スウェーデン	KB IR Gamlestaden	BF
スウェーデン	KB Lagermannen	BF
スウェーデン	KB Likriktaren	BF

国	会社名	活動(1)
スウェーデン	Läkten 1 KB	BF
スウェーデン	LerumsKrysset KB	BF
スウェーデン	Limstagården KB	ОТН
スウェーデン	Mjälgen KB	BF
スウェーデン	Nordisk Renting AB	BF
スウェーデン	Nordisk Renting HB	BF
スウェーデン	Nordisk Specialinvest AB	BF
スウェーデン	Nordiska Strategifastigheter Holding AB	BF
スウェーデン	Pyrrhula 6,7 AB	BF
スウェーデン	SFK Kommunfastigheter AB	BF
スウェーデン	Sjöklockan KB	BF
スウェーデン	Skinnarängen KB	BF
スウェーデン	Solbänken KB	BF
スウェーデン	Strand European Holdings AB	BF
スウェーデン	Svenskt Fastighetskapital AB	ОТН
スウェーデン	Svenskt Fastighetskapital Holding AB	BF
スウェーデン	Tingsbrogården KB	BF
スウェーデン	Tygverkstaden 1 KB	BF
スウェーデン	Vansbro Fjärrvärme KB	BF
スウェーデン	Vansbroviken KB	BF
スイス	Coutts & Co Ltd	CI

スイス	Coutts & Co Trustees (Suisse) S.A.	отн
スイス	RBS Services (Switzerland) Ltd	отн
アラブ首長国連邦	RBS Operations FZ LLC	SC
米国	Candlelight Acquisition LLC	ОТН
米国	Communications Capital Group I, LLC	BF
米国	Communications Capital Group II, LLC	BF
米国	Financial Asset Securities Corp.	BF
米国	Gil Holdings LLC	BF
米国	Governor Acquisition Company, LLC	ОТН
米国	Greenwich Capital Derivatives, Inc.	BF
米国	Harborview Commercial Holdings I, LLC	BF
米国	Kelts LLC	BF
米国	Lease Plan North America LLC	BF
米国	NatWest Group Holdings Corp	BF
米国	Random Properties Acquisition Corp. I	ОТН
米国	Random Properties Acquisition Corp. II	ОТН

国	会社名	活動(1)
米国	Random Properties Acquisition Corp. III	ОТН
米国	Random Properties Acquisition Corp. IV	ОТН
米国	RBS Acceptance Inc.	CI
米国	RBS Americas Property Corp.	SC
米国	RBS Commercial Funding Inc.	BF
米国	RBS Equity Corp	BF
米国	RBS Financial Products Inc.	BF
米国	RBS Holdings USA Inc.	BF
米国	RBS Investments USA Corp.	BF
米国	RBS Securities Inc.	BF
米国	RBS Smart Products Inc	BF
米国	Rimfort Corp	BF
米国	Surprise Acquisition Company, LLC	ОТН
英領バージン諸島	Action Corporate Services Ltd	BF
英領バージン諸島	Fountainhead Consultants Ltd	BF
英領バージン諸島	JMJ Holdings Ltd	BF

この表の注については、264ページを参照のこと。

以下の表は、当行グループの所有が100%未満である、英国で設立され、活動のある関連会社の詳細を示している。

			当行グループ	
会社名	活動(1)	会計処理(2)	の持分(%)	注
Adam & Company General Partner Ltd	BF	IA	50	
Aspire Oil Services Ltd	BF	EAA	28	
Attraction Inns Ltd	BF	IA	30	
Ballymore (London Arena) Ltd	ОТН	IA	45	
Business Growth Fund plc	BF	EAA	24	
Cala Campus Ltd	отн	EAJV	50	
CFN Packaging Group Ltd	отн	IA	25	
Cloud Electronics Holdings Ltd	BF	IA	20	
Coneworx Ltd	ОТН	IA	40	
DF Ventures Ltd	BF	IA	20	
Entaco Group Ltd	BF	IA	33	
Ferrostatics Holdings Ltd	BF	IA	35	
Flats 4 U Ltd	ОТН	IA	30	
Forest Garden Group Ltd	ОТН	IA	28	
GATX Asset Residual Management Ltd	отн	EAA	50	
GWNW City Developments Ltd	ОТН	EAJV	50	
Higher Broughton (GP) Ltd	BF	EAA	41	
Isobel AssetCo Ltd	SC	FC	75	
Isobel EquityCo Ltd	BF	FC	75	
Isobel HoldCo Ltd	BF	FC	75	
Isobel Intermediate HoldCo Ltd	BF	FC	75	
Isobel Loan Capital Ltd	BF	FC	75	
Isobel Mezzanine Borrower Ltd	BF	FC	75	
Jaguar Cars Finance Ltd	BF	FC	50	
JCB Finance (Leasing) Ltd	BF	FC	75	
JCB Finance Ltd	BF	FC	75	
Kangaroo Holdings Ltd	BF	IA	42	(3)
Land Options (East) Ltd	BF	EAJV	50	
Lombard GATX Holdings Ltd	BF	EAJV	50	
MSW Ltd	ОТН	IA	20	
Omega Warrington Ltd	ОТН	EAJV	50	
Pad55 Pickering Commonhold Association Ltd	ОТН	FC	94	
Pollokshields Developments Ltd	ОТН	IA	49	
Prestige Walker Ltd	ОТН	IA	30	

会社名	活動(1)	会計処理(2)	当行グループ の持分(%)	注
Race 500 Ltd	BF	IA	21	
RBS Covered Bonds (LM) Ltd	BF	IA	20	
RBS Covered Bonds LLP	BF	FC	99	
RBS Secured Funding (LM) Ltd	BF	FC	20	(4)

				用用
RBS Sempra Commodities LLP	BF	FC	51	
RBS Sempra Products Ltd	ОТН	FC	51	
Salwan Pharmacy Ltd	ОТН	IA	20	
Star Capital Partners Investments LLP	BF	IA	40	
Sutherland Trading Company Ltd	ОТН	IA	25	
Tay Valley Lighting (Leeds) Ltd	ОТН	EAJV	50	
Tay Valley Lighting (Newcastle and North Tyneside) Ltd	ОТН	EAJV	50	
Tay Valley Lighting (Stoke on Trent) Ltd	ОТН	EAJV	50	
Telford Homes (Stratford) Ltd	ОТН	EAJV	50	
The Appeal Group Ltd	ОТН	IA	25	
The Scottish Agricultural Securities Corporation P.L.C.	BF	IA	33	
The Storage Pod Ltd	ОТН	IA	48	
Topco (No1) Ltd	ОТН	IA	45	
Uniconn Ltd	ОТН	IA	30	
Vocalink Holdings Ltd	BF	EAA	21	
Wealdland Ltd	ОТН	IA	29	
Welsh Industrial Partnership (GP) Ltd	BF	FC	51	
Yorkmarsh Ltd	BF	IA	30	

この表の注については、264ページを参照のこと。

以下の表は、当行グループの所有が100%未満である、英国外で設立され、活動のある関連会社の詳細を示している。

国	会社名	活動(1)	会計処理(2)	当行グループ の持分(%)
カナダ	1369202 Alberta ULC	BF	FC	51
カナダ	Sempra Energy Trading (Calgary) ULC	BF	FC	51
中国	Hua Ying Securities Company Ltd	BF	EAJV	33
キプロス島	Pharos Estates Ltd	ОТН	EAA	49
フランス	Cinquième Lease G.I.E.	ОТН	EAJV	33
フランス	Quatrième Lease G.I.E.	BF	EAJV	33
ドイツ	Argos Vermögensverwaltung GmbH	ОТН	IA	40
ドイツ	BLIXA Elfte Vermögensver-waltung GmbH	ОТН	IA	40
ドイツ	NASIL GmbH & Co. KG	BF	FC	94
ドイツ	TN Eagle 2 GmbH	BF	FC	99
ドイツ	TN Jet Stream 2 GmbH	BF	FC	99
ドイツ	TN Jet Stream GmbH	BF	FC	99
アイルランド共和国	Qulpic Ltd	BF	FC	67
アイルランド共和国	The Drive4Growth Company Ltd	ОТН	IA	20
アイルランド共和国	Zrko Ltd	BF	FC	67
ジャージー島	Spring Allies Jersey Ltd	BF	IA	49
オランダ	BNC IXAS SPC Holding B.V.	BF	IA	26
オランダ	RBS Sempra Commodities Coöperatief W.A.	ОТН	FC	51
オランダ	RBS Sempra Commodities Holdings I B.V.	BF	FC	51
ノルウェー	Norslundsskogen 5 KB	BF	FC	51
ポーランド	Wisiniowy Management sp. z o.o.	ОТН	EAA	25
スウェーデン	Airside Properties AB	BF	EAA	50
スウェーデン	Bong Fastigheter KB	BF	FC	51
スウェーデン	Förvaltningsbolaget Klöverbacken Skola KB	BF	FC	51
スウェーデン	Optimus KB	BF	FC	51
スウェーデン	Stora Kvarnen KB	BF	FC	51
米国	Amtrust Acquisition LLC	BF	IA	24
米国	Sempra Energy Trading LLC	BF	FC	51

この表の注記については、264ページ(訳者注:原文のページ。以下同じ。)を参照のこと。

有価証券報告書

以下の表は、当行グループが100%所有しているが会計目的上全部連結されていない活動のある関連会社の詳細を示している(5)。

国	会社名	活動(1)	会計処理(1)	注
米国	West Granite Homes Inc.	ОТН	NC	(6)

この表の注記については、264ページを参照のこと。

解散が進んでいる会社					
国	会社名	活動(1)	会計処理(2)	当行グループ の持分(%)	
ケイマン諸島	Redshield Holdings Ltd	BF	FC	100	
ドイツ	Greta Film Investition GmbH & Co. KG	BF	IA	25	
ガーンジー島	Adam & Company International Ltd	BF	FC	100	
アイルランド共和国	Danroc Ltd	отн	FC	100	
アイルランド共和国	First Active Investments No. 3 Ltd	BF	FC	100	
アイルランド共和国	First Active Nominees Ltd	отн	FC	100	
アイルランド共和国	First Active Property Investments Ltd	отн	FC	100	
アイルランド共和国	GRG Real Estate Asset Management (Republic of Ireland) Ltd	BF	FC	100	
アイルランド共和国	Meritvale Ltd	отн	FC	100	
アイルランド共和国	NatWest Holdings (Ireland)	BF	FC	100	
アイルランド共和国	The Royal Bank of Scotland Finance (Ireland)	BF	FC	100	
アイルランド共和国	UIF Finance Company	BF	FC	100	
アイルランド共和国	Ulster Bank Group Treasury Ltd	отн	FC	100	
アイルランド共和国	Ulster Bank Investment Funds Ltd	отн	FC	100	
アイルランド共和国	Ulster International Finance	BF	FC	100	
メキシコ	RBS Sempra Energy Trading Mexico, S. de R.L. de C.V.	отн	FC	51	
キュラソー島	RBSG Holdings N.V.	BF	FC	100	
英国	Beauford PLC	отн	FC	100	
英国	Birchin Lane Nominees, Ltd	отн	FC	100	
英国	Burridge Holdings Ltd	BF	IA	40	
英国	C W Nominees Ltd	ОТН	FC	100	
英国	Childs Nominees, Ltd	отн	FC	100	
英国	Drivefirst Ltd	отн	FC	100	
英国	Flexibuy Ltd	BF	FC	75	
英国	GL Lease Company No.10 Ltd	отн	FC	75	
英国	GRG Real Estate Asset Management (Northern Ireland) Ltd	BF	FC	100	
英国	Judges Postcards Ltd	отн	IA	27	
英国	Lombard Corporate Finance (1) Ltd	BF	FC	100	
英国	Lombard Corporate Finance (December 2) Ltd	BF	FC	100	
英国	Lombard Home Loans Ltd	ОТН	FC	100	
英国	Lombard Plant Finance Ltd	BF	FC	100	
英国	National Provincial Bank Ltd	ОТН	FC	100	
英国	NatWest Corporate Services (Ireland)	BF	FC	100	

解散が進んでいる会社					
国	会社名	活動(1)	会計処理(2)	当行グループ の持分(%)	
英国	NatWest Industrial Finance Ltd	BF	FC	100	
英国	NatWest Lease Management Ltd	BF	FC	100	
英国	NatWest Stockbrokers Financial Services Ltd	OTH	FC	100	

有価証券報告書

英国	NWM Property Advisory Ltd	ОТН	FC	100
英国	Sampsons Ltd	ОТН	IA	27
英国	The Mortgage Corp	ОТН	FC	100
英国	The Royal Bank of Scotland Commercial Services Ltd	BF	FC	100
英国	Welsh Industrial Partnership (Nominee) Ltd	BF	FC	51
英領バージン諸島	Minster Corporate Services Ltd	BF	FC	100

この表の注記については、264ページを参照のこと。

休眠会社					
国	会社名	活動(1)	会計処理(2)	当行グループ の持分(%)	
英国	Adam & Company (Nominees) Ltd	ОТН	FC	100	
バハマ	CTB Ltd	BF	FC	100	
デンマーク	Nordisk Renting A/S	ОТН	FC	100	
アイルランド共和国	First Active plc	BF	FC	100	
ジャージー島	Coutts (CI) Ltd	BF	FC	100	
ジャージー島	National Westminster Bank Nominees (Jersey) Ltd	BF	FC	100	
ジャージー島	RBS Cards Securitisation Funding Ltd	BF	FC	100	
スウェーデン	Nordisk Renting Facilities Management AB	ОТН	FC	100	
スウェーデン	Nordisk Renting Kapital AB	BF	FC	100	
スウェーデン	Svenskt Energikapital AB	BF	FC	100	
英国	Acre 146 Ltd	BF	FC	100	
英国	Beveltop Ltd	BF	FC	100	
英国	British Overseas Bank Nominees Ltd	ОТН	FC	100	
英国	Buchanan Holdings Ltd	BF	FC	100	
英国	CNW Group Ltd	BF	FC	100	
英国	CNW Nominees Ltd	ОТН	FC	100	
英国	Cornhill Holdings Ltd	BF	FC	100	
英国	Coutts Group	ОТН	FC	100	

休眠会社				当行グループ
国	会社名	活動(1)	会計処理(2)	の持分(%)
英国	CTL Nominees Ltd	ОТН	FC	100
英国	District Bank Ltd	ОТН	FC	100
英国	Dixon Motorcycle Holdings Ltd	BF	FC	100
英国	Dixon Vehicle Sales Ltd	ОТН	FC	100
英国	Dormaco (No.12) Ltd	ОТН	FC	100
英国	Doublemere Ltd	ОТН	FC	100
英国	Dunfly Trustee Ltd	OTH	FC	100
英国	Ecosse Regeneration Ltd	OTH	FC	100
英国	Emperor Holdings Ltd	OTH	FC	100
英国	FIT Nominee Ltd	OTH	FC	100
英国	FIT Nominee 2 Ltd	BF	FC	100
英国	Freehold Managers (Nominees) Ltd	OTH	FC	100
英国	Glyns Nominees Ltd	OTH	FC	100
英国	Greenwich NatWest Ltd	BF	FC	100
英 国	Honroe (UK) Ltd	BF	FC	100
英国	JCB Credit Ltd	OTH	FC	75
英 国	JCB Finance Pension Ltd	BF	FC	88
英国	Landpower Leasing Ltd	BF	FC	75
英 国	Lombard Bank	ОТН	FC	100
英国	Lombard North Central Wheelease Ltd	BF	FC	100
英国	London Office Royal Bank of Scotland Nominees Ltd	OTH	FC	100
英国	Lothbury Property Trust Company Ltd	OTH	FC	100
——————— 英国	Marigold Nominees Ltd	ОТН	FC	100
英 国	Motorsport Dealers International Ltd	BF	FC	100
——————— 英国	N.C. Head Office Nominees Ltd	SC	FC	100
——————— 英国	N.C. Securities Ltd	ОТН	FC	100
——————— 英国	National Westminster Ltd	BF	FC	100
英国	NatWest Aerospace Trust Company Ltd	BF	FC	100
英国	NatWest FIS Nominees Ltd	ОТН	FC	100
 英国	NatWest Invoice Finance Ltd	BF	FC	100
——————— 英国	NatWest Nominees Ltd	ОТН	FC	100
 英国	NatWest PEP Nominees Ltd	ОТН	FC	100
 英国	NatWest Security Trustee Company Ltd	ОТН	FC	100
 英国	North Central Finance Ltd	ОТН	FC	100

休眠会社					
国	会社名	活動(1)	会計処理(2)	当行グループ の持分(%)	
英国	Pensman Nominees Ltd	ОТН	FC	100	
英国	Project & Export Finance (Nominees) Ltd	ОТН	FC	100	
英国	R.B.S. Property (Greenock) Ltd	ОТН	FC	100	

				有価
英国	RB Investments 5 Ltd	BF	FC	100
英国	RBS CIF Trustee Ltd	ОТН	FC	100
英国	RBS Investment Executive Ltd	ОТН	NC	100
英国	RBS Pension Trustee Ltd	ОТН	NC	100
英国	RBS Residential Venture No.2 Ltd	ОТН	FC	100
英国	RBS Retirement Savings Trustee Ltd	отн	FC	100
英国	RBS Secretarial Services Ltd	отн	FC	100
英国	RBS Shelf Nominees Ltd	BF	FC	100
英国	RBS Trustees Ltd	BF	FC	100
英国	RBSG Collective Investments Nominees Ltd	BF	FC	100
英国	Riossi Motorcycles Ltd	ОТН	FC	100
英国	RoboScot (64) Ltd	ОТН	FC	100
英国	Rover Finance Holdings Ltd	BF	FC	100
英国	Rover Finance Ltd	BF	FC	100
英国	Royal Bank Business Asset Finance Ltd	BF	FC	100
英国	Royal Bank Insurance Consultants Ltd	BF	FC	100
英国	RoyScot Auto Credit Ltd	BF	FC	100
英国	RoyScot Contracts Ltd	ОТН	FC	100
英国	RoyScot Industrial Leasing Ltd	BF	FC	100
英国	RoyScot Leasing Ltd	BF	FC	100
英国	RoyScot Motor Finance Ltd	BF	FC	100
英国	RoyScot Vehicle Contracts Ltd	отн	FC	100
英国	Sixty Seven Nominees Ltd	ОТН	FC	100
英国	Strand Nominees Ltd	BF	FC	100
英国	Syndicate Nominees Ltd	отн	FC	100
英国	The Financial Trading Company Ltd	BF	FC	100
英国	The National Bank Ltd	ОТН	FC	100
英国	The Royal Bank of Scotland (1727) Ltd	BF	FC	100
英国	Van Finance Ltd	BF	FC	80
英国	Ventus Investments Ltd	ОТН	FC	100
英国	W.G.T.C.Nominees Ltd	ОТН	FC	100

休眠会社					
国	会社名	活動(1)	会計処理(2)	当行グループ の持分(%)	
英国	Westments Ltd	BF	FC	100	
英国	Westminster Bank Ltd	ОТН	FC	100	
英国	Williams & Glyn Holdings Ltd	BF	FC	100	
英国	Williams & Glyn's Bank Ltd	ОТН	FC	100	
英国	Williams & Glyn's Trust Company Ltd	ОТН	FC	100	

管理中の会社					
				当行グループ の持分	
国	会社名	活動(1)	会計処理(2)	(%)	

有価証券報告書

英国	Adam & Company Second General Partner Ltd	BF	IA	50
英国	Big Beat Holdings Ltd	ОТН	IA	42
英国	Care At Home (Wales) Ltd	ОТН	IA	25
英国	VMG Foods Ltd	ОТН	IA	40

注:

(1) 活動:

銀行及び金融機関 - BF

信用機関 - CI

サービス会社 - SC

その他 / 非金融 - OTH

(2) 会計処理:

持分法会計 - 関連会社 - EAA

持分法会計 - 共同支配企業 - EAJV

全部連結 - FC

投資会計 - IA

非連結 - NC

- (3) 当行グループは、議決権の45%、経済的権利の42%を有している
- (4) RBSは契約上の合意により会社を支配しているため、連結される関連会社
- (5) 当行グループによって支配されていないため、連結されていない関連会社
- (6) 当行グループの年金制度の給付のために保有している関連会社。

<u>次へ</u>

Consolidated income statement for the year ended 31 December 2015

	Note	2015 Sm	2014 Ωm	2013 £m
Interest receivable	11010	11,746	12,805	14,151
Interest payable		(3,338)	(3,939)	(5,521)
Net interest income	1	8,408	8,866	8,630
Fees and commissions receivable		3,692	4,320	4,598
Fees and commissions payable		(805)	(842)	(892)
Income from trading activities		954	1,190	2,860
(Loss)/gain on redemption of own debt		(263)	6	162
Other operating income		165	1,078	1,397
Non-interest income	2	3,743	5,752	8,125
Total income		12,151	14,618	16,755
Staff costs		(5,668)	(5, 683)	(5,929)
Premises and equipment		(1,809)	(2,059)	(1,994)
Other administrative expenses		(6,160)	(4,361)	(6,530)
Depreciation and amortisation		(1,173)	(926)	(1,109)
Write down of goodwill and other intangible assets		(1,331)	(523)	(423)
Operating expenses	3	(16,141)	(13,552)	(15,985)
(Loss)/profit before impairment releases/(losses)		(3,990)	1,066	770
Impairment releases/(losses)	11	837	1,337	(8,137)
Operating (loss)/profit before tax		(3,153)	2,403	(7,367)
Tax credit/(charge)	6	29	(2,033)	(307)
(Loss)/profit from continuing operations		(3,124)	370	(7,674)
Profit/(loss) from discontinued operations, net of tax		1,538	(3,486)	410
Loss for the year	_	(1,586)	(3,116)	(7,264)
Attributable to:				
Non-controlling interests		320	57	(13)
Preference shareholders		44	61	58
Ordinary shareholders		(1,950)	(3,234)	(7,309)
		(1,586)	(3,116)	(7,264)

The accompanying notes on pages 163 to 264, the accounting policies on pages 148 to 162 and the audited sections of the Financial review: Capital and risk management on pages 28 to 134 form an integral part of these financial statements.

Consolidated statement of comprehensive income for the year ended 31 December 2015

	Note	2015 £m	2014* Ωm	2013° £m
Loss for the year		(1,586)	(3,116)	(7,264)
Items that do not qualify for reclassification				
(Loss)/gain on remeasurement of retirement benefit schemes	4	(73)	(1,849)	389
Tax		306	314	(237)
		233	(1,535)	152
Items that do qualify for reclassification				
Available-for-sale financial assets		13	132	(1,907)
Cash flow hedges		(740)	1,412	(2,485)
Currency translation		(1,123)	434	(197)
Tax		136	(401)	1,101
		(1,714)	1,577	(3,488)
Other comprehensive (loss)/income after tax		(1,481)	42	(3,336)
Total comprehensive loss for the year	_	(3,067)	(3,074)	(10,600)
Attributable to:				
Non-controlling interests		315	194	(10)
Preference shareholders		44	61	58
Ordinary shareholders		(3,426)	(3,329)	(10,648)
		(3,067)	(3,074)	(10,600)

^{*}Restated - rater to page 148 for further details

Note:
(1) A profit of £1,220 million (2014 - loss £3,538 million; 2013 - profit £410 million) from discontinued operations was attributable to ordinary shareholders.

The accompanying notes on pages 163 to 264, the accounting policies on pages 148 to 162 and the audited sections of the Financial review: Capital and risk management on pages 28 to 134 form an integral part of these financial statements.

Balance sheet as at 31 December 2015

		Gro	ир	Вал	k
		2015	2014"	2015	2014
Assets	Note	£m	£m	£m	£m
Resets Cash and balances at central banks	8	70,000	73,983	76,904	70.000
Cash and balances at central banks Amounts due from subsidiaries	- 8	78,999 1,557	2,333	24,091	70,952
Amounts due from subsidiaries Other loans and advances to banks	8	28,285	42,259	21,259	30,062
Other loans and advances to banks Loans and advances to banks	- 8	29,842	44,592	45,350	54,901
	- 8				
Amounts due from holding company and subsidiaries Other loans and advances to customers	8	1,258 333,699	1,323 375,615	28,283 133,369	41,196 176,581
Loans and advances to customers	8	334,957	376,938	161,652	217,777
Debt securities subject to repurchase agreements	27	20,224	22,923	16,484	14,332
Debt securities subject to reputchase agreements Other debt securities	21	59,803	61,351	60,118	73,262
Debt securities	13	80,027	84,274	76,602	87,594
Equity shares	14	1.069	5,203	931	4.880
Investments in Group undertakings	15	1,009	5,205	34.482	39.857
Settlement balances	10	4.108	4,710	3,053	3,381
Amounts due from holding company and subsidiaries	12	1,275	2,738	4,726	9,268
Other derivatives	12	261,808	351,844	260,875	350,557
Derivatives	12	263,083	354,582	265,601	359,825
Intangible assets	16	6,526	7,765	544	917
Property, plant and equipment	17	4,453	6,123	1,612	1.976
Deferred tax	22	2,622	1,881	902	733
Prepayments, accrued income and other assets	18	3,019	4,298	1,549	2,203
Assets of disposal groups	19	3,486	81,033	1,045	
Total assets		812,191	1.045,382	669,182	844,996
	-	OILITOI	110401002	000,102	044,000
Liabilities					
Amounts due to subsidiaries	8	3,999	4,208	116,343	121,489
Other deposits by banks	8	38,095	59,642	30,877	52,966
Deposits by banks	8	42,094	63,850	147,220	174,455
Amounts due to holding company and subsidiaries	8	5,021	5,843	16,867	29,240
Other customers accounts	8	369,053	389,156	121,907	144,276
Customer accounts	8	374,074	394,999	138,774	173,516
Debt securities in issue	8	25,804	41,996	23,361	36,743
Settlement balances		3,383	4,498	2,363	3,098
Short positions	20	20,808	23,028	17,593	16,590
Amounts due to holding company and subsidiaries	12	1,283	2,005	3,528	6,585
Other derivatives	12	254,265	348,778	253,844	348,162
Derivatives Provisions, accruals and other liabilities	12	255,548	350,783	257,372	354,7 47 5,622
Provisions, accruais and other liabilities Retirement benefit liabilities	21	14,070	12,262	5,676	5,622
Hetirement benefit liabilities Deferred tax	22	3,764 729	4,289 236	112	192
	8			10.405	10.505
Amounts due to holding company Other subordinated liabilities	8	18,502 8,528	19,639 10,830	18,485 7,049	18,535 8,945
Subordinated liabilities	23	27,030	30,469	25,534	27,480
Subordinated liabilities Liabilities of disposal groups	19	2,030	71,284	20,034	27,480
Liabilities of disposal groups Total liabilities	19	770,284	997,694	618,005	792,443
TOTAL HADRIDES		,	,	010,005	7 82,443
Non-controlling interests		54	2,385		
Owners' equity	24	41,853	45,303	51,177	52,553
Total equity		41,907	47,688	51,177	52,553
Total liabilities and equity		912 101	1,045,382	669,182	844,996
rotal nationals and equity	-	012,191	1,040,302	008,102	044,996

^{*}Restated - refer to page 148 for further details.

The accompanying notes on pages 163 to 264, the accounting policies on pages 148 to 162 and the audited sections of the Financial review: Capital and risk management on pages 28 to 134 form an integral part of these financial statements.

The accounts were approved by the Board of directors on 30 March 2016 and signed on its behalf by:

Howard Davies Ross McEwan Ewen Stevenson
Chairman Chief Executive Chief Financial Officer

The Royal Bank of Scotland plc Registration No. SC90312

Statement of changes in equity for the year ended 31 December 2015

		Group			Bank	
	2015	2014"	2013"	2015	2014	2013
Colled on about analysis	£m	£m	£m	£m	£m	£m
Called-up share capital	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
At 1 January and 31 December	6,609	6,609	6,609	6,609	6,609	6,609
Share premium account						
At 1 January	26,807	26,290	26,081	26,807	26,290	26,081
Redemption of preference shares classified as debt	_	517	_	_	517	_
Ordinary share issued on cross-border merger (1)	_	_	209	_	_	209
At 31 December	26,807	26,807	26,290	26,807	26,807	26,290
Margar magnia						
Merger reserve	10,834	10.000	10.001	(47)	(04)	
At 1 January Unwind of merger reserve	10,634	10,800 34	10,881	(47) 31	(81)	_
Merger reserve created on cross-border merger (1)	91	- 04	(81)	- 01	- 04	(81)
At 31 December	10,865	10.834	10.800			
At 31 December	10,865	10,654	10,800	(16)	(47)	(81
Available-for-sale reserve						
At 1 January	400	359	1,750	252	302	1,443
Unrealised gains/(losses)	88	504	(844)	121	261	(558)
Realised gains	(70)	(409)	(1,063)	(44)	(323)	(939)
Tax	(18)	(45)	516	(32)	12	356
Recycled to profit or loss on ceding control of Citizens (2)	9	_	_	_	_	_
Transfer to retained earnings	(43)	(9)	_		_	
At 31 December	366	400	359	297	252	302
Cash flow hedging reserve						
At 1 January	1,026	(86)	1,815	755	350	1,767
Amount recognised in equity	668	2,869	(1,082)	398	1,625	(566)
Amount transferred from equity to earnings	(1,350)	(1,457)	(1,403)	(944)	(1,119)	(1,291)
Tax	106	(334)	584	77	(101)	440
Recycled to profit or loss on ceding control of Citizens (a)	(36)	(554)	_	-	(,	_
Transfer to retained earnings	9	34	_	_	_	_
At 31 December	423	1,026	(86)	286	755	350
Foreign exchange reserve	4 700	1.0.40	0.044	(0.0)	(0.57)	1004
At 1 January	1,762	1,842	2,041	(246)	(357)	(291)
Retranslation of net assets	(79)	403	(287)	30	110	(66)
Foreign currency (losses)/gains on hedges of net assets	(74)	(82)	87	24	1	_
Tax	11	(9)	1	_	_	_
Recycled to profit or loss on disposal of businesses	4 (074)	_	_	_	_	_
Recycled to profit or loss on ceding of control Citizens	(974)		_	_	_	_
Transfer to retained earnings	(642)	(392)				
At 31 December	8	1,762	1,842	(192)	(246)	(357)

^{*}Restated - refer to page 148 for further details.
For notes to these tables refer to page 146.

Statement of changes in equity for the year ended 31 December 2015

2013" Ωm Retained earnings At 1 January (2, 135)2,888 10,072 18,423 21,209 22,501 (Loss)/profit attributable to ordinary and equity preference shareholders (1,031)(1,199) continuing operations (3, 126)365 (7.661)(2.058) discontinued operations 1,220 (3,538)410 Equity preference dividends paid (61)(61) (44)(58)(44)(58)Transfer from available-for-sale reserve 43 g Transfer from cash flow hedging reserve (9)(34)Transfer from foreign exchange reserve 642 392 (45)Costs of placing Citizens equity (29)(Loss)/gain on remeasurement of retirement benefit schemes (4) - gross (67)(1,849)389 84 (107)(13)306 314 (237)(20)- tax 16 6 Redemption of preference shares classified as debt (517)(517)Shares issued under employee share schemes (58)(91)(76)(58)(91)(76)Share-based payments 36 29 36 48 - gross 48 29 - tax (4) 3 (4)3 At 31 December 2,888 17,386 21,209 (3,225)(2, 135)18,423 Owners' equity at 31 December 41,853 45,303 48,702 51,177 52,553 54,322 Non-controlling interests At 1 January 2,385 79 137 Currency translation adjustments and other movements 28 113 3 - continuing operations 2 5 (13)318 52 - discontinued operations Dividends paid (4) (5) (31)Movements in available-for-sale securities - unrealised gains 25 37 (13)(5) - tax Movements in cash flow hedging reserve - amount recognised in equity 32 18 - recycled to profit or loss on disposal of discontinued operations (18)(4) - tax Actuarial losses recognised in retirement benefit schemes (6)Equity raised (5) 2,491 2,117 Equity withdrawn and disposals (24)(43)(1) Loss of control of Citizens (5, 157)At 31 December 2,385 79 54 47,688 51,177 52,553 Total equity at 31 December 41,907 48,781 54,322 Total equity is attributable to: Non-controlling interests 2,385 79 54 Preference shareholders 1.421 1.421 1.421 1.421 1.421 1.421 Ordinary shareholders 40,432 43,882 47,281 49,756 51,132 52,901 41,907 47,688 48,781 51,177 52,553 54,322

Notes: (1) See Note 24.

The accompanying notes on pages 163 to 264, the accounting policies on pages 148 to 162 and the audited sections of the Financial review: Capital and risk management on pages 28 to 134 form an integral part of these financial statements.

^{*}Restated - refer to page 148 for further details.

Net of tax - £8 million charge. Net of tax - £16 million credit.

See change of accounting policy on page 148. Includes £2,491 million relating to the secondary offering of Citizens in March 2015 (2014 - £2,117 million relating to the IPO of Citizens).

Cash flow statement for the year ended 31 December 2015

			Group			Bank	
		2015	2014"	2013"	2015	2014	2013
	Note	£m	£m	£m	£m	£m	£m
Cash flows from operating activities							
Operating (loss)/profit before tax from continuing operations		(3,153)	2,403	(7,367)	(1,451)	(959)	8
Profit/(loss) before tax from discontinued operations		1,750	(3,258)	606	_	_	_
Adjustments for non-cash items and other adjustments							
included within income statement		(6,972)	(283)	5,757	6,171	3,477	272
Cash contribution to defined benefit pension schemes		(1,059)	(1,063)	(817)	(32)	(28)	(41)
Changes in operating assets and liabilities		10,787	(11,917)	(18,949)	992	(30,276)	(22, 151)
Income taxes (paid)/received		(231)	(302)	(195)	(192)	135	322
Net cash flows from operating activities	30	1,122	(14,420)	(20,965)	5,488	(27,651)	(21,590)
Cash flows from investing activities							
Sale and maturity of securities		6,345	17,631	33,741	17,877	22,926	33,660
Purchase of securities		(12,882)	(19,945)	(21,667)	(11,451)	(12,022)	(14,310)
Sale of property, plant and equipment		1,541	1,161	888	305	164	83
Purchase of property, plant and equipment		(761)	(810)	(697)	(338)	(273)	(321)
Net divestment of (investment in) business interests and							
intangible assets	31	53	(2,947)	4,237	(3,937)	(2,358)	1,646
Net cash flows from investing activities		(5,704)	(4,910)	16,502	2,456	8,437	20,758
Cash flows from financing activities							
Issue of subordinated liabilities		_	1,438	2,285	_	833	1,864
Proceeds of non-controlling interests issued		2,491	2,117		_	_	1,004
Redemption of non-controlling interests			(1)	(43)	_	_	_
Repayment of subordinated liabilities		(2,279)	(4,181)	(1,868)	(1,894)	(4,121)	(1,868)
Dividends paid		(75)	(65)	(63)	(44)	(61)	(58)
Interest on subordinated liabilities		(1,313)	(1,308)	(1,395)	(1,338)	(1,236)	(1,325)
Net cash flows from financing activities		(1,176)	(2,000)	(1,084)	(3,276)	(4,585)	(1,387)
Effects of exchange rate changes on cash and cash equivalents		525	682	402	575	541	604
Net (decrease)/increase in cash and cash equivalents		(5,233)	(20, 648)	(5,145)	5,243	(23,258)	(1,615)
Cash and cash equivalents at 1 January		107,308	127,956	133,101	101,370	124,628	126,243
Cash and cash equivalents at 31 December	34	102,075	107,308	127,956	106,613	101,370	124,628

^{*}Restated - rater to page 148 for further details.

The accompanying notes on pages 163 to 264, the accounting policies on pages 148 to 162 and the audited sections of the Financial review: Capital and risk management on pages 28 to 134 form an integral part of these financial statements.

1.Presentation of accounts

The accounts are prepared on a going concern basis (see the Report of the directors, page 137) and in accordance with International Financial Reporting Standards issued by the International Accounting Standards Board (IASB) and interpretations issued by the IFRS Interpretations Committee of the IASB as adopted by the European Union (EU) (together IFRS). The EU has not adopted the complete text of IAS 39 'Financial Instruments: Recognition and Measurement'; it has relaxed some of the standard's hedging requirements. The Group has not taken advantage of this relaxation: its financial statements are prepared in accordance with IFRS as issued by the IASB.

The company is incorporated in the UK and registered in Scotland. Its accounts are presented in accordance with the Companies Act 2006. With the exception of investment property and certain financial instruments as described in Accounting policies 9, 14, 16 and 18, the accounts are presented on a historical cost basis.

On 31 December 2014, Citizens Financial Group Inc. was classified as a discontinued operation and a disposal group: its aggregate assets were presented in Assets of disposal groups and its aggregate liabilities in Liabilities of disposal groups. Prior period results were re-presented. From 3 August 2015, when the Group's interest in Citizens fell to 20.9%, Citizens was accounted for as an associate classified as held for sale. The Group subsequently completed its divestment of Citizens when it sold its final tranche on 30 October 2015. Citizens is no longer a reportable segment, therefore segment disclosures for all periods have been restated.

Change of accounting policy

The Group changed its accounting policy for the recognition of surpluses in its defined benefit pension schemes: in particular, the policy for determining whether or not it has an unconditional right to a refund of surpluses in its employee pension funds. Where the Group has a right to a refund, this is not deemed unconditional if pension fund trustees are able unilaterally to enhance benefits for plan members. As a result of this change, a minimum funding requirement to cover an existing shortfall in a scheme may give rise to an additional liability and surpluses may not be recognised in full. The revised accounting policy, by taking account of the powers of pension trustees in assessing the economic benefit available as a refund, provides more relevant information about the effect on the Group's financial position of its defined benefit pension schemes.

In accordance with IFRS, the amended policy has been applied retrospectively and prior periods restated. The impact of the change in policy is set out below.

Consolidated income statement

		2015	
	Under previous policy Em	Adjustment £m	As published £m
Staff costs	(5,604)	(64)	(5,668)
Operating expenses	(16,077)	(64)	(16,141)
Loss before impairment losses	(3,926)	(64)	(3,990)
Operating loss before tax	(3,089)	(64)	(3,153)
Tax charge	17	12	29
Loss from continuing operations	(3,072)	(52)	(3,124)
Loss for the year	(1,534)	(52)	(1,586)
Loss attributable to ordinary shareholders	(1,898)	(52)	(1,950)

There are no adjustments to the income statement in 2014 and 2013.

Consolidated statement of comprehensive income

		2015		2014			2013		
	Under previous policy £m	Adjustment A	As published £m	As previously reported £m	Adjustment £m	Restated £m	As previously reported £m	Adjustment Em	Restated £m
Loss for the year	(1,534)	(52)	(1,586)	(3,116)	_	(3,116)	(7,264)	_	(7,264)
Gain/(loss) on remeasurement									
of retirement benefit schemes	1,139	(1,212)	(73)	(100)	(1,749)	(1,849)	443	(54)	389
Tax	(147)	453	306	(36)	350	314	(246)	9	(237)
Total comprehensive loss after tax	(2,256)	(811)	(3,067)	(1,675)	(1,399)	(3,074)	(10,555)	(45)	(10,600)

Consolidated balance sheet

		2015			2014			2013	
	Under previous policy 9m	Adjustment £m	As published £m	As previously reported £m	Adjustment £m	Restated £m	As previously reported £m	Adjustment £m	Restated £m
Deferred tax assets	1,786	836	2,622	1,510	371	1,881	3,435	21	3,456
Prepayments, accrued income									
and other assets	3,168	(149)	3,019	4,413	(115)	4,298	5,904	(77)	5,827
Retirement benefit liabilities	783	2,981	3,764	2,550	1,739	4,289	3,188	28	3,216
Owners' equity	44,147	(2,294)	41,853	46,786	(1,483)	45,303	48,786	(84)	48,702

Consolidated statement of changes in equity

		2015			2014			2013	
	Under previous policy £m	Adjustment £m	As published £m	As previously reported £m	Adjustment £m	Restated £m	As previously reported £m	Adjustment £m	Restated £m
Retained earnings									
At 1 January	(652)	(1,483)	(2,135)	2,972	(84)	2,888	10,111	(39)	10,072
(Loss)/profit attributable to ordinary									
shareholders and other equity owners - continuing operations	(3,074)	(52)	(3,126)	365	_	365	(7,661)	_	(7,661)
Gain/(loss) on remeasurement of retirement benefit schemes									
- gross	1,145	(1,212)	(67)	(100)	(1,749)	(1,849)	443	(54)	389
- tax	(147)	453	306	(36)	350	314	(246)	9	(237)
At 31 December	(931)	(2.294)	(3,225)	(652)	(1,483)	(2,135)	2,972	(84)	2,888

The Group adopted a number of new and revised IFRSs effective 1 January 2015:

IAS 19 'Defined Benefit Plans: Employee Contributions' was issued in November 2013. This amendment distinguishes the accounting for employee contributions that are related to service from those that are independent of service.

Annual improvements to IFRS 2010 - 2012 and 2011 - 2013 cycles were issued in December 2013 making a number of minor amendments to IFRS.

The implementation of these requirements has not had a material effect on the Group's accounts.

2. Basis of consolidation

The consolidated accounts incorporate the financial statements of the company and entities (including certain structured entities) that are controlled by the Group. The Group controls another entity (a subsidiary) when it is exposed, or has rights, to variable returns from its involvement with that entity and has the ability to affect those returns through its power over the other entity; power generally arises from holding a majority of voting rights. On acquisition of a subsidiary, its identifiable assets, liabilities and contingent liabilities are included in the consolidated accounts at their fair value. A subsidiary is consolidated financial statements from the date it is controlled by the Group until the date the Group ceases to control it through a sale or a significant change in circumstances. Changes in the Group's interest in a subsidiary are accounted for as equity transactions.

All intergroup balances, transactions, income and expenses are eliminated on consolidation. The consolidated accounts are prepared under uniform accounting policies.

3. Revenue recognition

Interest income on financial assets that are classified as loans and receivables, available-for-sale or held-to-maturity and interest expense on financial liabilities other than those measured at fair value are determined using the effective interest method. The effective interest method is a method of calculating the amortised cost of a financial asset or financial liability (or group of financial assets or liabilities) and of allocating the interest income or interest expense over the expected life of the asset or liability. The effective interest rate is the rate that exactly discounts estimated future cash flows to the instrument's initial carrying amount. Calculation of the effective interest rate takes into account fees payable or receivable that are an integral part of the instrument's yield, premiums or discounts on acquisition or issue, early redemption fees and transaction costs. All contractual terms of a financial instrument are considered when estimating future cash flows.

Financial assets and financial liabilities held for trading or designated as at fair value through profit or loss are recorded at fair value. Changes in fair value are recognised in profit or loss.

Fees in respect of services are recognised as the right to consideration accrues through the provision of the service to the customer. The arrangements are generally contractual and the cost of providing the service is incurred as the service is rendered. The price is usually fixed and always determinable.

The application of this policy to significant fee types is outlined below.

Psyment services - this comprises income received for payment services including cheques cashed, direct debits, Clearing House Automated Psyments (the UK electronic settlement system) and BACS payments (the automated clearing house that processes direct debits and direct credits). These are generally charged on a per transaction basis. The income is earned when the payment or transaction occurs. Charges for payment services are usually debited to the customer's account monthly or quarterly in arrears. Income is accrued at period end for services provided but not yet charged.

Credit and debit card fees - fees from card business include:

- Interchange received: as issuer, the Group receives a fee (interchange) each time a cardholder purchases goods and services. The Group also receives interchange fees from other card issuers for providing cash advances through its branch and automated teller machine networks. These fees are accrued once the transaction has taken place.
- Periodic fees payable by a credit card or debit card holder are deferred and taken to profit or loss over the period of the service.

Lending (credit facilities) - commitment and utilisation fees are determined as a percentage of the outstanding facility. If it is unlikely that a specific lending arrangement will be entered into, such fees are taken to profit or loss over the life of the facility otherwise they are deferred and included in the effective interest rate on the loan.

Brokerage fees - in respect of securities, foreign exchange, futures or options transactions entered into on behalf of a customer are recognised as income on execution of a significant act.

Trade finance – income from the provision of trade finance is recognised over the term of the finance unless specifically related to a significant act, in which case income is recognised when the act is executed.

Investment management - fees charged for managing investments are recognised as revenue as the services are provided. Incremental costs that are directly attributable to securing an investment management contract are deferred and charged as expense as the related revenue is recognised.

4. Assets held for sale and discontinued operations

A non-current asset (or disposal group) is classified as held for sale if the Group will recover its carrying amount principally through a sale transaction rather than through continuing use. A non-current asset (or disposal group) classified as held for sale is measured at the lower of its carrying amount and fair value less costs to sell. If the asset (or disposal group) is acquired as part of a business combination it is initially measured at fair value less costs to sell. Assets and liabilities of disposal groups classified as held for sale and non-current assets classified as held for sale and non-current assets classified as held for sale are shown separately on the face of the balance sheet.

150

The results of discontinued operations - comprising the post-tax profit or loss of discontinued operations and the post-tax gain or loss recognised either on measurement to fair value less costs to sell or on disposal of the discontinued operation - are shown as a single amount on the face of the income statement; an analysis of this amount is presented in Note 19 on the accounts. A discontinued operation is a cash generating unit or a group of cash generating units that either has been disposed of, or is classified as held for sale, and (a) represents a separate major line of business or geographical area of operations, (b) is part of a single co-ordinated plan to dispose of a separate major line of business or geographical area of operations or (c) is a subsidiary acquired exclusively with a view to resale.

5. Employee benefits

Short-term employee benefits, such as salaries, paid absences, and other benefits are accounted for on an accruals basis over the period in which the employees provide the related services. Employees may receive variable compensation satisfied by cash, by debt instruments issued by the Group or by RBSG shares. The treatment of share-based compensation is set out in Accounting policy 24. Variable compensation that is settled in cash or debt instruments is charged to profit or loss over the period from the start of the year to which the variable compensation relates to the expected settlement date taking account of forfeiture and claw back criteria.

The Group provides post-retirement benefits in the form of pensions and healthcare plans to eligible employees.

Contributions to defined contribution pension schemes are recognised in profit or loss when payable.

For defined benefit schemes, the defined benefit obligation is measured on an actuarial basis using the projected unit credit method and discounted at a rate determined by reference to market yields at the end of the reporting period on high quality corporate bonds of equivalent term and currency to the scheme liabilities. Scheme assets are measured at their fair value. The difference between scheme assets and scheme liabilities — the net defined benefit asset or liability - is recognised in the balance sheet. A defined benefit asset is limited to the present value of any economic benefits available to the Group in the form of refunds from the plan or reduced contributions to it.

The charge to profit or loss for pension costs (recorded in operating expenses) comprises:

- the current service cost
- interest, computed at the rate used to discount scheme liabilities, on the net defined benefit liability or asset
- past service cost resulting from a scheme amendment or curtailment
- gains or losses on settlement.

A curtailment occurs when the Group significantly reduces the number of employees covered by a plan. A plan amendment occurs when the Group introduces, or withdraws, a defined benefit plan or changes the benefits payable under an existing defined benefit plan. Past service cost may be either positive (when benefits are introduced or changed so that the present value of the defined benefit obligation increases) or negative (when benefits are withdrawn or changed so that the present value of the defined benefit obligation decreases). A settlement is a transaction that eliminates all further obligation for part or all of the benefits.

Actuarial gains and losses (i.e. gains or and losses on remeasuring the net defined benefit asset or liability) are recognised in other comprehensive income in full in the period in which they arise.

6. Intangible assets and goodwill

Intangible assets acquired by the Group are stated at cost less accumulated amortisation and impairment losses. Amortisation is charged to profit or loss over the assets' estimated economic lives using methods that best reflect the pattern of economic benefits and is included in Depreciation and amortisation. These estimated useful economic lives are:

Computer software 3 to 12 years Other acquired intangibles 5 to 10 years

Expenditure on internally generated goodwill and brands is written-off as incurred. Direct costs relating to the development of internal-use computer software are capitalised once technical feasibility and economic viability have been established. These costs include payroll, the costs of materials and services, and directly attributable overheads. Capitalisation of costs ceases when the software is capable of operating as intended. During and after development, accumulated costs are reviewed for impairment against the benefits that the software is expected to generate. Costs incurred prior to the establishment of technical feasibility and economic viability are expensed as incurred as are all training costs and general overheads. The costs of licences to use computer software that are expected to generate economic benefits beyond one year are also capitalised.

Intangible assets include goodwill arising on the acquisition of subsidiaries and joint ventures. Goodwill on the acquisition of a subsidiary is the excess of the fair value of the consideration transferred, the fair value of any existing interest in the subsidiary and the amount of any non-controlling interest measured either at fair value or at its share of the subsidiary's net assets over the Group's interest in the net fair value of the subsidiary's identifiable assets, liabilities and contingent liabilities. Goodwill arises on the acquisition of a joint venture when the cost of investment exceeds the Group's share of the net fair value of the joint venture's identifiable assets and liabilities. Goodwill is measured at initial cost less any subsequent impairment losses. Goodwill arising on the acquisition of associates is included within their carrying amounts. The gain or loss on the disposal of a subsidiary, associate or joint venture includes the carrying value of any related goodwill.

7. Property, plant and equipment

Computer equipment

for any changes to previous estimates.

Items of property, plant and equipment (except investment property - see Accounting policy 9) are stated at cost less accumulated depreciation and impairment losses. Where an item of property, plant and equipment comprises major components having different useful lives, these are accounted for separately.

Depreciation is charged to profit or loss on a straight-line basis so as to write-off the depreciable amount of property, plant and equipment (including assets owned and let on operating leases) over their estimated useful lives. The depreciable amount is the cost of an asset less its residual value. Freehold land is not depreciated.

The estimated useful lives of the Group's property, plant and equipment are:

Freehold buildings 50 years

Long leasehold property (leases
with more than 50 years to run) 50 years

Short leaseholds unexpired period of the lease

Property adaptation costs 10 to 15 years

Other equipment 4 to 15 years

The residual value and useful life of property, plant and equipment are reviewed at each balance sheet date and updated

up to 5 years

8. Impairment of intangible assets and property, plant and equipment

At each reporting date, the Group assesses whether there is any indication that its intangible assets, or property, plant and equipment are impaired. If any such indication exists, the Group estimates the recoverable amount of the asset and the impairment loss if any. Goodwill is tested for impairment annually or more frequently if events or changes in circumstances indicate that it might be impaired.

If an asset does not generate cash flows that are independent from those of other assets or groups of assets, the recoverable amount is determined for the cash-generating unit to which the asset belongs. A cash-generating unit is the smallest identifiable group of assets that generates cash inflows that are largely independent of the cash inflows from other assets or groups of assets. For the purposes of impairment testing, goodwill acquired in a business combination is allocated to each of the Group's cash-generating units or groups of cash-generating units expected to benefit from the combination. The recoverable amount of an asset or cash-generating unit is the higher of its fair value less cost to sell and its value in use. Value in use is the present value of future cash flows from the asset or cashgenerating unit discounted at a rate that reflects market inter rates adjusted for risks specific to the asset or cash-generating unit that have not been taken into account in estimating future cash flows. If the recoverable amount of an intangible or tangible asset is less than its carrying value, an impairment loss is recognised immediately in profit or loss and the carrying value of the asset reduced by the amount of the loss.

A reversal of an impairment loss on intangible assets (excluding goodwill) or property, plant and equipment is recognised as it arises provided the increased carrying value is not greater than it would have been had no impairment loss been recognised. Impairment losses on goodwill are not reversed.

9. Investment property

Investment property comprises freehold and leasehold properties that are held to earn rentals or for capital appreciation or both. Investment property is not depreciated but is stated at fair value. Fair value is based on current prices for similar properties in the same location and condition. Any gain or loss arising from a change in fair value is recognised in profit or loss. Rental income from investment property is recognised on a straight-line basis over the term of the lease in Other operating income. Lease incentives granted are recognised as an integral part of the total rental income.

10. Foreign currencies

The Group's consolidated financial statements are presented in sterling which is the functional currency of the company.

Group entities record transactions in foreign currencies in their functional currency - the currency of the primary economic environment in which they operate - at the foreign exchange rate ruling at the date of the transaction. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into the relevant functional currency at the foreign exchange rates ruling at the balance sheet date. Foreign exchange differences arising on the settlement of foreign currency transactions and from the translation of monetary assets and liabilities are reported in income from trading activities except for differences arising on cash flow hedges and hedges of net investments in foreign operations (see Accounting policy 23).

Non-monetary items denominated in foreign currencies that are stated at fair value are translated into the relevant functional currency at the foreign exchange rates ruing at the dates the values are determined. Translation differences arising on non-monetary items measured at fair value are recognised in profit or loss except for differences arising on available-for-sale non-monetary financial assets, for example equity shares, which are recognised in other comprehensive income unless the asset is the hedged item in a fair value hedge.

Assets and liabilities of foreign operations, including goodwill and fair value adjustments arising on acquisition, are translated into sterling at foreign exchange rates ruling at the balance sheet date. Income and expenses of foreign operations are translated into sterling at average exchange rates unless these do not approximate to the foreign exchange rates ruling at the dates of the transactions. Foreign exchange differences arising on the translation of a foreign operation are recognised in other comprehensive income. The amount accumulated in equity is reclassified from equity to profit or loss on disposal of a foreign operation.

11. Leases

As Lessor

Contracts with customers to lease assets are classified as finance leases if they transfer substantially all the risks and rewards of ownership of the asset to the customer; all other contracts with customers to lease assets are classified as operating leases.

Finance lease receivables are included in the balance sheet, within Loans and advances to customers, at the amount of the net investment in the lease being the minimum lease payments and any unguaranteed residual value discounted at the interest rate implicit in the lease. Finance lease income is allocated to accounting periods so as to give a constant periodic rate of return before tax on the net investment and included in Interest receivable. Unguaranteed residual values are subject to regular review; if there is a reduction in their value, income allocation is revised and any reduction in respect of amounts accrued is recognised immediately.

Rental income from operating leases is recognised in income on a straight-line basis over the lease term unless another systematic basis better represents the time pattern of the asset's use. Operating lease assets are included within Property, plant and equipment and depreciated over their useful lives (see Accounting policy 7). Operating lease rentals receivable are included in Other operating income.

As lesses

The Group's contracts to lease assets are principally operating leases. Operating lease rental expense is included in Premises and equipment costs and recognised as an expense on a straight-line basis over the lease term unless another systematic basis better represents the benefit to the Group.

Provisions

The Group recognises a provision for a present obligation resulting from a past event when it is more likely than not that it will be required to transfer economic benefits to settle the obligation and the amount of the obligation can be estimated reliably.

Provision is made for restructuring costs, including the costs of redundancy, when the Group has a constructive obligation to restructure. An obligation exists when the Group has a detailed formal plan for the restructuring and has raised a valid expectation in those affected by starting to implement the plan or by announcing its main features.

If the Group has a contract that is onerous, it recognises the present obligation under the contract as a provision. An onerous contract is one where the unavoidable costs of meeting the Group's contractual obligations exceed the expected economic benefits. When the Group vacates a leasehold property, a provision is recognised for the costs under the lease less any expected economic benefits (such as rental income).

Contingent liabilities are possible obligations arising from past events, whose existence will be confirmed only by uncertain future events, or present obligations arising from past events that are not recognised because either an outflow of economic benefits is not probable or the amount of the obligation cannot be reliably measured. Contingent liabilities are not recognised but information about them is disclosed unless the possibility of any outflow of economic benefits in settlement is remote.

13. Tax

Income tax expense or income, comprising current tax and deferred tax, is recorded in the income statement except income tax on items recognised outside profit or loss which is credited or charged to other comprehensive income or to equity as appropriate.

Current tax is income tax payable or recoverable in respect of the taxable profit or loss for the year arising in profit or loss, other comprehensive income or equity. Provision is made for current tax at rates enacted or substantively enacted at the balance sheet date.

Deferred tax is the tax expected to be payable or recoverable in respect of temporary differences between the carrying amount of an asset or liability for accounting purposes and its carrying amount for tax purposes. Deferred tax liabilities are generally recognised for all taxable temporary differences and deferred tax assets are recognised to the extent that it is probable that they will be recovered. Deferred tax is not recognised on temporary differences that arise from initial recognition of an asset or a liability in a transaction (other than a business combination) that at the time of the transaction affects neither accounting nor taxable profit or loss. Deferred tax is calculated using tax rates expected to apply in the periods when the assets will be realised or the liabilities settled, based on tax rates and laws enacted, or substantively enacted, at the balance sheet date.

Deferred tax assets and liabilities are offset where the Group has a legally enforceable right to offset and where they relate to income taxes levied by the same taxation authority either on an individual Group company or on Group companies in the same tax group that intend, in future periods, to settle current tax liabilities and assets on a net basis or on a gross basis simultaneously.

Financial assets

On initial recognition, financial assets are classified into held-tomaturity investments; held-for-trading; designated as at fair value through profit or loss; loans and receivables; or available-for-sale financial assets. Regular way purchases of financial assets classified as loans and receivables are recognised on settlement date; all other regular way transactions in financial assets are recognised on trade date.

Held-to-maturity investments - a financial asset may be classified as a held-to-maturity investment only if it has fixed or determinable payments, a fixed maturity and the Group has the positive intention and ability to hold to maturity. Held-to-maturity investments are initially recognised at fair value plus directly related transaction costs. They are subsequently measured at amortised cost using the effective interest method (see Accounting policy 3) less any impairment losses.

153

Held-for-trading- a financial asset is classified as held-for-trading if it is acquired principally for sale in the near term, or forms part of a portfolio of financial instruments that are managed together and for which there is evidence of short-term profit taking, or it is a derivative (not in a qualifying hedge relationship). Held-for-trading financial assets are recognised at fair value with transaction costs being recognised in profit or loss. Subsequently they are measured at fair value. Gains and losses on held-for-trading financial assets are recognised in profit or loss as they arise.

Designated as at fair value through profit or loss - financial assets may be designated as at fair value through profit or loss only if such designation (a) eliminates or significantly reduces a measurement or recognition inconsistency; or (b) applies to a group of financial assets, financial liabilities or both, that the Group manages and evaluates on a fair value basis; or (c) relates to an instrument that contains an embedded derivative which is not evidently closely related to the host contract.

Financial assets that the Group designates on initial recognition as being at fair value through profit or loss are recognised at fair value, with transaction costs being recognised in profit or loss, and are subsequently measured at fair value. Gains and losses are recognised in profit or loss as they arise.

Loans and receivables - non-derivative financial assets with fixed or determinable repayments that are not quoted in an active market are classified as loans and receivables, except those that are classified as available-for-sale or as held-for-trading, or designated as at fair value through profit or loss. Loans and receivables are initially recognised at fair value plus directly related transaction costs. They are subsequently measured at amortised cost using the effective interest method (see Accounting policy 3) less any impairment losses.

Available-for-sale financial assets - financial assets that are not classified as held-to-maturity; held-for-trading; designated as at fair value through profit or loss; or loans and receivables are classified as available-for-sale. Financial assets can be designated as available-for-sale on initial recognition. Available-for-sale financial assets are initially recognised at fair value plus directly related transaction costs.

They are subsequently measured at fair value. Unquoted equity investments whose fair value cannot be measured reliably are carried at cost and classified as available-for-sale financial assets. Impairment losses and exchange differences resulting from retranslating the amortised cost of foreign currency monetary available-for-sale financial assets are recognised in profit or loss together with interest calculated using the effective interest method (see Accounting policy 3) as are gains and losses attributable to the hedged ritems in fair value hedges (see Accounting policy 23). Other changes in the fair value of available-for-sale financial assets that are hedged items in the fair value of available-for-sale financial assets and any related tax are reported in other comprehensive income until disposal, when the currulative gain or loss is reclassified from equity to profit or loss.

Reclassifications - held-for-trading and available-for-sale financial assets that meet the definition of loans and receivables (non-derivative financial assets with fixed or determinable payments that are not quoted in an active market) may be reclassified to loans and receivables if the Group has the intention and ability to hold the financial asset for the foreseeable future or until maturity. The Group typically regards the foreseeable future or until maturity. The Group typically regards the foreseeable future for this purpose as twelve months from the date of reclassification. Additionally, held-for-trading financial assets that do not meet the definition of loans and receivables may, in rare circumstances, be transferred to available-for-sale financial assets or to held-to-maturity investments. Picclassifications are made at fair value. This fair value becomes the asset's new cost or amortised cost as appropriate. Gains and losses recognised up to the date of reclassification are not reversed.

Fair value - the Group's approach to determining the fair value of financial instruments measured at fair value is set out in the section of Critical accounting policies and key sources of estimation uncertainty entitled Fair value - financial instruments; further details are given in Note 9.

15. Impairment of financial assets

The Group assesses at each balance sheet date whether there is any objective evidence that a financial asset or group of financial assets classified as held-to-maturity, as available-for-sale or as loans and receivables is impaired. A financial asset or group of financial assets is impaired and an impairment loss incurred if there is objective evidence that an event or events since initial recognition of the asset have adversely affected the amount or timing of future cash flows from the asset.

Financial assets carried at amortised cost- if there is objective evidence that an impairment loss on a financial asset or group of financial assets classified as loans and receivables or as held-to-maturity investments has been incurred, the Group measures the amount of the loss as the difference between the carrying amount of the asset or group of assets and the present value of estimated future cash flows from the asset or group of assets discounted at the effective interest rate of the instrument at initial recognition. For collateralised loans and receivables, estimated future cash flows include cash flows that may result from foreclosure less the costs of obtaining and selling the collateral, whether or not foreclosure is probable.

Where, in the course of the orderly realisation of a loan, it is exchanged for equity shares or property, the exchange is accounted for as the sale of the loan and the acquisition of equity securities or investment property. Where the Group's interest in equity shares following the exchange is such that the Group controls an entity, that entity is consolidated.

Impairment losses are assessed individually for financial assets that are individually significant and individually or collectively for assets that are not individually significant. In making collective impairment assessments, financial assets are grouped into portfolios on the basis of similar risk characteristics. Future cash flows from these portfolios are estimated on the basis of the contractual cash flows and historical loss experience for assets with similar credit risk characteristics.

Historical loss experience is adjusted, on the basis of observable data, to reflect current conditions not affecting the period of historical experience. Impairment losses are recognised in profit or loss and the carrying amount of the financial asset or group of financial assets reduced by establishing an allowance for impairment losses. If, in a subsequent period, the amount of the impairment loss reduces and the reduction can be ascribed to an event after the impairment was recognised, the previously recognised loss is reversed by adjusting the allowance. Once an impairment loss has been recognised on a financial asset or group of financial assets, interest income is recognised on the carrying amount using the rate of interest at which estimated future cash flows were discounted in measuring impairment.

Impaired loans and receivables are written off, i.e. the impairment provision is applied in writing down the loan's carrying value partially or in full, when the Group concludes that there is no longer any realistic prospect of recovery of part or all of the loan. For loans that are individually assessed for impairment, the timing of write off is determined on a case-by-case basis. Such loans are reviewed regularly and write off will be prompted by bankruptcy, insolvency, renegotiation and similar events.

The typical time frames from initial impairment to write off for the Group's collectively-assessed portfolios are:

- Retail mortgages: write off usually occurs within five years, or when an account is closed if earlier.
- Credit cards: the irrecoverable amount is written off after 12 months; three years later any remaining amounts outstanding are written off.
- Overdrafts and other unsecured loans: write off occurs within six years.
- Business and commercial loans: write offs of commercial loans are determined in the light of individual circumstances; the period does not exceed five years. Business loans are generally written off within five years.

Amounts recovered after a loan has been written off are credited to the loan impairment charge for the period in which they are received. Financial assets carried at fair value - when a decline in the fair value of a financial asset classified as available-for-sale has been recognised directly in other comprehensive income and there is objective evidence that it is impaired, the cumulative loss is reclassified from equity to profit or loss. The loss is measured as the difference between the amortised cost (including any hedge accounting adjustments) of the financial asset and its current fair value. Impairment losses on available-for-sale equity instruments are not reversed through profit or loss, but those on available-for-sale debt instruments are reversed, if there is an increase in fair value that is objectively related to a subsequent event.

16. Financial liabilities

Financial liabilities are recognised initially at fair value and classified into held-for-trading; designated as at fair value through profit or loss; or amortised cost, Issues of financial liabilities measured at amortised cost are recognised on settlement date; all other regular way transactions in financial liabilities are recognised on trade date.

Held-for-trading - a financial liability is classified as held-for-trading if it is incurred principally for repurchase in the near term, or forms part of a portfolio of financial instruments that are managed together and for which there is evidence of short-term profit taking, or it is a derivative (not in a qualifying hedge relationship). Held-for-trading financial liabilities are recognised at fair value with transaction costs being recognised in profit or loss. Subsequently they are measured at fair value. Gains and losses are recognised in profit or loss as they arise.

Designated as at fair value through profit or loss - financial liabilities may be designated as at fair value through profit or loss only if such designation (a) eliminates or significantly reduces a measurement or recognition inconsistency; or (b) applies to a group of financial assets, financial liabilities or both that the Group manages and evaluates on a fair value basis; or (c) relates to an instrument that contains an embedded derivative which is not evidently closely related to the host contract.

Financial liabilities that the Group designates on initial recognition as being at fair value through profit or loss are recognised at fair value, with transaction costs being recognised in profit or loss, and are subsequently measured at fair value. Gains and losses are recognised in profit or loss as they arise.

Financial liabilities designated as at fair value through profit or loss principally comprise structured liabilities issued by the Group: designation significantly reduces the measurement inconsistency between these liabilities and the related derivatives carried at fair value.

Amortised cost - all other financial liabilities are measured at amortised cost using the effective interest method (see Accounting policy 3).

Fair value - the Group's approach to determining the fair value of financial instruments measured at fair value is set out in the section of Critical accounting policies and key sources of estimation uncertainty entitled Fair value - financial instruments; further details are given in Note 9.

17. Financial guarantee contracts

Under a financial guarantee contract, the Group, in return for a fee, undertakes to meet a customer's obligations under the terms of a debt instrument if the customer fails to do so. A financial guarantee is recognised as a liability; initially at fair value and, if not designated as at fair value through profit or loss, subsequently at the higher of its initial value less cumulative amortisation and any provision under the contract measured in accordance with Accounting policy 12. Amortisation is calculated so as to recognise fees receivable in profit or loss over the period of the guarantee.

18. Loan commitments

Provision is made for loan commitments, other than those classified as held-for-trading, if it is probable that the facility will be drawn and the resulting loan will be recognised at an amount less than the cash advanced. Syndicated loan commitments in excess of the level of lending under the commitment approved for retention by the Group are classified as held-for-trading and measured at fair value.

19. Derecognition

A financial asset is derecognised when the contractual right to receive cash flows from the asset has expired or when it has been transferred and the transfer qualifies for derecognition. A transfer requires that the Group either (a) transfers the contractual rights to receive the asset's cash flows; or (b) retains the right to the asset's cash flows but assumes a contractual obligation to pay those cash flows to a third party. After a transfer, the Group assesses the extent to which it has retained the risks and rewards of ownership of the transferred asset. The asset remains on the balance sheet if substantially all the risks and rewards have been retained. It is derecognised if substantially all the risks and rewards have been transferred. If substantially all the risks and rewards have been neither retained nor transferred, the Group assesses whether or not it has retained control of the asset. If the Group has retained control of the asset, it continues to recognise the asset to the extent of its continuing involvement; if the Group has not retained control of the asset, it is derecognised.

A financial liability is removed from the balance sheet when the obligation is discharged, or is cancelled, or expires. On the redemption or settlement of debt securities (including subordinated liabilities) issued by the Group, the Group derecognises the debt instrument and records a gain or loss being the difference between the debt's carrying amount and the cost of redemption or settlement. The same treatment applies where the debt is exchanged for a new debt issue that has terms substantially different from those of the existing debt. The assessment of whether the terms of the new debt instrument are substantially different takes into account qualitative and quantitative characteristics including a comparison of the present value of the cash flows under the new terms with the present value of the remaining cash flows of the original debt issue discounted at the effective interest rate of the original debt issue.

20. Sale and repurchase transactions

Securities subject to a sale and repurchase agreement under which substantially all the risks and rewards of ownership are retained by the Group continue to be shown on the balance shee and the sale proceeds recorded as a financial liability. Securities acquired in a reverse sale and repurchase transaction under which the Group is not exposed to substantially all the risks and rewards of ownership are not recognised on the balance sheet and the consideration paid is recorded as a financial asset.

Securities borrowing and lending transactions are usually secured by cash or securities advanced by the borrower. Borrowed securities are not recognised on the balance sheet or lent securities derecognised.

Cash collateral given or received is treated as a loan or deposit; collateral in the form of securities is not recognised. However, where securities borrowed are transferred to third parties, a liability for the obligation to return the securities to the stock lending counterparty is recorded.

21. Nettina

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount presented in the balance sheet when, and only when, the Group currently has a legally enforceable right to set off the recognised amounts and it intends either to settle on a net basis or to realise the asset and settle the liability simultaneously. The Group is party to a number of arrangements, including master netting agreements, that give it the right to offset financial assets and financial liabilities but where it does not intend to settle the amounts net or simultaneously and therefore the assets and liabilities concerned are presented gross.

22. Capital instruments

The Group classifies a financial instrument that it issues as a liability if it is a contractual obligation to deliver cash or another financial asset, or to exchange financial assets or financial liabilities on potentially unfavourable terms and as equity if it evidences a residual interest in the assets of the Group after the deduction of liabilities. The components of a compound financial instrument issued by the Group are classified and accounted for separately as financial assets, financial liabilities or equity as appropriate.

Incremental costs and related tax that are directly attributable to an equity transaction are deducted from equity.

The consideration for any ordinary shares of the company purchased by the Group (treasury shares) is deducted from equity. On the cancellation of treasury shares their nominal value is removed from equity and any excess of consideration over nominal value is treated in accordance with the capital maintenance provisions of the Companies Act. On the sale or reissue of treasury shares the consideration received and related tax are credited to equity, net of any directly attributable incremental costs.

23. Derivatives and hedging

Derivative financial instruments are initially recognised, and subsequently measured, at fair value. The Group's approach to determining the fair value of financial instruments is set out in the section of Critical accounting policies and key sources of estimation uncertainty entitled Fair value - financial instruments; further details are given in Note 9.

A derivative embedded in a contract is accounted for as a standalone derivative if its economic characteristics are not closely related to the economic characteristics of the host contract; unless the entire contract is measured at fair value with changes in fair value recognised in profit or loss.

Gains and losses arising from changes in the fair value of derivatives that are not the hedging instrument in a qualifying hedge are recognised as they arise in profit or loss. Gains and losses are recorded in Income from trading activities except for gains and losses on those derivatives that are managed together with financial instruments designated at fair value; these gains and losses are included in Other operating income. The Group enters into three types of hedge relationship: hedges of changes in the fair value of a recognised asset or liability or unrecognised firm commitment (fair value hedges); hedges of the variability in cash flows from a recognised asset or liability or a highly probable forecast transaction (cash flow hedges); and hedges of the net investment in a foreign operation.

Hedge relationships are formally designated and documented at inception. The documentation identifies the hedged item and the hedging instrument and details the risk that is being hedged and the way in which effectiveness will be assessed at inception and during the period of the hedge. If the hedge is not highly effective in offsetting changes in fair values or cash flows attributable to the hedged risk, consistent with the documented risk management strategy, hedge accounting is discontinued. Hedge accounting is also discontinued if the Group revokes the designation of a hedge relationship.

Fair value hedge- in a fair value hedge, the gain or loss on the hedging instrument is recognised in profit or loss. The gain or loss on the hedged item attributable to the hedged risk is recognised in profit or loss and, where the hedged item is measured at amortised cost, adjusts the carrying amount of the hedged item. Hedge accounting is discontinued if the hedge no longer meets the criteria for hedge accounting; or if the hedging instrument expires or is sold, terminated or exercised; or if hedge designation is revoked. If the hedged item is one for which the effective interest rate method is used, any cumulative adjustment is amortised to profit or loss over the life of the hedged item using a recalculated effective interest rate.

Cash flow hedge- in a cash flow hedge, the effective portion of the gain or loss on the hedging instrument is recognised in other comprehensive income and the ineffective portion in profit or loss. When the forecast transaction results in the recognition of a financial asset or financial liability, the cumulative gain or loss is reclassified from equity to profit or loss in the same periods in which the hedged forecast cash flows affect profit or loss.

Otherwise the cumulative gain or loss is removed from equity and recognised in profit or loss at the same time as the hedged transaction. Hedge accounting is discontinued if the hedge no longer meets the criteria for hedge accounting; if the hedging instrument expires or is sold, terminated or exercised; if the forecast transaction is no longer expected to occur; or if hedge designation is revoked. On the discontinuance of hedge accounting (except where a forecast transaction is no longer expected to occur), the cumulative unrealised gain or loss is reclassified from equity to profit or loss when the hedged cash flows occur or, if the forecast transaction results in the recognition of a financial asset or financial liability, when the hedged forecast cash flows affect profit or loss. Where a forecast transaction is no longer expected to occur, the cumulative unrealised gain or loss is reclassified from equity to profit or loss immediately.

Hedge of net investment in a foreign operation - in the hedge of a net investment in a foreign operation, the portion of foreign exchange differences arising on the hedging instrument determined to be an effective hedge is recognised in other comprehensive income. Any ineffective portion is recognised in profit or loss. Non-derivative financial liabilities as well as derivatives may be the hedging instrument in a net investment hedge. On disposal or partial disposal of a foreign operation, the amount accumulated in equity is reclassified from equity to profit or loss.

24. Share-based compensation

The Group operates a number of share-based compensation schemes under which it awards RBSG shares and share options to its employees. Such awards are generally subject to vesting conditions: conditions that vary the amount of cash or shares to which an employee is entitled. Vesting conditions include service conditions (requiring the employee to complete a specified period of service) and performance conditions (requiring the employee to complete a specified period of service and specified period of service and specified performance targets to be met). Other conditions to which an award is subject are non-vesting conditions (such as a requirement to save throughout the vesting period).

The cost of employee services received in exchange for an award of shares or share options granted is measured by reference to the fair value of the shares or share options on the date the award is granted and takes into account non-vesting conditions and market performance conditions (conditions rela to the market price of RBSG shares): an award is treated as vesting irrespective of whether any market performance condition or non-vesting condition is met. The fair value of options granted is estimated using valuation techniques which incorporate exercise price, term, risk-free interest rates, the current share price and its expected volatility. The cost is expensed on a straight-line basis over the vesting period (the period during which all the specified vesting conditions must be satisfied) with a corresponding increase in equity in an equity-settled award, or a corresponding liability in a cash-settled award. The cost is adjusted for vesting conditions (other than market performance conditions) so as to reflect the number of shares or share options that actually vest.

If an award is modified, the original cost continues to be recognised as if there had been no modification. Where modification increases the fair value of the award, this increase is recognised as an expense over the modified vesting period. A new award of shares or share options is treated as the modification of a cancelled award if, on the date the new award is granted, the Group identifies them as replacing the cancelled award. The cancellation of an award through failure to meet non-vesting conditions triggers an immediate expense for any unrecognised element of the cost of an award.

25. Cash and cash equivalents

In the cash flow statement, cash and cash equivalents comprises cash and deposits with banks with an original maturity of less than three months together with short-term highly liquid investments that are readily convertible to known amounts of cash and subject to insignificant risk of change in value.

26. Shares in Group entities

The Bank's investments in its subsidiaries are stated at cost less any impairment.

Critical accounting policies and key sources of estimation uncertainty

The reported results of the Group are sensitive to the accounting policies, assumptions and estimates that underlie the preparation of its financial statements. UK company law and IFRS require the directors, in preparing the Group's financial statements, to select suitable accounting policies, apply them consistently and make judgements and estimates that are reasonable and prudent. In the absence of an applicable standard or interpretation, IAS 8 'Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors', requires management to develop and apply an accounting policy that results in relevant and reliable information in the light of the requirements and guidance in IFRS dealing with similar and related issues and the IASB's 'Conceptual Framework for Financial Reporting'. The judgements and assumptions involved in the Group's accounting policies that are considered by the Board to be the most important to the portrayal of its financial condition are discussed below. The use of estimates, assumptions or models that differ from those adopted by the Group would affect its reported results.

(i) Pensions

The Group operates a number of defined benefit pension schemes as described in Note 4 on the accounts. As described in Accounting policy 5, the assets of the schemes are measured at their fair value at the balance sheet date. Scheme liabilities are measured using the projected unit credit method, which takes account of projected earnings increases, using actuarial assumptions that give the best estimate of the future cash flows that will arise under the scheme liabilities. These cash flows are discounted at the interest rate applicable to high-quality corporate bonds of the same currency and term as the liabilities. Any recognisable surplus or deficit of scheme assets over liabilities is recorded in the balance sheet as an asset (surplus) or liability (deficit).

In determining the value of scheme liabilities, financial and demographic assumptions are made including price inflation, pension increases, earnings growth and the longevity of scheme members. A range of assumptions could be adopted in valuing the schemes' liabilities. Different assumptions could significantly alter the amount of the surplus or deficit recognised in the balance sheet and the pension cost charged to the income statement. The assumptions adopted for the Group's pension schemes are set out in Note 4 on the accounts, together with sensitivities of the balance sheet and income statement to changes in those assumptions.

A pension asset of £215 million and a liability of £3,764 million were recognised on the balance sheet at 31 December 2015 (2014 - asset £180 million, liability £4,289 million).

(ii) Goodwil

The Group capitalises goodwill arising on the acquisition of businesses, as discussed in Accounting policy 6. The carrying value of goodwill as at 31 December 2015 was £5,549 million (2014 - £6,255 million).

Goodwill is the excess of the cost of an acquired business over the fair value of its net assets. Goodwill is not amortised but is tested for impairment annually or more frequently if events or changes in circumstances indicate that it might be impaired.

Impairment testing in accordance with Accounting policy 8 above inherently involves a number of judgmental areas: the preparation of cash flow forecasts for periods that are beyond the normal requirements of management reporting; the assessment of the discount rate appropriate to the business; estimation of the fair value of cash-generating units; and the valuation of their separable assets. The sensitivity of the assessment to changes in assumptions is discussed in Note 16.

(iii) Provisions for liabilities

As set out in Note 21, at 31 December 2015 the Group recognised provisions for liabilities in respect of Payment Protection Insurance, £996 million (2014 - £799 million), foreign exchange investigations, £306 million (2014 - £320 million), other customer redress, £610 million (2014 - £568 million) and other regulatory proceedings and litigation, £3,964 million (2014 -£1,955 million). Provisions are liabilities of uncertain timing or amount, and are recognised when there is a present obligation as a result of a past event, the outflow of economic benefit is probable and the outflow can be estimated reliably. Judgement is involved in determining whether an obligation exists, and in estimating the probability, timing and amount of any outflows. Where the Group can look to another party such as an insurer to pay some or all of the expenditure required to settle a provision, any reimbursement is recognised when, and only when, it is virtually certain that it will be received.

158

Psyment Protection Insurance - the Group has established a provision for redress payable in respect of the mis-selling of Psyment Protection Insurance policies. The provision is management's best estimate of the anticipated costs of redress and related administration expenses. The determination of appropriate assumptions to underpin the provision requires significant judgement by management. The principal assumptions underlying the provision together with sensitivities to changes in those assumptions are given in Note 21.

Provisions for litigation - the Group and members of the Group are party to legal proceedings in the United Kingdom, the United States and other jurisdictions, arising out of their normal business operations. The measurement and recognition of liabilities in respect of litigation involves a high degree of management judgement. Before the existence of a present obligation as the result of a past event can be confirmed, numerous facts may need to be established, involving extensive and time-consuming discovery, and novel or unsettled legal questions addressed. Once it is determined there is an obligation, assessing the probability of economic outflows and estimating the amount of any liability can be very difficult. In many proceedings, it is not possible to determine whether any loss is probable or to estimate the amount of any loss. Furthermore, for an individual matter, there can be a wide range of possible outcomes and often it is not practicable to quantify a range of such outcomes. The Group's outstanding litigation is periodically assessed in consultation with external professional advisers, where appropriate, to determine the likelihood of the Group incurring a liability. A detailed description of the Group's material legal proceedings and a discussion of the nature of the associated uncertainties are given in Note 29.

Tax contingencies - determining the Group's income tax charge and its provisions for income taxes necessarily involves a significant degree of estimation and judgement. The tax treatment of some transactions is uncertain and tax computations are yet to be agreed with the tax authorities in a number of jurisdictions. The Group recognises anticipated tax liabilities based on all available evidence and, where appropriate, in the light of external advice. Any difference between the final outcome and the amounts provided will affect current and deferred income tax assets and liabilities in the period when the matter is resolved.

(iv) Deferred tax

The Group makes provision for deferred tax on temporary differences where tax recognition occurs at a different time from accounting recognition. Deferred tax assets of £2,622 million were recognised as at 31 December 2015 (2014 - £1,881 million).

The Group has recognised deferred tax assets in respect of losses, principally in the UK, and temporary differences. Deferred tax assets are recognised in respect of unused tax losses and other temporary differences to the extent that it is probable that there will be future UK taxable profits against which the losses and other temporary differences can be utilised. The Group has considered the carrying value of the deferred tax asset as at 31 December 2015 and concluded that it is recoverable based on future projections.

Deferred tax assets of £4,364 million (2014 - £3,778 million) have not been recognised in respect of tax losses and other temporary differences where the availability of future taxable profits is uncertain. Further details about the Group's deferred tax assets are given in Note 22.

(v) Loan impairment provisions

The Group's loan impairment provisions are established to recognise incurred impairment losses in its portfolio of loans classified as loans and receivables and carried at amortised cost in accordance with Accounting policy 15.

A loan is impaired when there is objective evidence that events since the loan was granted have affected expected cash flows from the loan. Such objective evidence, indicative that a borrower's financial condition has deteriorated, can include for loans that are individually assessed: the non-payment of interest or principal; debt renegotiation; probable bankruptcy or liquidation; significant reduction in the value of any security; breach of limits or covenants; and deteriorating trading performance and, for collectively assessed portfolios: the borrowers' payment status and observable data about relevant macroeconomic measures.

The impairment loss is the difference between the carrying value of the loan and the present value of estimated future cash flows at the loan's original effective interest rate.

There are two components to the Group's loan impairment provisions: individual and collective.

Individual component - all impaired loans that exceed specific thresholds are individually assessed for impairment. Individually assessed loans principally comprise the Group's portfolio of commercial loans to medium and large businesses. Impairment losses are recognised as the difference between the carrying value of the loan and the discounted value of management's best estimate of future cash repayments and proceeds from any security held. These estimates take into account the customer's debt capacity and financial flexibility; the level and quality of its earnings; the amount and sources of cash flows; the industry in which the counterparty operates; and the realisable value of any security held. Estimating the quantum and timing of future recoveries involves significant judgement. The size of receipts will depend on the future performance of the borrower and the value of security, both of which will be affected by future economic conditions; additionally, collateral may not be readily marketable. The actual amount of future cash flows and the date they are received may differ from these estimates and consequently actual losses incurred may differ from those recognised in these financial statements.

Collective component - this is made up of two elements: loan impairment provisions for impaired loans that are below individual assessment thresholds (collectively assessed provisions) and for loan losses that have been incurred but have not been separately identified at the balance sheet date (latent loss provisions). Collectively assessed provisions are established on a portfolio basis using a present value methodology taking into account the level of arrears, security, past loss experience, credit scores and defaults based on portfolio trends. The most significant factors in establishing these provisions are the expected loss rates and the related average life. These portfolios include mortgages, credit card receivables and other personal lending. The future credit quality of these portfolios is subject to uncertainties that could cause actual credit losses to differ materially from reported loan impairment provisions. These uncertainties include the economic environment, notably interest rates and their effect on customer spending, the unemployment level, payment behaviour and bankruptcy trends. Latent loss provisions are held against estimated impairment losses in the performing portfolio that have yet to be identified as at the balance sheet date. To assess the latent loss within its portfolios, the Group has developed methodologies to estimate the time that an asset can remain impaired within a performing portfolio before it is identified and reported as such.

(vi) Fair value - financial instruments

In accordance with Accounting policies 14, 16 and 23, financial instruments classified as held-for-trading or designated as at fair value through profit or loss and financial assets classified as available-for-sale are recognised in the financial statements at fair value. All derivatives are measured at fair value.

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. A fair value measurement takes into account the characteristics of the asset or liability if market participants would take those characteristics into account when pricing the asset or liability at the measurement date. It also uses the assumptions that market participants would use when pricing the asset or liability. In determining fair value the Group maximises the use of relevant observable inputs and minimises the use of unobservable inputs.

Where the Group manages a group of financial assets and financial liabilities on the basis of its net exposure to either market risks or credit risk, it measures the fair value of a group of financial assets and financial liabilities on the basis of the price that it would receive to sell a net long position (i.e. an asset) for a particular risk exposure or to transfer a net short position (i.e. a liability) for a particular risk exposure in an orderly transaction at the measurement date under current market conditions.

Credit valuation adjustments are made when valuing derivative financial assets to incorporate counterparty credit risk.

Adjustments are also made when valuing financial liabilities measured at fair value to reflect the Group's own credit standing.

Where the market for a financial instrument is not active, fair value is established using a valuation technique. These valuation techniques involve a degree of estimation, the extent of which depends on the instrument's complexity and the availability of market-based data. Further details about the Group's valuation methodologies and the sensitivity to reasonably possible alternative assumptions of the fair value of financial instruments valued using techniques where at least one significant input is unobservable are given in Note 9.

Accounting developments

International Financial Reporting Standards
A number of IFRSs and amendments to IFRS were in issue at 31
December 2015 that would affect RBS Group from 1 January
2016 or later.

Effective for 2016

'Accounting for Acquisitions of Interests in Joint Operations' issued in May 2014 amends IFRS 11 'Joint Arrangements. An acquirer of an interest in a joint operation that is a business applies the relevant principles for business combinations in IFRS 3 and other standards and makes the relevant disclosures accordingly. The effective date is 1 January 2016.

'Clarification of Acceptable Methods of Depreciation and Amortisation' issued in May 2014 amends IAS 16 'Property, Plant and Equipment' and IAS 38 'Intangible Assets' requiring amortisation to be based on the consumption of an asset, introducing a rebuttable presumption that this is not achieved by an amortisation profile aligned to revenue. The effective date is 1 January 2016.

Annual Improvements to IFRS 2012 - 2014 cycle was issued in September 2014 making a number of minor amendments to IFRS. Its effective date is 1 January 2016.

Amendments to IFRS 10 'Consolidated Financial Statements', IFRS 12 'Disclosure of Interests in Other Entities' and IAS 28 'Investments in Associates and Joint Ventures' were issued in September 2014 to clarify the accounting for sales between an investor, its associate or joint ventures, and in December 2014 to clarify the application of the investment entity consolidation exception. The September 2014 amendments will be effective from a date to be determined by the IASB and the December 2014 amendments from 1 January 2016.

An amendment to IAS 1 'Presentation of Financial Statements' was issued in December 2014 to clarify the application of materiality to financial statements. Its effective date is 1 January 2016.

None of these amendments is expected to have a material effect on the Group's financial statements.

Effective after 2016 - IFRS 9

In July 2014, the IASB published IFRS 9 'Financial Instruments' with an effective date of 1 January 2018. IFRS 9 replaces the current financial instruments standard IAS 39, setting out new accounting requirements in a number of areas. The Group is continuing its assessment of the standard's effect on its financial statements.

The principle features of IFRS 9 are as follows:

Recognition and derecognition

The material in IAS 39 setting out the criteria for the recognition and derecognition of financial instruments has been included unamended in IFRS 9.

Classification and measurement

Financial assets - There are three classifications for financial assets in IFRS 9: fair value through profit or loss; fair value through other comprehensive income; and amortised cost.

- Financial assets with terms that give rise to interest and principal cash flows only and which are held in a business model whose objective is to hold financial assets to collect their cash flow are measured at amortised cost.
- Financial assets with terms that give rise to interest and principal cash flows only and which are held in a business model whose objective is achieved by holding financial assets to collect their cash flow and selling them are measured at fair value through other comprehensive income.
- Other financial assets are measured at fair value through profit and loss.

However, at initial recognition, any financial asset may be irrevocably designated as measured at fair value through profit or loss if such designation eliminates a measurement or recognition inconsistency.

The Group continues to evaluate the overall effect, but expects that the measurement basis of the majority of the Group's financial assets will be unchanged on application of IFRS 9.

Financial liabilities - IFRS 9's requirements on the classification and measurement of financial liabilities are largely unchanged from those in IAS 39. However, there is a change to the treatment of changes in the fair value attributable to own credit risk of financial liabilities designated as at fair value through profit or loss which are recognised in other comprehensive income and not in profit or loss as required by IAS 39.

Hedge accounting

Hedge accounting requirements are designed to align accounting more closely to the risk management framework; permit a greater variety of hedging instruments; and remove or simplify some of the rule-based requirements in IAS 39. The basic mechanics of hedge accounting: fair value, cash flow and not investment hedges are retained. There is an option in IFRS 9 for an accounting policy choice to continue with the IAS 39 hedge accounting framework. The Group is actively considering its implementation approach.

Credit impairment

IFRS 9's credit impairment requirements apply to financial assets measured at amortised cost, to those measured at fair value through other comprehensive income, to lease receivables and to certain loan commitments and financial guarantee contracts. On initial recognition a loss allowance is established at an amount equal to 12-month expected credit losses ("ECL") that is the portion of life-time expected losses resulting from default events that are possible within the next 12 months. Where a significant increase in credit risk since initial recognition is identified, the loss allowance increases so as to recognise all expected default events over the expected life of the asset. The Group expects that financial assets where there is objective evidence of impairment under IFRS 9, and carry loss allowances based on all expected default events.

The assessment of credit risk and the estimation of ECL are required to be unbiased and probability-weighted: determined by evaluating at the reporting date for each customer or loan portfolio a range of possible outcomes using reasonable and supportable information about past events, current conditions and forecasts of future events and economic conditions. The estimation of ECL also takes into account the time value of money. Recognition and measurement of credit impairments under IFRS 9 are more forward-looking than under IAS 39.

A single bank-wide programme has been established to implement the necessary changes in the modelling of credit loss parameters, and the underlying credit management and financial processes; this programme is led jointly by Risk and Finance. The inclusion of loss allowances on all financial assets will tend to result in an increase in overall impairment balances when compared with the existing basis of measurement under IAS 39.

Transition

The classification and measurement and impairment requirements are applied retrospectively by adjusting the opening balance sheet at the date of initial application, with no requirement to restate comparative periods. Hedge accounting is generally applied prospectively from that date.

Effective after 2016 - other standards

In January 2016, the IASB amended IAS7 'Cash Flow Statements' to require disclosure of the movements in financing liabilities. The amendment is effective from 1 January 2017.

In January 2016, the IASB amended IAS 12 'Income taxes' to clarify the recognition of deferred tax assets in respect of unrealised losses. The amendment is effective from 1 January 2017.

IFRS 15 'Revenue from Contracts with Customers' was issued in May 2014. It will replace IAS 11 'Construction Contracts', IAS 18 'Revenue' and several Interpretations. Contracts are bundled or unbundled into distinct performance obligations with revenue recognised as the obligations are met. It is effective from 1 January 2018.

IFRS 16 'Leases' was issued in January 2016 to replace IAS 17 'Leases'. Accounting for finance leases will remain substantially the same. Operating leases will be brought on balance sheet through the recognition of assets representing the contractual rights of use and liabilities will be recognised for the contractual payments. The effective date is 1 January 2019.

The Group is assessing the effect of adopting these standards on its financial statements.

1 Net interest income			
	2015 £m	2014 Ωm	2013 £m
Loans and advances to customers	11,155	12,143	12,987
Loans and advances to banks	370	358	481
Debt securities	221	304	683
Interest receivable	11,746	12,805	14,151
Customer accounts: demand deposits	617	589	659
Customer accounts: savings deposits	439	719	1,281
Customer accounts: other time deposits	281	379	631
Deposits by banks	66	85	204
Debt securities in issue	569	788	1,104
Subordinated liabilities	1,261	1,292	1,305
Internal funding of trading businesses	106	87	337
Interest payable	3,338	3,939	5,521
Net interest income	8,408	8,866	8,630

2 Non-interest income	2015	2014	2013
Fees and commissions receivable	£m	Ωm	£m
Payment services	921	987	1.079
Credit and debit card fees	738	822	888
Lending (credit facilities)	1,074	1.242	1.279
Brokerage	260	318	389
Investment management	256	342	385
Trade finance	235	268	243
Other	208	341	335
Otter	3,692	4,320	4,598
	0,092	4,020	4,090
Fees and commissions payable	(805)	(842)	(892)
Income from trading activities			
Foreign exchange	769	1,330	1,821
Interest rate	11	(224)	87
Credit	(78)	3	595
Changes in fair value of own debt and derivative liabilities attributable to own credit	. ,		
- debt securities in issue	247	44	133
- derivative liabilities	2	(77)	(84)
Equities and other	3	114	308
	954	1,190	2,860
(Loss)/gain on redemption of own debt	(263)	6	162
Other operating income			
Operating lease and other rental income	276	379	483
Changes in the fair value of own debt designated as at fair value through profit	2,0	0,0	400
or loss attributable to own credit risk (1)			
- debt securities in issue	83	(86)	(35)
- subordinated liabilities	(3)	(9)	(39)
Other changes in the fair value of other financial assets and liabilities designated as at	(0)	(0)	(00)
fair value through profit or loss and related derivatives	246	53	(44)
Changes in the fair value of investment properties	13	(25)	(281)
		. ,	
Profit on sale of securities	40 88	387	942 36
Profit on sale of property, plant and equipment		138	179
(Loss)/profit on sale of subsidiaries and associates	(158)	(30)	
Loss on disposal or settlement of loans and receivables	(551)	(236)	(137)
Share of profits of associated entities	27	30	(1)
Other income (2)	104	477	294
	165	1,078	1,397

Notes:
(1) Measured as the change in fair value from movements in the year in the credit risk premium payable by the Group.
(2) Includes income from activities other than banking.

3 Operating expenses

	2015	2014	2013
	£m	Ωm	£m
Wages, salaries and other staff costs	4,763	4,722	4,904
Social security costs	342	376	414
Share-based compensation	36	43	49
Pension costs			
- defined benefit schemes (see Note 4)	521	459	504
- curtailment and settlement gains (see Note 4)	(65)	_	(3)
- defined contribution schemes	71	83	61
Staff costs	5,668	5,683	5,929
Premises and equipment	1,809	2,059	1,994
Other administrative expenses (1)	6,160	4,361	6,530
Property, plant and equipment depreciation and write down (see Note 17)	944	664	746
Intangible assets amortisation (see Note 16)	229	262	363
Depreciation and amortisation	1,173	926	1,109
Write down of goodwill and other intangible assets (see Note 16)	1,331	523	423
	16,141	13,552	15,985

Integration, restructuring and divestment costs

Included in operating expenses are the following integration, restructuring and divestment costs.

		Premises and			
	Statt £m	depreciation Em	Other (2) £m	Total £m	
Integration and restructuring					
2015	598	733	944	2,275	
2014	261	269	268	798	
2013	173	103	131	407	
Divestment					
2015	214	9	405	628	
2014	120	3	233	356	
2013	86	2	77	165	

Notes:
(1) Includes Payment Protection Insurance costs, Interest Rate Hedging Products redress and related costs, other lifigation and conduct costs and UK bankleyy. Further details are provided in Note 21.
(2) Includes other administrative expenses, write down of goodwill and other intangible assets.

The average number of persons employed, rounded to the nearest hundred, by the Group during the year, excluding temporary staff, was 87,400 (2014 - 90,800; 2013 - 91,200); on the same basis, there were 10,100 people employed in discontinued operations (2014 -18,200; 2013 - 19,200). The number of persons employed by the Group in continuing operations at 31 December, excluding temporary staff, was as follows:

		Group			
	2015	2014"	2013*		
UK Personal & Business Banking	24,600	24,500	26,100		
Ulster Bank Rol	2,500	2,500	2,600		
Personal & Business Banking	27,100	27,000	28,700		
Commercial Banking	5,700	6,000	7,000		
Private Banking	1,900	2,200	2,200		
RBS International	700	600	700		
Commercial & Private Banking	8,300	8,800	9,900		
Corporate & Institutional Banking	1,200	1,700	2,100		
Capital Resolution	1,000	1,900	1,900		
Williams & Glyn	4,800	4,500	4,600		
Central & Other	44,600	44,000	45,700		
Non-Core	n/a	n/a	800		
Total	87,000	87,900	93,700		
UK	64,100	63,400	68,700		
USA	1,100	2,000	2,300		
Europe	6,100	7,400	8,200		
Rest of the World	15,700	15,100	14,500		
Total	87,000	87,900	93,700		

^{*}Re-presented to reflect the segmental reorganisation

There were no people employed in discontinued operations at 31 December 2015 (2014 -17,400; 2013 - 19,000).

Share-based payments

As described in the Remuneration report in the RBS Group Annual Report and Accounts 2015, the RBS Group grants share-based awards to employees principally on the following bases:

Award plan	Eligible employees	Nature of award (1)	Vesting conditions (2)	Settlement
Sharesave	UK, Republic of Ireland, Channel Islands, Gibraltar and Isle of Man	Option to buy shares under employee savings plan	Continuing employment or leavers in certain circumstances	2016 to 2020
Deferred performance awards	All	Awards of ordinary shares	Continuing employment or leavers in certain circumstances	2016 to 2018
Long-term incentives (3)	Senior employees	Awards of conditional shares or share options	Continuing employment or leavers in certain circumstances and/or achievement of performance conditions	2016 to 2020

Notes:

(1) Awards are equity-settled unless international comparability is better served by cash-settled awards.

(2) All awards have vesting conditions and the store come may not vest.

(3) Long-term incentives include the Executive Share Option Plan, the Long-Term Incentive Plan, the Medium-Term Performance Plan and the Employee Share Plan.

The fair value of options granted in 2015 was determined using a pricing model that included: expected volatility of shares determined at the grant date based on historical volatility over a period of up to seven years; expected option lives that equal the vesting period; no dividends on equity shares; and risk-free interest rates determined from UK gilts with terms matching the expected lives of the options.

The strike price of options and the fair value on granting awards of fully paid shares is the average market price over the five trading days (three trading days for Sharesave) preceding grant date.

Sharesave	2015	2015 2014		2013		
	Average	Shares	Average	Shares	Average	Shares
	exercise price	under option	exercise price	under option	exercise price	under option
	£	(million)	3	(million)	3	(million)
At 1 January	2.85	51	2.90	62	2.86	57
Granted	291	12	3.43	12	2.96	13
Exercised	2.38	(2)	2.34	(6)	2.36	_
Cancelled	2.98	(5)	3.61	(17)	3.38	(8)
At 31 December	2.87	56	2.85	51	2.90	62

Options are exercisable within six months of vesting; 1.0 million options were exercisable at 31 December 2015 (2014 - 1.9 million; 2013 - 1.3 million). The weighted average share price at the date of exercise of options was £3.54 (2014 - £3.65; 2013 - £3.36). At 31 December 2015, exercise prices ranged from £2.33 to £18.93 (2014 and 2013 - £2.33 to £39.27) and the remaining average contractual life was 2.9 years (2014 - 3.7 years; 2013 - 3.5 years). The fair value of options granted in 2015 was £12 million (2014 - £18 million; 2013 - £25 million).

Deferred performance awards

	2015		2014		2013	
	Value at grant £m	Shares awarded (million)	Value at grant £m	Shares awarded (million)	Value at grant £m	Shares awarded (million)
At 1 January	272	85	180	55	261	73
Granted	186	50	311	95	113	36
Forfeited	(34)	(11)	(28)	(7)	(48)	(14)
Vested	(148)	(44)	(170)	(51)	(146)	(40)
Disposals	_	_	(21)	(7)	_	_
At 31 December	276	80	272	85	180	55

The awards granted in 2015 vest evenly over the following three anniversaries.

Long-term incentives

	2015		2015 2014			2013			
v	alue	Shares	Options	Value at	Shares	Options	Value at	Shares	Options
at :		awarded	over shares	grant	awarded	over shares	grant	awarded	over shares
	£m	(million)	(million)	£m	(million)	(million)	£m	(million)	(million)
At 1 January 2	214	69	7	320	94	13	375	98	20
Granted	39	11	_	72	22	_	109	35	_
Vested/exercised	(51)	(18)	(2)	(61)	(14)	(5)	(51)	(11)	(3)
Lapsed	(49)	(18)	_	(85)	(22)	(1)	(113)	(28)	(4)
Disposal				(32)	(11)				
At 31 December	153	44	5	214	69	7	320	94	13

The market value of awards vested/exercised in 2015 was £55 million (2014 - £44 million; 2013 - £37 million). There are vested options over 5 million shares exercisable up to 2019 (2014 - 7 million; 2013 - 13 million).

4 Pensions

The Group sponsors a number of pension schemes in the UK and overseas.

The Royal Bank of Scotland Group Pension Fund (the "Main scheme") operates under UK trust law and is managed and administered on behalf of its members in accordance with the terms of the trust deed, the scheme rules and UK legislation (principally the Pension Schemes Act 1993, the Pensions Act 1995 and the Pensions Act 2004). Under UK legislation a defined benefit pension scheme is required to meet the statutory funding objective of having sufficient and appropriate assets to cover its liabilities. Pension fund trustees are required to: prepare a statement of funding principles; obtain regular actuarial valuations and reports; put in place a recovery plan addressing any funding shortfall; and send regular summary funding statements to members of the scheme.

The Main scheme corporate trustee is RBS Pension Trustee Limited (RBSPT), a wholly owned subsidiary of National Westminster Bank Ptc. RBSPT is the legal owner of the Main scheme assets which are held separately from the assets of the Group. The Board of RBSPT comprises four trustee directors nominated by members selected from eligible active staff and pensioner members who apply and six appointed by the Group. The Board is responsible for operating the scheme in line with its formal rules and pensions law. It has a duty to act in the best interests of all scheme members, including pensioners and those who are no longer employed by the Group, but who still have benefits in the scheme.

Similar governance principles apply to the Group's other pension schemes, although different legislative frameworks apply to the Group's overseas schemes.

The Main scheme accounting for 88% (2014 - 87%) of the Group's retirement benefit obligations, was closed to new entrants in 2006. Since 2009, pensionable salary increases in the Main scheme and certain other UK and Irish schemes have been limited to 2% per annum or CPI inflation if lower. Also with effect from 1 October 2012, the normal pension age for future benefits was increased to 65 unless members elected to contribute to maintain a normal pension age of 60.

The Group's defined benefit schemes generally provide a pension of one-sixtieth of final pensionable salary for each year of service prior to retirement up to a maximum of 40 years. Employees making additional contributions can secure additional benefits.

Since October 2006, new UK entrants may join The Royal Bank of Scotland Retirement Savings Plan, a defined contribution pension scheme.

The Group also provides post-retirement benefits other than pensions, principally through subscriptions to private healthcare schemes in the UK and unfunded post-retirement benefit plans. Provision for the costs of these benefits is charged to the income statement over the average remaining future service lives of eligible employees. The amounts are not material.

Interim valuations of the Group's schemes under IAS 19 'Employee Benefits' were prepared at 31 December with the support of independent actuaries, using the following assumptions:

	Main scheme	
	2015	2014
Principal IAS 19 actuarial assumptions	%	%
Discount rate	3.9	3.7
Expected return on plan assets	3.9	3.7
Rate of increase in salaries	1.8	1.8
Rate of increase in pensions in payment	2.8	2.8
Inflation assumption (RPI)	3.0	3.0

Discount rate

The Group discounts its defined benefit pension obligations at discount rates determined by reference to the yield on 'high quality' corporate bonds.

The sterling yield curve (applied to 95% of the Group's defined benefit obligations) is constructed by reference to yields on 'AA' corporate bonds from which a single discount rate is derived based on a cash flow profile similar in structure and duration to the pension obligations. Significant judgement is required when setting the criteria for bonds to be included in the population from which the yield curve is derived.

The criteria include issue size, quality of pricing and the exclusion of outliers. Judgement is also required in determining the shape of the yield curve at long durations: a constant credit spread relative to gilts is assumed.

	Main schen	ne
	2015	2014
Major classes of plan assets as a percentage of total plan assets	%%	%
Quoted assets		
Quoted equities		
- Consumer industry	5.3	4.3
- Manufacturing industry	3.2	3.2
- Energy and utilities	2.6	2.9
- Financial institutions	5.4	3.9
- Technology and telecommunications	3.4	4.2
- Other	0.9	2.8
Private equity	3.4	4.3
Index-linked bonds	28.2	28.1
Government fixed interest bonds	9.0	3.6
Corporate fixed interest bonds	18.0	15.3
Unquoted assets		
Corporate and other bonds	3.3	2.3
Hedge funds	0.2	1.6
Real estate	6.4	5,8
Derivatives	6.4	10.6
Cash and other assets	4.1	7.1
Equity exposure of equity futures	(1.4)	1.3
Cash exposure of equity futures	1.6	(1.3)
	100.0	100.0

The assets of the Main scheme, which represent 88% of plan assets at 31 December 2015 (2014 - 88%), are invested in a diversified portfolio of quoted and private equity, government and corporate fixed-interest and index-linked bonds, and other assets including property and hedge funds.

The Main scheme employs derivative instruments to achieve a desired asset class exposure or to match assets more closely to liabilities. The value of assets shown reflects the assets owned by the scheme, with any derivative holdings valued on a mark-to-market basis.

The Main scheme's holdings of derivative instruments are summarised in the table below:

	2015				2014	
	Notional	Fairva	عا	Notional	Fairva	UQ CO
	amounts	Assets	Liabăties	amounts	Assets	Liabilities
	£m	Ωm	£m	£m	£m	£m
Inflation rate swaps	9,018	76	647	8,467	73	415
Interest rate swaps	15,739	5,722	3,710	23,858	6,055	3,305
Currency forwards	10,247	_	222	8,562	2	_
Equity and bond call options	6,277	744	1	7,382	846	48
Equity and bond put options	6,109	2	12	7,409	1	61
Other	2,236	1,506	1,479	2,437	665	628

The investment strategy of other schemes is similar to that of the Main scheme, adjusted to take account of the nature of liabilities, risk appetite of the trustees, size of the scheme and any local regulatory constraints. The use of derivative instruments outside the Main scheme is not material.

Swaps are part of the management of the inflation and interest rate sensitivity of the Main scheme liabilities. They have been executed at prevailing market rates and within standard market bid/offer spreads with a number of banks, including The Royal Bank of Scotland plc and National Westminster Bank Plc (the 'banks'). At 31 December 2015, the gross notional value of the swaps was £26,871 million (2014 - £34,163 million) and had a net positive fair value of £1,444 million (2014 - £2,433 million).

Collateral is required on all swap transactions. The banks had delivered £1,267 million of collateral at 31 December 2015 (2014 - £2,908 million).

Ordinary shares of the company with a fair value of $\mathfrak{L}2$ million (2014 - $\mathfrak{L}2$ million) and other financial instruments issued by the Group with a value of $\mathfrak{L}1$,144 million (2014 - $\mathfrak{L}2$,172 million) are held by the Main scheme.

IAS 19 post-retirement mortality assumptions (Main scheme)	2015	2014
Longevity at age 60 for current pensioners (years)		
Males	27.8	28.0
Females	29.8	30.0
Longevity at age 60 for future pensioners currently aged 40 (years)		
Males	29.1	29.3
Females	31.4	31.6

Changes in value of net pension deficit*	Foir value of plan assets £m	Present value of defined benefit obligations £m	Asset ceiling/ minimum tunding (1) £m	Net pension deficit £m
At 1 January 2014	28,471	31,445	_	2,974
Change in accounting policy	_	_	105	105
Currency translation and other adjustments	(63)	(86)	_	(23)
Income statement				
Net interest expense	1,314	1,419	_	105
Current service cost	_	356	_	356
Past service cost		2		2
	1,314	1,777	_	463
Statement of comprehensive income				
Return on plan assets above recognised interest income	5,171	_	_	(5,171)
Experience gains and losses	_	(18)	_	(18)
Effect of changes in actuarial financial assumptions	_	4,799	_	4,799
Effect of changes in actuarial demographic assumptions	_	490	_	490
Asset ceiling/minimum funding adjustments			1,749	1,749
	5,171	5,271	1,749	1,849
Contributions by employer	1,063	_	_	(1,063)
Contributions by plan participants and other scheme members	5	5	_	_
Benefits paid	(1,026)	(1,026)	_	_
Transfers to disposal groups	(594)	(790)		(196)
At 1 January 2015	34,341	36,596	1,854	4,109
Currency translation and other adjustments	(31)	(63)	_	(32)
Income statement				
Net interest expense	1,206	1,295	64	153
Current service cost	_	328	_	328
Past service cost	_	40	_	40
Gains on settlements		(65)		(65)
	1,206	1,598	64	456
Statement of comprehensive income				
Return on plan assets above recognised interest income	(457)	_	_	457
Experience gains and losses	_	(258)	_	(258)
Effect of changes in actuarial financial assumptions	_	(1,386)	_	(1,386)
Effect of changes in actuarial demographic assumptions	_	48	_	48
Asset ceiling/minimum funding adjustments			1,212	1,212
	(457)	(1,596)	1,212	73
Contributions by employer	1,059	_	_	(1,059)
Contributions by plan participants and other scheme members	6	6	_	_
Benefits paid	(1,129)	(1,129)	_	_
Transfers to disposal groups	(299)	(297)		2
At 31 December 2015	34,696	35,115	3,130	3,549

Note:

(1) In recognising the net surplus or deficit of a pension scheme, the funded status of each scheme is adjusted to reflect any minimum funding sequirement imposed on the sponsor and any ceiting on the amount that the sponsor has a right to recover from a scheme.

Net pension deficit comprises	2015 £m	2014* £m
Net assets of schemes in surplus		
(included in Prepayments, accrued income and other assets, Note 18)	(215)	(180)
Net liabilities of schemes in deficit	3,764	4,289
	3.549	4.109

^{*} Restated - refer to page 148 for turther details

		Main scheme	
		2015	2014
Analysis of net pension deficit		Еπ	£m
Fund assets at fair value		30,703	30,077
Present value of fund liabilities		30,966	31,776
Funded status		263	1,699
Asset ceiling/minimum funding		2,981	1,739
Retirement benefit liability	_	3,244	3,438
Minimum funding requirement		3,657	4,190
Asset ceiling		(413)	(752)
		3,244	3,438
The income statement charge comprises:			
	2015 £m	2014 £m	2013 £π
Continuing operations	456	459	501
Discontinued operations		4	9
	456	463	510

The weighted average duration of the Main Scheme's defined benefit obligation at 31 December 2015 is 19.1 years (2014 - 20.0 years).

The defined benefit obligation is attributable to the different classes of scheme members in the following proportions (Main scheme):

	2015	2014
	%	%
Active	17.5	18.8
Deferred	41.9	41.0
Pensioner	40.6	40.2
	100.0	100.0

The table below sets out the sensitivities of the present value of defined benefit obligations at 31 December to a change in the principal actuarial assumptions.

	Main scheme		
	(decre ase)/increase in oblig	gation at 31 December	
	2015		
	£m	£m	
0.25% increase in the discount rate	(1,392)	(1,466)	
0.25% increase in inflation	1,106	1,159	
0.25% additional rate of increase in pensions in payment	945	982	
Longevity increase of one year	853	988	

Pension liabilities are calculated on the central assumptions and under the relevant sensitivity scenarios. The sensitivity to pension liabilities is the difference between these calculations.

The sensitivity analysis presented above may not be representative of the actual change in the defined benefit obligation as it is unlikely that the changes in assumptions would occur in isolation of one another as some of the assumptions may be correlated.

	Group						
	2015	2014	2013	2012	2011		
History of defined benefit schemes	£m	£m	£m	£m	£m		
Fair value of plan assets	34,696	34,341	28,471	26,359	23,830		
Present value of defined benefit obligations	35,115	36,596	31,445	30,069	25,994		
Net deficit	419	2,255	2,974	3,710	2,164		
Experience gains/(losses) on plan liabilities	258	18	177	(202)	(224		
Experience gains on plan assets	(457)	5,171	1,097	476	812		
Actual return on pension schemes assets	749	6,485	2,270	1,662	1,973		
Actual return on pension schemes assets - %	2.2%	22.8%	8.6%	7.0%	9.1%		

Triennial funding valuation

In May 2014, the triennial funding valuation of the Main scheme was agreed which showed that the value of the liabilities exceeded the value of assets by £5.6 billion at 31 March 2013, a ratio of 82%. To eliminate this deficit, RBS Group agreed to pay annual additional contributions of £650 million from 2014 to 2016 and £450 million (indexed in line with inflation) from 2017 to 2023. These contributions are in addition to regular annual contributions of approximately £270 million in respect of the ongoing accrual of benefits as well as contributions to meet the expenses of running the scheme.

In January 2016, RBS Group sought regulatory approval to accelerate the settlement of the outstanding additional contributions of £4.2 billion and it entered into a Memorandum of Understanding with the trustee of the Main scheme which, among other things, will bring forward the date of the next triennial funding valuation to no later than 31 December 2015.

The trustee of the Main scheme is responsible for setting the actuarial assumptions used in the triennial funding valuation having taken advice from the Scheme Actuary. These represent the trustee's prudent estimate of the future experience of the Main scheme taking into account the covenant provided by RBS Group and investment strategy of the scheme. They are agreed with RBS Group and documented in the Statement of Funding Principles.

The key assumption methodology used at 31 March 2013 valuation is set out below:

Principal ac	tuarial as	sumptions
--------------	------------	-----------

Discount rate	Fixed interest swap yield curve plus 1.5% per annum at all durations			
Inflation assumption	Retail price index (RPI) swap yield curve			
Rate of increase in pensions in payment	(RPI floor 0%, cap 5%): Limited price indexation (LPI) (0,5) awap yield curve			
Post retirement mortality assumptions:				
Longevity at age 60 for current pensioners (years)	Male	28.8		
	Female	30.8		
Longevity at age 60 for future pensioners currently aged	Male	30.7		
40 (years)	Female	32.9		

5 Auditor's remuneration

Amounts paid to the Group's auditors for statutory audit and other services are set out below:

	Group	
	2015	2014
	£m	£m
Fees payable for the audit of the Group's annual accounts	6.8	6.7
Fees payable to the auditor and its associates for other services to the Group		
- the audit of the Bank's subsidiaries pursuant to legislation	9.2	10.4
Total audit and audit-related assurance service fees	16.0	17.1

Fees payable to the auditor for non-audit services are disclosed in the consolidated financial statements of The Royal Bank of Scotland Group pic.

6 Tax	Group				
	2015 £m	2014 £m	2013 £m		
Current tax					
Charge for the year	(117)	(275)	(237)		
Over/(under) provision in respect of prior years	235	75	(50)		
	118	(200)	(287)		
Deferred tax					
Credit/(charge) for the year arising from UK tax rate changes	94	_	(338)		
Other (charges)/credits for the year	(187)	(355)	837		
Reduction in the carrying value of deferred tax assets	_	(1,472)	(701)		
Over/(under) provision in respect of prior year	4	(6)	182		
Tax credit/(charge) for the year	29	(2,033)	(307)		

The actual tax credit/(charge) differs from the expected tax credit/(charge) computed by applying the standard rate of UK corporation tax of 20.25% (2014 - 21.50%; 2013 - 23.25%) as follows:

Expected tax credit/(charge)		2015 £m	2014 £m	2013 £m
Prometign profits taxed at other rates 486 100 (122)	Expected tax credit/(charge)	638	(517)	1,713
UK tax rate change impact (1) 94 — (338) Non-deductible goodwill impairment (124) (28) (49) Items not allowed for tax — (15) (19) (19) - UK bank levy (50) (54) (47) - UK bank levy (50) (54) (47) - regulatory and legal actions (226) (182) (144) - other disallowable items (215) (148) (177) Non-taxable items — — — 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37 38 3	Losses and temporary differences in year where no deferred tax asset recognised	(968)	(14)	(678)
Non-deductible goodwill impairment (124) (28) (49) Items not allowed for tax - losses on disposal and write-downs (15) (19) (19) - UK bank levy (50) (54) (47) - regulatory and legal actions (226) (182) (144) - other disallowable items (215) (148) (177) Non-taxable items — — 37 - other non-taxable items 90 37 74 Taxable foreign exchange movements (22) (23) 12 Losses brought forward and utilised 102 218 — (Reduction)/increase in carrying value of deferred tax asset in respect of: — (850) (701) - UK losses — (850) (701) - Us losses and temporary differences — (775) — - Ireland losses — 153 — Adjustments in respect of prior yeers (z) 239 69 132	Foreign profits taxed at other rates	486	100	(122)
Items not allowed for tax	UK tax rate change impact (1)	94	_	(338)
Company	Non-deductible goodwill impairment	(124)	(28)	(49)
- UK bank levy (50) (54) (47) - regulatory and legal actions (226) (182) (144) - other disallowable items (215) (148) (177) Non-taxable items - gain on sale of WorldPay (Global Merchant Services) — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	Items not allowed for tax			
- regulatory and legal actions (226) (182) (144) - other disallowable items (215) (148) (177) - other disallowable items (215) (148) (177) - Non-taxable items - gain on sale of WorldPay (Global Merchant Services) — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	- losses on disposal and write-downs	(15)	(19)	(19)
- other disallowable items - gain on sale of WorldPay (Global Merchant Services) - gain on sale of WorldPay (Global Merchant Services) - other non-taxable items - gain on sale of WorldPay (Global Merchant Services) - other non-taxable items - gain on sale of WorldPay (Global Merchant Services) - US present of the property of the pro	- UK bank levy	(50)	(54)	(47)
Non-taxable items	- regulatory and legal actions	(226)	(182)	(144)
- gain on sale of WorldPay (Global Merchant Services) — — 37 - other non-taxable items 90 37 74 Taxable foreign exchange movements (22) (23) 12 Losses brought forward and utilised 102 218 — (Reduction)/increase in carrying value of deferred tax asset in respect of: — (850) (701) - UK losses — (775) — - US losses and temporary differences — (775) — - Ireland losses — 153 — Adjustments in respect of prior years (z) 239 69 132	- other disallowable items	(215)	(148)	(177)
- other non-t-axable items 90 37 74 Taxable foreign exchange movements (22) (23) 12 Losses brought forward and utilised 102 218 — (Reduction)/Increase in carrying value of deferred tax asset in respect of: - UK losses — (850) (701) - US losses and temporary differences — (775) — - Ireland losses — 153 — Adjustments in respect of prior years (2) 239 69 132	Non-taxable items			
Taxable foreign exchange movements (22) (23) 12 Losses brought forward and utilised 102 218 — (Reduction)/increase in carrying value of deferred tax asset in respect of: — (850) (701) - UK losses — (775) — - US losses and temporary differences — (775) — - Ireland losses — 153 — Adjustments in respect of prior years (z) 239 69 132	-gain on sale of WorldPay (Global Merchant Services)	_	_	37
Losses brought forward and utilised 102 218 — (Reduction)/Increase in carrying value of deferred tax asset in respect of: — (850) (701) - UK losses — (775) — - US losses and temporary differences — (775) — - Ireland losses — 153 — Adjustments in respect of prior years (z) 239 69 132	- other non-taxable items	90	37	74
(Reduction)/Increase in carrying value of deferred tax asset in respect of: - (850) (701) - UK losses - (775) - - US losses and temporary differences - (775) - - Ireland losses - (153) - Adjustments in respect of prior years (2) 239 69 132	Taxable foreign exchange movements	(22)	(23)	12
- UK losses — (850) (701) - US losses and temporary differences — (775) — - Ireland losses — 153 — Adjustments in respect of prior years (z) 239 69 132	Losses brought forward and utilised	102	218	_
- US losses and temporary differences - (775) - - Ireland losses - 153 - Adjustments in respect of prior years (z) 239 69 132	(Reduction)/increase in carrying value of deferred tax asset in respect of:			
- Ireland losses — 153 — Adjustments in respect of prior years (z) 239 69 132	- UK losses	_	(850)	(701)
Adjustments in respect of prior years (z) 239 69 132	- US losses and temporary differences	_	(775)	_
	- Ireland losses	_	153	_
Actual tax credit/(charge) 29 (2,033) (307)	Adjustments in respect of prior years (2)	239	69	132
	Actual tax credit/(charge)	29	(2,033)	(307)

Notes:

(1) In recent years, the UK government has steadily reduced the rate of UK corporation tax, with the latest enabled rates standing at 20% with effect from 1 April 2015, 19% from 1 April 2017 and 18% from 1 April 2020. The Finance (No 2) Act 2015 restricts the rate at which tax losses are given credit in future periods to the main rate of UK corporation tax, excluding the Banking Surcharge 9% rate infroduced by this Act. Deterred tax assets and fills tables at 31 December 2015 take into account the reduced rates in expect of tax losses and non-banking temporary differences and where appropriate, the banking surcharge inclusive rate in sepect of other banking temporary differences.

(2) Prior year tax adjustments for 2015 include releases of tax provisions that reflect the reduction of exposures in ocuntries where RBS is ceasing operations in line with the strategy to become a smaller, simpler UK focused bank. The prior year tax adjustments also reflects adjustments to reflect submitted tax computations in the UK and overse as and a further prior year tax credit in expect of tax losses.

7 Loss dealt with in the accounts of the Bank

As permitted by section 408(3) of the Companies Act 2006, no income statement for the Bank has been presented as a primary financial statement. Of the loss attributable to ordinary shareholders, £1,075 million loss (2014 - £2,119 million loss; 2013 - £1,257 million loss) has been dealt with in the accounts of the Bank.

8 Financial instruments - classification

The following tables show the Group's financial assets and liabilities in accordance with the categories of financial instruments in IAS 39. Assets and liabilities outside the scope of IAS 39 are shown within other assets and other liabilities.

					Group				
		Designated							
Assets	Held-for- trading £m	as at tairvalue through profit or loss £m	Hedging derivatives Sm	Available- for-sale Em	Loans and receivables	Held-to- maturity £m	Finance leases £m	Other assets £m	Total £m
Cash and balances at central banks	_	_		_	78,999	_			78,999
Loans and advances to banks									
- amounts due from fellow subsidiaries	886	_		_	671	_			1,557
- reverse repos	9,889	_		_	1,209	_			11,098
- other (1)	11,202	_		_	5,985	_			17,187
Loans and advances to customers									
 amounts due from holding company 									
and fellow subsidiaries	_	_		_	1,258	_			1,258
- reverse repos	28,712	_		_	_	_			28,712
- other	17,516	63		_	283,709	_	3,699		304,987
Debt securities (2)	35,759	_		36,992	2,365	4,911			80,027
Equity shares	601	71		397	_	_			1,069
Settlement balances	_			_	4,108				4,108
Derivatives									
- amounts due from holding company									
and fellow subsidiaries	1,275		_						1,275
- other	258,258		3,550						261,808
Assets of disposal groups								3,486	3,486
Other assets	_	_		_	_	_		16,620	16,620
31 December 2015	364,098	134	3,550	37,389	378,304	4,911	3,699	20,106	812,191
Cash and balances at central banks	_	_		_	73,983	_			73,983
Loans and advances to banks									
- amounts due from fellow subsidiaries	672	_		_	1,661	_			2,333
- reverse repos	18,129	_		_	2,579	_			20,708
- other (1)	11,483	_		_	10,068	_			21,551
Loans and advances to customers									
 amounts due from holding company 									
and fellow subsidiaries	_	_		_	1,323	_			1,323
- reverse repos	43,018	_		_	969	_			43,987
- other	22,830	61		_	304,619	_	4,118		331,628
Debt securities (2)	49,128	1		27,540	3,068	4,537			84,274
Equity shares	4,724	240		239	_	_			5,203
Settlement balances	_			_	4,710				4,710
Derivatives									
- amounts due from holding company									
and fellow subsidiaries	2,738		_						2,738
- other	346,677		5,167						351,844
Assets of disposal groups								81,033	81,033
Other assets*	_	_		_	_	_		20,067	20,067
31 December 2014	499,399	302	5,167	27,779	402,980	4,537	4,118	101,100	1,045,382

^{*}Restated - refer to page 148 for further details.

For the notes to this table refer to page 178.

		Group					
Liabilities	Held-for- trading £m	Designated as at fair value through profit or loss £m	Hedging derivatives Sm	Amortised cost £m	Other liabilities Em	Total £m	
Deposits by banks							
- amounts due to fellow subsidiaries	190	_		3,809		3,999	
- repos	9,657	_		609		10,266	
- other (3)	20,285	_		7.544		27,829	
Customer accounts							
- amounts due to holding company	_	_		5,021		5,021	
- repos	25,570	_		1,542		27,112	
- other (4)	11,723	2,661		327,557		341,941	
Debt securities in issue (5)	3,881	5,873		16,050		25,804	
Settlement balances	-	0,0,0		3,383		3,383	
Short positions	20,808	_		0,000		20,808	
Derivatives	20,000					20,000	
- amounts due to holding company							
and fellow subsidiaries	1,283	_	_			1,283	
- other	251,693	_	2.572			254,265	
Subordinated liabilities	201,000		40,5			204,200	
- amounts due to holding company	_	_		18,502		18,502	
- other	_	327		8,201		8,528	
Liabilities of disposal groups	_	327		0,201	2,980	2,980	
Other liabilities	_	_		1,886	16,677	18,563	
31 December 2015	345,090	8,861	2,572	394,104	19,657	770,284	
Deposits by banks							
- amounts due to fellow subsidiaries	219	1		3,988		4,208	
- repos	23,990			794		24,784	
- other (3)	25,234	_		9,624		34,858	
Customer accounts	20,204			0,024		54,000	
- amounts due to holding company	_			5,843		5,843	
2	35,985			1,365		37,350	
- repos - other (4)	15,048	4,731		332,027		351,806	
Debt securities in issue (5)	6,487	9,607		25,902		41,996	
Settlement balances	0,407	5,007		4,498		4,498	
Short positions	23.028	_		4,490		23,028	
Derivatives	20,020	_				20,020	
amounts due to holding company and fellow subsidiaries	2.005					2,005	
and renow subsidianes	345,524	_	3.254			348,778	
	045,524	_	0,204			340,778	
Subordinated liabilities - amounts due to holding company	_	_		19,639		19,639	
- other	_	345		10,485		10,830	
Liabilities of disposal groups		240		191700	71,284	71,284	
Other liabilities*	_	_		1,815	14,972	16,787	
31 December 2014	477,520	14,684	3,254	415,980	86,256	997,694	
	11.140000		-1			221,1227	

^{*}Restated - seter to page 148 for further details.

For the notes to this table refer to page 178.

The above includes amounts due from/to:

	Group				
	2015		2014		
	Holding company £m	Fellow subsidiaries £m	Holding company £m	Fellow subsidiaries £m	
Assets					
Loans and advances to customers	895	363	938	385	
Derivatives	65	1,210	30	2,708	
Liabilities					
Derivatives	218	1,065	179	1,826	

- Notes:
 (1) Includes items in the course of collection from other banks of £330 million (2014 £980 million).
 (2) Debt securities balances with Group companies are shown on pages 112 to 114.
 (3) Includes items in the course of transmission to other banks of £338 million (2014 £513 million).
 (4) The carrying amount of other outstomer accounts designated as at fair value through profit or loss is £597 million (2014 £432 million) higher than the principal amount. No amounts have been recognised in profit or loss to rotharges in credit risk associated with these isabilities as the changes are immaterial both during the period and cumulatively.

 Measured as the change in fair value from movements in the period in the credit risk premium payable.
 (5) Comprises bonds and medium term notes of £24,880 million (2014 £40,780 million) and certificates of deposit and other commercial paper of £944 million (2014 £1,236 million).

Amounts included in operating (loss)/profit before tax:

		Group	
	2015	2014	2013
	£m	£m	£m
Gains/(losses) on financial assets/liabilities designated as at fair value through profit or loss	285	43	(88)
Losses on disposal or settlement of loans and receivables	(551)	(236)	(137)

8 Financial instruments - classification continued

The following tables show the Bank's financial assets and financial liabilities in accordance with the categories of financial instruments in IAS 39. Assets and liabilities outside the scope of IAS 39 are shown within other assets and other liabilities.

Cash and balances at central banks — 76,904 — 76,904 Loans and advances to banks 3,838 — — 20,253 — 24,091 - reverse repos 7,516 — — 1,208 — 8,724 - other (1) 10,975 — — 1,560 — 12,535 Loans and advances to customers — — — 1,560 — 12,535 Loans and advances to customers — — — — 12,536 — — 12,535 Loans and advances to customers — — — — — — 2,828 — — — 28,283 — <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>Bank</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th>						Bank				
Masesta										
Assests		11-144		I landada.					-	
Assets sin sin sin sin sin sin sin sin sin si										
Loens and advances to banks - amounts due from subsidiaries 3,838 — 20,253 — 24,091 - reverse repos 7,516 — 1,208 — 1,560 — 12,535 Loans and advances to customers - amounts due from holding company and subsidiaries 2,954 — 25,329 — 28,233 - reverse repos 18,187 — — 25,329 — 28,233 - reverse repos 18,187 — — — 25,329 — 44 115,182 Deth securities (2) 30,811 — 35,220 5,660 4,911 76,602 Equity shares 599 — 332 — — 34,482 34,482 Settlement balances 599 — 332 — — 34,482 34,482 Settlement balances — — 3,053 — 3,053 Derivatives - amounts due from holding company and subsidiaries 4,726 - other 258,870 — 2,505 — — 4,507 4,607 31 December 2015 — 355,317 — 63 2,505 35,552 231,701 4,911 44 39,089 669,182 Cash and balances at central banks - reverse repos 12,791 — — 2,030 — 14,821 - other (1) 11,070 — 1,171 — 15,241 Loans and advances to customers - amounts due from holding company and subsidiaries 11,652 — 9,999 — 31,945 - reverse repos 30,976 — 9,999 — 31,945 - re	Assets									
- amounts due from subsidiaries 3,838 — 20,253 — 24,091	Cash and balances at central banks	_	_		_	76,904	_			76,904
- reverse repos	Loans and advances to banks									
- other (1)	 amounts due from subsidiaries 		_		_		_			
Loans and advances to customers - amounts due from holding company and subsidiaries - amounts due from holding company and subsidiaries - reverse repos - 18,187	- reverse repos	7,516	_		_	-	_			8,724
- amounts due from holding company and subsidiaries 2,954 — — — 25,329 — 28,283 — 28,283 — 18,187 — — — — — — — — — — — 18,187 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —		10,975	_		_	1,560	_			12,535
and subsidiaries 2,954 — — 25,329 — 28,283 - reverse repos 18,187 — — — — — — — — 18,187 - — — — — — — — 18,187 - — — — — — — — — — — — — — — — — — —										
- reverse repos 18,187 — — — — — 18,187										
- other		-	_		_	25,329	_			
Debt securities (2) 30,811 — 35,220 5,660 4,911 76,602 Equity shares 599 — 332 — — 931 Investment in Group undertakings — — — 3,053 — 34,482 34,482 Settlement balances — — 3,053 — 34,62 34,82 34,82 Settlement balances — — — 3,053 — 3,063 Derivatives — — — — — — — — — — — — — — — — — — —			_		_		_			
Equity shares 599 — 332 — — 931 931 Investment in Group undertakings — — — — — — — — — — — 3,053 — — — 34,482 34,482 34,482 34,482 34,482 34,482 34,482 34,683 34,683 34,683 34,683 34,683 34,683 34,683 34,683 34,683 34,683 34,683 34,726 34,726 34,726 34,726 34,726 34,726 34,726 34,726 34,726 34,607 31,000 31,0			63					44		
Investment in Group undertakings	**		_		-	5,660	4,911			-
Settlement balances		599	_		332	_	_			
Derivatives - amounts due from holding company and subsidiaries - other 258,370 2,505		_	_		_		_		34,482	,
- amounts due from holding company and subsidiaries 4,726		_	_		_	3,053	_			3,053
## A 1726										
- other cother 258,370		. 700								
Other assets — — — — 4,607 4,607 31 December 2015 355,317 63 2,505 35,552 231,701 4,911 44 39,089 669,182 Cash and balances at central banks — — 70,952 — 70,952 Loans and advances to banks — — — 22,667 — 24,839 -reverse repos 12,791 — — 2,030 — 14,821 - other (1) 11,070 — — 4,171 — 15,241 Loans and advances to customers — — 9 29,535 — 41,196 - amounts due from holding company and subsidiaries 11,652 — 9 29,535 — 41,196 - reverse repos 30,976 — 969 — 31,945 - reverse repos 30,976 — 969 — 31,946 - cother 22,645 60 — 121,888 — 43				_						.,
31 December 2015 355,317 63 2,505 35,552 231,701 4,911 44 39,089 669,182 Cash and balances at central banks		258,3/0		2,505						
Cash and balances at central banks — — — — — — — — — — — — — — — — — — —				0.505						
Loans and advances to banks - amounts due from subsidiaries 2,172 — 22,667 — 24,839 - reverse repos 12,791 — 2,030 — 14,821 - other (1) 11,070 — 4,171 — 15,241 Loans and advances to customers - amounts due from holding company and subsidiaries 11,652 — 9 29,535 — 41,196 - reverse repos 30,976 — 969 — 31,945 - other 22,645 60 — 121,888 — 43 144,636 Debt securities (2) 39,210 — 24,725 19,122 4,537 87,594 Equity shares 4,714 40 126 — 4,830 Investment in Group undertakings — — — — 3,381 — 39,857 Settlement balances — — — 3,381 — 39,857 Settlement balances — — — — 3,381 — 3,381 Derivatives - amounts due from holding company and subsidiaries 9,268 — 9,268 - other 346,727 3,830 — 5,829 5,829	31 December 2015	355,317	- 63	2,505	35,552	231,/01	4,911	44	39,089	669,182
- amounts due from subsidiaries 2,172 — 22,667 — 24,839 - reverse repos 12,791 — 2,030 — 14,821 - other (1) 11,070 — 4,171 — 15,241 Loans and advances to customers - amounts due from holding company and subsidiaries 11,652 — 9 29,535 — 41,196 - reverse repos 30,976 — 969 — 31,945 - other 22,645 60 — 121,888 — 43 144,636 Debt securities (2) 39,210 — 24,725 19,122 4,537 87,594 Equity shares 4,714 40 126 — 4,830 Investment in Group undertakings — 2 4,830 Investment in Group undertakings — 3,857 39,857 Settlement balances — 3,381 — 3,381 Derivatives - amounts due from holding company and subsidiaries 9,268 — 9,268 - other 346,727 3,830 — 5,829 5,829	Cash and balances at central banks	_	_		_	70,952	_			70,952
- reverse repos 12,791 — 2,030 — 14,821 - other (1) 11,070 — 4,171 — 15,241 Loans and advances to customers - amounts due from holding company and subsidiaries 11,652 — 9 29,535 — 41,196 - other 22,645 60 — 121,888 — 43 144,636 - other 22,645 60 — 121,888 — 43 144,636 - other 22,645 60 — 121,888 — 43 144,636 - other 39,210 — 24,725 19,122 4,537 87,594 - Equity shares 4,714 40 126 — 4 4,880 Investment in Group undertakings — — — — — 3,381 — 3,881 Derivatives - amounts due from holding company and subsidiaries 9,268 — 9,268 - 9,268 - other 346,727 3,830 — 5,829 5,829	Loans and advances to banks									
- other (1)	- amounts due from subsidiaries	2,172	_		_	22,667	_			24,839
Loans and advances to customers - amounts due from holding company and subsidiaries 11,652 — 9 29,535 — 41,196 - reverse repos 30,976 — 969 — 31,945 - other 22,645 60 — 121,888 — 43 144,636 Debt securities (2) 39,210 — 24,725 19,122 4,537 87,994 Equity shares 4,714 40 126 — — 4,880 Investment in Group undertakings — — — — 3,381 — 3,857 Settlement balances — — — 3,381 — 3,881 Derivatives - amounts due from holding company and subsidiaries 9,268 — 9,268 - other 346,727 3,830 — 9,829 5,829	- reverse repos	12,791	_		_	2,030	_			14,821
- amounts due from holding company and subsidiaries 11,652 — 9 29,535 — 41,196 - reverse repos 30,976 — 969 — 31,945 - other 22,645 60 — 121,888 — 43 144,636 Debt securities (2) 39,210 — 24,725 19,122 4,537 87,594 Equity shares 4,714 40 126 — — 4,880 Investment in Group undertakings — — — — 3,381 — 39,857 39,857 Settlement balances — — — 3,381 — 39,857 39,857 Derivatives - amounts due from holding company and subsidiaries 9,268 — 9,268 - other 346,727 3,830 — 5,829 5,829	- other (1)	11,070	_		_	4,171	_			15,241
and subsidiaries 11,652 — 9 29,535 — 41,196 - reverse repos 30,976 — — 969 — 31,945 - other 22,645 60 — 121,888 — 43 144,636 Debt securities (z) 39,210 — 24,725 19,122 4,537 87,594 Equity shares 4,714 40 126 — — 4,880 Investment in Group undertakings — — — — 39,857 39,857 Settlement belances — — — 3,381 — 39,857 3,381 Derivatives — — — 3,381 — 9,268 - amounts due from holding company — 9,268 — 9,268 - other 346,727 3,830 — 9,268 - other 3,829 — — 5,829 5,829	Loans and advances to customers									
- reverse repos 30,976 — — 969 — 31,945 - other 22,645 60 — 121,888 — 43 144,636 Debt securities (2) 39,210 — 24,725 19,122 4,537 87,594 Equity shares 4,714 40 126 — — 4,880 Investment in Group undertakings — — — — 3,381 — 39,857 39,857 Settlement balances — — — 3,381 — 3,381 Derivatives - amounts due from holding company and subsidiaries 9,268 — 9,268 - other 346,727 3,830 — 5,829 5,829	 amounts due from holding company 									
- other 22,645 60 - 121,888 - 43 144,636 Debt securities (2) 39,210 - 24,725 19,122 4,537 87,594 Equity shares 4,714 40 126 4,880 Investment in Group undertakings 3,381 - 39,857 39,857 Settlement balances 3,381 - 3,881 Derivatives 3,381 - 9,268 - other 346,727 3,830 - 9,268 Other assets* 5,829 5,829	and subsidiaries	11,652	_		9	29,535	_			41,196
Debt securities (z) 39,210 — 24,725 19,122 4,537 87,594 Equity shares 4,714 40 126 — — 4,880 Investment in Group undertakings — — — — 39,857 39,857 Settlement balances — — — 3,381 — 3,881 Derivatives - amounts due from holding company and subsidiaries 9,268 — 9,268 - other 346,727 3,830 350,557 Other assets* — — 5,829 5,829	- reverse repos	30,976	_		_	969	_			31,945
Equity shares 4,714 40 126 — 4,880 Investment in Group undertakings — — — 39,857 39,857 Settlement balances — — 3,381 — 3,881 Derivatives - amounts due from holding company and subsidiaries 9,268 — 9,268 - other 346,727 3,830 350,557 Other assets* — — 5,829 5,829	- other	22,645	60		_	121,888	_	43		144,636
Investment in Group undertakings	Debt securities (2)	39,210	_		24,725	19,122	4,537			87,594
Settlement balances — 3,381 3,381 Derivatives - amounts due from holding company and subsidiaries 9,268 — 9,268 - other 346,727 3,830 350,557 Other assets* — — 5,829 5,829	Equity shares	4,714	40		126	_	_			4,880
Derivatives - amounts due from holding company and subsidiaries 9,268 - other 346,727 3,830 350,557 Other assets* — - other 5,829 5,829	Investment in Group undertakings	_	_		_	_	_		39,857	39,857
- amounts due from holding company and subsidiaries 9,268 — 9,268 - other 346,727 3,830 350,557 Other assets* — — 5,829 5,829	Settlement balances	_	_		_	3,381	_			3,381
and subsidiaries 9,268 — 9,268 - other 346,727 3,830 350,557 Other assets* — — 5,829 5,829	Derivatives									
- other 346,727 3,830 350,557 Other assets* 5,829 5,829	5 . ;									
Other assets* — — — 5,829 5,829				_						9,268
1,000	- other	346,727		3,830						
31 December 2014 491,225 100 3,830 24,860 274,715 4,537 43 45,686 844,996	Other assets*									-,
	31 December 2014	491,225	100	3,830	24,860	274,715	4,537	43	45,686	844,996

[&]quot;Restated - seter to page 148 for further details For the notes to this table refer to page 181.

			Валк			
Liabilities	Held-for- trading	Designated as at fair value through profit or loss £m	Hedging derivatives Em	Amortised cost Sm	Other liabilities £m	Tota £m
Deposits by banks	211	2		2	2	
- amounts due to subsidiaries	1,924	_		114.419	1	116,343
- repos	6,180	_		610		6,790
- other (3)	20,253	_		3,834		24,087
Customer accounts				-		
- amounts due to holding company and subsidiaries	4,686	_		12,181		16,867
- repos	18,591	_		1,542		20,133
- other (4)	11,703	284		89,787	1	101,774
Debt securities in issue (5)	3,881	5,202		14,278		23,361
Settlement balances	47.500	_		2,363		2,363
Short positions	17,593	_				17,593
Derivatives - amounts due to holding company and subsidiaries	3,528		_			3,528
- other	252,000		1.844		2	253,844
Subordinated liabilities			.,			
- amounts due to holding company	_	_	_	18,485		18,485
- other	_	327	_	6.722		7,049
Other liabilities	_	_		1,205	4,583	5,788
31 December 2015	340,339	5,813	1,844	265,426	4,583 (618,005
Deposits by banks						
- amounts due to subsidiaries	3,567	9		117.913		121,489
- repos	21,254	_		794		22,048
- other (3)	24,824	_		6,094		30,918
Customer accounts	24,024			0,004		00,010
- amounts due to holding company and subsidiaries	2,821	_		26,419		29,240
- repos	32,326	_		1,364		33,690
- other (4)	15,035	681		94,870		110,586
Debt securities in issue (5)	6,487	8.950		21,306		36,743
Settlement balances	-			3,098		3,098
Short positions	16,590	_		-,		16,590
Derivatives						
- amounts due to holding company and subsidiaries	6,585		_			6,585
- other	346,079		2.083		2	348,162
			_,			
Subordinated liabilities						
	_	_		18.535		18,535
Subordinated liabilities - amounts due to holding company - other	_	 345		18,535 8,600		18,535 8,945
	=				4,671	18,535 8,945 5,814

"Restated - seter to page 148 for further details For the notes to this table refer to page 181.

The above includes amounts due from/to:

			Bank					
		2015		2014				
	Holding	Fellow		Holding	Fellow			
	company	subsidiarie s	Subsidiaries	company	subsidiaries	Subsidiaries		
	£m	£m	£m	£m	£m	£m		
Assets								
Loans and advances to banks	_	2,409	21,682	_	3,370	21,469		
Loans and advances to customers	895	4	27,384	938	69	40,190		
Derivatives	65	1,210	3,451	30	2,708	6,530		
Liabilities								
Deposits by banks	_	11,496	104,847	_	12,452	109,037		
Customer accounts	5,021	_	11,846	5,843	_	23,397		
Derivatives	218	1,065	2,245	179	1,826	4,580		

- Notes:

 (1) Includes items in the course of collection from other banks of £216 million (2014 £237 million).

 (2) Debt securities balances with Group companies are shown on pages 112 fol 114.

 (3) Includes items in the course of transmission to other banks of £120 million (2014 £367 million).

 (4) The carrying amount of other outstomer accounts designated as at fair value through profit or loss is £20 million (2014 £54 million) higher than the principal amount. No amounts have been recognised in profit or loss to reddit risk associated with these sibabilities as the changes are immaterial both during the period and cumulatively. Measured as the change in fair value from movements in the period in the credit risk premium payable.

 (5) Comprises bonds and medium form notes of £22,418 million (2014 £35,517 million) and certificates of deposit and other commercial pager of £943 million (2014 £1,228 million).

The tables below present information on financial assets and liabilities that are offset on the balance sheet under IFRS or subject to enforceable master netting agreements only, together with financial collateral received or given.

Reverse repurchase agreements	ements ollateral £m
Derivatives 381,673 (123,662) 258,011 (215,183) (27,614) (7,535)	
Reverse repurchase agreements	
Loans to customers 2,955 (2,955) — — — — — — — — — — — — — — — — — —	405
Settlement balances 1,271 (1,225) 46 (26) — — 460,070 (162,203) 297,867 (217,709) (27,614) (44,720) 7 Liabilities Derivatives 369,416 (118,366) 251,050 (215,183) (25,729) (8,213) Repurchase agreements 71,739 (34,361) 37,378 (2,500) — (34,878) Customer accounts 8,251 (8,251) — — — — Settlement balances 1,872 (1,225) 647 (26) — — 451,278 (162,203) 289,075 (217,709) (25,729) (43,091) 2214	125
Liabilities Liabilities Derivatives 369,416 (118,366) 251,050 (215,183) (25,729) (8,213) (25,729) (8,213) (25,729) (34,361) 37,378 (2,500) — (34,878) (25,729) (34,878) (25,729) (34,878) (25,729) (34,878) (25,729) (34,878) (25,729) (43,98) (25,729) (43,991) (25,729) (43,091) (25,729) (43,091) (25,729) (43,091)	_
Liabilities Derivatives 369,416 (118,366) 251,050 (215,183) (25,729) (8,213) Repurchase agreements 71,739 (34,361) 37,378 (2,500) — (34,878) Customer accounts 8,251 (8,251) — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	20
Derivatives 369,416 (118,366) 251,050 (215,183) (25,729) (8,213) Repurchase agreements 71,739 (34,361) 37,378 (2,500) — (34,878) Customer accounts 8,251 (8,251) — — — — Settlement balances 1,872 (1,225) 647 (26) — — 451,278 (162,203) 289,075 (217,709) (25,729) (43,091) 2214	7,824
Repurchase agreements 71,739 (34,361) 37,378 (2,500) — (34,878)	
Customer accounts 8,251 (8,251) — — — Settlement balances 1,872 (1,225) 647 (26) — — 451,278 (162,203) 289,075 (217,709) (25,729) (43,091) 2014	1,925
Settlement balances 1,872 (1,225) 647 (26) — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	_
451,278 (162,203) 289,075 (217,709) (25,729) (43,091) 2014	_
2014	621
	2,546
A coate	
Derivatives 590,716 (245,418) 345,298 (296,156) (32,629) (7,005)	9,508
Reverse agreements 95,392 (30,822) 64,570 (5,016) — (59,505)	49
Loans to customers 2,921 (2,921) — — — —	_
Settlement balances 2,094 (1,997) 97	97
691,123 (281,158) 409,965 (301,172) (32,629) (66,510)	9,654
Liabilities	
Derivatives 584,561 (241,235) 343,326 (296,156) (30,015) (14,433)	2,722
Repurchase agreements 91,887 (30,822) 61,065 (5,016) — (56,049)	_
Customer accounts 7,104 (7,104) — — — —	_
Settlement balances 1,998 (1,997) 1	1
685,550 (281,158) 404,392 (301,172) (30,015) (70,482)	2,723

	Off	setable instrume	nts	Offse	Offsetable potential not recognised by IFRS					
2015	Gross £m	FRS offset	Balance sheet Sm	Effect of master netting agreements and similar arrangements £m	Cash collateral £m	Other financial collateral £m	and related collateral			
Assets										
Derivatives	385,285	(123,662)	261,623	(216,601)	(27,595)	(7,464)	9,963			
Reverse repurchase agreements	47,285	(20,374)	26,911	(2,051)	_	(24,860)	_			
Loans to customers	2,955	(2,955)	· –		_	` -	_			
Settlement balances	188	(168)	20	_	_	_	20			
	435,713	(147,159)	288,554	(218,652)	(27,595)	(32,324)	9,983			
Liabilities										
Derivatives	371,569	(118,366)	253,203	(216,601)	(25,729)	(8,212)	2,661			
Repurchase agreements	47,297	(20,374)	26,923	(2,051)		(24,872)	_			
Customer accounts	8,251	(8,251)	· –		_	` -	_			
Settlement balances	193	(168)	25	_	_	_	25			
	427,310	(147,159)	280,151	(218,652)	(25,729)	(33,084)	2,686			
2014										
Assets										
Derivatives	595,932	(245,413)	350,519	(299,930)	(32,616)	(6,978)	10,995			
Reverse repurchase agreements	61,651	(14,951)	46,700	(4,751)	_	(41,949)	_			
Loans to customers	2,921	(2,921)	_	_	_	_	_			
Settlement balances	228	(156)	72		_	_	72			
	660,732	(263,441)	397,291	(304,681)	(32,616)	(48,927)	11,067			
Liabilities										
Derivatives	588,399	(241,230)	347,169	(299,930)	(30,015)	(14,433)	2,791			
Repurchase agreements	69,620	(14,951)	54,669	(4,751)	_	(49,918)	_			
Customer accounts	7,104	(7,104)	_	_	_	_	_			
Settlement balances	156	(156)	_	_	_	_	_			
	665,279	(263,441)	401,838	(304,681)	(30,015)	(64,351)	2,791			

8 Financial instruments - classification continued

Reclassification of financial instrument

There were no reclassifications in 2015. In 2008 and 2009, financial assets were reclassified from held-for-trading (HFT) into loans and receivables (LAR) and from HFT into available-for-sale (AFS). The tables below show the carrying value, fair value and the effect on profit or loss of these reclassifications.

		Group										
			Amount racog		Amount that would have been	Reduction in						
2015	Carrying Fair value value Income Em £m £m		Impairment losses £m	recognised had reclassification not occurred £m	profit or loss as a result of reclassification £m							
Reclassified from HFT to LAR	1,002	877	(19)	(15)	4	38						
Reclassified from HFT to AFS	21	21	_	_	2	2						
	1,023	898	(19)	(15)	6	40						
2014												
Reclassified from HFT to LAR	1,506	1,348	15	(76)	194	255						
Reclassified from HFT to AFS	64	64	7	_	7							
	1,570	1,412	22	(76)	201	255						

The table below shows the carrying value and fair value of reclassifications undertaken by the Bank.

		Bank		
	2015		2014	
	Carrying value £m	Fair	Carrying	Fair
	value	value	value	value
	£m	£m	£m	£m
	1,002	877	1,331	1,177
AFS	21	21	64	64
	1,023	898	1,395	1,241

In 2014, the Group and the Bank reclassified UK Government bonds with a fair value of £3.6 billion from AFS to held-to-maturity (HTM).

9 Financial instruments - valuation

Valuation of financial instruments carried at fair value Control environment

Common valuation policies, procedures, frameworks and models apply across the RBS Group.

The Group's control environment for the determination of the fair value of financial instruments includes formalised protocols for the review and validation of fair values independent of the businesses entering into the transactions. There are specific controls to ensure consistent pricing policies and procedures, incorporating disciplined price verification. The Group ensures that appropriate attention is given to be spoke transactions, structured products, illiquid products and other instruments which are difficult to price.

Independent price verification (IPV)

IPV is a key element of the control environment. Valuations are first performed by the business which entered into the transaction. Such valuations may be directly from available prices, or may be derived using a model and variable model inputs. These valuations are reviewed, and if necessary amended, by a team independent of those trading the financial instruments, in the light of available pricing evidence.

IPV differences are classified according to the quality of independent market observables into IPV quality bands linked to the fair value hierarchy principles, as laid out in IFRS 13 'Fair Value Measurement'. These differences are classified into fair value levels 1, 2 and 3 (with the valuation uncertainty risk increasing as the levels rise from 1 to 3) and then further classified into high, medium, low and indicative depending on the quality of the independent data available to validate the prices. Valuations are revised if they are outside agreed thresholds.

Governance framework

IPV takes place at least each month end date, for exposures in the regulatory trading book and at least quarterly for exposures in the regulatory banking book. The IPV control includes formalised reporting and escalation of any valuation differences in breach of established thresholds. The Pricing Unit determines IPV policy, monitors adherence to that policy and performs additional independent reviews of highly subjective valuation issues.

The Modelled Product Review Committee sets the policy for model documentation, testing and review, and prioritises models with significant exposure for review by the RBS Group Pricing Model Risk team. The CIB and RCR Valuation Committees are made up of valuation specialists and senior business representatives from various functions and oversee pricing, reserving and valuations issues. These committees meet monthly to review and ratify any methodology changes. The Executive Valuation Committee meets quarterly to address key material and subjective valuation issues, to review items escalated by the CIB and RCR Valuation Committees and to discuss other relevant matters including prudential valuation.

Valuation hierarchy

Initial classification of a financial instrument is carried out by the Product Control team following the principles in IFRS 13. They base their judgment on information gathered during the IPV process for instruments which include the sourcing of independent prices and model inputs. The quality and completeness of the information gathered in the IPV process gives an indication as to the liquidity and valuation uncertainty of an instrument.

These initial classifications are reviewed and challenged by the Pricing Unit and are also subject to senior management review. Particular attention is paid to instruments crossing from one level to another, new instrument classes or products, instruments that are generating significant profit and loss and instruments where valuation uncertainty is high.

Valuation techniques

The Group derives fair value of its instruments differently depending on whether the instrument is a non-modelled or a modelled product.

Non-modelled products

Non-modelled products are valued directly from a price input typically on a position by position basis and include cash, equities and most debt securities.

Modelled products

Modelled products valued using a pricing model range in complexity from comparatively vanilla products such as interest rate swaps and options (e.g. interest rate caps and floors) through to more complex derivatives. The valuation of modelled products requires an appropriate model and inputs into this model. Sometimes models are also used to derive inputs (e.g. to constructvolatility surfaces). The Group uses a number of modelling methodologies.

Inputs to valuation models

Values between and beyond available data points are obtained by interpolation and extrapolation. When utilising valuation techniques, the fair value can be significantly affected by the choice of valuation model and by underlying assumptions concerning factors such as the amounts and timing of cash flows, discount rates and credit risk. The principal inputs to these valuation techniques are as follows:

Bond prices - quoted prices are generally available for government bonds, certain corporate securities and some mortgage-related products.

Credit spreads - where available, these are derived from prices of credit default awaps or other credit based instruments, such as debt securities. For others, credit spreads are obtained from pricing services.

Interest rates - these are principally benchmark interest rates such as the London Interbank Offered Rate (LIBOR), Overnight Index Swaps (OIS) rate and other quoted interest rates in the swap, bond and futures markets.

Foreign currency exchange rates - there are observable prices both for spot and forward contracts and futures in the world's major currencies.

Equity and equity index prices - quoted prices are generally readily available for equity shares listed on the world's major stock exchanges and for major indices on such shares.

Commodity prices - many commodities are actively traded in spot and forward contracts and futures on exchanges in London, New York and other commercial centres.

Price volatilities and correlations - volatility is a measure of the tendency of a price to change with time. Correlation measures the degree which two or more prices or other variables are observed to move together.

Prepayment rates - the fair value of a financial instrument that can be prepaid by the issuer or borrower differs from that of an instrument that cannot be prepaid. In valuing prepayable instruments that are not quoted in active markets, the Group considers the value of the prepayment option.

Counterparty credit spreads - adjustments are made to market prices (or parameters) when the creditworthiness of the counterparty differs from that of the assumed counterparty in the market price (or parameters).

Recovery rates/loss given default - these are used as an input to valuation models and reserves for asset-backed securities and other credit products as an indicator of severity of losses on default. Recovery rates are primarily sourced from market data providers or inferred from observable credit spreads.

Consensus pricing

The Group uses consensus prices for the IPV of some instruments. The consensus service encompasses the equity, interest rate, currency, commodity, credit, property, fund and bond markets, providing comprehensive matrices of vanilla prices and a wide selection of exotic products. CIB and RCR contribute to consensus pricing services where there is a significant interest either from a positional point of view or to test models for future business use. Data sourced from consensus pricing services are used for a combination of control processes including direct price testing, evidence of observability and model testing. In practice this means that the Group submits prices for all material positions for which a service is available. Data from consensus services are subject to the same level of quality review as other inputs used for IPV process.

In order to determine a reliable fair value, where appropriate, management applies valuation adjustments to the pricing information gathered from the above sources. The sources of independent data are reviewed for quality and are applied in the IPV processes using a formalised input quality hierarchy. These adjustments reflect the Group's assessment of factors that market participants would consider in setting a price.

Furthermore, on an ongoing basis, the Group assesses the appropriateness of any model used. To the extent that the price determined by internal models does not represent the fair value of the instrument, for instance in highly stressed market conditions, the Group makes adjustments to the model valuation to calibrate to other available pricing sources.

Where unobservable inputs are used, the Group may determine a range of possible valuations derived from differing stress scenarios to determine the sensitivity associated with the valuation. When establishing the fair value of a financial instrument using a valuation technique, the Group considers adjustments to the modelled price which market participants would make when pricing that instrument. Such adjustments to include the credit quality of the counterparty and adjustments to compensate for model limitations.

Valuation reserves

When valuing financial instruments in the trading book, adjustments are made to mid-market valuations to cover bid-offer spread, liquidity and credit risk. A breakdown of valuation adjustments is provided in Capital and risk management: Derivatives on page 118.

Credit valuation adjustments (CVA)

CVA represents an estimate of the adjustment to fair value that a market participent would make to incorporate the counterperty credit risk inherent in derivative exposures. CVA is actively managed by a credit and market risk hedging process, and therefore movements in CVA are partially offset by trading revenue on the hedges.

The CVA is calculated on a portfolio basis reflecting an estimate of the amount a third party would charge to assume the credit risk.

Where a positive exposure exists to a counterparty that is considered to be close to default, the CVA is calculated by applying expected losses to the current level of exposure. Otherwise, expected losses are applied to estimated potential future positive exposures which are modelled to reflect the volatility of the market factors which drive the exposures and the correlation between those factors.

Expected losses are determined from market implied probabilities of default and internally assessed recovery levels. The probability of default is calculated with reference to observable credit spreads and observable recovery levels. For counterparties where observable data do not exist, the probability of default is determined from the credit spreads and recovery levels of similarly rated entities.

Collateral held under a credit support agreement is factored into the CVA calculation. In such cases where the Group holds collateral against counterparty exposures, CVA is held to the extent that residual risk remains.

Bid-offer, liquidity and other reserves

Fair value positions are adjusted to bid (long positions) or offer (short positions) levels, by marking individual cash positions directly to bid or offer or by taking bid-offer reserves calculated on a portfolio basis for derivatives exposures. The bid-offer approach is based on current market spreads and standard market bucketing of risk.

Bid-offer adjustments for each risk factor (including delta (the degree to which the price of an instrument changes in response to a change in the price of the underlying), vega (the degree to which the price of an instrument changes in response to the volatility in the price of the underlying), correlation (the degree to which prices of different instruments move together)) are determined by aggregating similar risk exposures arising on different products. Additional basis bid-offer reserves are taken where these are charged in the market.

Bid-offer spreads vary by maturity and risk type to reflect different spreads in the market. For positions where there is no observable quote, the bid-offer spreads are widened in comparison to proxies to reflect reduced liquidity or observability. Bid-offer methodologies may also incorporate liquidity triggers whereby wider spreads are applied to risks above pre-defined thresholds.

As permitted by IFRS 13, netting is applied on a portfolio basis to reflect the value at which the Group believes it could exit the portfolio, rather than the sum of exit costs for each of the portfolio's individual trades. This is applied where the asset and liability positions are managed as a portfolio for risk and reporting purposes.

Vanilla risk on exotic products is typically reserved as part of the overall portfolio based calculation e.g. delta and vega risk on exotic products are included within the delta and vega bid-offer calculations.

Product related risks such as correlation risk, attract specific bidoffer reserves. Additional reserves are provided for exotic
products to ensure overall reserves match market close-out
costs. These market close-out costs inherently incorporate risk
decay and cross-effects (taking into account how changes in one
risk factor may affect other inputs rather than treating all risk
factors independently) that are unlikely to be adequately reflected
in a static hedge based on vanilla instruments. Where there is
limited bid-offer information for a product, the pricing approach
and risk management strategy are taken into account when
assessing the reserve.

The discount rates applied to derivative cash flows in determining fair value reflect any underlying collateral agreements.

Collateralised derivatives are generally discounted at the relevant OIS rates at an individual trade level. Uncollateralised derivatives are discounted with reference to funding levels by applying a funding spread over benchmark interest rates on a portfolio basis (funding valuation adjustment).

Funding valuation adjustment (FVA)

FVA represent an estimate of the adjustment to fair value that a market participant would make to incorporate funding costs and benefits that arise in relation to uncollateralised derivative exposures. Funding levels are applied to estimated potential future exposures, the modelling of which is consistent with the approach used in the calculation of CVA. The counterparty contingent nature of the exposures is reflected in the calculation.

Amounts deferred on initial recognition

On initial recognition of financial assets and liabilities valued using valuation techniques incorporating information other than observable market data, any difference between the transaction price and that derived from the valuation technique is deferred. Such amounts are recognised in profit or loss over the life of the transaction; when market data becomes observable; or when the transaction matures or is closed out as appropriate. At 31 December 2015, net gains of £81 million (2014 - £86 million) were carried forward. During the year, net gains of £16 million (2014 - £40 million) were deferred and £21 million (2014 - £139 million) were recognised in the income statement.

Own credit

The Group takes into account the effect of its own credit standing when valuing financial liabilities recorded at fair value in accordance with IFRS. Own credit spread adjustments are made when valuing issued debt held at fair value, including issued structured notes, and derivatives. An own credit adjustment is applied to positions where it is believed that counterparties would consider the Group's creditworthiness when pricing trades.

For issued debt this adjustment is based on debt issuance spreads above average inter-bank rates (at a range of tenors). Secondary senior debt issuance spreads are used in the calculation of the own credit adjustment applied to senior debt.

The fair value of the Group's derivative financial liabilities is also adjusted to reflect the Group's own credit risk through debit valuation adjustments (DVA). Expected gains are applied to estimated potential future negative exposures, the modelling of which is consistent with the approach used in the calculation of CVA. Expected gains are determined from market implied probabilities of default and recovery levels. FVA is considered the primary adjustment applied to derivative liabilities. The extent to which DVA and FVA overlap is eliminated from DVA.

The own credit adjustment does not alter cash flows, is not used for performance management, is disregarded for regulatory capital reporting processes and will reverse over time as the liabilities mature.

The reserve movement between periods will not equate to the reported profit or loss for own credit. The balance sheet reserves are stated by conversion of underlying currency balances at spot rates for each period whereas the income statement includes intra-period foreign exchange sell-offs.

The effect of change in credit spreads could reverse in future periods provided the liability is not repaid at a premium or a discount.

186

The cumulative own credit adjustment (OCA) recorded on securities held-for-trading (HFT), designated as at fair value through profit or loss (DFV) and derivative liabilities are set out below.

				Subordinated	rdinated		
	Debt sec	urities in issue (2)	Eabilities			
Cumulative own credit adjustment (1)	HFT £m	DFV Ωm	Total £m	DFV £m	Total £m	Derivatives £m	Total £m
2015	(118)	(29)	(147)	47	(100)	10	(90)
2014	(397)	(107)	(504)	53	(451)	8	(443)
Carrying values of underlying liabilities	£bn	£bn	£bn	£bn	£bn		
2015	3.9	5.9	9.8	0.3	10.1		
2014	6.5	9.6	16.1	0.3	16.4		

Notes:
(1) Includes wholesale and setal note issuances.
(2) The reserve movement between periods will not equate to the reported profit or loss for own credit. The balance sheet reserve is stated by conversion of underlying currency balances at spot rates for each period, whereas the income statement includes intra-period foreign exchange set-offs.

Valuation hierarchy

The following tables show financial instruments carried at fair value on the Group's balance sheet by valuation hierarchy - level 1, level 2 and level 3.

		2015						2014	4				
					Level 3 se	nsitivity (5)					Level 3 se	Level 3 sensitivity (5)	
	Lavel 1 Ebn	Level 2 £bn	Level 3 2bn	Total £bn	Favourable £m	Unfavourable (£m)	Level 1 £bn	Level 2 £bn	Level 3	Total 2bn	Favourable £m	Unflavourable	
Assets	EUN	EUN	2.011	2.011	EIII	(2.11)	7DII	EDII	£bn	EDIT	EIII	(Em)	
Loans and advances		67.9	0.3	68.2	50	(40.0)	_	95.6	0.6	96.2	30	(30.0)	
Debt securities	60.3	11.6	0.9	72.8	30	(20.0)	 55	20.5	1.2	76.7	50	(40.0)	
						. ,							
- of which AFS	32.3	4.4	0.3	37.0	10	(10.0)	18.9	8.3	0.3	27.5	20	(10.0)	
Equity shares	0.6	_	0.5	1.1	50	(30.0)	4.5	0.3	0.4	5.2	50	(50.0)	
- of which AFS	_	_	0.4	0.4	40	(20.0)	_	_	0.2	0.2	30	(10.0)	
Derivatives	_	261.1	2.0	263.1	380	(390.0)	_	351.5	3.0	354.5	290	(290.0)	
	60.9	340.6	3.7	405.2	510	(480.0)	59.5	467.9	5.2	532.6	420	(410.0)	
Proportion	15.0%	84.1%	0.9%	100.0%			11.2%	87.8%	1.0%	100.0%			
Liabilities													
Deposits	_	69.7	0.4	70.1	_	(10)	_	105	0.2	105.2	_	(10)	
Debt securities in issue	_	9.3	0.5	9.8	30	_	_	14.9	1.2	16.1	30	(40)	
Short positions	18.6	2.2	_	20.8	_	_	19.9	3.1	_	23	_	_	
Derivatives	_	253.8	1.7	255.5	260	(270)	_	347.8	3.1	350.9	220	(240)	
Subordinated liabilities	_	0.3	_	0.3	_	. –	_	0.3	_	0.3	_	· –	
	18.6	335.3	2.6	356.5	290	(280)	19.9	471.1	4.5	495.5	250	(290)	
Proportion	5.2%	94.1%	0.7%	100.0%			4.1%	95.0%	0.9%	100.0%			

(1) Level 1: valued using unadjusted quoted prices in active markets, for identical financial instruments. Examples include G10 government securities, listed equity shares, certain exchange-traded derivatives and certain US agency securities.

Level 2: valued using bechniques based significantly on observable market data. Instruments in this category are valued using:

(a) quoted prices for similar instruments or identical instruments in markets which are not considered to be active; or

(b) valuation techniques where all the inputs that have a significant effect on the valuations are directly or indirectly based on observable market data.

Level 2 instruments included non-G10 government securities, most government agency securities, investment-grade corporate bonds, certain mortgage products, including CLOs, most bank loans, appea and reverse repos, less liquid island-equities, state and municipal obligations, most note issued, and certain money market securities and loan commitments and most OTC derivatives.

Level 3: instruments in this category have been valued using a valuation technique where at least one input which could have a significant effect on the instrument's valuation, is not based on observable market data. Level 3 instruments primarily include cash instruments which trade infrequently, certain syndicated and commercial mortgage loans, certain emerging markets instruments, unlisted equity shares, certain residual interests in securities fores, CDDs, other mortgage backed products and ses siquid debt securities, certain structured debt securities in issue, and OTC devivables where valuation depends upon unobservable inputs such as certain oradit and excite derivatives. No gain or loss is recognised on the initial recognition of a financial instrument valued using a technique incorporating significant unobservable data.

- Transfers between levels are deemed to have occurred at the beginning of the quarter in which the instruments were transferred. These were no significant transfers between

Valuation techniques

The table below shows a breakdown of valuation techniques and the ranges for those unobservable inputs used in valuation models and techniques that have a material impact on the valuation of Level 3 financial instruments. The table excludes unobservable inputs where the impact on valuation is less significant. Movements in the underlying input may have a favourable or unfavourable impact on the valuation depending on the particular terms of the contract and the exposure. For example an increase in the credit spread of a bond would be favourable for the issuer and unfavourable for the note holder. Whilst we indicate where we consider that there are significant relationships between the inputs, these inter-relationships will be affected by macro economic factors including interest rates, foreign exchange rates or equity index levels.

	Lev	el 3 (£bn)	_		Ran	ge
Financial instruments	Assets	Liabilities	Valuation technique	Unobservable inputs	Low	High
Loans and advances	0.3					
			DCF based on recoveries	Credit spreads (1)	869bps	7852bps
				Price (2)	0%	99%
Customer accounts		0.4				
			DCF based on recoveries	Credit spreads (1)	0bps	25bps
Debt securities	0.9			-		
			Price	Price (2)	0%	117%
Equity Shares	0.5			3.		
			Fund valuation statement	Valuation (4)	90%	110%
			DCF based on recoveries	Recovery rates (3)	0%	30%
			Price	Price (2)	0	883pence
Derivatives	2.0	1.7				
Credit	0.2	0.2	DCF based on recoveries	Recovery rates (3)	0%	40%
				Credit speads (1)	12bps	384bps
Interest and foreign						
exchange contracts	1.8	1.5	Option pricing model	Correlation (5)	0%	99%
				Volatility (6)	16%	99%

- Notes:

 (1) Checit spreads and discount margins: credit spreads and margins express the return required over a benchmark rate or index to compensate for the credit risk associated with a cash instrument. A higher credit spread or comprises credit spread or margin plus the benchmark rate it is used to votine future cash flows.

 (2) Price and yield: these may be a range of prices used to value on instrument that may be a disect companies or one instrument or porticio with another or, movements in a more rigid instrument by be used to inclinate the movement in the value of a less significant margin plus the instrument or porticio with another or, movements in a more rigid instrument by be used to inclinate the movement in the value of a less significant margin or one instrument or porticio with another or, movements in a more rigid instrument yield may be used to inclinate the movement in the value of a less significant margin or one instrument or porticio with another or, movements are made to the related dithernors between the pricing source and the instrument being valued, for example different maturity, credit quality, seniority or expected pay-outs. Similarly to price, an instrument's yield may be compared with other instrument's yield may be compared by the compared with other instrument's yield may be compared by the compared with other instrument's yield may be compared by the compared with other instrument's yield may

The Level 3 sensitivities on the previous page are calculated at a trade or low level portfolio basis. They are not calculated on an overall portfolio basis and therefore do not reflect the likely potential uncertainty on the portfolio as a whole. The figures are aggregated and do not reflect the correlated nature of some of the sensitivities. In particular, for some of the portfolios the sensitivities may be negatively correlated where a downwards movement in one asset would produce an upwards movement in another, but due to the additive presentation of the above figures this correlation cannot be displayed. The actual potential downside sensitivity of the total portfolio may be less than the non-correlated sum of the additive figures as shown in the above table.

Judgmental issues

The diverse range of products traded by the Group results in a wide range of instruments that are classified into Level 3 of the hierarchy. Whilst the majority of these instruments naturally fall into a particular level, for some products an element of judgment is required. The majority of RBS's financial instruments carried at fair value are classified as Level 2: inputs are observable either directly (i.e. as a price) or indirectly (i.e. derived from prices).

Active and inactive markets

A key input in the decision making process for the allocation of assets to a particular level is liquidity. In general, the degree of valuation uncertainty depends on the degree of liquidity of an input.

Where markets are liquid or very liquid, little judgment is required. However, when the information regarding the liquidity in a particular market is not clear, a judgment may need to be made. This can be more difficult as assessing the liquidity of a market is not always straightforward. For an equity traded on an exchange, daily volumes of trading can be seen, but for an over-the-counter (OTC) derivative assessing the liquidity of the market with no central exchange is more difficult.

A key related issue is where a market moves from liquid to illiquid or vice versa. Where this change is considered to be temporary, the classification is not changed. For example, if there is little market trading in a product on a reporting date but at the previous reporting date and during the intervening period the market has been considered to be liquid, the instrument will continue to be classified in the same level in the hierarchy. This is to provide consistency so that transfers between levels are driven by genuine changes in market liquidity and do not reflect short term or seasonal effects.

The breadth and depth of the IPV data allows for a rules based quality assessment to be made of market activity, liquidity and pricing uncertainty, which assists with the process of allocation to an appropriate level. Where suitable independent pricing information is not readily available, the quality assessment will result in the instrument being assessed as Level 3.

Modelled products

For modelled products the market convention is to quote these trades through the model inputs or parameters as opposed to a cash price equivalent. A mark-to-market is derived from the use of the independent market inputs calculated using RBS's model.

The decision to classify a modelled instrument as Level 2 or 3 will be dependent upon the product/model combination, the currency, the maturity, the observability and quality of input parameters and other factors. All these must be assessed to classify the asset.

If an input fails the observability or quality tests then the instrument is considered to be in Level 3 unless the input can be shown to have an insignificant effect on the overall valuation of the product.

The majority of derivative instruments for example vanilla interest rate swaps, foreign exchange swaps and liquid single name credit derivatives are classified as Level 2 as they are vanilla products valued using observable inputs. The valuation uncertainty on these is considered to be low and both input and output testing may be available.

Non-modelled products

Non-modelled products are generally quoted on a price basis and can therefore be considered for each of the three levels. This is determined by the market activity, liquidity and valuation uncertainty of the instruments which is in turn measured from the availability of independent data used by the IPV process to allocate positions to IPV quality levels.

The availability and quality of independent pricing information are considered during the classification process. An assessment is made regarding the quality of the independent information. For example, where consensus prices are used for non-modelled products, a key assessment of the quality of a price is the depth of the number of prices used to provide the consensus price. If the depth of contributors falls below a set hurdle rate, the instrument is considered to be Level 3. This hurdle rate is that used in the IPV process to determine the IPV quality rating. However, where an instrument is generally considered to be illiquid, but regular quotes from market participants exist, these instruments may be classified as Level 2 depending on frequency of quotes, other available pricing and whether the quotes are used as part of the IPV process or not.

For some instruments with a wide number of available price sources, there may be differing quality of available information and there may be a wide range of prices from different sources. In these situations the highest quality source is used to determine the classification of the asset. For example, a tradable quote would be considered a better source than a consensus price.

Level 3 portfolios and sensitively methodologies

Reasonably possible alternative assumptions of unobservable inputs are determined based on a 90% confidence interval. The assessments recognise different favourable and unfavourable valuation movements where appropriate. Each unobservable input within a product is considered separately and sensitivity is reported on an additive basis.

Alternative assumptions are determined with reference to all available evidence including consideration of the following: quality of independent pricing information taking into account consistency between different sources, variation over time, perceived tradability or otherwise of available quotes; consensus service dispersion ranges; volume of trading activity and market bias (e.g. one-way inventory); day 1 profit or loss arising on new trades; number and nature of market participants; market conditions; modelling consistency in the market; size and nature of risk; length of holding of position; and market intelligence.

Other considerations

Valuation adjustments

CVA applied to derivative exposures and own credit adjustments applied to derivative liabilities are calculated on a portfolio basis. Whilst the methodology used to calculate each of these adjustments references certain inputs which are not based on observable market data, the uncertainty of the inputs is not considered to have a significant effect on the net valuation of the related portfolios. The classification of the derivative portfolios which the valuation adjustments are applied to is not determined by the observability of the valuation adjustments, and any related sensitivity does not form part of the Level 3 sensitivities presented.

Funding related adjustments

The discount rates applied to derivative cash flows in determining fair value reflect any underlying collateral agreements. Collateralised derivative exposures are generally discounted at the relevant OIS rates whilst funding valuation adjustments are applied to uncollateralised derivative exposures. Whilst these adjustments reference certain inputs which are not based on observable market data, the uncertainty of the inputs is not considered to have a significant effect on the valuation of the individual trades. The classification of derivatives is not determined by the observability of these adjustments, and any related sensitivity does not form part of the Level 3 sensitivities presented.

Own credit-issued debt

For issued debt the own credit adjustment is based on debt issuance spreads above average inter-bank rates at the reporting date (at a range of tenors). Whilst certain debt issuance spreads are not based on observable market data, the uncertainty of the inputs is not considered to have a significant effect on the valuation of individual trades. Neither the classification of issued debt nor any related valuation sensitivities are determined by the observability of the debt issuance spreads.

Movement in Level 3

	2015				2014			
	FVTPL	AFS	Total	Total	PVTPL	AFS	Total	Total
	assets (2)	assets	assets	liabēties	assets (2)	assets	assets	liabilities
	£m	£m	£m	£m	£m	£m	£m	£m
At 1 January	4,584	512	5,096	4,537	5,183	1,380	6,563	4,575
Amount recorded in the income statement (1)	(961)	_	(961)	(1,163)	98	4	102	51
Amount recorded in the statement of comprehensive income	_	194	194	_	_	(48)	(48)	_
Level 3 transfers in	1,628	150	1,778	1,439	1,088	6	1,094	1,744
Level 3 transfers out	(655)	(34)	(689)	(682)	(967)	(107)	(1,074)	(698)
Issuances	1	_	1	36	_	_	_	109
Purchases	557	7	564	40	858	7	865	59
Settlements	(868)	(117)	(985)	(1,573)	(981)	(367)	(1,348)	(1,257)
Sales	(1,288)	(31)	(1,319)	(15)	(622)	(373)	(995)	(50)
Foreign exchange and other adjustments	10	1	11	3	8	10	18	16
At 31 December	3,008	682	3,690	2,622	4,665	512	5,177	4,549
Amounts recorded in the income statement in respect								
of balances held at year end								
- unrealised	(156)	3	(153)	(470)	57	3	60	(56)
- realised	(43)	12	(31)	(4)	(83)	3	(80)	105

Notes:

(1) Net gains on HFT instruments of £22 milion (2014 - net losses of £123 milion) were recorded in income from trading activities in continuing operations. Net gains on other instruments of £180 milion (2014 - £174 milion) were recorded in other operating income and interest income as appropriate in continuing operations. There were no losses (2014 - milion) in describituated operations.

(2) Fair value through profit or loss comprises held-for-trading predominantly and designated at tair value through profit or loss.

Fair value of financial instruments not carried at fair value

The following table shows the carrying value and fair value of financial instruments carried at amortised cost on the balance sheet.

			Gro	ıp						Bas	nk			
	fair value fair value approximate carrying value	Canyii vali	ue Fairval	ue Le	vel 1		Level 3		Carryin valu	e Fair val	lue L	evel 1		Level 3
2015	£bi	1 21	on g	bn	£bn	£bn	£bn	£bn	25	in £	bn	£bn	£bn	£br
Financial assets														
Cash and balances at central banks	79.0							76.9						
Loans and advances to banks	0.8			-	_	3.5	3.5	0.2			-	_	7.4	15.6
Loans and advances to customers		288.		_	_		280.6		123.1		_	_	19.9	99.7
Debt securities		7.3	3 7.	2	5.0	1.0	1.2		10.6	10.	5	5.0	2.9	2.6
Settlement balances	4.1							3.1						
Financial liabilities														
Deposits by banks	4.7	7.3	3 7.	3	_	4.0	3.3	47.6	71.2	2 71.	4	_	23.1	48.3
Customer accounts	253.9	80.3	2 80.	2	_	31.1	49.1	65.2	38.3	38.	6	_	13.2	25.4
Debt securities in issue		16.0	0 16.	7	_	14.4	2.3		14.3	3 15.	2	_	14.1	1.1
Settlement balances	3.4							24						
Notes in circulation (1)	1.9							1.2						
Subordinated liabilities		26.7	7 27.	7	_	16.4	11.3		25.2	2 26.	4	_	15.2	11.2
	Homs whom		Grou	-				Homs who to		Ban	ık			
	fairvalue							fairvalue						
	approximates carrying value	Carrying value	Fair_ value b		alue his Lew	erarchy	Level 3	approximates (carrying value	Carrying	Fair_ value			hierarchy wel 2	Level :
2014	Sbn	£bn	£bn	£bn		2bn	£bn	Ebn	£bn	£bn	£br		Spu Spu	£br
Financial assets														
Cash and balances at central banks	74.0							71.0						
Loans and advances to banks	1.0	13.3	13.3	_	6	.6	6.7	0.2	28.7	29.1	_	- 1	2.8	16.3
Loans and advances to customers		311.0	302.5	_	3	.3	299.2		152.4	149.5	_	2	4.9	124.6
Debt securities		7.6	7.5	4.7	- 1	.9	0.9		23.7	23.3	4.7	- 1	3.0	5.6
Settlement balances	4.7							3.4						
Financial liabilities														
Deposits by banks	4.6	9.8	9.8	_	3	.1	6.7	5.2	119.6	120.2	_	2	8.0	92.2
Customer accounts	234.9	104.3	104.3	_	54	.8	49.5	68.3	54.4	54.5	_	- 1	8.6	35.9
Debt securities in issue		25.9	27.2	_	24	.2	3.0		21.3	22.7	_	2	1.3	1.4
Cattlemant balance								3.1						
Settlement balances	4.5							0.1						
Notes in circulation (1)	4.5 1.8							1.1						

Note: (1) Included in provisions, accruals and other liabilities.

The fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. Quoted market values are used where available; otherwise, fair values have been estimated based on discounted expected future cash flows and other valuation techniques. These techniques involve uncertainties and require assumptions and judgments covering prepayments, credit risk and discount rates. Furthermore there is a wide range of potential valuation techniques. Changes in these assumptions would significantly affect estimated fair values. The fair values reported would not necessarily be realised in an immediate sale or settlement.

The assumptions and methodologies underlying the calculation of fair values of financial instruments at the balance sheet date are as follows:

Short-term financial instruments

For certain short-term financial instruments: cash and balances at central banks, items in the course of collection from other banks, settlement balances, items in the course of transmission to other banks, customer demand deposits and notes in circulation, carrying value is a reasonable approximation of fair value.

Loans and advances to banks and customers

In estimating the fair value of loans and advances to banks and customers measured at amortised cost, RBS's loans are segregated into appropriate portfolios reflecting the characteristics of the constituent loans. Two principal methods are used to estimate fair value:

- (a) Contractual cash flows are discounted using a market discount rate that incorporates the current spread for the borrower or where this is not observable, the spread for borrowers of a similar credit standing. This method is used for portfolios where counterparties have external ratings: institutional and corporate lending in CIB.
- (b) Expected cash flows (unadjusted for credit losses) are discounted at the current offer rate for the same or similar products. This approach is adopted for lending portfolios in UK PBB, Ulster Bank Rol Commercial Banking (SME loans) and Private Banking in order to reflect the homogeneous nature of these portfolios.

For certain portfolios where there are very few or no recent transactions, such as Ulster Bank Rol's portfolio of lifetime tracker mortgages, a bespoke approach is used based on available market data.

Debt securities

The majority of debt securities are valued using quoted prices in active markets, or using quoted prices for similar assets in active markets. Fair values of the rest are determined using discounted cash flow valuation techniques.

Deposits by banks and customer accounts

Fair values of deposits are estimated using discounted cash flow valuation techniques.

Debt securities in issue and subordinated liabilities

Fair values are determined using quoted prices for similar liabilities where available or by reference to valuation techniques, adjusting for own credit spreads where appropriate.

10 Financial instruments - maturity analysis

Remaining maturity

The following table shows the residual maturity of financial instruments, based on contractual date of maturity.

			Giro	ир		
		2015			2014	
	Less than	More than		Less than	More than	
	12 months	12 months	Total	12 months	12 months	Total
	£m	£m	£m	£m	Ωm	£m
Assets						
Cash and balances at central banks	78,999	_	78,999	73,983	_	73,983
Loans and advances to banks	29,649	193	29,842	43,741	851	44,592
Loans and advances to customers	112,136	222,821	334,957	147,673	229,265	376,938
Debt securities	27,318	52,709	80,027	23,866	60,408	84,274
Equity shares	_	1,069	1,069	_	5,203	5,203
Settlement balances	4,108	_	4,108	4,710	_	4,710
Derivatives	41,625	221,458	263,083	67,151	287,431	354,582
Liabilities						
Deposits by banks	41,558	536	42,094	62,039	1,811	63,850
Customer accounts	368,386	5,688	374,074	387,477	7,522	394,999
Debt securities in issue	7,913	17,891	25,804	8,093	33,903	41,996
Settlement balances and short positions	6,186	18,005	24,191	6,420	21,106	27,526
Derivatives	42,856	212,692	255,548	69,090	281,693	350,783
Subordinated liabilities	322	26,708	27,030	2,561	27,908	30,469

			Ba	nk		
		2015			2014	
	Less than	More than		Less than	More than	
	12 months	12 months	Total	12 months	12 months	Total
	£m	£m	£m	£m	£m	£m
Assets						
Cash and balances at central banks	76,904	_	76,904	70,952	_	70,952
Loans and advances to banks	35,011	10,339	45,350	43,423	11,478	54,901
Loans and advances to customers	76,278	85,374	161,652	114,765	103,012	217,777
Debt securities	24,806	51,796	76,602	26,250	61,344	87,594
Equity shares	_	931	931	_	4,880	4,880
Settlement balances	3,053	_	3,053	3,381	_	3,381
Derivatives	41,950	223,651	265,601	68,447	291,378	359,825
Liabilities						
Deposits by banks	128,250	18,970	147,220	151,740	22,715	174,455
Customer accounts	131,342	7,432	138,774	157,548	15,968	173,516
Debt securities in issue	7,908	15,453	23,361	8,028	28,715	36,743
Settlement balances and short positions	4,476	15,480	19,956	4,462	15,226	19,688
Derivatives	43,015	214,357	257,372	70,454	284,293	354,747
Subordinated liabilities	307	25,227	25,534	2,133	25,347	27,480

On balance sheet liabilities

The tables below show the timing of cash outflows to settle financial liabilities, prepared on the following basis:

Financial liabilities are included at the earliest date on which the counterparty can require repayment regardless of whether or not such early repayment results in a penalty. If repayment is triggered by, or is subject to, specific criteria such as market price hurdles being reached, the liability is included at the earliest possible date that the conditions could be fulfilled without considering the probability of the conditions being met. For example, if a structured note automatically prepays when an equity index exceeds a certain level, the cash outflow will be included in the less than three months' period whatever the level of the index at the year end. The settlement date of debt securities issued by certain securitisation vehicles consolidated by the Group depends on when cash flows are received from the securitised assets. Where these assets are prepayable, the timing of the cash outflow relating to securities assumes that each asset will be prepaid at the earliest possible date.

Liabilities with a contractual maturity of greater than 20 years - the principal amounts of financial liabilities that are repayable after 20 years or where the counterparty has no right to repsyment of the principal, are excluded from the table along with interest payments after 20 years.

Held-for-trading liabilities - held-for-trading liabilities of £345.1 billion (2014 - £477.5 billion) for the Group and £340.3 billion (2014 -£475.6 billion) for the Bank, have been excluded from the tables.

			Group			
	0-3 months	3-12 months	1-3 years	3-5 years	5-10 years	10-20 years
2015	£m	£m	£m	£m	£m	<u>£m</u>
Deposits by banks	10,758	781	1	1	232	194
Customers accounts	328,245	6,360	1,744	322	8	22
Debt securities in issue	3,568	3,112	5,126	6,153	4,435	332
Derivatives held for hedging	142	271	597	408	632	701
Subordinated liabilities	478	1,089	5,353	7,587	11,956	6,011
Settlement balances and other liabilities	5,269			_		
_	348,460	11,613	12,821	14,471	17,263	7,260
Guarantees and commitments - notional amount						
Guarantees (1)	5,894	_	_	_	_	_
Commitments (2)	131,906	_	_	_	_	_
_	137,800					
2014						
Deposits by banks	12,076	784	793	8	575	140
Customers accounts	330,808	8,985	3,076	1,084	85	18
Debt securities in issue	1,889	5,375	9,958	5,511	8,884	1,924
Derivatives held for hedging	134	316	721	491	847	894
Subordinated liabilities	1,105	2,792	3,935	9,688	13,656	5,765
Settlement balances and other liabilities	6,305	5	3	_	_	_
	352,317	18,257	18,486	16,782	24,047	8,741
Guarantees and commitments - notional amount						
Guarantees (1,2)	10,973	_	_	_	_	_
Commitments (3)	212,335	_	_	_	_	_
	223,308	_	_	_		_
_						

- (1) The Group is only called upon to satisfy a guarantee when the guaranteed party talls to meet its obligations. The Group expects most guarantees it provides to expire unused.

 (2) Guarantees exclude the Asset Protection Scheme related financial guarantee contract of £550 million (2014 £721 million) between the Bank and a fallow subsidiary.

 (3) The Group has given commitments to provide funds to outstoners under undrawn formal facilities, exceld insee and other commitments to lend subject to certain conditions being met by the counterparty. The Group has colored at facilities to be drawn, and some may tapes before drawdown.

10 Financial instruments - maturity analysis continued

			Bank			
	0-3 months	3-12 months	1-3 years	3-5 years	5-10 years	10-20 years
2015	£m	£m	£m	£m	£m	£m
Deposits by banks	97,019	3,794	6,212	5,842	5,034	2,819
Customers accounts	94,519	3,319	1,502	1,606	2,040	1,275
Debt securities in issue	3,532	3,013	4,611	5,978	3,192	231
Derivatives held for hedging	111	212	458	298	428	483
Subordinated liabilities	453	1,032	5,226	7,453	11,418	5,547
Settlement balances and other liabilities	3,568	_	_	_	_	_
	199,202	11,370	18,009	21,177	22,112	10,355
Guarantees and commitments - notional amount						
Guarantees (1)	4,534	_	_	_	_	_
Commitments (2)	83,737					
	88,271					
2014						
Deposits by banks	98,112	6,505	6,365	5,326	2,184	8,884
Customers accounts	101,176	8,447	4,054	3,026	4,795	4,400
Debt securities in issue	1,804	5,229	9,525	5,218	8,414	1,467
Derivatives held for hedging	90	204	477	318	539	582
Subordinated liabilities	950	2,363	3,715	9,460	11,834	5,347
Settlement balances and other liabilities	4,241	_	_	_	_	_
	206,373	22,748	24,136	23,348	27,766	20,680
Guarantees and commitments - notional amount						
Guarantees (1,2)	7,678	_	_	_	_	_
Commitments (2)	126,759	_	_	_	_	_
	134,437	_	_	_	_	_

⁽¹⁾ The Bank is only called upon to satisfy a guarantee when the guaranteed party fails to meet its obligations. The Bank expects most guarantees it provides to expire unused.
(2) Guarantees exclude the Asset Protection Scheme related financial guarantee contract of 9580 million (2014 - 9721 million) between the Bank and a failow subsidiary.
(3) The Bank has given commitments to provide funds to customers under undrawn formal facilities, credit lines and other commitments to lend subject to certain conditions being met by the counterparty. The Bank does not expect all facilities to be drawn, and some may lapse before drawdown.

11 Financial assets - impairments

The following tables show the movement in the provision for impairment losses on loans and advances.

			Group		
	Individually assessed £m	Collectively assessed £m	Latent Em	2015 £m	2014 £m
At 1 January	11,207	5,190	1,007	17,404	25,045
Transfers to disposal groups	(20)	_	_	(20)	(553)
Currency translation and other adjustments	(443)	(110)	(23)	(576)	(657)
Amounts written-off	(7,788)	(1,162)	_	(8,950)	(5,253)
Recoveries of amounts previously written-off	101	71	_	172	201
(Releases)/losses to the income statement					
- continuing operations	(397)	(35)	(402)	(834)	(1,326)
- discontinued operations	_	_	_	_	194
Unwind of discount (recognised in interest income)	(51)	(93)		(144)	(247)
At 31 December (1)	2,609	3,861	582	7,052	17,404

			Bank		
	Individually assessed £m	Collectively assessed £m	Lalent Em	2015 Ωm	2014 £m
At 1 January	2,337	808	319	3,464	6,236
Transfers to disposal groups	_	_	_	_	(17)
Currency translation and other adjustments	(57)	7	(2)	(52)	(65)
Disposals	(48)	_	_	(48)	_
Amounts written-off	(1,474)	(252)	_	(1,726)	(2,608)
Recoveries of amounts previously written-off	217	17	_	234	41
(Releases)losses to the income statement					
- continuing operations	(77)	8	(184)	(253)	(36)
Unwind of discount (recognised in interest income)	(26)	(21)	_	(47)	(87)
At 31 December (1)	872	567	133	1,572	3,464

Notes: (1) Includes £1 million relating to loans and advances to banks (2014 - £40 million).

(2)	The table above	excludes in	npairment	s relatin	g to securities.

	Group	
2015 £m	2014 £m	2013 £m
(830)	(1,316)	8,173
(4)	(10)	(15)
(834)	(1,326)	8,158
(3)	(11)	(21)
(837)	(1,337)	8,137
	(830) (4) (834) (3)	(830) (1,316) (4) (10) (834) (1,326) (3) (11)

		Group	
	2015	2014	2013
	£m	£m	97
Gross income not recognised but which would have been recognised under the			
original terms of the impaired loans			
UK	311	404	570
verseas	124	141	562
	435	545	1,132
Interest on impaired loans included in net interest income			
UK	98	146	196
Overseas	46	101	194
	144	247	390

The following tables analyse impaired financial assets.

			Grou	Р		
		2015			2014	
			Carrying			Carrying
	Cost	Provision	value	Cost	Provision	value
	£m	£m	£m	£m	£m	£m
Loans and receivables						
Loans and advances to banks (1)	1	1	_	42	40	2
Loans and advances to customers (2)	10,748	6,469	4,279	25,040	16,357	8,683
	10,749	6,470	4,279	25,082	16,397	8,685

	Group	
	Carrying value 2015 £m	Carrying value 2014 £m
Available-for-sale securities		
Debt securities	9	143
Equity shares	31	22
Loans and receivables		
Debt securities	2	7
	42	172

		Bank				
		2015			2014	
	Cost £m	Provision £m	Carrying value £m	Cost £m	Provision £m	Carrying value £m
Loans and receivables						
Loans and advances to banks (1)	1	1	_	42	40	2
Loans and advances to customers (3)	2,807	1,437	1,370	6,135	3,105	3,030
	2,808	1,438	1,370	6,177	3,145	3,032

Notes

Impairment provisions individually assessed.
 Impairment provisions individually assessed.

(2) Impairment provisions individually assessed on balances of £4,408 million (2014 - £16,590 million).
(3) Impairment provisions individually assessed on balances of £1,990 million (2014 - £4,983 million).

	Carrying value 2015 £m	Carrying value 2014 £m
	£m	6m
Available-for-sale securities		LIII
Debt securities	9	142
Equity shares	21	9
Loans and receivables		
Debt securities	2	7
	32	158

Financial and non-financial assets recognised on the balance sheet, obtained during the year by taking possession of collateral or calling on other credit enhancements, were £34 million (2014 - £43 million) for the Group and £11 million (2014 - £13 million) for the bank

In general, the Group seeks to dispose of property and other assets not readily convertible into cash, obtained by taking possession of collateral, as rapidly as the market for the individual asset permits.

12 Derivatives

Companies in the Group transact derivatives as principal either as a trading activity or to manage balance sheet foreign exchange, interest rate and credit risk.

The Group enters into fair value hedges, cash flow hedges and hedges of net investments in foreign operations. The majority of the Group's interest rate hedges relate to the management of the Group's non-trading interest rate risk. The Group manages this risk within approved limits. Residual risk positions are hedged with derivatives principally interest rate swaps. Suitable larger financial instruments are fair value hedged; the remaining exposure, where possible, is hedged by derivatives documented as cash flow hedges and qualifying for hedge accounting. The majority of the Group's fair value hedges involve interest rate swaps hedging the interest rate risk in recognised financial assets and financial liabilities. Cash flow hedges relate to exposures to the variability in future interest payments and receipts on forecast transactions and on recognised financial assets and financial liabilities. The Group hedges its net investments in foreign operations with currency borrowings and forward foreign exchange contracts.

For cash flow hedge relationships of interest rate risk, the hedged items are actual and forecast variable interest rate cash flows arising from financial assets and financial liabilities with interest rates linked to LIBOR, EURIBOR or the Bank of England Official Bank Rate. The financial assets are customer loans and the financial liabilities are customer deposits and LIBOR linked medium-term notes and other issued securities. At 31 December 2015, variable rate financial assets of £77 billion (2014 - £80 billion) for the Group and £43 billion (2014 - £49 billion) for the Bank, and variable rate financial liabilities of £29 billion (2014 - £14 billion) for the Group and £21 billion (2014 - £6 billion) for the Bank were hedged in such cash flow hedge relationships.

For cash flow hedging relationships, the initial and ongoing prospective effectiveness is assessed by comparing movements in the fair value of the expected highly probable forecast interest cash flows with movements in the fair value of the expected changes in cash flows from the hedging interest rate swap. Prospective effectiveness is measured on a cumulative basis i.e. over the entire life of the hedge relationship. The method of calculating hedge ineffectiveness is the hypothetical derivative method. Retrospective effectiveness is assessed by comparing the actual movements in the fair value of the cash flows and actual movements in the fair value of the hedged cash flows from the interest rate swap over the life to date of the hedging relationship.

For fair value hedge relationships of interest rate risk, the hedged items are typically government bonds, large corporate fixed rate loans, fixed rate finance leases, fixed rate medium-term notes or preference shares classified as debt. At 31 December 2015, fixed rate financial assets of £25 billion (2014 - £17 billion) for the Group and £22 billion (2014 - £14 billion) for the Bank, and fixed rate financial liabilities of £16 billion (2014 - £25 billion) for the Group and £16 billion (2014 - £24 billion) for the Bank were hedged by interest rate swaps in fair value hedge relationships.

The initial and ongoing prospective effectiveness of fair value hedge relationships is assessed on a cumulative basis by comparing movements in the fair value of the hedged item attributable to the hedged risk with changes in the fair value of the hedging interest rate swap. Retrospective effectiveness is assessed by comparing the actual movements in the fair value of the hedged items attributable to the hedged risk with actual movements in the fair value of the hedging derivative over the life to date of the hedging relationship.

The following table shows the notional amounts and fair values of the Group's derivatives.

			Group)		
		2015			2014	
	Notional			Notional		
	amount	Assets	Liabilities	amount	Assets	Liabilities
	£bn	£m	£m	£bn	£m	£m
Exchange rate contracts						
Spot, forwards and futures	1,965	22,908	22,407	2,013	32,912	33,361
Currency swaps	762	18,372	21,813	860	22,297	26,776
Options purchased	484	13,706	_	896	23,456	_
Options written	495	_	13,943	881	_	23,451
Interest rate contracts						
Interest rate swaps	12,541	174,884	162,784	20,164	220,328	212,195
Options purchased	1,373	31,309	_	1,471	49,248	_
Options written	1,334	_	32,526	1,552	_	47,909
Futures and forwards	4,543	390	317	4,133	886	739
Credit derivatives	66	909	844	125	2,248	2,612
Equity and commodity contracts	18	606	914	79	3,207	3,740
		263,083	255,548		354,582	350,783

		Group					
	2015	2015					
	Assets	Liabilities	Assets	Liabēties			
	£m	£m	£m	£m			
Amounts above include:							
Due from/to holding company	65	218	30	179			
Due from/to fellow subsidiaries	1,210	1,065	2,708	1,826			

Included in the table above are derivatives held for hedging purposes as follows:

		Group					
	2015		2014				
	Assets	Liabilities Asse	Assets	Liabilities			
	£m	£m	£m	£m			
Fair value hedging							
Interest rate contracts	1,261	1,647	1,870	1,962			
Cash flow hedging							
Interest rate contracts	2,231	917	3,240	1,291			
Exchange rate contracts	11	_	_	_			
Net investment hedging							
Exchange rate contracts	47	8	57	1			

Hedge ineffectiveness recognised in other operating income in continuing operations comprised:

	2015	2014
	£m	£m
Fair value hedging		
Gains on the hedged items attributable to the hedged risk	143	644
Losses on the hedging instruments	(81)	(682)
Fair value hedging ineffectiveness	62	(38)
Cash flow hedging ineffectiveness	(23)	(33)
	39	(71)

The following table shows when hedged cash flows are expected to occur and when they will affect income for designated cash flow hedges.

	Group							
2015	0-1 years £m	1-5 years £m	5-10 years £m	10-20 years £m	Over 20 years £m	Total £m		
Hedged forecast cash flows expected to occur	211		2	211				
Forecast receivable cash flows	332	828	231	_	_	1,391		
Fore cast payable cash flows	(119)	(192)	(62)	(78)	(11)	(462)		
2014								
Hedged forecast cash flows expected to occur								
Forecast receivable cash flows	278	844	227	_	_	1,349		
Fore cast payable cash flows	(49)	(100)	(61)	(92)	(12)	(314)		

	Bank					
		2015			2014	
	Notional			Notional		
	amount	Assets	Liabēties	amount	Assets	Liabilities
	£bn	£m	£m	£bn	£m	£m
Exchange rate contracts						
Spot, forwards and futures	1,973	23,015	22,492	2,064	34,189	34,670
Currency swaps	768	18,880	21,835	868	22,616	26,725
Options purchased	484	13,669	_	897	23,474	_
Options written	495	-	13,933	882	_	23,469
Interest rate contracts						
Interest rate swaps	12,624	176,812	164,456	20,269	223,893	214,793
Options purchased	1,375	31,282	_	1,459	49,281	_
Options written	1,335	_	32,536	1,530	_	47,930
Futures and forwards	4,540	390	317	4,124	881	739
Credit derivatives	66	909	844	125	2,262	2,612
Equity and commodity contracts	20	644	959	80	3,229	3,809
		265,601	257,372		359,825	354,747

		Bank				
	2015		2014			
	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities		
Amounts above include:	£m	£m	£m	£m		
Due from/to holding company	65	218	30	179		
Due from/to fellow subsidiaries	1,210	1,065	2,708	1,826		
Due from/to subsidiaries	3,451	2,245	6,530	4,580		

Included in the table above are derivatives held for hedging purposes as follows:

		Bank				
	2015		2014			
	Assets		Liabilities Assets			
	£m	£m	£m	£m		
Fair value hedging						
Exchange rate contracts	13	1	26	_		
Interest rate contracts	1,197	1,198	1,797	1,338		
Cash flow hedging						
Interest rate contracts	1,278	644	2,005	744		
Exchange rate contracts	11	_	_	_		
Net investment hedging						
Exchange rate contracts	6	1	2	1		

The following table shows when hedged cash flows are expected to occur and when they will affect income for designated cash flow hedges.

	Bank							
	0-1 years	1-5 years	5-10 years	10-20 years	Over 20 years	Total		
2015	£m	£m	£m	£m	£m	£m		
Hedged forecast cash flows expected to occur								
Forecast receivable cash flows	183	421	98	_	_	702		
Forecast payable cash flows	(86)	(166)	(49)	(57)	(2)	(360)		
2014								
Hedged forecast cash flows expected to occur								
Forecast receivable cash flows	155	448	97	_	_	700		
Forecast payable cash flows	(26)	(49)	(41)	(67)	(4)	(187)		

13 Debt securities

				Gro	цр			
					Other			
	Central a	nd local gover US	Other	Banks	financial		Total	Of which
2015	ΩK. £m	Ωm	Omer Em	Earnes Em	institutions £m	Corporate £m	≀onaa £m	ABS (1)
Held-for-trading	4,107	4,627	22,222	576	3,591	636	35,759	707
Available-for-sale	9,110	10,265	11,293	1,639	4,670	15	36,992	2,252
Loans and receivables	_	_	_	_	2,221	144	2,365	2,222
Held-to-maturity	4,911	_	_	_	_	_	4,911	
-	18,128	14,892	33,515	2,215	10,482	796	80,027	5,181
Available-for-sale								
Gross unrealised gains	383	104	267	3	105	7	869	88
Gross unrealised losses	(7)	(62)	(9)	(1)	(33)	(3)	(115)	(16)
2014								
Held-for-trading	6,218	7,709	24,448	1,391	7,383	1,979	49,128	3,559
Designated as at fair value through profit or loss	_	_	_	_	1	_	1	_
Available-for-sale	4,747	5,230	9,472	3,276	4,769	46	27,540	3,488
Loans and receivables	_	_	_	179	2,751	138	3,068	2,714
Held-to-maturity	4,537	_	_	_	_	_	4,537	_
	15,502	12,939	33,920	4,846	14,904	2,163	84,274	9,761
Available-for-sale								
Gross unrealised gains	451	144	300	8	142	6	1,051	128
Gross unrealised losses	(1)	(5)	(1)	_	(56)	(2)	(65)	(56)

Note:
(1) Includes asset-backed securities issued by US lederal agencies and government sponsored entities, and covered bonds.

Gross gains of £30 million (2014 - £314 million) and gross losses of nil (2014 - £20 million) were realised on the sale of available-forsale securities in continuing operations.

Gross gains of £11 million (2014 - £20 million) and gross losses of nil (2014 - £3 million) were realised on the sale of available-for-sale securities in discontinued operations.

	Bank								
	Central a	Central and local government			financial			Of which	
	UK	US	Other	Banks	institutions	Corporate	Total	ABS (1)	
2015	Ωm	£m	£m	£m	£m	£m	£m	£m	
Held-for-trading	4,107	598	22,221	513	2,768	604	30,811	706	
Available-for-sale	9,110	10,265	9,770	1,367	4,708	_	35,220	2,252	
Loans and receivables	_	_	_	_	5,516	144	5,660	5,289	
Held-to-maturity	4,911	_	_	_	_	_	4,911	_	
-	18,128	10,863	31,991	1,880	12,992	748	76,602	8,247	
Available-for-sale									
Gross unrealised gains	383	104	266	3	101	_	857	88	
Gross unrealised losses	(7)	(62)	(9)	(1)	(28)		(107)	(16)	
2014									
Held-for-trading	6,218	1,283	24,373	1,316	4,447	1,573	39,210	1,390	
Available-for-sale	4,627	5,070	7,214	2,523	5,271	20	24,725	3,348	
Loans and receivables	_	_	_	179	18,805	138	19,122	18,762	
Held-to-maturity	4,537	_	_	_	_	_	4,537	_	
	15,382	6,353	31,587	4,018	28,523	1,731	87,594	23,500	
Available-for-sale									
Gross unrealised gains	450	144	298	5	141	_	1,038	126	
Gross unrealised losses	(1)	(5)	_	_	(56)	_	(62)	(56)	

Note:
(1) Includes asset-backed securities issued by US federal agencies and government sponsored entities, and covered bonds.

14 Equity shares

			Group			
		2015		2014		
	Listed £m	Unlisted £m	Total £m	Listed £m	Unlisted £m	Total £m
Held-for-trading	598	3	601	4,699	25	4,724
Designated as at fair value through profit or loss	_	71	71	10	230	240
Available-for-sale	10	387	397	15	224	239
	608	461	1,069	4,724	479	5,203
Available-for-sale						
Gross unrealised gains	5	262	267	5	86	91
Gross unrealised losses	_	(6)	(6)	(4)	(8)	(12)

			Bank			
	2015			2014		
	Listed	Unlisted	Total	Listed	Unlisted	Total
	£m	£m	Ωm	£m	£m	£m
Held-for-trading	597	2	599	4,697	17	4,714
Designated as at fair value through profit or loss	_	_	_	_	40	40
Available-for-sale	6	326	332	4	122	126
	603	328	931	4,701	179	4,880
Available-for-sale						
Gross unrealised gains	3	248	251	2	36	38

Gross gains of £11 million (2014 - £172 million) and gross losses of £1 million (2014 - £63 million) were realised on the sale of available-for-sale equity shares in continuing operations. There were no gains or losses in discontinued operations.

Dividend income from available-for-sale equity shares in continuing operations was £20 million (2014 - £20 million) and in discontinued operations was £15 million (2014 - £22 million).

Unquoted equity investments whose fair value cannot be reliably measured are carried at cost and classified as available-for-sale financial assets.

15 Investments in Group undertakings

Investments in Group undertakings are carried at cost less impairment. Movements during the year were as follows:

	Bank		
	2015	2014	
	£m	£m	
At 1 January	39,857	42,328	
Currency translation and other adjustments	83	115	
Additional investments in Group undertakings	857	2,668	
Disposals	(270)	(904)	
Impairment of investments	(6,045)	(4,350)	
At 31 December	34,482	39,857	

The impairment charge for 2015 and 2014 principally relates to the Bank's investment in RBSG International Holdings Limited, the former direct parent of Citizen Financial Group Inc.

The principal subsidiary undertakings of the Bank are shown below. Their capital consists of ordinary and preference shares, which are unlisted with the exception of certain preference shares issued by NatWest. All of the subsidiary undertakings are owned either by the Bank, or directly or indirectly through intermediate holding companies. All of these subsidiaries are included in the Group's consolidated financial statements and have an accounting reference date of 31 December.

		Country of incorporation
	Nature of	and principal area
	business	of operation
National Westminster Bank Plc (1)	Banking	Great Britain
Coutts & Company (2, 3)	Private Banking	Great Britain
RBS Securities Inc (2)	Broker dealer	US
Ulster Bank Limited (2, 4)	Banking	Northern Ireland

- Notes:
 (1) The Bank does not hold any of the NatWest preference shares in issue.
 (2) Shares are not directly held by the Bank.
 (3) Coults & Company is incorporated with unlimited liability. Its registered office is 440 Strand, London W C2R OGS.
 (4) Uister Bank Limited and its subsidiary undertakings also operate in the Republic of Ireland.

Full information on all related undertakings is included in Note 41.

16 Intangible assets

		Group		
	Goodwill	Other (1)	Total	
2015	£m	£m	£m	
Cost	10,061	2,994	13,055	
At 1 January Transfers from fellow subsidiaries	10,061	2,994	13,055	
Transfers to disposal groups	(220)	(156)	(376)	
	` ,	(9)	(24)	
Currency translation and other adjustments Additions	(15)	613	613	
Disposals and write-off of fully amortised assets	_	(1,237)	(1,237)	
At 31 December	9,826	2,210	12,036	
THE POSITION	5,025	2,210	12,000	
Accumulated amortisation and impairment				
At 1 January	3,806	1,484	5,290	
Transfers to disposal groups	_	(149)	(149)	
Currency translation and other adjustments	(27)	(15)	(42)	
Disposals and write-off of fully amortised assets	_	(1,149)	(1,149)	
Charge for the year				
- continuing operations	_	229	229	
Write down of goodwill and other intangible assets				
- continuing operations	498	833	1,331	
At 31 December	4,277	1,233	5,510	
Net book value at 31 December	5,549	977	6,526	
		Group		
2014	Goodwill Em	Other (1) £m	Total £m	
Cost				
At 1 January	17,728	4,910	22,638	
Transfers from fellow subsidiaries	_	4	4	
Transfers to disposal groups	(8,065)	(1,124)	(9,179)	
Currency translation and other adjustments	408	36	444	
Additions	_	628	628	
Disposals and write-off of fully amortised assets	(20)	(1,460)	(1,480)	
At 31 December	10,061	2,994	13,055	
At 1 Innuary	7,598	2,688	10,286	
At 1 January Transfers from fellow subsidiaries	7,596			
Transfers to disposal groups	(4,098)	4 (532)	(4,630)	
Currency translation and other adjustments	(4,096)	(532)	204	
-	(20)		(1,469)	
Disposals and write-off of fully amortised assets Charge for the year	(20)	(1,449)	(1,409)	
- continuing operations	_	262	262	
- discontinued operations		100	100	
Write down of goodwill and other intangible assets	_	100	100	
- continuing operations	130	393	523	
- discontinued operations	_	10	10	
At 31 December	3,806	1,484	5,290	
At 01 December	3,000	1,404	0,280	
Net book value at 31 December	6,255	1,510	7,765	

Note: (1) Principally internally generated software.

		Bank		
		Internally		
	Goodwill	generaled software	Total	
2015	£m	£m	£m	
Cost				
At 1 January	100	1,292	1,392	
Currency translation and other adjustments	_	(4)	(4)	
Transfers from fellow subsidiaries	_	29	29	
Additions	_	612	612	
Disposals and write-off of fully amortised assets		(1,219)	(1,219)	
At 31 December	100	710	810	
Accumulated amortisation and impairment				
At 1 January	15	460	475	
Currency translation and other adjustments	_	(3)	(3)	
Transfers from fellow subsidiaries	_	42	42	
Disposals and write-off of fully amortised assets	_	(1,131)	(1,131)	
Charge for the year	_	158	158	
Write down of goodwill and other intangible assets	_	725	725	
At 31 December	15	251	266	
Net book value at 31 December	85	459	544	
2014				
Cost				
At 1 January	113	1,059	1,172	
Currency translation and other adjustments	(1)	(19)	(20)	
Transfers to subsidiaries	_	(127)	(127)	
Additions	_	494	494	
Disposals and write-off of fully amortised assets	(12)	(115)	(127)	
At 31 December	100	1,292	1,392	
Accumulated amortisation and impairment				
At 1 January	28	17	45	
Currency translation and other adjustments	(1)	(24)	(25)	
Disposals and write-off of fully amortised assets	(12)	(70)	(82)	
Charge for the year	_	145	145	
Write down of goodwill and other intangible assets		392	392	
At 31 December	15	460	475	
Net book value at 31 December	85	832	917	
			211	

The Group's goodwill acquired in business combinations is reviewed annually at 30 September for impairment by comparing the recoverable amount of each cash-generating unit (CGU) to which goodwill has been allocated with its carrying value. The Group's goodwill was reviewed at 30 September 2015 and was also subject to a further full review at 31 December 2015 following the changes to the reportable segments described in Note 35.

Impairment testing involves the comparison of the carrying value of a CGU or group of CGUs with its recoverable amount. Recoverable amount is the higher of fair value and value in use. Value in use is the present value of expected future cash flows from the CGU or group of CGUs. Fair value is the price that would be received to sell an asset in an orderly transaction between market participants.

Impairment testing inherently involves a number of judgmental areas: the preparation of cash flow forecasts for periods that are beyond the normal requirements of management reporting; the assessment of the discount rate appropriate to the business; estimation of the fair value of CGUs; and the valuation of the separable assets of each business whose goodwill is being reviewed. Sensitivity to the more significant variables in each assessment are presented in the tables on the following page.

The recoverable amounts for all CGUs at 30 September 2015 and 31 December 2015 were based on value in use, using management's latest five-year forecasts. The long-term growth rates have been based on respective country nominal GDP growth rates. The risk discount rates are based on those observed to be applied to businesses regarded as peers of the CGUs.

The annual review at 30 September 2015 indicated no impairment to goodwill.

Following the changes to the reportable segments, the Group's goodwill was subject to a further full review at 31 December 2015 using revised business forecasts. This resulted in full impairment of the £498 million goodwill relating to Private Banking.

As a result of the changes to the reportable segments in 2015, goodwill of $\mathfrak{L}0.3$ billion was allocated to RBS International, $\mathfrak{L}0.2$ billion of which was previously reported in Commercial Banking and $\mathfrak{L}0.1$ billion of which was previously reported in Private Banking. Goodwill of $\mathfrak{L}0.1$ billion was allocated from Private Banking to International Private Banking which had been included within disposal groups since 31 March 2015, see Note 19. In addition, goodwill of $\mathfrak{L}0.1$ billion that was written off in 2014 was allocated to Capital Resolution from Corporate & Institutional Banking.

In 2014, the change in reportable segments resulted in the £2.8 billion goodwill attributed to UK Corporate was allocated to Commercial Banking (£2.1 billion), UK Personal & Business Banking (£0.6 billion) and Corporate & Institutional Banking (£0.1 billion). All UK Retail, Wealth and US Retail & Commercial goodwill was allocated to UK Personal & Business Banking, Private Banking and Citizens Financial Group respectively. The goodwill allocated to Corporate & Institutional Banking was written off immediately following re-segmentation

The analysis of goodwill by operating segment is shown in Note 35.

The carrying value of goodwill and amount by which it is exceeded by the recoverable amount is set out below by division along with the key assumptions applied in calculating the recoverable amount and sensitivities to changes in those assumptions.

		Assumptions		Recove rable	Consequential impact of 1% adverse movement in		impact of 5% adverse movement
31 December 2015	Goodwill £bn	Terminal growth rate %	Pre-tax discount rate %	amount exceeded carrying value £bn	Discount rate £bn	Terminal growth rate Ebn	in forecast pre-tax earmings £bn
UK Personal & Business Banking	3.3	4.5	12.0	10.7	(2.6)	(1.5)	(1.7)
Commercial Banking	1.9	4.5	12.1	6.4	(1.9)	(0.9)	(1.2)
RBS International	0.3	4.5	10.2	1.2	(0.5)	(0.3)	(0.2)
30 September 2014							
UK Personal & Business Banking	3.3	4.5	11.5	17.6	(3.6)	(2.5)	(1.6)
Commercial Banking	2.1	4.5	11.7	3.0	(1.9)	(0.9)	(1.0)
Private Banking	8.0	4.5	11.4	0.7	(0.5)	(0.3)	(0.2)
Citizens Financial Group	3.8	5.0	14.4	0.3	(1.1)	(0.7)	(0.7)

Other intangible assets are reviewed for indicators of impairment. In 2015, £833 million (2014 - £401 million) of previously capitalised software was written off by the Bank was £725 million (2014 - £392 million).

17 Property, plant and equipment

	Group						
	Investment properties	Freehold premises	Long le asehold premises	Short leasehold premises	Computers and other equipment	Operating lease assets	Total
2015	£m	£m	£m	£m	£m	£m	£m
Cost or valuation	1,933	2,824	213	1,320	2,936	1,551	10,777
At 1 January	1,933	-,	213		(25)	1,551	
Transfers to disposal groups	(101)	(7) 13	/2\	(41)	(26)	15	(73)
Currency translation and other adjustments	4,	139	(2)	(4)	349	202	(78) 835
Additions	12	139	8	125	349	202	835
Change in fair value of investment properties	13						13
- continuing operations		/**5		4500	(000)	(010)	
Disposals and write-off of fully depreciated assets	(951)	(445)	(42)	(152)	(993)	(212)	(2,795)
At 31 December	906	2,524	177	1,248	2,268	1,556	8,679
Accumulated impairment, depreciation and amortisation							
At 1 January	_	986	121	785	2,100	662	4,654
Transfers to disposal groups	_	(3)	_	(24)	(23)	_	(50)
Currency translation and other adjustments	_	7	11	_	(3)	5	20
Write down of property, plant and equipment	_	279	_	_	93	_	372
Disposals and write-off of fully depreciated assets	_	(262)	(38)	(103)	(795)	(144)	(1,342)
Charge for the year							
- continuing operations	_	62	(6)	92	271	153	572
At 31 December	_	1,069	88	750	1,643	676	4,226
Net book value at 31 December	906	1,455	89	498	625	880	4,453
2014							
Cost or valuation							
At 1 January	2,633	2,942	240	1,709	4,192	1,899	13,615
Transfers to disposal groups	_	(131)	_	(275)	(1,034)	(210)	(1,650)
Transfers from fellow subsidiaries	_	_	_	2	6	_	8
Currency translation and other adjustments	(175)	17	(3)	10	52	23	(76)
Reclassifications		(8)	_	_	8	_	_
Additions	117	52	2	59	314	230	774
Expenditure on investment properties	13	_	_	_	_	_	13
Change in fair value of investment properties							
- continuing operations	(25)	_	_	_	_	_	(25)
Disposals and write-off of fully depreciated assets	(630)	(48)	(26)	(185)	(602)	(391)	(1,882)
At 31 December	1,933	2,824	213	1,320	2,936	1,551	10,777
Accumulated impairment, depreciation and amortisation							
At 1 January	_	942	137	961	2,939	770	5,749
Transfers to disposal groups	_	(41)	_	(205)	(800)	(55)	(1,101)
Transfers from fellow subsidiaries	_	_	_	1	5	_	6
Currency translation and other adjustments	_	2	(3)	7	42	7	55
Write down of property, plant and equipment	_	4	_	2	4	_	10
Disposals and write-off of fully depreciated assets	_	(20)	(22)	(95)	(437)	(234)	(808)
Charge for the year		. /	, ,	. ,	. ,		. ,
- continuing operations	_	95	9	95	300	165	664
- discontinued operations	_	4	_	19	47	9	79
At 31 December		986	121	785	2,100	662	4,654
Net book value at 31 December	1,933	1,838	92	535	836	889	6,123

Investment property valuations principally employ present value techniques that discount expected cash flows. Expected cash flows reflect rental income, occupancy and residual market values; valuations are sensitive to changes in these factors. The fair value measurement of non-specialised properties in locations where the market for such properties is active and transparent are categorised as level 2 - 95% (2014 - 78%); otherwise investment property fair value measurements are categorised as level 3 - 5% (2014 - 22%).

Valuations were carried out by qualified surveyors who are members of the Royal Institution of Chartered Surveyors, or an equivalent overseas body; property with a fair value of £700 million (2014 - £932 million) was valued by independent valuers.

Rental income from investment properties was £79 million (2014 - £217 million). Direct operating expenses of investment properties were £14 million (2014 - £91 million).

211

	Bank						
2015	Free hold premises £m	Long leasehold premises £m	Short le asehold premises £m	Computers and other equipment Em	Total £m		
Cost or valuation							
At 1 January	1,314	76	628	2,483	4,501		
Currency translation and other adjustments	(1)	(1)	(1)	(4)	(7)		
Additions	49	1	66	228	344		
Disposals and write-off of fully depreciated assets	(202)	_	(60)	(972)	(1,234)		
At 31 December	1,160	76	633	1,735	3,604		
Accumulated impairment, depreciation and amortisation							
At 1 January	409	44	335	1,737	2,525		
Currency translation and other adjustments	_	11	_	(3)	8		
Write down of property, plant and equipment	_	_	_	81	81		
Disposals and write-off of fully depreciated assets	(85)	_	(43)	(803)	(931)		
Charge for the year	51	(9)	45	222	309		
At 31 December	375	46	337	1,234	1,992		
Net book value at 31 December	785	30	296	501	1,612		
2014							
Cost or valuation							
At 1 January	1,303	96	723	2,664	4,786		
Transfers from fellow subsidiaries	_	_	2	2	4		
Currency translation and other adjustments	(1)	(1)	(1)	(4)	(7)		
Additions	15	_	29	210	254		
Disposals and write-off of fully depreciated assets	(3)	(19)	(125)	(389)	(536)		
At 31 December	1,314	76	628	2,483	4,501		
Accumulated impairment, depreciation and amortisation							
At 1 January	361	58	335	1,748	2,502		
Transfers from fellow subsidiaries	_	_	1	2	3		
Currency translation and other adjustments	(1)	_	(2)	(6)	(9)		
Disposals and write-off of fully depreciated assets	(1)	(19)	(45)	(272)	(337)		
Charge for the year	50	5	46	265	366		
At 31 December	409	44	335	1,737	2,525		
Net book value at 31 December	905	32	293	746	1,976		

18 Prepayments, accrued income and other assets

	Group	Group		
	2015 £m	2014° £m	2015 £m	2014 £m
Prepayments	392	621	277	516
Accrued income	268	429	107	181
Tax recoverable	150	304	143	52
Pension schemes in net surplus (see Note 4)	215	180	186	159
Interests in associates	306	292	61	62
Other assets	1,688	2,472	775	1,233
	3,019	4,298	1,549	2,203

^{*}Restated - seter to page 148 for further details

19 Discontinued operations and assets and liabilities of disposal groups

In accordance with a commitment to the European Commission to divest Citizens Financial Group, Inc. (Citizens) by 31 December 2016, RBS Group disposed of 30% of its interest in Citizens during the second half of 2014 primarily through an initial public offering in the USA and disposed of further tranches of 28% in March 2015, 21% in August 2015 and the remaining 21% in October 2015 to complete the divestment. Consequently, Citizens is classified as a disposal group and treated as a discontinued operation until October 2015. From 3 August 2015, Citizens was an associated undertaking.

On reclassification to disposal groups at 31 December 2014, the carrying value of Citizens exceeded its fair value less costs to sell (Fair Value Hierarchy level 2: based on the quoted price of shares in Citizens Financial Group, Inc.) by £3,994 million and the carrying value of the assets and liabilities of the disposal group has been adjusted by this amount. This loss was attributed to the intangible assets of the disposal group. The gain on disposal in 2015 comprised £249 million on the derecognition of assets and liabilities, and £1,001 million in respect of reserves reclassified in accordance with IFRS.

(a) Profit (loss) from discontinued operations, net of tax

	2015 Ωπ	2014 Ωm	2013 £m
Citizens			
Interest income	1,433	2,204	2,252
Interest expense	(144)	(191)	(288)
Net interest income	1,289	2,013	1,964
Other income	615	1,043	1,056
Total income	1,904	3,056	3,020
Operating expenses	(1,181)	(2,123)	(2,102)
Profit before impairment losses	723	933	918
Impairment losses	(103)	(197)	(312)
Operating profit before tax	620	736	606
Tax charge	(212)	(228)	(196)
Profit after tax	408	508	410
Provision for gain/(loss) on disposal of subsidiary	10	(3,994)	_
Gain on disposal of subsidiary	1,159	_	_
Provision for loss on disposal of interest in associate	(130)	_	_
Gain on disposal of interest in associate	91	_	_
Profit/(loss) from Citizens discontinued operations, net of tax	1,538	(3,486)	410

(b) Cash flows attributable to discontinued operations

Included within the Groups cash flows are the following amounts attributable to discontinued operations.

	2015 £m	2014 £m	2013 £m
Net cash flows from operating activities	(57)	3,997	258
Net cash flows from investing activities	(6)	(4,194)	(1,217)
Net cash flows from financing activities	10	596	(9)
Net (decrease)/increase in cash and cash equivalents	(58)	129	(8)

(c) Assets and liabilities of disposal groups

	Group	
	2015 Sm	2014 £π
Assets of disposal groups		
Cash and balances at central banks	535	622
Loans and advances to banks	709	1,745
Loans and advances to customers	1,639	59,606
Debt securities and equity shares	443	15,865
Derivatives	30	402
Intangible assets	_	555
Property, plant and equipment	19	549
Other assets	111	1,689
	3,486	81,033
Liabilities of disposal groups		
Deposits by banks	32	6,794
Customer accounts	2,805	61,256
Debt securities in issue	_	1,625
Derivatives	28	144
Settlement balances	7	_
Subordinated liabilities	_	226
Other liabilities	108	1,239
	2,980	71,284

Disposal groups at 31 December 2015 is primarily International Private Banking (fair value less costs to sell reflects the agreed sale to Union Bancaire Privèe fair value hierarchy level 3) (£3,344 million assets; £2,724 million liabilities).

Disposal groups at 31 December 2014 is predominantly Citizens.

20 Short positions

	Group	Group		
	2015	2014	2015	2014
	£m	£m	£m	£m
Debt securities				
- Government	19,840	20,856	16,769	15,193
- Other issuers	966	1,960	822	1,186
Equity shares	2	212	2	211
	20,808	23,028	17,593	16,590

Note: (1) All short positions are classified as held-for-trading.

21 Provisions, accruals and other liabilities

	Grou	p	Bank	
	2015	2014	2015	2014
	£m	£m	£m	£m
Notes in circulation	1,886	1,803	1,199	1,129
Current tax	186	714	166	540
Accruals	1,876	2,649	1,192	1,666
Deferred income	379	448	226	290
Provisions for liabilities and charges (see tables below)	7,220	4,762	1,847	1,570
Other liabilities	2,523	1,886	1,046	427
	14,070	12,262	5,676	5,622

	Group							
		Regulatory and legal actions						
Provisions for liabilities and charges	Protection	Products (2)	Other customer rediess (3) £m	FX investigations (4) £m			Property and other (6) Sm	Total £m
At 1 January 2015	799	424	568	320	183	1,772	696	4,762
Transfer	_	_	_	(15)	(71)	86	_	_
Currency translation and other movements	_	_	_	16	2	105	24	147
Charge to income statement - continuing operations	600	81	368	334	27	2,170	1,380	4,960
Releases to income statement						-	-	
 continuing operations 	(1)	(13)	(34)	_	(7)	(18)	(417)	(490)
Provisions utilised	(402)	(343)	(292)	(349)	(82)	(203)	(488)	(2,159)
At 31 December 2015	996	149	610	306	52	3,912	1,195	7,220

				Bank				
			Regulatory and legal actions					
		Interest Rate	Other		Other			
	Protection Insurance (1)		customer reducts (3)	FX investigations (4)	regulatory provisions (4)	Litination (5)	Property and other (6)	Total
Provisions for liabilities and charges	£m	5.0	£m	£m	£m	£m	£m	£m
At 1 January 2015	312	154	104	320	97	35	548	1,570
Transfer	_	_	_	(15)	(50)	65	_	_
Currency translation and other movements	_	_	(1)	16	_	1	32	48
Charge to income statement	236	(4)	89	334	_	52	1,106	1,813
Releases to income statement	_	_	(9)	_	(31)	(12)	(435)	(487)
Provisions utilised	(155)	(107)	(47)	(349)	_	(64)	(375)	(1,097)
At 31 December 2015	393	43	136	306	16	77	876	1,847

Notes:

(1) To reflect the developments detailed in Note 29, the Group increased its provision for PPI by £600 million in 2015 (2014 - £650 million), bringing the cumulative charge to £4.3 billion, of which £3.3 billion (77%) in redress had been paid by 31 December 2015. Of the £4.3 billion cumulative charge, £3.9 billion relates to redress and £0.4 billion to administrative expenses.

The principal assumptions underlying the Group's provision in respect of PPI sales are: assessment of the total number of complaints that the Group will receive; the proportion of these that will result in redress; and the average cost of such redress. The number of complaints has been estimated from an analysis of the Group's portfolio of PPI policies sold by vintage and by product. Estimates of the percentage of policyholders that will lodge complaints (the take up rate) and of the number of these that will be upheld (the upheld rate) have been established based on recent experience, guidance in FSA policy statements and the expected rate of responses from proactive customer contact. The average redress assumption is based on recent experience and FSA calculation rules.

有価証券報告書

Notes on the accounts

The table below shows the sensitivity of the provision to changes in the principal assumptions (all other assumptions remaining the same).

			Senso	vity
Assumption	Actual to date	Current assumptions	Change in assumption %	Consequential change in provision £m
Single premium book past business review take up rate	55%	56%	+/-5	+/-55
Uphold rate (1)	91%	89%	+/-5	+/-35
Average redress	£1,677	£1,638	+/-5	+/-36

Uphold rates exclude claims where no PPI policy was held.

Interest that will be psyable on successful complaints has been included in the provision as has the estimated cost to the Group of administering the redress process. There are uncertainties as to the eventual cost of redress which will depend on actual complaint volumes, take up and uphold rates and average redress costs. Assumptions related to these are inherently uncertain and the ultimate financial impact may be different from the amount provided. We continue to monitor the position closely and refresh the underlying assumptions.

Background information in relation to PPI claims is given in Note 29.

(2) The Group has a provision of £149 million for its liability in respect of the sale of Interest Rate Hedging Products (IRHP), having an incurred cost of £1.5 billion. The provision includes redress that will be paid to customers, consequential loss (including interest) on customer redress, the cost to the Group of exiting the hedging positions and the cost of undertaking the review.

In 2015, the Group increased its provision by £68 million (2014 - £185 million; 2013 - £550 million), principally reflecting a marginal increase in redress experience compared to expectations and the cost of a small number of consequential loss claims over and above interest offered as part of basic redress payments. The outcomes of all cases have now been agreed with the independent skilled person appointed to review all decisions.

The cumulative charge for IRHP is £1.5 billion, of which £1.1 billion relates to redress and £0.4 billion to administrative expenses.

The principal assumptions underlying the Group's provision are:

- the proportion of relevant customers with interest rate caps that will ask to be included in the review;
- the type of consequential loss claims that will be received;
- movements in market rates that will impact the cost of closing out legacy hedging positions; and
- the cost of the review.

Uncertainties remain over the number of transactions that will qualify for redress and the nature and cost of that redress, including the cost of consequential loss claims.

Background information in relation to Interest Rate Hedging Products claims is given in Note 29.

- (3) The Group has provided for other customer redress, primarily in relation to investment advice in retail and private banking, £49 million (2014 - £190 million) and packaged accounts, £157 million (2014 - £150 million).
- (4) The Group is party to certain legal proceedings and regulatory investigations and continues to co-operate with a number of regulators. All such matters are periodically reassessed with the assistance of external professional advisers, where appropriate, to determine the likelihood of the Group incurring a liability and to evaluate the extent to which a reliable estimate of any liability can be made. An additional charge of £361 million was booked in 2015 (2014 - £820 million; 2013 - £124 million), primarily relating to investigations into the foreign exchange market, regulatory fines in connection with the June 2012 technology incident and other conduct and regulatory matters. Details of these investigations and a discussion of the nature of the associated uncertainties are given in Note 29.
- (5) Arising out of its normal business operations, the Group is party to legal proceedings in the United Kingdom, the United States and other jurisdictions. An additional charge of £2.2 billion was recorded in 2015 as a result of greater levels of certainty on expected outcomes, primarily in respect of mortgage-backed securities and securities-related litigation following third party settlements and regulatory decisions. Detailed descriptions of the Group's legal proceedings and discussion of the associated uncertainties are given
- (6) The majority of property provisions relate to vacant leasehold property and comprise the present value of the shortfall between rentals payable and rentals receivable from sub-letting. Other provisions include restructuring provisions of £459 million principally termination benefits.

216

22 Deferred tax

	Group		Bank	
	2015	2014"	2015	2014
	£m	£m	£m	£m
Deferred tax liability	729	236	_	_
Deferred tax asset	(2,622)	(1,881)	(902)	(733)
Net deferred tax asset	(1,893)	(1,645)	(902)	(733)

Net deferred tax asset comprised:

					Group	8					
									Tax		
D		Townsted area				I-t					Total
Pension	allowances £m	Provisions £m	gains £m	instruments £m	assets £m	Intangioles £m	neoging £m	sonemes £m	norward £m	£m	£m
(527)	1,261	(1,503)	43	(12)	(15)	225	(1)	(13)	(2,496)	(208)	(3,246)
28	(579)	423	_	_	52	(276)	48	_	_	28	(276)
80	(186)	904	(4)	(40)	16	_	(55)	(14)	1,019	113	1,833
(6)	33	(38)	_	_	(2)	51	6	_	_	38	82
(290)	_	_	_	_	1	_	282	(3)	(12)	_	(22)
_	- 11	(27)	_	_	(4)	_	_	_	10	(6)	(16)
(715)	540	(241)	39	(52)	48	_	280	(30)	(1,479)	(35)	(1,645)
7	(19)	_	(3)	_	(4)	_	_	_	_	(1)	(20)
160	(289)	(89)	14	48	(44)	_	98	2	135	54	89
(314)	_	_	_	_	66	_	(135)	5	_	_	(378)
5	9	3	_	_	23	_	_	_	13	8	61
(857)	241	(327)	50	(4)	89		243	(23)	(1,331)	26	(1,893)
	Pension pm (527) 28 80 (6) (290) — (715) 7 160 (314) 5	(527) 1,261 28 (579) 80 (186) (6) 33 (290) — — 11 (715) 540 7 (19) 160 (289) (314) — 5 9	Pension allowances Provisions Provisio	Pension bm capital memory Provision bm Delerand gains gains bm (527) 1,261 (1,503) 43 28 (579) 423 — 80 (186) 904 (4) (6) 33 (38) — (290) — — — (715) 540 (241) 39 7 (19) — (3) 160 (289) (89) 14 (314) — — — 5 9 3 —	Novelerated capital Pension allowances Provisions Provisions	Accelerated capital Pension allowances Provisions Em Em Em Em Em Em Em E	Name	Accelerated capital Pension allowances Provisions Delarated financial gains instruments Example of total series Provisions Example of total series Provisions Example of total series Provisions Example of total series Example of	Accelerated capital Pension allowances Provisions Em Delerated Financial Inflamnatial Inflamnatia Em Em Em Em Em Em Em E	Pension allowanose Provisions Em Pension allowanose Provisions Em Pension allowanose Provisions Em Pension allowanose Provisions Em Pension Em Em Em Em Em Em Em E	Pension allowarose Provisions Deletraed Infancial Semi Semi

					Ban	(
					Available -			Tax		
		A coelerated			for-sale			05595		
		capital		Deterred	financial	Cash flow	Share	carried		
	Pension	allowances	Provisions	gains	assets	hedging	schemes	forward	Other	Total
	£m	£m	£m	£m	£m	£m	£m	£m	£m	£m
At 1 January 2014	11	(490)	(186)	23	_	100	(25)	(1,693)	(38)	(2,298)
Charge/(credit) to income statement	2	(89)	(9)	(1)	_	7	(1)	1,216	19	1,144
(Credit)/charge to other comprehensive income	(16)	_	_	_	_	101	(3)	(12)	_	70
Acquisitions of businesses	_	350	_	_	_	_	_	_	_	350
Currency translations and other adjustments	_	_	_	_	_	_	_	_	1	1
At 1 January 2015	(3)	(229)	(195)	22	_	208	(29)	(489)	(18)	(733)
Charge/(credit) to income statement	1	(180)	(64)	9	_	13	2	27	18	(174)
Charge/(credit) to other comprehensive income	20	_	_		58	(77)	4	_	_	5
At 31 December 2015	18	(409)	(259)	31	58	144	(23)	(462)	_	(902)

^{*}Restated - refer to page 148 for further details

Deferred tax assets in respect of unused tax losses are recognised if the losses can be used to offset probable future taxable profits after taking into account the expected reversal of other temporary differences. Recognised deferred tax assets in respect of tax losses are analysed below.

	2015 £m	2014 £m
UK tax losses carried forward		
- The Royal Bank of Scotland pic	462	489
- National Westminster Bank Plc	628	768
- Ulster Bank Limited	31	_
	1,121	1,257
Overseas tax losses carried forward		
- Ulster Bank Ireland Limited	210	222
	1,331	1,479

UK tax losses

Under UK tax rules, tax losses can be carried forward indefinitely. In periods from April 2015, the Finance Act 2015 limits the offset of losses carried forward by UK banks to 50% of profits. The main rate of UK Corporation Tax will reduce from 20% to 19% from 1 April 2017 and to 18% from 1 April 2020. Under the Finance (No 2) Act 2015, tax losses carried forward at 31 December 2015 are given credit in future periods at the main rate of UK corporation tax, excluding the Banking Surcharge rate (8%) introduced by the Act. Deferred tax assets and liabilities at 31 December 2015 take into account the reduced rates in respect of tax losses and non-banking temporary differences and where appropriate, the banking surcharge inclusive rate in respect of other banking temporary differences.

The Royal Bank of Scotland plc - The Royal Bank of Scotland plc reported a taxable profit in 2011 and tax losses in 2012 and 2013. The tax loss for 2012 reflected the reversal of previous own credit gains offset by core banking profitability. In 2013 UK tax losses were largely attributable to loan impairment charges arising from the accelerated recovery strategy recorded in the final quarter of the period. In 2014, core profitability remained strong and a taxable profit arose. In 2015 a further tax loss arises as a result of restructuring costs incurred as part of RBS's strategic plan. A reduction in the carrying value of deferred tax assets of £701 million was recorded in 2013 with a further reduction of £850 million being recorded in 2014. In addition, deferred tax of £150 million was not recognised in respect of excess 2013 UK taxable losses. Restructuring will continue to constrain the utilisation of carried forward tax losses in the nearterm. The Group expects that the balance of recognised deferred tax asset at 31 December 2015 of £462 million in respect of tax losses amounting to £2,433 million will be recovered by the end of 2020.

National Westminster Bank Plc – the deferred tax asset in respect of tax losses at 31 December 2015 relates to residual unrelieved trading losses that arose between 2009 and 2014, 59% of the losses that arose were relieved against taxable profits arising in other UK Group companies. Based on its strategic plan, the Group expects that the recognised deferred tax asset of $\mathfrak{L}628$ million in respect of tax losses amounting to $\mathfrak{L}3,307$ million will be recovered by the end of 2020.

Overseas tax losses

Ulster Bank Ireland Limited – a deferred tax asset of £210 million has been recognised in respect of losses of £1,678 million (2014 - £1,776 million; 2013 - £592 million) of total tax losses of £7,083 million (2014 - £8,599 million; 2013 - £11,575 million) carried forward at 31 December 2015. These losses arose principally as a result of significant impairment charges between 2008 and 2013 reflecting challenging economic conditions in the Republic of Ireland. Impairment charges have reduced and Ulster Bank Ireland Limited returned to profitability during 2014 and 2015. Based on RBS Group's strategic plan, the losses on which a deferred tax asset has been recognised will be utilised against future taxable profits by the end of 2022.

Unrecognised deferred tax

Deferred tax assets of $\mathfrak{L}4,364$ million ($2014 - \mathfrak{L}3,778$ million; $2013 - \mathfrak{L}2,723$ million) have not been recognised in respect of tax losses and other temporary differences carried forward of $\mathfrak{L}19,499$ million ($2014 - \mathfrak{L}18,760$ million; $2013 - \mathfrak{L}19,145$ million) in jurisdictions where doubt exists over the availability of future taxable profits. Of these losses and other temporary differences, $\mathfrak{L}55$ million expire within five years and $\mathfrak{L}4,920$ million thereafter . The balance of tax losses and other temporary differences carried forward has no expiry date.

Deferred tax liabilities of £256 million (2014 - £186 million; 2013 - £186 million) have not been recognised in respect of retained earnings of overseas subsidiaries and held-over gains on the incorporation of overseas branches. Retained earnings of overseas subsidiaries are expected to be reinvested indefinitely or remitted to the UK free from further texation. No taxation is expected to arise in the foreseeable future in respect of held-over gains. Changes to UK tax legislation largely exempts from UK tax, overseas dividends received on or after 1 July 2009.

23 Subordinated liabilities

Certain preference shares issues are classified as liabilities; these securities remain subject to the capital maintenance rules of the Companies Act 2006.

The following tables analyse the remaining contracted maturity of subordinated liabilities by the final redemption date and by the next call date.

	Group		Bank	
	2015	2014	2015	2014
	£m	£m	£m	£m
Dated loan capital	15,870	19,459	15,470	17,639
Undated loan capital	8,179	8,170	7,401	7,312
Preference shares	2,981	2,840	2,663	2,529
	27,030	30,469	25,534	27,480

	_			Group				
2015 - final redemption		2016 Ωπ	2017 £m	2018-2020 £m	2021-2025 Ωm	Thereafter £m	Perpetual Ωm	Total £m
		34	¥m.	4,999	369	ып		
Sterling US dollar		91	_	339		4.000	4,661	10,063
			_		4,632	1,062	4,952	11,076
Euro		167	648	1,621	2,245	_	184	4,865
Other		30		18	737		241	1,026
	_	322	648	6,977	7,983	1,062	10,038	27,030
_				Group				
2015 - call date	Currently	2016	2017	2018-2020	2021-2025	Thereafter	Perpetual	Total
	£m	9m	£m	£m	-2π	£m	9m	£m
Sterling	2,560	5,073	51	1,655	483	45	196	10,063
US dollar	2,011	1,055	2,919	339	3,289	1,463	_	11,076
Euro	_	1,063	1,063	2,372	320	_	47	4,865
Other	26	263	737					1,026
_	4,597	7,454	4,770	4,366	4,092	1,508	243	27,030
	_			Group				
004 - 0 1 1 4		2015	2016	2017-2019	2020-2021	Thereafter	Perpetual	Total
2014 - final redemption		Ωm	£m	£m	£m	£m	£m	£m
Sterling		715	_	4,999	381	_	4,668	10,763
US dollar		530	_	400	5,326	1,222	4,703	12,181
Euro		791	_	2,502	2,416	_	195	5,904
Other		525	_	19	796		281	1,621
	_	2,561		7,920	8,919	1,222	9,847	30,469
				Group				
_	Cumently	2015	2016	2017-2019	2020-2024	Thereafter	Perpetual	Total
2014 - call date	£m	Ωm	£m	£m	£m	£m	Ωm	£m
Sterling	2,559	5,699	57	1,712	495	45	196	10,763
US dollar	1,841	1,766	_	3,019	4,049	1,506	_	12,181
Euro	_	955	834	3,728	338	_	49	5,904
Other	8	526	273	814	_	_	_	1,621
	4,408	8,946	1,164	9,273	4,882	1,551	245	30,469

23 Subordinated liabilities continued

				Bank				
		2016	2017	2018-2020	2021-2025	Thereafter	Perpetual	Total
2015 - final redemption		£m	£m	£m	£m	£m	£m	£m
Sterling		24	_	4,999	_	_	4,406	9,429
US dollar		87	_	339	4,632	1,062	4,305	10,425
Euro		166	648	1,621	2,245	_	_	4,680
Other		30	_		737	_	233	1,000
	_	307	648	6,959	7,614	1,062	8,944	25,534
				Bank				
2015 - call date	Currently	2016	2017	2018-2020	2021-2025	Thereafter	Perpetual	Total
	2m	<u>Ω</u> π	£m C4	2m_	£m_	£m_	£m_	£m
Sterling	2,560	5,063	51	1,655	25	45	30	9,429
US dollar	1,838	577	2,919	339	3,289	1,463	_	10,425
Euro	_	925	1,063	2,372	320	_	_	4,680
Other		263	737					1,000
	4,398	6,828	4,770	4,366	3,634	1,508	30	25,534
				Bank				
		2015	2016	2017-2019	2020-2024	Thereafter	Perpetual	Total
2014 - final redemption		£m	£m	£m	£m	£m	£m	£m
Sterling		292	_	4,999	-	_	4,415	9,706
US dollar		526	_	400	4,454	1,008	4,084	10,472
Euro		790	_	2,502	2,416	_	_	5,708
Other		525		-	796		273	1,594
	_	2,133		7,901	7,666	1,008	8,772	27,480
				Bank				
	Currently	2015	2016	2017-2019	2020-2024	Thereafter	Perpetual	Total
2014 - call date	£m	£m	£m	£m	£m	£m	£m	£m
Sterling	2559	5,277	57	1,712	26	45	30	9,706
US dollar	1,841	1,143	_	3,019	3,177	1,292	_	10,472
Euro	_	808	834	3,728	338	_	_	5,708
Other	_	525	273	796	_	_	_	1,594
	4,400	7,753	1,164	9,255	3,541	1,337	30	27,480

23 Subordinated liabilities continued

Issuances and redemptions during the year (value at date of transaction) are set out below.

Cap	ital 20	15 2014
tea	tment 5	2m £m
New issues		
The Royal Bank of Scotland plc		
€1,000 million 3.63% dated notes 2024 Tie	r2 -	833
Charter One Financial, Inc.		
US\$333 million 4.15% dated notes 2024 (1)	r2 -	195
US\$333 million 4.02% dated notes 2024 (1)	r2 -	201
US\$334 million 4.08% dated notes 2025 (1)	r2 -	_ 209
1,4		1,438
		1,438
Redemptions		
The Royal Bank of Scotland plc		_
•		7 —
	ligible 44	-
		9 —
•		8 —
	ligible 15	
	r2 54	-
	r2 25	-
	r2 25	-
orn recommendation and the contract of the con		
	r2 12	-
US\$750 million 5.00% dated notes	-	- 463
US\$250 million 5.00% dated notes Tie	-	- 154
AUD397 million floating rate dated notes Tie	-	- 217
AUD265 million floating rate dated notes Tie		- 145
	r2 -	94
US\$322 million floating rate dated notes Tie	-	- 177
US\$229 million floating rate dated notes Tie	r2 -	- 144
US\$686 million floating rate dated notes Tie	r2 -	431
€227 million floating rate notes Tie	r2 -	– 179
CHF34 million floating rate dated notes Tie	r2 -	_ 23
£56 million 6.00% undated notes Tie	r2 -	- 56
€176 million floating rate undated notes Tie	r2 -	138
€170 million floating rate undated notes Tie	r2 -	133
£1 million floating rate undated notes Tie	-	- 1
AUD32 million floating rate notes 2017 (partial redemption)	-	- 17
AUD53.7 million floating rate notes 2017 (partial redemption)	-	_ 29
·····	-	- 65
	_	- 129
	_	
€1,250 million perpetual regulated securities Tie	-	1,002
US\$850 million non-cumulative preference shares of US\$0.01, Series M	r1 -	524
National Westminster Bank Pic		
£87 million 7.63% undated notes	r2 8	
£300 million 7.88% dated notes	r2 30	00 —
Ulster Bank Ireland Ltd		
£60 million floating rate notes 2018	. 2	- 60
200 minor modify rate moreo 2010		
	2,27	9 4,181

Note: (1) Transferred to disposal groups at 31 December 2014.

23 Subordinated liabilities continued

Dated loan capital	Capital	2015	2014
	treatment	£m	£m
The Royal Bank of Scotland plc			
£250 million 9.63% notes 2015 (redeemed June 2015)	Tier 2	_	268
€750 million 4.88% notes 2015 (redeemed April 2015)	Tier 2	_	611
CHF400 million 2.38% notes 2015 (redeemed November 2015)	Tier 2	_	270
CHF100 million 2.38% notes 2015 (redeemed November 2015)	Tier 2	_	65
CHF200 million 2.38% notes 2015 (redeemed November 2015)	Tier 2	_	130
€100 million floating rate notes 2017	Tier 2	73	78
€23 million floating rate notes 2017 (redeemed January 2015)	Ineligible	_	18
€750 million 4.35% notes 2017	Tier 2	597	654
AUD18 million floating rate notes 2017 (redeemed February 2015)	Ineligible	_	9
AUD36 million floating rate notes 2017 (redeemed February 2015)	Ineligible	_	19
US\$238 million floating rate notes 2017 (redeemed February 2015)	Ineligible	_	153
€2,000 million 6.93% notes 2018	Tier 2	1,695	1,855
US\$125.6 million floating rate notes 2020	Tier 2	85	81
€1,000 million 4.63% notes 2021 (callable quarterly)	Ineligible	767	844
€300 million floating rate notes 2022	Tier 2	207	215
€144.4 million floating rate notes 2023	Tier 2	120	130
AUD883 million 13.13% notes 2022 (callable once March 2017)	Tier 2	461	497
CAD420 million 10.50% notes 2022 (callable once March 2017)	Tier 2	212	241
CHF124 million 9.38% notes 2022 (callable once March 2017)	Tier 2	92	88
€564 million 10.50% notes 2022 (callable once March 2017)	Tier 2	450	478
US\$2,132 million 9.50% notes 2022 (callable once March 2017)	Tier 2	1,475	1,401
Due to the holding company			
US\$675 million 5.05% notes 2015 (redeemed January 2015) (1)	Tier 2	_	443
US\$350 million 4.70% notes 2018 (n)	Tier 2	260	252
£5,000 million floating notes 2019 (callable quarterly) (1)	Tier 2	5,000	5,000
US\$2,250 million 6.22% notes 2022 (1)	Tier 2	1,490	1,393
US\$389 million 6.10% notes 2023 (1)	Tier 2	276	260
US\$2,000 million 6.00% notes 2023(1)	Tier 2	1,439	1,362
€1,000 million 3.63% notes 2024 (callable once March 2019) (t)	Tier 2	771	824
		15,470	17,639
			,

Notes:

(1) On-tert from The Royal Bank of Socitand Group pic on a subordinated basis.

(2) In the event of certain changes in tax laws, dated icen capital issues may be redeemed in whole, but not in part, at the option of the issuer, at the principal amount thereof plus accuracy into eat, subject to prior regulatory approval.

(3) Except as stated above, claims in expect of the Group's dated icen capital are subordinated to the claims of other creditors. None of the Group's dated icen capital is secured.

(4) Interest on all floating rate subordinated notes is calculated by reterence to market rates.

23 Subordinated liabilities continued

Undated loan capital	Capital	2015	2014
	treatment	£m	£m
The Royal Bank of Scotland plc			
£31 million 4.96% notes	Ineligible	31	31
£51 million 6.25% notes (callable every five years from December 2017)	Ineligible	51	51
£54 million 5.13% notes (callable every five years from March 2016)	Ineligible	57	59
£35 million 5.50% notes (callable every five years from December 2019)	Ineligible	38	39
£21 million 6.20% notes (callable every five years from March 2022)	Ineligible	26	27
£103 million 9.50% notes (callable every five years from August 2018) (1)	Ineligible	121	126
£16 million 5.63% notes (callable every five years from September 2026) (1)	Ineligible	24	25
£19 million 5.63% notes (callable every five years from June 2032)	Ineligible	21	21
CAD474 million 5.37% fixed rate notes (callable May 2016)	Ineligible	235	275
Due to the holding company			
US\$350 million floating rate primary capital notes (callable annually) (2)	Tier 2	236	224
US\$1200 million 7.65% perpetual regulatory securities (callable September 2031) (2,3)	Tier 1	821	779
£1,500 million floating rate perpetual notes (callable June 2018) (2)	Tier 2	1,500	1,500
\$600 million floating rate perpetual notes (callable June 2018) (2)	Tier 2	405	384
\$1,600 million floating rate perpetual notes (callable June 2018) (2)	Tier 2	1,079	1,025
£940 million floating rate perpetual notes (callable) (z)	Tier 2	950	949
US\$150 million 8.00% perpetual notes (callable from October 2093) [2]	Tier 2	103	98
US\$136 million 7.75% perpetual notes (callable from May 2023) (2)	Tier 2	93	89
£200 million floating rate perpetual notes (callable) (2)	Tier 2	200	200
£885 million floating rate perpetual notes (callable) (z)	Tier 2	886	886
£100 million floating rate perpetual notes (callable) (2)	Tier 2	100	100
£420 million floating rate perpetual notes (callable) (2)	Tier 2	424	424
		7,401	7,312

Notes:
(1) Guaranteed by the company.
(2) On-tent from The Royal Bank of Scotland Group pix on a subordinated basis.
(3) The company can satisfy interest payment obligations by issuing sufficient ordinary shares to appointed Trustees to enable them, on setting these shares, to settle the interest payment.
(4) Except as stated above, claims in respect of the Group's undated loan capital are subordinated to the daims of other creditors. None of the Group's undated loan capital is

(s) In the event of certain changes in tax laws, undated loan capital issues may be redeemed in whole, but not in part, at the option of the Group, at the principal amount thereof plus accuraci into est, subject to prior regulatory approval.

(6) Inferest on all floating rate subordinated notes is osticulated by reference to market rates.

reference shares (1)	Capital	2015	2014
	treatment	Ωm	£m
The Royal Bank of Scotland plc			
Non-cumulative preference shares of US\$0.01			
US\$200 million 7.65% Series F (callable anytime)	Ineligible	135	128
US\$300 million 7.25% Series H (callable anytime)	Ineligible	202	192
US\$750 million 6.80% Series L (callable anytime)	Ineligible	506	480
US\$650 million 6.43% Series N (callable January 2034)	Ineligible	556	528
US\$850 million 5.75% Series R (callable quarterly)	Ineligible	573	544
US\$1,000 million 9.12% Series 1 (callable anytime)	Ineligible	691	657
		2,663	2,529

Note: (1) Issued to the holding company on terms which, in general, mirror the original issues by the holding company.

24 Share capital and reserves

Allotted, called	up and fully paid
2015	2014
£m	£m
6,609	6,609

	Allotted, called up and	d fully paid
Number of shares - millions	2015	2014
Ordinary shares of £1	6,609	6,609
Non-cumulative preference shares of US\$0.01	59	59
Non-cumulative preference shares of €0.01	1	1

Ordinary shares

In 2013, one ordinary share was issued at a premium of £209 million on the cross-border merger with RBS Bank (Romania) S.A. in connection with the transfer of RBS N.V.'s Romania businesses to the company.

No other ordinary shares were issued during 2015 or 2014.

The Bank did not pay an ordinary dividend in 2015 or 2014.

Preference shares

In 2014, the 850,000 Series M non-cumulative preference shares of US\$0.01 issued to the holding company were redeemed.

Reserves

At 31 December 2015, the merger reserve comprises of the premium paid to acquire the assets and liabilities of RBS N.V.'s Korean business and the premium on shares issued to acquire NatWest less goodwill amortisation charged under previous GAAP. No share premium was recorded in the Bank financial statements through the operation of the merger relief provisions of the Companies Act 1985. UK law prescribes that only reserves of the Bank are taken into account for the purpose of making distributions and the permissible applications of the share premium account.

The Group optimises capital efficiency by maintaining reserves in subsidiaries, including regulated entities. Certain preference shares and subordinated debt are also included within regulatory capital. The remittance of reserves to the parent or the redemption of shares or subordinated capital by regulated entities may be subject to maintaining the capital resources required by the relevant regulator.

25 Leases

	Finance is	Operating lease assets			
	Gross	Prosent value	Other	Present	future minimum
	amounts	adjustments	movements	value	lease rentals
Year in which receipt will occur	£m	£m	£m	£m	£π
2015					
Within 1 year	3,111	(236)	(31)	2,844	166
After 1 year but within 5 years	4,801	(420)	(83)	4,298	294
After 5 years	2,784	(1,120)	(24)	1,640	72
Total	10,696	(1,776)	(138)	8,782	532
2014					
Within 1 year	3,028	(227)	(20)	2,781	175
After 1 year but within 5 years	4,916	(445)	(85)	4,386	297
After 5 years	2,998	(1,239)	(37)	1,722	86
Total	10,942	(1,911)	(142)	8,889	558

	Group	
	2015	2014
	£m	£m
Nature of operating lease assets on the balance sheet		
Transportation	556	570
Cars and light commercial vehicles	56	49
Other	268	270
	880	889
Amounts recognised as income and expense		
Finance leases - contingent rental income	(81)	(85)
Operating leases - minimum rentals payable	239	249
Finance lease contracts and hire purchase agreements		
Accumulated allowance for uncollectable minimum receivables	65	104

Amounts recognised as income and expense in discontinued operations was £75 million (2014 - £124 million; 2013 - £134 million) in relation to operating leases - minimum rentals payable.

Residual value exposures

The table below gives details of the unguaranteed residual values included in the carrying value of finance leases receivables (refer to page 176) and operating lease assets (refer to page 211).

		Year in which s	e sidual value will be re	covered	
		After 1 year	After 2 years		
	Within 1	but within	but within	After 5	
	year	2 years	5 years	years	Total
2015	£m	£m	£m	£m	£m
Operating leases					
- transportation	126	57	52	108	343
- cars and light commercial vehicles	8	3	10	_	21
- other	24	29	35	2	90
Finance lease contracts	30	22	58	24	134
Hire purchase agreements	1	_	3	_	4
	189	111	158	134	592
2014					
Operating leases					
- transportation	24	122	92	99	337
- cars and light commercial vehicles	10	4	6	_	20
- other	24	26	38	6	94
Finance lease contracts	20	24	59	37	140
Hire purchase agreements	_	1	2	_	3
	78	177	197	142	594

Acting as a lessor, the Group provides asset finance to its customers. It purchases plant, equipment and intellectual property, renting them to customers under lease arrangements that, depending on their terms, qualify as either operating or finance leases.

26 Structured entities

A structured entity (SE) is an entity that has been designed such that voting or similar rights are not the dominant factor in deciding who controls the entity, for example, when any voting rights relate to administrative tasks only and the relevant activities are directed by means of contractual arrangements. SEs are usually established for a specific, limited purpose, they do not carry out a business or trade and typically have no employees. They take a variety of legal forms - trusts, partnerships and companies - and fulfil many different functions. As well as being a key element of securitisations. SEs are also used in fund management activities to segregate custodial duties from the fund management advice.

Consolidated structured entities

Securitisations

In a securitisation, assets, or interests in a pool of assets, are transferred generally to a SE which then issues liabilities to third party investors. The majority of securitisations are supported through liquidity facilities or other credit enhancements. The Group arranges securitisations to facilitate client transactions and undertakes own asset securitisations to sell or to fund portfolios of financial assets. The Group also acts as an underwriter and depositor in securitisation transactions in both client and proprietary transactions.

The Group's involvement in client securitisations takes a number of forms. It may: sponsor or administer a securitisation programme; provide liquidity facilities or programme-wide credit enhancement; and purchase securities issued by the vehicle.

Own asset securitisations

In own-asset securitisations, the pool of assets held by the SE is either originated by the Group, or (in the case of whole loan programmes) purchased from third parties.

The table below analyses the asset categories for those ownasset securitisations where the transferred assets continue to be recorded on the Group's balance sheet.

		Group						
		2015				2014		
		Debt se	curities in iss	SUG		De bit se	curities in is	9.0
		Held by third	Held by the			Held by third	Held by the	
	Assets	parties	Group (1)	Total	Assets	parties	Group (1)	Total
Asset type	£m	£m	£m	£m	£m	£m	£m	£m
Mortgages								
- UK	3,954	961	3,067	4,028	11,992	3,543	9,877	13,420
- Irish	7,395	1,472	6,836	8,308	8,593	1,697	7,846	9,543
UK credit cards	_	_	_	_	2,717	_	1,567	1,567
Other loans (2)	46	9	_	9	4,995	4	5,245	5,249
	11,395	2,442	9,903	12,345	28,297	5,244	24,535	29,779
Cash deposits	1,201				4,616			
	12,596				32,913			

(1) Debt securities retained by the Group may be pledged with central banks.
(2) Corporate, social housing and student loans.

Commercial paper conduits

The Group consolidates a number of asset-backed commercial paper (ABCP) conduits. A conduit is an SE that issues commercial paper and uses the proceeds to purchase or fund a pool of assets. The commercial paper is secured on the assets and is redeemed by further commercial paper issuance, repayment of assets or funding from liquidity facilities. Commercial paper is typically short-dated, usually up to three months. At 31 December 2015, assets held by the conduits totalled £0.6 billion (2014 - £0.6 billion). At 31 December 2015 and 31 December 2014 the conduits were funded entirely by the Group.

Covered bond programme

Certain loans and advances to customers have been assigned to bankruptcy remote limited liability partnership to provide security for issues of debt securities by the Group. The Group retains all of the risks and rewards of these loans, the partnerships are consolidated, the loans retained on the Group's balance sheet and the related covered bonds included within debt securities in issue. At 31 December 2015, £11,207 million of mortgages provided security for debt securities in issue of £5,585 million (2014: mortgages - £13,401 million, bonds - £7,114 million).

26 Structured entities continued

Unconsolidated structured entities

The Group's interests in unconsolidated structured entities are analysed below.

2015	Asset backed securifisation vehicles £m	investment funds and other Em	Total £m
Held for trading			
Loans and advances to customers	131	_	131
Debt securities	455	73	528
Equity shares	_	111	111
Derivatives assets	548	13	561
Derivatives liabilities	(150)	(23)	(173)
Total	984	174	1,158
Other than held-for-trading			
Loans and advances to customers	2,663	2	2,665
Debt securities	3,153	123	3,276
Total	5,816	125	5,941
Liquidity facilities/loan commitments	1,362		1,362
Maximum exposure	8,162	299	8,461
2014	£m	Еπ	£m
Held for trading			
Loans and advances to customers	449	22	471
Debt securities	3,849	3	3,852
Equity shares	_	310	310
Derivatives assets	1,670	10	1,680
Derivatives liabilities	(850)	(28)	(878)
Total	5,118	317	5,435
Other than held-for-trading			
Loans and advances to customers	5,550	_	5,550
Debt securities	5,524	131	5,655
Total	11,074	131	11,205
Liquidity facilities/loan commitments	2,760	_	2,760
Guarantees	71		71
Maximum exposure	19,023	448	19,471

Note:

(1) Not income arising from interests in unconsolidated structured entities includes interest receivable, trading income as a result of changes in fair value, foreign exchange gainstosses and other income less impairments.

(2) A sponsored entity is a structured entity, established by the Group where the Group provides liquidity and/or credit enhancements or provides origing services to the entity. The Group can act as sponsor for its own or for customers' transactions.

(3) In 2015, no assets were transferred into sponsored structured entities (2014 - £1,758 million) which are not consolidated by the Group and to which the Group held no interest at 31 December 2015. Income arising from sponsored entities where no interest was held at year end was losses of £88 million (2014 - gains £172 million).

27 Asset transfers

Under IAS 39 a financial asset is transferred if the Group either (a) transfers the contractual rights to receive the asset's cash flows; or (b) retains the right to the asset's cash flows but assumes a contractual obligation to pay those cash flows to a third party. Following a transfer the financial asset will be derecognised; not derecognised and retained in full on the Group's balance sheet; or continue to be recognised on the balance sheet to the extent of the Group's continuing involvement.

Transfers that do not qualify for derecognition Securities repurchase agreements and lending transactions

The Group enters into securities repurchase agreements and securities lending transactions under which it transfers securities in accordance with normal market practice. Generally, the agreements require additional collateral to be provided if the value of the securities falls below a predetermined level. Under standard terms for repurchase transactions in the UK and US markets, the recipient of collateral has an unrestricted right to sell or repledge it, subject to returning equivalent securities on settlement of the transaction.

Securities sold under repurchase transactions are not derecognised if the Group retains substantially all the risks and rewards of ownership. The fair value (and carrying value) of securities transferred under such repurchase transactions included on the balance sheet, are set out below. All of these securities could be sold or repledged by the holder.

	Gro	ир	Bar	k
Assets subject to securities repurchase agreements	2015	2014	2015	2014
or security lending transactions	£m	£m	£m	£m
Debt securities	20,224	22,923	16,484	14,332
Equity shares	9	2,557	2	2,557

The following table provides analyses of assets that have been transferred but have failed the derecognition rules under IAS 39 and therefore continue to be recognised on the Bank's balance sheet.

	Bank	
	2015	2014
Asset type	£m	£m
UK mortgages	2,722	8,996
UK credit cards	_	938
Other loans (2)		3,122
	2,722	13,056

Notes

notes:

(1) The fair value of the transferred assets is \$2,725 million (2014 - £12,823 million) where recourse is to these assets only.

(2) Comprises corporate, social housing and student loans.

Assets pledged as collateral

The Group pledges collateral with its counterparties in respect of derivative liabilities and bank and other borrowings.

Group			Bank		
2015	2014	2015	2014		
£m	£m	£m	£m		
11,477	11,723	10,843	10,845		
17,595	22,166	17,170	21,766		
14,414	9,493	14,414	9,351		
43,486	43,382	42,427	41,962		
293	461	_	_		
_	130	_	_		
31,093	38,876	30,865	38,463		
31,386	39,467	30,865	38,463		
	2015 £m 11,477 17,596 14,414 43,486 293 — 31,093	2015 2014 2m 2m 11,477 11,723 17,596 22,166 14,414 9,493 43,486 43,382 293 461 — 130 31,093 38,876	2015 2014 2015 2m 2m 2m 2m 11,477 11,723 10,843 17,596 22,166 17,170 14,414 9,493 14,414 43,486 43,382 42,427 293 461 — — 130 — 31,093 38,876 30,865		

28 Capital resources

Under Capital Requirements Regulation (CRR), regulators within the European Union monitor capital on a legal entity basis, with local transitional arrangements on the phasing in of end-point CRR. The capital resources based on the relevant transitional basis for the significant legal entities within the Group are set out below.

		2015			2014		
	RBS old	NatWest Pic	UBIL	RBS plo	NatWest Plo	st Plo UBIL	
	£m	£m	£m	£m	£m	£m	
Shareholders' equity							
Shareholders' equity	51,177	11,282	5,753	52,553	13,312	5,081	
Preference shares - equity	(1,421)	_	_	(1,421)	_	_	
	49,756	11,282	5,753	51,132	13,312	5,081	
Regulatory adjustments and deductions							
Own credit	17	_	_	659	_	_	
Defined benefit pension fund adjustment	(138)	_	142	(127)	_	320	
Cash flow hedging reserve	(286)	1	_	(755)	3	_	
Deferred tax assets	(252)	(622)	(210)	(258)	(742)	_	
Prudential valuation adjustments	(349)	(1)	_	(324)	(1)	_	
Goodwill and other intangible assets	(544)	(498)	_	(917)	(530)	_	
Expected losses less impairments	(395)	(703)	(22)	(805)	(785)	(3)	
Instruments of financial sector entities where the institution							
has a significant investment	(15,680)	(2,413)	_	(14,809)	(2,318)	_	
Significant investments in excess of secondary capital		(424)	_	_	_	_	
Other regulatory adjustments	287	532	27	703	529	(1,217)	
	(17,340)	(4,128)	(63)	(16,633)	(3,844)	(900)	
CET1 capital	32,416	7,154	5,690	34,499	9,468	4,181	
Additional Tier 1 capital							
Qualifying instruments and related share premium							
subject to phase out	3,493	204		3,503	234	_	
Tier 1 deductions							
Instruments of financial sector entities where the institution							
has a significant investment	(1,175)	(187)	_	(1,291)	(140)	_	
Tier 1 capital	34,734	7,171	5,690	36,711	9,562	4,181	
Qualifying Tier 2 capital							
Qualifying instruments and related share premium	19,039	5,058	492	20,427	5,380	528	
Tier 2 deductions							
Instruments of financial sector entities where the institution							
has a significant investment	(2,432)	(92)	_	(1,836)	(102)	_	
Other regulatory adjustments	_	-	(7)	(41)	(8)	(5)	
	(2,432)	(92)	(7)	(1,877)	(110)	(5)	
Tier 2 capital	16,607	4,966	485	18,550	5,270	523	
·							
Total regulatory capital	51,341	12,137	6,175	55,261	14,832	4,704	

Note: (1) Regulatory capital for 2014 has not been impacted by the change in accounting policy for pensions.

In the management of capital resources, the Group is governed by the RBS Group's policy to maintain a strong capital base, to expand it as appropriate and to utilise it efficiently throughout its activities to optimise the return to shareholders while maintaining a prudent relationship between the capital base and the underlying risks of the business. In carrying out this policy, the RBS Group has regard to the supervisory requirements of the PRA. The PRA uses risk asset ratio (RAR) as a measure of capital adequacy in the UK banking sector, comparing a bank's capital resources with its risk-weighted assets (the assets and off-balance sheet exposures are 'weighted' to reflect the inherent credit and other risks); by international agreement, the RAR should be not less than 8% with a Tier 1 component of not less than 4%. The Group has complied with the PRA's capital requirements throughout the year.

A number of subsidiaries and sub-groups within the Group, principally banking entities, are subject to various individual regulatory capital requirements in the UK and overseas. Furthermore, the payment of dividends by subsidiaries and the ability of members of the RBS Group to lend money to other members of the RBS Group may be subject to restrictions such as local regulatory or legal requirements, the availability of reserves and financial and operating performance.

29 Memorandum items

Contingent liabilities and commitments

The amounts shown in the table below are intended only to provide an indication of the volume of business outstanding at 31 December 2015. Although the Group is exposed to credit risk in the event of non-performance of the obligations undertaken by customers, the amounts shown do not, and are not intended to, provide any indication of the Group's expectation of future losses.

	Grou	p	Bank	
	2015	2014	2015	2014
	£m	£m	£m	£m
Contingent liabilities and commitments				
Guarantees and assets pledged as collateral security	5,894	11,694	4,534	8,399
Other contingent liabilities	6,789	9,221	5,363	7,755
Standby facilities, credit lines and other commitments	137,364	213,952	88,640	128,193
	150,047	234,867	98,537	144,347

Note

(1) In the normal course of business, the Bank guarantees specified third party liabilities of certain subsidiaries; it also gives undertakings that individual subsidiaries will fulfill their obligations to third parties under contractual or other arrangements.

Banking commitments and contingent obligations, which have been entered into on behalf of customers and for which there are corresponding obligations from customers, are not included in assets and liabilities. The Group's maximum exposure to credit loss, in the event of its obligation crystallising and all counterclaims, collateral or security proving valueless, is represented by the contractual nominal amount of these instruments included in the table above. These commitments and contingent obligations are subject to the Group's normal credit approval processes.

Guarantees - the Group gives guarantees on behalf of customers. A financial guarantee represents an irrevocable undertaking that the Group will meet a customer's specified obligations to a third party if the customer fails to do so. The maximum amount that the Group could be required to pay under a guarantee is its principal amount as in the table above. The Group expects most guarantees it provides to expire unused.

Other contingent liabilities - these include standby letters of credit, supporting customer debt issues and contingent liabilities relating to customer trading activities such as those arising from performance and customs bonds, warranties and indemnities. Standby facilities and credit lines - under a loan commitment the Group agrees to make funds available to a customer in the future. Loan commitments, which are usually for a specified term may be unconditionally cancellable or may persist, provided all conditions in the loan facility are satisfied or waived. Commitments to lend include commercial standby facilities and credit lines, liquidity facilities to commercial paper conduits and unutilised overdraft facilities.

Other commitments - these include documentary credits, which are commercial letters of credit providing for payment by the Group to a named beneficiary against presentation of specified documents, forward asset purchases, forward deposits placed and undrawn note issuance and revolving underwriting facilities, and other short-term trade related transactions.

Capital Support Deed

The Bank, together with other members of the RBS Group, is party to a Capital Support Deed (CSD). Under the terms of the CSD, the Bank may be required, if compatible with its legal obligations, to make distributions on, or repurchase or redeem, its ordinary shares. The amount of this obligation is limited to the Bank's capital resources in excess of the capital and financial resources needed to meet its regulatory requirements. The Bank may also be obliged to make onward distribution to its ordinary shareholders of dividends or other capital distributions received from subsidiaries that are party to the CSD. The CSD also provides that, in certain circumstances, funding received by the Bank from other parties to the CSD becomes immediately repsyable, such repsyment being limited to the Bank's available resources.

29 Memorandum items

Contractual obligations for future expenditure not provided for in the accounts

The following table shows contractual obligations for future expenditure not provided for in the accounts at the year end.

	Group	Group		Bank	
	2015 Em	2014 £m	2015 £m	2014 £m	
Operating leases					
Minimum rentals payable under non-cancellable leases (1)					
- within 1 year	232	237	141	145	
- after 1 year but within 5 years	759	784	501	504	
- after 5 years	2,006	2,110	1,407	1,492	
	2,997	3,131	2,049	2,141	
Capital expenditure on property, plant and equipment	59	35	29	34	
Contracts to purchase goods or services (2)	1,442	1,827	1,414	1,789	
	4,498	4,993	3,492	3,964	

Predominantly properly leases.
 Of which due within 1 year: Group - 2302 million (2014 - 2389 million) and Bank - 2282 million (2014 - 2384 million).

Trustee and other fiduciary activities

In its capacity as trustee or other fiduciary role, the Group may hold or place assets on behalf of individuals, trusts, companies, pension schemes and others. The assets and their income are not included in the Group's financial statements. The Group earned fee income of £272 million (2014 - £373 million; 2013 -£408 million) from these activities.

The Financial Services Compensation Scheme

The Financial Services Compensation Scheme (FSCS), the UK's statutory fund of last resort for customers of authorised financial services firms, pays compensation if a firm is unable to meet its obligations. The FSCS funds compensation for customers by raising management expenses levies and compensation levies on the industry. In relation to protected deposits, each deposittaking institution contributes towards these levies in proportion to their share of total protected deposits on 31 December of the year preceding the scheme year (which runs from 1 April to 31 March), subject to annual maxima set by the Prudential Regulation Authority. In addition, the FSCS has the power to raise levies on a firm that has ceased to participate in the scheme and is in the process of ceasing to be authorised for the costs that it would have been liable to pay had the FSCS made a levy in the financial year it ceased to be a participant in the scheme.

The FSCS has borrowed from HM Treasury to fund compensation costs associated with the failure of Bradford & Bingley, Heritable Bank, Kaupthing Singer & Friedlander, Landsbanki 'Icesave' and London Scottish Bank plc. The interest rate on these borrowings is subject to a floor being the higher of 12 month LIBOR plus 100 basis points or the relevant gilt rate for the equivalent cost of borrowing from HMT. The FSCS and HM Treasury have agreed that the period of these loans will reflect the expected timetable for recoveries from the estates of Bradford & Bingley and the other failed banks. The FSCS will levy the deposit taking sector for its share of the balance of the principal outstanding for the non-Bradford & Bingley loan prior to the FSCS loan facility with HMT expiring in March 2016. In addition, the FSCS levied an interim payment relating to resolution costs for Dunfermline Building Society of £100 million. The capital element levied on the industry in 2014/15 scheme year was £399 million (£363 million in the 2013/14 scheme year).

The Group has accrued £110 million for its share of estimated FSCS levies.

Litigation, investigations and reviews

RBS pic and other members of the RBS Group are party to legal proceedings and the subject of investigation and other regulatory and governmental action ("Matters") in the United Kingdom (UK), the United States (US), the European Union (EU) and other jurisdictions.

The RBS Group recognises a provision for a liability in relation to these Matters when it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle an obligation resulting from past events, and a reliable estimate can be made of the amount of the obligation. While the outcome of these Matters is inherently uncertain, the directors believe that, based on the information available to them, appropriate provisions have been made in respect of the Matters as at 31 December 2015 (see Note 21). The aggregate provisions for regulatory and legal actions of £2.9 billion recognised during 2015 mainly included provisions in respect of mortgage backed securities litigation (£2.1 billion).

In many proceedings and investigations, it is not possible to determine whether any loss is probable or to estimate reliably the amount of any loss, either as a direct consequence of the relevant proceedings and investigations or as a result of adverse impacts or restrictions on the RBS Group's reputation, businesses and operations. Numerous legal and factual issues may need to be resolved, including through potentially lengthy discovery and document production exercises and determination of important factual matters, and by addressing novel or unsettled legal questions relevant to the proceedings in question, before a liability can reasonably be estimated for any claim. The RBS Group cannot predict if, how, or when such claims will be resolved or what the eventual settlement, damages, fine, penalty or other relief, if any, may be, particularly for claims that are at an early stage in their development or where claimants seek substantial or indeterminate damages.

In respect of certain matters described below, we have established a provision and in certain of those matters, we have indicated that we have established a provision.

There are situations where the RBS Group may pursue an approach that in some instances leads to a settlement agreement. This may occur in order to avoid the expense, management distraction or reputational implications of continuing to contest liability, or in order to take account of the risks inherent in defending claims or investigations even for those matters for which the RBS Group believes it has credible defences and should prevail on the merits. The uncertainties inherent in all such matters affect the amount and timing of any potential outflows for both matters with respect to which provisions have been established and other contingent liabilities.

The future outflow of resources in respect of any matter may ultimately prove to be substantially greater than or less than the aggregate provision that the RBS Group has recognised. Where (and as far as) liability cannot be reasonably estimated, no provision has been recognised. Other than those discussed below, no member of the Group is or has been involved in governmental, legal or regulatory proceedings (including those which are pending or threatened) that are expected to be material, individually or in aggregate. The RBS Group expects that in future periods additional provisions, settlement amounts, and customer redress payments will be necessary, in amounts that are expected to be substantial in some instances.

Litigation

Shareholder litigation (UK)

Between March and July 2013, claims were issued in the High Court of Justice of England and Wales by sets of current and former shareholders, against the RBS Group (and in one of those claims, also against certain former individual officers and directors) alleging that untrue and misleading statements and/or improper omissions, in breach of the Financial Services and Markets Act 2000, were made in connection with the rights issue announced by the RBS Group on 22 April 2008. In July 2013 these and other similar threatened claims were consolidated by the Court via a Group Litigation Order. The RBS Group's defence to the claims was filed on 13 December 2013. Since then, further High Court claims have been issued against the RBS Group under the Group Litigation Order which is now closed to further claimants. The aggregate value of the shares subscribed for at 200 pence per share by the claimant shareholders is approximately £4 billion although their damages claims are not yet quantified.

The court timetable provides that a trial of the preliminary issue of whether the rights issue prospectus contained untrue and misleading statements and/or improper omissions will commence in March 2017. In the event that the court makes such a finding, further trial(s) will be required to consider whether any such statements and/or omissions caused loss and, if so, the quantum of that loss.

Other securitisation and securities related litigation in the US RBS Group companies have been named as defendants in their various roles as issuer, depositor and/or underwriter in a number of claims in the US that relate to the securitisation and securities underwriting businesses. These cases include actions by individual purchasers of securities and a purported class action suit. Together, the pending individual and class action cases (including those claims specifically described in this note) involve the issuence of approximately US\$42 billion of mortgage-backed securities (MBS) issued primarily from 2005 to 2007.

In general, plaintiffs in these actions claim that certain disclosures made in connection with the relevant offerings contained materially false or misleading statements and/or omissions regarding the underwriting standards pursuant to which the mortgage loans underlying the securities were issued.

RBS Group companies remain as defendants in more than 20 lawsuits brought by or on behalf of purchasers of MBS, including the purported class action identified below.

Litigation, investigations and reviews (continued)

In the event of an adverse judgment in any of these cases, the amount of the RBS Group's liability will depend on numerous factors that are relevant to the calculation of damages, which may include the recognised loss of principal value in the securities at the time of judgment (write-downs); the value of the remaining unpaid principal balance of the securities at the time the case began, at the time of judgment (if the plaintiff still owns the securities at the time of judgment), or at the time when the plaintiff disposed of the securities (if plaintiff sold the securities); and a calculation of pre and post judgment interest that the plaintiff could be awarded, which could be a material amount.

In September 2011, the US Federal Housing Finance Agency (FHFA) as conservator for the Federal National Mortgage Association (Fannie Mae) and the Federal Home Loan Mortgage Corporation (Freddie Mac) filed MBS-related lawsuits against the RBS Group and a number of other financial institutions, all of which, except for the two cases described below, have since settled for amounts that were publicly disclosed.

The primary FHFA lawsuit against the RBS Group remains pending in the United States District Court for the District of Connecticut, and it relates to approximately US\$32 billion of MBS for which RBS Group entities acted as sponsor/depositor and/or lead underwriter or co-lead underwriter. Of these US\$32 billion, approximately US\$8.6 billion were outstanding at 31 December 2015 with cumulative write downs to date on the securities of approximately US\$1.1 billion (being the recognised loss of principal value suffered by security holders). In September 2013, the Court denied the defendants' motion to dismiss FHFA's amended complaint in this case. This matter continues in the discovery phase.

The other remaining FHFA lawsuit that involves the RBS Group relates to MBS issued by Nomura Holding America Inc. (Nomura) and subsidiaries and is now the subject of an appeal. On 11 May 2015, following a trial, the United States District Court for the Southern District of New York issued a written decision in favour of FHFA on its claims against Nomura and RBS Securities Inc., finding, as relevant to the RBS Group, that the offering documents for four Nomura-issued MBS for which RBS Securities Inc. served as an underwriter, relating to US\$1.4 billion in original principal balance, contained materially misleading statements about the mortgage loans that backed the securities low.

RBS Securities Inc. estimates that its net exposure under the Court's judgment is approximately US\$383 million, which consists of the difference between the amount of the judgment against RBS Securities Inc. (US\$636 million) and the current estimated market value of the four MBS that FHFA would return to RBS Securities Inc. pursuant to the judgment, plus the costs and attorney's fees that will be due to FHFA if the judgment is upheld.

The Court has stayed the judgment pending the result of the appeal that the defendants are taking to the United States Court of Appeals for the Second Circuit, though post-judgment interest on the judgment amount will accrue while the appeal is pending. RBS Securities Inc. intends to pursue a contractual claim for indemnification against Nomura with respect to any losses it suffers as a result of this matter.

The National Credit Union Administration Board (NCUA) is litigating two MBS cases against PBS Group companies (on behalf of US Central Federal Credit Union). The original principal balance of the MBS at issue in these two NCUA cases is US\$3.25 billion. In September 2015, in a third case brought by NCUA (on behalf of Southwest Corporate Federal Credit Union) and Members United Corporate Federal Credit Union, the NCUA accepted RBS's offer of judgment for US\$129.6 million, plus attorney's fees, to resolve the matter, which concerned US\$312 million in MBS. RBS has paid to the plaintiff the agreed US\$129.6 million plus attorney's

Other remaining MBS lawsuits against RBS Group companies include, among others, cases filed by the Federal Home Loan Banks of Boston and Seattle. RBS has settled the MBS lawsuits filed by the Federal Home Loan Bank of San Francisco and the Commonwealth of Virginia on behalf of the Virginia Retirement System for amounts that have now been provided for or paid to the plaintiffs.

RBS Group companies are also defendants in a purported MBS class action entitled New Jersey Carpenters Health Fund v. Novastar Mortgage Inc. et al., which remains pending in the United States District Court for the Southern District of New York. Another MBS class action (Luther v. Countrywide Financial Corp. et al. and related class action cases) was settled in 2013 without any contribution from the RBS Group, but several members of the settlement class are appealing the court-approved settlement to the United States Court of Appeals for the Ninth Circuit.

Certain other claims on behalf of public and private institutional investors have been threatened against the RBS Group in connection with various mortgage-related offerings. The RBS Group cannot predict whether any of these threatened claims will be pursued, but expects that several may.

The RBS Group has £3.8 billion in cumulative provisions relating to the MBS litigation described in this note, including £2.1 billion added in 2015. Additional settlement costs or provisions related to the MBS litigation, as well as the investigations into MBS-related conduct involving the RBS Group set out under 'Investigations and reviews' on page 237 (for which no provisions have been made), may be necessary in future periods for amounts that could be substantial in some instances and in aggregate could be substantially in excess of the £3.8 billion in existing provisions.

Litigation, investigations and reviews (continued)

In many of the securitisation and securities related cases in the US, the RBS Group has or will have contractual claims to indemnification from the issuers of the securities (where an RBS Group company is underwriter) and/or the underlying mortgage originator (where an RBS Group company is issuer). The amount and extent of any recovery on an indemnification claim, however, is uncertain and subject to a number of factors, including the ongoing creditworthiness of the indemnifying party a number of whom are or may be insolvent.

London Interbank Offered Rate (LIBOR)

Certain members of the RBS Group have been named as defendants in a number of class actions and individual claims filed in the US with respect to the setting of LIBOR and certain other benchmark interest rates. The complaints are substantially similar and allege that certain members of the RBS Group and other panel banks individually and collectively violated various federal laws, including the US commodities and antitrust laws, and state statutory and common law, as well as contracts, by manipulating LIBOR and prices of LIBOR-based derivatives in various markets through various means.

Most of the USD LIBOR-related actions in which RBS Group companies are defendants, including all purported class actions relating to USD LIBOR, were transferred to a coordinated proceeding in the United States District Court for the Southern District of New York.

In the coordinated proceeding, consolidated class action complaints were filed on behalf of (1) exchange-based purchaser plaintiffs, (2) over-the-counter purchaser plaintiffs, and (3) corporate debt purchaser plaintiffs. Over 35 other USD LIBOR-related actions naming RBS Group companies as defendants, including purported class actions on behalf of lenders and mortgage borrowers, were also made part of the coordinated proceeding.

In a series of orders issued in 2013 and 2014, the Court overseeing the coordinated USD proceeding dismissed class plaintiffs' antitrust claims and claims under RICO (Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act), but declined to dismiss (a) certain Commodity Exchange Act claims on behalf of persons who transacted in Eurodollar futures contracts and options on futures contracts on the Chicago Mercantile Exchange (on the theory that defendants' alleged persistent suppression of USD LIBOR caused loss to plaintiffs), and (b) certain contract and unjust enrichment claims on behalf of over-the-counter purchaser plaintiffs who transacted directly with a defendant. Since then, the Court has issued additional orders broadly addressing other potential grounds for dismissal of various of plaintiffs' claims, including dismissal for lack of personal jurisdiction, and the Court is now in the process of applying these rulings across the cases in the coordinated proceeding. The Court's dismissal of plaintiffs' antitrust claims is currently on appeal to the United States Court of Appeals for the Second Circuit.

Certain members of the RBS Group have also been named as defendants in class actions relating to (i) JPY LIBOR and Euroyen TIBOR, (ii) Euribor, (iii) Swiss Franc LIBOR, and (iv) Pound sterling LIBOR, all of which are pending before other judges in the United States District Court for the Southern District of New York. On 28 March 2014, the Court in the action relating to Euroyen TIBOR futures contracts dismissed the plaintiffs' antitrust claims, but declined to dismiss their claims under the Commodity Exchange Act for price manipulation.

Details of LIBOR investigations involving the RBS Group are set out under 'Investigations and reviews' on page 237.

ISDAFIX antitrust litigation

Beginning in September 2014, RBS plc and a number of other financial institutions were named as defendants in several purported class action complaints (now consolidated into one complaint) pending in the United States District Court for the Southern District of New York) alleging manipulation of USD ISDAFIX rates. RBS plc has reached an agreement to settle this matter, subject to final settlement documentation and court approval. The settlement amount is covered by an existing provision.

Credit default swap antitrust litigation

Certain members of the RBS Group, as well as a number of other financial institutions, are defendants in a consolidated antitrust class action pending in the United States District Court for the Southern District of New York alleging an unlawful restraint of trade in the market for credit default swaps. The RBS Group defendants have reached an agreement to settle this matter for US\$33 million, and that settlement received preliminary approval from the Court on 29 October 2015. The settlement amount has been paid into escrow pending final court approval of the settlement.

FX antitrust litigation

RBS Group companies have settled all claims that are or could be asserted on behalf of the classes in a consolidated action alleging an antitrust conspiracy in relation to foreign exchange transactions, which is pending in the United States District Court for the Southern District of New York. Following the Court's preliminary approval of the settlement on 15 December 2015, the RBS Group paid the total settlement amount (US\$255 million) into escrow pending final court approval of the settlement. Other class action complaints, including a complaint asserting Employee Retirement Income Security Act claims on behalf of employee benefit plans that engaged in FX transactions, are pending in the same court and name certain members of the RBS Group as defendants.

In September 2015, certain members of the RBS Group, as well as a number of other financial institutions, were named as defendants in two purported class actions filed in Ontario and Quebec on behalf of persons in Canada who entered into foreign exchange transactions or who invested in funds that entered into foreign exchange transactions. The plaintiffs allege that the defendants violated the Canadian Competition Act by conspiring to manipulate the prices of currency trades.

Litigation, investigations and reviews (continued)

Certain other foreign exchange transaction related claims have been or may be threatened against the RBS Group in other jurisdictions. The RBS Group cannot predict whether any of these claims will be pursued, but expects that several may.

US Treasury securities antitrust litigation

Beginning in July 2015, numerous class action antitrust complaints were filed in US federal courts against a number of primary dealers of US Treasury securities, including RBS Securities Inc. The complaints allege that the defendants rigged the US Treasury securities auction bidding process to deflate prices at which they bought such securities and colluded to increase the prices at which they sold such securities to plaintiffs. The complaints assert claims under the US antitrust laws and the Commodity Exchange Act on behalf of persons who transacted in US Treasury securities or derivatives based on such instruments, including futures and options. On 8 December 2015, all pending matters were transferred to the United States District Court for the Southern District of New York for coordinated or consolidated pretrial proceedings.

Interest rate swaps antitrust litigation

On 25 November 2015, RBS pic and other members of the RBS Group, as well as a number of other interest rate swap dealers, were named as defendants in a class action antitrust complaint filed in the United States District Court for the Southern District of New York. A similar complaint was filed in the United States District Court for the Northern District of Illinois on 18 February 2016. The complaints allege that the defendants violated the US antitrust laws by restraining competition in the market for interest rate swaps through various means and thereby caused inflated bid-ask spreads for interest rate swaps, to the alleged defriment of the plaintiff class. The RBS Group companies named as defendants anticipate moving to dismiss the claims asserted in these matters.

Thornburg adversary proceeding

RBS Securities Inc. and certain other RBS Group companies, as well as several other financial institutions, are defendants in an adversary proceeding filed in the US bankruptcy court in Maryland by the trustee for TMST, Inc. (formerly known as Thornburg Mortgage, Inc.). The trustee seeks recovery of transfers made under certain restructuring agreements as, among other things, avoidable fraudulent and preferential conveyances and transfers. On 25 September 2014, the Court largely denied the defendants' motion to dismiss this matter and, as a result, discovery is ongoing.

Interest rate hedging products litigation

The RBS Group is dealing with a large number of active litigation claims in relation to the sale of interest rate hedging products (IRHPs). In general claimants allege that the relevant interest rate hedging products were mis-sold to them, with some also alleging the RBS Group made misrepresentations in relation to LIBOR. Claims have been brought by customers who were considered under the UK Financial Conduct Authority (FCA) redress programme, as well as customers who were outside of the scope of that programme, which was closed to new entrants on 31 March 2015.

The RBS Group encouraged those customers that were eligible to seek redress under the FCA redress programme to participate in that programme. The RBS Group remains exposed to potential claims from customers who were either ineligible to be considered for redress or who are dissatisfied with their redress offers.

In addition to claims alleging that IRHPs were mis-sold, the RBS Group has received a number of claims involving allegations that it breached a legal duty of care in its conduct of the FCA redress programme. These claims have been brought by customers who are dissatisfied with redress offers made to them through the FCA redress programme. The claims followed a preliminary decision against another UK bank. RBS has since been successful in opposing an application by a customer to amend its pleadings to include similar claims against RBS, on the basis that the bank does not owe a legal duty of care to customers in carrying out the FCA review. The customer was declined permission to appeal by the Mercantile Court and has formally applied to the Court of Appeal for leave to appeal.

Weiss v. National Westminster Bank Plc

National Westminster Bank Plc (NatWest) is defending a lawsuit filed by a number of US nationals (or their estates, survivors, or heirs) who were victims of terrorist attacks in Israel. The plaintiffs allege that NatWest is liable for damages arising from those attacks pursuant to the US Anti-terrorism Act because NatWest previously maintained bank accounts and transferred funds for the Palestine Relief & Development Fund, an organisation which plaintiffs allege solicited funds for Hamas, the alleged perpetrator of the attacks. On 28 March 2013, the trial court (the United States District Court for the Eastern District of New York) granted summary judgment in favour of NatWest on the issue of scienter, but on 22 September 2014, that summary judgment ruling was vacated by the United States Court of Appeals for the Second Circuit. The appeals court returned the case to the trial court for consideration of NatWest's other asserted grounds for summary judgment and, if necessary, for trial.

Investigations and reviews

The Group's businesses and financial condition can be affected by the actions of various governmental and regulatory authorities in the UK, the EU, the US and elsewhere. The RBS Group has engaged, and will continue to engage, in discussions with relevant governmental and regulatory authorities, including in the UK, the US, the EU and elsewhere, on an ongoing and regular basis, and in response to informal and formal inquiries or investigations, regarding operational, systems and control evaluations and issues including those related to compliance with applicable laws and regulations, including consumer protection, business conduct, competition, anti-trust, anti-bribery, anti-money laundering and sanctions regimes. The Corporate & Institutional Banking (CIB) segment in particular has been providing information regarding a variety of matters, including, for example, the setting of benchmark rates and related derivatives trading, conduct in the foreign exchange market, and various issues relating to the issuance, underwriting, and sales and trading of fixed-income securities, including structured products and government securities.

Litigation, investigations and reviews (continued)

Any matters discussed or identified during such discussions and inquiries may result in, among other things, further inquiry or investigation, other action being taken by governmental and regulatory authorities, increased costs being incurred by the RBS Group, remediation of systems and controls, public or private censure, restriction of the RBS Group's business activities and/or fines. Any of the events or circumstances mentioned in this paragraph or below could have a material adverse effect on the RBS Group, its business, authorisations and licences, reputation, results of operations or the price of securities issued by it.

The RBS Group is co-operating fully with the investigations and reviews described below.

Loan securitisation business investigations

In the US, the RBS Group is involved in reviews, investigations and proceedings (both formal and informal) by federal and state governmental law enforcement and other agencies and self-regulatory organisations, including the DQJ and various other members of the RMBS Working Group of the Financial Fraud Enforcement Task Force (including several state attorneys general), relating to, among other things, issuance, underwriting and trading in mortgage-backed securities, collateralised debt obligations (CDOs), collateralised loan obligations (CLOs) and synthetic products.

In connection with these inquiries, RBS Group companies have received requests for information and subpoenas seeking information about, among other things, the structuring of CDOs, financing to loan originators, purchase of whole loans, sponsorship and underwriting of securitisations, due diligence, representations and warranties, communications with ratings agencies, disclosure to investors, document deficiencies, trading activities and practices and repurchase requests.

These ongoing matters include, among others, active investigations by the civil and criminal divisions of the DOJ and the office of the attorney general of Connecticut, on behalf of the Connecticut Department of Banking, relating primarily to due diligence on and disclosure related to loans purchased for, or otherwise included in, securitisations and related disclosures. On 31 August 2015, the Connecticut Department of Banking issued two letters to RBS Securities Inc., indicating that it is has concluded that RBS Securities Inc. may have violated the Connecticut Uniform Securities Act when underwriting MBS, noting RBS pic's May 2015 FX-related guilty pies, and offering an opportunity for RBS Securities Inc. to demonstrate its compliance with the law and why administrative proceedings seeking fines and other remedies should not be commenced.

RBS Securities Inc. submitted responses to these letters in October 2015, and related discussions are ongoing.

The investigations also include civil and criminal investigations relating to alleged misrepresentations in the trading of various forms of asset-backed securities, including residential mortgage-backed securities, commercial mortgage-backed securities, CDOs, and CLOs. In March and December 2015, two former RBS Securities Inc. traders entered guilty pleas in the United States District Court for the District of Connecticut, each to one count of conspiracy to commit securities fraud while employed at RBS Securities Inc.

In 2007, the New York State Attorney General issued subpoenas to a wide array of participants in the securitisation and securities industry, focusing on the information underwriters obtained from the independent firms hired to perform due diligence on mortgages. The RBS Group completed its production of documents requested by the New York State Attorney General in 2008, principally producing documents related to loans that were pooled into one securitisation transaction.

In May 2011, the New York State Attorney General requested additional information about the RBS Group's mortgage securitisation business and, following the formation of the RMBS Working Group, has focused on the same or similar issues as the other state and federal RMBS Working Group investigations described above. The investigation is ongoing and the RBS Group continues to respond to requests for information.

At this stage, as there remains considerable uncertainty around the outcome of MBS-related regulatory and governmental investigations it is not practicable reliably to estimate the aggregate potential impact on the RBS Group which is expected to be material.

US mortgages - Ioan repurchase matters

The RBS Group's CIB business in North America has been a purchaser of non-agency US residential mortgages in the secondary market, and an issuer and underwriter of non-agency residential mortgage-backed securities (MBS). CIB did not originate or service any US residential mortgages and it was not a significant seller of mortgage loans to government sponsored enterprises (GSEs) (e.g. the Federal National Mortgage Association and the Federal Home Loan Mortgage Association).

In issuing MBS, CIB generally assigned certain representations and warranties regarding the characteristics of the underlying loans made by the originator of the residential mortgages; however, in some circumstances, CIB made such representations and warranties itself. Where CIB has given those or other representations and warranties (whether relating to underlying loans or otherwise), CIB may be contractually required to repurchase such loans or indemnify certain parties against losses for certain breaches of such representations and warranties.

Litigation, investigations and reviews (continued)

In certain instances where it is required to repurchase loans or related securities, CIB may be able to assert claims against third parties who provided representations or warranties to CIB when selling loans to it, although the ability to recover against such parties is uncertain. Between the start of 2009 and 31 December 2015, CIB received approximately US\$753 million in repurchase demands in respect of loans made primarily from 2005 to 2008 and related securities sold where obligations in respect of contractual representations or warranties were undertaken by CIB. However, repurchase demands presented to CIB are subject to challenge and rebuttal by CIB.

At this stage, as there remains considerable uncertainty around the outcome of loan repurchase related claims it is not practicable reliably to estimate the aggregate potential impact, if any, on the RBS Group which may be material.

LIBOR and other trading rates

In February 2013, the RBS Group announced settlements with the Financial Services Authority (FSA) in the UK, the United States Commodity Futures Trading Commission (CFTC) and the United States Department of Justice (DOJ) in relation to investigations into submissions, communications and procedures around the setting of LIBOR. The RBS Group agreed to pay penalties of £87.5 million, US\$325 million and US\$150 million to these authorities respectively to resolve the investigations and also agreed to certain undertakings in its settlement with the CFTC. As part of the agreement with the DOJ, RBS pic entered into a Deferred Prosecution Agreement (DPA) in relation to one count of wire fraud relating to Swiss Franc LIBOR and one count for an antitrust violation relating to Yen LIBOR. The DPA expired in April 2015 and is of no further effect.

In April 2013, RBS Securities Japan Limited entered a plea of guilty to one count of wire fraud relating to Yen LIBOR and in January 2014, the US District Court for the District of Connecticut entered a final judgment in relation to the conviction of RBS Securities Japan Limited pursuant to the plea agreement.

In February 2014, the RBS Group paid settlement penalties of approximately €260 million and €131 million to resolve investigations by the European Commission (EC) into Yen LIBOR competition infringements and EURIBOR competition infringements respectively. This matter is now concluded.

In July 2014, RBS plc and RBS N.V. entered into an Enforceable Undertaking with the Australian Securities and Investments Commission (ASIC) in relation to potential misconduct involving the Australian Bank Bill Swap Rate. RBS plc and RBS N.V. made various undertakings and agreed to make a voluntary contribution of A\$1.6 million to fund independent financial literacy projects in Australia.

In October 2014, the EC announced its findings that (1) the RBS Group and one other financial institution had participated in a bilateral cartel aimed at influencing the Swiss Franc LIBOR benchmark interest rate between March 2008 and July 2009; and (2) the RBS Group and three other financial institutions had participated in a related cartel on bid-ask spreads of Swiss Franc interest rate derivatives in the European Economic Area (EEA). The RBS Group received full immunity from fines.

The RBS Group is co-operating with investigations and new and ongoing requests for information by various other governmental and regulatory authorities, including in the UK, US and Asia, into its submissions, communications and procedures relating to a number of trading rates, including LIBOR and other interest rate settings, and non-deliverable forwards.

The RBS Group is providing information and documents to the CFTC as part of its investigation into the setting of USD, EUR and GBP ISDAFIX and related trading activities. The RBS Group understands that the CFTC investigation is at an advanced stage. The RBS Group is also under investigation by competition authorities in a number of jurisdictions stemming from the actions of certain individuals in the setting of LIBOR and other trading rates, as well as interest rate-related trading. At this stage, as there remains considerable uncertainty around the outcome of these investigations, it is not practicable to estimate the aggregate impact reliably, if any, on the RBS Group which may be material.

Foreign exchange related investigations

In November 2014, RBS pic reached a settlement with the FCA and the CFTC in relation to investigations into failings in RBSG's FX businesses within its Corporate & Institutional Banking (CIB) segment. RBS pic agreed to pay penalties of £217 million to the FCA and US\$290 million to the CFTC to resolve the investigations. The fines were paid on 19 November 2014.

On 20 May 2015, RBS plc announced that it had reached settlements with the DOJ and the Board of Governors of the Federal Reserve System (Federal Reserve) in relation to investigations into its FX business within its CIB segment. RBS plc paid a penalty of US\$274 million to the Federal Reserve and has agreed to pay a penalty of US\$395 million to the DOJ to resolve the investigations. The DOJ fine is fully covered by existing provisions.

As part of its plea agreement with the DOJ, RBS plc pled guilty in the United States District Court for the District of Connecticut to a one-count information charging an antitrust conspiracy. RBS plc admitted that it knowingly, through one of its euro/US dollar currency traders, joined and participated in a conspiracy to eliminate competition in the purchase and sale of the euro/US dollar currency pair exchanged in the FX spot market.

The charged conspiracy occurred between as early as December 2007 to at least April 2010. Pursuant to the plea agreement (which is publicly available), the DOJ and RBS pic have agreed jointly to recommend to the Court that it impose a sentence consisting of a U\$\$395 million criminal fine and a term of probation, which among other things, would prohibit RBS pic from committing another crime in violation of US law or engaging in the FX trading practices that form the basis for the charged crime and require RBS pic to implement a compliance program designed to prevent and detect the unlawful conduct at issue and to strengthen its compliance and internal controls as required by other regulators (including the FCA and the CFTC). If FBS pic is sentenced to a term of probation, a violation of the terms of probation could lead to the imposition of additional penalties.

Litigation, investigations and reviews (continued)

RBS pic and RBS Securities Inc. have also entered into a cease and desist order with the Federal Reserve relating to FX and other designated market activities (the FX Order). In the FX Order, which is publicly available and will remain in effect until terminated by the Federal Reserve, RBS pic and RBS Securities Inc. agreed to take certain remedial actions with respect to FX activities and certain other designated market activities, including the creation of an enhanced written internal controls and compliance program, an improved compliance risk management program, and an enhanced internal audit program. RBS pic and RBS Securities Inc. are obligated to implement and comply with these programs after they are approved by the Federal Reserve, and are also required to conduct, on an annual basis, a review of applicable compliance policies and procedures and a risk-focused sampling of key controls.

The RBS Group is responding to investigations and inquiries from other governmental and regulatory (including competition) authorities on similar issues relating to failings in its FX business within its CIB segment, including with respect to potential collateral consequences of the RBS pic guilty plea described above. The timing and amount of financial penalties with respect to any further settlements and related litigation risks and collateral consequences remain uncertain and could be material.

On 21 July 2014, the Serious Fraud Office in the UK (SFO) announced that it was launching a criminal investigation into allegations of fraudulent conduct in the foreign exchange market, apparently involving multiple financial institutions. On 15 March 2016, the SFO announced that it was closing its investigation, having concluded that, based on the information and material obtained, there was insufficient evidence for a realistic prospect of corniction.

Interest rate hedging products (IRHP) redress programme

In June 2012, following an industry wide review, the FSA announced that the RBS Group and other UK banks had agreed to a redress exercise and past business review in relation to the sale of interest rate hedging products to some small and medium sized businesses classified as retail clients or private customers under FSA rules.

In January 2013, the FSA issued a report outlining the principles to which it wished the RBS Group and other UK banks to adhere in conducting the review and redress exercise. This exercise is being scrutinised by an independent reviewer, KPMG (appointed as a Skilled Person under section 166 of the Financial Services and Markets Act), who is reviewing and approving all outcomes, and the FCA is overseeing this. The RBS Group has reached agreement with KPMG in relation to redress determinations for all in scope customers. The review and redress exercise was closed to new entrants on 31 March 2015, RBS and KPMG are now focussing on securing the few remaining acceptances of redress offers and assessing consequential loss claims. In October 2015, RBS agreed with the FCA that its review was nearing completion, and on 31 October 2015 all customers who had received final redress offers but had not yet responded were informed that the final date for acceptance of those offers was 31 January 2016.

Customers who have not yet received a final redress determination will be given three months to accept any redress offer before that offer lapses. As at the end of February 2016, 95% of all review files had been closed.

The Central Bank of Ireland also requested Ulster Bank Ireland Limited (UBIL), along with a number of Irish banks, to undertake a similar exercise and past business review in relation to the sale of IRHP to retail designated small and medium sized businesses in the Republic of Ireland. The RBS Group also agreed to undertake a similar exercise and past business review in respect of relevant customers of RBS International. The reviews undertaken in respect of both RBS International customers and UBIL customers are complete.

The RBS Group provisions in relation to the above redress exercises total £1.5 billion to date for these matters, of which £1.4 billion had been utilised at 31 December 2015.

Judicial Review of Skilled Person's role in IRHP review

RBS pic and NatiWest have been named as interested parties in a number of claims for judicial review of KPMG's decisions as Skilled Person in the RBS Group's previously disclosed IRHP redress programme. This follows a similar claim from a customer of another UK bank, also against KPMG.

All of these claims were stayed pending the outcome of the other bank's case. The trial in that case was heard on 25 January 2016. The court decided in favour of KPMG, finding that (1) KPMG is not a body amenable to judicial review in respect of its role as Skilled Person in this matter; and (2) that there was no unfairness by the other bank in the procedure adopted. The claimant has sought permission to appeal the decision.

If permission to appeal is granted and the appeal court finds that a section 166-appointed Skilled Person is susceptible to judicial review, the claims against RBS plc and NatWest may then proceed to full hearing to assess the fairness of KPMG's role in the redress programme in those particular cases. If deemed unfair, this could have a consequential impact on the reasonableness of the methodology applied to reviewed and settled IRHP files generally.

As there remains some uncertainty, it is not practicable reliably to estimate the impact of this matter, if any, on the Group which may be material.

FSA mystery shopping review

In February 2013, the FSA announced the results of a mystery shopping review it undertook into the investment advice offered by banks and building societies to retail clients. As a result of that review the FSA announced that firms involved were cooperative and agreed to take immediate action. The RBS Group was one of the firms involved.

The action required included a review of the training provided to advisers, considering whether changes are necessary to advice processes and controls for new business, and undertaking a past business review to identify any historic poor advice (and where breaches of regulatory requirements are identified, to put this right for customers).

240

Litigation, investigations and reviews (continued)

Subsequent to the FSA announcing the results of its mystery shopping review, the FCA has required the RBS Group to carry out a past business review and customer contact exercise on a sample of historic customers that received investment advice on certain lump sum products through the UK Financial Planning channel of the Personal & Business Banking (PBB) segment of the RBS Group, which includes RBS pic and NatWest, during the period from March 2012 until December 2012.

This review was conducted under section 166 of the Financial Services and Markets Act, under which a Skilled Person was appointed to carry out the exercise. Redress has been paid/offered to certain customers in this sample group. Following discussions with the FCA after issue of the draft section 166 report, the RBS Group agreed with the FCA that it would carry out a wider review/remediation exercise relating to certain investment, insurance and pension sales from 1 January 2011 to present. The RBS Group will be writing to the relevant customer during 2016. In addition, the RBS Group agreed with the FCA that it would carry out a remediation exercise for a specific customer segment who were sold a particular structured product, in response to concerns raised by the FCA with regard to (a) the target market for the product and (b) how the product may have been described to customers by certain advisers. Redress has been paid / offered to certain customers who took out the structured product.

The Group provisions in relation to investment advice total £187 million to date for these matters, of which £72 million had been utilised at 31 December 2015.

Card Protection Plan Limited

In August 2013, the FCA announced that Card Protection Plan Limited and 13 banks and credit card issuers, including the RBS Group, had agreed to a compensation scheme in relation to the sale of card and/or identity protection insurance to certain retail customers. The closing date before which any claims under the compensation scheme must have been submitted has now passed. All compensation payments have now been made and all claims, whether through the courts or the Financial Ombudsman Service, are now barred. The compensation payments were covered by existing provisions.

Packaged accounts

As a result of an uplift in packaged current account complaints, the Group proactively put in place dedicated resources in 2013 to investigate and resolve complaints on an individual basis. The Group has made provisions totalling £307 million to date for this matter.

FCA review of the RBS Group's treatment of SMEs

In November 2013, a report by Lawrence Tomlinson, entrepreneur in residence at the UK Government's Department for Business Innovation and Skills, was published (*Tomlinson Report'). The Tomlinson Report was critical of the RBS Group's treatment of SMEs.

The Tomlinson Report was passed to the PRA and FCA. Shortly thereafter, the FCA announced that an independent Skilled Person would be appointed under section 166 of the Financial Services and Markets Act to review the allegations in the Tomlinson Report. On 17 January 2014, a Skilled Person was appointed. The Skilled Person's review is focused on the RBS Group's UK small and medium sized business customers with credit exposures of up to £20 million whose relationship was managed within the RBS Group's Global Restructuring Group or within similar units within the RBS Group's Corporate Banking Division that were focused on customers in financial difficulties. In the period 2008 to 2013 the RBS Group was one of the leading providers of credit to the UK SME sector.

Separately, in November 2013 the RBS Group instructed the law firm Clifford Chance to conduct an independent review of the principal allegation made in the Tomlinson Report: the RBS Group was alleged to be culpable of systematic and institutional behaviour in artificially distressing otherwise viable businesses and through that putting businesses into insolvency. Clifford Chance published its report on 17 April 2014 and, while they made certain recommendations to enhance customer experience and transparency of pricing, they concluded that there was no evidence to support the principal allegation.

A separate independent review of the principal allegation, led by Mason Hayes & Curran, Solicitors, was conducted in the Republic of Ireland. The report was published in December 2014 and found no evidence to support the principal allegation.

RBS is co-operating fully with the FCA in its review.

The Skilled Person review focuses on the allegations made in the Tomlinson Report and certain observations made by Sir Andrew Large in his 2013 Independent Lending Review, and is broader in scope than the reviews undertaken by Clifford Chance and Mason, Hayes & Curran which are referred to above. The Skilled Person is expected to deliver the initial findings from its review to the RBS Group and the FCA during the first half of 2016 but no final timescale has been determined. The RBS Group will have an opportunity to respond to any such review findings before the Skilled Person delivers its final report. In the event that the Skilled Person's review concludes that there were material failings in the RBS Group's treatment of SME customers those conclusions could, depending on their nature, scale and type, result in the commencement of regulatory enforcement action by the FCA, the imposition of redress requirements and the commencement of litigation claims against the RBS Group, as well as potentially wider investigations and litigation related to the RBS Group's treatment of customers in financial difficulty. At this stage, as there remains considerable uncertainty around the final conclusions of the Skilled Person's review and any collateral consequences thereof, it is not practicable reliably to estimate the potential impact on the RBS Group.

Litigation, investigations and reviews (continued)
Multilateral interchange fees

On 11 September 2014, the Court of Justice upheld earlier decisions by the EU Commission and the General Court that MasterCard's multilateral interchange fee (MIF) arrangements for cross border payment card transactions with MasterCard and Maestro branded consumer credit and debit cards in the EEA are in breach of competition law.

In April 2013, the EC announced it was opening a new investigation into interchange fees payable in respect of payments made in the EEA by MasterCard cardholders from non-EEA countries.

In May 2013, the EC announced it had reached an agreement with Visa regarding immediate cross border credit card MIF rates. This agreement has now been market tested and was made legally binding on 26 February 2014. The agreement is to last for four years.

In addition, on 8 June 2015, a regulation on interchange fees for card payments entered into force. The regulation requires the capping of both cross-border and domestic MIF rates for debit and credit consumer cards. The regulation also sets out other reforms including to the Honour All Cards Rule which require merchants to accept all cards with the same level of MIF but not cards with different MIF levels.

In the UK, the Office of Fair Trading (OFT) had previously opened investigations into domestic interchange fees applicable in respect of Visa and MasterCard consumer and commercial credit and debit card transactions. On 6 May 2015, the successor body to the OFT, the Competition & Markets Authority (CMA), announced that it had closed these investigations on the grounds of administrative priorities.

There remains uncertainty around the outcomes of the ongoing EC investigation, and regulation, but they may have a material adverse effect on the structure and operation of four party card payment schemes in general and, therefore, on the RBS Group's business in this sector.

Payment Protection Insurance (PPI)

Since 2011, the RBS Group has been implementing a policy statement agreed with the FCA for the handling of complaints about the mis-selling of PPI. The RBS Group is also monitoring developments following the UK Supreme Court's decision in the case of Plevin v Paragon Personal Finance Ltd in November 2014. That decision was that the sale of a single premium PPI policy could create an 'unfair relationship' under s.140A of the Consumer Credit Act 1974 (the 'Consumer Credit Act') because the premium contained a particularly high level of undisclosed commission.

The Financial Ombudsman Service (FOS) has confirmed on its website that unfair relationship provisions in the Consumer Credit Act and the Plevin judgment are 'potentially relevant considerations' in some of the PPI complaints referred to FOS. On 27 May 2015, the FCA announced that it was considering whether additional rules and/or guidance are required to deal with the impact of the Plevin decision on complaints about PPI generally.

On 26 November 2015, the FCA issued Consultation Paper 15/39, in which it set out proposed rules and guidance for how firms should handle PPI complaints fairly in light of the Plevin decision and how the FOS should consider relevant PPI complaints. The Consultation Paper also contains proposals for the introduction in 2018 on a date to be confirmed of a deadline for submission of PPI complaints. The RBS Group submitted its response to the Consultation Paper on 26 February 2016.

The proposals in the Consultation Paper include an FCA-led communications campaign to raise awareness of the deadline and to prompt those who intend to complain to act shead of the deadline. If the proposals are agreed and implemented, the RBS Group expects higher claims volumes, persisting longer than previously modelled, and additional compensation payments in relation to PPI claims made as a result of the Plevin judgment.

Complaints made after the proposed 2018 deadline would lose the right to be assessed by firms or by the Financial Ombudsman Service, bringing an end to new PPI cases in 2018.

PPI complaint volumes during Q4 2015 were in line with previous trends. Actual payments made to settle PPI claims during Q4 covered the four month period from 1 September until 31 December 2015. This is in contrast to payments made during Q3, which covered the period from 1 June until 31 August 2015. This change was due to enhanced operating processes introduced in Q4 2015.

The RBS Group has made provisions totalling £4.3 billion to date for PPI claims, including £0.6 billion for 2015, of which £3.3 billion had been utilised by 31 December.

UK retail banking

In March 2014, the CMA announced that it would be undertaking an update of the OFT's 2013 personal current account (PCA) market study, in parallel with its market study into small and medium-sized enterprise (SME) banking which was announced in June 2013. In July 2014 the CMA published its preliminary findings in respect of both the PCA and SME market studies. The CMA provisionally decided to make a market investigation reference (MIR) into retail banking which would cover PCA and SME banking. On 6 November 2014, the CMA made its final decision to proceed with a MIR. On 22 October 2015 the CMA published a summary of its provisional findings and notice of possible remedies.

The CMA has provisionally concluded there are a number of competition concerns in the provision of PCAs, business current accounts and SME lending, particularly around low levels of customers searching and switching, resulting in banks not being put under enough competitive pressure, and new products and new banks not attracting customers quickly enough.

Litigation, investigations and reviews (continued)

The notice of possible remedies sets out measures to address these concerns, including measures to make it easier for customers to compare products, and requiring banks to help raise public awareness of, and confidence in, switching bank accounts. On 7 March 2016, the CMA announced that it is extending the MIR by 3 months with a revised statutory deadline of 12 August 2016. The CMA also published a supplemental notice of possible remedies which sets out four additional remedies focussed on PCA overdrafts, in addition to the remedies set out in the October 2015 notice of possible remedies. The provisional decision on remedies will now be published in May 2016.

Alongside the MIR, the CMA is also reviewing the undertakings given by certain banks following the Competition Commission's 2002 investigation into SME banking as well as the 2008 Northern Ireland PCA Banking Market Investigation Order 2008.

At this stage as there remains uncertainty around the final outcome of these reviews it is not practicable reliably to estimate the potential impact on RBS, which may be material.

FCA Wholesale Sector Competition Review

On 9 July 2014, the FCA launched a review of competition in the wholesale sector to identify any areas which may merit further investigation through an in-depth market study.

The initial review was an exploratory exercise and focused primarily on competition in wholesale securities and investment markets, and related activities such as corporate banking. It commenced with a three month consultation exercise, including a call for inputs from stakeholders. Following this consultation period, the FCA published its feedback statement on 19 February 2015 which announced that the FCA is to undertake a market study into investment and corporate banking and potentially into asset management. The terms of reference for the investment and corporate banking market study were published on 22 May 2015. The FCA is intending to publish an interim report in April 2016.

On 18 November 2015, the FCA also announced that a market study would be undertaken into asset management. The FCA intends to publish an interim report in Summer 2016 with the final report expected in early 2017.

At this stage, as there remains considerable uncertainty around the outcome of these reviews it is not practicable reliably to estimate the aggregate impact, if any, on the RBS Group which may be material.

Credit default swaps (CDS) investigation

In April 2011 the EC opened an antitrust investigation into the CDS information market to which the RBS Group was a party. In general terms, the EC raised concerns that a number of banks, Markit and ISDA may have jointly prevented exchanges from entering the CDS market. On 4 December 2015 the EC decided to close the case against the RBS Group and the other bank parties to the investigation. Markit and ISDA remain party to the investigation.

Governance and risk management consent order

In July 2011, the RBS Group agreed with the Board of Governors of the Federal Reserve System, the New York State Banking Department, the Connecticut Department of Banking, and the Illinois Department of Financial and Professional Regulation to enter into a consent Cease and Desist Order (Governance Order) (which is publicly available) to address deficiencies related to governance, risk management and compliance systems and controls in the US branches of RBS pic and RBS N.V. branches (the US Branches).

In the Governance Order, the RBS Group agreed to create the following written plans or programmes.

- a plan to strengthen board and senior management oversight of the corporate governance, management, risk management, and operations of the RBS Group's US operations on an enterprise-wide and business line basis;
- an enterprise-wide risk management programme for the RBS Group's US operations;
- a plan to oversee compliance by the RBS Group's US operations with all applicable US laws, rules, regulations, and supervisory guidance;
- a Bank Secrecy Act/anti-money laundering compliance programme for the US Branches on a consolidated basis;
- a plan to improve the US Branches' compliance with all applicable provisions of the Bank Secrecy Act and its rules and regulations as well as the requirements of Regulation K of the Federal Reserve:
- a customer due diligence programme designed to ensure reasonably the identification and timely, accurate, and complete reporting by the US Branches of all known or suspected violations of law or suspicious transactions to law enforcement and supervisory authorities, as required by applicable suspicious activity reporting laws and regulations;
- a plan designed to enhance the US Branches' compliance with Office of Foreign Assets Control (OFAC) requirements.

The Governance Order identified specific items to be addressed, considered, and included in each proposed plan or programme. The RBS Group also agreed in the Governance Order to adopt and implement the plans and programmes after approval by the regulators, to comply fully with the plans and programmes thereafter, and to submit to the regulators periodic written progress reports regarding compliance with the Governance Order. The FBS Group has created, submitted, and adopted plans and/or programmes to address each of the areas identified above. In connection with the RBS Group's efforts to implement these plans and programmes, it has, among other things, made investments in technology, hired and trained additional personnel, and revised compliance, risk management, and other policies and procedures for the RBS Group's US operations. The RBS Group continues to test the effectiveness of the remediation efforts it has undertaken to ensure they are sustainable and meet regulators' expectations. Furthermore, the RBS Group continues to work closely with the regulators in its efforts to fulfil its obligations under the Governance Order, which will remain in effect until terminated by the regulators.

Litigation, investigations and reviews (continued)

The RBS Group may be subject to formal and informal supervisory actions and may be required by its US banking supervisors to take further actions and implement additional remedial measures with respect to these and additional matters. The RBS Group's activities in the US may be subject to significant limitations and/or conditions.

US dollar processing consent order

In December 2013 RBSG and RBS pic agreed a settlement with the Federal Reserve, the New York State Department of Financial Services (DFS), and the Office of Foreign Assets Control (OFAC) with respect to RBS pic's historical compliance with US economic sanction regulations outside the US. As part of the settlement, RBSG and RBS pic entered into a consent Cease and Desist Order with the Federal Reserve (US Dollar Processing Order), which remains in effect until terminated by the Federal Reserve. The US Dollar Processing Order (which is publicly available) indicated, among other things, that RBSG and RBS pic lacked adequate risk management and legal review policies and procedures to ensure that activities conducted outside the US comply with applicable OFAC regulations.

The RBS Group agreed to create an OFAC compliance programme to ensure compliance with OFAC regulations by the RBS Group's global business lines outside the US, and to adopt, implement, and comply with the programme. Prior to and in connection with the US Dollar Processing Order, the RBS Group has made investments in technology, hired and trained personnel, and revised compliance, risk management, and other policies and procedures.

Under the US Dollar Processing Order (as part of the OFAC compliance programme) the RBS Group was required to appoint an independent consultant to conduct an annual OFAC compliance review of compliance policies and their implementation and an appropriate risk-focused sampling of US dollar payments. The RBS Group appointed the independent consultant and their report was submitted to the authorities on 14 June 2015. The independent consultant review examined a significant number of sanctions alerts and no reportable issues were identified.

Pursuant to the US Dollar Processing Order, the authorities have requested a second annual review to be conducted by an independent consultant during the course of 2016 and the RBS Group is currently in discussions to agree the scope and timing of such review. In addition, pursuant to requirements of the US Dollar Processing Order, the RBS Group has provided the required written submissions, including quarterly updates, in a timely manner, and RBS continues to participate in a constructive dialogue with the authorities.

US/Swiss tax programme

In August 2013, the DOJ announced a programme for Swiss banks (the Programme) which provides Swiss banks with an opportunity to obtain resolution, through non-prosecution agreements or non-target letters, of the DOJ's investigations of the role that Swiss banks played in concealing the assets of US tax payers in offshore accounts (US related accounts).

In December 2013, Coutts & Co Ltd., a member of the RBS Group incorporated in Switzerland, notified the DOJ that it intended to participate in the Programme.

As required by the Programme, Coutts & Co Ltd. subsequently conducted a review of its US related accounts and presented the results of the review to the DOJ. On 23 December 2015, Coutts & Co Ltd. entered into a non-prosecution agreement (the NPA) in which Coutts & Co Ltd. paid a US\$78.5 million penalty and acknowledged responsibility for certain conduct set

forth in a statement of facts accompanying the agreement. Under the NPA, which has a term of four years, Coutts & Co Ltd. is required, among other things, to provide certain information, cooperate with DCJ's investigations, and commit no U.S. federal offenses. If Coutts & Co Ltd. abides by the NPA, the DCJ will not prosecute it for certain tax-related and monetary transaction offenses in connection with US related accounts.

German prosecutor investigation into Coutts & Co Ltd

A prosecuting authority in Germany undertook an investigation into Coutts & Co Ltd in Switzerland, and current and former employees, for alleged aiding and abetting of tax evasion by certain Coutts & Co Ltd clients. Coutts & Co Ltd cooperated with the relevant authorities and on 4 December 2015 paid EUR 23.8 million to settle the investigation against it. The settlement amount was covered by an existing provision.

Review of suitability of advice provided by Coutts & Co

In 2013 the FCA conducted a thematic review of the advice processes across the UK wealth management industry. As a result of this review, Coutts & Co undertook a past business review into the suitability of investment advice provided to its clients. This review is well advanced, with the focus on Coutts & Co contacting remaining clients and offering refress in appropriate cases. The RBS Group has made appropriate provision based on its estimate of exposure arising from this review.

Enterprise Finance Guarantee Scheme

The Enterprise Finance Guarantee (EFG) scheme is a government lending initiative for small businesses with viable business proposals that lack security for conventional lending. From 2009 until the end of 2015, the RBS Group provided over £980 million of lending under the EFG scheme. The RBS Group has identified a number of instances where it has not properly explained to customers how borrower and guarantor liabili work under the EFG scheme. There are also concerns around the eligibility of some customers to participate in the EFG scheme and around potential over or under-payment of quarterly premiums paid by customers. In January 2015, the RBS Group announced a review of all EFG loans where there is a possibility that the customer may have been disadvantaged. The review has been completed and the RBS Group is in the final stages of advising customers of their review outcome, which in some cases involves payment of redress. The RBS Group has made appropriate provision based on its estimate of exposure arising from this review.

30 Net cash flow from operating activities

		Group			Bank	
	2015	2014"	2013	2015	2014	2013
Operating (loss)/profit before tax - continuing operations	(3,153)	2.403	(7,367)	£m (1,451)	£m (959)	<u>£m</u> 8
Profit/(loss) before tax - discontinued operations	1,750	(3,258)	606	(1,451)	(909)	_
Decrease/(increase) in prepayments and accrued income	411	(0,200)	267	325	(110)	1,755
Interest on subordinated liabilities	1.267	1,302	1,314	1.285	1,234	1,241
Decrease in accruals and deferred income	(829)	(222)	(634)	(550)	(157)	(394)
(Recoveries)/impairment losses	(734)	(1,140)	8,449	(260)	(46)	2,536
Loans and advances written-off net of recoveries	(8,778)	(5,052)	(3,975)	(1,492)	(2.567)	(1,892)
Unwind of discount on impairment losses	(144)	(247)	(389)	(47)	(87)	(112)
(Profit)/loss on sale of property, plant and equipment	(88)	(138)	(45)	(24)	1	(112)
(Profit)/loss on sale of subsidiaries and associates	(1,092)	30	(179)	30	213	(64)
Profit on sale of securities	(40)	(387)	(1,035)	(40)	(317)	(905)
Charge for defined benefit pension schemes	521	463	513	20	13	11
Pension scheme curtailment and settlement gains	(65)	400	(3)	(8)	10	(3)
Cash contribution to defined benefit pension schemes	(1,059)	(1,063)	(817)	(32)	(28)	(41)
Other provisions charged net of releases	4,470	2,478	4,407	1,326	1,453	913
Other provisions utilised	(2,159)	(3,254)	(2,046)	(1,097)	(1,606)	(1,103)
Depreciation and amortisation	1,173	1,105	1,272	548	511	634
Loss/(gain) on redemption of own debt	263	(6)	(162)	340	311	(77)
Loss on re-classification to disposal groups	273	3,994	(102)			(///
Write down of goodwill and other intangible assets	1.331	533	423	725	393	227
Write down of investment in subsidiaries	.,	-		6,045	4,353	86
Elimination of foreign exchange differences	(1,476)	(881)	807	(170)	123	182
Other non-cash items	(1,276)	1,135	(3,227)	(445)	73	(2,763)
Net cash (outflow)/inflow from trading activities	(9,434)	(2,201)	(1,821)	4,688	2,490	239
Decrease in loans and advances to banks and customers	57,211	13,385	56,381	65,905	14,376	69,601
Decrease/(increase) in securities	13,330	8,199	27,877	8,624	(3,244)	15,425
(Increase)/decrease in other assets	(1,813)	423	(757)	330	1,160	(976)
Decrease/(increase) in derivative assets	91,499	(65,586)	155,771	94,224	(66,945)	157,032
Changes in operating assets	160,227	(43,579)	239,272	169,083	(54, 653)	241,082
Decrease in deposits by banks and customers	(38,175)	(7,609)	(88, 295)	(58,740)	(25,750)	(95,704)
Decrease in debt securities in issue	(16,455)	(16,119)	(23,370)	(13,382)	(14,795)	(19,879)
Increase/(decrease) in other liabilities	3,158	(4,606)	3,651	810	(946)	416
(Decrease)/increase in derivative liabilities	(95,235)	64,795	(150,145)	(97,375)	66,241	(150,838)
(Decrease)/increase in settlement balances and short						, , ,
positions	(2,733)	(4,799)	(62)	596	(373)	2,772
Changes in operating liabilities	(149,440)	31,662	(258,221)	(168,091)	24,377	(263,233)
Income taxes (paid)/received	(231)	(302)	(195)	(192)	135	322
Net cash inflow/(outflow) from operating activities	1,122	(14,420)	(20,965)	5,488	(27,651)	(21,590)

^{*}Restated - refer to page 148 for further details

31 Analysis of the net investment in business interests and intangible assets

		Group			Bank	
	2015	2014	2013	2015	2014	2013
Acquisitions and disposals	£m	£m	£m	£m	£m	£m
Fair value given for businesses acquired	(59)	(54)	_	_	_	_
Value recognised for business transferred from fellow subsidiary	_	_	3,911	(2)	_	4,096
Non-cash consideration	_	_	128	_	_	128
Additional and new investments in Group undertakings		_	_	(856)	(1,637)	(2,300)
Net (outflow)/inflow of cash in respect of purchases	(59)	(54)	4,039	(858)	(1,637)	1,924
Other assets sold	(2,301)	(2,250)	785	(2,630)	(46)	260
Repayment of investments		_	_	193	_	_
Non-cash consideration	_	_	3	_	_	3
Profit/(loss) on disposal	1,092	(30)	179	(30)	(213)	64
Net cash and cash equivalents disposed	1,923	8	_	_	_	_
Net inflow/(outflow) of cash in respect of disposals	714	(2,272)	967	(2,467)	(259)	327
Dividends received from associates	11	10	77	_	_	59
Cash expenditure on intangible assets	(613)	(631)	(846)	(612)	(462)	(664)
Net inflow/(outflow)	53	(2,947)	4,237	(3,937)	(2,358)	1,646

Note:

(1) Includes each proceeds of £1,828 million in 2015 relating to the disposal of the controlling interest in Citizens and £578 million in 2013 relating to the disposal of the controlling interest in Direct Line Group.

32 Interest received and paid

		Group			Bank			
	2015	2014	2013	2015	2014	2013		
	£m	£m	£m	£m	£m	£m		
Interest received	11,589	13,039	17,479	5,579	6,997	11,379		
Interest paid	(3,699)	(4,332)	(6,387)	(3,800)	(4,140)	(7,752)		
	7,890	8,707	11,092	1,779	2,857	3,627		

33 Analysis of changes in financing during the year

		Group						
	Share capital, share	premium and mer	ger reserve	Subor	dinated liabilities			
	2015 Em	2014 £m	2013 £m	2015 £m	2014 £m	2013 £m		
At 1 January	44,250	43,699	43,571	30,469	33,134	33,851		
Issue of subordinated liabilities				_	1,438	2,285		
Repayment of subordinated liabilities				(2,279)	(4,181)	(1,868)		
Net cash (outflow)/inflow from financing	_	_	_	(2,279)	(2,743)	417		
Cross-border merger	_	_	128	_	_	_		
Redemption of preference shares	_	517	_	_	_	_		
Currency translation and other adjustments	31	34		(1,160)	78	(1,134)		
At 31 December	44,281	44,250	43,699	27,030	30,469	33,134		

			Bank			
	Share capital, share	e premium and men	ger reserve	Subor	dinated liabilities	
	2015	2014	2013	2015	2014	2013
	£m	£m	£m	£m	£m	£m
At 1 January	33,369	32,818	32,690	27,480	30,566	31,635
Issue of subordinated liabilities				_	833	1,864
Repayment of subordinated liabilities				(1,894)	(4,121)	(1,868)
Net cash outflow from financing	_	_	_	(1,894)	(3,288)	(4)
Cross-border merger	_	_	128	_	_	_
Redemption of preference shares	_	517	_	_	_	_
Currency translation and other adjustments	31	34	_	(52)	202	(1,065)
At 31 December	33,400	33,369	32,818	25,534	27,480	30,566

34 Analysis of cash and cash equivalents

	Group (1)					
	2015	2014	2013	2015	2014	2013
	£m	£m	£m	£m	£m	£m
At 1 January						
- cash	90,191	97,340	86,561	82,975	96,056	83,644
- cash equivalents	17,117	30,616	46,540	18,395	28,572	42,599
	107,308	127,956	133,101	101,370	124,628	126,243
Net cash (outflow)/inflow	(5,233)	(20,648)	(5,145)	5,243	(23, 258)	(1,615)
At 31 December	102,075	107,308	127,956	106,613	101,370	124,628
Comprising:						
Cash and balances at central banks	78,999	73,983	79,993	76,904	70,952	75,792
Treasury bills and debt securities	1,445	1,821	696	1,179	739	429
Loans and advances to banks	21,631	31,504	47,267	28,530	29,679	48,407
Cash and cash equivalents	102,075	107,308	127,956	106,613	101,370	124,628

Certain members of the Group are required by law or regulation to maintain balances with the central banks in the jurisdictions in which they operate. These balances are set out below.

	2015	2014	2013
Bank of England	£0.5bn	£0.6bn	£0.6bn
US Federal Reserve	_	\$1.3bn	\$1.2bn
De Nederlandsche Bank	€0.2bn	€0.1bn	€0.1bn

Notes:
(1) Includes each collateral posted with bank counterparties in respect of derivative liabilities of £11,046 million (2014 - £11,258 million, 2013 - £9,672 million).
(2) Includes each collateral posted with bank counterparties in respect of derivative liabilities of £10,843 million (2014 - £10,845 million, 2013 - £9,050 million).

35 Segmental analysis

(a) Reportable segments

The directors manage the Group primarily by class of business and present the segmental analysis on that basis. This includes the review of net interest income for each class of business - interest receivable and payable for all reportable segments is therefore presented net. Segments charge market prices for services rendered between each other; funding charges between segments are determined by RBS Treasury, having regard to commercial demands. The segment performance measure is operating profit/(loss).

Organisational structure

The Group continues to deliver on its plan to build a strong, simple and fair bank for both customers and shareholders. To support this and reflect the progress made on the initiatives above the previously reported operating segments have been realigned as follows:

Personal & Business Banking (PBB) comprises two reportable segments, UK Personal & Business Banking (UK PBB) and Ulster Bank Rol. UK PBB serves individuals and mass affluent customers in the UK together with small businesses (generally up to £2 million turnover). UK PBB includes Ulster Bank customers in Northern Ireland. Ulster Bank Rol serves individuals and businesses in the Republic of Ireland (Rol).

Commercial & Private Banking (CPB) comprises three reportable segments, Commercial Banking, Private Banking and RBS International (RBSI). Commercial Banking serves commercial and mid-corporate customers in the UK. Private Banking serves high net worth individuals in the UK and RBSI serves retail, commercial, corporate and financial institution customers in Jersey, Guernsey, Isle of Man and Gibraltar.

Corporate & Institutional Banking (CiB) serves UK and Western European corporate customers, and global financial institutions, supported by trading and distribution platforms in the UK, US and Singapore.

Capital Resolution consists of established businesses: CIB Capital Resolution and RBS Capital Resolution (RCR).

CIB Capital Resolution was created from non-strategic portfolios from CIB, to enable the build of a strong go-forward CIB business, consisting of three regional businesses (Americas, EMEA and APAC), Shipping, Markets assets, Other legacy assets including Global Transaction Services. There is a three stage process in place to guide the business down; starting with taking capital out, then running down the cost base and finally managing tail risk in the longer-term.

PICR was created on 1 January 2014 to de-risk the balance sheet. The original RBS Group perimeter was £47 billion of funded assets consisting of four asset groups: Ulster Bank (Ulster PICR), Real Estate Finance (ex. Ireland), Corporate and Markets. The remaining funded assets of £4.6 billion are included in Capital Resolution.

Williams & Glyn (W&G) comprises the RBS England and Wales branch-based businesses, along with certain SME and corporate activities across the UK. During the period presented W&G has not operated as a separate legal entity. The perimeter of the segment currently reported does not include certain portfolios that are ultimately intended to be divested as part of W&G, for example, certain NatWest branches in Scotland.

Central items & other comprises corporate functions, such as Treasury, Finance, Risk Management, Compliance, Legal, Communications and Human Resources. Central functions manages the Group capital resources and Group-wide regulatory projects and provides services to the reportable segments. Balances relating to Citizens and the international private banking business are also included.

Non-Core Division, established in 2009 as a principal vehicle for risk reduction, was dissolved on 31 December 2013.

Reporting changes

In line with the Group's strategy to be a simpler bank, the following reporting changes have been implemented in relation to the presentation of the Group results:

The following items previously reported separately after operating profit are now being reported within operating profit.

- Own credit adjustments;
- Gain/(loss) on redemption of own debt;
- Write-down of goodwill; and
- Strategic disposals.

Citizens Financial Group

Citizens was classified as a discontinued operation and as a disposal group on 31 December 2014 and its assets and liabilities from that date to 3 August 2015 have been aggregated and presented as separate lines in accordance with IFRS 5. On 3 August 2015, the Group's interest in Citizens fell to 20.9% and it was treated as an associate held for sale thereafter. On 30 October 2015, the Group sold its remaining shareholding in Citizens. Citizens is no longer treated as a reportable segment.

Comparatives have been restated accordingly for the changes outlined above.

35	Seg	ıme	ntal	anal	ysis
33	œş	ше	HUMI	arra	yara

35 Segmental analysis							
2015	Not interest income £m	Non- interest income £m	Total income £m	Operating expenses £m	Depreciation and amortisation £m	Impairment secoveries/ (losses) Sm	Operating profit (loss)
UK Personal & Business Banking	4,263	998	5,261	(3,640)	_	7	1,628
Ulster Bank Rol	365	185	550	(383)	_	141	308
Personal & Business Banking	4,628	1,183	5,811	(4,023)	_	148	1,936
Commercial Banking	2,195	1,257	3,452	(1,395)	(141)	(69)	1,847
Private Banking	410	208	618	(1,018)	_	(13)	(413)
RBS International	303	64	367	(120)			247
Commercial & Private Banking	2,908	1,529	4,437	(2,533)	(141)	(82)	1,681
Corporate & Institutional Banking	82	1,440	1,522	(2,031)	_	5	(504)
Capital Resolution	440	(94)	346	(4,524)	(29)	781	(3,426)
Williams & Glyn	658	175	833	(387)	_	(15)	431
Central items & other	(308)	(490)	(798)	(1,470)	(1,003)		(3,271)
				44 - 0000	44 4700		40.4504
Total	8,408	3,743	12,151	(14,968)	(1,173)	837	(3,153)
Total 2014"	8,408	3,743	12,151	(14,968)	(1,1/3)	837	(3,153)
	4,277	1,172	12,151 5,449	(3,632)	(1,1/3)	(154)	1,663
2014*				, , ,			
2014" UK Personal & Business Banking	4,277	1,172	5,449	(3,632)	_	(154)	1,663
2014" UK Personal & Business Banking Ulster Bank Rol	4, <i>2</i> 77 467	1,172 137	5,449 604	(3,632)	=	(154) 306	1,663 542
2014" UK Personal & Business Banking Ulster Bank Rol Personal & Business Banking	4,277 467 4,744	1,172 137 1,309	5,449 604 6,053	(3,632) (368) (4,000)		(154) 306 152	1,663 542 2,205
2014" UK Personal & Business Banking Ulster Bank Rol Personal & Business Banking Commercial Banking	4,277 467 4,744 2,130	1,172 137 1,309 1,331	5,449 604 6,053 3,461	(3,632) (368) (4,000) (1,466)		(154) 306 152 (85)	1,663 542 2,205 1,769
UK Personal & Business Banking Ulster Bank Rol Personal & Business Banking Commercial Banking Private Banking	4,277 467 4,744 2,130 454	1,172 137 1,309 1,331 235	5,449 604 6,053 3,461 689	(3,632) (368) (4,000) (1,466) (506)	(141)	(154) 306 152 (85) 5	1,663 542 2,205 1,769 188
2014" UK Personal & Business Banking Ulster Bank Rol Personal & Business Banking Commercial Banking Private Banking RBS International	4,277 467 4,744 2,130 454 323 2,907	1,172 137 1,309 1,331 235 68	5,449 604 6,053 3,461 689 391	(3,632) (368) (4,000) (1,466) (506) (117)	(141)	(154) 306 152 (85) 5 7 (73)	1,663 542 2,205 1,769 188 281
2014" UK Personal & Business Banking Ulster Bank Rol Personal & Business Banking Commercial Banking Private Banking RBS International Commercial & Private Banking	4,277 467 4,744 2,130 454 323 2,907	1,172 137 1,309 1,331 235 68 1,634	5,449 604 6,053 3,461 689 391 4,541	(3,632) (368) (4,000) (1,466) (506) (117) (2,089)	(141) — (141) — (141)	(154) 306 152 (85) 5 7 (73)	1,663 542 2,205 1,769 188 281 2,238
UK Personal & Business Benking Ulster Bank Rol Personal & Business Banking Commercial Banking Private Banking RBS International Commercial & Private Banking Corporate & Institutional Banking Capital Resolution Williams & Glyn	4,277 467 4,744 2,130 454 323 2,907 117 908 664	1,172 137 1,309 1,331 235 68 1,634 1,942 1,089 188	5,449 604 6,053 3,461 689 391 4,541 2,059 1,997 852	(3,632) (368) (4,000) (1,466) (506) (117) (2,089) (2,259) (1,796) (330)	(141) — — ———————————————————————————————	(154) 306 152 (85) 5 7 (73) 7 1,293 (55)	1,663 542 2,205 1,769 188 281 2,238 (193) 1,466 467
2014" UK Personal & Business Banking Ulster Bank Rol Personal & Business Banking Commercial Banking Private Banking RBS International Commercial & Private Banking Corporate & Institutional Banking Capital Resolution	4,277 467 4,744 2,130 454 323 2,907 117 908	1,172 137 1,309 1,331 235 68 1,634 1,942 1,089	5,449 604 6,053 3,461 689 391 4,541 2,059 1,997	(3,632) (368) (4,000) (1,466) (506) (117) (2,089) (2,259) (1,796)	(141)	(154) 306 152 (86) 5 7 (73) 7 1,293	1,663 542 2,205 1,769 188 281 2,238 (193) 1,466

^{*}Restated - refer to pages 148 and 248 for further details. Represented to reflect the segmental reorganisation.

35 Segmental analysis

	Ne1	Non-			Depreciation	Impairment	
	interest	interest	Total	Operating	and	(losses)/	Operating
	income	income	income	expenses	amortisation	racoverie s	profit/(loss)
2013*	£m	£m	£m	£m	£m	£m	£m
UK Personal & Business Banking	4,096	1,117	5,213	(3,995)	_	(669)	549
Ulster Bank Rol	478	428	906	(374)	_	(1,525)	(993)
Personal & Business Banking	4,574	1,545	6,119	(4,369)	_	(2,194)	(444)
Commercial Banking	2,021	1,379	3,400	(1,670)	(135)	(602)	993
Private Banking	419	240	659	(594)	_	(7)	58
RBS International	299	66	365	(128)	_	(47)	190
Commercial & Private Banking	2,739	1,685	4,424	(2,392)	(135)	(656)	1,241
Corporate & Institutional Banking	202	2,264	2,466	(1,809)	(118)	38	577
Capital Resolution	558	1,510	2,068	(4,293)	99	(663)	(2,789)
Williams & Glyn	657	199	856	(307)	_	(80)	469
Central items & other	(529)	714	185	(1,340)	(879)	(84)	(2,118)
Non-Core	429	208	637	(366)	(76)	(4,498)	(4,303)
Total	8,630	8,125	16,755	(14,876)	(1,109)	(8,137)	(7,367)

		2015			2014"			2013*	
Total revenue	External £m	Inter segment £m	Total £m	External £m	Inter segment £m	Total £m	External £m	Inter segment £m	Total £m
UK Personal & Business Banking	6,195	50	6,245	6,351	39	6,390	6,372	26	6,398
Ulster Bank Rol	640	15	655	672	50	722	1,057	58	1,115
Personal & Business Banking	6,835	65	6,900	7,023	89	7,112	7,429	84	7,513
Commercial Banking	3,482	42	3,524	3,554	51	3,605	3,640	31	3,671
Private Banking	577	191	768	624	240	864	651	298	949
RBS International	275	177	452	287	208	495	261	238	499
Commercial & Private Banking	4,334	410	4,744	4,465	499	4,964	4,552	567	5,119
Corporate & Institutional Banking	1,872	1,199	3,071	2,541	1,212	3,753	2,977	1,867	4,844
Capital Resolution	746	1,455	2,201	2,597	2,611	5,208	2,723	2,619	5,342
Williams & Glyn	920	_	920	954	_	954	988	_	988
Central items & other	1,587	(3,129)	(1,542)	1,819	(4,411)	(2,592)	3,382	(5,521)	(2,139)
Non-Core	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	1,117	384	1,501
Total	16,294		16,294	19,399		19,399	23,168		23,168

^{*}Restated - rater to pages 148 and 248 for further details. Re-presented to rate of the segmental reorganisation.

35 Segmental analysis

		2015			2014*			2013"	
		Inter			Inter			Inter	
Total income	External £m	segment £m	Total £m	External £m	segment £m	Total £m	External £m	segment £m	Total £m
UK Personal & Business Banking	5,199	62	5,261	5,351	98	5,449	5,074	139	5,213
Ulster Bank Rol	569	(19)	550	559	45	604	935	(29)	906
Personal & Business Banking	5,768	43	5,811	5,910	143	6,053	6,009	110	6,119
Commercial Banking	3,817	(365)	3,452	3,806	(345)	3,461	3,756	(356)	3,400
Private Banking	508	110	618	542	147	689	459	200	659
RBS International	200	167	367	195	196	391	141	224	365
Commercial & Private Banking	4,525	(88)	4,437	4,543	(2)	4,541	4,356	68	4,424
Corporate & Institutional Banking	1,557	(35)	1,522	2,178	(119)	2,059	2,452	14	2,466
Capital Resolution	446	(100)	346	2,036	(39)	1,997	1,849	219	2,068
Williams & Glyn	852	(19)	833	872	(20)	852	871	(15)	856
Central items & other	(997)	199	(798)	(921)	37	(884)	247	(62)	185
Non-Core	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	971	(334)	637
Total	12,151	_	12,151	14,618	_	14,618	16,755	_	16,755

		2015			2014"			2013*	
			Cost to acquire fixed assets and intangible			Cost to acquire fixed assets and intangible			Cost to acquire fixed assets and intangible
	Assets	Liabilities	assets	Assets	Liabilities	assets	Assets	Liabilities	assets
	£m	2m	£m	£m	£m	£m	£m	£m	£m
UK Personal & Business Banking	127,067	140,585	_	119,763	136,823	_	117,368	131,744	5
Ulster Bank Rol	21,264	15,837		22,479	17,962		22,954	19,976	6
Personal & Business Banking	148,331	156,422	_	142,242	154,785	_	140,322	151,720	- 11
Commercial Banking	96,983	94,849	214	90,677	89,772	218	89,706	96,065	83
Private Banking	11,596	23,256	_	12,241	22,660	21	12,299	22,537	27
RBS International	7,854	21,399	_	7,779	20,995	_	6,923	21,059	_
Commercial & Private Banking	116,433	139,504	214	110,697	133,427	239	108,928	139,661	110
Corporate & Institutional Banking	213,790	194,238	10	281,910	261,472	_	247,972	223,964	_
Capital Resolution	187,833	186,458	3	314,449	277,858	135	305,415	274,808	437
Williams & Glyn	20,117	24,171	_	19,563	22,065	_	19,836	21,579	_
Central items & other	125,687	69,491	1,221	176,521	148,087	1,041	170,475	154,596	1,096
Non-Core	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	26,930	4,769	18
Total	812,191	770,284	1,448	1,045,382	997,694	1,415	1,019,878	971,097	1,672

^{*}Restated - refer to pages 148 and 248 for further details. Re-presented to refer the segmental reorganisation.

35 Segmental analysis

Segmental analysis of assets and liabilities included in disposal groups:

	2015	2015			2013*		
	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities	
	£m	£m	£m	£m	£m	£m	
Commercial Banking	_	_	2	_	_	_	
Private Banking	_	_	_	_	3		
Commercial & Private Banking	_	_	2	_	3	_	
Corporate & Institutional Banking	_	_	18	14	_	_	
Capital Resolution	130	251	46	2	_	_	
Central items & other	3,356	2,729	80,967	71,268	680	3,190	
Non-Core	n/a	n/a	n/a	n/a	107	20	
Total	3,486	2,980	81,033	71,284	790	3,210	

Segmental analysis of goodwill is as follows:

	UK Personal & Business Banking £m	Commercial Banking £m	Private Banking £m	RIBSI Ωm	Capital Resolution Em	Central items (1) £m	Total £m
At 1 January 2014*	3,342	1,907	715	300	130	3,736	10,130
Transfer to disposal groups	_	_	_	_	_	(3,957)	(3,957)
Currency translation and other adjustments	_	_	(9)	_	_	221	212
Write down of goodwill - continuing operations	_	_	_	_	(130)	_	(130)
At 1 January 2015*	3,342	1,907	706	300	_	_	6,255
Transfer to disposal groups	_	_	(220)	_	_	_	(220)
Currency translation and other adjustments	_	_	12	_	_	_	12
Write down of goodwill - continuing operations	_	_	(498)	_	_	_	(498)
At 31 December 2015	3,342	1,907		300			5,549

^{*}Restated - refer to pages 148 and 248 for further details. Re-presented to reflect the segmental reorganisation.

Note:

(1) Relates to Citizens Financial Group

35 Segmental analysis

(b) Geographical segments

The geographical analysis in the tables below has been compiled on the basis of location of office where the transactions are recorded.

	UK	USA	Europe	the World	Total
2015	£m	£m	£m	£m	£m
Total revenue	14,494	346	1,202	252	16,294
Net interest income	7,516	144	602	146	8,408
Net fees and commissions	2,340	138	338	71	2,887
Income from trading activities	819	44	115	(24)	954
Other operating income	41	(68)	(34)	(37)	(98)
Total income	10,716	258	1,021	156	12,151
Operating (loss)/profit before tax	(662)	(2,622)	449	(318)	(3,153)
Total assets	677,248	77,955	38,258	18,730	812,191
Of which assets held for sale	_	15	1,251	2,220	3,486
Total liabilities	644,067	76,618	31,268	18,331	770,284
Of which liabilities held for sale		16	418	2,546	2,980
Net assets attributable to equity shareholders and non-controlling interests	33,181	1,337	6,990	399	41,907
Contingent liabilities and commitments	128,478	9,729	11,148	692	150,047
Cost to acquire property, plant and equipment and intangible assets	1,330	70	21	27	1,448
2014"					
Total revenue	15,750	1,236	1,869	544	19,399
Notes of	7.507	0.17	700		
Net interest income	7,587	217	793	269	8,866
Net fees and commissions	2,548	285	497	148	3,478
Income from trading activities	350	547	265	28	1,190
Other operating income	958	71	75	(20)	1,084
Total income	11,443	1,120	1,630	425	14,618
Operating profit/(loss) before tax	441	382	1,626	(46)	2,403
Total assets	783,430	183,174	45,961	32,817	1,045,382
Of which assets held for sale	48	80,985	_	_	81,033
Total liabilities	757,650	167,421	40,454	32,169	997,694
Of which liabilities held for sale	2	71,282	_	_	71,284
Net assets attributable to equity shareholders and non-controlling interests	25,780	15,753	5,507	648	47,688
Contingent liabilities and commitments	104,369	88,967	37,273	4,258	234,867
Cost to acquire property, plant and equipment and intangible assets	1,025	238	133	19	1,415
2013"					
Total revenue	16,541	2,099	3,208	1,320	23,168
Net interest income	7,531	248	790	61	8,630
Net fees and commissions	2,484	325	729	168	3,706
Income from trading activities	1,583	885	199	193	2,860
Other operating income	792	162	605		1,559
Total income	12,390	1,620	2,323	422	16,755
Operating loss before tax	(2,356)	(1,187)	(3,706)	(118)	(7,367)
Total assets	731,304	199,305	51,763		1,019,878
Of which assets held for sale	.01,004	750	38	2	790
Total liabilities	703,739	184,286	46,139	36,933	971,097
Of which liabilities held for sale		3,210	40,100		3,210
Net assets attributable to equity shareholders and non-controlling interests	27,565	15,019	5,624	573	48,781
Contingent liabilities and commitments	108,274	82,758	40,961	5,095	237,088
Cost to acquire property, plant and equipment and intangible assets	1,035	412	217	8	1,672
The state of the s	11000	716			1107 E

^{*}Restated - rater to pages 148 for further details.

36 Directors' and key management remuneration

The directors of the Bank are also directors of the holding company and are remunerated for their services to the RBS Group as a whole. The remuneration of the directors is disclosed in the Report and Accounts of the RBS Group.

Compensation of key management

The aggregate remuneration of directors and other members of key management during the year, borne by the RBS Group, was as follows:

	2015	2014
	2000	£000
Short-term benefits	19,395	20,917
Post-employment benefits	435	1,964
Termination benefits	_	3,481
Share-based payments	3,472	4,889
	23,302	31,251

Key management comprises members of the RBS Group Executive Committee.

37 Transactions with directors and key management

(a) At 31 December 2015, amounts outstanding in relation to transactions, arrangements and agreements entered into by authorised institutions in the Group, as defined in UK legislation, were £129,070 in respect of loans to four persons who were directors of the company at any time during the financial period.

(b) For the purposes of IAS 24 'Related Party Disclosures', key management comprise directors of the Bank and members of the RBS Group Executive Committee. The captions in the Group's primary financial statements include the following amounts attributable, in aggregate, to key management:

	2015	2014
	0002	£000
Loans and advances to customers	2,741	4,089
Customer accounts	12,332	22,037

Key management have banking relationships with Group entities which are entered into in the normal course of business and on substantially the same terms, including interest rates and security, as for comparable transactions with other persons of a similar standing or, where applicable, with other employees. These transactions did not involve more than the normal risk of repayment or present other unfavourable features.

Key management had no reportable transactions or balances with the holding company.

38 Related parties

UK Government

On 1 December 2008, the UK Government through HM Treasury became the ultimate controlling party of The Royal Bank of Scotland Group plc. The UK Government's shareholding is managed by UK Financial Investments Limited, a company wholly owned by the UK Government. As a result, the UK Government and UK Government controlled bodies became related parties of the Group. During 2015, all of the B shares held by the UK Government were converted into ordinary shares of £1 each and the Dividend Access Share Retirement Agreement was agreed between RBS plc and HM Treasury.

The Group enters into transactions with many of these bodies on an arm's length basis. Transactions include the payment of: taxes principally UK corporation tax (page 175) and value added tax; national insurance contributions; local authority rates; and regulatory fees and levies (including the bank levy and FSCS levies (page 233); together with banking transactions such as loans and deposits undertaken in the normal course of banker-customer relationships.

Bank of England facilities

The Group may participates in a number of schemes operated by the Bank of England in the normal course of business.

Members of the Group that are UK authorised institutions are required to maintain non-interest bearing (cash ratio) deposits with the Bank of England amounting to 0.18% of their average eligible liabilities in excess of £600 million. They also have access to Bank of England reserve accounts: sterling current accounts that earn interest at the Bank of England Rate.

The table below discloses items included in income and operating expenses on transactions between the Group and fellow subsidiaries of the RBS Group.

Other related parties

- (a) In their roles as providers of finance, Group companies provide development and other types of capital support to businesses. These investments are made in the normal course of business and on arm's length terms. In some instances, the investment may extend to ownership or control over 20% or more of the voting rights of the investee company. However, these investments are not considered to give rise to transactions of a materiality requiring disclosure under IAS 24.
- (b) The Group recharges The Royal Bank of Scotland Group Pension Fund with the cost of administration services incurred by it. The amounts involved are not material to the Group.
- (c) In accordance with IAS 24, transactions or balances between Group entities that have been eliminated on consolidation are not reported.
- (d) The captions in the primary financial statements of the parent company include amounts attributable to subsidiaries. These amounts have been disclosed in aggregate in the relevant notes to the financial statements.

The table below discloses items included in income and operating expenses on transactions between the Group and fellow subsidiaries of the RBS Group.

	2015	2014	2013
	£m	£m	£m
Income			
Interest receivable	90	87	158
Interest payable	1,019	1,032	1,020
Fees and commissions receivable	7	7	13
Fees and commissions payable	2	3	79
Net (expense)/income from discontinued operations	(28)	(28)	6

39 Ultimate holding company

The Group's ultimate holding company is The Royal Bank of Scotland Group plc which is incorporated in Great Britain and registered in Scotland. As at 31 December 2015, The Royal Bank of Scotland Group plc heads the largest group in which the Group is consolidated. Copies of the consolidated accounts may be obtained from The Secretary, The Royal Bank of Scotland Group plc, Gogarburn, PO Box 1000, Edinburgh EH12 1HQ.

Following placing and open offers by The Royal Bank of Scotland Group plc in December 2008 and April 2009, the UK Government, through HM Treasury, currently holds 72.6% of the issued ordinary share capital of the holding company and is therefore the Group's ultimate controlling party.

40 Post balance sheet events

Pension fund

Subsequently and pursuant to the Memorandum of Understanding, the RBS Group agreed with the Trustee a Statement of Funding Principles in relation to an actuarial valuation as at 31 December 2015. The RBS Group and Trustee also updated the existing Schedule of Contributions and Pecovery Plan to reflect the £4.2 billion contribution, which was paid during March 2016.

41 Related undertakings
Group legal entities and activities at 31 December 2015
In accordance with the Companies Act 2006, the company's related undertakings and the accounting treatment for each are listed below. All undertakings are wholly-owned by the company or subsidiaries of the company and are consolidated by reason of contractual control (Section 1162(2) CA 2006), unless otherwise indicated. Group interest refers to ordinary shares of equal values and voting rights unless further analysis is provided in the footnotes. Activities are classified in accordance with Annex I to the Capital Requirements Directive (*CRD N") and the definitions in Article 4 of the Capital Requirements Regulation.

The following table details active related undertakings incorporated in the United Kingdom which are 100% owned by the Group and fully consolidated for accounting purposes.

Enitity name	Activity(1)	Enitity name Lombard North Central PLC	Activity(1
Adam & Company Group PLC	·		
Adam & Company Investment Management Ltd	BF	Lombard Property Facilities Ltd	BF
dam & Company PLC	CI BF	Lombard Technology Services Ltd	BF
Caledonian Sleepers Rail Leasing Ltd	F-	Lombard Vehicle Management (1) Ltd	BF
Care Homes 1 Ltd	отн	Lombard Vehicle Management (2) Ltd	BF
Care Homes 2 Ltd	отн	Lombard Vehicle Management (3) Ltd	BF
Care Homes 3 Ltd	отн	Lombard Vehicle Management Ltd	BF
Care Homes Holdings Ltd	отн	Lombard Venture Finance Ltd	BF
Churchill Management Ltd	отн	Nanny McPhee Productions Ltd	BF
Coutts & Company	CI	National Westminster Bank Plo	CI
Coutts Finance Company	BF	National Westminster Home Loans Ltd	BF
Desertlands Entertainment Ltd	BF	National Westminster Properties No. 1 Ltd	SC
Distant Planet Productions Ltd	BF	NatWest (HMHP) Ltd	BF
Dixon Motors Developments Ltd	BF	NatWest Capital Finance Ltd	BF
Euro Sales Finance Plo	BF	NatWest Corporate Investments	BF
Farming and Agricultural Finance Ltd	BF	NatWest Finance Ltd	ОТН
G L Trains Ltd	BF	NatWest Leasing and Asset Finance Ltd	BF
Satehouse Way Developments Ltd	ОТН	NatWest Machinery Leasing Ltd	BF
GRG Real Estate Asset Management (Great Britain) Ltd	BF	NatWest Property Investments Ltd	ОТН
Heartlands (Central) Ltd	отн	NatWest Specialised Property Investments Ltd	BF
Helena Productions Ltd	BF	NatWest Ventures Investments Ltd	BF
KUC (Public Houses) Ltd	отн	Nevis Derivatives No. 3 LLP	BF
RUC Holdings Ltd	отн	Nevis Derivatives No. 2 LLP	BF
(UC Properties Ltd	отн	Nevis Derivatives No.1 LLP	BF
and Options (West) Ltd	отн	Northants Developments Ltd	BF
Latam Directors Ltd	BF	Northern Isles Ferries Ltd	BF
Leckhampton Finance Ltd	BF	P of A Productions Ltd	BF
Libra No 1 Ltd	отн	Patalex II Productions Ltd	BF
ombard & Ulster Ltd	BF	Patalex III Productions Ltd	BF
ombard Asset Leasing Ltd	BF	Patalex IV Productions Ltd	BF
Lombard Business Finance Ltd	BF	Patalex Productions Ltd	BF
Lombard Business Leasing Ltd	BF	Patalex V Productions Ltd	BF
Lombard Charterhire Ltd	BF	Pittville Leasing Ltd	BF
Lombard Corporate Finance (3) Ltd	BF	Premier Audit Company Ltd	BF
Lombard Corporate Finance (6) Ltd	BF	Price Productions Ltd	BF
ombard Corporate Finance (7) Ltd	BF	Primemodern Ltd	ОТН
Lombard Corporate Finance (10) Ltd	BF	Priority Sites Investments Ltd	BF
Lombard Corporate Finance (11) Ltd	BF	Priority Sites Ltd	ОТН
Lombard Corporate Finance (13) Ltd	BF	Property Venture Partners Ltd	ОТН
Lombard Corporate Finance (14) Ltd	BF	Property Ventures (B&M) Ltd	ОТН
Lombard Corporate Finance (15) Ltd	BF	R.B. Asset Value Ltd	BF
Lombard Corporate Finance (December 1) Ltd	BF	R.B. Capital Leasing Ltd	BF
Lombard Corporate Finance (December 1) Ltd	BF	R.B. Equipment Leasing Ltd	BF
Lombard Corporate Finance (June 2) Ltd	BF	R.B. Investment Holdings Ltd	BF
ombard Corporate Finance (March 1) Ltd	BF	R.B. Leasing (April) Ltd	BE
ombard Discount Ltd	BF	R.B. Leasing (Bluewater) Ltd	BF
ombard Facilities Ltd	BF	R.B. Leasing (December) Ltd	BF
ombard Finance Ltd	BF	R.B. Leasing (Eden) Ltd	BF
combard Initial Leasing Ltd	BF	R.B. Leasing (March) Ltd	BF
ombard Leasing Contracts Ltd	BF	R.B. Leasing (September) Ltd	BF
ombard Leasing Contracts Ltd	BF	R.B. Leasing Company Ltd	BF
Lombard Lessors Ltd	BF BF	n.o. coasing company car	ьг
Lombard Manume Lid	BF	I .	

41 Related undertakings continued

Enitity name R.B. Quadrangle Leasing Ltd	Activity(1)
R.B.S. Special Investments Ltd	BF.
RB Investments 2 Ltd	BF
RB Investments 3 Ltd	отн
RBDC Administrator Ltd	ОТН
RBDC Investments Ltd	отн
RBEF Ltd	отн
RBS Argonaut Ltd	отн
RBS Asset Finance Europe Ltd	BF
RBS Asset Management (ACD) Ltd	BF
RBS Asset Management Holdings	BF
RBS Asset Management Ltd	BF
RBS Hotel Development Company Ltd	отн
RBS Hotel Investments Ltd	отн
RBS Investment Ltd	BF
RBS Invoice Finance Ltd	BF
RBS Mezzanine Ltd	BF
RBS Property Developments Ltd	отн
RBS Property Ventures Investments Ltd	BF
RBS Residential Venture No.1 Ltd	ОТН
RBS Secured Funding LLP	BF
RBS SME Investments Ltd	отн
RBS Special Opportunities General Partner (England) Ltd	BF
RBS Special Opportunities General Partner (Scotland) II Ltd	BF
RBS Special Opportunities General Partner (Scotland) Ltd	отн
RBS Specialised Property Investments Ltd	отн
RBSG (Europe)	BF
RBSG International Holdings Ltd	BF
RBSM (Investments) Ltd	CI
RBSM Capital Ltd	BF
RBSSAF (2) Ltd	BF
RBSSAF (3) Ltd	BF
RBSSAF (4) Ltd	BF
RBSSAF (6) Ltd	BF
RBSSAF (7) Ltd	BF
RBSSAF (8) Ltd	BF
RBSSAF (10) Ltd	BF

RBSSAF (11) Ltd RBSSAF (12) Ltd RBSSAF (13) Ltd RBSSAF (16) Ltd RBSSAF (19) Ltd RBSSAF (22) Ltd RBSSAF (22) Ltd RBSSAF (23) Ltd RBSSAF (25) Ltd RBSSAF (26) Lt	BF B
RBSSAF (13) Ltd RBSSAF (16) Ltd RBSSAF (29) Ltd RBSSAF (22) Ltd RBSSAF (23) Ltd RBSSAF (25) Ltd RBSSAF (26) Ltd	BF BF BF BF BF OTH OTH BF
RBSSAF (16) Ltd RBSSAF (19) Ltd RBSSAF (22) Ltd RBSSAF (23) Ltd RBSSAF (25) Ltd RBSSAF (26) Ltd RBSSAF (26) Ltd RoboScot DevCap Ltd RoboScot Equity Ltd RoboScot Ventures Ltd Roy all Bank Asset Finance Ltd	BF BF BF BF BF OTH OTH
RBSSAF (19) Ltd RBSSAF (22) Ltd RBSSAF (23) Ltd RBSSAF (25) Ltd RBSSAF (26) Ltd RBSSAF (27) Lt	BF BF BF BF BF OTH OTH BF
RBSSAF (22) Ltd RBSSAF (23) Ltd RBSSAF (25) Ltd RBSSAF (26) Ltd RBSSAF (26) Ltd RoboScot DevCap Ltd RoboScot Equity Ltd RoboScot Ventures Ltd Royal Bank Asset Finance Ltd	BF BF BF BF OTH OTH BF
RBSSAF (23) Ltd RBSSAF (25) Ltd RBSSAF (26) Ltd RoboScot DevCap Ltd RoboScot Equity Ltd RoboScot Ventures Ltd Royal Bank Asset Finance Ltd	BF BF BF OTH OTH OTH BF
RBSSAF (25) Ltd RBSSAF (26) Ltd RoboScot DevCap Ltd RoboScot Equity Ltd RoboScot Ventures Ltd Royal Bank Asset Finance Ltd	BF BF OTH OTH OTH BF
RBSSAF (26) Ltd Riossi Ltd RoboScot DevCap Ltd RoboScot Equity Ltd RoboScot Ventures Ltd Royal Bank Asset Finance Ltd Royal Bank Oevelopment Capital Ltd	BF BF OTH OTH OTH BF
Riossi Ltd Riossi Ctd Riossi Ctd Riossi Ctd Riossi Equity Ltd Riossi Ventures Ltd Rioyal Bank Asset Finance Ltd Rioyal Bank Asset Finance Ltd	BF OTH OTH OTH BF
RoboScot DevCap Ltd RoboScot Equity Ltd RoboScot Ventures Ltd Royal Bank Asset Finance Ltd Royal Bank Development Capital Ltd	OTH OTH OTH BF
RoboScot Equity Ltd RoboScot Ventures Ltd Royal Bank Asset Finance Ltd Royal Bank Development Capital Ltd	OTH OTH BF
RoboScot Ventures Ltd Royal Bank Asset Finance Ltd Royal Bank Development Capital Ltd	OTH BF
Royal Bank Asset Finance Ltd Royal Bank Development Capital Ltd	BF
Royal Bank Development Capital Ltd	
	BF.
Royal Bank Invoice Finance Ltd	BF
Royal Bank Leasing Ltd	RF.
Royal Bank Ceasing Ltd Royal Bank of Scotland (Industrial Leasing) Ltd	BF BF
Royal Bank Or Scotland (Industrial Leasing) Ltd	BE BE
Royal Bank Operating Leasing Ltd	OTH
Royal Bank Ventures Investments Ltd	BF
Royal Bank Ventures Ltd	RF.
Royal Scot Leasing Ltd	BF BE
	BF
RoyScot Financial Services Ltd	BF BF
RoyScot Larch Ltd RoyScot Trust plo	BF BF
Sandford Leasing Ltd	BF
SIG 1 Holdings Ltd	BF
<u>*</u>	
SIG Number 2 Ltd	ОТН ОТН
Springwell Street Developments (No 1) Ltd STAR 1 Special Partner Ltd	BF
Style Financial Services Ltd	BF
The One Account Ltd	BF BF
	BF
The Royal Bank of Scotland Invoice Discounting Ltd The obald Film Productions LLP	BF
Thrapston Triangle Ltd	OTH
Total Capital Finance Ltd	BF
JB SIG (NI) Ltd	BF BF
	BF BF
Jister Bank Commercial Services (NI) Ltd Jister Bank Ltd	
Jister Bank Pension Trustees Ltd	OTH
/oyager Leasing Ltd	BF
N. & G. Industrial Leasing Ltd	DC DC
•	BF BE
N. & G. Lease Finance Ltd	Ε.
Walton Lake Developments Ltd West Register (Bankside) Ltd	отн отн
	ОТН
West Register (Hotels Number 1) Ltd	
West Register (Hotels Number 2) Ltd	отн
West Register (Hotels Number 3) Ltd	отн
West Register (Land) Ltd	OTH BE
West Register (Northern Ireland) Property Ltd	BF BE
West Register (Project Developments) Ltd	BF BF
West Register (Property Investments) Ltd	
West Register (Realisations) Ltd	отн
West Register (Residential Property Investments) Ltd	отн
West Register Hotels (Holdings) Ltd	BF
Williams & Glyn's Leasing Company Ltd	отн
Winchcombe Finance Ltd	BF
WR (NI) Property Investments Ltd WR (NI) Property Realisations Ltd	BF OTH

The following table details active related undertakings incorporated outside the United Kingdom which are 100% owned by the Group and fully consolidated for accounting purposes.

Country	Enitity name	Activity(1)
Australia	RBS (Australia) Pty Ltd	BF
Bermuda	R.B. Leasing BDA One Ltd	BF
Brazi	RBS Assessoria Ltda	SC
Cayman	Coutts & Co (Cayman) Ltd	CI
Islands	200000000000000000000000000000000000000	Γ.
Cayman	Coutts General Partner (Cayman) V Ltd	отн
Islands	,,,,,	
Cayman	Equator Investments (Cayman) Ltd	BF
Islands		
Cayman	Islay Investments Ltd	отн
Islands		
Cayman	NafWest (Deansgate) Investments Ltd	отн
Islands	PP0 0 110 1 W 0 1P 1	OTH
Cayman	RBS Special Opportunities General Partner	отн
Islands	(Cayman) Ltd Redlion Investments Ltd	отн
Cayman Islands	Hedion investments Ltd	OIH
Cayman	Ringwold Investments Ltd	отн
Islands	THE GROOM INVOICEMENT LESS	J
Cayman	Royhaven Secretaries Ltd	BF
Islands		Γ.
Finland	Artul Kiinteistöt Oy	BF
Finland	Fab Ekenäs Formanshagen 4	SC
Finland	Forssa Likekiinteistöt Oy	BF
Finland	Koy Espoon Entresse II	BF
Finland	Koy Espoon Nittysillantie 5	BF
Finland	Koy Helsingin Mechelininkatu 1	BF
Finland	Koy Helsingin Osmontie 34	BF
Finland	Koy Helsingin Panuntie 11	BF
Finland	Koy Helsingin Panuntie 6	BF
Finland	Koy Isalmen Kihlavirta	BF
Finland	Koy Jamsan Keskushovi	BF
Finland	Koy Kokkolan Kaarlenportti Fab	BF
Finland	Koy Kouvolan Oikeus ja Poliisitalo	BF
Finland	Koy Lohjan Huonekalutalo	BF
Finland	Koy Milennium	BF
Finland	Koy Nummelan Portti	BF
Finland	Koy Nuolialan päiväkoti	BF BF
Finland Finland	Koy Otapuisto Koy Päiväläisentie 1-6	BF BF
Finland	*	BF
Finland	Koy Raision Kihlakulma Koy Ravattulan Kauppakeskus	BF
Finland	Koy Tapiolan Louhi	BF
Finland	Koy Vapaalan Service-Center	BF
Finland	Nordisk Renting Oy	BF
France	RBS France Holdings SARL	BF
France	RDS Metropolis SAS	BF
Germany	patus 455. GmbH	BF
Germany	RBS (Deutschland) AG	CI
Germany	RBS Deutschland Holdings GmbH	BF

Country	Enitity name	Activity(1
Germany	RBS Real Estate Holdings Germany GmbH	SC
Germany	RBS Structured Financial Services GmbH	BF
Germany	West Register PRIME Düsseldorf 2 GmbH	BE
Germany	West Register PRIME Holding GmbH	ОТН
Gibraltar	Gosport Ltd	отн
Gibraltar	RBS (Gibraltar) Ltd	CI
Gibraltar	Sotomar Ltd	BE
Guernsey	Drummonds Insurance PCC Ltd	BF
Guernsey	Lothbury Insurance Company Ltd	BE
Guernsey	Morar ICC Insurance Ltd	BF
Guernsey	PBS Employment (Guernsey) Ltd	SC
Guernsey	RoyScot Guernsey Ltd	BE
	RBS Securities Japan Ltd	BF BF
Hong Kong India	PBS Business Services Private Ltd	OTH
India	RBS India Development Centre Private Ltd	OTH
Republic of Ireland	Easycash (Ireland) Ltd	BF
Republic of Ireland	First Active Holdings Ltd	BF
Republic of Ireland	First Active Insurances Services Ltd	BF
Republic of Ireland	First Active Investments No. 4 Ltd	BF
Republic of Ireland	First Active Treasury plo	BF
Republic of Ireland	Hume Street Nominees Ltd	отн
Republic of Ireland	Lombard Ireland Group Holdings	BF
Republic of Ireland	Lombard Ireland Ltd	BF
Republic of Ireland	National Westminster Services (Ireland) Ltd	SC
Republic of Ireland	Norgay Property Ltd	BF
Republic of Ireland	RBS Asset Management (Dublin) Ltd	BF
Republic of Ireland	The RBS Group Ireland Retirement Savings Trustee Ltd	отн
Republic of Ireland	UB SIG (ROI) Ltd	BF
Republic of Ireland	Ulster Bank (Ireland) Holdings	BF
Republic of Ireland	Ulster Bank Commercial Services Ltd	BF
Republic of Ireland	Ulster Bank Dublin Trust Company	BF
Republic of Ireland	Ulster Bank Holdings (ROI) Ltd	BF
Republic of Ireland	Ulster Bank Ireland Ltd	CI
Republic of Ireland	Ulster Bank Pension Trustees (RI) Ltd	ОТН
Republic of Ireland	Ulster Bank Wealth	BF

41 Related undertakings continued

Country	Enitity name	Activity (1)
Republic of Ireland	Walter Property Ltd	BF
Republic of Ireland	West Register (Republic of Ireland) Property Ltd	BF
Isle Of Man	Coutts & Co (Marx) Ltd	BF
Isle Of Man	Isle of Man Bank (Nominees) Ltd	BF
Isle Of Man	Isle of Man Bank Ltd	CI
Isle Of Man	Lombard Marx Leasing Ltd	BF
Isle Of Man	Lombard Marx Ltd	BF
Isle Of Man	The Royal Bank of Scotland Employment (Isle of Man) Ltd	BF
Jersey	C.J. Fiduciaries Ltd	BF
Jersey	Citron 2004 Ltd	BF
Jersey	Coutts & Co Trustees (Jersey) Ltd	BF
Jersey	Fidelis Nominees Ltd	BF
Jersey	Lombard Finance (CI) Ltd	BF
Jersey	Magnus Nomine es Ltd	BF
Jersey	Mulcaster Street Nominees Ltd	OTH
Jersey	Pitstop Ltd	OTH
Jersey	RBS International Employees' Pension Trustees Ltd	BF
Jersey	Rostand Nominees Ltd	BF
Jersey	Rouge 2004 Ltd	BF
Jersey	RoyScot Jersey Ltd	BF
Jersey	The Royal Bank of Scotland International (Holdings) Ltd	BF
Jersey	The Royal Bank of Scotland International Ltd	CI
Jersey	Vert 2004 Ltd	OTH
Kazakhstan	JSC SB RBS (Kazakhstan)	BF
Netherlands	National Westminster International Holdings B.V.	BF
Netherlands	NatWest Securities B.V.	BF
Netherlands	RBS Investments Netherlands B.V.	BF
Netherlands	RBS Netherlands B.V.	BF
Netherlands	RBS Netherlands Holdings B.V.	BF
Netherlands	RBS-CBFM Netherlands B.V.	BF
Norway	BD Lagerhus AS	BF
Norway	Eiendomsselskapet Apteno Larvik AS	BF
Norway	Hatros 1 AS	BF
Norway	Nordisk Renting AS	BE

Country	Enitity name	Activity (1)
Norway	Ringdalveien 20 AS	BF
Panama	Growth Advisors S.A.	BF
Panama	Steering Group SA	BF
Poland	RBS Bank (Polska) S.A.	CI
Poland	RBS Polish Financial Advisory Services sp. z o.o.	ОТН
Russia	The Royal Bank of Scotland ZAO	CI
Sweden	Arkivborgen KB	BF
Sweden	Backsmedian KB	BF
Sweden	Bil Fastigheter i Sverige AB	BF
Sweden	Bifastighet i Taby AB	BE
Sweden	Braheberget KB	BF
Sweden	Brödmagasinet KB	BF
Sweden	Dalklockan 6 KB	BF
Sweden	Eurohill 4 KB	BF.
Sweden	Fastighet Kallebäck 2:4 i Göteborg AB	BF
Sweden	Fastighets AB Flöjten i Norrköping	BF
Sweden	Fastighets AB Hammarbyvagnen	BF
Sweden	Fastighets AB Kabisten 1	BF
Sweden	Fastighets AB Stockmakaren	BF.
Sweden	Fastighets AB Xalam	BF
Sweden	Fastighets AB Sambiblioteket	BF
Sweden	Fastighetsbolaget Holma i Höör AB	BF
Sweden	Forskningshöjden KB	BF
Sweden	Förvaltningsbolaget Dalkyrkan KB	BF
Sweden		BF
Sweden	Förvaltningsbolaget Predio 3 KB Gredelinen KB	BF
Sweden	Grinnhagen KB	BF
Sweden		BF.
sweden Sweden	Horrsta 4:38 KB	BF
Sweden	IR Fastighets AB	BF
	IR IndustriRenting AB	BF
Sweden	Kallebäck Institutfastigheter AB	
Sweden	KB Eurohill	BF BF
Sweden	KB IR Gamlestaden	
Sweden	KB Lagermannen	BF
Sweden	KB Likriktaren	BF BF
Sweden	Läkten 1 KB	
Sweden	LerumsKrysset KB	BF
Sweden	Limstagården KB	ОТН
Sweden	Mjälgen KB	BF
Sweden	Nordisk Renting AB	BF
Sweden	Nordisk Renting HB	BF
Sweden	Nordisk Specialinvest AB	BF
Sweden	Nordiska Strate gifastigheter Holding AB	BF
	Pyrhula 6,7 AB	BF
Sweden		BF
Sweden	SPK Kommunfastigheter AB	
Sweden	Sjöklockan KB	BF
Sweden	Skinnarången KB	BF
Sweden	Solbänken KB	BF
Sweden	Strand European Holdings AB	BF
		ОТН
Sweden	Svenskt Fastighetskapital AB	BF
Sweden	Svenskt Fastighetskapital Holding AB	
Sweden	Tingsbrogården KB	BF
Sweden	Tygverkstaden 1 KB	BF
	Vansbro Fjanvärme KB	BF
Sweden		
	Vansbroviken KB Courts & Co Ltd	BF CI

41 Related undertakings continued

Country	Enitity name	Activity(1)
Switzerland	RBS Services (Switzerland) Ltd	ОТН
United Arab	RBS Operations FZ LLC	SC
Emirates		
United States	Candelight Acquisition LLC	отн
United States	Communications Capital Group I, LLC	BF
United States	Communications Capital Group II, LLC	BF
United States	Financial Asset Securities Corp.	BF
United States	Gil Holdings LLC	BF
United States	Governor Acquisition Company, LLC	OTH
United States	Greenwich Capital Derivatives, Inc.	BF
United States	Harborview Commercial Holdings I, LLC	BF
United States	Kelts LLC	BF
United States	Lease Plan North America LLC	BF
United States	NatWest Group Holdings Corp	BF
United States	Random Properties Acquisition Corp. I	ОТН
United States	Random Properties Acquisition Corp. II	отн
United States	Random Properties Acquisition Corp. III	ОТН

Country	Enitity name	Activity(1)
United States	Random Properties Acquisition Corp. IV	отн
United States	RBS Acceptance Inc.	CI
United States	PBS Americas Property Corp.	sc
United States	RBS Commercial Funding Inc.	BF
United States	RBS Equity Corp	BF
United States	RBS Financial Products Inc.	BF
United States	RBS Holdings USA Inc.	BF
United States	RBS Investments USA Corp.	BF
United States	RBS Securities Inc.	BF
United States	RBS Smart Products Inc	BF
United States	Rimfort Corp	BF
United States	Surprise Acquisition Company, LLC	отн
Virgin Islands, British	Action Corporate Services Ltd	BF
Virgin Islands, British	Fountainhead Consultants Ltd	BF
Virgin Islands, British	JMJ Holdings Ltd	BF

For notes for this table refer to page 264.

The following table details active related undertakings incorporated in the United Kingdom where the Group ownership is less than 100%.

		Accounting	Group	
Enitity name	Activity(1)	treatment(2)	interest %	Notes
Adam & Company General	BF	IA	50	
Partner Ltd				
Aspire Oil Services Ltd	BF	EAA	28	
Attraction Inns Ltd	BF	IA	30	
Ballymore (London Arena) Ltd	OTH	IA	45	
Business Growth Fund plo	BF	EAA	24	
Cala Campus Ltd	OTH	EAJV	50	
CFN Packaging Group Ltd	OTH	IA	25	
Cloud Electronics Holdings Ltd	BF	IA	20	
Cone worx Ltd	OTH	IA	40	
DF Ventures Ltd	BF	IA	20	
Entaco Group Ltd	BF	IA	33	
Ferrostatics Holdings Ltd	BF	IA	35	
Flats 4 U Ltd	ОТН	IA	30	
Forest Garden Group Ltd	OTH	IA	28	
GATX Asset Residual	OTH	EAA	50	
Management Ltd				
GW NW City Developments Ltd	OTH	EAJV	50	
Higher Broughton (GP) Ltd	BF	EAA	41	
Isobel AssetCo Ltd	SC	FC	75	
Isobel EquityCo Ltd	BF	FC	75	
Isobel HoldCo Ltd	BF	FC	75	
Isobel Intermediate HoldCo Ltd	BF	FC	75	
Isobel Loan Capital Ltd	BF	FC	75	
Isobel Mezzanine Borrower Ltd	BF	FC	75	
Jaguar Cars Finance Ltd	BF	FC	50	
JCB Finance (Leasing) Ltd	BF	FC	75	
JCB Finance Ltd	BF	FC	75	
Kangaroo Holdings Ltd	BF	IA	42	(3)
Land Options (East) Ltd	BF	EAJV	50	
Lombard GATX Holdings Ltd	BF	EAJV	50	
MSW Ltd	OTH	IA	20	
Omega Warrington Ltd	OTH	EAJV	50	

		Accounting	Group	_
Enitity name	Activity (1)	tre atment (2)	interest %	Notes
Pad55 Pickering Commonhold	ОТН	FC	94	
Association Ltd				
Pollokshields Developments Ltd		IA	49	
Prestige Walker Ltd	OTH	IA	30	
Race 500 Ltd	BF	IA	21	
RBS Covered Bonds (LM) Ltd	BF	IA	20	
RBS Covered Bonds LLP	BF	FC	99	
RBS Secured Funding (LM) Ltd	BF	FC	20	(4)
RBS Sempra Commodities LLP	BF	FC	51	
RBS Sempra Products Ltd	OTH	FC	51	
Salwan Pharmacy Ltd	OTH	IA	20	
Star Capital Partners Investments LLP	BF	М	40	
Sutherland Trading Company Ltd	отн	IA	25	
Tay Valley Lighting (Leeds) Ltd	ОТН	EAJV	50	
Tay Valley Lighting (Newcastle and North Tyneside) Ltd	отн	EAJV	50	
Tay Valley Lighting (Stoke on Trent) Ltd	отн	EAJV	50	
Telford Homes (Stratford) Ltd	ОТН	EAJV	50	
The Appeal Group Ltd	отн	IA	25	
The Scottish Agricultural Securities Corporation P.L.C.	BF	IA	33	
The Storage Pod Ltd	ОТН	IA	48	
Topco (No1) Ltd	отн	IA	45	
Uniconn Ltd	OTH	IA	30	
Vocalink Holdings Ltd	BF	EAA	21	
Wealdland Ltd	отн	IA	29	
Welsh Industrial Partnership (GP) Ltd	BF	FC	51	
Yorkmarsh Ltd	BF	IA	30	

For notes to this table refer to page 264.

260

The following table details active related undertakings incorporated outside the United Kingdom where the Group ownership is less than 100%.

		Activity	Accounting	C
		,		Group
Country	Enitity name	(1)	(2)	interest%
Canada.	1369202 Alberta ULC	BF	FC	51
Canada	Sempra Energy Trading (Calgary) ULC		FC	51
China	Hua Ying Securities Company Ltd	BF	EAJV	33
Cyprus	Pharos Estates Ltd	отн	EAA	49
France	Cinquième Lease G.I.E.	ОТН	EAJV	33
France	Quatrième Le ase G.I.E.	BF	EAJV	33
Germany	Argos Vermögensver- waltung GmbH	отн	IA	40
Germany	BLIXA Eifte Vermögensver-waltung GmbH	отн	IA	40
Germany	NASIL GmbH & Co. KG	BF	FC	94
Germany	TN Eagle 2 GmbH	BF	FC	99
Germany	TN Jet Stream 2 GmbH	BF	FC	99
Germany	TN Jet Stream GmbH	BF	FC	99
Republic of Ireland	Quipio Ltd	BF	FC	67
Republic of Ireland	The Drive4Growth Company Ltd	ОТН	IA	20
Republic of Ireland	Zrko Ltd	BF	FC	87
Jersey	Spring Allies Jersey Ltd	BF	IA	49

			Accounting	Group
		Activity	treatment	interest
Country	Enitity name	(1)	(2)	96
Netherlands	BNC IXAS SPC Holding B.V.	BF	IA	26
Netherlands	RBS Sempra. Commodities Cooperatief W.A.	ОТН	FC	51
Netherlands	RBS Sempra Commodities Holdings I B.V.	BF	FC	51
Norway	Norslundsskogen 5 KB	BF	FC	51
Poland	Wiśniowy Management sp. z o.o.	отн	EAA	25
Sweden	Airside Properties AB	BF	EAA	50
Sweden	Bong Fastigheter KB	BF	FC	51
Sweden	Förvaltningsbolaget Klöverbacken Skola KB	BF	FC	51
Sweden	Optimus KB	BF	FC	51
Sweden	Stora Kvamen KB	BF	FC	51
United States	Amtrust Acquisition LLC	BF	IA	24
United States	Sempra Energy Trading LLC	BF	FC	51

The following table details active related undertakings which are 100% owned by the Group but are not consolidated for accounting purposes (5).

United States	West Granite Homes Inc.	ОТН	NC	(6)
Country	Entity Name	(1)	(1)	Notes
		A ctivity	tre atment	
			Accounting	

The following tables detail related undertakings that are not active.

Actively be	ing dissolved			_
		Activity	Accounting	Group
Country	Entity name	(1)	treatment (2)	interest %
Cayman	Redshield Holdings	BF	FC	100
Islands	Lid			
Germany	Greta Film Investition GmbH & Co. KG		IA	25
Gue msey	Adam & Company International Ltd	BF	FC	100
Republic of	Danroo Ltd	OTH	FC	100
Ireland				
Republic of	First Active	BF	FC	100
Ireland	Investments No. 3 Ltd	l		
Republic of	First Active Nominees	OTH	FC	100
Ireland	Lid			
Republic of	First Active Property	ОТН	FC	100
Ireland	Investments Ltd	OIR	~	100
Republic of	GRG Real Estate	BF	FC	100
Ireland	Asset Management (Republic of Ireland) Ltd			100
Republic of Ireland	Meritzale Ltd	отн	FC	100
Republic of	NatWest Holdings	BF	FC	100
Ireland	(Ireland)			
Republic of	The Royal Bank of	BF	FC	100
reland	Scotland Finance (Ireland)	ВГ	Α.	100
Republic of	UIF Finance	BF	FC	100
Ireland	Сотралу			
Republic of	Ulster Bank Group	отн	FC	100
Ireland	Treasury Ltd			
Republic of Ireland	Ulster Bank Investment Funds Ltd	отн	FC	100
Republic of	Ulster International	BF	FC	100
Ireland	Finance	<u>.</u>		100
Mexico	RBS Sempra Energy Trading Mexico, S. de R.L. de C.V.		FC	51
Curação	RBSG Holdings N.V.	BF	FC	100
United Kingdom	Beauford PLC	ОТН	FC	100
United	Birchin Lane	отн	FC	100
Kingdom	Nominees, Ltd			
United Kingdom	Burridge Holdings Ltd	BF	IA	40
United Kingdom	C W Nominees Ltd	отн	FC	100
United Kingdom	Childs Nominees, Ltd	отн	FC	100
United	Drivefirst Ltd	отн	FC	100
Kingdom				
United Kingdom	Flexibuy Ltd	BF	FC	75
United Kingdom	GL Lease Company No.10 Ltd	отн	FC	75
United Kingdom	GRG Real Estate Asset Management (Northern Ireland) Ltd	BF	FC	100

C	C-+!+	Activity (1)	Accounting	Group interest %
Country	Entity name		treatment (2)	
United	Judges Postcards Ltd	отн	IA	27
Kingdom		-	EC	100
United	Lombard Corporate	BF	FG	100
Kingdom	Finance (1) Ltd	DC		400
United Kingdom	Lombard Corporate Finance (December 2) Ltd	BF	FC	100
United	Lombard Home	ОТН	FC	100
Kingdom	Loans Ltd			
United	Lombard Plant	BF	FC	100
Kingdom	Finance Ltd			
United	National Provincial	отн	FC	100
Kingdom	Bank Ltd			
United	NatWest Corporate	BF	FC	100
Kingdom	Services (Ireland)			
United	NatWest Industrial	BF	FC	100
Kingdom	Finance Ltd			
United	NatWest Lease	BF	FC	100
Kingdom	Management Ltd			
United Kingdom	NatWest Stockbrokers Financial Services Ltd	ОТН	FC	100
United Kingdom	NW M Property Advisory Ltd	отн	FC	100
United Kingdom	Sampsons Ltd	отн	IA	27
United Kingdom	The Mortgage Corp	отн	FC	100
United Kingdom	The Royal Bank of Scotland Commercial Services Ltd	BF	FC	100
United Kingdom	Welsh Industrial Partnership (Nominee) Ltd	BF	FC	51
Virgin Islands, British	Minster Corporate Services Ltd	BF	FC	100

Domant				
Country	Entity name	Activity (1)	Accounting treatment (2)	Group interest %
United Kingdom	Adam & Company (Nominees) Ltd	отн	FC	100
Bahamas	CTB Ltd	BF	FC	100
Denmark	Nordisk Renting A/S	OTH	FC	100
Republic of Ireland	First Active plo	BF	FC	100
Jersey	Coutts (CI) Ltd	BF	FC	100
Jersey	National Westminster Bank Nominees (Jersey) Ltd	BF	FC	100
Jersey	RBS Cards Securitisation Funding Ltd	BF	FC	100

41.Related undertakings continued

Country	Entity name	Activity	Accounting treatment (2)	Group interest %
Country Sweden	Entity name Nordisk Renting	OTH	FC	100
oweden	Facilities Management AB	ОІН	~	100
Sweden	Nordisk Renting Kapital AB	BF	FC	100
Sweden	Svenskt Energikapital AB	BF	FC	100
United Kingdom	Acre 146 Ltd	BF	FC	100
United Kingdom	Beveltop Ltd	BF	FC	100
United Kingdom	British Overseas Bank Nominees Ltd	ОТН	FC	100
United Kingdom	Buchanan Holdings Ltd	BF	FC	100
United Kingdom	CNW Group Ltd	BF	FC	100
United Kingdom	CNW Nominees Ltd	отн	FC	100
United Kingdom	Cornhill Holdings Ltd	BF	FC	100
United Kingdom	Coutts Group	отн	FC	100
United Kingdom	CTL Nominees Ltd	отн	FC	100
United Kingdom	District Bank Ltd	отн	FC	100
United Kingdom	Dixon Motorcycle Holdings Ltd	BF	FC	100
United Kingdom	Dixon Vehicle Sales Ltd	отн	FC	100
United Kingdom	Dormaco (No.12) Ltd	отн	FC	100
United Kingdom	Doublemere Ltd	отн	FC	100
United Kingdom United	Dunfly Trustee Ltd Ecosse Regeneration	отн	FC FC	100
United United	Ltd Emperor Holdings Ltd		FC	100
United United	FIT Nominee Ltd	отн	FC	100
Kingdom United	FIT Nominee 2 Ltd	RE	FC FC	100
Kingdom		Γ.	FC FC	
United Kingdom United	Freehold Manage rs (Nomine es) Ltd Glyns Nominees Ltd	отн отн	FC FC	100
Unned Kingdom United	Greenwich NatWest	BE	FC FC	100
Unned Kingdom United	Ltd Honroe (UK) Ltd	BE	FC	100
Unned Kingdom United	UCB Credit Ltd	ОТН	FC	75
Kingdom United	JCB Finance Pension		FC	9.8
Kingdom United	Ltd Landpower Leasing	BF	FC	75
Kingdom United	Ltd Lombard Bank	отн	FC	100
Kingdom United	Lombard North	BF	FC	100
Kingdom	Central Wheele ase Ltd	Γ.		
United Kingdom	London Office Royal Bank of Scotland Nominees Ltd	отн	FC	100

		Activity	Accounting	Group
Country	Entity name	(1)	treatment (2)	interest %
United	Lothbury Property	отн	FC	100
Unnea Kingdom	Trust Company Ltd	JIH.	,	100
United	Marigold Nomine es	отн	FC	100
Unnea Kingdom	Mangolo Nomine es	JIH.	-	100
		BF	FC	100
United	Motorsport Dealers	BF	FU	100
Kingdom	International Ltd			
United	N.C. Head Office	SC	FC	100
Kingdom	Nominees Ltd			
United	N.C. Se curities Ltd	отн	FC	100
Kingdom				
United	National Westminster	BF	FC	100
Kingdom	Ltd			
United	NatWest Aerospace	BF	FC	100
Kingdom	Trust Company Ltd			
United	NatWest FIS	отн	FC	100
Kingdom	Nominees Ltd			
United	NatWest Invoice	BF	FC	100
Kingdom	Finance Ltd			1
United	NatWest Nominees	отн	FC	100
Kingdom	Ltd	2	[-	
United	NatWest PEP	отн	FC	100
Kingdom	Nominees Ltd	OIN.		130
United	NatWest Security	отн	FC	100
		OIH		100
Kingdom	Trustee Company Ltd			1
United	North Central Finance	отн	FC	100
Kingdom	Ltd			
United	Pensman Nominees	отн	FC	100
Kingdom	Ltd			
United	Project & Export	отн	FC	100
Kingdom	Finance (Nominees)			
	Ltd			
United	R.B.S. Property	отн	FC	100
Kingdom	(Greenock) Ltd		[-	
United	RB Investments 5 Ltd	BF	FC	100
Kingdom		Γ΄	[-	1.22
United	RBS CIF Trustee Ltd	оты	FC	100
Kinadom	TILLS OF TRUSCO LIU	OIH.		
United	RBS Investment	отн	NC	100
	Executive Ltd	OIH	140	100
Kingdom		OTL	NC	100
United	RBS Pension Trustee	OIH	NG	100
Kingdom	Ltd			100
United	RBS Residential	отн	FC	100
Kingdom	Venture No.2 Ltd			
United	RBS Retirement	отн	FC	100
Kingdom	Savings Trustee Ltd			
United	RBS Secretarial	отн	FC	100
Kingdom	Services Ltd			
United	RBS Shelf Nominees	BF	FC	100
Kingdom	Ltd	Γ΄	[-	1.22
United	RBS Trustees Ltd	BE	FC	100
Cinea Kinadom	NEO Trusiees LIG	Pr		130
rungaom United	RBSG Collective	BF	FC	100
		BF.		100
Kingdom	Investments			
	Nominees Ltd			1
United	Riossi Motorcycles	отн	FC	100
Kingdom	Ltd			
United	RoboScot (64) Ltd	OTH	FC	100
Kingdom				
United	Rover Finance	BF	FC	100

41.Related undertakings continued

		Activity	Accounting	Group
Country	Entity name	(1)	treatment (2)	interest %
United Kingdom	Rove r Finance Ltd	BF	FC	100
United Kingdom	Royal Bank Business Asset Finance Ltd	BF	FC	100
United Kingdom	Royal Bank Insurance Consultants Ltd	BF	FC	100
United Kingdom	RoyScot Auto Credit Ltd	BF	FC	100
United Kingdom	RoyScot Contracts Ltd	отн	FC	100
United Kingdom	RoyScot Industrial Leasing Ltd	BF	FC	100
United Kingdom	RoyScot Leasing Ltd	BF	FC	100
United Kingdom	RoyScot Motor Finance Ltd	BF	FC	100
United Kingdom	RoyScot Vehicle Contracts Ltd	отн	FC	100
United Kingdom	Sixty Seven Nominees Ltd	отн	FC	100
United Kingdom	Strand Nominees Ltd	BF	FC	100
United Kingdom	Syndicate Nominees Ltd	отн	FC	100
United Kingdom	The Financial Trading Company Ltd	BF	FC	100
United Kingdom	The National Bank Ltd	отн	FC	100
United Kingdom	The Royal Bank of Scotland (1727) Ltd	BF	FC	100
United Kingdom	Van Finance Ltd	BF	FC	80

Country	Entity name	Activity (1)	Accounting treatment (2)	Group interest %
United Kingdom	Ventus Investments Ltd	отн	FC	100
United Kingdom	W.G.T.C.Nominees Ltd	отн	FC	100
United Kingdom	Westments Ltd	BF	FC	100
United Kingdom	Westminster Bank Ltd	отн	FC	100
United Kingdom	Williams & Glyn Holdings Ltd	BF	FC	100
United Kingdom	Williams & Glyn's Bank Ltd	отн	FC	100
United Kingdom	Williams & Glyn's Trust Company Ltd	отн	FC	100

In Adminis	stration			
Country	Entity name	Activity (1)	Accounting treatment (2)	Group interest %
United Kingdom	Adam & Company Second General Partner Ltd	BF	IA	50
United Kingdom	Big Beat Holdings Ltd	отн	IA	42
United Kingdom	Care At Home (Wales) Ltd	отн	IA	25
United Kingdom	VMG Foods Ltd	отн	IA	40

(2)

Addivity:
Banking and Financial institution - BF
Credit institution - CI
Savice company - SC
Otherihon-financial - OTH
Accounting teatment:
Equity accounting - Associate - EAA
Equity accounting - Joint Venture - EAJV
Fully consolidated - FC
Investment Accounting - IA
Not consolidated - FC
The Group is interested in 45% of the voting rights and 45% of the economic rights.
Related undertaking one of the bosonic RBS controls the company by virtue of contractual agreements.
Related undertaking one consolidated as it is not controlled by the Group.
Related undertaking consolidated as it is not controlled by the Group.

2【主な資産・負債及び収支の内容】

上記「1財務書類、財務諸表に対する注記」を参照のこと。

3【その他】

(1) 後発事象

上記「1 財務書類、財務諸表に対する注記」の注記40を参照のこと。

(2) 訴訟

訴訟、調査及び検査

下記に記載される展開を除き、本有価証券報告書提出日までに、上記「1 財務書類、財務諸表に対する注記」の注記29において開示されている「訴訟、調査及び検査」に重大な変更は生じていない。

訴訟

金利スワップ独占禁止訴訟

2016年4月18日、独占禁止に関する訴訟が、RBS plc及びRBSグループのその他の会社並びに他の多数の金利スワップ・ディーラーに対して、ニューヨーク州南部地区米国地方裁判所に提起された。原告であるテラエクスチェンジは、被告ディーラーが米国反トラスト法に違反してボイコットその他の手段を通じてそれを妨げるよう不法に共謀しなければ、金利スワップの取引所に類似した取引を成功裏に確立することができたであろうと主張している。訴状には、RBSグループが以前開示した金利スワップ独占禁止訴訟に含まれるものと同様のディーラーの間の共謀の申立てが含まれている。RBSグループは、当該請求の却下を求めている。

ワイスによるナショナル・ウエストミンスター・バンク・ピーエルシー(ナットウエスト)に対する訴訟

以前開示したように、ナットウエストは、イスラエルにおけるテロリストの攻撃の犠牲者である米国国民(又はその財産権、遺族、若しくは相続人)の多くにより提起された訴訟を抗弁している。原告は、ナットウエストは以前にパレスチナ救援及び開発基金(Palestine Relief & Development Fund)のために銀行口座を維持し、資金を送金していたため、米国反テロ法(US Antiterrorism Act)に従ってこれらの攻撃から生じた損害に対する責任があると主張している。同基金は、原告が当該攻撃の犯人とされるハマスを援助する資金を提供していると主張している組織である。2013年3月28日に、事実審裁判所(ニューヨーク州東部地区米国地方裁判所)は故意に関する争点についてはナットウエストを支持して、正式事実審理を経ないでなされる判決(summary judgment)を認めたが、2014年9月22日に、この決定は米国第2巡回控訴裁判所により無効とされた。控訴裁判所は、正式な事実審理を経ないでなされる判決でナットウエストにより主張されるその他の根拠について検討し、必要な場合は審理するよう事実審裁判所に本事案

を差し戻した。2016年3月31日、事実審裁判所は、裁判所がナットウエストに対する対人管轄権を有していないことを主張したナットウエストによる訴え却下の申立てを却下した。事案の残り(事実審理を含む。)についてのスケジュールはまだ設定されていないが、ナットウエストは、正式事実審理を経ないでなされる判決を得るための他の根拠で、事実審裁判所が従前に判断していないものを主張する意向であ

調査及び検査

る。

ローンの証券化事業の調査

以前開示したように、継続案件には特に、主に証券化のために購入した、そうでなければ含まれている ローンについてのデューデリジェンス及び関連する開示について、コネチカット州の銀行監督当局に代わ リコネチカット州検事局が行う積極的な調査が含まれる。2015年8月31日、コネチカット州の銀行監督局は、RBSセキュリティーズ・インクに対して2通の通知を発行し、そこでMBSを引き受ける際にコネチカット州の統一証券法に違反した可能性があると結論付けたことを示し、RBS plcの2015年5月におけるFX関連の有罪答弁に言及した。可能な解決に関連する協議が進行中である。

SMEに対するRBSグループの取扱いについてのFCAによる調査

以前開示したように、2014年1月に、FCAは、RBSグループの英国における中小規模の事業会社で、信用エクスポージャーが20百万ポンドまでの顧客であって、その顧客関係がRBSグループのグローバル・リストラクチャリング・グループ内で、又は財政困難な顧客を対象としたRBSグループのコーポレート・バンキング部門内のより小さな単位内で管理されるものに対するRBSグループの取扱いを調査するために、専門家を指名した。RBSグループはFCAの調査において全面的に協力している。

2016年4月13日に、FCAは、専門家の最終報告書案を受領しており、内容を注意深く検討中で、発見事項について専門家と今後討議する旨を公表した。RBSグループは、FCAによる実質的な公表の前に、専門家の発見事項に対して回答する機会を得ることとなるが、その時期は決定されていない。

英国のリテール・バンキング

以前開示したように、2014年11月に、競争及び市場当局(CMA)は、リテール・バンキングに関する市場調査の付託(MIR)を進める最終決定を下した。2015年10月に、CMAは、暫定的な調査結果の要約を公表し、個人当座預金(PCA)、事業当座預金及びSME融資の提供においては、多くの競争上の懸念が存在すると結論付けた。同時に、CMAは、その懸念に対処するための可能性のある対策の通知を公表した。これには、顧客が商品を比較し易くするための措置や、銀行口座の切り替えに対する国民の関心を高め、信頼を高めるための支援を銀行に要求する措置が含まれている。

2016年3月7日、CMAは、MIRを3ヶ月間延長し、修正後の法定期限を2016年8月12日とすると発表した。CMAはさらに、2015年10月公表の可能性のある対策の通知において提示された対策に加え、PCAの当座借越に重点を置いた4つの追加的な対策を提示する、可能性のある対策の補足通知を公表した。

2016年5月17日、CMAは、対策に関する暫定的な決定を公表した。CMAは、2015年10月の可能性のある対策の通知及び2016年3月の可能性のある対策の補足通知に記載されたものとおおむね類似する対策を暫定的に決定している。対策に関する暫定的な決定に対する回答の期限は2016年6月7日である。これに続いて、CMAは、法定期限より前の2016年8月初めに最終報告書を公表する予定である。

FCAホールセール市場の競争に関する調査

以前開示したように、2014年7月9日に、詳細な市場の調査による追加調査が必要である可能性のある分野を特定するために、FCAは、ホールセール市場における競争の調査に着手した。

当初の調査は予備的な調査で、主にホールセールの有価証券及び投資市場並びにコーポレート・バンキング等の関連する業務における競争に重点を置いていた。これは、利害関係者から意見を求めることを含む、3ヶ月間のアンケート調査から始まった。このアンケート調査期間の後、2015年2月19日に、FCAはフィードバック・ステートメントを公表し、FCAが投資及びコーポレート・バンキングの市場調査を行なう予定であり、アセット・マネジメントの調査も行なう可能性がある旨を発表した。投資及びコーポレート・バンキングの市場調査の付託条項は2015年5月22日に公表された。2016年4月13日、FCAは投資及びコーポレート・バンキングの市場調査に関する中間報告書を公表した。これには、顧客がそのニーズに最も適した銀行を選択する能力を改善するための措置、利益相反が適正に管理されるよう確保する措置及び新規株式公募(IPO)プロセスの改良を含む様々な対策案が記載されている。FCAは最終報告書を2016年夏に公表すると示唆した。

また、2015年11月18日に、FCAは、アセット・マネジメントの市場調査が実施されることを発表した。 FCAは2016年の夏に中間報告書を公表する予定である。最終報告書は2017年の初めに見込まれている。この 段階では、この調査結果について相当の不確実性があるため、重要である可能性のあるRBSグループへの影響(ある場合)の総額について信頼性をもって見積もることは実務上困難である。

モサック・フォンセカに関するFCAの要請

他の銀行と同様に、RBSグループは、パナマ本拠の法律事務所モサック・フォンセカ又はこれに関する最近のメディア報道において名指しされた個人との間でRBSグループが有する関係についての情報を要請する FCAからのレターを2016年4月4日に受領した。RBSグループは、モサック・フォンセカ及びその顧客に対して提供した限定的なサービスの詳細をFCAに回答しており、その内部調査及び公表される全ての新情報の監視を継続している。

クーツ・アンド・カンパニー・リミテッドに対するFINMAによる執行手続の開始

スイス金融市場監査局(以下「FINMA」という。)は、スイスで設立されたRBSグループのメンバーであるクーツ・アンド・カンパニー・リミテッド(以下「クーツ」という。)に対し、クーツに保有されている一定の顧客口座について執行手続を開始した。クーツは、関連する口座に関して、他の管轄区の当局にも協力している。

アルスター・バンク・アイルランド・リミテッドのトラッカー・モーゲージ顧客に対する取扱いの検査及 び調査

2015年12月22日、アイルランド中央銀行(以下「CBI」という。)は、多くの貸付人に対して、トラッカー利率又はトラッカー利率の権利が付されたモーゲージ(抵当貸付金)の販売対象となっている顧客に対する取扱いを調査するための力強い計画及び枠組みを導入するよう書面で要求した旨を公表した。CBIは、調査の意図された目的は、抵当権設定契約の条項に基づく顧客の契約上の権利が十分に守られていない事例、又は貸付人が顧客のための開示及び透明性に関する各種の規制上の要件及び基準を十分に遵守していない事例を特定することであったと述べた。CBIは、アイルランド共和国で設立されたRBSグループのメンバーであるアルスター・バンク・アイルランド・リミテッド(UBIL)に対して、この検査に参加するよう要請しており、UBILは、この点についてCBIに協力している。これとは別に、4月15日に、CBIは、トラッカー・モーゲージから固定利率モーゲージに転換した一定の顧客に関連する2006年8月4日から2008年6月30日までの期間における2006年消費者保護法の違反の疑いについて、行政処分手続に基づく調査も開始している旨をUBILに通知した。

RBSGに対する検察庁の調査の終結

2016年5月12日、スコットランド検察庁は、RBSGの2008年のライツ・イシューに対する調査を終結した 旨、また、機関としてのRBSG又はライツ・イシューに関与した取締役若しくは上級経営陣のいずれに関し ても、発見した犯罪行為の証拠は不十分であった旨を公表した。

(3) 最近の展開

本有価証券報告書提出日までに、以下の展開があった。

負債管理の実行

2016年4月に、RBSグループは、一定の米ドル、ポンド及びユーロ建てのシニア債合計23億ポンド(相当額)の現金による買入れを完了した。

2016年3月予算案

2016年3月16日の予算案において、英国政府は、英国銀行による税務上の繰越欠損金の使用を更に制限する意向を公表した。これらの措置が成立した場合、英国の税務上の欠損金に関連する銀行の繰延税金資産の回収可能性に対する更なる調査において考慮されるであろう。予算案は、2016年7月に成立する見込みである。

ウィリアムズ&グリンの分離及び売却の最近の展開に関しては、上記「第2 企業の概況、2 沿革、 事業売却」を参照のこと。

4【日本とIFRSとの会計原則の相違】

本書記載の財務書類は、国際会計基準審議会(以下「IASB」という。)により公表された国際財務報告基準 (以下「IFRS」という。)に準拠して作成されている。IFRSは、日本において一般に公正妥当と認められる会 計原則(以下「日本の会計原則」という。)とはいくつかの点で相違しており、その主な相違は以下に要約され ている。

(1) 連結の範囲及び持分法の適用範囲

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、親会社は支配を有する会社(子会社)を連結する。親会社が、投資先に対するパワー、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、投資先のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力を有している場合には、投資先を支配していると判定される。

国際会計基準(以下「IAS」という。)IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に基づき、投資先に対して共同支配又は重要な影響力を有する企業は、関連会社又は共同支配企業に対する投資を持分法で会計処理する。共同支配とは、取決めに対する契約上合意された支配の共有をいい、支配を共有している当事者の全員一致の合意を必要とする場合にのみ存在する。重要な影響力とは、投資先の財務及び営業の方針決定に参加するパワーであるが、当該方針に対する支配又は共同支配ではないものと定めている。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結の範囲が決定され、支配の及ぶ会社(子会社)は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、又は連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、非連結子会社及び重要な影響力を与えることができる会社(関連会社)については、持分法の適用範囲に含める。なお、日本では、IFRSの共同支配企業に該当するものには持分法が適用される。

(2) 連結手続 連結会社間の会計方針の統一

IFRSでは、IFRS第10号に基づき、親会社は、類似の状況における同様の取引及び他の事象に関し、統一された会計方針を用いて、連結財務諸表を作成する。それぞれの国で認められている会計原則を使用して作成される子会社の財務諸表は、連結に先立ち、子会社の会計方針を親会社の会計方針に一致させるよう修正が行われる。関連会社又は共同支配企業が親会社とは異なる会計方針を用いている場合には、IAS第28号に基づき、関連会社又は共同支配企業の会計方針を親会社の会計方針に合わせるための修正が行われる。

日本では、企業会計基準第22号に基づき、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外子会社の財務諸表がIFRS又は米国会計基準に準拠して作成されている場合は、一定の項目(のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など)の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社(その子会社を含む。)及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一することとされた。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会

社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

(3) 企業結合

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、すべての企業結合に取得法が適用されている(共同支配の取り決めの形成、共通支配下の企業又は事業の結合等を除く。)。取得法では、取得日において、取得企業は識別可能な取得した資産及び引き受けた負債を、取得日時点の公正価値で認識する。

日本でも、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、すべての企業結合(共同支配企業の形成及び共通支配下の取引を除く。)はパーチェス法(取得法に類似する方法)で会計処理されている。日本基準とIFRSの間には、主に以下の差異が存在する。

(a)取得関連コストの処理

IFRSでは、IAS第32号「金融商品:表示」及びIAS第39号「金融商品:認識及び測定」にそれぞれ準拠して認識される負債性証券又は持分証券の発行コストを除き、移転した対価に含めず、サービスの提供を受けた期間の費用として処理する。

日本でも、2013年9月に企業会計基準第21号が改正され、2015年4月1日以後開始事業年度からは、取得関連費用は発生した事業年度の費用として処理する。

(b)条件付対価の処理

IFRSでは、取得企業は条件付対価を、被取得企業の対価に含め、取得日時点の公正価値で認識しなければならない。また、その公正価値への事後的な変動については、一定の場合を除き、のれんの修正は行わない。

日本では、条件付取得対価の交付又は引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれんの修正を行う。

(c)のれんの当初認識及び非支配持分の測定

IFRSでは、企業結合ごとに以下のいずれかの方法を選択できる。

- ・ 非支配持分も含めた被取得企業全体を公正価値で測定し、のれんを公正価値に基づき測定する方法 (全部のれん方式)
- ・ 被取得企業に対する非支配持分のうち、被取得企業の識別可能純資産の比例持分相当額で測定し、の れんは取得企業の持分相当額についてのみ認識する方法(購入のれん方式)。

親会社の子会社に対する所有持分の変動(非支配持分との取引)のうち、支配の喪失とならないものは、資本取引として会計処理される。

日本では、IFRSのように非支配株主持分自体を時価評価する処理(全部のれん方式)は認められておらず、 非支配株主持分は取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する現在の比例持分相当額で測定される。 のれんは、取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を超過する額として算定される (購入のれん方式)。 2013年9月に企業会計基準第22号が改正され、2015年4月1日以後開始事業年度からは、「少数株主持分」の呼称は「非支配株主持分」に変更され、また支配を喪失しない子会社に対する親会社持分の変動額と投資の 増減額との差額は資本剰余金に計上されている。

(d)のれんの償却

IFRSでは、のれんの償却は行わず、のれんは、IAS第36号「資産の減損」に従い、毎期及び減損の兆候がある場合はその都度、減損テストの対象になる。

日本では、原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

(4) 退職後給付(確定給付制度)

(a)確定給付制度債務の期間配分方法

IFRSでは、後期の年度における従業員の勤務が、初期の年度より高い水準の給付を生じさせない限り、制度の給付算定式に基づいて勤務期間に給付を帰属させる。

日本では、「退職給付に関する会計基準」に従い、退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の 発生額とする方法(期間定額基準)と給付算定式基準のいずれかを選択適用することとされている。

(b)数理計算上の仮定

(i)割引率

IFRSでは、割引率は報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定される。そのような債券について厚みのある市場が存在しない国では、報告期間の末日時点の国債の市場利回りを使用しなければならない。また割引率は、毎期見直さなければならない。

日本では、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定するが、これには、期末における国債、政府機関債及び優良社債の利回りが含まれ、いずれも選択可能である。また、割引率等の計算基礎に一定の重要な変動が生じていない場合には、割引率を見直さないことが認められている。

(ii)制度資産に係る利息収益

IFRSでは、年次報告期間の開始日時点で、制度資産の公正価値に上記の割引率を乗じて算定する。

日本では、期首の年金資産の額に合理的に予想される収益率(長期期待運用収益率)を乗じて算定する。

(c)数理計算上の差異(再測定)及び過去勤務費用

IFRSでは、数理計算上の差異は、発生時にその全額をその他の包括利益に認識する。その他の包括利益から 純損益への振替(リサイクル)は、禁止されている。また、過去勤務費用は、純損益に即時認識する。

日本では、遅延認識が認められており、原則として各期の発生額について平均残存勤務期間内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。数理計算上の差異の当期発生額のうち費用処理されない部分(未認識数理

計算上の差異)及び過去勤務費用の当期発生額のうち費用処理されない部分(未認識過去勤務費用)についてはいずれも、その他の包括利益に計上する。また、その他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の調整(組替調整)を行う。

(d)確定給付資産の上限

IFRSでは、確定給付制度が積立超過の場合には、確定給付資産の純額を次のいずれか低い方で測定する。

- 当該確定給付制度の積立超過
- ・ 制度からの返還又は制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値(資産上限額)

日本では、そのような確定給付資産の上限はない。

(5) 投資不動産

IFRSでは、投資不動産は、自己所有及びリース不動産であり、リース収益を得る目的又は値上り益を得る目的又はその双方の目的で保有されているものである。IAS第40号「投資不動産」に基づき、投資不動産は減価償却されないが、独立の登録評価鑑定人の評価に基づく公正価値で計上されている。公正価値は、同様の場所及び状況の下での類似した不動産の時価に基づいている。公正価値の変動から生ずる利得又は損失は、純損益に認識されている。投資不動産からのリース収益は、リース期間にわたり定額法で認識されている。付与されたリース・インセンティブは、リース収益総額の不可欠な一部として認識されている。

日本では、投資不動産についても、通常の有形固定資産と同様に取得原価に基づく会計処理を行う(原価モデルを適用)。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に基づき、賃貸等不動産を保有している企業は、以下の事項を注記することが求められている。

- 賃貸等不動産の概要
- ・ 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中における主な変動
- ・ 賃貸等不動産の当期末における時価及びその算定方法
- ・ 賃貸等不動産に関する損益

(6) リース

IFRSでは、IAS第17号「リース」に基づき、リース契約は、資産の所有に伴う実質的に全てのリスク及び経済価値が借手に移転される場合、ファイナンス・リースとして分類される。ファイナンス・リース債権は、最低リース料総額及び無保証残存価値の合計額を、当該リースにおいて想定された金利で割引いた金額、すなわちリースにおける純投資額で、貸借対照表に計上される。

日本では、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるとしている。ただし、解約不能リース期間が、リース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上、又は解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値がリース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定され、リース取引開始日に、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理をおこ

なう。所有権移転ファイナンス・リース取引についてはリース債権として、所有権移転外ファイナンス・リース取引についてはリース資産として計上する。なお、少額(リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース)又は短期(1年以内)のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

(7) 金融商品の分類及び測定

IFRSでは、IAS第39号に基づき金融資産及び金融負債は以下のように分類し、測定することを企業に要求している。

- ・ トレーディング目的保有として分類される金融資産及び金融負債は公正価値で測定し、公正価値の変動は純損益に認識される。
- ・ 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産及び金融負債は公正価値で測定し、利得及び損失は純損益に認識される。純損益を通じて公正価値で測定する金融商品として指定できるのは、その指定が(a)測定又は認識の不一致を解消又は著しく減少させる場合、(b)公正価値に基づいて管理し評価する金融資産グループ又は金融負債グループ若しくはその両方に適用される場合、又は(c)主契約と密接な関係がないことが明らかな組込デリバティブを含む金融商品に関係する場合に限られている。
- ・ 売却可能金融資産は、貸借対照表上、公正価値で測定される。公正価値を信頼性をもって測定できない、相場のない持分投資は取得原価で計上され、売却可能金融資産に分類される。減損損失及び外貨建貨幣性売却可能金融資産の償却原価の再換算から生じる外国為替差額は、実効金利法を適用して計算した利息とともに純損益に認識されている。売却可能金融資産の公正価値及び関連する税金のその他の変動は、売却により累積利得又は損失が純損益に認識されるまでは、株主持分の区分項目として計上されている。
- ・ 貸出金及び債権は、実効金利法を用いて、償却原価で測定される。
- ・ 満期保有投資は、実効金利法を用いて、償却原価で測定される。
- ・ トレーディング目的保有又は純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債以外の金融負債は、実効金利法を用いて、償却原価で測定される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品会計に関する会計基準」に従い、金融資産及び金融負債は以下のように測定される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は損益認識される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式及び関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ 満期保有目的の債券は、取得原価又は償却原価で測定される。
- ・ 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券(「その他有価証券」)は、時価で測定し、時価の変動額は、

純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上されるか、又は 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に 計上する

・ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、それぞれ次の方法による。 社債その他の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずる(すなわち、取得原価又は 償却原価で測定される)。

社債その他の債券以外の有価証券は取得原価をもって貸借対照表価額とする。

- ・ 貸出金及び債権は取得原価又は償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし、社債については、社債金額よりも低い価格又は高い価格で 発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定され た価額で評価しなければならない。

(8) 資産の減損

(a)固定資産の減損

IFRSでは、IAS第36号に基づき、各報告日において当該報告主体は、有形固定資産又は無形資産の減損の兆候について評価している。そのような兆候が存在する場合、会社は当該資産の回収可能価額及び減損損失を見積っている。のれんについては年に1回減損テストが実施され、減損の兆候を示す事象の発生又は状況の変化がある場合、より頻繁に減損テストが実施される。無形資産(のれんを除く。)又は有形固定資産に係る減損損失の戻入は、回復の都度、認識されている。ただし、増加した帳簿価額は、減損損失計上前の帳簿価額を超えてはならない。のれんに係る減損損失の戻入は行われない。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産又は資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額(20年以内の合理的な期間に基づく)が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、その資産又は資産グループの回収可能価額(正味売却価額と使用価値(資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値)のいずれか高い方の金額)と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。

(b)金融資産の減損

IFRSでは、IAS第39号に基づき、報告企業が、満期保有目的、売却可能又は貸出金及び債権に分類される金融資産又は金融資産グループが減損しているという客観的証拠の有無について各報告日に評価する。

- ・ 償却原価で計上される金融資産:貸出金及び債権又は満期保有目的投資に分類される金融資産又は金融資産グループに減損損失が生じているという客観的証拠がある場合、損失の額は、資産又は資産グループの帳簿価額と資産又は資産グループから生じる将来キャッシュ・フローの見積額を当初認識時に商品に適用される実効金利で割り引いた現在価値との差額として測定される。
- ・ 売却可能金融資産:売却可能に分類される金融資産の公正価値の減少が直接その他の包括利益に認識されていて、当該資産が減損している客観的証拠がある場合、損失の累計額は資本から純損益に振り替えられることになる。売却可能な資本性金融商品に係る減損損失の戻入は行えないが、売却可能な負債性金融商品に係る減損損失は、その後の事象に客観的に関連して公正価値が増加した場合に戻入が行われる。資本性金融商品に対する投資の取得価額を下回る公正価値の著しい下落又は長期にわたる下落が減損の客観的証拠となる。

減損損失の戻入は、一定の条件が満たされた場合に要求される。ただし、公正価値を信頼性をもって測定できないため取得原価で計上されている資本性金融商品、及び売却可能に分類されている資本性金融商品に係る減損損失についての戻入は、禁じられている。

日本では、企業会計基準第10号に従って、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、

発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて債権を3つ(一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等)(金融機関では5つ)に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期目的保有の債券及びその他の 有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸出金及び債権についても、直接減 額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

(9) コミットメント手数料

IFRSでは、IAS第39号に基づき、コミットメント手数料は、特定の融資契約が締結される可能性が低い場合を除いて、繰り延べられ、貸出金の実効金利に含まれる。特定の融資契約が締結される可能性が低い場合は、コミットメント手数料は融資枠の契約期間にわたり損益として認識される。

日本では、コミットメント手数料は、発生主義に基づき、当期に対応する部分を収益として認識する。

(10) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、IAS第39号に基づき、金融資産が譲渡され、かつ、その譲渡が認識の中止の要件を満たす場合、金融資産の認識は中止される。譲渡においては、報告主体は、(a)資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡すること、又は(b)資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を保持しているが、そのキャッシュ・フローを第三者に支払う契約上の義務を引き受けていること、のいずれかが要求される。譲渡が行われた後、会社は、譲渡した資産の所有に係るリスク及び経済価値がどの程度保持されているかを評価する。実質的に全てのリスク及び経済価値が保持されている場合は、その資産は引続き貸借対照表に計上される。実質的に全てのリスク及び経済価値が移転された場合は、当該資産の認識は中止される。実質的に全てのリスク及び経済価値が移転された場合は、当該資産の認識は中止される。実質的に全てのリスク及び経済価値が保持も移転もされない場合は、会社はその資産の支配を引続き保持しているかどうかについて評価をする。支配を保持していない場合は、当該資産の認識は中止される。一方、会社が当該資産の支配を保持している場合、継続的関与を有している範囲に応じて、その資産の認識を継続する。

日本では、企業会計基準第10号に従い、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

(11) ヘッジ会計

IFRSでは、IAS第39号に基づき、下記のタイプのヘッジ関係が認められている。

公正価値ヘッジ - 公正価値ヘッジにおいては、ヘッジ手段の利得又は損失は純損益に認識されている。ヘッジ されたリスクに起因するヘッジ対象に関する利得又は損失は純損益に認識され、ヘッジ対象の帳簿価額が調整 されている。

キャッシュ・フロー・ヘッジ - デリバティブ金融商品が、認識された資産若しくは負債又は発生の可能性の高い予定取引からのキャッシュ・フローの変動のヘッジとして指定される場合、ヘッジ手段の利得又は損失の有効部分は、その他の包括利益に直接認識され、また非有効部分は、純損益に認識されている。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ - 在外営業活動体に対する純投資をヘッジしている場合、有効なヘッジと判断されるヘッジ手段から生じる為替換算差額は、その他の包括利益に直接認識されている。非有効部分については、純損益に認識されている。

日本では、企業会計基準第10号に従って、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法(繰延ヘッジ)による。ただし、その他有価証券の場合等の一定の要件を満たす場合、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法(時価ヘッジ)も認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせずに当期の純損益に計上する方法を採用することができる。

(12) 金融商品の分類変更

IFRSでは、IAS第39号に基づき、貸出金の定義(支払額が固定的又は決定可能で、活発な市場において相場がない非デリバティブ金融資産)を満たすトレーディング目的保有金融資産及び売却可能金融資産は、企業が当該金融商品を予見可能な将来又は満期まで保有する意思及び能力がある場合、貸出金に分類変更することができる。さらに、貸出金の定義を満たさないトレーディング目的保有金融資産は、ごく稀な状況で、売却可能金融資産又は満期保有目的投資に変更される可能性がある。分類変更は、公正価値で行われる。当該公正価値は、適宜、当該資産の新たな取得原価又は償却原価となる。分類変更の日までに認識されていた利得又は損失の戻入は、行われない。

日本では、企業会計基準第10号に従い、売買目的又は売却可能(その他有価証券)から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能(その他有価証券)への分類変更については、正当な理由がある限られた状況(トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類した有価証券をすべて売却可能(その他有価証券)に分類変更することができる。)においてのみ認められている。

(13) 株式に基づく報酬

IFRSでは、IFRS第2号「株式報酬」に基づき、従業員サービスの対価として、従業員に株式又は株式オプションを与える制度に要した費用は、当該報奨が付与された日の公正価値に基づいて測定されている。オプションの公正価値は、オプションの行使価格、期間、リスク・フリー金利及び株式の市場価格の予想ボラティリティを考慮した評価手法を用いて見積られる。権利確定条件は、公正価値測定の際には考慮されていないが、実際に権利確定した報奨の割合を調整することで反映されている。公正価値は、権利確定期間にわたり定額法によって費用化されている。権利確定条件以外の条件が充足されず報奨の取消しが行われた場合には、当該報奨の公正価値の未認識要素に関する費用が直ちに認識される。

日本でも、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本(純資産の部の新株予約権)に計上される。また、日本では、

権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上(戻入)を行う等、IFRSと異なる処理が行われている。

(14) 売却目的で保有する資産及び非継続事業

IFRSでは、IFRS第5号「売買目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に基づき、報告企業が帳簿価額を、継続的使用よりも主として売却取引により回収する予定である場合、非流動資産(又は処分グループ)は、売却目的で保有する資産に分類される。売却目的で保有する資産に分類された非流動資産(又は処分グループ)は、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定される。当該資産(又は処分グループ)が企業結合の一部として取得された場合には、当初認識時点において、売却コスト控除後の公正価値で測定される。売却目的保有に分類された処分グループの資産及び負債、並びに売却目的保有に分類された非流動資産は、貸借対照表上、区分して表示される。またIFRSでは、損益計算書上、非継続事業の経営成績を継続事業と区分して報告することも求められている。

日本では、非継続事業に関する会計基準はないが、売却又は廃棄予定の固定資産は「固定資産の減損に係る会計基準」等に従って会計処理されることになる。

(15) 公正価値測定

IFRSでは、IFRS第13号「公正価値測定」は、一定の場合を除き、他のIFRSが公正価値測定又は公正価値測定に関する開示(及び、売却コスト控除後の公正価値のような、公正価値を基礎とする測定又は当該測定に関する開示)を要求又は許容している場合に適用される。IFRS第13号では、公正価値を「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格」と定義している。また、IFRS第13号は、公正価値の測定に用いたインプットの性質に基づき3つの階層に分類し、公正価値測定を当該階層別に開示することを求めている。

日本では、すべての金融資産・負債並びに非金融資産・負債を対象とする公正価値測定を包括的に規定する会計基準はなく、各会計基準において時価の算定方法が個別に定められている。金融商品の時価については、企業会計基準第10号において、時価とは公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額、市場価格がない場合には合理的に算定された価額と定義されている。また、公正価値測定の階層に関する会計基準は、現時点では基準化されていない。

(16) 金融保証契約

IFRSでは、IAS第39号に基づいて、金融保証契約は、負債として当初は公正価値で認識され、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されない場合には、その後、償却累計額控除後の当初の価額とIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従い測定された当該契約に基づく引当金のいずれか高い方の金額で認識される。償却額は、当該保証期間にわたり受取手数料を純損益に認識するように計算される。

日本では、金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で 貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に対して負う保証債務は偶発債務と して額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定

有価証券報告書

に計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

(17) 負債と資本の区分

IFRSでは、IAS第32号に基づき、金融商品の発行企業は当初認識時に、契約の実質、並びに金融負債、金融資産及び資本性金融商品の定義に従って、金融負債、金融資産又は資本性金融商品に分類する。

日本では、会社法上の株式として発行された金融商品は、発行企業の純資産の部に計上される。

第7【外国為替相場の推移】

当行の財務書類の表示に用いられた通貨(ポンド)と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているため、記載を省略する。

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

該当事項なし

第9【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】 該当事項なし

2【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から本有価証券報告書提出日までの期間において提出された書類及び提出日は以下 の通りである。

	提出書類	提出年月日
1	有価証券報告書及びその添付書類 (事業年度 自2014年1月1日 至2014年12月31日)	平成27年 6 月29日
2	臨時報告書(金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき提出するも	
	Ø)	平成27年9月3日
3	半期報告書 (自2015年1月1日 至2015年6月30日)	平成27年 9 月29日
		1 13,21 - 7 / 123 1
4	臨時報告書(金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開 示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき提出す	
	るもの)	平成28年 5 月20日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシーのメンバー宛て

独立監査人の監査報告書

私たちは、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(以下、「銀行」という。)及びその子会社(以下、合わせて「銀行グループ」という。)の2015年12月31日に終了した事業年度の財務諸表、すなわち、会計方針、2015年12月31日現在の貸借対照表、2015年12月31日に終了した事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書、並びに関連する注記1から注記41及び財務レビューの資本及びリスク管理の項目で「監査済み」として特定されている情報について監査を行った。財務諸表の作成に適用される財務報告の枠組みは、準拠法及び欧州連合が採択する国際財務報告基準(以下、「IFRS」という。)であり、銀行の財務諸表に関しては、2006年会社法の規定に準拠している。

この報告書は、2006年会社法第16編第3章に準拠して、一団を構成する「銀行」のメンバー宛にのみ作成されているにすぎない。私たちは、監査報告書において表明が求められた事項を「銀行」のメンバー宛に表明するために監査業務を引き受けたものであり、それ以外の目的によるものではない。法律で最大限認められる範囲において、私たちは、「銀行」及び一団を構成する「銀行」のメンバー以外のいかなる者に対しても、私たちの監査業務、当報告書又は私たちが形成した意見に関して責任を受け入れたり、引き受けたりするものではない。

取締役及び監査人の各責任

取締役の責任に関する陳述書に詳細が記載されているとおり、財務諸表の作成及び財務諸表が真実かつ公正な概観を与えるものであることに対する責任は、取締役にある。

私たちの責任は、準拠法及び国際監査基準(英国及びアイルランド)に準拠して、当該財務諸表の監査を実施し意見を 表明することにある。これらの基準は、私たちに監査実務審議会の監査人倫理基準に準拠することを求めている。

財務諸表に対して実施した監査の範囲

監査には、財務諸表に不正又は誤謬のいずれによるものであるかを問わず、重要な虚偽の表示がないことについて合理的な保証を得るのに十分な、財務諸表上の金額及び開示に関する証拠を入手することが含まれている。監査には、会計方針が「銀行グループ」及び「銀行」の状況に照らして適切であり、継続して適用され、かつ適切に開示されているか、取締役が行った重要な会計上の見積りの合理性、及び財務諸表全体としての表示に関する評価が含まれている。加えて、私たちは、監査済財務諸表との重要な不整合を識別するため、及び監査を実施する過程で得た知識に基づき明らかに重要な誤りがある又はその知識と重要な不整合がある情報を特定するために、年次報告書における全ての財務情報及び非財務情報を読んだ。私たちは、明らかに重要な虚偽の表示又は不整合に気づいた場合には、私たちの報告書に対する影響を検討する。

財務諸表に対する監査意見

私たちの意見では:

財務諸表は、「銀行グループ」及び「銀行」の2015年12月31日現在の状態及び同日をもって終了した事業年度の「銀行グループ」の損失の状況について真実かつ公正な概観を提供している。

「銀行グループ」の財務諸表は、欧州連合が採択するIFRSに準拠して適正に作成されている。

財務諸表は2006年会社法の規定に準拠して、及び銀行グループの財務諸表はIAS規則第4条に準拠して、それぞれ作成されている。

「銀行」の財務諸表は、欧州連合が採択し、2006年会社法の規定に従い適用されるIFRSに準拠して適正に作成されている。

IASBが発行するIFRSに関連した区分意見

会計方針に記載のとおり、「銀行グループ」は、欧州連合が採択するIFRSを適用する旨の法的義務の準拠に加え、国際会計基準審議会(以下、「IASB」という。)が発行するIFRSに準拠している。

私たちの意見では、「銀行グループ」の財務諸表は、IASBが発行するIFRSに準拠している。

2006年会社法が規定するその他の事項に関する意見

私たちの意見では、財務諸表が対象とする事業年度の戦略報告書および取締役報告書に記載された情報は、財務諸表と整合している。

例外的に報告が求められている事項

私たちの意見では、2006年会社法が私たちに報告を求める以下の事項に関して、報告すべき事項はない。

「銀行」が会計記録を適切に保存していなかった場合、又は私たちが往査しなかった支店から私たちの監査に必要な報告書を受領していない場合。

「銀行」の財務諸表が会計記録及び報告書と整合していない場合。

法律が規定する取締役の報酬に関する一定の開示が行われていない場合。

私たちが監査に必要なすべての情報及び説明を入手していない場合。

マイケル・ロイド(上級法定監査人) デロイトLLPを代表して 勅許会計士及び法定監査人 ロンドン、英国 2016年3月30日

次へ

Independent auditor's report to the members of The Royal Bank of Scotland plc

We have audited the financial statements of The Royal Bank of Scotland plc ("the Bank") and its subsidiaries (together the "Group") for the year ended 31 December 2015 which comprise the accounting policies, the balance sheets as at 31 December 2015, the consolidated income statement, the consolidated statement of comprehensive income, the statements of changes in equity and the cash flow statements for the year ended 31 December 2015, the related notes 1 to 41 and the information identified as 'audited' in the Capital and risk management section of the Financial review. The financial reporting framework that has been applied in their preparation is applicable law and International Financial Reporting Standards (IFRS) as adopted by the European Union and, as regards the Bank financial statements, as applied in accordance with the provisions of the Companies Act 2006.

This report is made solely to the Bank's members, as a body, in accordance with Chapter 3 of Part 16 of the Companies Act 2006. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Bank's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Bank and the Bank's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Respective responsibilities of directors and auditor

As explained more fully in the statement of directors' responsibilities the directors are responsible for the preparation of the financial statements and for being satisfied that they give a true and fair view.

Our responsibility is to audit and express an opinion on the financial statements in accordance with applicable law and International Standards on Auditing (UK and Ireland). Those standards require us to comply with the Auditing Practices Board's Ethical Standards for Auditors.

Scope of the audit of the financial statements

An audit involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the financial statements sufficient to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. This includes an assessment of: whether the accounting policies are appropriate to the Group's and the Bank's circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed; the reasonableness of significant accounting estimates made by the directors; and the overall presentation of the financial statements. In addition, we read all the financial and non-financial information in the annual report to identify material inconsistencies with the audited financial statements and to identify any information that is apparently materially incorrect based on, or materially inconsistent with, the knowledge acquired by us in the course of performing the audit. If we become aware of any apparent material misstatements or inconsistencies we consider the implications for our report.

Opinion on financial statements

In our opinion:

- the financial statements give a true and fair view of the state of the Group's and of the Bank's affairs as at 31 December 2015 and of the Group's loss for the year then ended;
- the Group's financial statements have been properly prepared in accordance with IFRSs as adopted by the European Union;
- the financial statements have been prepared in accordance with the requirements of the Companies Act 2006 and, as regards the group financial statements, Article 4 of the IAS Regulation; and
- the Bank's financial statements have been properly prepared in accordance with IFRSs as adopted by the European Union and as applied in accordance with the provisions of the Companies Act 2006.

Separate opinion in relation to IFRSs as issued by the IASB

As explained in the accounting policies, the Group in addition to complying with its legal obligation to apply IFRSs as adopted by the European Union, has also applied IFRSs as issued by the International Accounting Standards Board (IASB).

In our opinion the Group financial statements comply with IFRSs as issued by the IASB.

Opinion on other matter prescribed by the Companies Act 2006

In our opinion the information given in the Strategic Report and the Report of the directors for the financial year for which the financial statements are prepared is consistent with the financial statements.

Matters on which we are required to report by exception

We have nothing to report in respect of the following matters where the Companies Act 2006 requires us to report to you if, in our opinion:

EDINET提出書類

ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(E05991)

有価証券報告書

- adequate accounting records have not been kept by the Bank, or returns adequate for our audit have not been received from branches not visited by us; or
- the Bank financial statements are not in agreement with the accounting records and returns; or
- certain disclosures of directors' remuneration specified by law are not made; or
- we have not received all the information and explanations we require for our audit.

Michael Lloyd (Senior statutory auditor) for and on behalf of Deloitte LLP Chartered Accountants and Statutory Auditor London, United Kingdom 30 March 2016

()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本有価証券報告書提出会社が別 途保管しております。